クァドランテ［四分儀］

地域・文化・位置のための総合雑誌

No. 22

QUADRANTE

ISSN 2434-9232

2020年3月

東京外国語大学海外事情研究所

Quadrante

クァドランテ　［四分儀］

地域・文化・位置のための総合雑誌

Areas, Cultures and Positions

No.22

2020 年 3 月
（第 2 版：2020 年 7 月）

東京外国語大学海外事情研究所

目　次

特集 I: 国際シンポジウム「日本／朝鮮・中国東北からみた「満洲」の記憶と痕跡
——輻輳する民族・階級・ジェンダー——」

趣旨文：国際シンポジウム「日本／朝鮮・中国東北からみた「満洲」の記憶と痕跡
——輻輳する民族・階級・ジェンダー——」開催にあたって　金富子　7
日本の「満洲」農業移民政策の思想的系譜
——前史としての朝鮮移民事業に注目して——　野本京子　9
野本京子氏報告へのコメント　孫春日　21
近代中国「間島」地域のキリスト教　倉田明子　25
倉田明子氏報告「近代中国『間島』地域のキリスト教」へのコメント　渡辺祐子　35
民族、地域、セクシュアリティ
——満洲国の朝鮮人「性売買従事者」を中心として——　李東振　39
李東振氏報告「民族、地域、セクシュアリティ——満洲国の朝鮮人
「性売買従事者」を中心にして」へのコメント　吉見義明　63
李東振氏報告へのコメント　金富子　65

特集 II: 書評コロキアム：逆井聡人著『〈焼跡の〉戦後空間論』

イントロダクション　岩崎稔　69
逆井聡人著『〈焼跡〉の戦後空間論』が提起する「戦後復興・開発」を分析する視座
上原こずえ　71
在日朝鮮人の占める空間をめぐって——検閲・カノン・女性——　宋恵媛　79
応答——「戦後」に捉われない語り方の方へ——　逆井聡人　89

特集 III: 書評会：巽由樹子著『ツァーリと大衆——近代ロシアの読書の社会史』

書評：巽由樹子著『ツァーリと大衆——近代ロシアの読書の社会史』　篠原琢　99
『ツァーリと大衆』書評へのリプライ　巽由樹子　111

特集 IV: 書評コロキアム：大石高典編著『犬からみた人類史』

はじめに　大石高典　117
書評１：犬とワンちゃんと私　村上正樹　121
書評２：他称「犬好き」からみた人犬関係　松本朋華　125
書評３：犬になるということ　伊東剛史　129
編者リプライ１：犬からみた「人類史」と「個体史」　大石高典　133
編者リプライ２：犬の視点から語る／騙ること
——吠えなかった人類学者の応答——　近藤祉秋　137
編者リプライ３：３人のコメントにお応えして　池田光穂　141
コメント：『犬からみた人類史』編集からみえてきたもの　福井幸　145

論文

1930年代逓信省電力行政の変遷
——中部電力・矢作水力間の紛争をめぐる革新官僚大和田悌二の言説を中心に——　内川隆文　151

目取真俊「魂込め」における戦争記憶と〈現場〉　黒沢祐人　179

詩人尹東柱における故郷——生まれ育った場所「北間島」を中心に——　金雪梅　197

書評論文

イタリア・フェミニズムにおける「母」をめぐる思想と実践
——チェーザレ・カザリーノ、アンドレア・リーギ編『もう一人の「母」：ディオティマとイタリア・フェミニズムにおける象徴秩序』を読んで——　潮屋郁也　215

佐藤郡衛著『異文化間教育——文化間移動と子どもの教育——』を読む　重松香奈　227

研究ノート

中国における「生涯教育」から「生涯学習」への転換
——民間教育訓練産業の視座から——　賴瑜瑩　239

史料紹介

占領地からのラブレター
——ベルギー人少女からドイツ人兵士への手紙 (1)——　小野寺拓也・西山暁義　255

文献紹介

Carmine Crocco Donatelli『私は如何にしてブリガンテになったか』（Carmine Crocco Donatelli, *Come divenni brigante*）　亀崎洋太　281

Lisa Brooks, *Our Beloved Kin: A New History of King Philip's War*.　塚田浩幸　285

研究業績

史料との出会い　佐々木孝弘　289

佐々木孝弘先生　研究業績　291

執筆者一覧・編集後記　297

Table of Contents

Featured Topic I: "International Symposium"

At the time of holding international symposiums: Memory and Traces in "Manchuria" Viewed from Japan/Korea and Northeast China: Congested Ethnic Groups, Classes, and Gender — Kim Puja — 7

The Agricultural Ideological Genealogy of Japanese "Manchuria" Agricultural Immiguration Policy: Focusing on Korean Immiguration Projects as Prehistory — Nomoto Kyoko — 9

Comments on Prof. Nomoto's Paper — Sun Chunri — 21

Christianity in "Kando" in Early 20th Century — Kurata Akiko — 25

Comments on Prof. Kurata's Paper — Watanabe Yuko — 35

Nationalism, Localism and Sexuality: The Case of Korean Prostitution in 'Manchuguo' — Lee Dong-Jin — 39

Comments on Prof. Lee Dong-Jin's Paper — Yoshimi Yoshiaki — 63

Comments on Prof. Lee Dong-Jin's Paper — Kim Puja — 65

Featured Topic II: "Book Review Colloquium"

An Introduction to Book Review Colloquium — Iwasaki Minoru — 69

An Analytical Perspective on "Post-war Reconstruction and Development" Proposed by Akito Sakasai's *A Theory on Burnt-out Ruins of Post-war Japan* — Uehara Kozue — 71

A Space for Zainichi Koreans in Post-war Japan: Censorship, Canon and Women — Song Hyewon — 79

Response: Out of the Post-war Frame — Sakasai Akito — 89

Featured Topic III: "Book Review Colloquium"

Book Review: *Tsar and Masses: A History of Reading in Imperial Russia* by Tatsumi Yukiko — Shinohara Taku — 99

A Reply to Book Reviews — Tatsumi Yukiko — 111

Featured Topic IV: "Book Review Colloquium"

Introduction to Book review colloquium on the book *Human History from Dog's Perspective*, Bensei Publishing 2019 — Oishi Takanori — 117

Dogs, doggies and me — Murakami Masaki — 121

Human-dog relations viewed from who has been recognized as a "dog lover" by the surroundings since childhood — Matsumoto Tomoka — 125

Some reflections on becoming a dog — Ito Takashi — 129

"Human history" and "individual history" from dog's perspective — Oishi Takanori — 133

On representing dog's perspective: A responce from the anthropologist who did not "Bark" — Kondo Shiaki — 137

Reply to three commentators — Ikeda Mitsuho — 141

My findings through the editing process of *Human History from Dog's perspective* — Fukui Yuki — 145

Articles

A Study of Monopoly of Power Supply in Japan in 1930's: Focusing on the Reform Bureaucrat Owada Teiji — Uchikawa Takafumi — 151

War Memories and the <On-Site ness> in Shun Medoruma's "Mabuigumi" — Kurosawa Masato — 179

The Homeland in the Poems of Yun-Dongju: Focued on Homeland of "Bukgando" — Jin Xuemei — 197

Review Articles

The Thought and Practice of the Concept of "Mother" in Italian Feminism: Reading *Another mother: Diotima and The Symbolic Order of Italian Feminism* by Cesare Casario and Andrea Righi (eds.) — Shioya Ikuya — 215

Book review: Intercultural education: Intercultural transfer and child education by Sato Gunei — Shigematsu Kana — 227

Research Notes

Transition from "Lifelong Education" to "Lifelong Learning" in China: The perspective of the private education training industry — Lai Yuying — 239

Historical Materials

Love Letters from the Occupied Territory: Letters from a Belgian Girl to a German Soldier (1) — Onodera Takuya / Nishiyama Akiyoshi — 255

Book Review

281

List of Works

On Reading Historical Sources — Sasaki Takahiro — 289

List of Works of Prof. Sasaki Takahiro — 291

List of Authors, Editorial Notes — 297

特集 I: 国際シンポジウム

「日本／朝鮮・中国東北からみた「満洲」の記憶と痕跡
――輻輳する民族・階級・ジェンダー――」

特集：国際シンポジウム「日本／朝鮮・中国東北からみた「満洲」の記憶と痕跡―輻輳する民族・階級・ジェンダー―」開催にあたって

Memories and Traces in "Manchuria" Viewed from Japan/Korea and Northeast China: Congested Ethnic Groups, Classes and Gender

金　富子
KIM PUJA

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
満州　中国東北　植民地　日本　朝鮮　民族　階級　ジェンダー

Keywords
Manchuria; Northeast China; colonies; Japan; Korea; ethnicity; class; gender

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.7-8.

共同研究の最終年度のまとめとして、2019年12月14日（土）、中国・延辺大学から孫春日先生、韓国・慶北大学校から李東振先生、さらに明治学院大学の渡辺祐子先生、中央大学名誉教授の吉見義明先生を招いて、標題の国際シンポジウムを開催しました。

本科研の正式名称は、科学研究費補助金受給・基盤研究Ｂ研究プロジェクト「日本／朝鮮・中国東北からみた『満洲』の記憶と痕跡～輻輳する人種民族・階級・ジェンダー・セクシュアリティ」です。この科研は、東京外国語大学に所属する７人の教員を中心とする共同研究として、本学大学院生やポスドクなどの若い研究者、満蒙開拓記念館のスタッフの参加・協力のもと、2016年から始まりました。すこし振り返ってみます。

そもそもこの共同研究は、2015年に３ヵ国４大学の学生が「満洲」に関する共同授業を行い、ともに中国東北の長春や延辺朝鮮族自治州を訪ねるスタディツアーを行い、延辺で孫春日先生、李光平先生に出会ったことから始まりました。「満洲」における日本の侵略の傷跡の深さとともに、朝鮮人集団移民の存在に改めて気づかされたのです。

日本では、「満洲」といえば日本人移民の苦難だけを考えがちな風潮がありますが、これに抗して、この科研では「満洲」を、日本人だけでなく、朝鮮人、中国人、欧米人を含めて民族・人種、階級、ジェンダー・セクシュアリティが複雑に交差し輻輳する場としてとらえ、その視座から「満洲」経験と現在にいたる記憶と痕跡に関して、歴史的・思想的・文化的に検証することをめざしました。

１年目である2016年には、日本人の「満洲」移民の最大の送り出し元である長野県と飯田市歴史研究所、満蒙開拓平和記念館、川路村資料館を訪問し、３人の移民経験者（子孫含む）にインタビューを行いました。次に、同年12月には延辺大学から孫春日先生、ドキュメンタリー写真家である李光平先生を招き、国際シンポジウムを開催しました。これをきっかけに、李光平先生の写真集を日本で刊行するプロジェクトが始まることになりました。

２年目である2017年には、本格的な中国

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

東北調査を行い、長春、万宝山、ハルビン、そして延辺地域を訪ね、延辺地域では孫春日先生、李光平先生の案内で日本人入植地と朝鮮人入植地の両方をフィールドワークしました。なかでも朝鮮人集団部落に行き、現地で当時を知る移民一世たちにインタビューを実施したことは忘れられない記憶になりました。また2018年1月には中国から「満洲」文学の研究者を招いた国際カンファレンスを開催するとともに、渡辺祐子先生を招いて「満洲」のキリスト教に関するセミナーを開催しました。

3年目である2018年には、再度、飯田市歴史研究所、満蒙開拓平和記念館を訪問し、日本人「満洲」移民を数多く輩出した長野県でのフィールドワークやインタビューを行いました。満蒙開拓平和記念館のスタッフであり本科研のメンバーでもある島崎友美さんの尽力により李光平先生の写真展、そして孫春日先生の講演が行われました。

同年8月には、孫春日先生とともに韓国のソウルを訪れ、李東振先生も合流して聖公会大学の権赫泰先生・趙慶喜先生との連携によりワークショップ「韓中日における「満洲」移民研究の動向と課題～「満洲国」時期を中心に～」を開催するとともに、「満洲」への朝鮮人集団移民を数多く輩出した江原道原州でフィールドワークを行いました。

最終年度である2019年度には、李光平先生の写真集『満洲に渡った朝鮮人たち――写真でたどる記憶と痕跡』（世織書房）を刊行することができました。これを記念して李光平先生を招いて新宿・高麗博物館で写真展を行いました。講演会・連続講座を含めて、10日間で500人が観覧しました。これは本科研の大きな成果だといえます（その写真展で展示した写真をシンポジウム会場の背面に展示しました）。8月末には瀋陽・撫順、大連・旅順をフィールドワークし、撫順炭鉱、平頂山惨案記念館、撫順戦犯管理所、9・18歴史記念館、満鉄跡地、旅順監獄、大連の日本人向け・中国人向けの旧遊廓跡地など、日本が中国東北、「満洲」を侵略した記憶と痕跡を辿りました。

これ以外にも科研のテーマに関連する専門家をお招きして研究会を開催してきましたが、このシンポジウムでは、共同研究プロジェクトの一環及びプロジェクトの最終年度の事業として、日本帝国主義・植民地主義の支配の場となった「満洲」をメインフィールドとして、そこに移動する朝鮮人、中国人、そして日本人たちの軌跡を追いつつ、ここで輻輳する民族と階級とジェンダーの関係構成とその意味を考えることを通じて、これまでの研究成果の共有と残された課題に取り組みました。この小特集には三つのセッションの各報告とコメントを収録しました。なお、翌日には若手研究者フォーラム「「満洲」における移民・闘争・ジェンダー」を開催しました。

テーマ①「満洲」移民の思想と文化
司会:中野敏男（東京外国語大学名誉教授）
野本京子（東京外国語大学名誉教授）「日本の『満洲』農業移民政策の思想的系譜――前史としての朝鮮移民事業に注目して」
コメント：孫春日（中国・延辺大学）

テーマ②「満洲」の社会と文化
司会：橋本雄一（東京外国語大学）
倉田明子（東京外国語大学）「近代中国東北『間島』地域のキリスト教」
コメント：渡辺祐子（明治学院大学教授）

テーマ③「満洲」におけるセクシュアリティの展開
司会：吉田ゆり子（東京外国語大学）
李東振（韓国・慶北大学校）「民族・地域・セクシュアリティ～『満洲国』の朝鮮人『性売買従事者』を中心に」
コメント：　吉見義明（中央大学名誉教授）、金富子（東京外国語大学）

日本の「満洲」農業移民政策の思想的系譜
―前史としての朝鮮移民事業に注目して―

The Agricultural Ideological Genealogy of Japanese "Manchuria" Agricultural Immigration Policy: Focusing on Korean Immigration Projects as Prehistory

野本　京子
NOMOTO KYOKO

東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

キーワード
内原グループ　朝鮮開発協会　群山　角田一郎　日本国民高等学校

Keywords
Uchihara group; Chosen kaihatsu kyokai; Gunsan; Sumita Ichiro;
Japan Fork High school (Nihon Kokumin Koto-gakko)

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.9-19.

目　次

1. はじめに
2. 朝鮮開発協会の発足と移民事業
　2-1. 朝鮮開発協会の設立
　2-2. 朝鮮への移民開始
3. 満鮮開発協会への改称と満洲農業移民策の提唱
　3-1. 角田一郎「満蒙経営大綱」と加藤完治
　3-2. 拓務省への働きかけ
4. 日本国民高等学校運動と修練農場（農民道場）
5. おわりに

1. はじめに

1932（昭和7）年10月、満洲への第一次武装移民が開始され、その後、1936年には広田内閣のもとで「満洲移民20ヵ年100万戸移住計画」が国策として決定される。満洲への農業移民については当初、政府内（拓務省）や関東軍でも時期尚早論など、否定的な意見が強かったとされるが、これが国策になるにあたっては、加藤完治をはじめとする民間からの働きかけがあったことは周知の通りである。本報告は満洲への農業移民に先立って行われた朝鮮への農業移民事業に着目する。その理由は以下の通りである。

否定的意見が多数を占めていた満洲への日本人農業移民論が国策になっていった時代的背景、とりわけ従来から指摘されていた民間からの働きかけの持った意味をより明確にする必要があると考えるからである。ここで念頭に置いているのは、加藤完治たち「内原グループ」の果たした役割である。「内原グループ」とは、「満洲移民の父」と称された加藤完治（かとうかんじ）をはじめ、農政サイドから満洲移民を強力に推進した石黒忠篤（いしぐろただあつ）・小平権一（こだいらごんいち）・那須皓（なすしろし）・橋本伝左衛門（はしもとでんざえもん）等を指す[1]。内原とは、加藤が校長・所長をつとめた日本国民高等学校および満蒙開拓青少年義勇軍訓練所所在地の地名である。

このグループの個々人については後述する

[1] この五人は「農政五人男」とも称されている（伊藤淳史『日本農民政策史論　開拓・移民・教育訓練』京都大学学術出版会、2013年、p.23の注（20））。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

が、同グループは石黒忠篤及び小平権一といういわゆる「石黒農政」を牽引した二人の農林官僚を含んでいるほか、1920年代からさまざまな政府の審議会・調査委員会の委員を歴任した那須（東京帝国大学農学部教授）や橋本（京都帝国大学農学部教授）も加わり、加藤完治の関わった諸事業に深く関与していた。「民間」の運動が現実化し注目されるに至る過程で彼らの存在はきわめて大きかったといえる。その内原グループが移植民事業に関わったのは、1924（大正13）年3月に設立された社団法人「朝鮮開発協会」に端を発する。この協会の発起人は加藤完治、二荒芳徳（ふたらよしのり）、山崎延吉、那須皓、小平権一、橋本伝左衛門、自治講習所の卒業生5名であった。自治講習所とは1915（大正4）年12月16日に設立された山形県立自治講習所のことであり、初代所長は加藤完治であった。この自治講習所修了生を中心とする朝鮮への移民が開始されたのは1925年3月のことである。

本報告では、この朝鮮の群山そして平康への農業移民が実施に至った経過、そしてその後の「満洲農業移民」との連関について考察する。朝鮮への農業移民は、満洲への農業移民を国策の軌道に乗せる前史としての役割を果たしたのではないかと考えるからである。なお、朝鮮開発協会は1931（昭和6）年に「満鮮開発協会」と改称している。

ここで研究史に言及すると、伊藤淳史（あつし）（2013）は戦前・戦時と戦後とで分断されがちな農業政策史を、「農民政策」という一貫した視点により、その意義や意味づけについて再検討している。同書は、戦後の農業移民事業（短期）を推進したアクターである国際農友会が、満洲移住協会→開拓民援護会→開拓自興会という系譜にあることを指摘し、この「農林省ラインにおける満洲移民の連続性」を農林官僚石黒忠篤や那須皓、加藤完治などの「内原グループ」人脈を通じて検討した。経済更生特別助成事業として農業移民が農政の一環に組み込まれたことが、戦後の移民政策の動向を規定したことなどを明らかにした労作であり、満洲移民から戦後開拓民となった白河（しらかわ）報徳開拓組合（当初の指導者は加藤完治）を事例として取りあげ、その営農実態と農民意識を析出した。

本報告は、伊藤の研究の重要性を踏まえつつ、満洲移民にいたる時期以前の移民事業や移民観との連続性を問うものである。報告では、主として①満洲農業移民政策に先行する「内原グループ」の移民政策にかかわる動向を検討し、②同じく「内原グループ」が深くかかわった満洲移民政策と併走した移民訓練施設（移民教育）についても概観したい。①と②が密接不可分であるのは、移民政策の農政思想的背景と農民教育への関与を総体として把握・検討する必要があると考えるからである。その際に各時期の農政の課題や現実に行われた対応策を念頭に置きつつ、「国内農業問題への対応策としての移民政策」（伊藤淳史 2013、p.16）という視角も踏まえて迫ってみたい。ただし、移民事業自体の詳細な実態を取りあげるのではなく、満洲農業移民が国策化するに至る過程（前史）に重きをおいて、その農政思想的系譜をたどることにする。

2. 朝鮮開発協会の発足と移民事業

まず、朝鮮開発協会について検討する前に、1915年12月16日に設立された山形県自治講習所についてふれておきたい。講習所は後述する日本国民高等学校運動の出発点に位置づけられる教育機関であり、当時、山形県の庶務課長兼知事秘書官であった藤井武（ふじいたけし）の奔走によって設立された。藤井武は内村鑑三の弟子である。藤井はホルマン著・那須皓訳の『国民高等学校と農民文明』を読んで共鳴し、デンマークの国民高等学校にならって、農村における中心人物の養成機関の設立を周囲に働きかけていく。この自治講習所の初代所長に推薦され、着任したのが当時愛知県の安城農林学校教員であった加藤完治であった。着任

に先立ち、加藤完治は友人である小平権一（農商務省）とともに山形県におもむき、藤井武と面談し、農場における農業労働を重視する勤労教育の方針を伝えている。この後の約10年間、加藤は学校運営方針を一任された所長として、農村の青年教育に携わっていく。この自治講習所第6期生3名が、耕す土地のない次三男問題について加藤に直接談判したとされ、これが朝鮮への植民を考えるようになる一つの契機になったと言われる[2]。

2-1. 朝鮮開発協会の設立

このようなエピソードをもつ農村次三男問題を背景に、社団法人「朝鮮開発協会」が設立されたのは1924（大正14）年3月のことであった。本部事務所は山形県自治講習所内に置かれた（翌年4月、加藤が茨城県友部の日本国民高等学校に移ると本部も移動）。発起人は前述した加藤完治、二荒芳徳、山崎延吉、那須皓、小平権一、橋本伝左衛門、山形県自治講習所卒業生5名である。「内原グループ」の中核の加藤のほか、那須、小平、橋本が名を連ねている。ここで彼らの経歴を簡単に紹介しておきたい。

加藤完治（1884-1967）は東京帝国大学農科大学を卒業後、内務省地方局・帝国農会嘱託となり、農科大学の同窓であった那須皓とともに農村調査などを行なっている。その後、安城農林学校の教員、山形県自治講習所所長を経て、日本国民高等学校校長となる。山崎延吉（1873-1954）は加藤が教員であった時の愛知県安城農林学校長であり、版を重ねた『農村自治の研究』（1908年）の著書として知られる。安城農林学校長の職を辞した後、1920年代には帝国農会幹事や小作制度調査会委員などを歴任し、その後、普通選挙制下の第1回総選挙で愛知4区から立候補し当選を果たすことになる。地方農村の村落レベルでの指導者層に影響力をもった山崎は、「内原グループ」とともに国民高等学校運動にも関わっていく。加藤と親しい友人であった那須皓（1888-1984）は東京帝国大学農学部教授であり、1921年にはジュネーブで開催された第3回国際労働会議総会に労働者側顧問として出席している。各種審議会委員を務め、1930年代には農村経済更生中央委員会委員や農林省経済更生部参与にもなっている。小平権一（1884-1976）は加藤と同じ東京帝国大学農科大学卒業後、農商務省に入り、後に農務局長や経済更生部長、農林次官などを歴任していくが、彼も加藤とは親しい友人関係にあった。橋本伝左衛門（1887-1997）は同じく東京帝国大学農科大学を卒業しており、ドイツへの留学等を経て、1923年には京都帝国大学農学部長に就任している。

以上のように、彼らは同窓で年齢的に近く、個人的に親密な間柄であった。小平は農林官僚であり、那須、橋本は農学部教授としてさまざまな場面で発言し得る立場にあった。朝鮮開発協会の発起人にはなっていないが、加藤完治の軌跡に深く関わり支援していった人物が石黒忠篤（1884-1960）である。石黒は東京帝国大学法科大学卒業後、農商務省に入り、ヨーロッパ留学をはさんで、農務局農政課長、同小作課長、農務局長、農林次官と一貫して農政畑を歩んでいく。その後、1940年には第二次近衛内閣の農林大臣になっている。加藤完治は石黒の農務局副業課長時代に親しくなったと述べており、それは1918年頃であったと思われる。加藤完治が1922年から約1年4ヵ月間、デンマークやドイツ、アメリカなどを視察する機会を得たのは石黒のつよい勧めがあったためである。以後、石黒忠篤は加藤完治の関わる事業を強力に支援していく[3]。

[2] 三原容子「山形県内庄内地方の産業組合運動と満州移民送出運動の思想――皇国農民団を中心に――」（『東北公益文化大学総合研究論集』18、2010年7月、p.166）では、この6期生の氏名とともに、この談判の時期を1921年12月頃と推定している。

[3] 加藤完治「いつも一心同体」石黒忠篤先生追悼集刊行会編『石黒忠篤先生追悼集』、1962年、pp.97-117参照。

ではなぜ、朝鮮への農業移民であったのか。加藤完治の「自治講習所十周年記念講話」(『弥栄』47号、1926年2月）を見てみよう。加藤はこの講話のなかで、農村の次三男に「活動の天地を与える」ことの必要性を説いている。「アメリカの日本人移民排斥」に言及し、「米国がただ自分の都合ばかり考えて一切日本人を入れぬというがごときは、いかに考えても正義の行為とは申されぬ」と批判し、この日本人排斥に対して差別撤廃を要求しても欧米各国に受け入れられないのは「我が国力が振るわないからである」という。「ここにおいて吾人は正義の実現には力が必要であると、迷わされずに確信することが大切だ。そこでいかにせば国の力をつける事が出来るかと考えぬいた揚句、私は第一歩に植民問題と結びつけて日韓合邦の実をあげる事であると信ずるに至った」とする。さらに「朝鮮植民が内外植民計画の第一歩であると私は信ずる。日韓合邦の実をあげて、しかる後広い天地に雄飛せんとすれば、先ず我が農村の二、三男を思い切って朝鮮に植民させる必要がある」〔下線部：野本〕と続けている。このように考えて、親友や同志と朝鮮開発協会を作るに至ったという。注目したいのは、下線部分である。この「広い天地」とは満洲を意味していると思われ、当初から朝鮮への移民の延長線上に満洲農業移民を想定していたのである。なお「アメリカの日本人移民排斥」とは、「1924年移民法」によって、日本からの移民が全面禁止されたことを念頭に置いての発言であろう。

さらに加藤の「皇国農民の進路」と題する講演筆記では、山形県自治講習所時代、卒業生数人から農業に励みたいものの耕す土地がないと訴えられたというエピソードを紹介した後、さまざまな社会問題や経済問題を徹底的に解決するには、どうしても荒地の開墾が必要であると述べている[4]。さらに、デンマーク農村が豊かなのは「国民高等学校運動の力もありますが、農家がみんな自作農で、しかも1戸あたり平均15町歩から17町歩も耕作しており、それを共同して、おまけにイギリスというお得意をひかえているからです。（中略）1戸あたりたった1町1反であくせくして食うにも食えぬ日本農民を私は涙の目でふりかえったことです。全く日本ほど小さい土地で苦心している百姓はありませんよ」という。

引用文では、日本農業とデンマーク農業との立脚基盤の違いが強調されており、加藤が国内の農業問題──狭小な耕地、次三男問題──を海外とくに植民地への移植民により解決（まさに矛盾の転化にほかならない）しようと考えていたことがわかる。アメリカへの移民が困難になったこともあり、植民地化され、日本の勢力圏下にあった朝鮮への移民案が現実的な策として浮上したといえる。それでは具体的に、朝鮮開発協会の事業である移民はどのような形で実現することになったのだろうか。

2-2. 朝鮮への移民開始

自治講習所は拓殖教育に力を入れ、1920（大正9）年、元陸軍軍馬補充部牧場であった山形県東村山郡大高根村（現：村山市）の国有林を借り受けて、開拓を開始していた。しかし、ほかに内地の開拓で適地を求めるのが困難だったため、加藤は朝鮮に渡る。山形県自治講習所卒業生を中心とした朝鮮への農業移民が実現したのは、この時に朝鮮総督府の紹介で、「朝鮮の水利王」といわれた不二興業株式会社社長藤井寛太郎（貴族院議員）と面談したことが契機となった。

不二興業は、1914（大正4）年3月、農場経営と移民事業等の目的で設立した植民地農場会社である。1919年から朝鮮の未墾地

[4] 加藤完治「皇国農民の進路」（1931年11月に和合恒夫の瑞穂精舎での講演筆記）。和合主宰『百姓』第2巻第1～3号に掲載。ただし、加藤完治全集刊行会編集『加藤先生　人・思想・信仰』加藤完治全集　第四巻（下巻）、1967年に収録されたものを参照（pp.233-246）。引用部分は p.241。

開拓事業を開始し、「全羅北道沃溝郡」の海岸「群山府」の干拓計画（群山西方の干潟地約2,500町歩）による不二農村と沃溝農場建設計画を立案した。本報告でこの事業の詳細について述べることはできないが、李圭洙は不二興業の事業を、東洋拓殖株式会社にみる既墾地型地主（＝東拓型地主、農事改良型地主）ではない未墾地型地主（＝不二型地主、土地改良型地主）として位置づけている[5]。

この干拓事業は1923年に工事が終わり、移民事業（集団移民）の募集を開始する。加藤完治は藤井寛太郎と会見し、現地を視察したうえで山形県の農村青年の入植を決意し、不二興業が行った1925年の第二回移民の募集に応じたのである。計画は「日本農民の集団入植による自作農創設」とされ、会社の方針では1府県10名で一部落であったが、加藤は少なくても20戸以上をもって形成すべきと主張している。

山形県からの移民の第一期入植への応募者は自治講習所卒業生など23歳から27歳の青年であり、独身者は妻帯を勧められた[6]。1925年3月の第一回渡航者は10名であり、翌1926年3月の第二回渡航者10名と合わせて20戸で「山形村」を形成する。山形県以外にも徳島・宮城・岡山・山口・香川・石川・新潟・大分・広島・熊本各県から各10戸が入植している。群山の不二農村では、このように集団移民の形態をとり、そのまとまりは「山形村」、「宮城村」といったように出身県の名称で呼ばれた。その後、1927年には第二期干拓地完成にともない、山形県からはさらに20戸の農民が入植し「西山形村」と命名されている。なお第二期では、愛媛・熊本・広島・奈良・佐賀・長崎・高知・岩手・福島各県からも各10戸ずつ入植した。第三期は山形県からの入植はなかったが、1929（昭和4）年9月時点の移民数は総計319戸であった[7]。以上の群山府干拓計画による集団移民は「不二農村」と呼称されるが、このうち山形県からの移民は最多の40戸を占めたのである。

次に当時の状況を示す資料として、朝鮮開発協会発起人であった山崎延吉の「興村行脚日記」（『我農生三十年　興村行脚』山崎先生還暦記念刊行会、1932年）の1925年5月22日の記述を引用する。

> 八時群山に下車したが、此間広き沃野を見て、しかも内地とは違はぬ程に進んだ農耕の様を見て、今更視察は広くせねばならぬ事を感じた。不二興業会社の門脇氏の出迎えを受け、自動車で沃溝農場（群山より一里余）を見た。此の農場はやはり藤井寛太郎氏の事業の一で、特に移民計画を立ててあるのが特徴の所である。開拓地は溜池を心に、北に千町歩（内地人向）南に八百町歩（朝鮮人向）あって、耕地は千八百町歩出来るのである。現在は内地の移民が八十三戸で、一戸当り三町歩を宛て、それに文化的家屋が出来て居り中心に公食堂もある。移住府県によりて、或は山口県の人の所は山口村、徳島県の人の所は徳島村と称する事になっている。（中略）此処に山形県の自治講習所の卒業生が、十戸今年移った。訪ねて見ると、思ったよりよい所であ

[5] 不二興業の朝鮮での事業については、李圭洙『近代朝鮮における植民地地主制と農民運動』（信山社出版 1996年）に詳しい。とくに第六章「不二農村における集団的農業移民の展開過程」は、朝鮮開発協会による自治講習所修了生を中心とする山形県からの農業移民を含む事業を詳細に検討しており、大変参考になった。

[6] 群山及び平康の植民事業については、『山形県史　本篇 4 拓殖編』（1971年）第二編第一章満洲農業移民の発祥（pp.297-390）に詳しい。執筆者で編さん員の後藤嘉一氏はかつて満洲移住協会に在籍しており、大部分はその所蔵資料によって執筆されたという（「緒言」）。なお、小林勝人『山形県史から学ぶ『朝鮮への農業移民と山形県』』満蒙開拓平和記念館レポート（2018年4月）も参照。同レポートは中間報告と位置づけられている。昭和の初めに伊那谷から農業移民として、「平康」に渡った一組のご夫婦の存在を知った著者が、聴き取りをするなかで「満蒙開拓団送出の前史ともいえる」朝鮮への農業移民と山形県との関りに関心を持ち、まとめた論考である。

[7] 前掲　李圭洙『近代朝鮮における植民地地主制と農民運動』pp.188-189。

> り、仕事も楽であり、面白いとて、嬉々乎として働いて居るので、全く嬉しく感じた。昨年あたりは籾で四石とれた所があるといふから、塩がぬければぬける程、収穫がふえるに相違あるまい。戸当り三町歩であれば、必ず残る所も少くあるまい。従って耕地も宅地も家も、本当に所有する事が出来る。全く自作農創定と見做す事が出来る。内地で行きづまりの自作農創成は、斯くして出来せば、いくらでも出来る。（159-160 頁：下線は野本）。

第一次世界大戦後は、米騒動が起こるなどの食糧問題が社会問題化した時期である。小作争議も多発し、農民運動がさかんになった。朝鮮での産米増殖計画は植民地を含めた食糧アウタルキーを目指すものであった。一方このような状況に対し、当該期は米穀法の制定（1921年）に見られる米価対策や、自作農創設維持政策などの土地政策など、農業政策（社会政策的農政）の一画期でもあった。石黒忠篤や小平権一の小作立法への取り組みは「石黒農政」と称されるほど、政策担当者として、この潮流を牽引していったのである。山崎延吉は1920年に小作制度調査委員会（1923年からは小作制度調査会）委員になっており、そこで自作農創設についての議論を重ねていた。山崎は自作農創設政策について、小作農にわずかな土地を所有させようとする「自作地創設」に過ぎないと批判していた。上記引用文中の「全く自作農創定と見做す事が出来る」とは、このような時代背景のもとに発せられており、干拓地の塩害に言及しながらも、内地で行きづまっている自作農創設の可能性を植民地朝鮮に見たことがうかがえる[8]。

なお朝鮮開発協会は群山干拓地だけではなく、朝鮮の他の地域での農業移民も試みている。1927年、加藤は後述する日本国民高等学校第2部（農家の次三男で将来移民しようとする者を教育）の卒業生、山形県自治講習所卒業生・短期受講生の希望者のために、朝鮮内の土地を探していた。この時も藤井寛太郎の仲介で江原道平康郡平康面鴨洞里（京城から東海岸の元山港に至る京元線鉄道沿線、京城と元山のほぼ中間）の原野を視察し、100戸の日本農民植民事業計画を立てる。入植者送出は朝鮮開発協会が担当することになり、翌1928年1月、山形県自治講習所で「平康移住希望者要綱」による移住者募集を開始した。第一回応募者は山形県内からの15戸であり、5月に入植すると同時に産業組合を設立する。1929（昭和4）年4月には第二回移住者9戸が入植し、計24戸（63人）となる。同年冬から1930年春にかけて、山形県を中心に入植者を募集し38戸が入植したのである。

以上、実態はともかく（群山の山形村では経営方針をめぐる対立等もあった）、全北沃溝郡の不二農村は、「植民地農政の典型的成功事例として朝鮮内外に『理想農村』・『模範農村』と宣伝され、総督府及び大蔵省預金部の膨大な補助金や低利資金の融資も受けられた」（李圭洙 1996 p.173）という。

3. 満鮮開発協会への改称と満洲農業移民策の提唱

その後、朝鮮開発協会は、1932 年2月に「満鮮開発協会」と改称する（1931 年改称説もある）。ここで「内原グループ」の満洲への関与と交錯した退役軍人角田（すみた）一郎（1882-1933）について取りあげる。

3-1. 角田一郎「満蒙経営大綱」と加藤完治

角田は山形県東村山郡大郷村（現：山形市）の農家出身で陸軍士官学校卒の軍人（中佐）

[8] 山崎の農業・農村観については、野本京子「山崎延吉の農村振興策」（同『戦前期ペザンティズムの系譜　農本主義の再検討』日本経済評論社、1999年）第2章。

であったが、体調を崩し、山形県で農業を営んでいた。1931年11月、彼は自らが執筆した満洲への農業移民策「満蒙経営大綱」を政府関係者や軍首脳部に送っている。しかし何の反響もなかったため、加藤完治への面会を思い立つ。

1932年1月2日、角田一郎は神田にあった日本国民高等学校販売部で加藤完治に面会し、「農民の現状を凝視すればする程八方ふさがり行詰りの極みである。この難局打開の道は植民以外にないと信ずる」として「満蒙経営大綱」を提示したという。この時のことを、加藤完治は回想し、以下のように記している[9]。

> 昭和七年正月二日、僕が東京神田にあった日本国民高等学校の販売部にいたとき、突然山形から角田中佐（予備）が尋ねてきた。久闊（きゅうかつ）のあいさつがすむや否や、角田中佐が、満洲移民問題について語り出した。彼の言い分はこうである。陸軍省にでかけてゆき、昔の仲間や、課長、局長クラスのものに、満洲移民の断行をせまったところ、全部の者が反対である。満洲に農業移民など、できるものかと聞き入れてくれない。そこで僕に、陸軍省に乗り込んでいって、彼らを説き伏せてくれぬかというわけである。

加藤と角田は会談後、陸軍省に行って荒木貞夫陸軍大臣と面会するが、荒木は「満洲移民のことなら僕も反対だ。とても労働力、生活力のつよい中国の国民の中に、日本農民を入れても駄目だ」と反対したという。加藤は、「すでに朝鮮の群山や平康のようなひどい土地にも入植させているが、彼らは立派に落ちついている」と反論した。すると荒木からは「移民の何パーセントぐらいが、農業移民として満洲に定着するか」という質問があり、加藤は「500人入植させれば300人は確実に、農民として残るでしょう」と返答したという。更に荒木から希望者の有無を問われ、「在郷軍人から募集し、これを訓練して入植させる。募集訓練する仕事は、僕の方で引き受けるから、大臣は、移民に必要な資金、旅費、建物借入代、武器、軍医、土地を準備してくれと希望した」とされる。

加藤はこのように、朝鮮移民協会が関わった群山と平康の事例を持ち出し、満洲農業移民の遂行を迫った。実際には、荒木の姿勢は「聞き置く」ということであったかもしれないが、加藤が自ら関与した朝鮮への農業移民の実績を根拠としてあげていることに注目したい。角田が加藤への面会を思い立ったのも同様の理由からであった。荒木陸相との会見後、加藤はすぐに当時農林次官であった盟友の石黒忠篤邸を訪問し、経緯を説明している。石黒はすぐに賛成し、近日中に那須皓と橋本伝左衛門が奉天に行き、「満洲移民の可否をきめる大討論会」に出席するはずなので、明日、二人で那須に会って話そうということになり、翌日、三人で話し合っている。石黒はまた、近日中に東大総長の古在由直（こざいよしなお）を訪ね、賛意を得よというアドバイスも与えたとされる。

なお、奉天での大会議とは、1932年2月17日に奉天で開催される関東軍統治部会議「満蒙新国家建設会議」のことであり、那須と橋本はこの会議に招聘されていた。二人は「満州移民の突破口」を開こうという意図のもと、満洲農業移民の必要性を説いたのであった。会議では農業移民案には否定的意見が多かったが、関東軍参謀板垣征四郎と石原莞爾は支持に回ったという。板垣や石原は移住適地を見てほしいと述べ、那須と橋本は関東軍の飛行機で空から満洲の大地を視察している[10]。

---

[9] 以下の引用及び記述は、『加藤先生　人・思想・信仰（上巻）』加藤完治全集第四巻、1967年所収「石黒忠篤大兄九　満洲移民に対する深慮遠謀」pp.379-381による。

[10] 那須皓先生追想集編集委員会編『那須皓先生──遺文と追想』農村更生協会、1985年、p.95。

ここで、角田一郎の「満蒙経営大綱」中の「細論」（『山形県史　拓殖篇』pp.357-368）からその構想を、一部、紹介しよう。まず、日本の農業・農村の現状に対する認識は以下の通りである。

> 世界不況は農村を襲ひ瀕死状態に堕するや、農村救済の声喧しく或は之を経営法に於てせんとし、多角農業とか或は販売購買統制とかの声満天下を風靡せり。余等も之の理想に邁進し、多角農業により自給的に其生産物を循環せしめて綜合的利潤を得る事に努力せり。然れども其結果や如何。日本の如く一家一町歩位の狭き耕地にありては自給的に多角型農業経営は全く不可能にして、副業たる養鶏養豚等の飼料は輸入品に依存せざるべからず。従って自給の原則は到底不可能なることに到達せり。故に日本内地にありては、一家少くも二町歩付近の耕地ある如く人口を稀薄ならしめる事が農村救済の根本なり（p.360）

と述べ、次のように国家による満洲農業移民の推進と財政的支援を訴えたのである。在村での農業経営組織改善等を試みた角田の現状認識がよく伝わってくる。さらに以下のように述べている。

> 農村は今や人口過剰により崩壊せんとす。農村の子弟は海外移住によりて其の生活せんと欲しつつあり。然れども其の移住には金を要す。（中略）日本全国の農家一戸平均約千円の借金ありと聞かば、誣言にあらざるを知るべし。これ農家の実情なり。此の青年を駆りて満蒙に移民せんとす。母国の補助なくして不可能は余りに自明の理、国家権力の発動を要求する所以なり（p.363）

当時は世界恐慌の影響を受け、農村では米価や繭価が惨落する。農家の負債が社会問題化し、娘の身売りや欠食児童などが新聞で報じられた。角田はこのような状況の根本に農村の過剰人口と零細な農業経営があるとして、「国家権力の発動による満蒙への移民」つまり国策としての満洲移民を提唱したのである。そして、政府内や軍部での農業移民消極論への反証として、加藤完治らの朝鮮への農業移民の実績をあげている。移民の選定については、「先ず目下の情況にありては主として在郷軍人より募集し、逐次貧家の二男以下の子弟を教養し、徴兵検査後移民となす」という方針を示している。これは後に実施される武装移民に通じる構想であった。

3-2. 拓務省への働きかけ

角田一郎の構想を踏まえ、加藤完治、石黒忠篤は満鉄経営の満洲公主嶺農事試験場技師と打ち合わせ、「六千人移民案」と称する「満蒙植民事業計画書」を作成する。これは初年度（1932年度）中に幹部300名、植民6,000名を送出しようとする計画であり、50年後には500万人の日本農民を移住定着させようとする案であった。植民教育は日本国民高等学校で行うとされた。この計画書を拓務省に示して立案と即時断行を訴えたが、拓務省内では不可能論者が多かったという。しかし即時断行は困難だが、調査研究は必要だということになり、拓務省内で「六千人移民案」を検討調査することになった。この結果、拓務省では1932年度予算に第一期計画として、10年間に10万戸の農業移民送出に関する経費を計上するため、この案を閣議にかける準備に着手した。閣議では時期尚早論が強く、拓務省案は否決されることになる[11]。

[11] 以上は、『山形県史　本篇 4 拓殖編』1971年、pp.374-376 を参照した。なお関東州と満鉄付属地への日本人農業移民は、①満鉄が1914年から鉄道守備隊の除隊者を鉄道付属地に定住させようとした試み、②関東庁が1915・1916

このような満洲農業移民慎重論が大きく動いた背景には、やはり1932年3月1日の「満洲国建国宣言」があった。同年の「五・一五事件」後、後継の斎藤実内閣では拓務大臣永井柳太郎が満洲移民の必要性を強調し、第62臨時国会で満蒙移住地調査費の計上が可決され、拓務省は加藤完治を調査員として嘱託した。加藤は6月下旬、入植地調査に出発し、その後石原莞爾に会った際に、陸軍歩兵大尉東宮鉄男立案の「屯墾軍具申書」を示された。これは、抗日勢力に対抗するため「恒久的治安対策として常駐的屯墾隊」を置くことを想定したものであった[12]。

本報告では、加藤をはじめとする「内原グループ」が関わった朝鮮への農業移民が満洲農業移民へとつながっていく過程を検討することが課題であり、以後、現実に実施されていった満洲農業移民自体の内実については述べない。ここでは、1932（昭和7）年10月、東京駅を出発した425人の「第一次武装移民団」が在郷軍人を主体としていたこと、選定には帝国在郷軍人会があたり、角田一郎も関わったことだけを確認しておきたい。

4. 日本国民高等学校運動と修錬農場（農民道場）

ここまで「内原グループ」を中心とする動向を述べてきたが、後に満洲移民送出にあたっての移民訓練とも密接にかかわった国民高等学校について触れておきたい。山形県自治講習所と卒業生の朝鮮への農業移民についてはすでに述べた。そして自治講習所所長であった加藤完治が1925年、茨城県友部の日本国民高等学校校長へと職を移した際に、朝鮮開発協会本部も移転したことも指摘した通りである。では国民高等学校はどのように誕生し、その後、満洲移民との関連ではどのような役割を果たしたのだろうか。

1922（大正11）年9月から約1年4ヵ月に及ぶ加藤完治の欧米視察（うち9ヵ月間はデンマークに滞在）は、石黒忠篤の強い勧めによるものであった。石黒は農業政策の受け皿として、デンマークの国民高等学校をモデルとした人材養成機関の設立を考えていたのである。この構想が、日本国民高等学校協会、そして日本国民高等学校設立へとつながっていく。

1925年12月に設立された社団法人日本国民高等学校協会の設立認可申請書の文案は、石黒忠篤が中心になって作成され、石黒はこの協会の理事長となる。山崎延吉「興村行脚日記」によれば、2月7日の発起人会には、石黒忠篤、小平権一、加藤完治、那須皓、橋本伝左衛門の「内原グループ」とこれに近い山崎延吉や農業経済学者の矢作栄蔵のほか、金融界から日本銀行総裁の井上準之助や安田銀行の結城豊太郎、三井家の関係者などが出席し、加藤完治を校長に決定している。この後、1927年2月に補修学校規定による中等学校程度の私立学校として茨城県友部に開校（認可は1926年5月）したのが日本国民高等学校である。石黒忠篤農務局長の尽力により、用地は茨城県友部にあった国立牧羊場の建物の一部と土地50町歩とが払い下げられた。

「日本国民高等学校要旨」は、「農村青年ヲ訓育シ皇国ノ農民タル信念ヲ養ヒ天分ヲ明ラカナラシメ其ノ進ヘキ路ヲ示シ採ルヘキ方法ヲ授ケ以テ農村ノ振興農村文明ノ建設ニ貢献セムコトヲ期ス」という教育目標を掲げている。第一部は長男教育（期間1年、約50名）、第二部の次三男教育（同1年、約50名）は年齢20歳代の次男以下の農家子弟で、将来拓地殖民に従事スル者を養成するとされた。第

年に実施した水田耕作を目的とした関東州金州郊外の愛川村移民、③大連農事組合（満鉄の子会社）が1929年から3年間実施した事業があったが、定着者は少なく失敗だったという（高橋泰隆『昭和戦前期の農村と満州移民』吉川弘文館、1997年、p.32）。

[12] この間の経緯については桑島節郎『満洲武装移民』（教育社歴史新書〈日本史〉129、1979年）、加藤聖文『満蒙開拓団　虚妄の「日満一体」』（岩波現代全書、2017年）に詳しい。

三部は少年教育（同2年、約50名）、第四部は女子教育（同2ヵ月、約50名）という構成であった。第二部は明確に移民教育をうたっており、このほか、短期講習（学校教育研修、拓殖講習等）も行うことと規定された。

協会では事業として日本国民高等学校の運営にとどまらず、他の国民高等学校の設立と助成を掲げており、同一趣旨の学校を積極的に増やしていこうとした。詳しくは立ち入れないが、日本国民高等学校での教育は反響を呼び、各地にその系譜をひく教育機関が設立されていった。鳥取県の山陰国民高等学校（1929年設立）、長野県の瑞穂精舎（同1929年）、長崎県の西海農学校（同1930年）などであり、山形県自治講習所も上山農学校と合併し、山形県立国民高等学校と改称している（1933年）。これら後続する機関の教職員には日本国民高等学校の卒業生が多く、日本国民高等学校協会の後援があったことは明らかである。

国民高等学校での教育は、「精神主義、勤労主義の有し勝ちなる欠陥について不安を感じざるを得ない」[13]と評されながらも、「塾風教育」の本流として、農学校などの公教育にも影響を与える存在となっていく。そして、この民間の教育運動が注目され、各地に普及していった要因として着目したいのは、1932年に開始された農山漁村経済更生運動との関係である。経済更生運動の一環として農林省の農村中堅人物養成施設が誕生するが、「農民精神作興のための教育施設」の必要性は、石黒忠篤が国民高等学校を念頭において後藤農林大臣に進言したものであった。

なお、中堅人物養成施設（農民道場）の正式名称は修錬農場である。その目的・方針は「内原グループ」のひとりであり、農林省経済更生部部長になっていた小平権一が起草するが、日本国民高等学校の設立趣旨・教育理念ときわめて近かった。修錬農場は1934年度に20ヵ所設立され、1941年度には43ヵ所（山村1、漁村修錬所5を含む）になっている。日本国民高等学校関係者が、これら施設の場長や職員の中枢を占めていた。1936年、広田内閣において「満洲移民」が国策（「満州移民20カ年百万戸送出計画」）となり、1938年度から経済更生運動に分村移民計画（農山漁村経済更生計画特別助成の中核的事業）が導入された。これにともない、これらの施設は短期修錬・臨時修錬という形で移民訓練機関としての性格を強化していき、その多くが移民訓練施設を併設するようになっていく。いわば、友部の日本国民高等学校を総本山とする分身としての役割を担うことになったのである[14]。

その後、1938（昭和13）年3月に日本国民高等学校は内原へ移転し、農場隣接地に「満蒙開拓青少年義勇軍」訓練所が設立される。これに先立つ1932年5月、奉天に日本国民高等学校の分校が設立されている。これは加藤完治が日本国民高等学校単独で小規模移民を実行することを決意し、関東軍参謀石原莞爾を介して関東軍司令官本庄繁と会い、移民訓練のための施設提供を懇請したことによる。その結果、奉天郊外北大営の約100町歩（100ha）を提供され、設立されたのが日本国民高等学校北大営分校であった。

5. おわりに

玉真之介が指摘するように、国策としての満洲農業移民を企画し実行していった主体は関東軍であり、「内原グループ」の役割は限定的であった。玉は、「独りよがりの一生懸命である加藤完治は、関東軍にすれば利用し易い人間であった。だから彼はピエロではあって

[13] 倉田武「我国に於ける特色ある農村教育機関」『教育』第1巻7号、1933年10月、p.194。

[14] 詳しくは拙稿「戦前期農民教育の潮流と農業政策」（野本京子『戦前期ペザンティズムの系譜』日本経済評論社、1999年、第6章）、同「1930年代における『農本主義』イデオロギーの『受容』形態──修錬農場を中心に」（『人民の歴史学』153 、2002年9月）を参照していただきたい。

も、彼らに主導権があったことなどない」とする[15]。また加藤聖文は、満洲開拓政策は加藤完治と東宮鉄男によって進められたとされているのは、加藤ら移民推進派がことあるごとに発言していた言説であって、「彼らの功績を誇張した『俗説』」だと批判している[16]。私もこのような指摘を否定するものではない。

しかし、これ以前、満洲で移民計画は立てられても定着者はわずかで、日本からの農業移民は困難だとみられていたという状況があったのも事実である。事態を大きく動かした直接的要因が満洲国の成立や五・一五事件といった「歴史的事件」であったことも容易に想像できる。このような前提を踏まえたうえで、本報告では満洲への農業移民という潮流の前史として、植民地朝鮮への農業移民に着目した。報告ではきわめて不十分にしか検討できなかったが、どのような歴史的うねりが、どのような段階で、国策としての満洲農業移民につながっていったのか、国内の土地政策や米価政策などの農業政策を踏まえつつ、満洲移民以前の動向を検証する必要があると考えたからである。

従来、満洲農業移民については、「内原グループ」内ではとくに加藤完治への注目度が高かった。報告を通して感じたのは、石黒忠篤や那須皓といった官僚・学者も、必ずしも加藤に引きずられて行動をともにしたのではないということである。1920年代の農政史を踏まえて考えると、小作法の制定等がままならない状況下、地主的土地所有自体に切り込まない前提での農業問題への「ひとつの解」として、植民地朝鮮や満洲への農業移民が、彼らにとっても次第に大きな意味を持つに至ったといえよう。その歴史的結末は周知の通りである。

[15] 玉真之介「日満食糧自給体制と満洲農業移民」戦後日本の食料・農業・農村第1巻『戦時体制』Ⅴ 第3章（農林統計協会、2003年）。引用は p.432。

[16] 前掲　加藤聖文『満蒙開拓団　虚妄の「日満一体」』「はじめに」。

野本京子氏報告へのコメント

Comments on the Prof. Nomoto's Paper

孫　春日
SUN CHUNRI
延辺大学人文科学学院
Yanbian University, The Social Science and Humanities College

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.21-23.

野本教授の論文は朝鮮移民事業から満洲農業移民政策にいたる思想系譜を通じて1920～30年代の日本の大陸移民観が有する連続性について検討した研究である。特に「満洲移民の父」と呼ばれる加藤完治を中心とする「内原グループ」が多くの懐疑や反対を押し切って日本政府と関東軍を説得し、満洲移民政策の推進に重要な役割を果たした経緯が詳細に検討されている。

まず、本論文は1925年から実施された日本人の朝鮮移民事業に注目し、その展開過程を検討した。その理由は、加藤完治らが後に関東軍と日本政府を説得して満洲移民政策を推進するうえで、朝鮮移民事業での経験を大いに役立てたためである。例えば、加藤完治は、山崎延吉や二荒芳徳、那須皓、小平権一、橋本伝左衛門、そして５人の山形県自治講習所卒業生らとともに「内原グループ」を組織し、1924年に「朝鮮開発協会」を設立した。日本国内の次男・三男が、経済的な生存に必要な土地を所有することが難しかったために、彼らを朝鮮に植民させることが、「朝鮮開発協会」設立の主な動機であった。1925年３月より、加藤完治らは山形県自治講習所の修了生を中心に、不二興業株式会社を通じた日本人の朝鮮への移民を推進したが、ここでの重要な点は、加藤完治らの移民観が朝鮮に限定されるものではなく、より大きな「抱負」を抱いていた点である。 加藤完治は「自治講習所10周年記念講話」の中で、日本の次男・三男に「活動の天地」を与えなければならないと強調したが、ここで言う「天地」とは、朝鮮だけでなく、満洲をも念頭に置いていた。そのため、「朝鮮開発協会」は1931年には「満鮮開発協会」へと改称する。

次に、本論文は加藤完治が朝鮮移民での経験をもとに、日本政府官僚や関東軍を説得して満洲移民政策を推進した過程について詳細に検討した。実際、満洲移民政策の実現にあたり、加藤完治の努力は類い稀なるものであった。それは加藤が、満洲移民への反対意見を示していた陸軍大臣・荒木貞夫を説得した経緯を見ただけでもわかる。加藤は朝鮮移民事業での経験をもとに、満洲移民事業への同意を取り付けるべく荒木を説得した。そして、当時農林次官であり、盟友であった石黒忠篤や関東軍参謀の板垣征四郎、石原莞爾らを訪ね、彼らの同意を引き出した。そして後には拓務省の同意を得ることにも成功した。結局、これが土台となり「満蒙植民事業計画書（六千人移民案）」が作成されることになったのである。

最後に、本論文は満洲移民の送出に必要な

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

知識と適応訓練のために、日本国民高等学校と修錬農場設立運動についても検討した。

本論文の内容を要約すれば、加藤完治をはじめとする「内原グループ」が設立した「朝鮮開発協会」による朝鮮移民政策の推進が満洲移民政策と連関性を持っていること、その過程で加藤完治は不断の努力をもって日本政府官僚や関東軍の協力を引き出したこと、そして、1930年代に推進された満洲移民政策において加藤完治と「内原グループ」が有していた朝鮮移民観が大きな影響を及ぼしたこととなるだろう。

本論文のこのような視角は、かなり斬新なものと思われる。今日までの学界における日本満洲移民史研究では、こうした思想系譜を追跡し、日本の朝鮮移民観と結びつけて検討した研究は少なかったのではなかろうか。中国の学界だけを見ても、全体的な大きな枠組みの下で、日本の大陸政策や「満洲国」に対する植民地支配の必要性、対ソ戦争の必要性、満洲事変前の満洲移民の失敗などといった様々な側面から、日本の満洲移民の社会的背景に関する研究がなされてきたが、本論文のように細部にわたり朝鮮移民と満洲移民を結びつけた研究成果はこれまで存在しなかったのではないかと思われる。その意味で本論文は極めて価値ある研究だと言えよう。

次に本論文に対する疑問点としては、第一に満洲移民の政策決定過程において、加藤完治の役割は果たしてどの程度のものであったのかという問題がある。周知のように、1932 年から36年までは“ 試験移民 ”の段階であり、満洲移民に対する拓務省と関東軍の態度は極めて慎重なものであった。その理由は、中国人からの激しい反対と抵抗のためでもあったが、同時に満洲事変前の 二 度 にわたる満洲移民政策の失敗という経験のためでもあった。しかしながら、日本政府や関東軍の立場からは、実施がどれほど難しくとも、満洲移民事業は必ず推進しなければならない課題であった。その理由は、長期的な視角から見る時、「満洲国」に対する日本の植民地統治を安定的に進めるためには、「満洲国」の人口において日本人が占める比率をある程度にまで高めなければならなかったからである。

実際、1937年から実施された「百万戸移民計画」もこの目的のために開始されたのであった。つまり、満洲移民事業をめぐって、当初、日本政府や関東軍内で否定的な意見があったとしても、満洲移民それ自体は必ず推進されなければならない課題であった。それゆえ、その過程で加藤完治らが一定程度の役割を果たしたとは言えるとしても、決定的な役割を担っていたとまで言うことは難しいのではなかろうか。その意味で、拓務省と関東軍が、満洲移民政策の推進過程において、加藤完治の移民観と主張のどの点を、どの程度まで受け入れていたのかについて、より具体的にする研究が必要だと思われる。

もう一つ指摘したい点は、近代日本の朝鮮移民と満洲移民を研究するうえで、より多角的な視点が必要だということである。例えば1920年代の日本の朝鮮移民について見ても、日本国内で土地が不足した状況で「内原グループ」は「朝鮮開発協会」を発足させ、「開発」という名目の下に朝鮮移民を推進したわけであるが、その大部分が農民であったために、彼らに必要な土地はどこからもたらされたのかという問題を指摘しなければならない。これは日本の朝鮮移民事業と密接に関係する問題であるため、必ず答えなければならない問題だと考える。すなわち1910年より18年まで、朝鮮総督府が実施した「朝鮮土地調査事業」を看過してはならないという意味である。9年間にわたり進められた朝鮮土地調査事業は事実上「土地開発」よりも「土地収奪」がより多く行われており、その過程で数多くの朝鮮農民が土地を失ったのである。これこそが 1910年代、朝鮮破産農民が満洲移民へと向かう直接的な原因でだった。結局のところ、日本の次

男・三男の朝鮮への植民は本質的に朝鮮農民の不幸を踏み台にして成り立ったものに他ならない。この事実を熟知していたはずの加藤完治、または「内原グループ」が、満洲移民の政策決定過程に深く関与していたならば、その思想系譜とは、果たしていかなるものであったのか、との疑問を呈せざるをえない。しかしながら、本論文では満洲移民政策の推進過程のみを詳細に叙述し、実質的な思想系譜についての言及が少なかったことが惜しまれる。

最後に、満洲事変の直後、関東軍が日本人の満洲移民政策を推進していた頃、朝鮮総督府もまた朝鮮人の満洲移民政策を推進しようとしていたわけであるが、関東軍の強い反対に直面して思い通りにはいかなかった。こうした関東軍の政策にも、加藤完治の満洲移民観が反映されていたのかどうか、気になるところである。

（原文：日本語）

近代中国「間島」地域のキリスト教

Christianity in “Kando” in Early 20th Century

倉田　明子
KURATA AKIKO

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
「間島」　キリスト教　　日高丙子郎

Keywords
Kando; Christianity; Heishiro Hidaka

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.25-33.

目　次

はじめに
1.「間島」地域におけるキリスト教
　1-1. プロテスタント
　1-2. カトリック
2. 光明会からみる「間島」地域の宗教事情
　2-1. 光明会による永新学校接収事件について
　2-2.「宗教者」としての日高丙子郎
　2-3. 間島の光明会
　2-4. 永新学校事件からみる満洲事変前夜の「間島」
おわりに

はじめに

「満洲国」における民族について考える際、朝鮮半島から渡ってきた人々をどう位置づけるかということは、極めて重要で、複雑な問題である。もともと、朝鮮半島と隣接する中国東北部の間の人的往来はさかんであったが、日本の植民地とされた朝鮮と、日本の傀儡国家として成立した「満洲国」の間で起こった人的移動は、日本による強制力をともなう移動も引き起こした。それは、朝鮮人と満洲人、漢人との間での摩擦を生むことにもなり、日本が敗戦によってこの地を立ち去った後も中国東北部に残った朝鮮人（中国朝鮮族）の中に禍根を残している。その朝鮮の人々が最も多く移住し、また近代を通してその帰属について朝鮮と中国の間で、また20世紀に入ってからは日本との間で複雑な対立関係を生んできたのが、現在の延辺朝鮮族自治区と重なる「間島」と呼ばれた地域である。

本発表では、「間島」地域における朝鮮人、中国人、日本人の間の関係性を、キリスト教という視点から検討してみたい。キリスト教（カトリックとプロテスタント）への対処は、日本が植民地や「満洲」の統治において特に神経を使っていた分野の一つである。欧米諸国との関係上、統治領域におけるキリスト教会や宣教師の扱いに慎重にならざるをえなかった。日本がキリスト教勢力にどのように対応したか、ということは、現地の統治政策のみならず他の支配地域や対外関係にも影響を及ぼす問題であった。「間島」は、すでに朝鮮半島を植民地化した日本が、満洲への足がかりとして重視していた地域であり、満洲におけるキリスト教

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

政策を考える上でも参考となる事例を擁している可能性がある。

「間島」地域はその地理的、人的条件から朝鮮半島との連続性が高い地域ではあるが、「満洲」の領域内にあること、また発表者の言語的な制約もあるため、ひとまず関連する先行研究として、満洲のキリスト教に関わる研究を整理しておく。日本における研究としては、本日のコメンテーター渡辺祐子氏による、日本人クリスチャンの熱河伝道や「満洲国」におけるキリスト教政策に関わる研究がこの分野をリードしている[1]。また、日本で組織された満洲伝道会や、賀川豊彦によるクリスチャン移民村の建設など、日本から満洲に向けて展開された布教活動についての研究もいくつかある[2]。中国における研究としては徐炳三が、中国東北地域のプロテスタントの歴史をその初期から「満洲国」期まで体系的に論じている[3]。ただし、徐氏の研究も満洲事変以後の日本のキリスト教政策の分析に重点があり、既存の欧米の伝道会の歴史や満洲事変前後の連続性などについては概括的な分析にとどまっている。また、延辺地域に焦点を当てたキリスト教史研究は、管見の限り見当たらない。

一方資料面では、外務省資料や「満洲国」期に行われた満鉄などによる調査資料がかなり残されている。また特にカトリックに関しては 1935～1941 年にかけてパリ外国宣教会が「満洲国」で刊行していた『満洲公教月刊』が近年復刻されたほか、日本語による当時の関連書籍も複数あり、比較的調査がしやすくなっている[4]。

1.「間島」地域におけるキリスト教

1-1. プロテスタント

徐氏は延辺地域のプロテスタント教会の歴史を、「朝鮮から来た教派」としてまとめている[5]。現状ではこれが最も包括的な記述となるので、以下では徐氏の整理に従って概観しておきたい。なお、プロテスタントの場合、後述するカトリックとは異なり、基本的に各教派はそれぞれ独自に海外伝道を行う。

「朝鮮から来た教派」の第一は朝鮮キリスト教長老教会（1912年に朝鮮の7つの長老教会が連合）で、そのうち平北長老教会が「間島」地域を管轄した。また、「同年〔1912年〕カナダ長老教会も延吉一帯に宣教師を派遣し、龍井に拠点を置いた。1921年に各教会の代表が平北教会からの離脱を宣言し、間島教会を設立した。1925年に東満長老教会と改称。朝鮮人伝道者が延吉、盛京、通化、臨江、瀋陽などで伝道した。1939年、東北朝鮮耶穌教長老会連合会が設立され、メソジスト派、清潔会、朝鮮安息日会が長老教会の旗下に入った。1942年、『満洲朝鮮族基督教総会』が設立され、朝鮮との関係を絶った」。

第二は朝鮮キリスト教メソジスト教会である。「1908年にアメリカ南部メソジスト教会の朝鮮年会が龍井一帯に伝道者を派遣し、教会を設立。1910年アメリカ北部メソジスト教会の

[1] 関連する主な研究として以下の4点を挙げておく。渡辺祐子「満洲国」における教会合同について」、『富坂キリスト教センター紀要』9号、2019年3月、pp.79-90。同「満洲国」における宗教統制とキリスト教」、『明治学院大学キリスト教研究所紀要』51号、2019年1月、pp.293-323。同「キリスト教教育の自由と国民道徳：満洲国における孔子祭参拝強制をめぐって」、『富坂キリスト教センター紀要』7号、2017年3月、pp.135-144。渡辺祐子ほか『日本の植民地支配と「熱河宣教」』（21世紀ブックレット46）、いのちのことば社、2011年。

[2] 韓晳曦『日本の満州支配と満州伝道会』日本基督教団出版局、1999年。賀川豊彦記念松沢資料館『満州基督教開拓村と賀川豊彦』（賀川資料館ブックレット）、賀川豊彦記念松沢資料館、2007年。倉橋正直「満州キリスト教開拓団（特集「日中戦争期の外地における日本の宗教活動」について）」、『東アジア研究』48号、大阪経済法科大学アジア研究所、2007年、pp.19-31。また、カトリックのパリ外国宣教会の満洲における活動についての研究としては、以下のものがある。Thompson, Míchéal, “Choosing among the Long Spoons: The MEP, The Catholic Church and Manchuria: 1900-1940”, *Comparative Culture*（『比較文化』宮崎国際大学国際教養学部紀要）,Vol.14, 2008, pp.71-92.

[3] 徐炳三『“ 扭曲 ” 的十字架：偽満洲国基督教研究』科学出版社、2018年。

[4] 徐炳三編『満洲公教月刊』（影印本）全6冊、広西師範大学出版社、2013年。『満洲に於ける天主教』（観光叢書第4輯）、満鉄鉄道総局営業局旅客課、1939年など。

[5] 徐炳三『“ 扭曲 ” 的十字架』、p.39。

朝鮮年会の牧師が伝道にやってくる。1920年、アメリカメソジスト教会間島地方宣教年会が設立される」。「1930年に中国東北部のメソジスト教会は『メソジスト満洲宣教年会』に合併された」。

第三は東亜キリスト教会である。大韓キリスト教会から分かれ出た一派で「1906年、韓永泰らが延吉大母鹿溝に入り、現地の朝鮮人住民に伝道し」、その後、満洲各地に展開した。

第四は清潔会で、アメリカメソジスト教会の信徒が日本で設立した伝道団体である。1907年にソウルに伝道館を作り、中国東北部にも進出、1926年に龍井に教会が設立された。

このほかに、セブンスデー・アドベンティスト教会（復臨安息日会）も延辺地区で伝道しており、中国で誕生した教派である耶穌家庭も安図県明月鎮に教会があった[6]。

以上が間島地域におけるプロテスタントの概要である。この地域においては長老教会とメソジスト教会が比較的初期から伝道活動を展開していたことが見て取れる。

表1は1923年と1925年に間島日本総領事館で行われた宗教調査の記録に基づく間島地域のプロテスタント諸教派の情勢である[7]。

一つ興味深いのは、1923年の調査記録に登場する外国人宣教師はカナダ長老教会所属のイギリス人宣教師一名のみで、同会の60ある教会のほぼ全てが朝鮮人牧師または長老によって運営されていることである。それ以外の教派には朝鮮人、中国人以外の教職者は一人もいない。さらに1925年の調査記録になると、カナダ長老教会にいた外国人宣教師の名前も見当たらないのである。間島地域においては、朝鮮人教会リーダーの指導力が確立していたとみることができるのかもしれない。

1-2. カトリック

次に、「間島」地域におけるカトリックの歴史を見ておこう。カトリックでは、教会と信徒はその地域を管轄する教区に属する。教区はローマ教皇庁から任命される司教が管轄しており、いくつかの教区を管轄する大司教区が設置される場合もある。新しく伝道活動を始める場合、ローマ教皇庁から許可を得た修道会がその地域での伝道を行い、教会が形成され信徒が増えていけば、段階を踏んでその地域に教区が設置される。教区には司教座堂と呼ばれるメインの教会堂が置かれ、教区長となる司祭がローマ教皇庁から任命される。

間島に最初にカトリックが入ってきた時期はあまりはっきりしない。ただし『満洲公教月刊』2巻11期（1936年）には「天主教間島伝来四十周年記念慶祝大会」[8]という記事があり、1936年8月に間島地域へのカトリック伝

【表 1】

		1923 年	1925 年
カナダ長老教会	教会数	60	61
	信徒数	8,091	6,263
南部メソジスト教会	教会数	8	14
	信徒数	810	1,513
東亜キリスト教会	教会数	8	7
	信徒数	439	266
安息日会	教会数	2	2
	信徒数	164	164
スコットランド長老教会	教会数	2	--
	信徒数	61	--

[6] 同上、p.38。

[7] 外務省記録『間島琿春地方宗教調査表』、『間島琿春地方朝鮮人宗教調査ノ件』。アジア歴史資料センターのウェブサイトで閲覧可。

[8] 徐炳三編『満洲公教月刊』第2冊、pp.632-633。

【表 2】

		1923 年	1925 年
カトリック教会	教会数	24	32
	信徒数	4,859	9,320

来40周年が盛大に祝われたことが報じられている。また張太賢「延吉の天主教と劉裕庭」[9]では、「1900年以降朝鮮から移民たちが大挙して北間島にやって来たのにともない」延辺にカトリックが伝わったとされている。1900年前後にこの地域に入ってきた朝鮮人移民たちとともにカトリックが伝来したと考えてよいだろう。

張氏はさらに「はじめはフランスの『パリ外国宣教会』の宣教師が朝鮮の元山、徳元などの地方から延辺にやってきて大拉子（元内蒙古烏蘭察布市商都県管轄の郷）、八道溝、敦化などの地域に小さな教会堂を立てた」と記す。つまりこの地域に教会を作り、布教活動を進めたのは朝鮮半島側からやって来たパリ外国宣教会の宣教師であったとされている。このあたりの経緯はまだ精査するに至っていないが、19世紀前半にローマ教皇庁から朝鮮地域と満洲地域の伝道を任されたのがパリ外国宣教会であったのは確かである。もともと中国東北部は北京教区の一部とされていたが、1838年に北京教区から満洲教区が分離し、さらに1840年には満洲教区と蒙古教区に分離した。この東北部における教区設立の際に、パリ外国宣教会にこの地域の管轄が任された。その後1898年に満洲教区は南満教区と北満教区に分かれ、さらに1924年に南満教区は奉天教区に、北満教区は吉林教区に改称した。延辺地域にカトリックが伝来した1900年前後以降、この地域は北満教区に入っていたわけだが、興味深いことに、1920年に延吉道とその北に位置する依蘭道のカトリック教会は北満教区から分離し、朝鮮の元山教区に編入されている[10]。先の張氏の記述と併せ、これらの地域のカトリック教会が朝鮮人を主体とし、朝鮮半島と強いつながりを持ちながら拡大していたことがうかがえる。

1921年、ドイツの「聖オデールのベネディクト会」の宣教師テオドール・ブレーエル（Bishop Theodore Breher, 白化東）が、延辺地域の教会の管理を「ある朝鮮籍の司祭から」引き継いだ[11]。そして1928年には元山教区から分離して延吉知牧区が成立し、1937年に代牧区（知牧区は代牧区の前段階、代牧区は教区の前段階である）に昇格している[12]。

表2は上記表1と同じ資料をもとに作成したカトリック教会の情勢である。

カトリックの場合は1923年には5名、1925年には4名の宣教師が在住していた。

以上、延辺地域のキリスト教の展開について概観した。具体的な伝道状況についてはまだ不明な点が多いが、プロテスタントもカトリックも、まずは朝鮮人信徒がこの地域に入ってキリスト教を広め、後から宣教師や教会組織が入ってくるという経過をたどっているように見受けられる。宣教師による開拓伝道という一般的なイメージとは異なるキリスト教の伝播のあり方は、朝鮮半島へのキリスト教の伝播の歴史も彷彿とさせる。実際、この地域のキリスト教は朝鮮半島とのつながりが強い。今後この地域のキリスト教史をさらに明らかにしていくためには、中国と朝鮮両面の史料からアプローチしていく必要があるだろう。

以上のような延辺地域のキリスト教史を踏まえつつ、次節ではより具体的な事例について

[9] 張太賢「延吉の天主教と劉裕庭」、政協延辺朝鮮族自治州委員会・文史資料委員会編集出版『延辺文史資料』第8輯・宗教資料専輯、pp.166-171。朝鮮語の原文を朱海燕氏に和訳していただいた。ここに感謝申しあげる。

[10]「天主公教在満洲百年大事表（1838-1938）」、徐炳三編『満洲公教月刊』、第4冊、p.358。

[11] 李績勳「介紹延辺教区的延吉天主堂」、徐炳三編『満洲公教月刊』、第1冊、p.73。

[12]「天主公教在満洲百年大事表（1838-1938）」（続）、徐炳三編『満洲公教月刊』、第4冊、p.404。

見てゆきたい。

2. 光明会からみる「間島」の宗教事情

2-1. 光明会の永新学校接収事件について

1924年から1925年にかけて、光明会による永新学校接収問題が持ち上がった。永新学校は1911年に龍井で「有志の協議」によって建てられた学校で、その後1913年からはカナダ長老教会によって運営されていた。1920年に日本軍が間島に出兵し反日運動を弾圧する事件が起こっているが（「間島出兵」）、永新学校は独立を志向する青年を輩出する反日的な学校として日本側から目を付けられていたという[13]。しかし1924年には飢饉の余波を受けて経営難に陥り、翌年光明会という団体に買い取られることになった。これに対して在校生や運営母体の教会から反対の声が上がり、さらに買収交渉の過程で不正があったとして逮捕者が出るなど、この事件はスキャンダルの様相を呈していく。ただ、最終的には予定通り光明会が永新学校の運営を引き継ぐことに教会も同意し、1925年9月には正式に学校とその経営権が光明会に引き渡された。

ここに登場する光明会と永新学校、また譲渡を巡るこの事件については、駐間島日本領事館の記録が外交史料館に残されており、国立公文書館アジア歴史資料センターのウェブサイトで閲覧することができる。またこれらの資料を用いた比較的新しい研究として、金珽実、許寿童がそれぞれ論文を発表している[14]。どちらの研究も、光明会の代表を務めた日高丙子郎について、また永新学校の譲渡を巡るトラブルの詳しい経過や、光明会に経営が移った後の永新学校の教育内容などを詳しく紹介している。なお、永新学校については金氏の論文がやや詳しく、光明会については許氏の論文のほうがやや詳しい。

日高丙子郎は参謀本部の嘱託として1906年から鉄嶺で、翌1907年からは間島で勤務していた人物で、朝鮮総督府から機密費を受け取ることもあったようだ。1921年に宗教団体である光明会を設立し、教育機関を経営し始めた。教育を通して「朝鮮人の帰順工作」に携わっていたとも言われる。しかも光明会に対しては朝鮮総督府や外務省が相当支援をしており、「機密費」によって間島総領事館から継続的に補助金が出ていた。こうした経緯から先行研究では、日高丙子郎と光明会は日本政府と特別な関係を持ち、日本による侵略の一翼を担いつつ朝鮮人同化政策を行った、と批判的に評価されている。

光明会と永新学校に関する資料は、間島総領事館が収集した当時の新聞の切り抜きなども含めてかなり整備された形で残り、しかも公開されているため、本発表では先行研究で扱われたような基本的な事実関係や、教育史的な観点からの永新学校についての分析を繰り返すことはしない。以下では、先行研究があまり注目してこなかった光明会の宗教的背景に着目し、キリスト教を含む当時の間島地域の宗教事情と社会情勢を考えてみたい。

2-2.「宗教者」としての日高丙子郎

光明会代表の日高丙子郎について、金氏も許氏も彼の経歴を紹介する中で、日高が大陸に渡る前に「日本国教大道社」に入社し、その機関紙の編集に携わっていたことを指摘している。また、大道社が神道、儒教、仏教を一つにした宗教であり、日高がその創始者の一人である鳥尾小弥太から強い影響を受けていることも指摘している。さらに金氏は、日高は山崎弁栄が創始した光明会にも入信しており、そこから間島における光明会の活動が始まっていることにも言及している。ただ、日高の宗

[13] 金珽実「間島における日本人個人経営の永新学校について」『地域文化研究』(3)、2005年、p.60。

[14] 金珽実「間島における日本人個人経営の永新学校について」、pp.53-74。許寿童「間島光明会と永新中学校」『満洲研究』8、満洲学会、2008年、pp.87-115。許氏の論文については飯倉江里衣氏にPDF版をご提供いただいた。ここに感謝申しあげる。

教的背景に関してはこれ以上立ち入った検討はなされておらず、日高の宗教思想と実際の活動の関わりにはあまり注意が払われていない。また、永新学校についても、それがキリスト教系の学校であることには言及されているが、その運営母体であったカナダ長老教会側の動きについては、あくまで間島総領事館が把握していた情報に基づいた記述となっている。結果的にこの事件の宗教的側面が見えにくくなっているようにも思える。

現状において筆者は本事件を巡る宗教的な側面について詳細な研究を進めることはまだできていないが、本発表ではひとまず、日高の宗教思想の特徴に着目し、宗教的側面からこの問題を考えた時に見えてくる新たな議論の可能性を提示できればと考えている。

日高が最初に入信した「日本国教大道社」は、川合清丸や鳥尾小弥太（陸軍中将。西南戦争などに従軍）らが創設した団体で、「国教」を宣揚し、日本人をこれに帰依させることを目的としている[15]。川合清丸著『日本国教大道社設立主意』の冒頭には以下のようにある。

> 国教は国の精神なり。我国の精神は神儒仏の三道なり。三道合して大道と謂ふ。君に忠し国を愛するは神道より善きは無し。世道を経綸するは儒道より善きは無し。煩悩を解脱するは仏道より善きは無し。昔先王此の三道を調和して、以て国教と定め玉ふや旧し。

このように神道、儒教、仏教を混合して日本の「国教」として設定し直したのが「国教大道」であった。この主意書には、この「国家の精神」をかき乱し、「外国の教法を以て我国の精神に入れ代んとする者」があるという危機感のもと、「大日本帝国を千万世に維持せんとならば、謹で先王の制作を尊奉して以て国家の精神を結合せざるべからず」とも記されている[16]。明治前半の西洋化を伴う急激な近代化の流れの中で、「大日本帝国」の精神を神道のみならず儒教と仏教にも求めた点が目を引く。こうした混合宗教的な「国教」が日本において主流の地位を占めることはなかったが、国家主義的な色彩を帯びつつ、儒教と仏教を肯定的に捉える思想は、朝鮮半島から大陸へと進出しようと考える人々にとっては好都合だったはずである。20代で大道社に入り機関紙『大道叢報』の編集に携わっていたという日高丙子郎が、参謀本部の嘱託で大陸に渡り、間島に定住したのは、大道社の思想が日本の大陸政策に役立つ可能性があると軍部が判断したからではないだろうか。

他方で日高丙子郎は1919年には光明会にも入信している[17]。光明会（光明主義）は浄土宗の僧侶だった山崎弁栄が創始した、仏教に源流を持つ新宗教ともいうべき教えである。光明会や山崎についてはほとんど知られていないが、山崎弁栄に関する先行研究を整理した鵜澤潔は、光明主義運動が浄土宗の異端として扱われ、浄土宗側からは研究されてこなかったこと、また新宗教研究の対象からも外れてきたことを指摘している[18]。

山崎が記した「光明会趣意書」の冒頭には次のようにある[19]。

> この教団は如来てふ唯一の大御親を信じ、其慈悲と智慧との心的光明を獲得し、精神的に現世を通じて永遠の光明に入るの教団なり。

[15] 川合清丸『日本国教大道社設立主意』大道社、1891年、p.4。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可。
[16] 川合清丸「大道論」、p.3（同『日本国教大道社設立主意』所収）。
[17] 金珽実「間島における日本人個人経営の永新学校について」、p.56。
[18] 鵜澤潔「山崎弁栄と光明主義運動──その生涯史と先行研究の検討」、『倫理学』14号、1997年12月、p.109。
[19] 山崎弁栄「光明会趣意書」、同『弁栄聖人遺稿要集 人生の帰趣』1923年、ミオヤのひかり社、p.518。国会図書館デジタルコレクションで閲覧可。

> 其大御親とは宇宙唯一の霊体にて心霊界の大日輪なり。明治天皇の「朝な夕な御親の神に祈るなり我が国民を守り玉へ」と「目に見えぬ神のこころに通うこそ人の心の誠なりけれ」との御製は畏くも其御消息と拝し上らる。また孔夫子が天道と呼玉ひしも同じ唯一の大御親の別号に外ならずと信ず。

この宗教も明治天皇が祀る「御親の神」と孔子が「天道」と呼ぶものが、彼らが奉じるところの「如来」=「大御親」と同じであるとしており、大道社の信仰と似た混合宗教の色彩を帯びていることが分かる。山崎弁栄が明確に光明主義を唱え始めたのは1913年、「光明会趣意書」が記されたのはその翌年であった。1917年6月、山崎は朝鮮と満洲で布教の旅をしているが、満洲で訪問したのは大連、旅順、奉天、撫順の各都市で、間島に立ち寄った形跡はない[20]。その2年後の1919年の大晦日に、山崎が住職をしていた相模原市当麻の無量光寺を日高が訪れた。数日間滞在するうちに、山崎の教えを受けて日高がそれまでの禅の信奉者から「念仏行者」になった様子が、山崎の伝記には記されている[21]。そして1920年の間島出兵を挟んで翌1921年の10月、日高は間島で光明会を発足させるのである。

2-3. 間島の光明会

ところで、設立の認可を得るために間島総領事館に提出された「光明会趣意書」は、山崎弁栄が書いたものとは全く別のオリジナルな文書である。その冒頭と末尾はそれぞれ以下のようになっている[22]。

> 宇宙ノ独尊万物ノ帰軸ニシテ霊肉ヲ統摂シ給フ真宰ノ上帝、天主、如来、神等ト称シ来レル絶対ノ大霊体ヲバ真宰ノ聖名ヲ以テ崇頌シ奉ル。大智大能ハ何レノ時、處、物ニモ充満シテ不断ニ無量ノ恩寵ヲ垂レ給フコトヲ省覚シ、赤子ノ慈母ヲ慕フ如ク、吾等ノ大みおやタル真宰ヲ遣ル瀬無キ心ニ恋ヒ縋リ、日月ニモ軼ギテ光輝燦爛タル光明ノ大威神力ヲ各自ノ霊台ニ受ケ入レ、罪悪ノ暗黒ヲ払ヒテ浄潔円満ノ心身ト成リ、無限ノ平和、無辺ノ幸福ヲ人間ヨリ拡メテ一切万物ト共ニ享受シヨウトスルノガ光明主義ノ宗旨デアリマス。……
>
> 古ニ曰ク、一家仁ナレバ一国仁ニ興リ、一家譲ナレバ一国譲ニ興ル。国ヲ治メ天下ヲ平ニスルハ一ニ皆ナ身ヲ修ムルヲ以テ本トス、ト。故ニ一人ズツニテモ同信同感ノ人士ヲ糾合シ一事ヅツニテモ人世ノ罪悪ヲ消除センコトヲ希フ。……此ノ主義ヲ万邦ニ宣伝普及スルニ先チ多年権変ノ淵藪紛擾ノ巷衢ト目セラレシ間島ニ平和幸福ノ楽園ヲ現成シ東亜ノ亜留布斯タル長白山上に焦天ノ霊火ヲ掲ゲ大光明ヲ将ツテ世界ノ幽闇ヲ照破センコトヲ祈願致シマス。謹デ大方諸君子ノ賛助ヲ冀フ。
> （傍線：筆者）

「大みおや」や「光明主義」という言葉はあるものの、山崎弁栄の思想の核心であった仏教の色彩がほとんどなくなっており、代わりに儒学の経典である『大学』の一節が引用されていることが目を引く。また「大みおや」の呼称として「上帝、天主」が挙がり、しかも如来よりも先に置かれていることも見逃せない。「上帝」と「天主」は漢語におけるキリスト教の神の訳語（前者はプロテスタント、後者はカトリック）だからである。

---

[20] ミオヤのひかり社編『日本の光：弁栄上人伝』、ミオヤのひかり社、1936年、p.446。
[21] 同上、pp.537-539。
[22]「光明会趣意書」、外務省記録『光明学園関係一件』(2)。アジア歴史資料センターのウェブサイトで閲覧可。

許氏が指摘しているように、間島の光明会の発起人には抗日独立運動のリーダーであった金躍淵が名を連ねていた[23]。金躍淵は1900年前後に家族で龍井の明洞に移民し、そこに小さな家塾を開いた。これが後に明東書塾、さらに明東学校となる。1909年に教師として招いた鄭載冕に導かれて金躍淵はクリスチャンになり、明東学校もキリスト教教育を行うようになった。1920年の間島出兵事件の際、明東学校は抗日運動の拠点と見なされ、日本軍によって校舎が焼かれている。校長である金躍淵も中国の官憲によって逮捕された。

このような経歴の金躍淵が1922年には光明会の発起人になっていることには奇異な印象も受ける。しかし許氏は、間島出兵に関わる一連の事件後、金躍淵が中国官憲と日本領事館の双方から大きな圧力を受けており、明東学校再開の認可を得るために恭順の意を示すことを余儀なくされていたと指摘している[24]。金躍淵が光明会の発起人になったのも、どこまで彼の意思に沿った選択だったのかはよく分からない。ただ、光明会の趣意書を見る限り、この会が間島の緊迫した情勢の緩和を一つの目的として作られた組織であり、「日満鮮」の融和を演出するためのものであったことは明らかである。さらに踏み込んでいうならば、日本側が危険視し、攻撃対象ともしたキリスト教（学校）への取り込みないし切り崩し策として、同じ宗教という枠組みで融和を図ったのが光明会の設立だったのではないかとも思える。だからこそ、「本来の」光明主義とは異なる、「上帝、天主、如来、神」を名指しで並列し、それらを同一視するような宗教観が提示されているのではないだろうか。

2-4. 永新学校事件からみる満洲事変前夜の「間島」

日高丙子郎という人物が、日本の諜報員だったのか、熱心な宗教家だったのか、あるいはその両方だったのか、現段階では発表者には判断ができない。日高は光明会設立前、朝鮮の土着宗教（許氏は「親日宗教団体」と表現する）の一つ侍天教の間島での組織の長に就いていたとも言われる[25]。融和工作のためか、宗教家としての情熱ゆえかはともかく、日高が日本で信仰した「国教大道」や「光明主義」といった混合宗教的教えを、間島の実情に合わせて独創的に「実践」していたことは確かであろう。他方で日本の当局は、間島出兵で抗日独立派の朝鮮人たちを弾圧はしたものの、その後もこの地域に影響力を拡大していくために融和策を採る必要に直面していた。特に警戒を強めていたキリスト教に対し、宗教には宗教でという姿勢で取り込み策をはかった結果が、日高の光明会設立への支持と援助（光明会は間島総領事館を通して、経営する学校への土地や補助金などで多大な援助を受けている）だったのではないだろうか。

なお、現代から振り返ると「国教大道」や「光明主義」のような混合宗教はやや特異な印象を与えるかもしれないが、20世紀初めの中国においては混合宗教はさほど珍しいものではない。そもそも儒教、仏教、道教の「三教合一」の教義を持つ民間教派の系譜は清代以来の歴史があり、いくつかの支流（先天道、一貫道、同善社など）に分かれつつ中華民国期には中国全土、そして東南アジアの華僑社会に拡大していた。1910年代に山東省で成立し、後に「満洲国」でも比較的大きな勢力を持つことになる道院（道院の慈善団体組織が紅卍字会である）は儒教、仏教、道教にキリスト教とイスラームを加えた「五教合一」の教義を掲げる。

[23] 許寿童「間島光明会と永新中学校」、p.98。以下の金躍淵の経歴についてはウェブサイト Encyclopedia of Korean Culture の「김약연（金躍淵）」の項も参照した。(http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0009741)

[24] 許寿童「間島光明会と永新中学校」、p.99。

[25] 同上、p.90。

他方、1910年代には中国や日本で伝道していた宣教師の中から、在来宗教とキリスト教の類似性を強調したり、同源説を唱える声すらあがっていた。間島の光明会が「上帝、天主、如来、神」を並列してキリスト教会にも融和を呼びかけることが可能だったのは、当時のこうした宗教的気運もある程度は関係していたであろう。

おわりに

本発表では、まず間島におけるキリスト教の歴史を概観し、次に光明会の事例を取り上げた。いずれも初歩的な研究であり、今後さらに綿密な研究を進める必要がある。特に間島のキリスト教史に関しては、宣教師側の史料や教会の当事者に関わる朝鮮語史料なども視野に入れていく必要があるように思う。発表者自身にできることは限られているようにも思われるが、今後も関心を持っていきたい。

また今回、光明会を通して垣間見た満洲事変前夜の間島の状況についても、今後、「満洲国」における宗教統制の問題と関連づけてさらに考察していく必要があるだろう。日本当局のキリスト教に対する警戒は、「満洲国」にもそのまま引き継がれていくからである。渡辺祐子氏は「満洲国」における宗教統制（1938年に公布された「暫行寺廟及布教者取締規則」の成立過程とキリスト教会の反応）についての研究の中で、1936年に民生部の委託を受けて行われた北満地域の宗教調査において、「満洲に最も妥当な宗教の基準」に抵触する宗教としてキリスト教に強い警戒感が示されていたと指摘している[26]。この宗教調査を行った中央大学教授の大谷湖峯は、特に間島のカトリックとプロテスタントについて、「龍井のカトリック教会の学校が授業料を無料にして幅広く浸透しており、本来であれば統制すべきであるが日本領事館は手を出せないこと、琿春の教会が「匪賊」を同じ人間として保護していること，行政が治安工作のために無理やり教会の使用を認めさせたところ反感を招いたことなどいくつかの懸念材料を挙げ、『当地に於いては早く宗教統制に着手し積極的に民心の動向を指導する必要がある』と述べて」いたという[27]。本発表で見てきたように、1920年の間島出兵直後から、日本の当局は日高丙子郎への「協力」や「援助」を通して間島のキリスト教会やその教育事業に対して取り込み策をはかっていた。しかし結局のところ、光明会の教育事業は想定したような成果を上げておらず、永新学校の経営もあまりうまくはいかなかったようだ[28]。宗教には宗教で、というある意味温和な宗教政策は失敗に終わったと言えるだろう。そうした間島での試行錯誤の延長線上に、「満洲国」における孔子崇拝の強要に始まる宗教統制策も位置づけることが可能であるかもしれないのである。

[26] 渡辺祐子「満洲国」における宗教統制とキリスト教」、『明治学院大学キリスト教研究所紀要』51号、2019年1月、p.298。
[27] 同上、p.299。
[28] 許寿童「間島光明会と永新中学校」、pp.111-113。

倉田明子氏報告「近代中国東北『間島』地域のキリスト教」へのコメント

Comments on Prof. Kurata's Paper

渡辺　祐子
WATANABE YUKO

明治学院大学教養教育センター
Meiji Gakuin University, Center for Liberal Arts

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.35-37.

中国のキリスト教史に関する研究は 1990 年代以降盛んになり、一次資料の掘り起こしと分析が飛躍的に進んだが、2010 年以降はキリスト教に対する政治統制の強まりと相まって、大陸では研究そのものがやりにくい状況が生まれている。そのこともあって、一時的に進展したとはいえ研究が十分及んでいない地域やテーマがいまだ数多く残されている。倉田明子氏が指摘したとおり、中国東北部や「満洲国」におけるキリスト教史研究もそのひとつであり、なかでも「間島」のキリスト教については、朝鮮語、中国語、日本語の読解が必須という言語のハードルも高く、先行研究もごくわずかしかない。加えてキリスト教史研究に必須の宣教師の報告書・書簡（いわゆる宣教師アーカイブ）を用いた研究となると、さらに少なくなる。その意味でも、このシンポジウムで「間島」のキリスト教が取り上げられた意味は大変大きいといえるだろう。

倉田氏は前半で「間島」地域のキリスト教史のプロテスタント、カトリック双方の歴史をわかりやすくまとめたうえで、特に 1920 年代の状況に注目し、その特徴を大多数の教会の牧師、神父が外国人宣教師ではなく朝鮮人指導者であり、「朝鮮人信徒がこの地域に入ってキリスト教を広め、後から宣教師や教会組織が入ってくるという経過をたどっている」ようだと述べている。

外国人宣教師がキリスト教未達の地を開拓し信者を獲得するという方法は現在でも世界各地でみられるが、中国伝道においては 1880 年代から中国人自身の手による伝道（self-extension。中国語では「自伝」）が重視されるようになった。さらに「自伝」に加えて、教会の財政を中国人が支えること（self-support「自養」、教会政治に中国人自身が責任を持つこと（self-government「自治」）の重要性も同時に論じられ、「自伝」「自養」「自治」の「三自」を兼ね備えることが、中国人教会が宣教団体からどれだけ自立しているかの目安とされた。この「三自」を含むキリスト教の土着化のための方法を具体的に明示した宣教師に、ジョン・ネヴィウス（John Nevius）という人物がいる。山東省煙台を拠点に伝道活動していたネヴィウスは、その経験から 1880 年代半ばに自立のための方法（ネヴィウス・メソッド）を提唱したが、このメソッドは、中国の教会よりもネヴィウスが 2 週間訪問した朝鮮半島の教会で歓迎された。

中国の教会が宣教団体からの自立を遂げるのは、反帝国主義、ナショナリズムの高揚が顕著になる 1920 年代である。プロテスタント

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

伝道が開始されたのは1807年、内陸伝道が本格化するのは1860年であるから、自立に至るまでには非常に長い時間が必要であった。一方、中国よりも積極的にネヴィウス・メソッドを導入した朝鮮半島の教会は、中国よりもはるかに短い期間で自立を遂げた。「間島」の教会が朝鮮人伝道者によって指導されていた背景にもこうした事情があったものと思われる。

「間島」の教会は「満洲国」成立以前から、東三省の漢族の教会と必ずしも親しい交流関係を持たず独自路線を貫いた[1]。日本や「満洲国」政府側も、両者を同じキリスト教会として一律には扱わず、「間島」の教会に対してはかなり早い段階から民族教育、反日教育の拠点とみなし警戒した。「間島出兵」の前後には、在「間島」総領事館が「反日村」「反日学校」を調査したり、「間島」を視察した朝鮮軍参謀本部が、「間島」地域で実施すべき宗教政策として、「侍天教[2]に相当の財力と人材をもって援助を与え、天道教と対置させること。キリスト教に対しては宣教師と親交を深め、日本人宣教師を送り込んで理解を取り付けること。仏教を盛んにさせ、日本の仏教宗派と交流させること。排日的学校に補助金を出し、生徒たちを馴化し排日気勢を削ぐこと」を提言したりしている[3]。

「満洲国」の他地域の（漢族の）キリスト教学校が反満抗日とみなされ直接的な統制と抑圧の対象となるのは1935年ごろからである。「満洲国」の宗教（キリスト教）統制は朝鮮教会の統制を下敷きにした可能性が非常に大きいのだが、こうして見てみると、統治側の朝鮮での経験がそのまま「満洲国」に持ち込まれたというよりも、まずは「間島」で応用され、そこでの経験がさらに「満洲国」に生かされたということができるだろう。シンポジウムの総括で中野敏男氏が述べられた「玉突き」現象が認められるのである。

倉田氏の報告の後半では、1921年に「間島」に「光明会」を発足させた日高丙子郎の宗教観が取り上げられる。大陸渡航以前に神・儒・仏の混交宗教といえる「日本国教大道社」に入社していた日高は、1919年、大道社と類似する仏教系の「光明会」（浄土宗僧侶山崎弁栄が創始）に入会する。山崎の寺を直接訪問し山崎の宗教思想に共鳴するところがあったようである。しかし倉田氏によれば、日高が「間島」に発足させた「光明会」からは、肝心の仏教的要素が大きく後退し、キリスト教的要素が入り込んでいるという。

倉田氏は、日高が「光明会」の発足を通して「日満鮮」の融和を演出し「間島出兵」によって緊迫化した情勢を和らげようとしただけでなく、日本側が危険視したキリスト教（学校）を取り込んで融和を図るべく「宗教」の枠組みを用いたのではないかと推測しているが、先に触れた参謀本部の宗教政策の提言とあわせて考えても、この指摘は重要である。しかも用いられたのが混合宗教であったという点も興味深い。

「満洲国」の植民地支配に宗教が果たした役割については、すでに仏教やキリスト教の研究者たちが考察しているが、宗教者個々人に焦点を当てた研究は決して多くはない。日高だけでなく、例えば移民政策を推進した加藤完治も、キリスト教から古神道に向かったある意味では宗教者であるし、「満洲国」の中枢にいた武藤富男は新京日本基督教会の会員だった。各宗教者の中で、信仰と植民地支配はどのように結びついていたのだろうか。宗教が宣

[1] 1913年から刊行された中華民国の教会事情を網羅する『中華基督教年鑑』を繰っても「間島」地域の教会の状況はほとんど掲載されていないが、1917年版には以下のような報告がある。「近来、東三省には日本人20万人、朝鮮人30万人が居留していて、クリスチャンも非常に多い。どこも日本人、アメリカ人、韓国人の牧師が働いている。それぞれ組織のやり方があり、相互の往来はわずかで、友好関係を結んでいるだけである。」『中華基督教年鑑』1917年、47-49頁。

[2] 倉田報告で取り上げられている日高丙子郎はこの宗教ともかかわりがあった。これは倉田氏自身が質疑の中で指摘されたことである。

[3] 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究　第5巻　朝鮮人教育』柏書房、2000年、217-218頁。

撫的な役割を果たしたのは紛れもない事実であるが、個々の宗教者の内面に分け入った研究が行われることによって、宗教と植民地支配の結びつきをより立体的にとらえることができるように思う。

民族、地域、セクシュアリティ
―満洲国の朝鮮人「性売買従事者」を中心として―

Nationalism, Localism and Sexuality:
The Case of Korean Prostitution in 'Manchuguo'

李　東振
LEE DONG-JIN
慶北大学社会学科
Kyungpook National University

キーワード
満州国　朝鮮人　民族　地域　性売買　セクシュアリティ

Keywords
Manchuguo; Korean; ethnicity; region; sex trafficking; sexuality

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.39-62.

目　次

1. 序論
2. 満洲国の性売買従事者に関する二つの統計
3. 満洲国の朝鮮人「芸妓 · 酌婦 · 女給」
4. 満洲国の朝鮮人「妓女」
5. 満洲国性売買従事者の民族間 · 民族内位階
6. 結論

1. 序論

「新女性」とは一般的に新式の教育を受けた女性を指す。しかし新女性を「新たに出現した女性」という意味に広げれば、新女性には「新しい職業女性」を含めることができ、そうならば「性売買従事者」も新女性に含まれる。「性売買」自体は近代に出現した現象ではなかったが、性売買制度としての「公娼制」は明らかに近代的な現象だった[1]。こうした意味で、性売買は恋愛とともに近代的セクシュアリティを構成する。「恋愛」は、「女学生」の専有物ではなかった。性売買従事者のなかでも恋愛を経て同棲したり結婚したり[2]、見捨てられたり、甚だしくは「情死」に至るケースもあった。このように、前近代の「妓生」の一部がそうであったように、性売買と恋愛は重なりあうこともあった。しかし近代的セクシュアリティとしての性売買と恋愛は、最も異質な二種類のセクシュアリティとして、前者は貨幣（または権力）を媒介とした一方、後者は「ロマンチックな愛」を媒介とした。

ところが、韓国の場合には、近代性そのものがそうであるように、性売買という近代的セクシュアリティもまた植民地的セクシュアリティ

* 本稿は韓国学中央研究院『精神文化研究』28 ⑶、2005年９月に掲載された同名の論文を訳出したものである。文中の（　）は原注、〔　〕は訳注を示す。本稿に頻出する性売買という用語は2000年前後の韓国で女性学の視点から「売春」「買春」などの用語の見直しが行われて使われるようになり、2004年「性売買防止法」制定後に一般化した。また性購買者とは買春男性をさす。なお、日本に由来する法令名や用語は、日本でのそれに統一した。貸座敷は娼妓が性売買する場所、遊郭は貸座敷業者が営業を許された地域を指す。

[1] これについてはキャスリン・バリー著、チョン・クムナ、カム・ウンジョク訳『セクシュアリティの売春化』（サミン、2012）を参照せよ。〔訳注〕原書は Kathleen Barry *"The Prostitution of Sexuality"* New York: New York University Press, 1995. 日本語訳は未刊行。

[2] 一例として、アン・ミヨン「1930年代小説における女給の考察：李箱の女性観を中心に」『女性文学研究』第３号（2000）を参照せよ。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

として現われた。つまり、それは「公娼制」のように「移植されたセクシュアリティ」であり、「日本軍慰安婦」のように「収奪されたセクシュアリティ」だった。これまで近代的あるいは植民地的セクシュアリティに関する研究として、恋愛、公娼制、日本軍慰安婦、妓生、女給、カフェなどに関する研究が行われてきた。このうち日本軍慰安婦に関する研究は、口述資料の収集や現地の資料調査、政府文書の調査などを通じて、植民地セクシュアリティのなかで最も多くの研究がなされた分野である。ところが、日本軍慰安婦の資料を見ると、彼女たちは多様なルートを通じて「強制連行」され、なかには公娼制につながる部分もあったことがわかる[3]。にもかかわらず、性売買従事者のうち慰安婦に最も近い位置にあった「酌婦」や「娼妓」に関する研究は、「妓生」や「女給」に関する研究（これらの研究も最近になって行われている）に比べて十分ではないものの[4]、公娼制とともにある程度行われたのは確かだ。しかし、いまだに朝鮮外における朝鮮人の公娼制と性売買従事者に関する研究はほとんど行われていない。

このような問題意識から、本稿は満洲国の朝鮮人性売買従事者を検討するものである。当時、満洲は朝鮮から渡河するだけで行ける近い距離にあり、さらに鉄道でつながっていただけでなく、事実上日本の統治下にあった。このため満洲は、日本内地とともに朝鮮外の朝鮮人人口が最も多い地域だった。ところが、満洲には朝鮮人人口比率に比して多くの性売買従事者がいた。そして、これまでの慰安婦被害者の証言資料を見ると、朝鮮人女性が慰安婦として最も多く連行されたところも、そして朝鮮外の朝鮮人慰安婦が最も多く居住しているところも、満洲だった。本稿は、満洲の朝鮮人性売買従事者の実態を、主に政府が公表した公式統計、当時の満洲国で発行されていた朝鮮語新聞の『満鮮日報』の記事に載った統計を通じて、考察する。そして朝鮮人性売買従事者を表す数字の意味を知るために、満洲国の性売買制度と、満洲国の性売買制度のなかでの朝鮮人性売買従事者の位置を検討する。

満洲国は多民族（公式には漢族、満洲族、モンゴル族、朝鮮族、日本族の「五族」）国家である。朝鮮人は国籍においては日本人だが、日本内地人（「日系」）とは区別された朝鮮人または半島人（「鮮[ママ]系」）である。日本人との関係ではその地位は依然として「植民地人」だったが、中国人（公式には漢族、満洲族、モンゴル族を含む「満洲人」または「満系」）との関係においては、部分的には日本人の地位を享受することもあった。これに対し、中国人は朝鮮人を「二等国民」と呼んだ。しかし、実際に少数民族である朝鮮人が「三等国民」ではなく「二等国民」だったかどうかについては議論の余地がある[5]。本稿では、満洲国の性売買従事者のなかでの朝鮮人性売買従事者の地位を検討することによって、朝鮮人の地位の一断面を考察することを期したい。

2. 満洲国の性売買従事者に関する二つの統計

満洲国は「位階的多民族主義」という政治的状況を反映し、性売買制度も民族別に位階化、分節化していた。日本人は大連の租借地（関東州）と南満洲鉄道附属地で「事実上の」公娼制を行った。日本内地や台湾、朝鮮と

[3]「制度」としての公娼制が日本軍慰安婦につながるという主張については、尹明淑「日中戦争期における朝鮮人軍慰安婦の形成」『朝鮮史研究会論文集』第32号（1994）；宋連玉「大韓帝国期の〈妓生団束令〉〈娼妓団束令〉」『韓國史論』第40号（1998）を参照せよ。

[4] 彼女たちは当時も現在も声を上げることができなかった。1927年に妓生が『長恨』という雑誌を発行し、1934年に女給が『女聲』という雑誌を発行したが、酌婦と娼妓はこうした文筆から排除されていた。もちろん妓生と女給も、「新女性」の文筆からは排除された位置にあるのは同じだった。そして、「新女性」自身も当時の文筆からほとんど排除されていた。多くの女性雑誌記事の取材対象や作家は男性だった。

[5] 一例として尹輝鐸「満州国の二等国（公）民」『歴史学報』第169集（2001）を参照されたい。

いった日本外地で行っていた公娼制とは異なり、「遊廓」がなく、したがって「娼妓」もいなかったが、料理店や飲食店にいる「酌婦」が事実上の娼妓であった。一方、中国人の性売買制度には、伝統的な性売買業態として「妓館」（または妓院、妓楼）があり、その性売買従事者は「妓女」と呼ばれた。こうした二種類の公娼制が並存していたが、統計では両者を区分する方法がなかったため混在することになった。このように、満洲国の性売買業統計には、日本人性売買制度でとらえた統計と中国人性売買制度でとらえた統計の二種類があったのである。

満洲国の朝鮮人性売買従事者も朝鮮内と同様、実際には「妓女」ではなく、「芸妓（妓生）、女給、酌婦（事実上の娼妓を含む）、ダンサー」などとして存在していたが、統計上では「妓女」と分類されることもあった。1940年の朝鮮と満洲における朝鮮人性売買従事者の分布は、表1の通りだ[6]。

統計では、朝鮮にはダンサーがおらず、満洲には娼妓がいないことになっている。朝鮮にはダンスホールがなく、したがってダンサーは実際にいなかったのだが、満洲には事実上の遊廓があり、実際には酌婦が娼妓を兼ねてもいた。このように、朝鮮と満洲の性売買制度（性売買従事者の分類体系）が異なったのは、朝鮮と満洲の政治的な状況が違っていたからだ。日本内地（沖縄を含む[7]）と台湾[8]、朝鮮では同じ公娼制（遊廓制）が実施されたが、日本が日露戦争の勝利で占めた関東州と南満洲鉄道附属地では同様の公娼制を行うことができず、この状況は満洲国樹立後も変わらなかった。この過程について見てみよう。

日本の性売買制度である「貸座敷を施設とする公娼制」は、1872年に〈娼妓解放令〉を公布して幕府時代から続いてきた公娼制を廃止し、翌年の1873年に東京府令第145号として〈貸座敷渡世規則〉と〈娼妓渡世規則〉を公布したことで成立した[9]。この制度が日本人の海外居住地のなかで最初に登場したところが、朝鮮だった。朝鮮では、1881年に釜山と元山で日本領事館令として〈貸座敷営業規則〉、〈芸娼妓営業規則〉、〈梅毒病院規則〉、〈梅毒検査規則〉等を公布して、貸座敷・娼妓の営業を許可した[10]。ところが、1883年に開港した仁川の場合は、釜山、元山とは違って日本と清国の専管居留地のほかに外国人共同租界が入る予定だったので、日本の性売買制度を実施すれば国家の体面が傷つくおそれがあった。

【表1】1940年の朝鮮と満洲における朝鮮人性売買従事者の分布

地域	芸妓	酌婦	娼妓	計	女給	ダンサー	合計
朝鮮	6,023	1,400	2,157	9,580	2,145	--	11,725
満洲	126	3,586	--	3,717	736	28	4,476

出典：『朝鮮総督府統計年報』各年度；宋連玉「日本の植民地支配と国家的管理売春：朝鮮の公娼を中心にして」『朝鮮史研究会論文集』32（1994）、58頁；滿洲國治安部警務司、『第四回警察統計年報』（1942）、230-232頁。

6 1940年は朝鮮の性売買従事者の数が最も多い年だった。1942年には性売買従事者が女給を除けば7,942人で、女給は2,227人と1940年よりやや増加した。

7 戦争末期に朝鮮人慰安婦たちがいた沖縄の性売買業を見ると、1939年11月（那覇警察署保安課による調査）には芸妓が287人、酌婦が255人、娼妓が845人、料亭（原文は藝妓置き屋）が200軒、料理店が109軒、飲食店が439軒、貸座敷が250軒であった。韓国政府女性部『2002年国外在住の日本軍慰安婦被害者の実態調査』（女性部、2002）、163頁。

8 1940年に台北市で台湾人が最も密集した大稻埕に位置した25ヵ所の妓館のなかには、朝鮮楼、新鮮楼、半島楼など朝鮮人を雇用した妓館が少なくなく、ここで生活する全220人の娼妓の中で42人が朝鮮人女性だった。又吉盛清『日本植民地下的臺灣與沖繩』（臺北：前衛出版社、1997）、72頁〔同『日本植民地下の台湾と沖縄』沖縄あき書房、1990年〕（キム・ヨンシン「日帝下韓人の台湾移住」『国士館論叢』第99号（2002）、204頁から再引用）。

9 竹村民郎『廃娼運動』（1982）、2-3頁（(1998)、218頁から再引用）。遊廓での営業を「貸座敷業」という名称は、性購買者〔買春者〕に座敷だけを貸す業者であるかのように見せる造語だった。

10 釜山の〈貸座敷営業規則〉、〈芸娼妓営業規則〉などは、宋連玉、前掲論文、220-222頁を参照せよ。朝鮮においてのみ遊廓・娼妓の営業を許可したことについて、日本の外務省文書では「当時やむをえず一旦公許した」〔韓国語からの翻訳〕と記されている。日本外務省「明治十六年十月十六日起草・貸座敷營業及娼妓營業廢止方▶件省議」『韓國警察史』第1巻、387-388頁（前掲論文、223頁から再引用）。

仁川領事が釜山、元山、ウラジオストクの場合と同じように貸座敷営業の許可を要請したことに対し、日本の外務省は仁川での貸座敷営業を許可しなかっただけでなく、釜山と元山の遊廓営業も 1 年を期限として廃業するよう指示した[11]。

だからといって、朝鮮の日本居留地での日本の貸座敷営業が完全に消えたわけではない。一例を挙げれば、1887年に釜山領事が貸座敷営業者の死亡した場合の営業権の継承について問い合わせると、外務省は再申請者や新規申請者には貸座敷営業を許可できないものの、以前からの営業者やその妻子は営業を継続できるという解釈を下し[12]、仁川・ソウルとは違って、釜山や元山では従来の貸座敷営業者に限り営業を許可した。そして仁川領事館も、1892年には〈芸妓営業取締規則〉を発布して芸妓を公認した[13]。こうして朝鮮の日本人居留地では貸座敷を料理店と称し、娼妓を芸妓または酌婦と称する方式、言い換えれば、実際は公娼制と違いがないが、表向きは公娼制ではない形式をとった[14]。釜山では事実上遊廓での「特別料理店（または乙種料理店）」が盛んだったが、これをまねて1902年に仁川の已井洞に17軒の料理店が共同事業として特別料理店敷島楼を開設した[15]。ここにいた芸妓（乙種芸妓）は娼妓にほかならなかった。

朝鮮人性売買従事者に対しても、大韓帝国政府が 1908年9月、警視庁令第5号と第6号として〈妓生団束令〉と〈娼妓団束令〉をそれぞれ発布し、性売買従事者を「妓生」と「娼妓」に分類した[16]。この法規は、1900年に日本で公布された〈娼妓取締規則〉を参考にして制定したもので[17]、付属文書によると妓生は官妓を含む妓生全体を指し、娼妓は賞花室（サンファシル）、蝎甫（カルボ）、色酒家（セクチュガ）の酌婦の総称と規定した[18]。したがって、上記の法規上の娼妓には酌婦も含まれていた。

遊廓を中心とした日本式公娼制はすでに実施されていたが、それが法規として登場したのは1916年3月警務総監令第3号〈芸妓酌婦芸妓置屋営業取締規則〉と第4号〈貸座敷娼妓取締規則〉だった。こうして朝鮮における性売買業は、旅館（第1号）、料理店・飲食店（第2号）、紹介業（第5号）などとともに、警察の管理対象となる「保安営業」に属することになった。

大連租借地でも、最初は日本の公娼制が実施された。現地の軍当局は、1905年12月に大連の逢阪町に遊廓を設置して、軍の管理下に妓楼の設置を許可した。これは日本軍（遼東守備軍）が兵士と私娼との遊興防止策として、娼妓の登録と性病検査を強制するためのものだった[19]。逢阪町遊廓は、「十五軒〔妓楼〕の外に飲食店、小間物店等三四ヶ所ある、兎に角事務所を中央に設け三十六名の芸妓と百六七十名の娼妓を収容して営業して居る」[20]。1907年に大連の料理店は160軒を越

[11] 宋、前掲論文、223-224頁。

[12] 宋、前掲論文、226頁。

[13] 宋、前掲論文、226-227頁。

[14] 宋、前掲論文、231-223頁。

[15] 仁川府『仁川府史』（1933）、1472頁（宋（1998）、238頁から再引用）。

[16] 朝鮮人性売買従事者が公娼制に編入される過程については別途の研究が必要だが、日本の公娼制が影響を及ぼした点が指摘できる。例えば、1891 年に仁川で日本人居留民や兵士らを相手にする朝鮮人性売買業が存在し（村上唯吉「朝鮮通信」『女學雑誌』286（1891）、10頁；宋（1998）、234-236頁）、1895年に釜山で日本人業者が、ソウルで朝鮮人を募集し釜山で性売買業の開業を申請した（本川源之助「朝鮮釜山通信」『女學雑誌』412（1895）、7頁（宋（1998）、236頁から再引用））。

[17] 日本の公娼制については Garon, Sheldon, “The Worlds Old Debate? Prostitution and the State in Imperial Japan, 1900-1945,” *American Historical Review*, 98-3 (June) 1993を参照。

[18] 宋、前掲論文、259-261 頁。

[19] 竹村民郎「公娼制度の定着と婦人救済運動」『環』第10号（2002）、328頁。

[20] 15 軒の妓楼のうち 13 軒は「楼」という名称を使用し、残りは「松の家」「金岡」と料理店の名称を使用した。『満洲日日新聞』1907年12月27日付；竹村（2002）、328-329頁から再引用。

える。そのなかで最大規模を誇る千勝館には、芸妓が31人、女性従業員（原文は仲居）が11人いた[21]。1907年5月、大連には芸妓が167人、酌婦が283人、娼妓が113人、中国人娼妓が76人いた[22]。

しかし日本領事館の管轄地域である開放地（商埠地）では、日本の公娼制を実施できなかった。一例をみると、1907年下半期に南満洲鉄道附属地を除いた開放地（商埠地）を管轄した奉天日本人居留民会が最初に賦課金を徴収したが、そこに芸妓と酌婦も含まれていた。彼女たちに対する賦課金は3,600円（毎月芸妓と酌婦からそれぞれ3円と2円ずつ徴収して酌婦の数300人と推定した金額だった）で、在住者一般部課金2,400円よりも多かった。居留民会では賦課金の徴収に際し、芸妓と酌婦に許可証（鑑札）を与えた[23]。

大連でも領事館管轄地域のような性売買制度に転換された。ある研究者は1909年以降に満洲で日本人が貸座敷を料理店と称し、娼妓を芸妓または酌婦と呼んだ日露戦争以前の仁川と同様の性売買制度を実施したと述べた[24]。この研究者はその根拠を明らかにしておらず、また満洲に大連も含まれるのかを確認できないが、公娼制を実施するために1905年と1906年に公布した一連の関連法規[25]のなかで貸座敷と娼妓に関する法規だけがそれ以降に改訂されていないことからみて（おそらく撤廃されたのだろう）、大連でも貸座敷と娼妓が廃止されたものとみられる。

では、なぜ満洲では、朝鮮とは違って、遊廓や娼妓という名称を使えなかったのだろうか。これを見るために、再び大連での性売買業の状況に戻ってみよう。1906年には、「金髪夜叉」と呼ばれていたロシア人性売買従事者が、しだいに大連からハルビン（哈爾賓）、奉天〔現：瀋陽〕、芝罘（チーフー）（現在の煙台）、北京などに移り、残った店は4軒のみだった。大連での外国人娼館地である小崗子には、中国人の貸座敷（中国人は妓楼と呼んだだろう）も40軒あり、そこに中国人性売買従事者が70人余りいた[26]。

しかし日本人の性売買業は、中国人や他の外国人の性売買業とは異なっていた。大連では「公娼制が公認され、娼婦のほか博徒が胸を張って徘徊し、私生児や死産が増え、私生児は中国人に売られた」[27]。このような光景を見ていた中国人や他の外国人たちは、日本人を酒や女、賭博に溺れていると軽蔑し、これが排日思想を醸成する一つの要因にまでなった。これを受けて大連では性売買従事者を対象とする「婦人救済運動」が活発に推進された[28]。このような状況を見ると、大連の場合も仁川の例のように、外国人に対する体面と公娼制廃止の動きに影響され、本来の公娼制が廃止（実際には修正）されたものとみられる。

---

[21]『満洲日日新聞』1908年1月29日付（宋、前掲論文、330頁から再引用）。

[22]『福岡日日新聞』1907年12月18日付（宋、前掲論文、331頁から再引用）。

[23] 野田凉編『奉天居留民會三十年史』（奉天居留民會、1936）、17-18頁。

[24] 宋（1998）、232頁；倉橋正直「満州の酌婦は内地の娼妓」『愛知県立大学文学部論集』（一般教育編）、第38号（1994）（宋連玉「日本の植民地支配と国家的管理売春：朝鮮の公娼を中心にして」『朝鮮史研究会論文集』第32号（1994）、38頁から再引用）。

[25] これらの法令は、〈芸酌婦及雇婦女取締規則〉（1905年関東州民政署（以下、民政署）令第2号、1912年関東都督府（以下、府領）、第4号、1916年府令第2号）、〈料理店飲食店下宿屋貸席待合茶屋引手茶屋営業取締規則〉（1905年の民政署令第4号、1912年府令第4号）、〈貸座敷取締規則〉（1905年の民政署令第12号）、〈娼妓取締規則〉（1905年の民政署令第11号）、〈娼妓健康診断施行規則〉（1906年の民政署令第2号）など。福昌公司調査部編『滿蒙通覽（中編）』（東京：大阪至號書店、1918）、615-617頁。

[26] そのなかのある店の5人の中国人は日本人だけを相手にしたが、彼女たちはみな日本語ができた。『満洲日日新聞』、1907年11月12日付（竹村民郎（2002）、333頁から再引用）。

[27]〔訳注〕竹村、前掲論文、333頁。

[28] この運動の参加者たちが主軸になって、1911年に日本で公娼制廃止運動団体である「廓清会」が結成された。竹村、前掲論文、333-336頁。

中国人性売買従事者の場合も、その悲惨さは日本人性売買従事者に劣らなかった[29]。中国の性売買従事者は、芸妓、酌婦、娼妓の区分なしにすべて「妓女」と呼ばれる代わりに、等級に分けられた。妓女の等級は、妓女が属する妓院の等級と関連づけられた。例えば、1900年に北京警察庁（京師警察聽）が城内にあった妓院を城外に移し、許可証を発給して賦課金を徴収し公式に営業を許可した。この時に許可した373軒の妓院のうち、一等妓院（小班、原語では堂または大地方）が78軒、二等妓院（茶室、中地方）が100軒、三等妓院（下處）が172軒、四等妓院（小地方）が23軒だった。

性売買業が最も盛んだった上海の例を見ると、計17等級の妓院があった[30]。上海の共同租界当局（工部局）が、1918年に結成された道徳促進委員会（後の道徳促進会）の圧力を受けて、1920年に「淫風調査会」という特別委員会を設立して調査した結果によれば、共同租界には一等の妓女が2,135人、二等の妓女が400人、三等及び私娼が4,500人、広東の妓女が200人、合計7,235人がいた。この数字には、外国の妓女、「台妓（女性を紹介してくれる場所）」、その他の準公的な妓女などは含まれていない[31]。

このような中国の性売買制度である妓院は、沖縄の遊廓である辻に類似していた[32]。辻は、1672年に当時の摂政によって付近の私娼を集めてつくられたもので、券番・貸座敷・料理店が一体化された形態だった。このような沖縄の性売買制度にも〈娼妓取締規則〉（1900）、〈貸座敷営業取締規則〉（1910）が適用され、日本の性売買制度に編入されることになった[33]。いわば日本の性売買制度は、妓院が、券番（芸妓）、貸座敷（娼妓）、料理店（芸妓と酌婦）、飲食店（酌婦）──後にはカフェ（女給）──などに分化したものと考えられる。公娼廃止運動が展開されると、最も露骨な性売買店（従事者）である貸座敷（娼妓）が標的にされるようになった。

こうした二種類の性売買制度のうち、満洲の朝鮮人性売買従事者は日本の性売買制度に属した。一つの国家に二つの性売買制度があり、そのため二つの性売買の統計があったことは、満洲国の二重性をよく表している。朝鮮人や日本人、中国人は、実際は同じ者が二つの異なる種類の統計に、それぞれの分類にしたがって登場した。言い換えれば、朝鮮人と日本人の芸妓（朝鮮人の場合は妓生）と酌婦（事実上の娼妓を含む）は「妓女」に再分類され、中国人妓女は「芸妓・酌婦」に再分類された。女給の場合はこうした混同はなかったが、中国人の場合は女給がほとんどいなかった。妓女が女給のような技能を吸収できたためだった。中国人妓女の場合には私娼も最下級に含まれる可能性があったが、日本の公娼制では私娼は警察の統計からも排除された。

3. 満洲国の朝鮮人「芸妓、酌婦、女給」

満洲にいる日本の警察は、「保安関係営業調査」に性売買業を含めた。そして満洲国政府が治外法権撤廃直前の1936年1月に、料理店など17種目の営業を総括する〈営業取

[29] これについては、文芳主編『娼禍』（中國文史出版社、2004）を参照せよ。

[30] 平襟亞「舊上海尨大的娼妓隊伍」、同書、14-22頁；Hershatter, Gail, *Dangerous Pleasure: Prostitution and Modernity in Twentieth-Century Shanghai*, Berkeley: University of California Press. 1997；賀蕭『危險的愉悅：20世紀上海的娼妓問題與現代性』江蘇人民出版社、2003、41-56頁。

[31] 謝吾義「民初上海娼妓一瞥」、文芳主編、前掲書、30-31頁。

[32] これは朝鮮の妓生とも似ていた。朝鮮の妓生は一牌、二牌、三牌と区分されたが、一牌の妓生は宮中宴会に出席する妓生、二牌妓生は高官や士民たちに伴われ遊ぶ妓生、三牌妓生は性売に従事する妓生だった。中国の一等または二等妓院に該当するのは朝鮮の「妓生パン〔部屋の意〕」だった。尹白南「昔の妓生・今の妓生」『三千里』10月号（1935）、198-201頁。

[33] 韓国政府女性部、前掲書、163頁。

【表 2】新京満鉄附属地の性売買の状況

業種別	料理店	カフェ	茶房	料亭	芸妓	酌婦	女給	女子従業員〔仲居〕	ダンサー	中国人芸妓・娼妓
満洲事変前	58	11	82	1	112	87	28	45	--	688
1932	73	17	149	1	325	139	129	170	27	808
1933	90	39	248	5	467	219	340	370	54	971
1934	91	50	285	8	505	234	407	545	53	1,065

出典：滿洲事情案內所「觀於數字新京」『滿洲統計』（滿洲統計協會、1936）、22頁。
注：上記以外の娯楽関係施設が58～91軒、劇場が3軒あった。

【表 3】1930 年代前半　奉天市の日本人性売買業の状況

	料理店	料理店・カフェ	朝鮮人料理店	ダンスホール	芸妓	酌婦	朝鮮人酌婦	ダンサー	従業員・女給
1931年8月	38	97	18	--	240	80	132	--	329
1932年9月	45	166	20	4	308	115	164	120	568
1934年3月	66	317	25	6	446	178	273	25	864

出典：菊池秋四郎『哈爾浜と奉天（奉天の部）』（滿洲視察東道社、1934）、148頁。
注 1：従業員・女給には朝鮮人従業員30人を含む。
注 2：上記以外に遊戯場が46軒あった。

締規則〉を公布し、満洲国でも「保安営業」に関する調査を実施した[34]。ここに満洲国朝鮮人性売買従事者を日本の性売買制度によって分類する統計が登場した。まず、1930年代前半、満洲国の首都である新京（満洲国の樹立前は長春）南満洲鉄道（以下、満鉄）附属地の性売買状況は、表2の通りだった。

新京満鉄附属地では、満洲事変後、満洲国の樹立により新京が首都になって、性売買業が急成長したことがわかる。カフェや茶房が新しい性売買店として登場した[35]。そして満洲では、朝鮮では不許可だったダンスホールが許可されていた[36]。上記の統計で、中国人は実際は「妓女」である者を、日本人性売買制度を使って「芸妓・娼妓」と表している。上記の統計では朝鮮人性売買従事者の人数を確認できないが、料理店のなかには朝鮮人料理店があり[37]、したがって朝鮮人酌婦と女子従業員（原文は仲居）もいた。

同時期の満洲国最大の都市である奉天（満鉄附属地を含む）における日本人（朝鮮人を含む）の性売買業状況は、表3の通りであ

[34] この時、保安営業に古物商が追加された。滿洲國史編纂刊行會『滿洲國史總論』（謙光社、1973）、490頁。

[35] カフェが日本各地で流行するようになったのは1927～1929年ごろであり、朝鮮で最初にカフェが新聞で報道されたのは1931年9月だった。戸川猪佐武『素顔の昭和 戦前編』（角川文庫 緑481、1981）、67-76頁；『東亜日報』1931年9月24日付、2面（孫禎睦「日帝下の賣春業：公娼と私娼」『都市行政研究』3（1988）、311頁から再引用）。カフェを性売買業態と言えるかについては議論の余地がある。しかし、朝鮮での例をみると女給が性売買をすることもあった。次の記事の見出しから推測できる。「営業不振エロサービス女給」『毎日新報』1934年11月8日付、7面；「妓生女給移動営業今後取締」『毎日新報』1937年6月2日付、2面。

[36] 朝鮮でのダンスホール不許可は『毎日新報』1937年5月18日付、2面を参照せよ。これに対し、レコード会社文芸部長、喫茶店のマダム、ソウルの3つの券番の妓生、映画と演劇の女優などが連名で、警務局長にダンスホールを許可するように手紙を送った。『三千里』1月号（1937）、162-166頁。彼／彼女らは日本内地の都市、中国の上海、南京、北京、そして近くは満洲の大連、奉天、新京にダンスホールがあるのに、特に朝鮮（ソウル）にダンスホールがないこと、そしてカフェと公娼を許可しながらダンスホールを許可しないことが不当であり、料理店と比べるとダンスホールの方が性売買にほど遠いという点を指摘した。

[37] この種の料理店は、朝鮮でも1910～1920年代に繁盛した。「料理店は組合に所属する妓生が伝統妓芸と歌舞を公演し、同時に酒と料理を売る商業的な空間だった。これは通時的に朝鮮時代の芸術及び社交、遊興の場であった風流部屋や妓房を継承するが、日本の券番システムによって新しく再編された近代的空間である。」ソ・ジヨン「植民地時代のカフェ女給研究：女給雑誌〈女聲〉を中心に」『韓国女性学』19-3(2003)、32頁。

【表 4】1941 年末　奉天市の民族別の性売買業状況

	料理店	券番	飲食店	カフェ	芸妓	酌婦	女給	人口
中国人	295 (76.2)	--	738 (66.4)	9 (13.4)	22 (4.0)	2,235 (75.4)	29 (3.3)	1,246,019 (82.7)
日本人	62 (16.0)	52 (100.0)	338 (30.4)	48 (71.6)	529 (96.0)	233 (7.9)	663 (74.7)	202,937 (13.5)
朝鮮人	29 (7.5)	--	37 (3.3)	11 (16.4)	--	461 (15.6)	195 (22.0)	56,767 (3.8)
その他	1	--	--	--	--	17	--	1,323
合計	387	52	1,111	67	551	2963	887	1,506,852

出典：奉天市公署・奉天市商工公會『奉天市統計年報』（1941～1942 年版）（1943）、20 頁；奉天商工公會『奉天産業經濟事情』（1942）、2-3 頁。
注：カッコ内は比率である。

る[38]。

満洲事変前に、開放地〔商埠地〕にいくつかあったダンスホールが関東庁の許可を得て再開業した[39]。朝鮮人が経営するダンスホールはなく朝鮮人ダンサーがいなかっただけでなく、朝鮮人が経営するカフェや朝鮮人女給も存在しなかった。1934 年 8 月末、奉天満鉄附属地の遊興料理店の中では朝鮮人経営が 2 軒、日本人経営が 46 軒、中国人経営が 11 軒あり、日本人が経営するカフェが 71 軒あった[40]。

しかし 1940 年になると、朝鮮人は券番（芸妓）を除くすべての性売買業に進出した。1941 年末時点の奉天市の民族別の性売買業状況は、表 4 の通りだ。

中国人はあらゆる種類の性売買業者と性売買従事者の割合が人口比率に及ばなかった一方で、日本人と朝鮮人、とくに日本人の場合はすべての性売買業者で、そして酌婦を除くすべての性売買従事者において人口比率を上回った。朝鮮人も飲食店を除くすべての性売買業者と、芸妓を除くすべての性売買従事者について人口比率を上回った。

日本人に酌婦の数が少なかったこと、そして朝鮮人には芸妓がいなかったことは、日本人が性売買従事者の職種の中で上位職種を占め、一方で朝鮮人は下位職種を占めたことを示している。ただし人口に対する女給の割合で、なぜ朝鮮人が日本人よりやや高かったかは説明しがたい。また朝鮮人と中国人の性売買従事者を比較すると、朝鮮人は女給の割合が高く、中国人は酌婦の割合が高く示され、すなわち朝鮮人性売買従事者が上位職種を占めたことがわかる。

朝鮮人性売買業や日本人性売買業の割合を 1930 年代前半と比較すると、すべての分野で朝鮮人性売買業が増加し、とりわけ酌婦、カフェ、女給の割合が最も多く増加した。女給を除く性売買従事者の割合を見ると、中国人性売買従事者（妓女）が 64.2%、日本人性売買従事者（芸妓・酌婦）が 21.7%、朝鮮人性売買従事者（酌婦）が 13.1%となり、人口比で見れば、朝鮮人性売買従事者の数が最も多かった。

これまで、大都市での性売買従事者の民族別、職種別分布をみてきた。全国的にはどうだったのだろうか。1940 年末の「保安関係営業調査」による満洲国の省（特別市）別、民族別性売買に関する統計は、表 5 の通りである。

[38] 奉天警察署（満鉄附属地）と奉天総領事館（奉天市）の調査を合わせたものである。

[39] ブロードウェー（東浪速通）、明星ホール（加茂町）、オリンピック（八経路）、奉天会館（東浪速通の上部入口）、バビロン（三経路）、レクミナル（三経路）など。

[40] 菊池秋四郎、『哈爾賓と奉天（奉天の部）』（滿洲視察東道社、1934）、36 頁。

【表 5】1940 年末　満洲国の省（特別市）別・民族別の性売買業状況

		料理店		料亭		カフェ		芸妓		酌婦		女給		ダンサー	
		数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
合計	中国人	4470	78.2	3	2.2	96	11.1	662	11.9	19059	75.5	331	4.4	3	0.9
	日本人	749	13.1	132	97.8	641	74.3	4778	85.8	2264	9.0	6336	84.9	271	83.9
	朝鮮人	488	8.5			111	12.9	126	2.3	3586	14.2	736	9.9	28	0.3
	合計	5718	100	135	100	863	100	5566	100	25259	100	7459	100	323	100
新京特別市	中国人	140	80.0					37	6.0	1135	64.0				
	日本人	27	15.4	29	100	50	89.3	584	94.0	375	21.2	753	90.5	78	88.6
	朝鮮人	8	4.6			6	10.7			263	14.8	79	9.5	10	11.4
	合計	175	100	29	100	56	100	621	100	1773	100	832	100	88	100
奉天	中国人	1229	83.6	3	3.6	27	14.8	379	21.1	6009	85.2	58	3.4		
	日本人	174	11.8	81	96.4	130	71.4	1413	78.9	334	4.7	1524	90.5	117	97.5
	朝鮮人	67	4.6			25	13.7			704	10.0	102	6.1	3	2.5
	合計	1470	100	84	100	182	100	1792	100	7054	100	1684	100	120	100
吉林	中国人	339				1		36		1337		2			
	日本人	44				21		222		147		182		12	
	朝鮮人	47				8				312		48		12	
龍岡	中国人	369						9		1354					
	日本人	26						181		61		381			
	朝鮮人	14				28				101		3			
熱河	中国人	47				6				213		5			
	日本人	16		1		14		94		43		120			
	朝鮮人	1								11					
濱江	中国人	373	79.0			49	40.8	92	17.2	1855	72.8	232	23.8	3	2.9
	日本人	66	14.0	18	100	57	47.5	440	82.2	273	10.7	672	69.0	64	62.1
	朝鮮人	23	4.9			4	3.3	3	0.6	310	12.2	44	4.5	15	14.6
	合計	472	100	18	100	120	100	535	100	2547	100	974	100	103	100
錦州	中国人	130						6		700					
	日本人	25				23		160		30		172			
	朝鮮人	20								110					
安東	中国人	250								499					
	日本人	27				13		151		36		140			
	朝鮮人	22				3		31		45		29			
間島	中国人	60	34.3			3	5.3			399	34.6				
	日本人	45	25.7			25	43.9	134	99.3	141	12.2	184	53.3		
	朝鮮人	70	40.0			29	50.9	1	0.7	614	53.2	161	46.7		
	合計	175	100			57	100	135	100	1154	100	345	100		
三江	中国人	227				3				971		6			
	日本人	51				46		253		115		337			
	朝鮮人	43				7		9		234		41			

【表 5】1940 年末　満洲国の省（特別市）別・民族別の性売買業状況（前頁からの続き）

		料理店		料亭		カフェ		芸妓		酌婦		女給		ダンサー	
		数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
通化	中国人	106								253					
	日本人	26				13		134		42		140			
	朝鮮人	26				7		20		103		54			
牡丹江	中国人	203	57.3			2	1.7	3	0.6	796	52.7	22	2.3		
	日本人	90	25.4	3	100	95	81.2	419	87.3	287	19.0	759	79.4		
	朝鮮人	61	17.2			18	15.4	58	12.1	428	28.3	169	17.7		
	合計	354	100	3	100	117	100	480	100	1511	100	956	100		
東安	中国人	93								250					
	日本人	47				51		155		148		399			
	朝鮮人	29				3						6			
北安	中国人	395						10		1440					
	日本人	27				20		102		114		165			
	朝鮮人	25						4		140					
黒河	中国人	160								778					
	日本人	22				18		129		62		160			
	朝鮮人	16								120					
興安東	中国人	64								180					
	日本人	5				3		40		8		18			
	朝鮮人	3								9					
興安南	中国人	59								254					
	日本人	4				6		22		9		55			
	朝鮮人	2								10					
興安西	中国人	16						90							
	日本人	3				3		12		2					
	朝鮮人					1				2					
興安北	中国人	110				4				627		6			
	日本人	24				25		133		38		174			
	朝鮮人	11								68					

出典：滿洲國治安部警務司『第四回警察統計年報』1942、230-232 頁。
注 1：原文では、中国人は滿漢系、日本人は日系、朝鮮人は鮮系となっている。
注 2：上記以外に舞踏教師として、日本人 8 人・朝鮮人 1 人・その他 1 人がいた *。
(* 舞踏場は中国人 1 人・日本人 10 人・その他 1 人、興行場は中国人 139 人・日本人 71 人・朝鮮人 5 人・その他 5 人、遊技場は中国人 182 人・日本人 321 人・朝鮮人 48 人・その他 7 人となっている。)

全国的に日本人性売買業が料理店と酌婦を除いたすべての分野で最も高い割合を占め、料理店と酌婦の割合も人口比率より高かった。朝鮮人は料理店、カフェ、酌婦、女給の割合が人口比率を上回った。

各分野別に朝鮮人性売買業状況を見ると、次の点を指摘できる。①朝鮮人料理店は、興安西省を除くすべての地域に存在した。おおむね人口比率に従って分布し、間島省、奉天省、牡丹江省、吉林省の順で多かった（民族別比率では間島省、牡丹江省、通化省、三江省、錦州省、吉林省の順で高かった）。辺境の三江省にも朝鮮人料理店が 43 ヵ所もあった。朝鮮人芸妓は牡丹江省、安東省、通化省、三江省、

浜江省、間島省にいた。牡丹江省に最も多かったのは、牡丹江市に朝鮮人券番があったためである[41]。

②朝鮮人の酌婦は、東安省を除くすべての地域に存在した。朝鮮人酌婦は奉天省、間島省、牡丹江省、吉林省、浜江省、新京特別市、三江省の順で多かった（民族別比率では間島省、牡丹江省、通化省、三江省、吉林省、新京特別市の順で高かった）。

③朝鮮人が経営するカフェは、間島省、（龍江省）、奉天省、牡丹江省、吉林省、三江省、通化省、新京特別市、濱江省、安東省の順で多く、朝鮮人女給は牡丹江省、間島省、奉天省、新京特別市、通化省、濱江省、三江省の順で多かった（比率では間島、吉林、牡丹江、新京、奉天、濱江の順だった）。龍岡省の場合、カフェが28軒で、女給が3人だが、これは誤記でなければ、朝鮮人女給が日本人のカフェに雇用されたものとみられる。しかし日本人の経営するカフェがしない一方、〔日本人〕女給が381人いるとされているのは理解しがたく、おそらく誤記だろうと思われる。東安省は朝鮮人カフェがなく、6人の女給だけがおり、興安西省は朝鮮人のカフェが1軒のみあるが女給はいない。誤記でなければ、東岸省の朝鮮人女給は日本人カフェに雇用され、興安西省の朝鮮人カフェは日本人または中国人女給を雇用したと考えられる。しかし、朝鮮人女給が日本人カフェに雇用されることは可能だったが、朝鮮人カフェに日本人または中国人女給を雇用したとは思えない。

④朝鮮人ダンサーは、濱江（ハルビン）、吉林、新京、奉天の順で多かった。朝鮮人ダンサーの合計（28人）と実際の合計（40人）が合致しない。合計か、吉林省の朝鮮人ダンサー12人のどちらかが誤記だと思われる。

朝鮮人性売買業をみると、熱河省、錦州省、北安省（芸妓4人）、黒河省、興安東省、興安南省、興安西省、興安北省には料理店と酌婦のみだった（北安省には芸妓が4人以上おり、興安西省にはカフェが1つ以上あった）。龍江省にカフェがないことと、興安西省に女給がいないことを誤記だとすれば、日本人はすべての地域に料理店、芸妓、酌婦、カフェ、女給が存在した。

料理店とカフェの所在地は、市や県城、または駅がある街などである。1938年末当時、朝鮮人の都会における人口比率は10万人以上の大都市で3.0%、3万～10万人の中小都市で2.9%、1万～3万人の大市街で5.1%、5,000～1万人の中市街で5.0%、5,000人以下の小市街で3.7%にすぎなかったが[42]、性売買業の比率がすべて都会における人口比率を上回ったのは、朝鮮人性売買業が朝鮮人以外も対象にしていたために可能であった（後述）。一方、日本人は大都市に71.7%、中小都市に13.9%が集中している。小市街でも行政の上層には必ず日本人がいたため、性売買業が営業をする都会には日本人の性購買者〔買春者〕が広がっていた。

日本人性売買業の割合は、性売買業内での職種の位階を反映するものであり、これは日本人性売買業が相手にする顧客である日本人が満洲国の「一等国民」であったためだった。朝鮮人性売買業も、朝鮮人だけでなく日本人の客を迎えたが、彼らはほぼ下層の日本人だった。中国人性売買業は、中国人だけでなく日本人と朝鮮人の客を迎えたが[43]、これらの日本人の多くは朝鮮人性売買業の客よりもさらに下層であり、朝鮮人も朝鮮人性売買業の客よりも下層だった。このように、性売買業の民族的な位階は、まさしく満洲国の民族的位階を反

[41] 牡丹江朝鮮人券番には45人の妓生がいた（『満鮮日報』1940年3月27日付、3面）。これらは、記者倶楽部の後援で1940年8月9日と10日の2日間、仮設劇場で、創立記念公演を行った（『満鮮日報』1940年8月9日付、5面）。

[42] 宮川善造『人口統計に見たる滿洲國の緣族複合狀態』（滿洲事情案內所、1941）、133頁。

[43] 黒竜江省虎林鎮の「紅宝堂」という妓院の例を見ると、中国人、日本人、朝鮮人すべてを受け入れている。姜紅喜「往事不堪回首」、文芳主編、前掲書、473頁。

映していたのである。

4. 満洲国の朝鮮人「妓女」

次に、「妓女」として把握されている朝鮮人性売買従事者の統計をみてみよう。1934年8月末の奉天の妓楼所在地をみると、朝鮮人妓楼は西塔大街と十間房（新歓楽街を含む）にあり[44]、日本人の妓楼は西塔大街に接する日吉町と柳町に位置しており、中国人の遊廓は藤浪町、青葉町の集娼街（平康里）[45]、南市場、北市場、工業区などに分散されていた[46]。そして妓楼の名称を見ると、朝鮮人妓楼は「楼」と「館」を使い、「金泉館」、「東海楼」のように妓楼や料理店のどちらにも使われている例もあった[47]。一方、中国人の集娼街にある中国人妓楼はすべて「書館」という名称を用いていた[48]。

このような妓楼の名称の民族別の違いは、ハルビンでも確認できる。ハルビンの民族別の妓館の分布は、表6の通りである。

【表6】ハルビンにおける民族別妓楼数（1933年6月時点）

	妓楼名	芸妓数	酌婦数	所在地
日本料理店	武蔵野	22		道裡地段街
	矢倉	14		道裡透籠街
	大吉	14		道裡田地街
	合　計	50		
日本妓楼	永楽	27		道裡一面街
	寿楼	17	14	
	新福楼	26		
	七福	20	3	
	大黒	11		
	朝日楼	35	10	
	玉屋	17	15	
	春日楼	14		
	婦歌川	12	6	
	酔月	11		
	本進楼	13	10	
	合　計	213	58	
朝鮮妓館	芳仙閣		8	道裡一面街
	芙蓉楼		12	
	芳月楼		11	
	哈爾濱館		10	
	東洋館		8	
	雲山楼		11	
	平安館		9	

[44] これらは朝鮮人密集地域だった。十間房は西塔大街と東加茂町の北端が出会う東側一帯であった。新歓楽街は十間房の南側一帯に1933年に市街地を造成し、ダンスホール、カフェ、料理店などが入って十間房と呼応する歓楽街を成した。菊池秋四郎、前掲書、132頁。

[45] 平康里という名称は、その由来は分からないが、集娼街を表す名称と見られる。新京の平康里はバー、カフェ、喫茶店の密集地帯である吉野町付近にあった。

[46] 菊池秋四郎、前掲書、153頁。

[47] 朝鮮人料理店を見ると、西塔大街（7軒）、十間房（10軒）、大西関（1軒）所在の料理店18軒の中で、2つを除きすべて館（9軒）か、楼（7軒）という名称を使用していた（菊池秋四郎、前掲書、164頁）。

[48] 日本人たちもここに頻繁に出入りしたという（菊池秋四郎、前掲書、154頁）。

【表 6】ハルビンにおける民族別妓楼数（1933年6月時点）（前頁の続き）

	妓楼名	芸妓数	酌婦数	所在地
朝鮮妓館（続き）	濱江館		10	道裡一面街
	福徳楼		11	道裡買売街
	太平館		11	
	大成館		6	道外三道街
	松江館		5	道外昌平街
	合　計		120	
平康里	徳鳳下處		20	道外十六道街新世界南路
	群仙書館		20	道外十六道街平康里
	迎春院		20	
	九順下處		20	
	栄陞書館		20	
	双玉班		15	
	四喜班		10	
	蓮香班		10	
	侍僊班		15	
	桃源書館		10	
	天宝堂		20	
	桂宝堂		20	
	玉福堂		10	
	福楽堂		10	
	玉鳳堂		10	
	金楽堂		10	
	麗楽堂		10	
	永楽堂		10	
	合　計		260	

出典：菊池秋四郎『哈爾濱と奉天（哈爾濱の部）』（滿洲視察東道社、1934）68-69頁。

妓楼の種類をみると、日本人のみで料理店と妓楼を区分し、朝鮮人は妓館、中国人は遊廓と表示した。まず、名称をみると、日本人料理店は特別な名称がなく、日本人妓楼は11軒のうち5軒だけで「楼」という名称を使った。日本人妓楼の名称はわかりづらく、妓楼のなかに料理店のような芸妓しかいない店が11軒のうち4軒もあることは、料理店と妓楼の区分があいまいだったことを示唆する。朝鮮人妓館は、奉天と同じく「館（7軒）」と、「楼（4軒）」という名称を使っている。中国人妓楼18軒は、「下處（2軒）」、「書館（3軒）」、「班（4軒）」、「堂（8軒）」の名称を使っている。中国人妓楼の名称は等級を表した。上記の表の注記から桃園書館までを「二等妓楼」と表示し、「堂」の名称を持った妓楼は「三等妓楼」だったことがわかる。ところが、前述した奉天で中国人妓楼は書館と呼ばれ、日本人、朝鮮人、中国人妓楼が集まる新京の三笠町一帯にある中国人高等妓楼（原文は藝妓屋）の名称が、一流は書館または下處、二流は班、三流（娼館）は堂であることから[49]、満洲の中国人妓楼の等

[49] 川村湊『満洲鉄道まぼろし旅行』（文芸春秋、1998）、176頁。1934年12月末、首都警察庁の営業者調査を見ると125の妓館があった。渡邊嚴「國都の營業形態」『滿洲統計』第12號（1935）、27-29頁。

級を定める名称が同じであり、統計に登場する妓楼はすべて高等妓楼であったことがわかる[50]。

次に、売買業者の規模を見ると、日本料理店は芸妓が平均17人、日本人妓楼は酌婦が平均10人、芸妓が平均9.7人（芸妓がいるところのみ）、朝鮮妓館は酌婦が平均10人、中国妓楼は酌婦が平均14人だった。中国妓楼の場合は酌婦の数が10人（9軒）、15人（2軒）、20人（7軒）の三種類があった[51]。

最後に、地理的分布を見ると、日本料理店と妓楼はすべて道裡（中東鉄道附属地）にあり、朝鮮人妓館は道裡（10軒）と道外（2軒）にあり、中国人妓楼はすべて道外（中東鉄道附属地の外の溥家甸）にあった[52]。そして日本人妓楼はすべて鉄道沿い（道裡一面街）に、朝鮮人妓館はほとんどが道裡一面街（8軒）に[53]、そして中国人妓楼は一ヶ所を除いてはすべて道外十六路街の集娼街にあった。これを見ると、ハルビンでは、新京とは違って、民族別に集娼街が分離していたことがわかる[54]。このような民族別の集娼街の存在は、1934年12月1日に実施したハルビン特別市戸口調査でも確認できる。

ハルビンの妓館は、傳家甸（道外）と埠頭区（道裡）の2つの区に集中しており、中国人妓館は傳家甸に、日本人妓館と朝鮮人妓館は埠頭区に集中している[55]。これは表6と一致する。

満洲国の国勢調査では、妓館業の女子従事者の代わりに「妓女」という名称が使われた[56]。1935年の第一次臨時国勢調査における

【表7】ハルビン特別市の民族別妓館業女性従業者数（1934年12月1日時点）

	女性合計		中国人女性		日本人女性		朝鮮人、その他女性	
	総人口	妓館業従事者	総人口	妓館業従事者	総人口	妓館業従事者	総人口	妓館業従事者
全市	173,716	2,533	133,099	1,913	6,936	439	2,706	171
傳家甸	49,829	1,900	48,815	1,883	185		744	
埠頭区	21,372	623	8,944	6	4,910	392	764	166

出典：哈爾濱特別市公署『哈爾濱特別市戸口調査結果標第二卷第二輯（職業）』（1935）。
注：中国人は原文では本国人となっている*。
（* 本国人には漢族、満洲族、帰化人その他を含む。朝鮮人その他には台湾人を含むが、無視してもいい。日本人を内地人と朝鮮人その他に区分したのだ。これ以外にソ連人、無国籍、その他の外国人がいる。）

50 北京、上海、天津などでの妓楼の等級名称はすべて異なっていた。天津の例を見ると、1938年に妓楼組合である樂戶公會が成立して妓院を財産、妓女の数、経営の場所などを指標として五つの等級に分け、一〜二等妓院は班または書寓、3等妓院は堂または下處、四〜五等妓院は窟という名称を使用した。江沛「20世紀上半葉天津娼業結構述論」『中国近代史研究』第2号（2003）、157-159頁。

51 ところが満洲国の時期、黒竜江省巴彦縣城の妓館を見ると、関帝廟付近の妓楼路地に30戸余りの妓館があったが、最大の妓館は妓女が3〜4人で、最も少ないところは妓女が1人だけであった（魏長海「一個妓女眼中的窟子胡同」、文芳主編、前掲書、427頁）。これを見ると、小都市に行くほど妓館の規模が小さかったことがわかる。

52 道裡と道外などと呼ばれるハルビンの地理的配置については金炅一・尹輝鐸・李東振・任城模『東アジアの民族離散と都市』（歴史批評社、2003）、289-291頁を参照せよ。

53 当時、道裡田地街には朝鮮人カフェの銀世界、朝鮮甲種料理海新館があり、買売街には朝鮮甲種料理（美技奉仕）、北一館（新喜楽の前身にあたる）があった。『満鮮日報』1940年2月8日、1940年9月25日、1940年6月21日。

54 1920年代にロシア妓楼（娼窟）はいくつもの道裡に20軒余り散在していた。上等の妓楼は斜紋街、地段街などにあり、最下等の妓楼は石頭道街と買売街に6〜7軒あった。劉靜巖『浜江尘嚣錄：外國娼窟』（1999、262頁（石方・劉爽・高凌『哈爾浜俄僑史』（黒龍江人民出版社、2003）、569頁から再引用）。1940年代初めに吉林市では妓女がいる酒場（原文は酒館）が13軒あった。そのうち名称が確認される6軒（名月館、花月館、アリラン館、新京圖、大成館、義喜館）のうち3つが一地域（福興里）にあった。吉林市民族事務委員會『吉林市朝鮮族志』、27頁。

55 埠頭区の次は太平区に日本人性売買業従事者が25人、朝鮮人性売買業従事者が5人いる。

56 この職業分類は日本の現在の職業分類（1930年12月27日内閣訓令第3号）を翻訳して使用している。ところが、日本の職業分類式では中分類（24番）接客業（原文は待客業）従事者の下の小分類（186番）に芸妓と芸者が含められているが、これが満洲国職業分類の式では妓女と翻訳されている。ここからは、日本の公娼制での芸妓と娼妓が、満洲国では芸妓に分類されていたことが分かる。接客業従事者の小分類にはまた、料理店、飲食店、機関などのオーナー（184番）、旅館、下宿、料理店、飲食店、機関などの使用人（187番）などがあった。「滿洲職業分類式」『滿洲統計』1-10

【表 8】満洲国の大都市で民族別の妓女の分布（1935 年 10 月 1 日時点）

	合計			中国人			日本人			朝鮮人		
	女性	妓女	比率	女性	妓女	比率	女性	妓女	比率	女性	妓女	比率
新京	92901	1238	1.3	81168	1011	1.2	9889 (10.6)	323 (26.1)	3.3	1547 (1.7)	4 (0.3)	0.3
ハルビン	166593	1941	1.2	131091	1303	1.0	10540 (6.3)	397 (20.5)	3.8	2714 (1.6)	166 (8.6)	6.1
奉天	163173	2334	1.4	154610	1982	1.3	3862 (2.4)	143 (6.1)	3.7	4304 (2.6)	209 (9.0)	4.9

出典：國務院總務聽統計處、『康德七年壬時國勢調査報告・都邑編第一卷新京特別市』、1938、24 頁、50 頁；『国康德七年壬時國勢調査報告・都邑編第二卷哈爾濱特別市』、1938、86-87 頁、218-219 頁；『康德七年壬時國勢調査報告・都邑編第三卷』、1938、46 頁、170-171 頁。

注：カッコ内は比率である。

新京特別市、ハルビン特別市、奉天市での妓女の分布は表 8 のようになる。

治外法権の撤廃以前のため、新京特別市と奉天市からは満鉄附属地が除外されている。ハルビンや奉天の場合、朝鮮人の妓女は全体の朝鮮人女性のうち、それぞれ 6.1%、4.9% を占め、その割合が民族別で最も高かった。日本人妓女についても、三都市すべてで、妓女の比率が女性人口の比率を上回った。

次に、新京、ハルビン、奉天に次ぐ大都市に属し、満洲国の大都市のなかで日本人と朝鮮人の割合が最も高かった牡丹江市における民族別妓館の分布を見ると、次の通りだった[57]。①吉安里：各種の堂、楼の名称で妓館が 60 軒余り、妓女 100 人余りがいた。②永春里：妓女が 200 人余りいた。③安福里：妓女が数十人いた。これら 3 つの地域の妓館すべてが三等妓館であり、妓女にはどんな文化の素養もなかった。④秦樓書館：比較的高級の三等妓館だった。妓女は 20 人余りいたが、いずれもきれいで、教養があり、歌舞に長けていた。一方、日本人と朝鮮人が経営する機関は七星街、昌徳街、圓明街一帯にあり、妓女は合計 200 人余りいた。このように牡丹江市の妓館も、ハルビンの場合と同様に、中国人妓館と日本人・朝鮮人妓館に分かれていたことがわかる。

最後に、小都市（原文は都邑）での民族別妓女の分布を見てみよう。第二次臨時人口調査で確認できる 53 の小都市での民族別の妓女の分布は、表 9 の通りである。

【表 9】一部の小都市における妓女の民族別分布（1936 年 12 月末時点）

都市名	人口	中国人	日本人	朝鮮人	都市名	人口	中国人	日本人	朝鮮人	都市名	人口	中国人	日本人	朝鮮人
額穆	総数	5997	137	804	依蘭	総数	11795	82	172	西安	総数	15155	516	103
	妓女	85	11	30		妓女	91	1	2		妓女	200	31	16
敦化	総数	12748	626	773	呼蘭	総数	22483	54	42	東豊	総数	8861	28	10
	妓女	81	51	9		妓女	--	--	--		妓女	--	--	--
樺甸	総数	9340	5	2	阿城	総数	16291	52	349	海龍	総数	8898	15	346
	妓女	38	--	--		妓女	49	--	--		妓女	25		3
磐石	総数	9577	142	650	雙城	総数	26339	103	86	山城鎮	総数	14785	299	1056
	妓女	39	3	7		妓女	111	1	1		妓女	66	28	3
九台	総数	5093	43	75	海倫	総数	16497	212	113	北鎮	総数	12979	11	19
	妓女	68	--	--		妓女	122	24	7		妓女	25	--	--

（滿洲統計協會、1935）、6 頁。

[57] これは 1943 年に姑によって 800 圓で牡丹江市永春里のある妓館（窟子）に売られていった一人の妓女出身の回顧だ。程惠菌「婦女涙」、文芳主編、前掲書、457-458 頁。

【表 9】一部の小都市における妓女の民族別分布（1936年12月末時点）（前頁の続き）

都市名	人口	中国人	日本人	朝鮮人	都市名	人口	中国人	日本人	朝鮮人	都市名	人口	中国人	日本人	朝鮮人
扶餘	総数	26097	23	28	綏化	総数	15680	226	86	黒山	総数	10394	16	6
	妓女	22	5	--		妓女	147	31	--		妓女	21	--	--
農安	総数	11012	61	17	巴彦	総数	14175	22	26	義	総数	10466	68	20
	妓女	47	3	--		妓女	40	--	--		妓女	61	10	--
楡樹	総数	5897	10	23	一面坡	総数	9745	366	232	赤峯	総数	16614	463	28
	妓女	30	--	--		妓女	25	29	--		妓女	92	42	6
訥河	総数	4996	90	59	寧安	総数	11336	161	415	平泉	総数	12845	163	14
	妓女	138	--	--		妓女	--	--	2		妓女	31	--	5
龍鎮	総数	3820	558	45	牧丹江	総数	7097	3206	3357	王爺廟	総数	3420	235	216
	妓女	105	48	10		妓女	306	194	65		妓女	40	19	4
克山	総数	10728	169	21	綏芬河	総数	1867	626	250	通遼	総数	17656	297	256
	妓女	180	20	--		妓女	33	54	34		妓女	192	29	10
拜泉	総数	11819	26	19	圖們	総数	1024	1411	8454	開魯	総数	11982	46	27
	妓女	152	--	--		妓女	31	75	102		妓女	43	--	--
泰來	総数	6833	53	52	龍井	総数	1650	674	8659	林西	総数	3989	50	22
	妓女	57	5	4		妓女	24	43	60		妓女	19	3	8
大賚	総数	14130	22	3	琿春	総数	3177	482	3035	海拉爾	総数	3139	1617	57
	妓女	62	--	--		妓女	33	33	15		妓女	323	110	9
洮安	総数	7648	766	145	新民	総数	15918	78	20	滿洲里	総数	1278	467	38
	妓女	63	55	10		妓女	27	1	--		妓女	75	61	6
洮南	総数	20441	340	236	法庫	総数	10409	33	6	札蘭屯	総数	2294	158	26
	妓女	186	16	8		妓女	40	--	--		妓女	27	17	5
開通	総数	6337	33	12	遼源	総数	13463	352	89	博克圖	総数	1392	320	39
	妓女	47	--	--		妓女	60	19	3		妓女	69	31	6
富錦	総数	11861	145	51	西豊	総数	12982	63	99					
	妓女	319	23	--		妓女	56	--	--					
合計	人口	中国人		日本人		朝鮮人								
	総数	552,449		16,221		30,788								
	妓女	4,223		1,126		450								

出典：國務院總務廳統計處、『第二次臨時人口調査報告書總括篇（前半・後半）』、『外地國勢調査報告、第二集：滿洲國國務院國勢調査報告第五冊』（発行年度不明）。
注：人口数はいずれも女性人口である。

上記の表に現れた一部の小都市での女性人口に占める妓女の割合を見ると、日本人（6.94%）、朝鮮（1.46%）、中国人（0.76%）の順で日本人の妓女が最も多かった。ところが、この一部の小都市の人口に対する妓女の割合をハルビンなどの大都市と比べると、日本人は小都市の方が高く、朝鮮人と中国人は大都市がより高くなる傾向が表れた（朝鮮人は新京を除く）。これは日本人の場合もともと大都会への集中率が高く、小都市では相対的に上位層により集中していたからであろう。

妓女の分布を最大値で比較してみよう。中国人妓女は海拉爾、富錦、牡丹江、西安、洮南、克山、拜泉、綏化、訥河の順で多く、日本人妓女は牡丹江、海拉爾、圖們、滿洲里、洮安、綏芬河、龍鎮、龍井、赤峯の順で多く、朝鮮

人妓女は圖們、龍井、牡丹江、綏芬河、額穆、西安、琿春、龍鎭、洮安の順に多かった。したがって、各民族別の妓女の数が多い９つの市街地のなかで、朝鮮人の妓女と中国人の妓女が多い都市は１つ（牡丹江）のみが重複するだけだが、朝鮮人と日本人の妓女については５つの市で重複する。そして日本人の妓女と中国人の妓女は２つの市が合致する。したがって、妓女の数の分布をみると、朝鮮人妓女は中国人妓女よりも日本人妓女のいる地域により多く集まったことがわかる。小都市のなかでは龍鎭、赤峯、平泉、林西、海拉爾、満洲里[58]、札蘭屯、博克圖などは、朝鮮人女性のなかでの妓女の比率が特に高い地域だった。

5. 満洲国性売買従事者の民族間、民族内の位階

性売買制度を通じて、性売買従事者の位階を確認できる。これは民族間位階と民族内位階に分けて見ることができよう。ここでは民族間の位階について検討する。これについては、断片的な資料しか確認できない。まず、朝鮮人性売買業のなかで最も発達していた料理店について見てみよう。1930 年代前半の新京の料理店業における民族別の営業状況は、表 10 の通りだ。

料理店の数を人口に対比してみると、朝鮮人料理店が最も多かったが、平均売上高は最も低かった。つまり、朝鮮人料理店は数が多いかわりに規模が零細だったことがわかる。ところが、中国人の料理店は実は「妓館」だった。料理店と比せられる妓館は高等妓館であり、そのため中国人料理店の売り上げが高いことがわかった。一方、朝鮮人料理店の場合、名称は料理店だが、娼妓を雇ったケースもあり、これによって公式の売上高が低く表れたとみられる。そうでないなら、人口に対する料理店の割合は説明しがたい。

料理店の売上額には、芸妓花代、酌婦花代、酒代が含まれていた。1940 年 7 月中に奉天

【表 10】新京の料理店業の営業状況

年度		朝鮮人		日本人		中国人	合計
		満鉄附属地	特別市	満鉄附属地	特別市	満鉄附属地	特別市
1931	数	6	--	19	--	33	58
	売上高	22,791	--	450,504	--	130,502	603,799
	平均売上高	3,799	--	23,711	--	3,955	10,410
1932	数	13	--	29	--	33	75
	売上高	68,599	--	1,500,573	--	591,937	1,961,109
	平均売上高	5,277	--	51,743	--	17,937	26,148
1933	数	20	3	36	33	33	89
	売上高	136,336	6,000	1,904,981	554,000	552,830	2,594,147
	平均売上高	6,817	2,000	52,916	16,788	16,752	29,148
1934	数	20	3	44	33	36	100
	売上高	114,000	11,000	733,000	711,000	574,000	1,420,000
	平均売上高	5,700	3,666	16,659	21,545	15,944	14,200

出典：新京地方事務所勤業係、『新京發展事情概況』（1934）；新京地方事務所勤業係、『新京の現況』（1935）、８頁より作成。

[58] 1927年７月、欧米旅行に出発した羅蕙錫はシベリア鉄道の本線との連結地であるこの地に到着し、朝鮮人「密売淫女」を目撃した。この事実を彼女は５年後に次のように短く書いた。「夜８時にロシアと中国の国境である満洲里に到着した。一時間の間市街を見物した。国境だけあって軍営が多く、小さな市街地でも朝鮮人密売淫女まで備えている（原文通り）。」羅蕙錫「ソビエト露西亞行：歐米遊記その一」『三千里』12月号（1932）、660-663頁。1927年当時の満洲里の朝鮮女性人口と性売買従事者の数は確認できないが、1940年当時でも朝鮮人、性売買従事者を容易に目にすることができた。満洲里の朝鮮人女性39人（全女性人口は1,800人）のうち、性売買従事者が６人もいたためだ。〔訳注：羅蕙錫は朝鮮初の女性西洋画家であり、文筆家として、植民地期朝鮮を代表する「新女性」の１人。〕

【表 11】牡丹江市の性売買業の民族別営業状況（1940年6月末）

	芸妓			酌婦			女給			合計	
	数	収入	平均収入	数	収入	平均収入	数	カフェ収入（酒代）	平均収入	数	収入
中国人				468	31,784	68					
日本人	266	89,656	337	161	43,055	267	25	101,730		443	410,156
朝鮮人							568	28,504			
合計										1,475	470,444

出典：『満鮮日報』1940年7月28日付、5面。
注：中国人の酌婦は原文では芸酌婦（芸妓と酌婦の合計）である。

市大和の警察署管内（旧満鉄附属地）の料理店の売上高（原文は遊興額）内訳を見ると、全体の売上高は72万圓〔満洲国圓。以下、圓〕で、そのなかで芸妓花代が29万4千圓、酌婦側が13万5千圓、酒代が29万6千圓だったという[59]。1941年末の大和の警察署管内の芸妓（544人）と酌婦（810人）の数から推定すると[60]、芸妓の平均収入は540圓、酌婦の平均収入は167圓だった。したがって、日本人料理店の売上高が高かったのは、日本人芸妓の花代収入が大きかったと思われる。

芸妓、酌婦だけでなく、女給を含む営業状況を見てみよう。1940年6月末当時の牡丹江市における中国人、日本人および朝鮮人による性売買業の営業状況は、表11の通りだ。

この統計には、日本人収入合計には料理店の酒代87,857圓が含まれている。中国人の場合は酒代収入が確認できないため、収入合計が計算できない。日本人の芸妓と酌婦の花代を比較するとあまり差が出ない反面、日本人の酌婦と中国人の酌婦（実際は妓女）は花代で大きな差が出た。この統計は、牡丹江市が「北辺振興計画」による新生都市であり、満洲国の大都市のうち日本人と朝鮮人の割合がいずれも最も高い都市であったことから特殊なケースだと言えるが、性売買従事者の民族内（職種間）差別より民族間（職種内）差別の方が大きかったことを示唆する。上記の統計では、残念ながら朝鮮人酌婦の収入を確認することができない。

上記の統計では、女給の収入（チップ）は確認できない。カフェの収入は酒代を表すが、これを女給の数で割ると、日本人女給の場合は一月に平均4,069圓の売上を上げている一方、朝鮮人女給の場合は一月に平均わずか50圓の売上しかない。上記の記事で、もともと朝鮮人女給は6,143人になっていた。合計と日本人、中国人の性売買従事者の数を差し引いて朝鮮人女給の数を求めたものだが、朝鮮人女給の数と日本人女給の数を比べてみると誤記だとわかる。表5で、牡丹江市を含む牡丹江省の日本人女給が759人で、朝鮮人女給が169人だったのと比較してもわかる。あるいは、酌婦と女給を合わせた数だった可能性もある[61]。

民族別の性売買従事者の収入を比較できる一つの資料がある。人口が12万人で牡丹江市よりやや少なく、牡丹江市に近く、また新生都市でもあった佳木斯市（三江省）〔現・黒竜江省ジャムス市〕の酌婦（妓女）の民族別料金収入を見ると、表12の通りである。

この統計を見ると、1ヵ月間の民族別酌婦の平均花代収入は、日本人、中国人、朝鮮人の順だった。ところが、先に見た奉天市、牡

[59]『満鮮日報』1940年9月1日付、4面。
[60] 奉天市公署・奉天市商工公會、前掲書、20頁。
[61] 牡丹江市は「朝鮮人が4万名を突破したが、あるのは人と酒店（料理店とカフェ）だけ」と言われるほど朝鮮人性売買業が盛況だった。『満鮮日報』1940年7月28日付、5面；『満鮮日報』1940年9月4日付、5面。

【表 12】佳木斯市における民族別酌婦の花代収入の比較

	日本人	朝鮮人	中国人
酌婦数	158	115	326
花代収入	60,000 圓	30,000 圓	100,000 圓
平均花代収入	380	261	307

出典：『満鮮日報』1940年9月21日、4面。

【表 13】1939 年のハルビン市における性売買業従事者（芸妓・酌婦）性病の現況

	検診回数	受診人員	罹病率
中国人	2	1,363	14.8
朝鮮人	4	605	2.48
ロシア人	4	225	5.34
合　計	10	2,193	10.39

出典：哈爾濱市公署、中国哈爾濱市統計月報、1（1939）、11頁。
注：診察を免除されたのは月経が223人、事故者が48人だった。

丹江市と違って、その差はそれほど大きくはない。なぜだろうか？　もちろん、地域によってある程度の偏差が存在していたのだろう。また、他の要因としては、新京満鉄附属地での例と同様、この統計でとられた中国人酌婦（実際は妓女）が高等妓女に限られたからであろう。これは、人口対酌婦の割合が中国人は非常に低く、日本人と朝鮮人、特に朝鮮人は非常に高いことから推測できる[62]。そして朝鮮人酌婦内でも収入での差が現れた。朝鮮人酌婦の平均収入が最も低かったが、一等を獲得した人は朝鮮人が経営する共樂館の笑子（エミコ）で月平均的花代収入が944圓に達した。

民族別性売買従事者の地位がわかる別の指標として性病の現況がある[63]。1939年のハルビン市での性売買業従事者の性病現況を見てみると、表13の通りである。

朝鮮人とロシア人は、中国人よりも検診を受けた。受診人員を回数で割ると、中国人は681.5人、朝鮮人は151.3人、ロシア人は56.3人だった。中国人は性病検診回数が最も少なく、罹病率が最も高かった[64]。罹病率を見ると、朝鮮人が最も低く、次がロシア人だった。ところが、1937年、ハルビンのロシア人妓女（原文は芸娼妓）の性病検診の成績（表14）と比較すれば、1939年にハルビンのロシア人妓女の性病罹病率がやや下がったことがわかる。罹病率を見ると、1937年に比べて、1939年にハルビンのロシア妓女の罹病率が下がったことがわかる[65]。

[62] 1943年末の佳木斯市の民族別人口分布を見ると、中国人（満漢族、蒙族、回族、その他を含む）が82,924人、日本人が16,222人、朝鮮人が5,626人だった。警務總局「主要都市・市街地戸口統計表」（出版年度不明）、65頁。1940年末、佳木斯市がある三江省での民族別の性売買従事者の割合を見ると、中国人酌婦が971人、日本人芸妓（253人）と酌婦（115人）を合わせて368人、朝鮮人芸妓（9人）と酌婦（234人）を合わせて243人だった（表5参照）。

[63] 満鉄附属地では芸妓と酌婦に対し性病検診を行なっていたが、満洲国で全国的に性病検診を実施したのは、1938年9月民生部令で〈健康診断規制〉を公布したのが始まりだった。その後、芸妓や酌婦などの「売淫常習者」に対し定期的な健康診断を実施し、性病感染者は公立の婦人病院および性病診療所に強制的に収容して治療した。滿洲國史編纂刊行會『滿洲國史・各論』（謙光社、1973）、1198頁。

[64] 表8の中国人の妓女1,303人、朝鮮人の妓女166人という統計をみれば、中国人の妓女の検診回数が1回だった可能性も排除できない。

[65] 満洲国統計によると、1936年に哈爾濱通に税金を納付したロシア人妓女は72人（平均税金額288圓）だった。『哈爾濱特別市市勢統計月報』、第1巻第10チーム（1936）；同書、569頁から再引用。上海でもロシア人妓女は、欧米（白人）の妓女の中で最も数が多く、地位が低かった。1930年代の観察者によると、上海ではロシア人妓女が8,000人に達し、その他の国籍の白人の妓女が2,000人に達した。ロシア人妓女はたいていハルビンから来た。Henry Champly, *The*

【表 14】1937 年のハルビンにおけるロシア妓女の性病検診の成績

月別	検査回数	受診者数	性病感染者数					
			梅毒	淋病	軟性下疳	その他	計	罹病率
1 月	4	230	7	11	1	--	19	8.26
2 月	4	238	3	20	3	--	23	9.66
3 月	4	193	--	19	--	--	19	9.84

出典：『哈爾濱特別市市勢統計月報』第1巻、第12號（1940）；石方・劉爽・高凌、『哈爾浜俄僑史』（黒龍江人民出版社、2003）、569頁より再引用。

一部の朝鮮人性売買従事者の収入を、1940年3月に『満鮮日報』の学芸部記者の満洲の五 都市（ハルビン、新京、牡丹江、龍井、奉天）の朝鮮人職業女性に対する探訪記で見てみると、同じ職種であっても地域（または個人）によって収入差が大きく表れた[66]。ダンサーは女給より収入が多いようだが、ハルビンのダンサー（300圓）や新京のダンサー（120～130圓）の間では収入の差が大きく、女給の中でも奉天（300圓）とハルビン（200～300圓）の女給と新京・龍井の女給（100圓）の間の収入差が大きかった。ダンサーの場合は、チケット（踊り票）を受け取ったがチケット単価が地域によって異なることがあり、女給はチップを収入にしたので（化粧品代として給料15圓を受け取るケースもあった）、人気によって収入が違うのは当然だった。

しかし、同探訪記に出てくる性売買従事者たちは、他の職業女性と比べると高収入グループだった。他の職業女性の収入を見ると、新京の幼稚園保母は20圓、看護師2人はいずれも50～60圓、牡丹江省公署タイピストは60圓、新京協和会事務員は55圓（月給45圓、手当て10圓）だった[67]。性売買従事者が性売買業に流入した理由も、こうした高い収入のためだった。ところが、探訪記に出てくる性売買従事者の支出を見ると、彼女たちを性売買業に導いた高い収入という誘惑の源は、実は自分のためというより家族のためというケースの方が多かったように見える[68]。

6. 結論

満洲国の朝鮮人性売買従事者は、日本人性売買制度に依って「芸妓（妓生）、酌婦、女給、ダンサー」などにも分類され、中国人性売買制度に依って「妓女」にも分類された。こうした事情は、日本人や中国人の場合も同様だった。二つの分類がともに可能だったのは、性売買従事者（「妓女」と呼ばれる）というセクシュアリティの同一性があったためだ。とはいえ、民族（朝鮮人、日本人、中国人）間、地域（朝鮮人の場合は朝鮮内と満洲、日本人の場合は日本内と満洲）間、そしてセクシュアリティ（日本人と朝鮮人の場合に芸妓、酌婦、女給、ダンサー、そして統計には出ていないが、娼妓、そして中国人の場合に各等級の妓女）間で差

Road to Shanghai: White Slave Traffic in Asia, Warre B.Wells, translated、London: John Long Ltd., 1934, pp.188-189；賀蕭、前掲書、51頁。

66 性売買従事者は、探訪記に登場する職業女性の中で最も高い割合を占めた。それ以外は小学校教諭、幼稚園保母、看護師、事務員（タイピスト）、電話交換手、美容師などがいた。満洲地域で朝鮮人の職業女性として最も多かったのは女給、女店員、女事務員だった。これは職業女性のうち酌婦を除外していることがわかる。実際、性売買従事者を職業女性と認めるかどうかが議論になった時も、その性売買従事者とは妓生と女給だった。これについては「職業婦人座談会」『新女性』1933-4、51-54頁；姜貞姫「女給も職業婦人か」『新女性』1932-10、373頁；張英順「私が女給になるまで：この職業を蔑まないでください」『新女性』、1933-3、80-85頁などを参照せよ。

67『満鮮日報』1940年3月9日、13日、14日、18日、各4面。

68 女給が200～300圓を受け取ったケースでは父親に100圓を送っており、ダンサーとして120～130圓を稼いだケースは、母子家庭の生活費と弟の学費を出していた。女給として100圓を受け取っているケースでは妹の学費を含めて家に50圓を送っており、女給として300圓を受け取っていたケースは、両親の生活費と4人の弟の学費を出しており、月収額不明の牡丹江市のある女給は兄の学費を出している。

異が現れた。この差異によって、民族、地域、セクシュアリティのアイデンティティが形成された。すなわち、朝鮮人性売買従事者は、民族、地域、セクシュアリティの交差の上に立っていた。

本稿では、満洲国の朝鮮人性売買従事者がどのようなルートを通じて性売買従事者となり、また彼女たちがその後どのような人生を生きたのかについては検討できなかった[69]。満洲国の朝鮮人性売買従事者たちは、ただ金を稼ぐために強要された人生を生きなければならなかった。彼女たちの運命を決定づけたのは性売買制度をつくった国家であり、この国家と共謀する「観念」であった。最後に、この観念を指摘したい（このような観念は現在では完全に消えたのだろうか?）。

この観念は、次のような言説に現われた。一つは李光洙〔近代朝鮮を代表する小説家〕の言説だ。当時、東亜日報編集局長だった李光洙は、1933年大連博覧会を機に開催された日本全国新聞協会大会に参加した後、満洲国の各都市を歴訪して帰国した後に、ある座談会で次のように話した[70]。「都会にいる人々の生業は、ほとんどが人肉商売と密輸入者で……。私はこの旅行で、朝鮮人の人肉市場に本当に驚きました。奉天、吉林、哈爾浜、新京など、いたるところに朝鮮人料理業者がいないところはありません。料理業を開始さえすれば、成功するんだそうです。それは、中国の女は汚くて、だからみんな朝鮮女を歓迎するというが、そんなわけである女は1日に35人の男に接したそうです。それでお金が残らないことがありますか。奉天署には人肉商売をして20万圓のお金を集めた金持ちもいたり、他にも数百万圓、十数万圓ずつ集めた成功者がいるそうです（原文通り）」。もう一人の大会参加者である金炯元（朝鮮日報編集局次長）も座談会で、次のように語った。「都会では娼妓業が全盛でした。奉天に朝鮮人が一万人余り住んでいるというのですが、朝鮮人料理屋が4、50軒あります。新京、吉林などにも、全部で10～20軒ずつあります。」

李光洙が性売買業を「人肉商売」と表現したのは、目新しいことではなかった。雑誌でこの用語がすでに使われていた。この言葉には性売買業に対する蔑視、ひいては性売買従事者に対する蔑視がこめられていた。李光洙や金炯元が発言で強調したのは、売春業が「金儲け」になることだった。彼らの言説には、朝鮮人性売買従事者が1日に35人の男を相手にしたことに対する同情は一切ない。強調されるのは、性売買業者の「成功」だけだった。

資本を持って満洲に来られなかった朝鮮人の事業の例は、比較的元手のかからない料理店業や阿片密売業に偏っており[71]、そのため満洲での朝鮮人の評判が悪くなったが、後に料理店業は朝鮮人の「成功事例」として称えられるまでになった。次の『満鮮日報』の記事がその例だ[72]。

> 米穀および穀物貿易商、金融業者、その他一般商業、飲食店、旅館などが、朝鮮農民と月給取りに向けて経営されてきた。ゴム、印刷など若干の業種を差し引いて、満洲朝鮮人の商工業は概ね朝鮮農民と下級月給取りによって維持されてきたと言える。ところが、このうち業種としてはたとえ自慢できるものではないとしても、その営業形態において、また営業成績で注目すべきは各地の料理業だ。満洲の主要都

[69] 一般的に性売買従事者は「道」の上の存在である。彼女たちはずっと「旅行」をしている。満洲国の朝鮮人性売買従事者の場合は朝鮮内地から来る場合が多く、日本人性売買従事者も日本内地から来た場合が多かった。朝鮮から満洲に来た朝鮮人性売買従事者の旅は続いた。

[70]「在滿同胞問題座談會」『三千里』9月号（1933）、49頁。

[71]「朝鮮人は大企業を起こす力量がないので、結局満洲で商売をするのは色酒家という言葉と同義語になった」『満鮮日報』1940年9月29日付、3面。

[72]『満鮮日報』1939年12月9日付、1面。

> 市に朝鮮人として経済力を握っているのが彼ら営業主たちだということで、彼らの営業成績はわかるが、これは彼らが発見した満洲の現地に適応した営業形態に期したものと考えられる。つまり、本来貧弱な朝鮮人の経済力だけに依拠せず、営業形態を超民族的に形成していくことで、営業が目標とする世界を拡大し、これによってその発展を期そうということである。こうした意味で、満洲主要都市の朝鮮人料理業はその営業形態において、満洲朝鮮人商工業者に大きな示唆を与えているだろう（原文通り）。

料理業で営業形態を「超民族的に」形成していくということは、朝鮮人の性売買従事者が日本人（下層）を顧客にするようになったことを意味する。そして、これが、朝鮮人性売買業が成功を収めた真の理由だった。このことは、朝鮮人商工業から「朝鮮人依存主義」から脱皮する一つの成功事例と見なされた。

しかし、朝鮮人性売買従事者にとって、日本人を顧客として迎えるというのは何を意味するものだったのか。朝鮮人性売買従事者たちは、日本語ができるほどの学歴を備えていない人たちだった。彼女たちが日本人を相手にするのは主に「娼妓」としてであり、朝鮮人料理店が成功したのもそのためだった。

性売買業が朝鮮の成功した商工業と称えられる反面、性売買従事者に対しては沈黙が守られた[73]。当時の新聞では、性売買従事者は尋ね人広告[74]、または店の広報用広告として登場した。この場合、彼女たちの顔が新聞に載った[75]。このような性売買従事者の「他者化」こそ、彼女たちを「日本軍慰安婦」として強制的に連行するのに共謀したのではないだろうか？　もちろん公娼制や「日本軍慰安婦」の強制連行は国家の犯罪であるが、その国家と共謀した市民の犯罪でもあるのだ。公娼制における性売買従事者に対する人身拘束、そして雇い主と性売買従事者、顧客と性売買従事者間の不平等性を批判しないこと、性売買従事者の苦痛から目をそむけ、彼女たちを社会的に排除し、ひたすら業主の観点から「金儲け」の成功を称賛すること、そしてセクシュアリティの「植民地性（収奪性）」を批判しないことこそ、結局、性売買従事者たちを日本軍慰安婦にまで追いやったことに共謀してきたのではないだろうか？

たとえ性売買従事者が日本軍慰安婦にされたからといって、その犯罪性が弱まることはない。かといって、それが強制連行でないとか、人身拘禁でないとか、「暴力」でないわけではない。にもかかわらず、当時の性売買従事者たちは依然として沈黙を強いられている[76]。彼女たちが沈黙を破って自ら発言する時、言い換えれば、彼女たちが社会に参加するとき、はじめて「性搾取」制度としての性売買はなくなりうるだろう。

（監訳：金富子、翻訳：吉良佳奈江）

---

[73] ある研究者が前掲の報告にあるように羅蕙錫が満洲里で見た朝鮮人「密売淫女」に対する「沈黙」を指摘したように、こうした沈黙は当時も現われ、現在まで続いている。宋連玉「朝鮮‘新女性’のナショナリズムとジェンダー」、ムン・オクピョほか『新女性』（チョンニョンサ、2003）、105頁。

[74] 逃げた酌婦を探す尋ね人広告の例としては、『満鮮日報』1940年7月29日付、4面；1940年9月4日付、2面などがある。

[75] 一例として、濱綏線綏陽駅の〔綏陽街にあった〕愛国楼の広報では、竹子、若子、マサオ、明花、君子、アサコという6人の写真を載せた。彼女たちは、朝鮮式と日本式が入り混じっただけでなく、服装も韓服、和服、洋装が混ざっており、それに合わせ髪型も違っていた。『満鮮日報』1940年6月1日付、8面。

[76] 中国では性売買業そのものについての証言（性売買従事者自身や直接見たり、直接見た人に聞いた人によってなされた）が出ている（文芳主編、前掲書）。しかしこれらの証言は性売買禁止主義という「新社会」の政策を正当化するため「旧社会」に対する告発という枠内で行われた。

【参考文献】

「在滿同胞問題座談會」『三千里』1933年9月号
김경일 . 윤휘탁 . 이동진 . 임성모 ,『동아시아의 민족이산과 도시』. 서울 : 역사비평사 , 2003.（金炅一、尹輝鐸、李東振、任城模『東アジアの民族離散と都市』ソウル：歴史批評社、2003）
김영신「일제하 한인의 대만이주」.『국사관논총』제 99 호 , 2002.（キム・ヨンシン「日帝下韓人の台湾移住」『国史観論叢』第99号、2002）
나혜석「쏘비엣露西亞行：歐米遊記의 其一」.『三千里』12 월호 , 1932.（羅蕙錫「ソビエト露西亜行：欧米遊記　その一」『三千里』12月号、1932）
滿鮮日報社≪滿鮮日報≫.
朴潤元「臺灣에서 生活하는 우리 兄弟의 狀況」.『開闢』제 13 호 , 1921.（朴潤元、「台湾で生活するわれらが兄弟の状況」『開闢』第13号、1921）
배리 캐슬린 저 , 정금나 . 감은적 역 ,『섹슈얼리티의 매춘화』. 서울 : 삼인 , 2002.（キャスリン・バリー著、チョン・クムナ、カム・ウンジョク訳、『セクシュアリティの売春化』、ソウル、サムイン、2002）
서지영「식민지 시대 카페여급연구 : 여급잡지〈女聲〉을 중심으로」.『한국여성학』제 19 권 제 3 호 , 2003.（ソ・ジヨン「植民地時代カフェ女給研究；女給雑誌〈女聲〉を中心に」『韓国女性学』第19巻、第3号、2003）
孫禎睦「日帝下의 賣春業 : 公娼과 私娼」『都市行政研究』제 3 호 , 1988.（孫禎睦、「日帝下の賣春業 : 公娼と 私娼」.『都市行政研究』第 3 号、1988.）
송연옥「대한제국기의〈기생단속령〉.〈창기단속령〉: 일제 식민화와 공창제 도입 준비과정」,『한국사론』제 40 호 , 1998.（宋連玉、「大韓帝国期の〈妓生団束令〉、〈娼妓団束令〉：日帝植民地と公娼制導入の準備過程」、『韓国史論』第40号、1998）.
송연옥「조선 ‘신여성’의 내셔널리즘과 젠더」문옥표 외『신여성』서울: 청년사, 2003.(宋連玉「朝鮮 ‘新女性’のナショナリズムとジェンダー」ムン・オクピョ他『新女性』ソウル：青年社)
여성부『2002 년 국외거주 일본군 위안부 피해자 실태조사』. 서울 : 여성부 , 2002,（韓国政府女性部『2002年国外居住日本軍慰安婦の被害者実態調査』ソウル：韓国政府女性部、2002.）
오영섭「초대대통령취임식 갓가운 비율빈」.『三千里』9 월호 , 1935.（オ・ヨンソプ、「初代大統領就任式の近いフィリピン」『三千里』9月号、1935.）
윤휘탁 ,「만주국의 ‘이등국（공）민’」『역사학보』제 169 집 , 2001.（ユン・ヒタク「満洲国の‘二等国（公）民’」、『歴史学報』 第169集、2001.）
Garon, Sheldon, “The World’s Old Debate? Prostitution and the State in Imperial Japan, 1900-1945.” *American Historical Review*, 98-3(June). 1993.
Hershatter, Gail. *Dangerous Pleasure: Prostitution and Modernity in Twentieth-Century Shanghai*. Berkeley: University of California Press. 1997.

江沛、「20 世紀上半葉天津娼業結構述論」、『近代史研究』第2號、2003。
姜紅喜、「往事不堪回首」、文芳主編『娼禍』、中國文史出版社、2004。
警務總局、「主要都市・市街地戶口統計表」（出版年度不明）。
國務院總務廳統計處、『第二次臨時人口調查報告書 總括篇（前半・後半）』『外地國勢調查報告、第二集：滿洲國國務院　國勢調查報告　第五冊』（出版年度不明）。
國務院總務廳統計處、『康德七年臨時國勢調查報告・都邑編第三卷』、1938。
國務院總務廳統計處、『康德七年臨時國勢調查報告・都邑編第二卷（哈爾濱特別市）』、1938。
國務院總務廳統計處、『康德七年臨時國勢調查報告・都邑編第一卷（新京特別市）』、1938。
吉林市民族事務委員會、『吉林市朝鮮族志』。
滿洲國治安部警務司、『第四回警察統計年報』、1942。

文芳主編、『娼禍』、中國文史出版社、2004。
謝吾義、「民初上海娼妓一瞥」、文芳主編『娼禍』・中國文史出版社、2004。
石方・劉爽・高凌、『哈爾浜俄僑史』、黒龍江人民出版社、2003。
阿南、「舊北京的八大胡同」。文芳主編、『娼禍』、中國文史出版社、2004。
又吉盛清、『日本植民地下的臺灣與沖繩』、臺北：前衛出版社、1997。
魏長海、「一個妓女眼中的窟子胡同」、文芳主編『娼禍』、中國文史出版社、2004。
程惠菌、「婦女淚」、文芳主編『娼禍』、中國文史出版社、2004。
平襟亞、「舊上海尨大的娼妓隊伍」、文芳主編『娼禍』、中國文史出版社、2004。
賀蕭、『危險的愉悅：20 世紀上海的娼妓問題與現代性』、江蘇人民出版社、2003。
哈爾濱市地方誌編纂委員會、『哈爾濱市誌・人口』。1999。
哈爾濱特別市公署、『哈爾濱特別市戶口調查結果標　第二卷第二輯（職業）』、1935。
「滿洲職業分類式」、『滿洲統計』第 1 卷第 10 號、滿洲統計協會、1935。
菊池秋四郎、『哈爾賓と奉天（奉天の部）』、滿洲視察東道社、1934。
菊池秋四郎、『哈爾賓と奉天（哈爾賓の部）』、滿洲視察東道社、1934。
菊池秋四郎・中島一郎、『奉天二十年史』、奉天二十年史刊行會、1926。
宮川善造、『人口統計に見たる滿洲國の緣族複合狀態』、滿洲事情案內所、1941。
渡邊嚴、「國都の營業形態」、『滿洲統計』、第 12 號、滿洲統計協會、1935。
滿洲國史編纂刊行會、『滿洲國史・各論』、謙光社、1973。
滿洲事情案內所、「觀於數字新京」、『滿洲統計』、滿洲統計協會、1936。
滿洲事情案內所、『國都・新京』、1933。
福昌公司調查部編、『滿蒙通覽（中編）』、東京：大阪至號書店、1918。
奉天商工公會、『奉天産業經濟事情』、1942。
奉天商業會議所、『奉天經濟二十年誌』、1927。
奉天市公署・奉天市商工公會、『奉天市統計年報』（1941～1942 年版）、1943。
宋連玉、「日本の植民地支配と国家的管理売春：朝鮮の公娼を中心にして」。『朝鮮史研究会論文集』、32、1994。
宋連玉、「大韓帝国期の〈妓生団束令〉〈娼妓団束令〉」、『韓國史論』、40、1998。
新京地方事務所勤業係、『新京發展事情概況』、1934。
新京地方事務所勤業係、『新京の現況』、1935。
野田凉編、『奉天居留民會三十年史』、奉天居留民會、1936。
尹明淑、「日中戦争期における朝鮮人軍慰安婦の形成」。『朝鮮史研究会論文集』、32、1994。
竹村民郎、「公娼制度の定着と婦人救済運動」、『環』、10、2002。
倉橋正直、「滿洲の酌婦は内地の娼妓」、『愛知県立大学文学部論集（一般教育編）』、第 38 號、1999。
戸川猪佐武、『素顔の昭和 戦前編』、角川文庫 緑 481、1981。

李東振氏報告「民族、地域、セクシャリティ―満洲国の朝鮮人「性売買従事者」を中心に」へのコメント

Comments on Prof. Lee Dong-Jin's Paper

吉見　義明
YOSHIMI YOSHIAKI
中央大学名誉教授
Chuo University, Professor Emeritus

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.63-64.

李東振氏の報告は、満洲における朝鮮人性売業者・朝鮮人性売女性に関する基礎史料を提示するものであり、大変貴重だと思います。日本人性売女性・朝鮮人性売女性・中国人性売女性の間にある階層格差の指摘も重要です。

提示されている多様な情報をどのように読みとるかに関しては、今後の課題もあると思いますが、ここでは、日本の『外務省警察史』各年版（不二出版）により、ひとつのみかたを提示してみましょう（吉見『買春する帝国』岩波書店、2019年）。

1892年3月23日、日本の榎本武揚外相は日本人性売女性の海外移送を奨励する指示を朝鮮駐在各領事宛に通達しました。これは、「益々我国民ノ勢力ヲ海外ニ伸暢スル」ためでした。これ以降、いわゆる「からゆきさん」の進出がすすんだと思われます。

日露戦争以後、海外にいる日本人性売女性が激増しました。その中心は満洲で、南満洲にいる芸妓・娼妓・酌婦は 1916年に 2,716名、1919年に3,766名となりました。満洲全域では、1914年に4,353名に達し、「からゆきさん」の数は満洲が最大となっています（東南アジアは2,167名、中国本土は604名）。

1918年1月に、本野一郎外相は、満洲の領事館会議決定を受けて、日本人性売女性が「下級外国人」を相手に性売することを禁止するよう通達しました。これは日本政府が「外に絶娼、内に存娼」の方針を決めたことを示すものです。つまり、日本帝国の勢力圏外での日本人女性の性売は禁止するが、勢力圏内での日本人相手の性売は禁止しない、というものでした。

1920年代以降、日本政府は、人身売買や誘拐による日本人女性の海外移送の実情も把握していましたが、とくに対策はとりませんでした。誘拐というのは、「酒間ノ斡旋」をする酌婦の仕事だなどとだまして海外につれていくことです。この時期に同様の方法による朝鮮人女性の海外移送も増加していったと思われます。

満洲事変以降、満洲では、日本人男性が一定数以上いるところにはどこでも日本人性売女性が存在するようになりました。その数も1933年に6,651名、1937年に1万1,789名と激増していきました。朝鮮人性売女性の増加も同様だと思われますが、外務省の統計はありません。その意味でも李報告は重要です。

日中全面戦争以後については、満洲における日本人・朝鮮人性売女性に関する外務省統計はありません。李報告は、1940年末の満洲における酌婦は中国人が1万9,059名、日本

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

人が2,264名、朝鮮人が3,586名、女給は中国人が331名、日本人が633名、朝鮮人が734名だったことを明らかにしています。酌婦も女給も、朝鮮人の数が日本人よりも多くなっていることが注目されます。

これは、日本軍「慰安婦」問題を考える上でも重要ですが、この数の中には「軍慰安婦」も含まれているのでしょうか、李先生にお尋ねしたいと思います。

最後に、「軍慰安婦」の移送では、満洲が抜け道になっていたことを指摘したいと思います。これは、すでに今田真人氏が明らかにしていることですが（『極秘公文書と慰安婦強制連行』三一書房、2018年）、佐々木高義山海関副領事が1938年6月1日に宇垣一成外相に送った公電に書かれていることです。佐々木副領事は、要約すると、つぎのように述べています。

> 日本・朝鮮から満洲・中国本土への渡航には旅券は必要ないが、中国本土への「不良分子」の渡航を防ぐために警察署が発行する渡航証明書が必要である（満洲への渡航には証明書は不要）。性売を目的とする女性の日本内地から中国本土への渡航については、現に性売をしており、かつ21歳以上である者にしか渡航証明書は発給しないことになっているが、日本内地からは性売経験のない女性や21歳未満の女性が「女中」あるいは「女給」の名目で渡航証明書を取って渡航している。証明書の取得が出来ない者はまず朝鮮あるいは満洲に渡航し、そこからは業者が華北居住の知人または同業者などに頼み、呼び寄せという手段で渡航させている。

これは日本内地から中国本土への性売を目的とする女性の脱法的移送について述べたものですが、現に性売女性であり21歳以上でなければならないという制限のない朝鮮在住の女性に関しても、それでも渡航証明書が取れない女性については、後者の方法で移送されたと思われます。朝鮮人女性については、軍慰安所に移送するという目的があれば渡航証明書は取れたと思いますが、それ以外の場所で使役される女性は後者の方法により満洲経由で移送されたのではないでしょうか。

なお、この公電では、山海関経由で華北に行く性売を目的とする女性のなかでは「朝鮮人相当多ク其ノ数漸次増加ノ傾向」があるので、日本人女性をある程度制限してもそれほど「需要ニ影響スルコトナカルベシ」と書かれています。満洲経由で華北に移送される朝鮮人「慰安婦」の数が多くなっていることがわかります。

李東振氏報告へのコメント

Comments on Prof. Lee Dong-Jin's Paper

金　富子
KIM PUJA
東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

原稿受理日：2020.1.21.
Quadrante, No.22 (2020), pp.65-66.

李東振氏の報告について、まず指摘したいのは、新しい概念や用語を提供したことです。これまでは「帝国日本の支配地域（植民地・租借地など）とその周縁地域の一部で実施された公娼制度の総称」として「植民地公娼制度」（藤永壯：2005）に関する研究が提唱・展開されてきましたが、李報告では「恋愛、公娼制、日本軍慰安婦、妓生、女給、カフェなどに関する研究」（p.2）として「植民地セクシュアリティ」研究が提唱されました。ただし李報告による定義には、制度と女性の業態などが混在しており少し曖昧だと思いました。

また「性売買従事者」という用語には、韓国で2004年に制定された「性売買防止法」に関する問題意識が活かされています。これまでは藤永（2004）が「売春」に関連する料理店業・貸座敷業・飲食店業などの総称」として「接客業」を、また「妓生、隠君子、三牌・色酒者」として「接客女性」を使ってきました。藤永氏の研究は1910年代までのソウルの状況に関するものでしたが、李報告は1930年代以降のカフェーやダンスホールなど新しい業態の出現をふまえた、より広い概念になっています。

第二に、この報告が、これまで明らかにされてこなかった「満洲国」期の「植民地セクシュアリティ」研究だということです。日本では、日本軍「慰安婦」制度研究との関わりから藤永氏による初期「満洲」での公娼制や軍「慰安婦」制度のプロトタイプに関する研究（1998）、日本人「からゆきさん」に関する倉橋正直氏の研究（2000）、さらに最近では「買春する帝国」の一環として「満洲」「満洲国」を対象とした吉見義明氏の研究（2018）などがありますが、李報告では、日本軍「慰安婦」制度が確立（1932年、上海）したあとの「満洲国」期を対象とし、異なる呼称と二つの統計に現れた日本人・朝鮮人・中国人の性売買従事者の位階性、朝鮮とも日本とも違う「満洲国」の性売買のあり方が、各種の統計、当時の朝鮮語新聞、中国語文献などを通じて明らかにされました。こうした「満洲国」の朝鮮人性売買従事者の可視化は、「慰安婦」動員には多様なルート、なかには公娼制につながるルート（酌婦・娼妓など）があったことを解明しようとする試みでもあります。

第三に、そのような意味で李報告が、「満洲国」における民族間（朝鮮人、日本人、中国人）、地域間（朝鮮人の場合は朝鮮内と満洲、日本人の場合は日本内と満洲）、セクシュアリティに関する業態間（日本人と朝鮮人の場合に芸妓、酌婦、女給、ダンサー、娼妓、中国人の場合

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

に各等級の妓女）の差異だけでなく、買春客もまた女性たちの民族、階級に対応したことを明らかにしたのは、中国東北（「満洲」「満洲国」）に輻輳する人種・民族・階級・ジェンダー・セクシュアリティを捉えようとする本科研にも重要な示唆を与えるものでした。

最後に、植民地朝鮮の公娼制・遊廓研究の立場から三つの質問をしたいと思います。

一点目は、朝鮮内の「性売買従事者」の量的変遷との関係です。李報告の表4の奉天（1941年）統計ではすべての分野で朝鮮人性売買業が増加し、表5「満洲」全国（1940年末）では朝鮮人酌婦数3,586人が日本人2,264人を上回っています（ただし中国人19,059人）。つまり1940年代の「満洲国」では朝鮮人性売買従事者が激増しています。実は同じ現象が朝鮮内でも起こっています（金・金：2018）。とすれば、「満洲国」と朝鮮における朝鮮人性売買従事者の激増はどのような関係があるのでしょうか。

二点目は、「満洲国」に多数の朝鮮人「性売買従事者」がいたにもかかわらず、たとえば、1941年関特演（関東軍特種演習）の際に、原善四郎関東軍参謀が飛行機で朝鮮に出かけ朝鮮人女性「3,000人」を日本軍「慰安婦」として動員したことが知られています。なぜ朝鮮半島から「慰安婦」動員を必要としたのでしょうか。性病対策が関係しているのでしょうか。

三点目は、朝鮮人知識人男性による性売買業や従事者に対するまなざしの変化に関してです。1920年代半ばの『東亜日報』社説では、「現今の朝鮮にある公娼制度は朝鮮にはないものを最近幾十年間に日本人が朝鮮に輸入した制度」「朝鮮人の感情には至極の卑陋（ひろう）な考えを引き起こす制度」（1926年8月6日付社説「朝鮮の公娼──廃止の方針を勧める──」）などと公娼への卑賤視はなく、明確に日本の植民地主義を批判していました（金・金：2018）。ところが、1933年に「満洲国」に行った李光洙（当時、東亜日報編集局長。近代朝鮮を代表する小説家として著名）、金炯元（朝鮮日報編集局次長）が「人肉商売」として朝鮮人性売買業・性売買従事者への露骨な蔑視を表明し、「35人を相手」した女性たちに対する「同情」は一切なく、ただ「金儲け」への関心のみが示されたというのはかなり衝撃的です。なぜそうなったのか、説明をお願いしたく思います。

【参考文献】

金富子・金栄『植民地遊廓──日本の軍隊と朝鮮半島』吉川弘文館、2018年。
倉橋正直『北のからゆきさん』共栄書房、（新装版）2000年。
藤永壯「日露戦争と日本による『満州』への公娼制度移植」、『快楽と規制』1998年。
同「植民地朝鮮における公娼制度の確立過程──1910年代のソウルを中心に」、『20世紀研究』5号、2004年。
同「植民地公娼制度と日本軍「慰安婦」制度」、早川紀代編『植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年。
吉見義明『買春する帝国──日本軍「慰安婦」問題の基底』岩波書店、2019年。

特集 II: 書評コロキアム

逆井聡人著『〈焼跡の〉戦後空間論』

書評会イントロダクション

An Introduction to Book Review Colloquium

岩崎　稔
Iwasaki Mimoru

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

原稿受理日：2020.3.18.
Quadrante, No.22 (2020), p.69.

科学研究費補助金基盤（A）「批判的地域主義に向けた地域研究ダイアレクティック」に基づく研究プロジェクトは、新進の研究者の新刊を対象とする書評コロキアムを断続的に開催してきている。そのひとつとして、2019年3月17日には、逆井聡人氏の『〈焼跡〉の戦後空間論』（青弓社、2018年）をとりあげ、『冷戦期東アジアと〈廃墟学〉の射程』と題する特別セッションを開催した。評者には、本学名誉教授の歴史社会学者中野敏男氏、朝鮮大学校教員で植民地文学論の専門家である李英哲氏、五年前に『「在日朝鮮人文学史のために──声なき声のポリフォニー』（岩波書店、2014年）を発表し、在日文学研究に大きなインパクトを与えてきた宋恵媛氏、それにこの会の直後に金武湾闘争をテーマとする力作『共同の力』（世織書房、2019年）を世に問うことになる新進の沖縄研究者で本学専任講師の上原こずえ氏にご登壇いただいた。趣旨説明は李孝徳教授、司会進行役は岩崎稔が務めた。

30人を超える聴衆を集めた当日の議論はきわめて白熱したものとなり、海外事情研究所が展開している数ある研究会のうちでも、際立って大きな成果を上げた研究会のひとつとなった。応答者となった著者逆井にとっても、今後の研究の新しい萌芽を数多く獲得した機会になったとのことである。そこで、この日の報告記録のうち、上原氏と宋氏の書評報告、およびそれに対する逆井氏の応答をここに掲載し、一連の書評コロキウムの代表例として紹介することにしたい。なお、当日の研究会は本学を中心に定期的に開催されているWINC（Workshop in Critical Theories）との共同開催であった。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

◆書評 1 ◆

逆井聡人著『〈焼跡〉の戦後空間論』が提起する「戦後復興・開発」を分析する視座

An Analytical Perspective on "Post-war Reconstruction and Development" Proposed by Akito Sakasai's *A Theory on Burnt-out Ruins of Post-war Japan*

上原　こずえ
UEHARA KOZUE

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Centre

キーワード
開発　復興　近代化　占領　囲い込み

Keywords
development; reconstruction; modernization; occupation; enclosure

原稿受理日：2019.10.1.
Quadrante, No.22 (2020), pp.71-78.

目　次

1. はじめに：本書の射程
2.「焼跡」が可能にした戦後開発・戦後復興
3. 共同性を排除し、破壊の忘却を促す消費資本主義社会の「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）」

1. はじめに：本書の射程
2.「焼跡」が可能にした戦後開発・戦後復興
3. 共同性を排除し、破壊の忘却を促す消費資本主義社会の「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）」

序章　〈焼跡〉・〈闇市〉を問い直す
第１部　焼跡・闇市のイメージ編成
　第１章　語られない焼跡──戦後日本映画批評と焼跡表象
　第２章　過去が憑依する場──『二十年後の東京』と『野良犬』に見る戦災復興
　第３章　闇市とレイシズム──闇市の構造と取り締まりにおける対象変遷
　第４章　物語のなかの闇市
第２部　戦後日本から冷戦期日本へ──国民的（ナショナル・ランドスケープ）地形と異郷
　第５章　田村泰次郎「肉体の門」論──「新生」の物語と残余としての身体
　第６章　〈焼跡〉が闇市を周縁化する──石川淳「焼跡のイエス」論
　第７章　「居たたまれなさ」を越えて──宮本百合子「播州平野」をめぐる「戦後」の陥穽
　第８章　「異郷」の空間性──金達寿「八・一五以後」
　第９章　「おかみさんたち（アジモニドゥル）」のたたかい──民族教育と濁酒
　終章　〈焼跡〉の抱擁から離れて

1. はじめに：本書の射程

『〈焼跡〉の戦後空間論』は、文学作品や映画といったテクストの批評における焼跡や闇市の表象を検証する力作である。記号としての〈焼跡〉や〈闇市〉が「戦後日本」における人びとの復興の出発点としてのイメージを再生産し続けてきたことの意味を本書は批判的に問い直し、「冷戦期日本」という認識枠組を提起する。評者がとりわけ学んだのは、焼跡が生み出される際の権力作用を感知する方法である。本書は以下の通りに構成されている。

本書の終章における逆井の言葉──沖縄について「ほとんど触れることができなかった」（341頁）──は、第二次世界大戦後の沖縄における経済開発と住民運動を主題として研究し

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

てきた筆者にとって印象的であった。なぜなら本書で展開されている議論は、米軍占領にはじまる戦後の沖縄の経験を考察するための多くの示唆を含んでいるからだ。同箇所の記述にあるように、1952年にアメリカ軍による占領が終了した日本本土の戦後とは異なる戦後を沖縄はたどり、「『戦後日本』という認識から沖縄の問題は長い間排除され、別個の問題として扱われてきた」（341頁）。しかしそれは国土面積の約0.6％の沖縄に、圧倒的な割合の駐留兵士数および米軍基地施設がのしかかっているという事実の裏返しでもあった。

第二次世界大戦後の土地空間が、どのような人びとの、どのような営みのなかで形成され、そして改変の対象として囲い込まれていったのか。開発の対象として囲い込まれていくにあたり、どのような人口が構成するどのような場が設定されたのか。そしてその空間をめぐってどのような言説が形成され、あるいはその空間をめぐる表象が形成されたのか。そのような言説や表象のあり方は、その空間を囲い込み、否定し、改変を促すことをいかに可能にしたのか。そうした言説の形成や表象の変遷を伴いながら、ある空間における人びとの共同の生のあり方がどのように否定され、物理的な排除や取り締まりの力が作用したのか。焼跡と闇市を対象に論ずる本書が提起している「戦後空間」を分析する視座を米軍占領期の沖縄の経験と重ねて理解することが本評論の目的である。

2.「焼跡」が可能にした戦後開発・戦後復興

はじめに、「焼跡」という言葉について考えたい。逆井は「焼跡のイメージは何を包含していて何を除外していたのか」（19頁）という問いを提起し、「新しい歴史が書き記される空白の1ページとして、焼跡という空間が解釈された」、そして「『焼跡からの出発』という際、その説話的な力点は『からの出発』に置かれ、『焼跡』という言葉のシニフィエは常に空白として、戦後日本の『グラウンド・ゼロ』に定められてきた」（21頁）と主張する。

この焼け跡／空白／グランド・ゼロのイメージは、焼け跡を引き起こした帝国主義諸国間の争いや資本主義的発達の複雑な歴史的過程とそこに介在するさまざまな主体や権力の存在を抹消する効果を持つ。それは逆井が第2章で言説分析の対象としている東京都の都市計画課が企画し1947年に制作したPR映画『二十年後の東京』ナレーションに重ねて見ることができる。

> イギリスの衛生大臣がこう嘆いたそうです。「都市は紙で出来ていればよかった。そうすればその都市が時代に合わなくなれば、すぐ焼いて建て直すことができる。石や鉄でできている都市ほど厄介なものはない。イギリスの衛生大臣がうらやましがりそうなチャンスが我が国を訪れています。……（80頁）

> ……私たちの目の前にはいろいろな困難と同時に古い一切が灰になったという好条件が与えられています。そして私たちがこの好機会をどんなに利用するかを世界の国々と物言わぬ子孫の期待とが見守っています。（88頁）

これらの語りについて著者は、「焼失した都市を「古い」ものとして現在と断絶させることで、『新しい、民主的な都市計画』と『私利』に拘泥する土地所有者たちという構図を提示する」（88頁）と指摘している。それは戦前・戦中または明治維新以前の時代を「古い」ものとして切り捨て、常に刷新され続ける現在を無条件に肯定する近代化理論の焼き直しにすぎない。

こうした焼跡のあとにあらわれたのが「復興」や「開発」の前提として「破壊」が意図

的に行われてきた歴史である。アメリカ陸軍通信隊によるプロパガンダ *The Big Picture* というドキュメンタリー番組はこの復興／開発を推進した。1951年から1964年までアメリカ軍放送（American Forces Network、AFN）が、朝鮮半島、フィリピン、ヨーロッパなどアメリカ国外に駐留する兵士に世界情勢を伝える目的で放映されていた番組であり、そのエピソードの一つに “TV 423: Okinawa──Bastion in the Pacific”（「沖縄：太平洋の砦」）がある。同映像資料はおそらく1950年代前半か半ばに撮影・制作されたものと思われる。

映像の一端には次の様なナレーションがある。1853年のペリー来航後もほとんど変化・発展のなかった島が、第二次世界大戦末期の沖縄戦を機に変貌した。中国大陸が共産化した1949年以降は特に、朝鮮戦争の拠点として駐留米軍基地を大いに強化する必要が生じたために、米軍から大量の建築資材が持ち込まれ、雨風に耐えうる頑丈な倉庫や港湾、司令部が次々と急ピッチで建てられ、建設ブームが始まった。サボタージュすることもなくまじめに働く友好的な沖縄人労働者によって、泥んこだった道路はアスファルトで敷き詰められる。沖縄人は、米軍占領下だからこそ他では得られない近代的な技術を学ぶ。つまり米軍占領下で「近代化」の恩恵を享受する沖縄のイメージがそこには巧みに作られている。

こうしたプロパガンダ映画で喧伝される戦後沖縄の「近代化」は、占領主体である「『米軍の許す範囲』での復興」であり、いわば軍事と結び付いた経済開発による支配であったとこれまでの先行研究は指摘している（若林千代『ジープと砂塵：米軍占領下沖縄の政治社会と東アジア冷戦 1945-1950』有志舎、2015 年、86-88、152-163 頁など）。同時期の1949年のトルーマン大統領の年頭教書にある「われわれは一つの大胆な新計画に乗り出し、米国の科学の利点と工業の進歩とを、後進地域の改善と成長に適用するようにしなければならない」という発言にも裏付けられているように、世界を米国が支配していく上での重要な鍵として占領地域に対する開発・復興計画があったことは明らかである（末廣昭「開発途上国の開発主義」東京大学社会科学研究所編『20世紀システム 開発主義』東京大学出版会、1998年）。つまり、復興と開発は第二次世界大戦後の米国の外交戦略の論理のもとで進められ、戦後におけるアメリカ帝国の覇権を拡張するいわば土台であった。

米軍プロパガンダ映画が沖縄の1950年代前半を近代化のはじまりの時期と位置づける一方で、1953年4月「土地収用令」後の伊江島を含む沖縄各地では、収容所からの解放後、人びとが建て直しつつあった集落の生活基盤が再び破壊されていた。伊江島では、1955年3月11日に米軍武装兵が上陸、14日に住民を立ち退き集落を破壊した。米軍はガソリンを散布して農耕地と林野を徹底して焼き払い、その後も一年おきに焼き払いを繰り返し、農民の耕作地は米軍演習場と化した（なお伊江島土地闘争については阿波根昌鴻『米軍と農民』岩波書店、1973年などが克明に記録している）。また、現在は米軍基地「キャンプ・ズケラン」となっている伊佐浜はかつて「沖縄一の美田」と言われていたが、1954年、流行性脳炎を媒介する蚊の発生の防止を表向きの理由に米国民政府によって稲の植え付けが禁止され、新規土地接収計画が上からの命令で一方的に決定された。土地接収の中止を求める住民の要求・陳情にもかかわらず、米軍は伊江島を上陸した同日の 1955年3月11日にブルドーザーで土地をならし、銃剣をもった武装米兵が座り込む住民たちを立ち退かせた。二度目の接収となる 1955年7月19日、米軍武装兵が未明に伊佐浜を包囲し、住民を立ち退かせて家屋を焼き払い農地を潰して基地が作られた。近代的な都市空間が形成される一方で、暴力的な第二次土地接収と軍事基地建設が展開していたのだ。

つまり米軍プロパガンダ映画が「沖縄戦を機に変貌した島」を描いたように、〈焼跡〉を作り出すことこそが軍事基地建設を可能にし、戦後開発・復興を可能にした。さらに言えば、そうした目的のもとで焼跡は繰り返し生み出され続けてきた。ドキュメンタリー映画『誰も知らない基地のこと』*Standing Army*（Thomas Fazi, Enrico Parenti 監督、2012 年）で人類学者の Catherine Lutz も述べているように、基地と戦争の関係はとても密接であり、ほとんどの基地が戦争の産物である。実際、嘉手納基地や読谷補助飛行場は第二次世界大戦末期の 1943年以降、現地住民の労働力を動員した日本軍によって建設された。これらの基地は米軍上陸後は米軍によって引き継がれ、沖縄戦中は本土攻撃のために使用され、冷戦期は米国の世界的覇権の拡大・維持のために拡張された。つまり米軍上陸前に日本陸軍によってなされた全島要塞化を基礎としながら米軍は大規模な飛行場の修復と拡張工事を繰り返して基地を建設した。沖縄の戦後空間において「権力の空白」は存在せず、人びとは「あらたな権力関係に直面した」（若林『ジープと砂塵』25頁）。「焼跡」はこうした軍事権力の継続性のみならず、資本主義的都市空間の開発と帝国主義的空間である軍事基地の不可分の関係性を思考不可能で不透明なものにしてしまう。

著者が批判的に問い直しているように、「焼跡」や「グラウンド・ゼロ」という歴史の「起源」や「はじまり」を象徴する記号は、生活の営みすべてが燃やされ消し去られるということがなぜ起こったのか、何のためになされたのか、その歴史性を不問にする。9.11 で崩壊したワールド・トレード・センター跡地も「テロとの戦い」の時代の幕開けを象徴する「グラウンド・ゼロ」と呼ばれているが、国際政治学者の Chalmers Johnson が *Blowback: The Costs of American Empire* で論じているように、9.11 は（外交の）「ブローバック」――これはアメリカの中央情報局（Counter Intelligence Agency、CIA ）の用語であり、外交政策が原因で自分の国に跳ね返ってくる予測できない不本意な結果を意味する――の一つであり、記号としての「グラウンド・ゼロ」は問題の根源ないしは「出発点（グラウンド・ゼロ）」としての帝国主義の起源、資本主義の起源にある囲い込みを見えなくしてしまう。たとえば沖縄における基地建設は、人びとの生活空間を更地にし、焼き払うことではじめて可能となった。だがもっといえば、沖縄の軍事化は、沖縄が焦土と化した地点においてではなく第二次世界大戦末期からはじまっていたのであり、戦後も軍事化のイデオロギーが継続するなかで焼跡が生み出され続けた。つまり沖縄という土地空間に戦前から作用してきた帝国的な領土拡張の野心が戦後においてどのように継続し、あるいは顕現してきたのかは焼跡の記号性を問うことによってはじめて見えてくるのである。

3. 共同性を排除し、破壊の忘却を促す消費資本主義社会の「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）」

しかも焼跡がつくり出されるのは一度限りではない。焼跡は永続的に生み出され続ける。本書で幾度となく使われる「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）」という語の landscape は「風景」・「景色」という名詞的意味のみでなく、landscaping「（庭園・公園などを）美化する」という動詞的意味も持つ。先住民の土地を収奪した場所に移住した白人入植者の末裔である米国のミドルクラスや富裕層が所有する不動産において人工的に作られ、膨大な量の水を消耗するマイホームの庭は階級的ステータスのシンボルになる。そうした収奪の歴史を隠蔽すると同時に階級的上昇志向の記号になった空間の手入れ作業である landscaping を担う肉体労働は、多くの場合、差別や排除の対象になる非白人の移民である。つまり landscape は特定の空間に対する積極的な改変を行う力が作用する動態で

もあると同時に、消費資本主義社会の風景を成立させ維持するための動態でもあり、そこには重層的な収奪と搾取の構造が作動している。そしてそうした風景の成立によって、空間を囲い込む過程で行使された暴力の痕跡が隠蔽または抹消され、私たちを歴史的記憶喪失へと陥らせていく。本書は私たちをそうした忘却に陥らせる力を感知し、空間に作用してきた権力とその連続性や移行を分析する視座、そうした忘却を促す力に抗う術を提起してくれる。

沖縄における軍事基地は特に沖縄島中部においては隠蔽しようもないほど大きく異様に可視化された存在である。しかし田仲康博の『風景の裂け目』（せりか書房、2011年）が指摘したように、軍事占領を維持するために整備されてきたインフラや消費文化の形成は暴力を伴う土地接収から注意をそらし、忘却させる装置としても作動してきた。1972年の施政権返還や1987年の海邦国体、2000年の沖縄サミットといった祝祭的な国家行事もまた沖縄戦の記憶を忘却させ、継続する軍事基地駐留の暴力性から目を背ける力として大きく作用してきた。

生活空間に存在する基地は「風景」に亀裂をもたらす。だがその時、沖縄を単なる「被害者」で東京を「加害者」として二項対立的に描くのは怠惰であり、そうした認識が「負担の平等配分」を求めるような思考に陥らせてしまうことについては田仲も警鐘を鳴らしているとおりである。逆井の批判的な風景論もまた、こうした単純な「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）」に対峙し、風景とその言説そのものに潜んでいる複合的な権力や闘争をあらわにする。帝国主義の起源、資本主義の起源としての「出発点（グラウンド・ゼロ）」やその変遷を緻密に分析し、日米安保・日米同盟が自然化されてしまった現代の日本の風景に楔を入れる方法を本書は示唆しているのだ。

消費資本主義社会の風景は、人びとがかろうじて生き延びることを可能にした生の空間も否定し抹消することで生み出される。第2章で逆井は「戦後の消費者を取り巻く環境の前提をなしたと論じている」と評する原山浩介の議論（『消費者の戦後史──闇市から主婦の時代へ』日本経済評論社、2010年）および「個人商店規模による経済活動を育成したと考察する」という初田香成の議論（『都市の戦後──雑踏のなかの都市計画と建設』東京大学出版会、2011年）などの闇市をめぐる先行研究を参照し、こうした闇市での経済活動の主体が罹災者や引き揚げ者や復員兵であり、そうした共同の生の空間が引き揚げ帰還した人たちも含めた人びとの生存を支えたと理解し、それが「戦災復興計画」にとっての「障害」として規定されていく過程を明らかにしている。

> 戦時中の闇取り引きは軍需産業を中心にした統制経済という体制自体が生んだ副産物のようなものである。また、その経済体制のために「民」の生活が困窮し、闇取引に頼らざるを得ない状況だった。しかしながら、その生きんがための闇取り引きが「軍、官」とひとくくりにして非難され、最終的には「国民全体」の「道義のすたれ」とされることで責任の所在が曖昧にされた。ここから、闇市を国民の道義衰退として非難する新聞記事が乱発する。（120頁）

つまり闇市における「軍、官」による「闇取引」の問題は看過され、戦時中の統制経済という体制そのものの問題もうやむやにされ、闇市を「国民の道義衰退として非難する」世論が生まれた。それによって闇市という空間が否定され、人種主義的なまなざしを向けられていく過程があった。そうした眼差しは、「かつて帝国の内部に『臣民』として位置付けられていた朝鮮人と台湾人」を「闇市」の「不道徳性と外部性」の要素において捉え、「戦後日本の外部の存在へと押し出すことになった」（127頁）。そうした「闇市」の表象の変遷を経て「単

一民族」としての「戦後日本」が形成されたのだと逆井は指摘する（127頁）。

> ……「五族協和」や「日鮮同祖論」のような多民族性を称揚していた帝国が崩壊し、占領期を通して「単一民族」による「戦後日本」へと変身を遂げようとする、その転換点に闇市があるということだ。これまで闇市は、その庶民の経済的自立や階級移動を促進させる空間、戦後都市構造を決定づける空間として論じられていた。しかしここでは闇市を、国家を構成する人種への想像力が、多様性から単一性へと推移する際に「日本の外縁」として機能した空間として提示したい。［改段］しかし排除される側から見れば、闇市はそのような時代の流れに抗う場でもあった。（136頁）

かつての帝国の臣民、引き揚げ者たち、帰還者たちが交差する1940年代後半、人口の外部－内部を境界付ける力は増していた。本書が先行研究に対しあらたに提起したのは、国民形成や経済体制の変化があらわれる結節点を闇市という空間に見出したこと、空間をめぐる改変の力が、占領軍の戦略・政策のもとでどのように作用していったかを示したことである。こうした空間をめぐる改変の力は、「『新しい国家』から除外され、苦渋の生活を余儀なくされた民族」（153頁）といった難民化した人たちが戦後、生きのびることをかろうじて可能にしてきた空間を破壊し、それによって支えられてきた生を否定した。闇市を描くことの意味について、逆井は次のように述べている。

> 闇市をただの混沌の空間としてではなく人間が生きてきた場として描くことで、日本社会が忘却しようとする過去の暴力とその責任に向き合い、またその視座から「戦後日本」という歴史認識を相対化する。（171頁）

上記の箇所を読んで思い起こされる映像の一つに深作欣二の『軍旗はためく下に』（1972年）がある。ニューギニア戦線での人肉食のトラウマに苦しむ帰還兵が、戦争体験の記憶から逃れられず、経済成長で変容する都市からは距離をおき、帰還兵自身が「朝鮮人部落」と呼ぶ、まるでゴミ捨て場かはきだめであるかのような場所で生活している。一見、その空間は、すべてを破壊し新しく創造し均質化する開発・消費空間としての「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）」とは対極に位置する貧困や差別が凝縮された場所である。しかし、逆井の視点はこうした戦後復興によって破壊される空間を憐憫の対象にするのでも、美化するのでもなく、そこに息づく複雑な人間の主体を慎重に取り出し、民衆が発明した生存と生活を営むその歴史性と向き合う。

評者が聞き取りを続けてきた崎原盛秀は「日本のなかのはきだめを作り出す場所としての沖縄が見えてきた。沖縄に対するヤマトが具体的に、ひとつひとつ、民衆のなかに映像みたいに映ってくるものがあった」（崎原盛秀からの聞き取り、2009年）と述べたことがある。つまり沖縄は「はきだめ」であり、逆井が記述しているような「闇市」的な空間として重ね合わせて見ることができる。沖縄は「『日本の外縁』として機能した空間」であり、同時に、そうした「時代の流れに抗う場」でもあった。1950年代前半の沖縄を描いた米軍のプロパガンダ映画が近代化の象徴としたアスファルトやコンクリートは、まさにそうした集落や農地といったものに内在する人びとの生存をかけた抵抗の歴史や記憶を忘却に追いやる象徴に他ならなかった。日本列島が近代化・コンクリート化されていく過程を石牟礼道子は「大地が窒息していった」と表現したが、そうした忘却にいたる過程を丁寧に記述することの意義を本書は喚起する。

「日本の外縁」として機能した「時代の流れに抗う場」としての〈焼跡〉や〈闇市〉をめぐって展開する交渉、抵抗、連帯の契機における主体を担ってきたのは往々にして生活の再生産労働を行う女性たちである。第9章「おかみさんたちの闘い」は、女性たちの交渉や抵抗がどのような契機において生み出されたのか、そして交渉や抵抗の主体を担ってきたのは誰かを明確に捉え、その意義も提示している。

> ……部落の「おかみさんたち」が運動の主体として描かれるとき、知識人男性が主導する純化した「民族」の運動と硬化した「日本」との対立構造を更新し、再びその運動を活性化させ流動させるエネルギーが生まれる。(322頁)

> このような異郷のなかで無視されてしまう、生きるための訴えをどのようにして再提示するか。朝鮮人に課せられたイメージのくびきをずらすために、自らの運動の単位である「民族」の内部の差異を提示することによって、そしてその差異こそが本来の運動の源であることを示すこと。(323頁)

「おかみさんたちの闘い」が「男性たちの運動を支える受動的な母や妻ではなく、より積極的・主体的な実践をおこなう」(319頁)女性たちを捉えたように、伊佐浜土地闘争でも、「円満解決」を目論む米国民政府が村長らに妥協を求めていく風潮のなかで、女性たちが立ち上がり「金は一年、土地は万年というとおり、私達は補償なんか問題にしておりません。土地は汲んでも汲んでもつきない泉です。土地がとりあげられたらわたしたちは死ぬのです」と訴えたというエピソードがある。

交渉や抵抗の契機が生み出されてきた沖縄という戦後空間について、たとえば土井智義は「難民」が行き交う戦後沖縄における「非琉球人」強制送還を通じた人口管理体制と排除の問題(「米国統治期「琉球列島」における「非琉球人」管理体制成立過程の研究:奄美返還直後までの「本土籍者」に対する強制送還を主軸として」(大阪大学提出博士論文、2017年3月)を指摘し、鳥山淳は米軍側の統治政策に対する「協力の論理」が「自治と復興」という政治課題として現れてきたことに着目している(『沖縄/基地社会の起源と相克――1945－1956』勁草書房、2013年)。また栗原彬も沖縄は「中央に対する辺境の位置」にあると同時に、「辺境のなかの中央という部分」も存在し、振興策や補助金を求めて積極的に基地を受け入れようとする「沖縄の欲望の部分」が「システムの中央の代行」を遂行し、殺し、支配し、抑圧する代行者になってしまうと分析している(「水俣病という思想――「存在の現れ」の政治」『立教法学』第61号、2002年3月、15-18頁)。

終章において著者は次のように述べる。

> 抵抗の言説を確立するためには、図らずも強者としての抑圧者の存在を求めるという皮肉を抱え込んでしまう。「抵抗の正義」を確保するために、立ち向かうべき絶対的で強固な権力を想定してしまうのだ。結果的に、レトリック上に中心－周縁の構図を認めてしまうことになる。こうして周縁に位置づけられた抵抗は、中心が権力体制を整えようとする動きに補完的な働きをし、その運動さえ中心の論理に取り込まれてしまう。こうして中心－周縁という二項の関係性はこの取り込みのダイナミズムも含めたうえで構図として固定化し、そのフレームが容易に国家を呼び込んでしまうのだ。

こうした「中心－周縁の構図」は、冷戦後から現在にいたる「東京/本土－沖縄」や三・

一一以降の「東京－福島」の関係にも該当する。この構図のせいで、どうせ敵わない「絶対的で強固な」米軍を支えるアメリカ帝国や原子力エネルギーを消費する資本主義の構造に対し、抵抗する側の一部は闘争を挑むどころか、それらの実態を緻密に分析さえもせず、米軍基地や原発を「周縁」から「中心」へと移動するような「犠牲の交換」をもとにした対策を提案してきた。逆井は「占領期日本を語る様々な言説から、〈焼跡〉の物語のほころびを見つけ出すこと、そしてその矛盾をさらすことである」（331頁）と述べる。それは、いまもなお強靭に機能するこうした「中心－周縁の構図」の「ほころびを見つけ出すこと、そしてその矛盾をさらすこと」をも意味する。映画や文学作品といったテクストを読み直すことを通じて、記号としての〈焼跡〉や〈闇市〉が覆い隠してきた、継続する帝国的権力による暴力と排除の時代を生きた主体を描き出し、民族の抵抗の経験の内側に分け入り、そのなかで形成される新たな主体からの声を捉え、交渉や抵抗の主体形成を見出す方法を読者に提示する本書は、わたしたちの社会における帝国と資本の矛盾をえぐり出す端緒を開いてくれるに違いない。

東京外国語大学海外事情研究所，*Quadrante*, No.22, (2020)
Tokyo University of Foreign Studies, Institute for Global Area Studies, *Quadrante*, No.22, (2020)

◆書評２◆

在日朝鮮人の占める空間をめぐって ―検閲・カノン・女性―*

A Space for Zainichi Koreans in Post-war Japan: Censorship, Canon and Women

宋　恵媛
SONG HYEWON

大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター
Osaka University of Economics and Law, Center for Asia Pacific Partnership

キーワード
検閲　プランゲ文庫　在日朝鮮人文学　朝鮮女性　金達寿

Keywords
Censorship; Prange Collection; Zainichi Korean literature; Korean women; Kim Talsu

原稿受理日：2019.12.3.
Quadrante, No.22 (2020), pp.79-88.

目　次

はじめに
1. SCAP／GHQ の検閲と在日朝鮮人
2. 金達寿と「カノン」
3. 在日朝鮮女性はどこにいるのか
おわりに

はじめに

逆井聡人『〈焼跡〉の戦後空間論』では、固着化した日本の戦後／占領期／冷戦初期の日本の空間像を、新たに描き直すことが試みられている。本書の「理論編」ともいえる〈第一部：焼跡・闇市のイメージ編成〉は、映画、文学作品、漫画、新聞記事などを題材に、被害者性と混沌のなかのエネルギーをそれぞれ含意する〈焼跡〉と〈闇市〉という、「戦後日本」の始まりを刻印する記号として認識されてきた物語を読み換え、新しい戦後空間を浮かびあがらせようとする。

本稿では、本書の「分析編」ともいえる〈第二部：戦後日本から冷戦期日本へ――国民的地景と異郷〉の、第八章と第九章に主に焦点を当てて論じたい。「国家の枠に収まった記号的空間（26 頁）」である、「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）から排除された日本ならざるものを拾っていくこと（同）」が目的とされた部分である。本書では、「日本ならざるもの」として、在日朝鮮人とそのテクストにとくに着目している。従来、「焼跡」の物語の外に置かれてきた在日朝鮮人の空間を可視化させるために、「どのような視野であれば、人々の必死の抵抗を、戦後日本の周縁性の縁に陥れることなく、語る対象として取り上げられるのか（330頁、傍点引用者）」、本書はこのように問う。

在日朝鮮人という存在が周縁化されてきたように、それらの人々の表現やその批評、研究も同じく周縁化されるという悪循環は、今現在も続いている。本書はそれを断ち切るかのように、日本や米国のアカデミアの潮流と作法に則りながら、在日朝鮮人による言説そのものに正面から向き合い、緻密に読み込み、解釈し、言語化する。

* 本稿は、書評コロキアム「冷戦期東アジアと〈廃墟学〉の射程――逆井聡人『〈焼跡〉の戦後空間論』（青弓社、2018年）をめぐって――」（東京外国語大学、2019年3月）で筆者が報告した内容をもとに執筆したものである。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

筆者（宋）は、植民地期から植民地以後＝冷戦の始まりにかけての時期に、朝鮮人たちが日本や米国で生み出した文化・文学を、識字、教育、女性のライティング、翻訳、マルチリンガリズムという角度から理解しようとしてきた。「在日朝鮮人文学」を、内在的に解明する可能性を追求することも、その一つの柱である。一方、本書の前提になっているのは、国民国家の枠を取り外し、在日朝鮮人文学を含む、それまで周縁化されてきた日本居住の少数者たちの文学も含めようという、「日本語文学」としての日本文学概念である。そのような「日本（語）文学」とときに交じり合いながら隣接する「在日朝鮮人文学」には、つねに権威の空洞があり、読者の不在があり、ねじれた言語問題があり、「日本文学」との不均衡な関係があると筆者は考える。この「在日朝鮮人文学」の視点から、本書で提示された新たな「焼跡」像を検討することで、本書のとくに第八章と第九章に応答したい。まず、本稿に通底する本書に対する問いを提示してみたい。

第一は、本書で使用されている「文学研究」の方法と、実証的な「歴史学」の関係をめぐるものである。本書では、「文学研究や映画研究、さらには都市史や歴史学（351頁）」の方法が縦横無尽に使用される。このことは、新たな空間概念を提示しようという、本書の斬新さの源泉の一つとなっている。その一方で、歴史的事象が厳密な検証を経ないまま、「文学研究」的なテクスト分析のための素材として扱われている点が、やや気になった。在日朝鮮人やその文学、歴史そのものに向き合うというより、本書で紡がれる物語にそれらを引き寄せようとしているように見えたからである。これは、占領期という特殊な歴史的時間の中で、在日朝鮮人というきわめて政治的な存在とその表現を論じる際に、「文学研究」的な読みはどこまで有効なのか、という問題だとも言いかえられる。

第二は、先の引用の前半部分にある「人々の必死の抵抗」という言葉からもうかがえる、本書が前提とする抵抗者としての朝鮮人像を、どう考えるべきかという問いである。在日朝鮮人について語るときに設定されがちな、権力－反権力関係としての日本－朝鮮のみならず、硬直した組織－自由な個人、男性－女性、政治－生活といった、後者を善とする二項対立の図式に、本書も寄りかかってはいないだろうか。これは、本書第二部の、日本文学のカノンの再検討から始まり、在日朝鮮男性作家を経て、在日朝鮮女性で締めくくられるという構成自体に対する疑問とも関わるものである。

第三は、上記二つとも関連するが、本書が在日朝鮮人という「排除された側の者の目から〈異郷〉として見ることで、〈焼跡〉の虚構性をあらわに（340頁）」することを目的とするとき、在日朝鮮人自身の居場所はどこにあるのだろうかという問いである。

以上について、検閲、カノンとしての金達寿、在日朝鮮女性という観点から検討していきたい。

1. SCAP／GHQ の検閲と在日朝鮮人

2000年代以降、SCAP／GHQ（連合国最高司令官総司令部）による検閲実施期（1945～1949年）の研究は、日本や米国を中心に大きく進んできた。本書でも、「闇市ファイル」などの GHQ 資料や検閲文書を用いて、議論が展開されている。第八章「「異郷」の空間性」では、金達寿「八・一五以後」（『新日本文学』1947年10月）の朝鮮戦争前夜の改稿問題とともに、検閲問題が扱われている[1]。続く

[1] 本書第八章では、朝鮮総督府の準機関紙『京城日報』記者として働いていたという、植民地期の対日協力（「親日」）行為に言及した「八・一五以後」が、『叛乱軍』（冬芽書房、1950年）への収録時に大幅に削除されていることが論じられている。逆井暁人「在日朝鮮人文学と自己検閲――GHQ 検閲と在日朝鮮人コミュニティーの狭間にいる「編集者・金達寿」の葛藤を考える」（金ヨンロン、尾崎名津子、十重田裕一編『「言論統制」の近代を問いなおす』花鳥社、2019年）では、この改稿を「自己検閲」としてとらえ直している。ここでは、単行本刊行が朝鮮戦争勃発の一か月前だったことを根拠に、「占領軍への危惧とともに、左右含めた在日朝鮮人同胞への配慮であった可能性が高い（174頁）」と

第九章では、1948年4月24日をピークとする阪神地域での朝鮮人学校擁護闘争に対する、SCAP／GHQと日本政府による弾圧事件を特集した、『民主朝鮮』1948年6月号の検閲問題が取り上げられている。しかし、在日朝鮮人の表現物に対する検閲について本書で論じた箇所に限って言えば、その事象的論拠がほとんど示されないまま「文学研究」的な解釈が優先されているために、あまり説得力を持ち得ていないのではないだろうか[2]。

たとえば第九章では、『民主朝鮮』1948年6月号掲載予定だった、元容徳「民族文化擁護のために」の検閲草稿が論じられている。草稿に引かれた傍線を分析し、本来は「在日朝鮮人の主体的な運動が米ソの対立に利用されることを危惧する趣旨だった」のに、「検閲者はそうした訴えを無視するようにして、他の部分（「反動デモの弾圧政策」などの言葉）に線を引くことで注意を逸しており、占領軍と日本政府への批判として訴えようと努めている形跡が草稿からも見てとれる」（303頁、傍点引用者）と指摘する。ここでは、「訴えを無視する」、「注意を逸らす」といった、検閲者――最終的な処分決定までに複数人が関わったが、ここでは英訳も担当した最初の検閲者を指している――の主観が存在していたことをうかがわせる表現が使用されているが、それを裏付けるような根拠は提示されていない[3]。

この一連の民族教育事件とその検閲を論じる際に、まず確認しておくべきは、この事件自体が、GHQおよび日本政府にとって、占領期最大の治安上の危機と認識されていたということだろう。この時期には、検閲処分の常連だった『民青時報』や『解放新聞』といった在日左派団体のメディア、日本共産党の『アカハタ』に限らず、いわゆる大衆紙も含めた広範な新聞が検閲処分を受けている。プランゲ文庫が2015年に完成させた占領期の新聞検閲ゲラ一覧を見ると、当時「神戸事件」と呼ばれたこの4・24教育事件関連記事の占める比率の大きさは、際立っている。

発行に至らなかった『民主朝鮮』1948年6月号の、教育事件についてGHQや日本政府に批判的に述べた箇所には、全ての記事において削除Deleteの指示が記されている[4]。教育事件自体を主題としている記事の場合は、ど

し、「彼は在日コミュニティーの、特に左派陣営において指導的立場にあるために、自らの正当性を確保しなければならなかった。故に、繰り返し「検閲の苦労」を長年にわたって強調することで、自己検閲の正当化を企てた（178頁）」と分析されている。だが、この結論はやや性急にみえる。たとえば、1948年に、立原正秋とみられる人物は、金達寿が自らの過去を形式的にのみ懺悔した上で、代表的な「親日」＝対日協力作家である張赫宙に「君も新正［ママ］しなくてはならない」と呼びかけたことに苛立ち、「罵るものと罵られるもの、何と醜悪な光景だ」と書いている（K「‘後裔の街’の作者　金達寿おぼえ書」（『民主新聞』1948年4月24日）。また、金石範は評論「転向と文学」（『文芸活動』（朝鮮語）2号、1961年9月）で、年長世代の文学者たちが誰一人として転向問題、つまり「親日」問題への反省を行ってこなかったと、金達寿の「朴達の裁判」を挙げて痛烈に批判している。このことから、戦後／解放後初期に在日同胞たちからの激しい糾弾対象となった張赫宙を除いては、「解放」後の朝連系列の文学者たちの間から、過去の対日協力への反省や追及の動きは、ほぼなかったとみるべきだと筆者は考える。金達寿が改稿を行った1950年には、在日文学運動はほぼ壊滅状態にあり、朝鮮戦争開戦前夜という状況が「自らの正当性を確保」せねばならない切迫感を生んだ、とするのは、当時の文脈に沿っていないと思われる。

[2] たとえば第八章では、「この作品（「八・一五以後」：引用者）に検閲が施されるとすれば［中略］金日成への称賛や母の強制抑留などを理由にされる可能性がよほど高かっただろう（271頁）」と指摘されている。また、金達寿の書いた「四斗樽の婆さん」が、1980年に単行本に収録されるまで未発表だった理由を検閲と結びつけ、「日本における検閲が終わる1949年11月の直前まで、民族教育弾圧をめぐる議論や描写が削除の対象になっているという事実（299頁）」があると述べてもいる。しかし、筆者の理解では、「金日成への称賛」を含んだ文学作品にしても、後述するように教育弾圧の描写にしても、削除対象になっていない例はある。

[3] 本書ではこの検閲草稿が写真入りで紹介されており、そこにはたしかに傍線が引かれているのがみえる。ただ、その傍線というのは、info, delete, holdなどの指示が記入されるときに使われる線の太い鉛筆とは明らかに異っており、検閲者が読む際の補助として引いたような細いものである。そこから「注意を逸ら」すために引かれた、と結論づけることは、いずれにせよ困難なように筆者には思われる。なお、筆者がメリーランドのプランゲ文庫で閲覧した、『民主朝鮮』検閲草稿の該当箇所には、理由は不明ながら（マイクロフィルム版を閲覧したからかもしれない）、そのような傍線は見えない（Suppress印の位置や、かすれ具合は全く同一である）が、ここでは傍線があることを前提として論じる。

[4] たとえば張斗植の評論「朝鮮人教育問題の側面」では、「一片の指令でもってわれわれの学校を閉鎖させる」「なぜ朝鮮人が朝鮮人の子弟を教育するのに朝鮮語でやってはならないのか」「日本当局の独善的な方針」等、現在進行中のこの事件に触れた、合わせて14行が削除処分を受けている。だが、この記事自体は、発表禁止処分とはなっていない。

の表現が問題であるかにかかわらず一律にSuppressの印が押されている。先の元容徳「民族文化擁護のために」も同様で、削除などの個別的な指示はなく、Suppressの印が押してあるのみである。このような状況で、検閲者の価値判断の介入や繊細な読み込みの余地があったと考えるのには、無理がないだろうか。

GHQによる検閲の実態はまだまだ多くが未解明のまま残されているが、その中でも、在日朝鮮人の表現物への検閲には、とくに複雑な問題が絡み合っていると筆者は考える。その理由としては、日本人の書いたものの検閲とはまた別の論理が働いていたこと、当時の在日朝鮮人の表現活動と検閲が、日本語、朝鮮語の両方で行われていたこと、文学作品の検閲例が多くないこと、そして、南朝鮮の米軍占領との関係を考慮に入れる必要があること、が挙げられよう。この項の後半は、これらの点について述べていきたい。

GHQ内での検閲が共産主義の取締りといった様相を帯びるようになる1947年後半に改定された、民間検閲隊発行の冊子『検閲要綱Subject Matter Guide』[5]の「Alien（外国人）」の項目には、報告すべき「必要事項」として、「A. 占領軍当局及び日本人より受ける待遇に関し日本に居住する外国人の発表した意見　B. 東洋に居住するナチ・ファシスト又はこれに類似の党に属する者の氏名および住所　C. 占領そのもの又は占領下に樹立されたる日本政府を顛覆せんとする意図ありと思惟される日本居住の外国人又は外国人団体の活動」の三点が挙げられている。AとCは、GHQが共産主義団体として警戒していた在日本朝鮮人連盟（朝連）に属する書き手、すなわち金達寿を含む、当時の在日朝鮮人作家の大半に関わるものである[6]。同じく日本という空間で、日本語で行われた検閲であっても、朝鮮人の書き手の多くははじめから報告対象だったということを、まず前提とすべきだろう。

また、在日朝鮮人に対する検閲の全体像は、当時の日本語メディアと朝鮮語メディアの混在状況を押さえることで、はじめて見えるものだ。占領期の主要な在日朝鮮人発行メディアの一つである朝連の準機関紙『解放新聞』も朝鮮語紙であったし、戦後から約20年の間に活動した在日一世作家の多くは、日本語と朝鮮語を使用したバイリンガル作家だった。後述するように、日本語でのみ活動した金達寿は、むしろ例外的な存在である。その金達寿が中心となって刊行された総合文化誌『民主朝鮮』は、占領期に発行された朝鮮人による雑誌としては最も知名度が高いが、同時期には『白民』、『高麗文藝』、『朝鮮文芸（朝鮮語版）』、『烽火』などといった朝鮮語の文芸誌も存在していた[7]。そして、こういった媒体に掲載された朝鮮語作品もまた、検閲対象となっている。

ただし、プランゲ文庫で占領期の日本語、朝鮮語媒体の検閲状況を全体的に俯瞰したとしても、文学作品の検閲例自体がごくわずかしかない、という現実に突き当たる[8]。その数少ない例から、在日朝鮮人文学の検閲の実態やその法則といったものを抽出するのは、現実問題としては極めて難しい。

その中でも、辛うじてその手がかりとなりそうな事例を挙げるなら、阪神教育闘争についての言説をめぐる二種類のテクストだろうか。

[5] 1947年11月25日改定版。日本語版は1948年1月8日以降に配布された。

[6] 1945年から1960年代半ばごろまでは、GHQが「左派」や「極左」と分類したような朝連系列の人々からしか、ほぼ文学作品は生まれなかった。詳しくは拙著『「在日朝鮮人文学史」のために――声なき声のポリフォニー』（岩波書店、2014年［ソミョン出版、2019年］）第二章参照。

[7] 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成（戦後編）』第10巻（不二出版、2002年）、宮本正明・宋恵媛編『続・在日朝鮮人文学資料集』（緑蔭書房、2020年［予定］）等を参照。

[8]『民主朝鮮』誌に連載された許南麒の詩「朝鮮風物詩」には、本書でも指摘されているように、多くの検閲箇所がある。これは、詩の主題が、同時代の南朝鮮／韓国を批判するものだったためだろう。小説の検閲処分がほとんどなされていないことには、金達寿作の連載「後裔の街」に代表されるように、当時の在日作家たちが、リアルタイムで起きている出来事よりも、植民地期を扱った小説を書く傾向にあったこととも関係しているとみられる。

『民主朝鮮』の教育事件特集号には、『解放新聞』記者だった朴元俊が留置場で書いた報告「獄中報告：検挙と拳銃と棍棒」も掲載される予定だった。だが、この記事は元容徳「民族文化擁護のために」同様、発表禁止処分を受け、日の目を見ることはなかった。だがその約一年後、朴元俊が「獄中報告」とほぼ同じ内容で、朝鮮語で書いた戯曲「素人劇用脚本　군중（群衆）二幕三場」（『봉화（烽火）』、1949年6月）は、現在閲覧可能な検閲原稿を見る限り、発表禁止処分を受けていない。草稿には、「このような大量検挙はわたしたちの運動で初めての弾圧であり、関東震災のときよりももっとひどいものです」ほか、3箇所が囲まれ、INFOとして英訳が付されてはいるが、削除指定等の指示はみられない。

1948年に日本語で書かれた獄中報告が発表禁止になり、1949年の朝鮮語戯曲が発行されたとしたら、その違いは何か。それは、時期の違いなのか、GHQの教育事件に対する検閲方針の変化によるものなのか、検閲者の判断のばらつきのせいなのか、後者が朝鮮語で書かれたからなのか、文学作品だったからなのか（または詩ではなく戯曲だったからなのか）、あるいは朴元俊が検閲を警戒して「自己検閲」を行った結果なのか。比較可能な対象があれば、このようにある程度の推測も可能だが、ここから結論めいたものを引き出すためには、さらなる膨大な調査と検証の作業を要するだろう。

もう一方の米国占領地域である、南朝鮮での検閲状況との比較の視座も、在日朝鮮人に関わる検閲を考える際には不可欠である。SCAP／GHQは日本（1945年9月2日～1952年4月28日）を、在朝鮮米陸軍司令部軍政庁（南朝鮮米軍政庁）は南朝鮮（1945年9月8日～1948年8月15日）をそれぞれ占領したが、双方の地の米軍は当然ながら密に連携していた。本書でも指摘されている通り、1948年の済州島4・3事件と南朝鮮での5・1単独選挙実施の間に、在日朝鮮人の4・24教育闘争とその弾圧が挟まっているのは、偶然ではない。

38度線を挟んでソ連軍と対峙していた南朝鮮での検閲は、日本以上に反共政策が前面に押し出されたものだった。米軍政庁は当初、南朝鮮での言論の自由を保障するかのような措置をとりつつも、一方では日本の朝鮮総督府による言論統制のための法律の温存を行った。米軍政期の南朝鮮内の文学作品の検閲については、在日朝鮮人のケースと同様、削除指示やいくつかの雑誌や詩集等の発売禁止や押収など、数えるほどの事例しかないが、代わりに左派作家の検挙といった身体的、暴力的なものとして、表現の取締りは発現した[9]。ソ連との関係悪化が顕在化する第一次米ソ共同委員会休会の頃、米軍政庁は軍政法令88号を布告し、登録制から許可制へと言論の許可制規定を変更した。このようにして、植民地期のような事前検閲が復活したのは、早くも1946年5月のことである。その後、大韓民国の樹立と同時に米軍政庁は廃止され、その検閲作業は韓国政府に引き継がれた[10]。

米軍の朝鮮に対する無知と蔑視は、アジア太平洋戦争で一戦を交えた日本（人）への態度とは異なる態度を朝鮮人に対して取らせた。それは当然、在日朝鮮人への態度や検閲にも影響したことだろう。たとえば、南朝鮮軍政庁で一時期アドバイザーとして勤務していたコリアン・アメリカン作家のヨンヒル・カンが、日本に居住する朝鮮人たちが相変わらず日本政府から弾圧を受け、米軍もそれに加担してい

[9] 林京順（和田圭弘訳）「新たな禁忌の形成と階層化された検閲機構としての文壇」（『検閲の帝国』新曜社、2014年）。

[10] その直後の1948年10月に起きた、済州島四・三蜂起の鎮圧に向かった韓国軍が政府に反旗を翻した麗順事件を契機に、韓国政府は作品の押収と販売禁止、左派文学者たちの拘禁、体制側へ転向した旧左派文学者の監視や執筆禁止という「文学界の左派的傾向を根底から切り崩す政策」（林京順）を進めていった。

る、と1947年7月に公開書簡で記し、GHQ内部で問題となったこともあった[11]。

在日朝鮮人にとって、家族離散を含め生死を決するほどの意味を持った日本と南朝鮮／韓国の国境線は、双方の地を占領支配した米軍にとっては、重要なものではなかった。米軍兵士の日本－南朝鮮間の移動は日常的に行われたし、韓国軍将校を東京のGHQ本部に呼び寄せることすら難しくはなかった。たとえば、韓国海軍少佐だった延禎は、ウィロビーによって米国陸軍少佐の仮階級を与えられ、1949年に東京へ派遣されている。延禎は日本軍学徒兵出身の朝鮮人であり、G-2の秘密諜報機関であるZ機関（キャノン機関）で朝鮮半島の諜報を担当し、米軍の仁川上陸作戦の準備にも関わった人物である[12]。朝鮮戦争へと至る米ソの対立激化の過程で、在日朝鮮人の思想と表現の監視と取締りが、日本から朝鮮半島までの地理的広がりを持って行われたことは、このような人の移動からもうかがえる。

以上が、日本人の表現物を対象にした検閲研究から引き出された理論や法則の適用や応用にとどまらず、在日朝鮮人に対する検閲状況そのものを内在的に検証する作業もまた、不可欠だと考える所以である。

2. 金達寿と「カノン」

> （闇市の）象徴化の過程に介入する国家主義をあぶり出し「戦後日本」の枠にとらわれない空間像を提示することを目指す。そのためにあえて、占領期日本の都市空間を論じる際に頻繁に参照されてきた、いわゆるカノンとして見なされる映画や文学作品を扱い、これまでの批評が陥ってきた〈焼跡〉の論理、あるいは国民的地景（ナショナルランドスケープ）の軛から外れた物語の解釈を試みる。（30頁）

『〈焼跡〉の戦後空間論』第二部では、日本の「国家主義」を超えた空間のイメージを提示するため、まず、ポストコロニアル批評の定石であるカノン（本書の場合は「日本文学」）の読み換え作業が行われた。その後、第八章と第九章ではそういった国民的地景の軛から外れる存在＝物語を語る主体として、在日朝鮮人作家の金達寿を論じている。「八・一五以後」や「四斗樽の婆さん」といった伝記的作品を丹念に読み込み、それらの作品をオールタナティブな国民的風景を提示するものとして蘇らせようとするものだ。

この項で筆者が問いたいのは、なぜ他の在日作家ではなく金達寿なのかという点である。占領期の在日朝鮮人による日本語作品のうち、本書のテーマに沿う内容を含むものがごく限定されているため、選択の余地なく取り上げた、という事情はむろんあるだろう。だが、ここで問題にしているのは、本書における金達寿の位置づけについてである。本書では、権威や正典（カノン）を備えた「日本文学」に、そのような文学システムに孤独に立ち向かう「抵抗者」として、金達寿を対置させているようにみえる。金達寿作品はもちろん「日本文学」のカノンではないが、「在日朝鮮人文学」の文脈でみるなら紛れもなくカノンである。この二重性をどのように考え、扱うべきなのだろうか。

戦後／解放後／占領期の日本における朝鮮人作家たちの文学活動は、1910年代生まれを中心とする、当時20代後半から30代にかけての男性知識人たちが中心となって始められた。作家の朝鮮語能力の不十分さ、朝鮮語

[11] “July Issue of THE KOREAN TIMES”, G-2, GHQ Inter-office Memorandum, 1947.9.6., NARA2, RG331, Box8521, 00073 Foreign Publication.

[12] 延禎はウィロビー回顧録を日本で出版した人物でもある。C. A. ウィロビー著、延禎訳『知られざる日本占領：ウィロビー回顧録』（番長書房、1973年）、C. A. ウィロビー著、延禎監修、平塚柾緒編『GHQ知られざる諜報戦：新版ウィロビー回顧録』（山川出版社、2011年）

印刷施設の不足、朝鮮語を読める読者の少なさ、そして未来の読者の育成の意味合いも帯びていた朝鮮語教育の弾圧、といった困難の中で、朝鮮語での創作運動は細々と、しかし着実に命脈をつないでいた。日本敗戦の時点で、すでに日本語能力の方が高かった在日作家たちの大半がバイリンガル作家になっていったのは、このような脱植民地化運動の流れの中にいたからである。

そのような動きをよそに、終始一貫して日本語を使用し、日本人読者に向けて書くことを志向した金達寿は、むしろ特異だったといえる。敗戦後の新たな「日本文学」の創出において、被抑圧民族枠を必要としたいわゆる進歩的日本人文学者たちは、金達寿という日本語作家を発見し、朝鮮人文学者としての役割を彼に期待した。一方、金達寿は、朝鮮語をほとんど解さなかったにもかかわらず、長い植民地時代とその後の混沌の中で、近代的な「国民文学」の体裁すら整えられていなかった「朝鮮文学」を語ることで、それに応えようとする[13]。

占領初期の日本で繰り広げられた、朝鮮人作家と日本人作家の間のこの奇妙な「国際交流」が、金達寿作品の在日朝鮮人文学における「カノン」としての地位の土台となっている。占領初期に大きな影響力を誇った日本人左派知識人や読者からの支持、日本人文学者との交友関係、知名度の高さといった「日本文学」という権威の威光は、作品発表の機会の多さ、作品の単行本出版、作品集刊行、研究対象化といった具合に──その規模は「日本文学」から見ればごく微々たるものであれ──、現在にまでその影を長く伸ばしている。

金達寿がこの時期に周囲の在日朝鮮人の生活を書きえた理由、逆に言うなら、他の作家がそのような主題についてさほど書かなかった理由も、このことと一部関連している。李殷直や朴元俊といった他の在日作家たちは、創刊と廃刊を短い周期で繰り返す不安定な在日メディアで、日本語や朝鮮語を用いて執筆活動をしていた。主な主題としたのは、それまでは自由に書けなかった植民地期の同胞たちだった。また、当時の日本人読者は、朝鮮半島を舞台にした“エキゾチック”な作品をより好んだ[14]。そのような状況下で、地べたを這うような在日朝鮮人の生活を、限られた執筆の機会を使い、あえて日本人に向けて日本語で書こうというモチベーションを持つ作家が少なかったのは、自然なことだっただろう。

対する金達寿も「後裔の街」などで植民地期の朝鮮人を書いた。だが金達寿の場合、在日メディアの他に、日本人発行の媒体（『新日本文学』、『思潮』、『東京民報』、『勤労者文学』、『文学時標』等）にも発表先があったため、より様々な主題に手を伸ばしやすかったということがあったとみられる。むろん、日本の「私小説」の影響で、もともと身辺雑記的な作品を好んで書いたということも、彼が周囲の在日同胞たちを多く書き留めた理由の一つといえよう。

もし、このような金達寿作品の「在日朝鮮人文学」におけるカノン性の検討を行わないまま、金達寿のみに「日本文学」のオールタナティブ代案としての場所を与え続けるのだとしたら、それは、「在日朝鮮人文学」を一枚岩的なものとみなすことによって、そのさらなる周縁化を呼び込むことにはならないだろうか。

「戦後日本」で差異を示し続ける在日朝鮮人という存在とその歴史は、「異郷」である「戦後日本」という空間に対してだけで

[13] 当初、『新日本文学』誌に金達寿が寄稿した記事の大半は、「北朝鮮の文学」、「朝鮮文学における民族意識のながれ」、「新しい朝鮮文学について」、「八・一五以後の朝鮮文学」、「朝鮮南北の文学情勢」、「朝鮮文学の史的おぼえがき」などといった、朝鮮半島の朝鮮文学についてのものだった。

[14]「在日朝鮮人を描くと読み手がいなくなる」という問題は、1950年代半ばの大阪で金時鐘を中心とした『ヂンダレ』に集まった在日二世青年たちの間でも提起された。つまり、朝鮮半島の朝鮮人を書くと日本人読者に読まれるが、日本人と同じ空間に居住する在日朝鮮人を描くと、見向きもされなくなるというものである。

> はなく、それを構築した国民国家の枠組み、そしてその中心が定めた法による排除と囲い込みの仕組みを構築した近代的論理とは別の論理を、抵抗として提示する可能性を持っている［後略］。（282頁）

本書が「在日朝鮮人という存在とその歴史」そのものが、国民国家の枠組みに「抵抗として提示する可能性を持つ」というとき、それらの「戦後日本」に占めるべき場所は、すでに本書によって定められている。「朝鮮と朝鮮人とに対する日本人の誤った認識を正す」[15]ことが執筆活動の原点であったように、たしかに金達寿の場合は、そのような場所を占めることを自ら志向した。だが、「在日朝鮮人という存在とその歴史」は、今なお、そのような窮屈そうにもみえる空間にのみ、留めおかれるべきなのだろうか。

3. 在日朝鮮女性はどこにいるのか

> 生活の描写が単なる現実の反映ではなく、その生きんがための必死の戦いにこそ、イデオロギー主導の教条的な主義として固定化されない、その現場性が描出されるものとして捉えたい。一方で、在日朝鮮人のなかでもとりわけ女性の声を前面に押し出すことも、本章で取り組みたい。［中略］この二つの目的──教条主義に陥らない思想／運動の現場性を抽出することと在日朝鮮人女性の声をすくい取ること──は、相互に連関している。（292-293頁）

本書第九章「「おかみさんたち」のたたかい」は、占領期の在日朝鮮女性の表象をめぐる考察に充てられている。朝鮮女性たちが携わった濁酒づくりの取締りを、「第三国人」神話と「闇市」へと繋げる日本のメディアと政治言説、さらに共産主義の脅威とみなしていった、GHQと日本政府の政策の変化へと結びつける手つきは鮮やかで、この章は、本書全体の説得力を強めるものともなっている。

朝鮮半島から日本へ渡った在日一世女性に対する日本社会での関心は、2000年代初め頃から高まった。一世女性たちの高齢化が、記録保存に向けた危機意識を呼び起こしたこと、オーラルヒストリーの重要性が認識されてきたことなどが相まった結果である[16]。アカデミアにおいては、聞き取り調査のほか、朴慶植の『在日朝鮮人関連資料集成（戦後編）』（不二出版、2000-2001年）刊行等によって、戦後／解放後の在日朝鮮人発行媒体の公開が進んだこともあり、相対的に資料の残っている女性たちの民族教育闘争や濁酒闘争の研究などが進むようになった。本書はこのような動きを敏感に捉えたものである。

本書では、金達寿が作品の中で「組織的背景を持つ男性知識人」と「学校に集まる「おかみさんたち」を代表とした部落の人々」とを対置させ、女性たちの主体的な闘いを描出していると指摘し、そこに「組織」の教条主義を超えていくような、思想の「現場性」を見出す。そして、女性たちが闘いの主体となったことを描き出した一連の作品は、「自らの運動の単位である「民族」の内部の差異を提示することによって、そしてその差異こそが本来の運動の源であることを示（323頁）」した、「たたかい」の本質を捉えたものと解釈される。

冒頭の引用文でも言明されているように、本書で金達寿の作品は、教条主義的な知識人男性－生活感情の中から抵抗運動の担い手と

[15] これは元容徳による『民主朝鮮』創刊辞の一節だが、この部分は金達寿のアイディアによるものだった。

[16] むくげの会編『身世打鈴　在日朝鮮女性の半生』東都書房、1972年、朴日粉・金潤順『生涯現役──在日朝鮮人 愛と闘いの物語』（同時代社、2004年）、朴日粉『いつもお天道さまが守ってくれた──在日ハルモニ・ハラボジの物語』（梨の木社、2011年）、かわさきのハルモニ・ハラボジと結ぶ二〇〇〇人ネットワーク生活史聞き書き・編集委員会『在日コリアン女性二〇人の軌跡──国境を越え、私はこうして生きてきた』明石書店、2009年等。

なっていく女性、という二項対立の構図で読まれる。本書では、「「おかみさんたち」を女性全体として一般化し、男性への対立項としての固定的な図式にはめ込んでしまうような危険性もあるだろう（321頁）」というように、この問題についても充分に自覚的であるが、在日朝鮮人たちが関わった抵抗運動の図式化や、女性たちを本質主義的に把握するという問題を回避する方途は、本当になかったのだろうか。ここでは、この問題を考える糸口として、日本社会から疎外されていた当時の在日朝鮮人たちが、民族組織を離れて生きていくこと自体が困難な状況で、教育闘争の主体となったような女性たちの運動も、実際には朝連組織と完全に離れて行われたわけではないこと[17]、当時の女性たちの抵抗運動には、朝連傘下の在日本朝鮮女性同盟という女性「組織」が強い影響力を持っていたという事実があり、そこでは母性の強化や、在日女性組織内での教条主義の問題も生じたことを記すにとどめる。

第九章では、教育闘争と濁酒闘争という二つの「たたかい」を先行研究から抽出し、テクスト分析のための理論化作業を行っている。だが、その過程では、「占領期の朝鮮女性のたたかい」の理想化、特権化という問題が生じているようである。たとえば、朝鮮人学校閉鎖令が出された1949年を境に、朝鮮女性たちの運動が消滅し、その後しばらくして総連「組織」が学校を再建したかのように認識されている箇所に、それが垣間見える[18]。アカデミアの言説上の「在日朝鮮人女性」を追うだけでは見えない、女性たちの日々の生活を想像することこそが、彼女たちの占めた空間を浮かび上がらせるためにはまず必要ではないか。

本稿を閉じるにあたり、1950年代初めの民族教育闘争を描いた、金民「西粉（ソプニ）の抗議」を紹介したい。作者の金民（1924-1981）は、朝鮮戦争の勃発前後に日本へ亡命した朝鮮人男性で、1952年頃から作品発表を始めた二言語作家である。在日朝鮮女性の生活をつぶさに観察し、寄り添うような筆致で多くの女性像を形象した。SCAP／GHQによる検閲が実施されていた時期には創作活動を行っていないが、前述した在日朝鮮人文学における「カノン」や女性表象の問題を考察する上で、興味深い参照項となると考える。

「西粉（ソプニ）の抗議」は1953年に日本語で、翌年1954年に朝鮮語で発表されており、両者の内容には異同も多いが、ここでは最初に書かれた日本語版を見てみたい。夫を亡くした40歳過ぎのソプニは、焼酎造りと日雇い労働と養豚を掛け持ちして生計を立てながら、東京都立朝鮮学校に通う9歳の息子を育てている。ある日ソプニは、東京都教育庁への朝鮮学校弾圧に対する抗議活動に、近所の七星婆さんと連れ立って参加することになる。500人余りの朝鮮人たちの怒りを込めた抗議にも悠然と沈黙を守る、日本人の教育長課長を前にしたソプニは、思わず課長の前に進み出て、日本語で自らの思いを次のようにぶちまける。

> 「え？　朝鮮人の子供、あきめくらにするつもりだ？　戦争の…戦争のお金はあるだろ、出せ、さ、出せ」「え？　朝鮮人は、私は、わたくしは、何も分からないだ。字も分からないんだ。さ、私にも、勉強

[17] すぐ後に述べる金民の短編「西粉（ソプニ）の抗議」（1953年）には、「反動（バンドン）」という、いかにも政治的な用語が、朝連影響下にあった人々の間で日常的に使われていた様子が書き込まれている。闘わない者、組織を裏切る者、李承晩を支持する者という意味で用いられた語である。仕事に行くから今日は抗議活動に参加できないと言う主人公の西粉を、近所の「七星婆さん」が軽口を叩くようにたしなめるときに用いるのも、この「バンドン」である。ここからは、当時の女性たちもまた、知識人男性主導の組織の論理を内面化していたことがうかがえる。ただし、そうだとしても、女性たちの「主体性」は残る。

[18] これについては、以下のような事実を挙げておきたい。朝鮮人学校が閉鎖された後は、たしかに学校の規模は大幅に縮小したが、それに代わる場として、東京都立朝鮮学校をはじめ、兵庫や愛知などの自主学校、公立朝鮮人分校、民族学級、午後夜間学校などでの民族教育が模索され、一世や二世の女性たちもその運営に関わった。また、1949年9月の朝連強制解散以後、在日朝鮮人文学運動が下火になり、出版活動も停滞していた時期に、朝鮮語詩集である南時雨『春の便り』（1953年）を刊行したのは、東京都立朝鮮人学校オモニ（母親）連絡会だった。

させろ、私はあきめくらだ、あきめくらだあきめくらだ」「あんた達は、こんな所に座っている。私達は字もよめない。貧乏だ。私は、文字も分からない。ゴマカシてばかりいて、何とか言え、いえ、いえ、いわんか」
（「西粉の抗議」『文学報』1953年8月、9-10頁）

民族教育を潰そうとする者への怒り、日本から毎日のように故郷へ爆撃機を送り出す米国および日本政府への憤激、貧困と字が読めないことに対する悔しさが混在した、たどたどしくも力強い異議申し立てを行う女性の姿が、鮮やかに捉えられた作品である[19]。だが、このような作品も作家も、「日本（語）文学」においては全く認知されていないのが現実である。

おわりに

本書を通して読みながら、在日朝鮮人史や文学作品と結びついた、本書の不在の中心である米国／米国人の姿を、筆者はそこかしこに見るようだった。阪神教育闘争のさなか、銃を構えた米兵の前に躍り出て「自分を撃て」と叫んだ朝鮮人の老婆[20]。李恢成『百年の旅人たち』で、GHQの押送列車で青森からの長旅を終えて到着した佐世保援護局で、サハリン帰りの朝鮮人たちが見た風にはためく星条旗。その佐世保で、闇市の取締りに従事していたエドワード・サイデンステッカー、彼が通ったコロラド大学に付設された米海軍語学学校で日本語講師をした、朝鮮人のLee Chang Hai。金石範の短編「炸裂する闇」でダイナマイト自殺を遂げる、元GHQ通訳の在日青年、朝鮮文出版物の検閲草稿に頻出する、手書きで記されたGHQ検閲者“Chung”のサイン[21]そして、SCAP／GHQの検閲に関わった多くの日系二世たち（およびごく少数の朝鮮系二世）。

「戦後空間」は、本書第五章「田村泰次郎「肉体の門」論」に登場する日本人復員兵の伊吹と、彼と同世代の日系や朝鮮系二世の米兵たちが遭遇したかもしれない場、それらの米兵たちがこれから沖縄や朝鮮半島へと向かう、あるいは戻ってくる場でもある。

本稿では、最後の二章についてしか論じられなかったが、本書との出合いが、朝鮮や米国、さらには台湾、中国、沖縄、ソ連、英連邦軍の人々が交錯する場としての、日本の戦後空間への想像力をもかき立てられるような、刺激的で貴重な体験だったことを最後に記したい。

[19] 宋恵媛「金民論：在日朝鮮女性を描いた小説家」『アジア太平洋研究センター年報』第15号（2018年3月）参照。
[20] 『女盟時報』1948年5月25日。
[21] 占領期に朝鮮語文書の検閲を担当した朝鮮人は、‘Chung’の他に少なくとも2人おり、日本語文書の検閲に携わった朝鮮人も数人いる。詳しくは宋恵媛「GHQ内の朝鮮人通訳たち：検閲・非常事態宣言・朝鮮戦争」『アジア太平洋センター年報』第17号、2020年3月（予定）参照。

◆著者リプライ◆

応答 ―「戦後」に捉われない語り方の方へ―

Response: Out of the Post-war Frame

逆井　聡人
SAKASAI AKITO

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Social Education Centre

キーワード
焼跡　闇市　戦後　在日朝鮮人文学　沖縄

Keywords
Burn-out Ruins; Black Market; Post-war; *Zainichi* Korean Literature; Okinawa

原稿受理日：2020.3.23.
Quadrante, No.22 (2020), pp.89-96.

目　次

1. はじめに
1. 李英哲さんへの応答
2. 中野敏男さんへの応答
3. 上原こずえさんへの応答
4. 宋恵媛さんへの応答
5. おわりに――「戦後」から離れることについて

1. はじめに

この度は拙著『〈焼跡〉の戦後空間論』（青弓社、2018 年）の書評コロキアム「冷戦期東アジアと〈廃墟学〉の射程――逆井聡人『〈焼跡〉の戦後空間論』をめぐって」を企画して頂き、誠にありがとうございました。

拙著の「おわりに」にも書いてあることですが、この本の元となった博士論文『焼跡と闇市――国民的地景と占領期の空間表象』（東京外国語大学、2016年提出）は、過去にこの海外事情研究所を拠点として行われた数々の研究（特に岩崎稔・大川正彦・中野敏男・李孝徳編著『継続する植民地主義――ジェンダー・民族・人種・階級』（青弓社、2005年）など）が理論的土台となったものです。大学院時代を通して海外事情研究所にある種の憧れを抱いていたわけですが、まさにその場所で拙著の書評会を開いて頂けたことは私にとって望外の喜びです。

今回のこの企画をオーガナイズしてくださった李孝徳さんは、まだ世に出ていなかった私の博士論文を最初に評価して下さったのですが、書評者選定の際にあたり「とにかく一番呼びたい人の名前を挙げていいよ」と寛大な提案をしてくださったので、お言葉に甘えて是非ともコメントを頂きたい４名の方々のお名前をお伝えしました。その結果、このような豪華なメンバーを書評者としてお招きすることができました。感謝に耐えません。それから、岩崎稔さんにも当日の司会進行役を務めて頂き、光栄でした。運営して下さった海外事情研究所の皆さまにも御礼申し上げます。

さて本稿では、当日にご発表いただいた4名の書評者のコメントに対する応答を書かせて頂こうと思います。また、上原こずえさんと宋恵媛さんからはお忙しい中、ご論考をお寄せ頂きましたので、お二人にはその論考への応答も含めて書かせて頂こうと思います。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

2. 李英哲さんへの応答

最初は李英哲さんのご発表への応答ですが、応答に入る前に、李さんのご研究と拙著との関わりを簡単に述べさせて頂きたいと思います。李英哲さんは日本近代文学がご専門で、特に「「播州平野」試論――「東へ」向かう朝鮮人とは誰か?」（朝鮮大学校編『朝鮮大学校学報』2008年）というご論考は、拙著「第7章「居たたまれなさ」を超えて――宮本百合子「播州平野」をめぐる「戦後」の陥穽」の直接的な先行研究であっただけでなく、本書全体をまとめるにあたっても戦後文学の中の朝鮮人表象という問題を考える上で大きな示唆を受けたものです。李さんはご論考の中で、敗戦直後の日本の知識人が朝鮮人を認識する際に「すでに解放された民族」という前提を持っていたこと、それ故に「日本」と「朝鮮」が恣意的に切り離され、植民地支配期から継続して展開される政治社会的状況と具体的な朝鮮人運動家たちの日本での取り組みが無視されてきたことをテクスト分析から明確に提示されています。

拙著第7章では、李論考の問題提起に応答する形で、宮本百合子『播州平野』を、日本人と朝鮮人の出会い直しの可能性が刻まれたテクストとして評価し直すことを試みています。つまり、「新しい戦後日本」を構想する際に現在まで流通してきた単一民族的神話に支えられた戦後空間ではない、より多元的な民族的想像力によって作られる社会空間を構築できた可能性を孕んだテクスト、という評価の仕方です。李さんの当日のご発表では、こうした私の『播州平野』の読み直しを踏まえた上で、さらに志賀直哉「灰色の月」（1946年）、中野重治「四人の志願兵」（1947年）、高史明「闇を喰む」（2004年）、北野武監督『アウトレイジ』（2010年）など、戦後から近年までの小説や映画作品における朝鮮人表象の新たな読みの可能性を提示してくださいました。

拙著では、基本的には1952年までの米軍占領下での小説や映画における都市空間表象を考える、というように時間的に限定した上で議論を進めましたが、李さんのコメントを聴きながら、自分が設定した「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）としての〈焼跡〉」という理論的なスコープが時間的にかなり広い幅に――「戦後」と呼ばれる時代を通して応用可能なことを改めて理解しました。もちろん、そうした展望の上で私もこれまで考えてきたのですが、具体的に自分が設定した時期以外のテクストで分析を試みたことがなかったので、李さんが拙著の枠組を使って実践してくださったことは、今後の研究の展開の可能性の確認に繋がりました。

また、李さんが近年手掛けている戯曲の創作の一端を披露してくださり、創作のテーマと拙著の民族運動の捉え方――「濁酒」を媒介に女性たちの「行為主体性」を積極的に評価していくこと――に共通項があることを示してくださいました。実のところ、李英哲さんとはこれまで面識がなく、論文を読んだだけで、今回初めてお目にかかることができたのですが、李さんの現在の問題意識に近づけているのかも知れないということを感じ、光栄に思いました。

それからご発表の最後の方で、拙著の問題意識をさらに別の著作と関連づけながら拡大できる可能性を提示してくださいました。特に「関東大震災後に立案された「帝都復興計画」；朝鮮人虐殺の記憶をならしてしまった痕跡・経緯があるか?」[1]という点に関してですが、この書評会の後に発表した拙稿[2]でまさにこの問題を扱いました。その論考では今和次郎の考現学における近代都市空間の捉え方に注目したのですが、今は都市を歩く人々や市井にあふれる日用品などを「あるがままにみる」ことを自身の立ち上げた考現学の基礎とします。しかし、この考現学が始まるのは関東大震災

[1] 李英哲「逆井聡人『〈焼跡〉の戦後空間論』をめぐって（当日配布資料）」、2019年3月17日、2頁。
[2] 逆井聡人「考現学と帝国主義――今和次郎の視線について」『現代思想』2019年7月号。

直後であり、今自身が焼跡を逍遥して様々な記録をとるのですが、彼の見る目には朝鮮人が写りません。彼はその時期朝鮮総督府の命で朝鮮の家屋を調査しに行っている[3]にもかかわらず、日本での著作に朝鮮人の姿はありません。視界から帝国日本の植民地支配を示唆するような物事と人々を排除することによって、今和次郎の帝都の近代空間は構築されます。李さんがご指摘の後藤新平の「帝都復興計画」もそのような意識の延長線上に位置付けられるものだと考えます。

このことから〈焼跡〉的空間概念は必ずしも戦後に生まれたものではないということが考えられるでしょう。と、するならばやはり近代日本を通して形成された民族的区分――常に日本人が盟主として位置づけられ、「アジア」が下位区分として取り込まれるようなシステムにまで思考を広げなければならない、という李さんのご指摘があるのだと思います。権赫泰さんが批判する丸山眞男の「捨象の思想化」[4]の問題や梶村秀樹の「二重の課題」と拙著との関連についても李さんはご発表で触れられていましたが、この「近代化」と「アジアの連帯」が接合するときの危うさについて、どう考えるのか、という今後やるべき宿題を頂いたように思います。

それから、第5章で田村泰次郎「肉体の門」を論じた際に、私が占領空間のことを「新植民地主義」という用語を使っていることが適当であるか、という指摘、あるいは第9章で1949年の朝鮮学校の強制閉鎖以降に在日朝鮮人による民族教育運動が停滞した、というような表現への疑義も頂きました。これらに関しては、全くの私の勉強不足で、不用意に書いてしまったと反省しているところです。今書くとすればこのような書き方はしないと思います。

李英哲さんには、突然の依頼にもかかわらず丁寧に拙著を読んで頂き、誠に感謝しています。また現在李さんの取り組んでおられる活動と私の研究が様々なところで結びつくことを教えていただいたので、引き続き学ばさせて頂ければ幸いに思います。

3. 中野敏男さんへの応答

今回書評を中野さんにお願いした理由は、私が修士1年生の時に読んだ中野さんの『現代思想』に掲載された「〈戦後〉を問うということ」という論文[5]に強い影響を受けたからです。ちょうど修士論文のテーマを決める時期だったために、この中野さんの論文はその後の私の研究の方向性を決定づけるものになりました。

中野さんのこの論文は2001年に書かれたものですが、ちょうど90年代の言論界においてポストコロニアルの観点から日本の植民地主義が残した傷跡を再認識する期間があり、その総括的な意義を持ったものでした。日米関係に重心を置いた偏った世界認識への鋭い批判であり、〈戦後〉の問い直しはアジアへ向き合うことなしには成立しないことを明示する中野さんの議論は、今思えば日本が9・11同時多発テロやアフガン、イラク戦争を経てさらなる歪な日米関係の泥沼に嵌っていく直前に出されたものであり、現在の日本社会とは違う、あるべき社会を追求できる可能性を持てたからこそのものだったのかもしれません。私がこの論文を読んだのは、ちょうど2008～2009年頃であったと記憶していますが、これも歴史化してみるなら民主党政権発足前夜であり、リベラルの盛り返しが期待できた時期であるからこそ、読んだときに強く心に響いたのかもしれません。そこからさらに約10年を過ぎた今、既に法治国家の原則すら守れない現状には目を覆うばかりではありますが、本稿を書きなが

[3] その調査の成果として『朝鮮部落調査特別報告第一冊（民家）』（朝鮮総督府、1924年3月）が上梓されている。

[4] 権赫泰「捨象の思想化という方法――丸山眞男と朝鮮」、権赫泰・車承棋編『〈戦後〉の誕生』中野宣子訳・中野敏男解説、新泉社、2017年。

[5] 中野敏男「結び〈戦後〉を問うということ――「責任」への問い、「主体」への問い」『現代思想』2001年7月号。

ら、やはりもう一度、中野さんの論文の地点まで立ち戻らなくてはいけないと考えています。

中野さんの当日のご発表は、前半部で拙著の理論的枠組みの整理を、後半部では拙著が提示した〈闇市〉の可能性を、中野さんご自身の「家族史」に引き付けて展開することでした。前半部の中野さんによる理論の整理を伺いながら、博士論文執筆中に、指導教官や先輩、そして研究仲間からよく指摘されていた問題を思い出していました。それは、私が論じる〈焼跡〉や〈闇市〉というのは、実際の場所のことなのか、それとも言説上の、あるいは作品上の虚構の空間的概念なのか、という問いでした。私はその質問に対して明確な答えを返すことが出来ず、最後まで悩んでいたのですが、最終的に捻り出したのが国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）という言葉でした。地景（ランドスケープ）という言葉を使った理由は、もし空間（スペース）と言ってしまったらそれは抽象化された、現実の場所から切断されたものという性質が強くなり、もし場（サイト）（所）としてしまえば、個別性の意味が強くなり、「日本人が共有する」という意味でのナショナリズムとの均一的な繋がりが見えにくくなってしまうと思ったためです。焼跡や闇市は、具体的に敗戦後の日本に実際に存在したものではありますが、戦後という時代を通じてその場の具体性や歴史性が剥奪、あるいは別の意味が付与されたものでもあります。一方で、国民は仮構された意味において〈焼跡〉や〈闇市〉を理解し、現実にそういう空間があったのだろうと記憶させられています。この、現実と虚構の間にある概念として地景（ランドスケープ）という語を使うことになりました（後で、上原さんへの応答の際もこの地景（ランドスケープ）について考えることにします）。

中野さんは私の方法論が、「歴史研究」が持つ「体験」、「言説」、「評価」の「三視座構造」から「表象研究」がもつ「体験」、「創作」、「批評」、「評価」の「四視座への重層化」であると整理してくださいました。おそらく、歴史研究における「言説」というレベルを、「言説の意図」と「言説の無意識」へと分化する表象研究の特徴のことをご指摘されたのだと思います。つまり、一次資料もある種の文学テクストとして読んでしまおうという方法です。私が地景（ランドスケープ）という語を選択したのも、単に〈現実 vs. 虚構〉ではなく、「テクストをどう読解するか」というもう一つの層を挿入する必要性を感じたからである、ということを中野さんのご発表によって今更ながらに気がつくことが出来ました。

後半部の中野さんの家族史の話は、私の〈闇市〉概念と「庶民の共犯」という問題を繋げることで展開されたものでした。庶民の歴史を掘り起こすことで露わになる個々人の精神活動は、民衆と権力の関係が従来の戦後史観で前提とされてきたような「抑圧と抵抗」の図式に乗らないことを分かりやすく提示してくれます。中野さんの家族史は、それで既に壮大な物語であり、叙事詩（エピック）であるように思いました。改めて、歴史研究と文学研究が交差できる可能性にも思えました。今後中野さんは、さらにこの家族史を発展されるご予定であるということを仰っていたので、また新しい学びの機会を頂けることを楽しみにしています。

4. 上原こずえさんへの応答

上原こずえさんには戦後の沖縄運動史の観点からコメントを頂きました。上原さんと交流が始まったのは、私が博士課程を終え、本書の出版準備をしている時期で、成蹊大学のアジア太平洋研究センターにて約半年の短い期間ではありましたが同僚としてご一緒できました。また幸運なことに、こうして同じ大学でまた同僚としてご一緒できることになりました。上原さんとの会話が始まってから、私は沖縄の戦後史を少しずつ勉強する機会が増えました。「終章」にも書いているのですが、「戦後日本」ではなく、「冷戦のなかの日本」を考える上で沖縄の問題は欠かせないものであるのにもかかわらず、本書では沖縄の問題にほとんど触れることが出来ていません。これも、上原さん

や上原さんの研究仲間との交流の中でますます実感した反省点でした。そのこともあって、書評会当日のご発表と、それから今回お寄せ頂いたご論考の中で、「本書で展開されている議論は、米軍占領にはじまる戦後の沖縄の経験を考察するための多くの示唆を含んでいる」[6]と言って頂けたことは、私にとって励みになる言葉でした。

上原さんのご論考のなかで語られる占領期沖縄における米軍による土地接収の有様と、開発の正当化のために用いられたレトリックは、本書のなかで私が論じた〈焼跡〉の論理がより明らかな暴力を伴って実行されたことを示すものでした。戦時の戦闘行為によって作られた〈焼跡〉だけでなく、ブルドーザーと家屋焼き払いによって伊佐浜に「焼跡が永続的に生み出され続け」[7]、さらにその上に築かれたインフラや消費文化によって軍事占領という事実から人々の目を背けさせるような構造が返還を経た現在までも継続しているという事実は、〈焼跡〉が単に歴史をどう見るかの認識や観念の問題なのではなく、そこで生きる人々にとっての現実的な脅威であることを改めて思い知らされました。

上原さんが「landscape」に内包される「美化する」――「空間に対する積極的な改変する」という動詞的意味を見出されたことは、私が想定していた「国民的地景（ナショナル・ランドスケープ）」よりもずっと生々しい権力の有り様を再認識させてくれました。先の中野さんへの応答の際にも述べたことですが、自分が設定した理論的枠組みへの突き詰めが甘かったことへの反省とともに、まだまだより多くの事態に適用可能であることを教えて頂き、今後の研究のための大きな示唆を頂きました。

そしてまた、〈闇市〉に関しても上原さんのご研究と本質的なところで接続可能であることも示して頂きました。私が〈闇市〉という空間を一枚岩的な「抵抗の拠点」として評価したくなかったのは、もしそのような評価をしてしまった場合、その内部で何が起こっていたかを具体的に見ることの障害にしかならないからです。どの集団においても、内部の権力関係が存在しますし、必然的にその集団の中でより弱い立場に置かれている人たちが生まれます。「権力による抑圧 vs. 民衆の抵抗」という単純な二項対立図式に収斂させてしまうと、それぞれの集団の中での搾取構造を見過ごすばかりでなく、実のところそれぞれの集団を集団として成り立たせている条件が、必ずしも指導している有力者にあるのではないということに気がつけなくなります。

上原さんは、私が本書第９章で論じた在日朝鮮人女性たちの闘いと伊佐浜土地闘争における女性たちの活動を結びつけながら、運動がこうした人々によって担われていったことを述べています。これは権力側にも言えることで、例えば検閲制度が機能するためには、現場の下働きの人たちの個人的な経済事情や忖度が必要不可欠となります。これまで長い間前提とされてきた「抑圧と抵抗」の図式は、近年の様々な研究分野で打ち崩されていますし、「抑圧のグラデーション」とでも言うべき権力の重層性への注目は一つの潮流であると思います。ただ、そうした全体的な研究動向があるなかでも、上原さんが、追い込まれた人々が生きるために連帯すること、（上原さんの言葉を借りれば）「共同の力」を倫理的な根にしようとする点において、私は同じ研究者として特に繋がっていきたいという願いを改めて持ちました。

近日中に、また今度は上原さんのご著書『共同の力――一九七〇～八〇年代の金武湾闘争とその生存思想』（世織書房、2019年）を私

[6] 上原こずえ「逆井聡人著『〈焼跡〉の戦後空間論』が提起する「戦後復興・開発」を分析する視座」『Quadrante：クァドランテ：四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌』第22号、東京外国語大学海外事情研究所、2020年3月。
[7] 同上。

が書評させていただく機会がありそうなので、その際に今回の議論をさらに発展させたいと考えています。

5. 宋恵媛さんへの応答

今回宋恵媛さんに書評をお願いした理由は、本書の第8章、第9章にあたる在日朝鮮人文学者・金達寿の作品分析に関してコメントを頂きたかったからです。本書のなかでこの部分は、全体の結論を導き出すための「最後の跳躍」的な役割をもっており、最もクリティカルであると同時に、私にとっては大きな挑戦でもありました。私は修士課程、博士課程の前半を通じて、日本人作家の書いた戦後文学を中心に研究してきたために、それまで在日朝鮮人文学に関しての知識がほとんどありませんでした。しかし、（これは「終わりに」にも書いたことですが）2011年にアメリカの公文書館で闇市関係の資料（この資料をもとに書いた章が第3章「闇市とレイシズム」です）を調査している際に出会ったのが、在日朝鮮人の強制送還をめぐる資料でした。この資料を手にしたことで、あくまで日本人を中心に捉えていた私の戦後観が大きく変わり、博士論文の構想も全く違った方向に転換することになりました。もちろんその時も日本のアジアへの戦後責任に向き合わねばならないということは考えていましたが、漠然と「アジア」と捉えていたために結局のところ戦後民主主義の枠組みの中で考えていたに過ぎなかったのです。つまり、この時点でようやく日本の戦後空間を論じるにあたって、在日朝鮮人の具体的な文化・政治運動を無視、あるいは軽視してしまったら、「戦後」という時代を大きく見誤るということに気がついたわけです。

そこから、乏しい知識の中で、それでも辛うじて知っていた在日朝鮮人文学の代表的な作家である金達寿に飛び付くことになりました。そして数年、金達寿を経由しながら在日朝鮮人史を学んでいき、なんとか一本の論文を書き上げたのが第8章のもととなった「八・一五以後」論でした。宋恵媛さんのご著書『「在日朝鮮人文学史」のために――声なき声のポリフォニー』（岩波書店、2014年）を拝読したのはちょうどその後だったと思います。宋さんのご著書を読んで、また私は頭を殴られたような衝撃を受けました。というのも、私の金達寿論は、まさに宋さんがご著書の中で批判されている、日本語中心主義、男性中心主義、そして権威主義に毒された在日文学論だったからです。そのために、最後の章となった「「おかみさんたち」のたたかい」は、その反省から在日朝鮮女性の表象を検討することにしました。そういう意味で、第9章はその時点で私ができる限りの宋さんのご著書への応答でもありました。

とはいえ、言語的な壁や時間的な制約もあり（完全に言い訳ですが）、資料の収集と読み込みという面において覚束ないままの執筆となり、結局金達寿を在日朝鮮人文学の代表として扱うことに留まってしまいました。そのため博士論文提出後も、また本書の出版後も、私は自分の在日文学論の煮え切らなさに不安を抱えたままでいました。今回の書評会のお話を頂いた際に、ここ数年抱えていた不安に正面から向き合う機会を得たと思い、全く面識がなかったにもかかわらず、おこがましくも宋恵媛さん書評をお願い致した次第です。そのような依頼だったにもかかわらず、快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。

さて、前置きが長くなってしまいましたが、今回宋恵媛さんから改めてご論考をお寄せ頂いたので、そこでまとめてくださった三つの問題について順に応えていこうと思います。

まず一点目の、私の一次資料の文学的（というよりも恣意的な）解釈の問題です。特に、在日朝鮮人が出版した著作に対するGHQの検閲状況に関してご指摘いただきました。宋さんは最初に当時在日朝鮮人の知識人たちが置

かれた言論状況を概括した上で、私が本書のなかで挙げている事例についても関連文献を挙げながら詳細に問題を洗い出してくださいました。まずもって私の絶望的な勉強の足りなさを痛感しましたし、正直なところあまり反論の余地がなく、勉強させて頂くばかりでした。私自身、本書の検閲に関する議論に不十分なところがあることを感じていて、別の論文[8]を書き、今回の書評会の後に宋さんにお送りしていたのですが、宋さんの御論考では、この論文に関しても詳しく検討してくださいました。

宋さんのご指摘の中で明らかになったのは、私が在日朝鮮人に対する検閲の圧力と日本人に対するものとの違いを本質的に理解しておらず、同じレベルで考えていた、ということです。その原因の一つは、やはり日本文壇で活躍していた金達寿しか見ていなかったこと、それ故に別の知識人が朝鮮語で書かいた多数の文章の存在を考慮することができず、当時の在日朝鮮人のメディア空間が日本だけでなく米軍政下の南朝鮮／韓国の言説状況とも結びついて展開するダイナミズムを捉えられていないことにあると理解しました。猛省して、勉強しようと思います。

ただ一つ応答めいたことを言うとすれば、個別の検閲文書に記されたメモなどから下読みをする examiner と、最終決定を下す censor それぞれのレベルにおける価値判断や解釈を読み取ることの可能性は残しておいてもいいのではないでしょうか。確かに、それを決定づける証拠に乏しいために、どうしても現在における研究者の推測が入らざるを得ず、それ故に（私がやったような）恣意的で都合の良い解釈を導き出してしまう危険性があります。ただし、現場レベルにおいて人間が行う以上検閲を完全に機械的にやるということもできないので、そこにどういう判断が下されたのかを読み取る作業は文学的なテクスト読解の手法を用いる必要があるようにも思えます。

二点目の金達寿をもって在日朝鮮人文学を語ってしまうことの問題についてですが、これは上にも書いたように、そもそもが研究対象を選ぶ時点での私の知識不足に起因しています。金達寿を通して在日朝鮮人文学を理解しようとしたために金達寿が自身に設定した「朝鮮と朝鮮人とに対する日本人の誤った認識を正す」という執筆の動機に、私の議論自体が規定されてしまったのだと思います。

ただし、私が本書のなかで、特に第８章の結論部において、金達寿の小説から見出した「異郷」という空間の可能性とは、「戦後日本」を「多様性を孕んだ空間だった」と評価するための写鏡（あるいは周縁性）の役割ではありません。「戦後日本」を「異郷」と見ることは、むしろ自分たちの生きる空間にとっての中心性が「戦後日本」の論理の中に無いことを示すことだと考えます。ですから、金達寿の文学空間を「日本文学」という中心に対する「日本語文学」という周縁として位置付けるのではなく、金達寿の文学空間を取り巻く環境の一つとして「日本文学」がある、という見立てです。もちろん、こうした私の議論は、在日朝鮮人文学を金達寿の範囲だけで論じており、朝鮮や他の世界とのネットワークの中に置き直した上で在日朝鮮人文学内部の多様性を論じていない以上、言葉遊びのレベルに留まっているように見えてしまうことも理解しています。それに関しては、今後様々なテクストに向き合っていくことで打破していこうと思います。

三点目の「在日朝鮮女性はどこにいるのか」という問題に関しては、宋さんがご指摘の通り「占領期の朝鮮女性のたたかい」を過度に理想化、特権化することで、逆に典型的な「男性／女性」、「エリート／庶民」という二項対立を再生産し、より立場の弱い後者を持ち上げることに落とし所を定めているので、結局の

[8] 逆井聡人「在日朝鮮人文学と自己検閲──GHQ 検閲と在日朝鮮人コミュニティーの狭間にいる「編集者・金達寿」の葛藤を考える」『「言論統制」の近代を問いなおす：検閲が文学と出版にもたらしたもの』花鳥社、2019年。

ところ安定的な倫理観の上にあぐらをかいているのかも知れません。「文字資料も先行研究もないような在日朝鮮女性たちの日々の生活を想像することこそが、彼女たちの占めた空間を浮かび上がらせる道なのではないだろうか」[9]という宋さんの言葉に佇むばかりです。

これに対しては、現在私が取り組んでいる仕事を紹介することで応答とさせて頂きたいと思います。私は今、許南麒の「火縄銃のうた」（またカノンですが……）における祖母の語りをどのように評価できるのか、という問題を考えています。従来の評価では、男三代（祖父・父・息子）の抵抗を語り継ぐ民族の母胎としての祖母という、典型的な「支える女」として理解されてきました。それに対して、この祖母の語りを男たちの背景にしないような評価をしたいわけですが、かといって「男たちに負けない主体的な抵抗」というように評価してしまっては、また「男性／女性」の力関係を逆転させただけになってしまいます。そのようなどちらが優位ということではなく、互いがいないと成立しないようなより関係的な抵抗の例として祖母の存在を評価することはできないか、という問いが最近の専らの課題です。これが宋さんのおっしゃる「彼女たちの占めた空間を浮かび上がらせる道」と繋がれるかどうか、また相談させて頂ければ幸いです。

改めて、拙著、及び拙稿を詳細に検討していただけたこと、心より感謝いたします。

6. おわりに――「戦後」から離れることについて

この書評会を開催して頂いてから既に一年が経ちます。各氏への応答のなかで既に述べたことではありますが、本書を書くにあたって強い影響を受けた方々からこのような評価を頂いたことは、本当に幸せなことでした。そして、今後の研究のためのいくつもの課題を示して頂けました。この一年で、そのうちのいくつかは少しずつではありますが、取り掛かれていますので、形になり次第また皆さまにご報告差し上げたいと思います。

その上で、この書評会を経て考えるようになったのは、もう「戦後」から、あるいは「日本」を対象とする研究から離れるべきではないのか、ということでした。本書は、日本の戦後論ですので、当然ながら最終的な結論は「戦後日本をどう捉えるか」という方向に向かったわけですが、こうした枠にはそろそろ限界があるのではないかと感じています。本書では「戦後日本」という枠組みを崩すために「冷戦期日本」という言葉も出していますが、「戦後」を「冷戦期」と言って越境性を意識してみても、結局のところ終着点が「日本」になってしまっている時点で国民国家の枠組みの中に留まっていることに変わりはありません。「戦後日本」を根本的に問いなおすためには、国民国家批判の型からも抜け出さなくてはならない、ということに今更ながらに気がつかされました。

むしろ歴史の中にある様々な抵抗の現場と、現在も身近なところで、あるいは世界各地で続く具体的な運動とを結んでいくことが大事であり、その結び方の方法を考案することの方がずっと生産的な気がしています。特にここ最近の世界は、どこの国もどんどん内向きになり国家体制を強化することに血眼になっていた最中で、この新型コロナウィルスによる混乱が、その閉塞感に拍車をかけています。これからますます国家の枠のなかで個人の身体と生活が監視され、管理されようとしています。そんな状況において、本当に肝腎なことは個人個人で繋がっていくことなのだろうと思います。何か当たり前のことを漠然と言っているような感じがしますが、この書評会で皆さんと対話し、繋がれたことで切に思ったことは、そのようなことでした。

[9] 宋恵媛「在日朝鮮人の占める空間をめぐって――検閲・カノン・女性」Quadrante：クァドランテ：四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌』第22号、東京外国語大学海外事情研究所、2020年3月。

特集 III: 書評会

巽由樹子著『ツァーリと大衆――近代ロシアの読書の社会史』

書評：巽由樹子著、『ツァーリと大衆──近代ロシアの読書の社会史』、東京大学出版会、2019年

Book Review: *Tsar and Masses: A History of Reading in Imperial Russia* by Tatsumi Yukiko

篠原　琢
SHINOHARA TAKU

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

原稿受理日：2020.1.12.
Quadrante, No.22 (2020), pp.99-109.

目　次

はじめに
本書の視角
本書の構成
本書の結論
全体を通じて

はじめに

近年、日本におけるロシア・ソ連史研究は、中堅・若手研究者が活躍し、大きな活況を見せている。2015年の幕張における国際中欧・東欧研究協議会 (International Council for Central and East European Studies, ICCEES) の成功や、ロシア革命百周年を記念して出版された5巻本、『ロシア革命とソ連の世紀』（岩波書店）などにその成果は明瞭に現れており、個性的な研究者が星雲状に集まって、問題意識、研究のエトス、ある種の文化を共有しているのが壮観である。本書の筆者、巽由樹子もいうまでもなく、そのなかの星の一つである。すでに2013年、中嶋毅編著、『新史料で読むロシア史』（山川出版社、2013年）に同人たちの集まりを見ることができる。

ある分野にある世代の優れた研究者が集まるのは、当事者からすれば偶然としかいえないことが多い（誰でもたいていグループ分けされることを嫌う）。しかし、それぞれの研究は独自なものだとしても、星雲状の研究者集団が生まれたことを研究の動向のなかに位置付けることは可能なように思われる。ソ連解体（帝国の崩壊）と研究枠組みの変容に伴う、ロシア・ソ連史研究の活況が、当時、研究テーマを選ぼうとしていた人々に大きな影響を与えたことは間違いないだろう。ただし、政治的な事件は、すぐには研究史の変化を呼ばなかった。溪内謙『現代史の読み方』（岩波新書、1995年）や、塩川伸明の『ソ連とは何だったか』（勁草書房、1994年）をはじめとする当時の諸著作が証言するように、1990年代前半はむしろ、ロシア・ソ連史の解釈をめぐる議論には、政治的な態度が前面に出て、研究の方向性が見失われがちな時期だった。帝国論を媒介に、ロシア・ソ連史研究で徐々に新しい枠組みが形成され、研究者たちを引き付けるようになったのは、すでに2000年を過ぎたころであろう。日本では、松里公孝や宇山智彦の活躍が大きな役割を果たした。星雲を形成するようになった研究者たちは、このころ、研究の道を定めつつあったではないだろうか。

筆者が専門とするハプスブルク君主国の歴史でも、ロシア史でも、帝国は専制的で時代錯誤の存在であり、近・現代史の流れのなか

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

で衰亡、解体を運命づけられている（はずだ）、という暗黙の前提が長らく存在してきた。それは歴史叙述にはいまだに残るものの、研究者たちには、はっきりと退けられるようになっている。このような見方の背後には「帝国から国民国家へ」という歴史像がある。国民国家・国民社会の形成に対する批判的検討、現代のグローバル権力の把握（ネグリ／ハートの『帝国』、山下範久など）の両面から、こうした歴史像は、維持できなくなっていった。諸帝国についての歴史研究は、近代をめぐる「大きな物語」から解放されたといってよいだろう。これによって研究の地平は広がり、実証研究の課題は飛躍的に増えたのである。

ロシア帝国、ハプスブルク君主国の統治は、専制的でも、絶対主義的でもなかった。帝国統治は、帝国中央から行使される専制権力によって一方的になされるのではなく、中央政府と、地域住民の統治を担う地方エリートとの複雑な交渉によって構築されるものであることを実証研究は明らかにしてきた。ハプスブルク君主国の場合、複合国家としての性格を帝国崩壊まで維持し、中央権力と各領邦の地方エリートは、国制上の正統性を重視しながら、地方統治をめぐる交渉を展開した。ロシア帝国の場合、20 世紀初頭に至るまで国制上は専制が維持されているが、近年の帝国論は、帝国と民族エリートや宗教勢力との交渉や相互依存関係を重視している。こうして帝国論のなかでは、統治における社会や各地方の自律性が指摘されているのである。

伝統的なロシア帝国論、ハプスブルク君主国論では、帝国権力は社会に対峙するものとして描かれてきた。それどころか、ロシア帝国の場合、全能の国家が社会を圧服する、あるいは国家と社会が一体化して、自律的な社会領域は存在しなかった、という見解すらあった。それはロシア帝国とソ連の連続性、そして、ヨーロッパ社会との違いを強調する一種の文明論でもあった。しかし、帝国統治が専制権力によるものではなく、帝国中央と社会や地域エリートとの相互交渉によって実現するものだとすれば、社会の自律性が前提となり、その様態が実証的に検討されなければならない。この課題から、帝国史研究で、「市民社会」概念は変容し、拡大して検討されるようになった。はたして20年前、ハプスブルク君主国はともかく、ロシア帝国における「市民社会」などという問題設定は可能だっただろうか。

「市民社会」の概念の拡大については、ハプスブルク君主国史について、ゲイリー・コーエンが次のように述べている。

> 「ここでは『市民社会』という概念を広く、目的論的ではない意味で使おう。形式的には国家から独立し、公的なことがら、政治、統治の諸問題について、個々人、あるいは集団が語り、行動するような圏域として考える。近代の諸社会では、市民社会は、非常に多様な現れ方をする。19 世紀においては、集会や新聞・雑誌、自発的結社、人々の市民的行動 popular civic action、社会運動、政治運動、政党など、民衆が自由に起こすさまざまな現象 free popular phenomena をあげることができよう。市民社会は、労働の場、カフェ、サロン、または家族に発する社会的なつながりに依拠するものである。」
> (Gary Cohen, “Nationalist Politics and the Dynamics of State and Civil Society in the Habsburg Monarchy, 1867-1914”, *Central European History,* 40, 2007)

ここでは、「市民社会」概念は従来「目的論的」に使われてきた、という指摘と、「市民社会」を多様で、多方向的な「社会的つながり」として見ようとする視点、そしてこれをある種の価値の体現ではなく、いわば現象として考える態度が重要である。ハプスブルク君主国における最後進地域、ガリツィアについて論じた

ストーター＝ハルステッドは、農村における「公共圏」を次のように論じた。

> 「農民的な文脈における『政治』とは、非常に多様な文脈で行われる公的な議論からなるものである。それは村の牧地で行われる気取らない集まりから、公式の結社、政治組織での会合まで含むが、もっとも重要なのは、民衆文化におけるやり取りであろう。私は、公共圏 public sphereという概念をハーバーマスが考えた都市的、ブルジョワ的起源を超えて、農村でのやり取りや、選挙権を認められなかった農民というアクターまでを考慮に入れて考えたいと思う。」
> (Keely Stauter-Halsted, *The Nation in the Village. The Genesis of Peasant National Identity in Austrian Poland 1848-1914*, Ithaca, 2001)

「公的な議論」、「公共圏」という語を使っているが、これらはコーエンの書く「市民社会」に相応するものである。ここでは、「村の牧地での集まり」、農閑期の機織りや縄ないといった場でのやり取りまでもが農民的「公共圏」に含まれるのである。この実態の検討は、帝国統治に「下から」参与する多様なアクターの検出を可能とする。ロシア帝国のムスリム統治について、タタール社会と帝国との関係を分析した長縄宣博の著作は、これよりはさらに制度化されたムスリムの公共空間の形成を論じている。この研究は、帝国における「公共圏」、または「市民社会」を論じたものとして非常に重要である。以下の長縄のロシア帝国研究に対する方法論的態度は、ハプスブルク君主国の研究動向と強く共鳴するものである。

> 「近年では、ロシア史や中東ムスリム社会研究に限らず、市民社会を資本主義の発達や民主主義体制の成立に結びつける見方自体が批判に晒され、市民社会を到達すべき終点に置くのではなくむしろ理念型として捉えることで社会と政治の変化を分析する方法が模索されている。例えば、自発的結社や地方自治体と国家との関係を見直す議論では、強圧的な政府が公共圏と対立するという構図ではなく、結社や自治体が愛国や福祉の目的で国家行政を補完しながら、独自の行動の幅を広げる姿が重視されている。…ロシアのムスリム地域の事例は、公共空間での理性的な熟議という現象がこれまでいかに限られた時空間に独占的な美徳として捉えられてきたかという点に反省を促す強力な参照点になる。…本書もまた、帝政ロシア末期の多宗派公認体制の下で、宗教共同体のあり方を決める権威が国家から公共圏へと部分的に移行した事態を捉えようとするものである。」
> (長縄宣博『イスラームのロシア──帝国・宗教・公共圏 1905-1917』、名古屋大学出版会、2017年)

巽由樹子『ツァーリと大衆』は帝国における市民社会をめぐるこのような研究動向のなかに位置付けることができるだろう。巽の扱うのは、より洗練された「読書する公衆」の世界である。巽はこれを「読者大衆」と言っているが、それについては後で検討しよう。

本書の視角

本書は、19世紀末のロシア社会において、「ツァーリ」と「民衆」が対峙していたのではなく、「読書する大衆」の世界が出現したことの歴史的意義を論じるものである。巽が、「読書する大衆」を、「市民社会」として捉えていることは明らかだが、まずロシア社会に当てはめることについて、序章で慎重な検討がなされている。なぜなら、「ロシアに公共圏や市民社

会を見出そうとする議論に対しては、西欧的枠組みを単純に適用している、との批判もやはり根強」く、「『ミドルクラス』は西欧社会の形成史を念頭に置いた分析概念であるため、それをロシアに適用するという枠組み自体についての批判が惹起される」（p.10）からである。本書でも引用されているルイーズ・マクレイノルズによれば、ロシアのミドルクラスの分析は、西欧の政治・経済構造のなかで生まれたミドルクラスのあり方を評価軸として行われ、その差異から、なぜ「自分たちの自身の政治制度を築くことに失敗したのか」という観点から、いわば目的論的に論じられてきた（「帝政ロシアのミドルクラスは、結末の見えた政治的予言の犠牲者となる運命を余儀なくされた」）。この矛盾を避けるため、マクレイノルズは、「単に政治構造、経済構造の変化だけでなく、個々人の思考の変化」を調べることが有効だとし、「ミドルクラスの生き方を調べるにあたって、レジャーに注目」した。なぜなら「娯楽産業はロシアに特有の国家体制や社会通念に影響を受けつつ定着し、都市民は余暇の楽しみを自ら選択して購買して、西欧と同様、消費者としての個人意識を持つようになった」からである。（ルイーズ・マクレイノルズ（巽ほか訳）『〈遊ぶ〉ロシア――帝政末期の余暇と商業文化』、法政大学出版会、2014 年）

巽は、19 世紀後半、識字率が向上し、「企業勤務者や専門職者、商人ら都市の中層民から、町人、職人、労働者といった下層民に至る、『読者大衆』と呼ぶべき存在が現れた」、と指摘し、多くの人の手に届く「絵入り雑誌」を題材に、マクレイノルズにならって、次のような見通しを示している。「ロシアの絵入り雑誌もまた、都市の大衆に受容され、新たな価値規範を広めて社会的、政治的転換を準備したメディアだったのではないか。…このメディアは近代ロシアにおいて、『ツァーリ』と『民衆』ではなく、『ツァーリ』と『大衆』を対峙させる役割を果たしたのではないか。」この見通しの上にたって、本書は「1870 年代以降に普及したロシアの絵入り雑誌がどのような新しい主体と文化を生み出し、それが旧来の秩序にいかに影響を与えたかを明らかにすることを目的とする」。この「新しい主体と文化」こそ、ロシアにおける「市民社会」と捉えることができよう。

このような流れは、ドイツ史における「特別な道 Sonderweg」論争から、市民層 Bürgertum 研究への展開を直ちに想起させる。「特別な道」論争でもまた、ドイツ近代における「市民社会」の弱さ、あるいは「歪み」が論じられ、その後、議論は市民層概念の拡大へ、その価値観、エトス、生活態度など、文化の検討に向かったのだった。

本書の構成

本書は以下のように構成されている。

「絵入り雑誌」の登場と「読者大衆」の成立
第 1 章：絵入り雑誌の登場と近代ロシアのメディア構造
第 2 章：読者大衆の成立
II. 諸「社会勢力 Social forces」と消費文化・読者大衆
第 3 章：インテリゲンツィヤと出版――評論家ヴラジーミル・スターソフの闘争（インテリゲンツィヤ）
第 4 章：ナロードと出版――農民企業家と正教ジャーナリストの連帯（ナロード）
第 5 章：専制と出版――ニコライ二世の肖像をめぐって（専制）
III. 結論：帝政末期の読書の社会史

第 1 章は、ロシアにおける出版産業の成立と「絵入り雑誌」のはじまりを論じている。ロシアの出版産業はヨーロッパの経験を移植して成立し、そもそもの最初から国際的な文脈のなかに置かれていたという指摘が大事な点である。出版業の第一世代を代表する人物はワルシャワ（当時ロシア領）出身のマヴリーキー・

ヴォリフで、彼はパリ、ライプツィヒを経て、リヴィウ、クラクフ（オーストリア領ガリツィア）に移り、ペテルブルクで成功した。分割ポーランド領間の知や経験の循環は、それ自体として興味深いが、ここでは帝国を跨ぐポーランド語圏を通して、ヨーロッパ社会の経験がロシアに媒介されたことが重要だろう。こうしていったんネットワークが形成されると、ロシアの出版界には、ヨーロッパ出版業の中心から人材が供給された。第二世代のアドルフ・マルクスは、ヴォリフ社のドイツでの求人に応じてペテルブルクへやってきたのだった。ロシア出身の出版企業家は、第三世代のアレクセイ・スヴォーリンを待たなければならなかったが、彼については第４章で詳しく扱われる。

「絵入り雑誌」は西欧起源の出版ビジネスだった。営利事業として確立した出版業には、巽によれば「二つの支配──被支配関係」があったという。第一は出版社と書き手との関係であり、出版社は「購読者や広告主の支持」に応じて、書き手の起用や原稿料を決めたという。出版業の確立とともに職業作家も生まれたが、彼らはこの点で、出版社に依存していた。第二は出版社と地方書店との関係である。地方書店は、郵送のために定期購読料を出版社に前払いしなければならなかったが、広大なロシアでは「刊行物が届くまでに相当の日数を要し」、新聞などの場合、しばしばアクチュアリティが失われた。

そのような問題はあったにしても、ロシアでは出版業が成立し、書物・定期刊行物の流通が制度化され、職業作家が誕生し、それを期待する読者層が確立した。著者によれば、「西欧からやってきた出版事業者たちと、彼らが経営の主軸とした絵入り雑誌によって、インテリゲンツィヤのメディアとナロードのメディアとのあいだに新しい出版と読書の領域が創り出されたのである。」（p.44）

第２章が扱うのは、読者の姿である。19世紀後半のロシアでは、いうまでもなく民衆の識字率の向上と啓蒙を目指したインテリゲンツィア（ナロードニキ）の運動が存在した。巽はしかし、「インテリゲンツィアとナロードという二項対立」から離れて、インテリゲンツィアの勧める「良書」でも、ナロードに馴染みの絵入り民衆譚、ルボークの世界でもない、新たな「読書行為」が現れたとして、「絵入り雑誌」の読者世界を分析しようとする。ここに現れるのは、「必ずしも貧しいわけではないのに、『無知』で『ただ読むだけ』という読者の姿」（p.59）であった。「いまどきの日本の大学生がトルストイやドストエフスキーを知らず、ロシア文学の教員が絶句するという話を聞く」が、「本場ロシアで文豪たちが名を馳せた時代にも、身なりのよい読者が無知をさらして識者がショックを受ける、というよく似た事態があった」というのである（ちなみに、本書には、このような「軽い」コメントが随所にあって読者を楽しませてくれる）。この人々が本書の主役、「読書する大衆」である。

「読書する大衆」には、非ロシア語話者も含まれた。ロシア語の「厚い雑誌」（知的・文化的程度の高い人々に向けて、文芸・政治・社会評論などが掲載された重厚な雑誌）は、ロシア帝国の民族知識人にとっても、彼らの欠かすことのできない知的世界の一部を構成していた。巽は、絵入り雑誌についても、『ニヴァ』の流通を分析して、購読者は「主としてロシア人から構成されつつも、帝国内諸民族のロシア語使用者を含んだ可能性がある」と指摘している。ハプスブルク君主国の場合、識字率の向上、出版業、特に「軽い読み物」の拡大は、諸民族言語による出版文化の成長を促した。ドイツ語による読書能力が期待できない非エリート層にも読書の実践が拡大したからである。この過程は相互的だった。この点、ロシア帝国ではどうだったのだろうか。

さて、本章で巽は、「絵入り雑誌」が新しい生活規範、生活スタイルを提示し、絵入り雑誌という「軽い読書」をする人々が、共通の

文化資本（振る舞い、服装）を獲得していくことを論じている。こうして新しい社会的実態として、「読書する大衆」が出現した。つまり、「（『軽い読書』をする人々は）帝国内リンガ・フランカとしてロシア語を用いる非ロシア人を一部に含みつつ、企業家やそこでの勤務者、あるいは医師、弁護士、教師のような専門職者、商人といった都市の中層民と、町人、出稼ぎ労働者といった都市下層民ら、『大改革』後に現れた新しい階層から構成される読者だった。」（cf. p.98）ただし、本章冒頭の問題設定にあらわれる「ナロード」と、ここにいう「大衆」との関係を概念的に、また歴史的実態としてどのように整理するか、という問題は残る。「絵入り雑誌」の読者と民衆啓蒙活動の対象となった人々はどの程度重なるのだろうか。本章には、仕立て屋を描いた印象深い絵が掲げられている。親方と徒弟のいる工房の壁には、注文主から送られてきたのであろう、「絵入り雑誌」が提示する新しいモードの図版がぶら下げられている。ただし、親方と徒弟はもちろん、ルパシカを着て、いかにも「ナロード」風の佇まいであった。

第２章で「新しい出版メディア」と「読者大衆」の出現を語った上で、巽は、「そうした現象に直面して、『インテリゲンツィア』、『ナロード』、『専制』という三つの勢力と出版との関係はどのように変化したのだろうか」という問題に進んでいく。第３章で扱われるのは、そのうち、インテリゲンツィアと出版との関係であり、主人公はヴラジーミル・スターソフである。彼は、最初「厚い雑誌」で評論活動に健筆を振るう「インテリゲンツィア」だったが、やがて『ニーヴァ』などの絵入り雑誌に活動の場を移していった。スターソフは、「厚い雑誌」でリアリズム芸術を熱烈に擁護しながら論壇に容れられず、その後約20年間、主張を枉げないまま、今度は大衆向けの雑誌で同じ立場を頑固に守り通した。すでにモダニズムが台頭し、レーピンらかつてのリアリズム画家たちも芸術態度を変える中、スターソフの擁護するリアリズムはもはや芸術潮流としては平俗化し、わかりやすい商品、装飾芸術の一貫として読者に受容されたのである。巽はスターソフの道程を次のように評価している。「彼は、『大改革』後に現れた営利主義的な出版社と読者大衆に相対することとなり、それを激しく批判した。闘争の果てに論壇から干されたスターソフが…絵入り雑誌に執筆したのは、インテリゲンツィヤ出身の評論家としては転落だったと言えるかもしれない。しかし自らの思想の新たな受容者を見出し、広汎な階層にロシア国民芸術を共有させるという初期の使命を達した、と考えることもできるだろう。」（p.104）「世紀末に至って、営利的な媒体は、それ（インテリゲンツィアの産物）を自らのコンテンツとすることに成功したのである。」

新しい出版メディアと読者の登場によって、知と芸術が商品として消費されるようになったともいえるだろう。同時に、それはいかに通俗化したとはいっても、読者大衆の強い「文化資本」への憧れ、欲求を反映したものだといえよう。インテリゲンツィアは、社会を指導する役割から、読者大衆の欲求を満たす知的商品の生産者となったのだった。

第３章に続いて、第４章では、こんどは「ナロード」と新しい出版メディアとの関係が考察の対象となる。ここでの主役は「ナロード出身の出版人」、ピョートル・ソイキンである。彼は元農奴の家に生まれたが、古典ギムナジアまで進学し、その後出版事業に携わることになった「大改革の申し子」である。民衆向けの科学雑誌『自然と人間』を刊行して民衆啓蒙に貢献した、というのがソ連期の評価だが、彼は同時に絵入り宗教雑誌『ロシアの巡礼者』も刊行していたという。この人物を取り上げることによって巽は、「ナロード出身企業家による出版事業は必ずしも民衆の科学的啓蒙に専心したのではなく、固有の性格を持っていたことを示して、ナロードと出版機構のあいだに形

づくられた新しい関係を明らかにしたい」と問題を設定する。

ソ連期に「民衆啓蒙に貢献した」とされた「科学雑誌」『自然と人間』に対する巽の評価は次のようなものである。この雑誌は「むしろ中世以来の見世物の系譜を引いていた。すなわち図像と結びついた科学は、娯楽性を固有の性格とするポピュラー・サイエンスだったのである。」「（ソイキン社の）看板雑誌は娯楽的な似非科学を扱ったのである。すなわちソイキンは、19世紀後半のロシアに新しく入ってきたメディアと『軽い』学知に目をつけ、ビジネスに成功した。」本書には、『自然と人間』から引用された奇怪な絵図が著者の呆れた調子のコメントともに多数収録されている。

この「ビジネス」に成功したソイキンは、やがて宗教雑誌の刊行を手がけるようになる。はじめ絵入り宗教雑誌『ロシアの巡礼者』を発刊したのは、アレクサンドル・ポポヴィツキーだった。巽によれば、「宗教的、道徳的内容の挿絵入り出版物という初めての試み」であり、「類例のない刊行物である。」神学教育を受けたポポヴィツキーは、「『大改革』期、世俗的知識人が科学主義を推奨して民衆啓蒙活動をした傍らで、正教関係者の中から現れた聖職者出身の知識人」であり、このような雑誌を通じて、「自らもよく知るナロードの世界観の維持を願った」のであった（p.134）。この雑誌が部数を減らすと、やがてその発行はソイキン社が引き受けた。ソイキン社は、読者に「ナロードに属する人々も相当数含まれることを意識し」て（p.131）、誌面構成を変えた。それはソイキン社にとって、「ナロードは、…その生活文化が尊重されるべき顧客だった」からである。「科学雑誌」にせよ、「宗教雑誌」にせよ、ソイキン社が重要視したのは、「ナロード」を含む読者層の嗜好・思考法を敏感に察知し、それにあわせて雑誌を作ることだったのである。

このソイキン社の戦略を巽は次のように評価している。「ナロードは近代的なメディア構造の中で、発信と受信の主体となった。言い換えれば、新しい出版機構の成立によって、20世紀初頭までに、ナロードがマス・メディアの情報に接する回路が出来上がったのだった。」（p.136）ここにいう「発信と受信の主体」とは、「インテリゲンツィア」に教化されるべき客体というイメージと対をなしている。「ナロード」出身のソイキンは、「ナロード」に合わせて、出版活動を展開したのだった。

本章では、『自然と人間』、『ロシアの巡礼者』との読者層が両方ともナロードであり、重なっていることが示唆されている。果たして、第3章まで扱われてきた、たとえば『ニヴァ』の読者とは重なるのだろうか？　本章では、「（読者）大衆」という語はほとんど使われず、ナロードが読書の主体として語られているのも見逃せない。

第5章は、専制と出版との関係を検討する。検討の具体的な対象はツァーリと王朝の画像である。著者は本章で、出版メディアが介入することによってツァーリ像が変化することを論じる。つまり、「出版メディアは君主の意図通りにツァーリのイメージを伝達したのではなく、固有の文化によって編集したこと、そして世紀転換期に、最後の皇帝ニコライ2世の表象戦略と社会のあいだにギャップが生じたことが明らかになる」。

巽によれば出版メディアは、ツァーリ像を流通させる主体であった。ツァーリは家族とともに描かれ、ツァーリ表象の世俗化した。ツァーリの「自然的身体」に関心が向けられたのである。著者によれば、「政治的身体と自然的身体のいずれが注目されるかは、出版メディアが決定したのである。」（p.161）

こうした出版メディアとツァーリ政府との交点にあったのが官僚クリヴェンコである。文才にも恵まれたクリヴェンコは、ニコライ二世の戴冠式に際して、公式アルバムの編集責任者と

なった。戴冠式のデザインには、「古ルーシ風の装飾意匠」である「ロシア様式」が用いられ、ツァーリはビザンツ皇帝の継承者であるというニコライ一世以来の帝国イデオロギーが強調された。そのためにクリヴェンコが公式アルバムの担当画家に採用したのがニコライ・サモキシュだった。彼はロシア様式による表現に巧みで、「ピョートル大帝による西欧化改革よりも前の時代を再現することを願った」ニコライ二世の戴冠式の記録者にはうってつけだった。彼は戴冠式の写真にロシア様式の装飾を施して、公式アルバムのための画像を制作したのである。他方、サモキシュは『ニーヴァ』や『自然と人間』などの「挿絵画家として著名」であった。

国家によるツァーリ像の創造に、「絵入り雑誌」の文化が深く関わっていることはそれ自体として興味深い。しかし、著者はさらに進んで、民間出版社の「戴冠式アルバム」に検討を進める。クリヴェンコが「戴冠式の取材機会を積極的に与えた」結果、「ツァリー表象の伝達状況」は変容した。こうして、著者によれば「出版メディアが、ツァーリ肖像を編集し、社会に流通させる主体となったのである。…公式出版物が、皇帝自身の望むイメージを伝達する源泉として支配的な位置にあったわけではなかった。」著者はこの現象を「専制が政治的機能不全を起こしつつあったことの暗示」とも評価している。

ただし、この点について、メディアの主体性を過大に評価することはできないだろう。19世紀の末には、どこでも新たなメディアと帝室・王室との関係に変容が生じていたのであり、メディア自体が帝国への同意を調達する機能を果たすようになったからである（たとえば、フジタニ、『天皇のページェント』、多木、『天皇の肖像』）。クリヴェンコと出版メディアとの関係は、いわば相互的な協力関係だったと考えられる。もちろん、帝国の「協力相手」としてメディアが一定の主体性を持っていたことは間違いないだろう。

また、ニコライ二世のツァーリ表象は、イデオロギー的には復古を表明するものだったとしても、現実には社会を広く包括する新しいナショナリズムの政治文化の一部であったことにも留意しなければならない。ペテルブルクの都市空間の変容について、アレクセイ・ミレルは次のように述べている。「帝国の中心として構成された都市空間は、次第にナショナルな意味を獲得していく。たとえばペテルスブルクである。そこでは建築における古典主義的な帝国様式が、ビザンツと帝国以前のロシアのモチーフとが奇妙に混淆したものに取って代わられていった。ペテルスブルクのアレクサンドル2世が暗殺された場所に、1883年から1907年にかけて建設された血の上の救世主教会にみる、ネオ・モスクワ公国様式とネオ・ビザンツ様式との独特の混淆を見れば、そのことが理解されるだろう。」（Stefan Berger & Alexei Miller, Introduction. In: Berger & Miller (eds.), *Nationalizing Empires*. CEU Press, 2015.）

この都市空間に生活していたのが絵入り雑誌の読者たちだったとすれば、帝国によるツァーリ表象そのものが、すでにロシア帝国社会の変容を反映しているといえよう。「公式アルバム」は、新たな出版文化の分かち難い一部分なのである。

本書の結論

以上のように、本書は非常に明快な構造を持っている。最初に「読者大衆」と新たな出版メディアの登場を描き、次に順を追って、インテリゲンツィア、ナロード、そしてツァーリズムというロシア史に馴染みの要素と出版メディアとの関係を考察し、ロシア史に新しい光を当てようとしているのである。さて、結論はどのように示されるだろうか。

まず読者大衆の登場の評価である。彼らは確かに消費者だった。「しかし、彼らが出版社

から消費者として遇される、能動的な読者大衆だったことは見落とされるべきではない。…西欧的なリベラリズムがどの程度定着したかという判断基準から離れるならば、ロシア都市に固有の消費志向の文化を持つ大衆が現れたのはたしかだった。」こうして著者は、帝政末期のロシア史に新しいアクターを見出す。それでは、専制の下で、インテリゲンツィアとナロードという相容れない社会が対峙していた、という従来のイメージはどのように修正されるだろうか。つまり、出版メディアと、「インテリゲンツィア（高級文化 High Culture）、「ナロード（民衆文化）」、「専制（政治文化）」という三つの文化はどのような関係をとり結んだのだろうか。まずこの時期、インテリゲンツィアの「文芸の共和国」は解体し、インテリゲンツィアは新たなメディアを通じて大衆と接触することになる。ナロードは、その読者大衆の一部分をなした。著者は繰り返す。「（ソイキンのような出版人は）農村で共有された伝統的な価値観や信仰を尊重すると同時に、都市の実利的、娯楽的情報を提供した。すなわち、ナロードは知識人によって受動的に啓蒙されたばかりではなく、出版メディアの発信と受信の主体となったのである。」この人々は、「都市のメディアを自ら選んで読み、一定程度、自らの文化を保持し続けた。」専制について、著者は次のように述べる。出版メディアの登場によって、「専制はその表象を管理できなくなった。ロシアにおいて、ツァーリは無制限専制権力を有し、全能の君主というイメージが国家統合に重要な意義を持った。」

こうして従来、交わることなく記述されてきた三つの文化は、新たな出版メディアと読者大衆の現場において、関係を取り結ぶことになる。

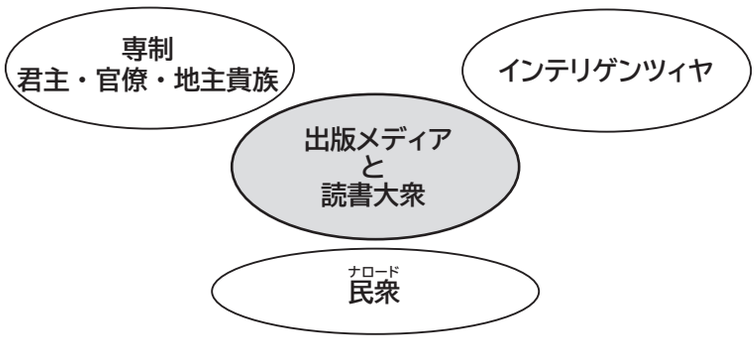

〔出典〕巽『ツァーリと大衆──近代ロシアの読書の社会史』、2019、13 頁の図版をもとに『クァドランテ』編集委員会で作成。

全体を通じて

さて、各章ごとに簡単に疑問を述べてきたが、ここで全体を通じて、評者なりの疑問を提示していきたい。まず先にも触れた「大衆」という概念である。本書では、「大衆」は、「固有の消費志向の文化を持つ」都市的な人々として想定され、社会階層的には、下級官吏から、町人、旧農奴身分出身の都市労働者まで含むもの、とされている。「絵入り雑誌」を通じて、ある種の消費文化を共有する人々を、固有の社会集団として析出した点、この人々の能動性を強調する点は、本書の魅力である。確かに、「読者大衆」の出現によって、「インテリゲンツィア」の役割が変化したことは、スターソフの道程から非常に説得的に示されている。しかし、「ナロード」や「専制」と「大衆」との関係は必ずしも明らかとはいいがたい。「大衆」と「ナロード」は、本書ではある場面では互換可能な概念であり、また別の場面では、別々の実態概念のようにも見える。総じて、「大衆」と「ナロード」の関係について本書の記述のなかでは「癒着」が見られるのである。ナロードニキであろうと、統治階級であろうと、ロシアのエリートには「ナロード」に対する根深い不信と恐怖がある。「ナロード」は専制という箍をはめられるか、啓蒙という規律化に従わなければ、「底の抜けた」（池田嘉郎『ロシア革命──破局の8ヶ月』）無秩序状態に立ちいたる、というのである。このような禍々しい「ナ

ロード」イメージの当否はともかく、本書の主人公たる「読者大衆」の向こう側には、文字の読めない（当時のロシアの識字率は、4割に満たなかった）「ナロード」の世界が広がっていたのではなかったか。

他方、それと対象的に、「大衆」と「専制」の記述においては、「読者大衆」あるいは出版メディアの自立性が強調されて、両者は対峙するものとして扱われる。このため、帝政のメディア戦略を含めた、新たな圏域のダイナミズムが必ずしも明らかにされていないように思える。

この点は、「消費」の政治性をめぐる次の疑問につながる。消費社会、消費する大衆の出現は、間違いなく近代社会の政治文化を変容させ、権力と日常生活との関係を変容させた。ナショナリズムや政治的な大衆動員、新たなツァーリ崇拝の創造は、間違いなく「消費社会」という場を前提としている。その点で、消費文化そのものに政治性が組み込まれているのである。本書ではツァーリ・イメージの形成について、新たな出版メディアの自立性が強調されているが、消費文化は、権力から自立した領域と考えるより、新たな権力関係が展開する「場」として捉えるほうが適切ではないだろうか。

最後に、帝国国制の変容のなかで、「読書する大衆」の出現を考えてみたい。「読書する大衆」と帝国とはどのように関係を構築しつつあったのか、という問題である。ロシア帝国の場合も、ハプスブルク君主国の場合も、19世紀後半から20世紀にかけては、帝国国制の集権化・近代化が試みられた時代である。従来の帝国が、「皇帝への忠誠を要石として多様な人間集団を宗教と身分に分類して権利と義務を分配する国家」（長縄）であったとすれば、19世紀後半の帝国は、直接に臣民と接触し、臣民を把握し、また臣民の声を聴きながら、帝国への参加を実現しようとしていた。社会に対するこのような帝国の前進に応じて、社会には帝国とのつながりを媒介する公共圏が成立する。先に挙げた長縄は、それを次のように整理している。「（1905年革命後、タタール語による新聞・雑誌の発行が可能となった）タタール語の印刷物は、政府のムスリム政策・行政に関する様々な意見や抗議集会の模様を伝え、共同体 / 民族、世論の注意を喚起した。これはムスリム個々人と国家との間に別個の空間が出現したことを示している。つまり、様々な経路を介した国家との交渉が、増大する公共的議論に下支えされるという状況が生まれたのである。」（長縄『イスラームのロシア』）

ロシアには、ハプスブルク君主国とは異なって、都市・農村自治体から地方議会、帝国議会に至る選挙などなかったので、ピーター・ジャドソンが描く、次のようにあからさまに政治的な公論の世界はなかったのかもしれない。

> 「（リベラルな市民層に対して、地方都市など地域社会のレベルで、職人など、下層中産階級が挑戦を始め、地域の選挙戦で勝利を収める）職人たちは、選挙期間中、地域の体操クラブ（ソコル）や合唱団（スラヴォス）から、地域の退役兵協会まで、あらゆる民衆的な結社を動員して、成功を収めた。さらに地方新聞が創刊され、拡大していったことも重要な要因である。そうした新聞は、挑戦者の側に立っていた。政治に行動的になった新しい社会層が政治に参入し、地域の要求を帝国に結びつけて実現しようとして、あからさまな闘争のなかで市民社会は拡大した。こうして地域社会と帝国とのつながりは実際に深まっていったのである。」
> (Pieter Judson, *The Habsburg Empire. A New History*, The Belknap Press, 2016)

しかし、それでも「読書する大衆」に独自の文化圏を認めるとするならば、比較可能な現象はあったはずである。

本書の大きな貢献は、もちろん、魅力的な「絵入り雑誌」を通じて、ロシアにおける出版文化の実態を明らかにし、能動的な「読書する大衆」の姿を描き出したことにある。さらに、頑強に残るロシア特殊論からロシア史を救い出し、広く比較の可能性を開いたことは、特に大きな貢献だと、評者には思われた。

『ツァーリと大衆』書評へのリプライ

A Reply to Book Review

巽　由樹子
TATSUMI YUKIKO

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
出版史　読者　近代　国民国家　ロシア帝国

Keywords
history of publishing; readers; modern times; nation state; the Russian Empire

原稿受理日：2020.1.12.
Quadrante, No.22 (2020), pp.111-114.

目　次

1. 読者大衆と社会階層との関係
2. 皇帝の権威と民間出版との関係

2019年1月に刊行された拙著『ツァーリと大衆』は、7月に海外事情研究所で篠原琢先生を評者とする合評会の機会を得た。さらに今回、それをもとにした書評が『クァドランテ』に掲載されることに深く感謝する。これまでに拙著に対する書評は、橋本伸也（ロシア教育史）と貝澤哉（ロシア文学）によるものが公刊されている[1]。ここではそれらで受けたコメントにも触れながら、篠原によるふたつの大きな指摘、すなわち、「読者大衆と社会階層の関係」と「皇帝の権威と民間出版の関係」についての批判に答えたい。

1. 読者大衆と社会階層との関係

拙著は挿絵入りの週刊誌という定期刊行物を史料として、19世紀後半～20世紀初頭ロシアの文化の社会史を描出した。依拠する資料体を、従来、この時代を論じるのに用いられてきた文芸・社会評論誌「厚い雑誌」や新聞、あるいは農村に行商人によって運ばれて流布した木版出版物ルボークから、ポーランド、ドイツ出身の企業家たちが刊行した西欧型の娯楽雑誌へと移したら、帝政末期の通史をどのように描くことができるか、という試みだった。ロシアの絵入り雑誌は、日常の些末な事象を図版とともに示す「軽い」読み物として、これまで補足的に言及されるにとどまってきた。だが、教育的でありつつも娯楽性を追求した、その豊かな内容や様式に接したとき、異なる可能性が想起された。近代史研究がベネディクト・アンダーソンらの理論的枠組みに依拠して出版を啓蒙や公教育に結び付け、国民統合へと議論を収斂させる傾向――篠原の言葉を借りるならば、近代をめぐる「大きな物語」――に必ずしも回収されるものではないのではないか、という問題意識を抱いたのである。

[1] 橋本伸也「書評 巽由樹子著『ツァーリと大衆：近代ロシアの読書の社会史』」『ロシア史研究』103、2019年、136-141頁；貝澤哉「書評 巽由樹子著『ツァーリと大衆 近代ロシアの読書の社会史』」『ロシア語ロシア文学研究』51、2019年、65-74頁.

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

上述のような構想により、拙著では絵入り雑誌を大衆文化と、「厚い雑誌」をハイカルチャーと結びつくメディアと見做し、それぞれの受容者も娯楽的大衆と啓蒙的知識人に区分して論じた。そうした二項対立的な叙述は、橋本、貝澤書評のいずれにおいても批判されたように、いささか図式的、硬直的で、いずれの定期刊行物をも手に取る人々の読書行動や、学術・専門雑誌も増加しつつあった出版市場の総体を見えにくくした憾みがある[2]。同様の問題は、絵入り雑誌とナロード向けのルボーク出版物の読書行動を切り離して考察したことにも認められる。両者が重なり合った読書の領域を分析することが、篠原の言う「『読者大衆』の向こう側の、文字の読めない『ナロード』の世界」との接合を可能にするだろう。

また、読者の社会階層を具体的に比定しようした分析方法が、大衆とそれぞれの社会層、とりわけ、ナロードの関係に関する疑問を惹起したと考えられる。本書は第2章で、読者大衆の「大改革」後のロシア社会の構造における位置づけを明らかにしようとした。そのために、帝国内各県の公共図書館の年次報告書を史料とし、その利用者の記録から具体的な法的身分、職業のデータや人物像の記述を抽出した。そして読者大衆を、篠原が整理するように、「固有の消費志向の文化を持つ都市的な人々、社会階層的には、下級官吏から、町人、旧農奴身分出身の都市労働者まで含むもの」と定めた。だが、人的集合のカテゴリーは具体的に設定するほど、現実世界でそれから漏れる存在が出てくる。篠原が指摘した、「絵入り雑誌」の都市的なファッション・カタログに接してもナロード風衣装のままだった仕立屋は、その一例だろう。また、各県の公共図書館の年次報告書が全て、利用者の社会的地位を示すデータを記録したのではなかったため、本書では帝国の地理を網羅した読者像を提示できたわけでもない。実体概念としての読者を設定すること、それを分析概念としての読者と結びつけることの難しさからは、方法について反省が必要である。しかし他方で、読者を、同一の読み物を共有した解釈共同体として抽象的に想定する前に、まず一次史料の分析に依拠してその実相を示すことが、実証的な歴史学研究が取り組むべき作業ではないか、とも思う。批判を甘受しつつ、そこから受ける示唆を方法の深化につなげていきたい。

篠原は、多宗派・多民族帝国ロシアでのロシア語出版と諸民族言語との関係にも言及している。「ハプスブルク君主国の場合、識字率の向上、出版業、特に『軽い読み物』の拡大は、諸民族言語による出版文化の成長を促した。この点、ロシア帝国ではどうだったのだろうか」という問い――合評会の折の記憶では、ハプスブルク君主国では公定言語による「軽い」出版が諸民族言語による同種の出版物の刊行を促し、競合を招いたが、ロシア帝国ではどうだったのか、という質問――は重要である。ロシア帝国では、公定言語であるロシア語出版が19世紀半ば以降に本格的に普及したのに対して、帝国西部から流入する独、仏、ポーランド語出版の成熟はより早く、東部のイスラーム圏における出版活動の本格化は19世紀末～20世紀初頭だった。こうした状況下、ロシア語出版は文化の先進地帯において必ずしも優位に立ちえなかった。他方でロシア語出版は、ロシア・シオニズムの論者たちが機関誌をロシア語で刊行したように[3]、非ロシア人共同体で帝国内の共通語による出版として活用されるという、言語とネーションとが直結しない事例も見られた。このようなことから、ロシア語出版が大ロシア主義を涵養し、帝国内諸民族が自言語によって個々にそれと対抗的な公共圏を作り出したという、既存の研究でしばしば見られた枠組みだけでは、帝国のロシア語出版の歴史

[2] 橋本、139-140頁；貝澤、70-71頁.
[3] 鶴見太郎『ロシア・シオニズムの想像力：ユダヤ人・帝国・パレスチナ』東京大学出版会、2012.

は説明できない。そうした問題意識から、ロシア帝国の出版史を、18〜20世紀初頭のロシア語出版にロシア人・非ロシア人双方がどのように参画していたかという観点から考察する論文集[4]の刊行を準備している。

2. 皇帝の権威と民間出版との関係

篠原のもうひとつの指摘は、絵入り雑誌におけるツァーリ表象を検討した拙著の第5章は、第一に、消費文化に働く政治性への視角を欠いているのではないか、第二に、政治権力は民間出版物と協力関係を築き、皇帝の権威を増幅させることに成功したのではないか、ということである。貝澤も同様に、第一の点については、「主体」が、特定の外的で社会的な権力規範や支配関係を自らの身体に内面化することで立ち上がってくることへの認識が不充分であることを批判し、第二の点については、エリック・ホブズボームの議論をひきながら、伝統が複製技術によって「大量生産」されることは聖性を大衆化し、新たな形で権威を高めたと考えるべきではないか、と指摘している[5]。たしかに本書では民間出版の主体性を強調するあまり、第一の点について、消費文化に働く固有の権力関係を充分に検討できていない。指摘の通り、今後、ハプスブルク君主国をはじめとする他地域の状況をも参照しながら、あらためて考察を深めるべき課題である。

他方、第二の批判で、政治権力が出版物をコントロール下に置き、国民統合に活用したとする観点は、出版と国民国家の形成が結び付けられてきた近代史研究の枠組みと呼応しているように思われる。冒頭で述べたように、近代の出版を分析するにあたり、こうした枠組みが必ずしも常に適切だとは限らないのではないか、というのが拙著の問題意識だった。たしかに絵入り雑誌はツァーリの姿を肯定的に伝達し、その権威の流布に貢献した。だが、営利的な雑誌が宣伝販売した皇帝のブロマイドは、同じ君主の肖像とはいえ、たとえば多木浩二が明治国家による編纂の痕跡を解き明かした天皇の御真影と、同じ手触りをもって受容されただろうか。拙著の序論で触れたように、帝政期ロシア史研究において、消費文化研究の蓄積はいまだ薄い。そうした消費文化の中の新たな出版メディアとツァーリ専制の相互作用は、国民国家と出版に関わる定着した理解の枠組みを適用する前に、その固有の文脈が検討される余地がいまだ大きく残されているように思われる。

絵入り雑誌が、近代の出版を国民統合との関係の枠外で論じる可能性を想起させるのは、そのトランスナショナルな性格による。拙著で示したように、近代ロシアの営利的な出版産業は、ヨーロッパからの移入者によって基盤が作られた。絵入り雑誌は、まさにその「国際的な文脈」の只中にあった。すなわちこのタイプの出版物は、英、仏、独を淵源として、欧州全体やロシアだけでなく、南北のアメリカ大陸、あるいはオスマン帝国、エジプトをはじめとするイスラーム圏など、世界各地で発行されたのだ。それは先行する刊行物が、ライプツィヒの書籍市をはじめとする国際的な出版市場を介し、書籍商によって諸地域に運ばれ、そのフォーマットが模倣されることで起きた現象だった。電信網の利用によって同一内容の記事が掲載されることや、同じ図版が複製されて用いられることで、コンテンツも共有されることがしばしばあったし、題字や装飾の配置もきわめて類似していた。

現代世界のメディア研究において、アルジュン・アパデュライは、共通するフォーマットのメディアがグローバルに流通してひとつの共通の地平が形成されていることを指摘し、それが

[4] Yukiko Tatsumi, Taro Tsurumi (eds.), *Publishing in Tsarist Russia: A History of Print Media from Enlightenment to Revolution* (London: Bloomsbury, 2020).

[5] 貝澤、71-73頁.

地域によって異なる受容、読み替えをされた様相を精緻に分析する必要を説いた[6]。これに応えて現れたtelevision format studiesと呼ばれる分野の諸研究は、2000年代以降、タイトル、スタジオセット、演出方法などの番組フォーマットがセット販売され、国境を越えて、見た目や進行が酷似したクローン番組──たとえばクイズ番組『ミリオネア』やリアリティ番組『サバイバー』、日本発の『アイアンシェフ』──が各国で制作される現象に着目している[7]。グローバルなコンテンツ産業によって展開するテレビ番組の遷移は、近代において営利性をもって販売された絵入り雑誌の国際的な普及と類似する。もちろん、近代世界の出版メディアが均質で標準化された時間と空間の認識をもたらし、人々に「水平・世俗的、時間・横断的」な共同体の想像を可能にしたことは、出版資本主義論で指摘されてきた。また、それぞれの地域で、それぞれの雑誌は現地語への翻訳などを通じてナショナルな文脈に属することになったのであり、そこには公教育や国民国家の存在が立ち現れる。だが、国民統合に直接結びつかないトランスナショナルな性格は、捨象されてきたのではないだろうか。近代ロシアの出版は、専制が対処しえたのかということも含めて、国境を越えるメディアという側面から論じられる必要もあるのではないか。

アパデュライの理論は、1990年代以降のデジタル・メディア普及に立脚したグローバル文化の展開を考察するものであり、これをそのまま近代に適用するのは時代錯誤である。しかし篠原も言及したように、ポスト冷戦時代のグローバル世界を論じたネグリ／ハートの『帝国』は、歴史学研究が過去を遡り、近世帝国を再考する際の刺激のひとつとなった。そして実証的な史料分析によって形成された帝国論が、中央政府と地方エリートとの交渉によって構築された帝国の統治システムを明らかにしたことで、国民国家を終着点とする通史の理解が見直されつつある。それならば出版と国民統合をトランスナショナルな文脈から問い直すこともまた、近代の大きな物語を再考する試みとなるだろう。歴史学の役割は、理論的な枠組みを追認する事例を提供することではなく、史料の収集と実証的な分析により、通史理解の枠組みを不断に見直していくことにあるのではないかと思う。こうした課題意識に立ち、史料と方法について理解を深めながら、今後、近代の出版物の国境を越えた拡散と受容の研究に取り組んでいきたい。

[6] Arjun Appadurai, *Modernity At Large: Cultural Dimensions of Globalization* (University of Minnesota Press, 2011).

[7] 石田佐恵子「テレビ番組のトランスナショナル：コンテンツの輸出入・フォーマット販売から映像配信サービスまで」、高馬京子・松本健太郎編『越境する文化・コンテンツ・想像力：トランスナショナル化するポピュラー・カルチャー』ナカニシヤ出版、2018年、81-82頁；大場吾郎『テレビ番組海外展開60年史：文化交流とコンテンツビジネスの狭間で』人文書院、2017年、251-266頁.

特集 IV: 書評コロキアム

大石高典編著『犬からみた人類史』

◆書評特集趣旨説明◆

『犬からみた人類史』書評コロキアム：はじめに

Introduction to Book review colloquium on the book *Human History from Dog's Perspective,* Bensei Publishing 2019

大石　高典
OISHI TAKANORI

東京外国語大学現代アフリカ地域研究センター
Tokyo University of Foreign Studies, African Studies Center

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.117-119.

この特集は、2019年10月1日に東京外国語大学海外事情研究所でおこなった『犬からみた人類史』（勉誠出版、2019年）[1]についての書評会の記録である。当日は延べ20名の参加者を得た。3人の評者からの批評を受けて、3人の編者が応答を行い、その後に会場に開いて質疑応答をおこなった。そこでの議論を踏まえて、発表者に当日の発表を論考の形にしていただいた。

『犬からみた人類史』は人類最初の家畜である犬に着目し、その犬の視点から人類史を捉えなおそうとする。犬と人類がともに暮らすようになった歴史はおおよそ2〜5万年程度と、人類進化の歴史全体の中では比較的最近のことである。しかしその数万年の間に両者は最も身近なパートナーとして関係を築いてきた。犬は、人の社会の内に深く入り込みながら人ではない、という不思議な存在になっている。アンビバレンスをはらんだ犬と人の間の微妙な距離感の揺れ。そこから生まれる視差を使って、人類史を捉えなおしてみたらというのが本書のもととなったアイデアである。

中部アフリカ、内陸アラスカ、中米をフィールドにする共編者の人類学者3人は、2016年から2018年にかけて動物行動学、動物心理学、動物考古学、民俗学、現役の狩猟者など20人の共同研究者とともに議論を重ねた。その結果を、犬と人の関わりの始まりに焦点を当てる「第一部：犬革命」、関係の多様化を見る「第二部：犬と人の社会史」、犬と人のこれからに向けた想像力を試す「第三部：犬と人の未来学」の3部構成にまとめた。本全体では、地球上に遍在する犬に着目することで、その犬と「共生」関係を築いてきた「人」の環境と生業、近代、実存についても掘り下げる内容になっている。

この後に掲載する評とリプライ・コメントでは、本書の各章・コラムについて数多く言及がある。すべてに概要を付けることは紙幅の都合でできないし、本の序章に詳しめの要約を載せてあるので手っ取り早く全体像を知りたい方はまずそちらを参照されたい。ここでは、読み進めるうえで最低限必要と思われる目次を抜き出しておくにとどめたい。

序章　犬革命宣言──犬から人類史をみる
第1部：犬革命

[1] 大石高典・近藤祉秋・池田光穂編『犬からみた人類史』2019年5月初版刊行、A5判・並製、480頁。定価：3800円（＋税）ISBN: 978-4-585-23070-0

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

第１章　イヌはなぜ吠えるか──牧畜とイヌ（藪田慎司）
第２章　犬を使用する狩猟法（犬猟）の人類史（池谷和信）
第３章　動物考古学からみた縄文時代のイヌ（小宮孟）
第４章　犬の性格を遺伝子からみる（村山美穂）
第５章　イヌとヒトをつなぐ眼（今野晃嗣）
第６章　犬祖神話と動物観（山田仁史）
【コラム１】文明と野生の境界を行き来するイヌのイメージ（石倉敏明）
【コラム２】人と関わりをもたない犬?──オーストラリア先住民アボリジニとディンゴ（平野智佳子）

第２部：犬と人の社会史
第７章　カメルーンのバカ・ピグミーにおける犬をめぐる社会関係とトレーニング（大石高典）
第８章　猟犬の死をめぐる考察──宮崎県椎葉村における猟師と猟犬の接触領域に着目して（合原織部）
第９章　御猟場と見切り猟──猟法と犬利用の歴史的変遷（大道良太）
第10章　「聞く犬」の誕生──内陸アラスカにおける人と犬の百年（近藤祉秋）
第11章　樺太アイヌのヌソ（犬ぞり）（北原次郎太）
第12章　忠犬ハチ公と軍犬（溝口元）
第13章　紀州犬における犬種の「合成」と衰退──日本犬とはなんだったのか（志村真幸）
第14章　狩猟者から見た日本の狩猟犬事情（大道良太）
【コラム３】南方熊楠と犬──「犬に関する民俗と伝説」を中心に（志村真幸）

第３部：犬と人の未来学
第15章　境界で吠える犬たち──人類学と小説のあいだで（菅原和孝）
第16章　葬られた犬──その心意と歴史的変遷（加藤秀雄）
第17章　犬をパートナーとすること──ドイツにおける動物性愛者のセクシュアリティ（濱野千尋）
第18章　ブータンの街角にたむろするイヌたち（小林舞・湯本貴和）
第19章　イヌとニンゲンの〈共存〉についての覚え書き（池田光穂）
【コラム４】イヌのアトピー性皮膚炎（牛山美穂）
【コラム５】シカ肉ドッグフードからみる人獣共通のウェルビーイング（立澤史郎・近藤祉秋）

あとがき
執筆者一覧
索引
グロッサリー

書評会を企画するにあたって、野生動物保護管理の実務経験をお持ちで現役獣医学生である村上正樹さん（日本獣医生命科学大学獣医学部）、文化人類学の視点から日本における人とクマの関係の研究に取り組んでいる松本朋華さん（東京外国語大学大学院総合国際学研究科修士課程）、そして歴史学の立場から人と動物の関係史を研究されている伊東剛史さん（東京外国語大学大学院総合国際学研究院）に評者を引き受けていただいた。伊東さん以外の２人はそれぞれ学部と修士課程の学生だが、アプローチは異なるものの、これから人と動物の関係に職業として関わろうとしている若者が本書をどう読んだのかを知りたくてお願いした。また本特集を編むにあたって、書評会に参加くださった本書編集者の福井幸さんにもご寄稿をいただくことにした。本書を編集するなかで得られた経験や発見について、編者とは違う視点から書いてくださっている。

最後に、本特集を編むにあたり本書評会の実現にご協力・ご助言をくださった同僚の小田原琳さんと、会場を提供くださった東京外国語大学海外事情研究所に感謝したい。

◆書評 1 ◆

犬とワンちゃんと私

Dogs, doggies and me

村上　正樹
MURAKAMI MASAKI

日本獣医生命科学大学獣医学部
Nippon Veterinary and Life Science University, Faculty of Veterinary Science

キーワード
犬の人間化　野犬　獣医師教育

Keywords
humanization of dog; feral dog; veterinary education

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.121-124.

目　次

1. 野良犬がいた風景
2. 犬からワンちゃんへ
3. ワンちゃんの進む道
おわりに

1. 野良犬がいた風景

最近めっきりと野良犬を見なくなった。20歳前後の「同期の」学生たちに聞いてみると、生まれてこのかた見たことがないという。ガキの頃はよく見かけたものだと話すと、いつの時代の話だとジジイ扱いされてしまった。たしかに再受験組の私は彼等と一回り近く年が離れているとはいうものの、あんまりである。しかし、いったいいつから野良犬を見ていないだろう。レトロなものは何かともてはやされる傾向にあるが、野良犬が町おこしに使われた例を私は知らない。しかし、一定の年齢以上の方にとってみれば、野良犬は昔日の光景を思い出すうえで欠かすことのできない重要なアイテムではないかと思う。

私は瀬戸内海の沿岸部に位置する町で生まれ育った。古くから周辺地域で切り出された木材の集積場として栄えたところで、歴史があるといえば聞こえは良いが、海と山に挟まれた猫の額のような平地に建物が密集して立ち並ぶ様は、いかにも下町という風情であった。収まりきらなくなった家屋が土地を求めて斜面の上へ上へと連なっているので、日が暮れると山のかなり上のほうにまで明かりが灯り、この地域独特の奇妙な景観を形作っている。港には大きな貯木場があり、かつては数多くの製材所や木工所が操業して活況を呈していたのだが、私が物心ついた時分にはもうすっかり下火になり、人気のなくなった工場は子供たちの格好の遊び場と化していた。工場の中には古びた機械や材木がごろごろしていて、時間を忘れて遊んだものである。そうこうしているうちに西日が差し始めると、ほぼ毎回きまって野良犬にでくわした。大きく、真っ黒に汚れ、それでいて鋭い眼光を放つ眼をじっと向けて様子をうかがっている野良犬たちは、物心ついたばかりの少年たちを恐怖させるのに十分な存在だった。今から考えると信じられない話だが、当時少年たちは迫りくる野良犬の恐怖と日々闘っていたのである。余談ではあるが、私の

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

祖父は幼少期に犬に噛まれ、以来大の犬嫌いであった。ひょっとすると幾分かその影響をうけているのかもしれない。ともかく、私は犬が苦手だった。

当時すでに時代は平成であったが、下町に漂うルーズな雰囲気は、いまだ昭和の香りを色濃く残していた。犬は外飼いが当たり前、放し飼いすら平然と行われていた。あたり構わず餌付けするような人も珍しくなく、さながら本書第18章において述べられているブータンの都市部に近いような状況だったのかもしれない。昔の話とはいえ、さすがに当時も野良犬を地域の共有物だと考える人間は皆無だっただろうが、日常の光景の中にそれは確かに存在していたのである。おそらく咬傷事故が少なくなかったと思われ、狂犬病予防の観点からも、通りを野良犬が闊歩する光景は歓迎されざるものだったに違いない。その後、犬の放し飼いが事実上禁止されるなど、行政の地道な努力が実を結び、野良犬は日本の街中からほぼ駆逐され（少なくとも都内で見かけることはほぼない）、人間が野良犬におびえて暮らす必要はなくなった。公衆衛生上極めて重要な、素晴らしい成果といえよう。しかし、安全と引き換えに日本人は犬を恐れるという経験を失ってしまったのではないだろうか。

2. 犬からワンちゃんへ

先日、故郷からほど近い工業都市で、都市公園に野良犬の群れがたむろして問題になっている、というニュースを耳にした（図1）。どうも町の野良犬は過去の遺物というわけではないようだ。ただし、動物愛護団体が幅をきかせている現代においては、野良犬の捕獲も容易でないらしい。他所の例を挙げると、沖縄本島に生息する絶滅危惧種のヤンバルクイナは、現地の野犬に捕食されるケースが多いそうである。ヤンバルクイナを保護するため野犬を駆除しようにも、犬を殺すとはけしからん、と抗議の声が多く寄せられ、野犬侵入防止の柵を設置するにとどまっているとのことだ。生涯で一度でも野良犬と鉢合わせていれば、その危険性は認識できると思うのだが、犬が人や環境に危害を加えるなんて微塵も思ってないのであろう。感情が理性を上回るとかくも正常な判断が出来なくなるのだろうか。これらのケースは、安全となった社会の弊害といえる。考えようによっては幸せなことなのかもしれない。

このようなことを書いていると、私が犬を心から憎んでいると思われるかもしれないが、それは事実と異なるという点だけご留意いただきたい。犬を愛すべきもの、守るべきものと考えるのが当然で、そうでない者は異端だといわ

【図1】 山口県周南市における「ワンさん」御一行
（出所：周南市環境政策課ホームページ「野犬の現状と取り組み」）
出所：https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1348.html（最終アクセス 2020年2月3日）

んばかりの、いわば全体主義的な社会の風潮に対して私は猛烈な違和感を抱いてきたのである。そういう事情もあり、当初本書の書評を依頼されたとき、正直戸惑いを禁じえなかった。獣医学を学ぶ者としての観点から意見を述べてほしいということだったのだが、さして犬好きでもない私が犬に関する書籍について的確な論評ができるか自信がなかったのだ。ましてや本書の内容が犬を人間のパートナーとして信奉する内容だったらどうしようか、と半ば戦々恐々としていた。しかし、それらは杞憂に終わった。本書第15章で菅原和孝先生が犬の「かわいさ」と「こわさ」の二面性について実例や創作の例を挙げながら、犬そのものの存在を定義しているのをはじめとして、コラム4にて牛山美穂先生が「犬の人間化」について、犬と人間の間の境界が曖昧になっていく現在社会に対して疑問を呈するなど、犬の「こわさ」に関する論述が少なくやや物足りなさを感じたものの、本書は犬と人間の関係性を多様な視点でバランスよく述べていると感じた。

牛山先生が述べているように、現代日本では「犬の人間化」が甚だしいと感じる。犬が服を着て街を闊歩し、犬用のケーキなんてものが売られている光景も珍しくなくなった。極めつけには、人間が犬をカートに乗せて散歩している。果たしてこれは犬の散歩といえるのか、止むを得ぬ事情で動くことが出来ないのならまだ理解できるのだが、カートの中から身を乗り出して尻尾を振っている様子から、そういった理由ではないのだろう。飼い犬になにか弱みでも握られているのだろうか。他人事ながら、犬にとって却ってストレスになっているのでは、と心配になる。

ここでひとつ獣医学生らしいエピソードを付け加える。私はいま獣医学部3年生であるが、4年生から5年生に上がるためには全国共通の進級試験のようなものを受けなくてはならない。そこで診察の実技テストがあるのだが、飼い主の前では犬猫のことを、ワンちゃん、ネコちゃん、と呼ばなくてはならないのだそうだ。飼い主にしてみれば自分の家族同然の存在を「いぬ」、「ねこ」と片づけられるのは気分のいいことではないだろうが、幼稚園児じゃあるまいし、これは一体どうしてしまったのだろうか。馬鹿にするな、と却って怒り出す飼い主もいるのではないかと思う。でもそういわないと留年だ。もはや現代の踏み絵である。

3. ワンちゃんの進む道

本書の第1部および第2部で述べられているように、古来犬は人間のパートナーとして人間社会とともに共存していた。しかしそこには人間と犬を隔てる明確な境界が存在し、そして厳密に守られてきた。現代においても、犬を狩猟など生活の術として用いている人々は主従関係に厳格で、犬が命令に背いた際は殺すことも厭わない。なぜなら命令に応じない犬の存在は自らの死に直結するからだ。私自身狩猟を行うが、その際は猟犬の力を借りる。前述の例ほどではないにせよ、日本においても猟犬は人間と明確に区別され、徹底した主従関係の下使役される。しかし愛玩動物としての犬を考えたときに、犬と人間の間の境界がどんどん曖昧になっているのは間違いないだろう。牛山先生は、種の異なる人間と犬とは同化が進み、種が同じであるはずの人間同士の境界が一層増してきた、と述べている。全く同感である。ムラの共同体から国家が誕生し、紆余曲折を経て民主主義が生まれ、人間個人の意思が尊重されるようになった結果が、異種間の境界を得る代わりに同種間の境界をつくりだすこととなった。なんとも皮肉な結果ではないだろうか。

池田光穂先生は文中で、『家犬文化総合史』での記述に反論して最後にこう述べている。「人間こそが犬にとっての《愛情の寄生虫》なの」だと（本書450頁）。胸がすく思いがした。彼らが人間のように扱われているのは、人間の代わりに接してくれる対象を求める人間が存在

するからに他ならないのだ。寄生虫というものは宿主がいないと生存していけない。人間がすでに犬なしでは種を存続しえない状況にあるとすると、犬、もといワンちゃん達は、その小さな体で全人類の命運を担っているといえる。彼らもまた、自らに課せられた役割を精一杯果たしているのだ。だが彼らはそんな事実を知る由もない。今日も彼らは自分のご主人を純粋無垢に信じ切って尻尾をふるのである。じつに健気な生き物ではないか。そう考えてみると、ワンちゃん、なんて呼び方も我慢できそうな気がしてきた。いや、ここは敬意を表してワンさんといくべきか。

◆書評２◆

他称「犬好き」からみた人犬関係

Human-dog relations viewed from who has been recognized as a “dog lover” by the surroundings since childhood

松本　朋華
MATSUMOTO TOMOKA

東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, master’s student

キーワード
人と動物の関係　伴侶種　異種協働　ズーフィリア　観点主義

Keywords
human-animal relations; companion species; collabolation among multispecies; zoophilia; perspectivism

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.125-128.

目　次

1. 犬を愛する
2. 犬を生かす、あるいは殺す
3. 犬と向き合う

本書は、各分野の専門家や研究者だけでなく、犬好きの人間にとっても一読の価値のある本である。もっとも、私自身は幼い頃から常に犬と暮らしてきたため、自分が犬好きなのかどうかいまだにわからないし、「犬好き」を自称したこともない。実家が小動物の動物病院で、自宅がその二階にあるという環境で育った私は、犬が好きか嫌いかなど考える余地もなく、物心つく前から動物とそれを取り巻く人々に囲まれて育った。そして、紆余曲折を経て動物に関わる進路を選ばず、文化人類学の道を志したにもかかわらず、気付けば「野生のクマと人の交渉」などという主題で研究を行い、クマと意思疎通（?）を試みたりしていた[1]。このような背景があってか、犬を含む動物との関係に関しては、人一倍複雑な感情を持っている。本稿では、私という個人が一読者として、また一応「犬好き」の一人として、受けた印象を率直に記述していきたい。

1. 犬を愛する

我が家ではたくさんの犬を飼ってきた（次頁、図1）。彼らは捨て犬だったり、生まれすぎた子犬のうちの一頭だったり、足が３本だったりした。子供の頃、家に一人で留守番しているときなどは、犬（と猫と鳥）の世話でいつの間にか一日が終わっていた気がした。現在我が家では一頭のスタンダードプードルを飼っているのみだが、彼女は唯一ブリーダーから買ってきた「普通」の犬だ。今や私にとって、彼女はともに暮らす家族の一員である。

家族の行動は我が家の「末っ子」中心に決定されているといっても過言ではない。散歩は嫌だが庭で遊びたい、車に乗るときは助手席がいい、などと彼女が主張すれば大体聞き入れられる。しかし一方で、お出かけ中は彼女だけリード（散歩紐）を付けられ、犬不可の

[1] 松本朋華『「隣人」ヒグマと生きる──現代北海道の問寒別におけるヒグマと人との連続性──』北海道大学文学部文化人類学研究室2018年度卒業論文。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

【図 1】歴代の我が家の犬全員を取り上げたいところだが、紙幅の都合上代表してレオくん（当時12歳、2017年8月死去）を紹介する。 家族で夕食を取るときは必ず一緒に座りたがり、卓上の食事をねだる訳でもなく横にぴったりくっついていた。（2017年1月、筆者撮影）

場所では彼女だけ車で待機させられる。当たり前といってしまえばそれまでだが、どんなに家族と同じように扱っていると思っても、犬は犬として振る舞う範囲でしかその意思決定は尊重されず、家族に参加させてもらえない。

その矛盾に鋭く切り込んでくるのが、犬をパートナーとする人々、ズーの存在（濱野論文）である。彼らは犬を擬人化することもモノ扱いすることもなく犬として尊重しつつ、そのパーソナリティを認めるのだという。「あたかもまだ性の目覚めの無い人間の子どもと同じように犬を扱い、犬の性的欲望に鈍感に振る舞う一般的な飼い主のありかた」（本書404頁）に疑問を呈する動物性愛者たちは、動物愛護の精神に基づき、犬を愛すべきパートナーとして尊重しようとする。「動物を苦しめるのは許されない、しかし動物のセクシュアリティを真剣に受け止めることは必要だ」（本書406-407頁）。動物性愛と耳にすれば、多くの人々は自分とは全く異質な世界の話だと思うかもしれない。だがこの葛藤は他人事ではなく、私を含む犬を愛する人々、正しくは愛玩する人々にそのまま降りかかってくる問いである。ズーの人々の語りは、「犬は家族の一員」と言いつつその存在を「幼いかわいらしい子ども像」に押し込めて都合の良い部分だけ家族扱いする我々の在り方に、深く突き刺さる。

思い返せば、性別や避妊・去勢手術の有無も関係なく、犬たちが性的な衝動を表す場面は何度も見てきた。にもかかわらず、ズーの人々の存在を知るまでそれらのことは私の中で「ないもの」とされていたのだ。実家の犬がクッションにマウンティングしても、家族の誰かが笑ってそれを取り上げ、それでおしまいだった。もっと言えば、ペットに避妊・去勢手術を施すことは飼い主の当然の責任で、ペットが幸せに生きるために必要なことだと疑いもしていなかった。しかし今は、「ペットを愛し、かわいがる」という我々のやり方が、傲慢でグロテスクな行為にさえみえてくる。ともすれば動物性愛に紐づけられがちなそれらのイメージが、いつの間にか反転してそのまま愛犬家の身に降りかかってくるのである。「人間こそが犬にとっての《愛情の寄生虫》なのである！」（本書450頁）というように、我々は異種間の愛というものを信じたいがゆえに、葛藤と醜悪さに目をつぶり、

犬を愛でるのかもしれない。

ズーの人々の動物に対する態度を知って、もうひとつ興味深く感じたことがある。ドイツという人権意識や動物愛護の意識が高い地域だからこそ、このような形でズーの思想が発展していったのだろうということだ。近現代の西欧に端を発し、今や当然守られるべき前提となった人権思想において、性愛は対等な他者間でのみ成り立ち、一方的で搾取的な性行為は暴力であるとされる。だから、小児性愛はセクシャル・マイノリティではなく子どもの人権侵害なのである。

では、ズーの人々と犬たちの関係性は対等な他者足りえるのだろうか。本章では直接言及されてはいないが、おそらく彼ら自身もそこに葛藤を抱えているように見受けられる。だからこそ、彼らはパートナーの動物達の要求を事細かにくみ取り、場合によっては性交渉は行わず、パートナーの性的なケアのみに留めることさえあるのではないか。

ここで再び我々に降りかかってくるのは、そもそも人間同士の関係性において、対等性は実現していたのだろうか、という疑問である。性行為は心身のごく個人的な部分をさらけ出すために、本当に両者の意思をすり合わせるためには、かえって複雑で高度なコミュニケーションを必要とすることになる。だから、性行為は両者の合意のもとに成り立つというのが前提だが、たとえ合意があっても心からそれを望んでいるのかは、また別の話である。実際、人間の女性がパートナーだった頃のセックスに息苦しさを感じていた男性が、犬のパートナーとのそれは「純粋な楽しみ」と感じられたという（本書404頁）。ズーの人々がそもそもマイノリティの立場に立たされ、ともすればbeastyやzoo-sadistとみなされかねない状況では、対等性やパーソナリティというものに対して、人間同士の関係性よりもより繊細な注意を払わざるを得なかったのかもしれない。そして、濱野が指摘するように、言語コミュニケーションを通じて意思を伝えられない間柄だからこそ、より慎重に相手の意思をくみ取ろうとする関係性が築かれる。

本章は、我々が今までペットに向けていた愛情の正体を暴くのみならず、人間のセクシャリティやジェンダーの問題を問い直し、人と人の関係においてあいまいなまま目を背けていた部分にまで目を向けさせようとするのだ。

2. 犬を生かす、あるいは殺す

私の身の回りには飼い主からこれでもかと溺愛されながら生きている犬がたくさんいるが、同時に不遇な状況に置かれている犬も何度もみてきた。助けることができた犬も、そうでなかった犬もいる。だから、愛情を注がれない犬や暴力を受ける犬たちの話には自然と彼らの姿が重なり、どうしても心が痛んでしまう。

菅原論文で取り上げられた本多勝一のエピソードは、このような犬に対する感情と態度を再考するための重要な示唆となる（本書347-350頁）。新聞連載で描かれたエスキモーたちのそり犬を殴る蹴るという扱いに対して、当時批判が巻き起こったという。動物愛護の叫びを「都会のご婦人方の感傷」と呼び、犬という実存は「少年の最愛の友」になりうると対比する記述に関しては、いささかジェンダーバイアスのかかった表現ではないかと気になったが、ヒューマニズムと文化相対主義に照らし、フィールドの出来事をまず冷静に受け止める姿勢を提示した点には共感する。さらに、それにとどまらず倫理の対等性という観点から新たな方向を示したことは、フィールドワークを行う者にとって一つの指標となるだろう。

ここで、このエピソードをきっかけに、人類学徒の端くれとしても一つ疑問を提起したい。それは、なぜ犬を使役する人々は、犬が使い物にならなくなるほど殴ったり、時には死なせてしまうほどの扱いをしたりするのか、という疑問だ。序章を見返すと、本書全体に通底するキーワードとして「トレーニング」「コスト」「犬

の死」が挙げられている（本書17頁）。その中でも、特にコストの面については、様々な章で触れられている。例えば、近藤論文や北原論文では、北方先住民の犬ぞりに使われる犬について述べられている。荷物の運搬や人の移動に犬ぞりは重要な役割を果たしているものの、犬たちを飼い続けるための飼料確保には多大なコストがかかるという。大石論文に登場する狩猟採集民と猟犬の関係にも、同様の扱いがみられる。様々な投薬によって犬の能力の強化を試みたり、時に犬が人間の愛玩対象となったりする一方で、犬たちの死因の最たるものは人によるものだという。人に殺されてしまうまでの過程や背景は様々だが、犬の飼育にかかるコスト、あるいは愛情というコストを割きながら、なぜあっさりと犬たちを死なせてしまうのだろうか。犬を飼う人々、特に生存や生活の重要な部分を犬に頼っている人々の、一見整合性の取れないこのような行動は、生存戦略という観点からどのように説明できるのだろうか。

3. 犬と向き合う

本書のタイトルは『犬からみた人類史』である。「犬に関わるさまざまな分野・立場から浮き彫りにされる「犬のまなざし」を提示」（本書4頁）し、多様な試みが「犬による、犬のための犬自身による研究」（本書463頁）として一冊にまとめられている。結局、「犬からみた」とはどういうことだったのだろう。犬の気持ちを全部知りたい、犬の目線を獲得したい、と犬好きなら一度は誰しもが抱く憧憬に、本書はどのように答えたのだろうか。

池田論文では池田自身があえて犬になって独白するという方法をとることで、犬のまなざしを獲得している。その独白は挑戦的な思考実験である一方、擬人化の域を超越して本当に「犬になれた」のかという点には疑問が残る。また近藤論文では、犬と人間の境界を揺るがすことの危険性から、犬に話かけることをタブーとするアラスカ先住民の語りがとり上げられている。こちらはむしろ「犬になってしまう」おそれから、あえて溝を作ろうとしている例といえる。

本書全体を通して、話題の多様性に違わず、どのように「犬からみる」のか、方法もその是非さえも多様であり、一つの回答を用意するにははばかられるほどの犬と人の世界の広がりを感じた。

さて、ここまで「犬好き」として話を進めてきたものの、意外にも現代日本で最も典型的であろう「犬好き」と犬の関係性を中心に据えて論じた章はほとんど無い。加藤論文で言及されたペット葬の例は、わずかにそれに該当する。しかし、溝口論文、志村論文、大道論文で触れられているように、日本における犬への態度やまなざしも昔と現代とでは同じではなかった。このような背景のある日本で、現代の人と犬の関係がどう分析できるのか、これからどうなっていくのか、興味をそそられる。

しかしふと、これらの問いは、本書から我々読者へ投げかけられているのではないかと思い当たった。人類学は異文化や異世界を研究するものだととらえられがちだが、それだけではなく、他者という鏡を通して自分自身の姿をとらえ直すものである。本書で紹介されている犬と人間の関係性は、現代日本人の多くにとっては予想外の連続であったことだろう。この多様な関係性は、我々の姿をどのように映しだすのだろうか。本書は犬を通して人類史を捉えなおすことを試みた。我々は、本書の読書経験を通して我々自身をどのように見つめなおすのだろうか。これは、本書が我々「犬好き」に突きつけている挑戦状なのだ。

◆書評３◆

犬になるということ *

Some reflections on becoming a dog

伊東　剛史
ITO TAKASHI

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
犬　狗類学　擬人化　動物　アニマル・スタディーズ

Keywords
Dog; canisology; anthropomorphism; animal; animal studies

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.129-132.

『犬からみた人類史』の扱うテーマは多彩である。執筆者のバックグラウンドも実に多様である。しかし、編者はいくつかの工夫を凝らすことで、多様性の中に一体性を生み出している。工夫のひとつは、時間の流れに沿った３部構成である。序章８頁の図１（次頁、図1）が示すように、過去、現在、未来という時系列に沿って、各章が配置されている。この時系列が横軸であれば、そこに「トレーニング」、「犬を飼うコスト」、「犬の死」という３つの分析的なキーワードが縦軸として交錯する。それにより、各章の間にニュアンスに富む重層的な関係が生まれ、議論が深まる。さらに、「『犬も歩けば棒に当たる』ように気の向くままにどこから読んでもよい」という親切な案内もなされている（本書７頁）。せっかくなので、評者はその案内に従ってみた。最後にある19章を最初に読み、その後は、目次やクロスレファレンスに導かれるまま、自由に読み進めていった。

すると今まで犬について考えてもみなかったような、「イヌはいつ吠えるようになったのか?」、「そもそも日本犬とは何なのか?」、「飼犬でも野犬でもない犬はいるのか?」、「犬が性愛の対象になるとはどういうことなのか?」といった問いに導かれ、『犬からみた人類史』を探索するフィールドワーカーになったかのような読書になった。そして一通り読み終えると、実験科学、実証研究、実存主義（書き手の主体性や立場性が示され、読み手にも主体的関与を要請するもの）のバランスの良さに感服した。近年は、文理協働／融合が唱えられているが、実際に多彩なバックグラウンドをもった人々の共同研究は、なかなか難しい。評者自身も、痛みをテーマに、文学、思想史、宗教社会学、神経内科学、漢方医学の研究者と、研究会を重ねてきたが、知識の交換や議論そのものは面白くても、その成果をひとつのかたちにして世に送り出す困難に直面した。もちろん、本書がそうした問題を回避して、予定調和のようにまとめられたと言うつもりはない。第19章の「犬になって語る」という方法については、著

* 評者の依頼がコメント内容の活字化も含めた依頼だったため、書評会では予め書評形式の原稿を用意して、それを読むという方法をとった。本稿は、その原稿に加筆修正を施したものである。このような経緯から、本特集の他の寄稿と異なり、敬称略となっていることをご容赦願いたい。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

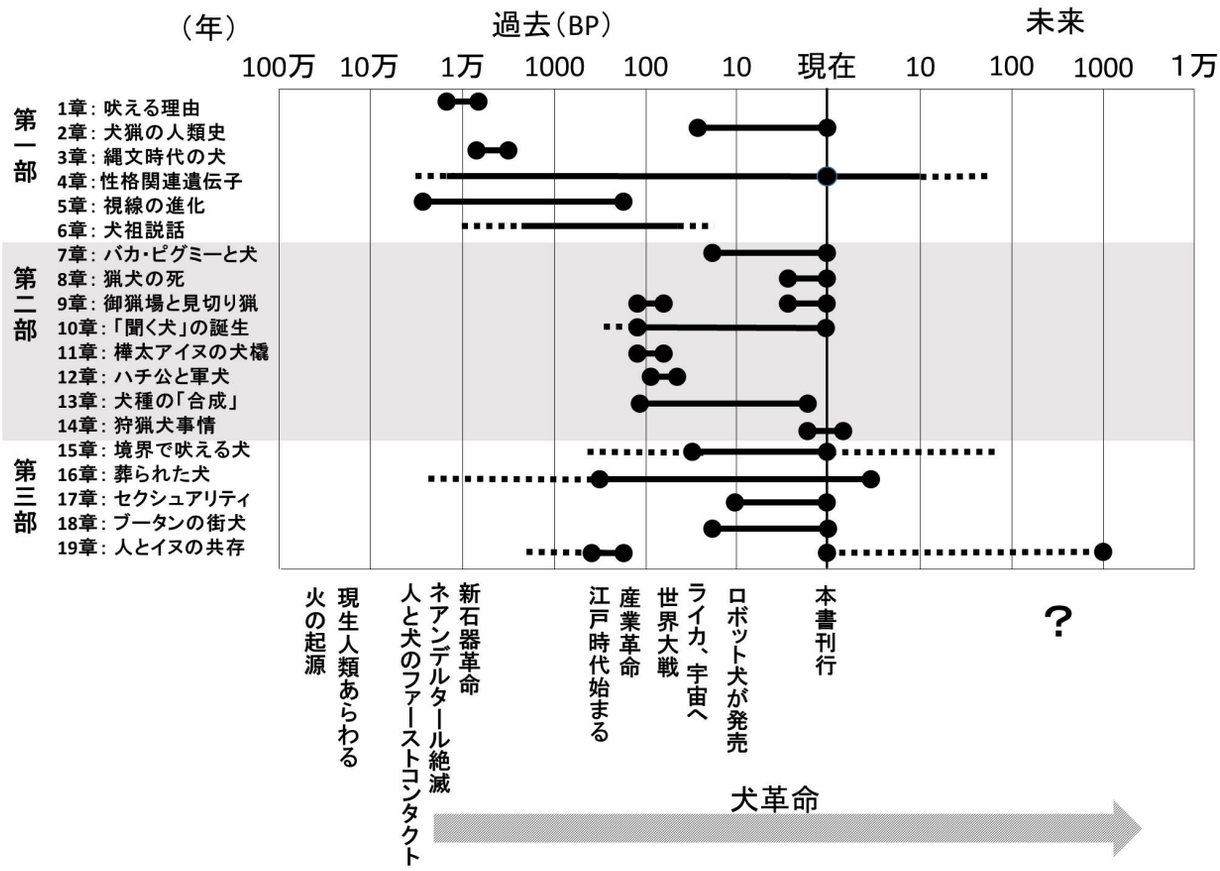

【図 1】「イヌ革命の時間枠組みのなかでの本書各論文の配置。横軸は現在から過去・未来それぞれへの時間的な距離を対数年で表している。実線（論文中で年代が明示されている場合）と破線（論文中では明示されていない場合で、編者による推定を含む）で、本書に所収の各章の論文がおもにあつかっているおおよその時代を示した」（本書序章 8 頁の図 1 を抜粋）。

者のあいだに意見の相違があり、突き詰めた議論のあったことが窺える（本書 21 頁、注 4）。「犬を理解すること」、「犬と共存すること」には、様々なアプローチがある。繰り返しになるが、その多様性を包み込む、大きな統一性が本書にはある。そして何より、索引やクロスレファレンス、ウェブサイトの用語集が充実している。本書に触発されて自らフィールドワークに出ようとする読者の心強い伴侶となる。

こうして本書は巧妙に読者を「狗類学」へと誘う。「狗類学」とは、編者のひとりである池田によれば、「人間←→犬（狗）の存在論的置換のためのレッスンをおこなうこと」だという。「存在論的置換」を実践するには、パースペクティヴィズム（犬の視点から見てみる）と擬人法（犬に人間的性格をあたえる）が鍵になる。まずは「犬になろうと想像力を働かせること」（本書 4 頁）から始まる。それを最も先鋭化したのが、「俺は犬だ」と吠える池田（19 章）の独白になるだろう。あるいは、眠りながら尻尾を振る飼犬の姿に、自分と遊んでいる夢を見ているのだろうと夢想する菅原（15 章）のように、犬と人の視点が混じり合い、溶け合ってしまうのも、擬人法のもうひとつの帰結かもしれない。

しかし、上記の犬の独白は、「犬に人間的性格をあたえる」というより、書き手である池田の個性が犬に憑依したかのようにも読める。つまり、犬に人間的性格をあたえた池田の個性が露わになるからである。動物を人に擬える（anthropomorphism）人の視点の方が強く印象づけられる。その理由のひとつは、「俺たちはイヌではなく、犬様なのだ!」という「雄弁なメッセージ」にある。その雄弁さは、独白する犬の個性を際立たせる。そして、この場の人と犬の存在論的置換を「池田：人」と「池

田：犬」との間で完結させる。つまり、その後のゲリラ兵の比喩（本書450頁）にもあるように、互いに相手のことしか目に映らない状態である。その閉ざされた世界では、「人」と「犬」の融合個体である池田のみが存在し、読者は身の置き場所を想像できず、戸惑うことになる。

そうなる理由は、存在論的置換において、想像された犬の視点が常に人へと引き戻されることにある。しかし、人にとって犬との関係は、どれほど重要であっても人の営みの全体の一部に過ぎない。犬にとっても、人との関係が犬の営みの全てを占めるわけではない。犬同士の関係、他の動物との関係、環境との関係もあるだろう。したがって、「犬になろうと想像力を働かせること」は、犬の視点を人へと反転させるだけでなく、人以外にも向けることを含めてよいのではないだろうか。そのためには、動物を人に擬える擬人法（anthropomorphism）に対して、人を動物に擬える、すなわち動物に特有の性格・能力を人にあたえる擬獣法（zoomorphism）を想定してもよいのではないだろうか。人を動物に擬えることもまた、擬人法と同様に、古くから存在する。鳥になって空を羽ばたき、大地を見下ろせば、人以外のものも目に映り込むだろう。犬になって強力な嗅覚を身につけたら、視覚に頼る人とは異なる方法で、時間と空間を把握するだろう[1]。このように〈犬の擬人化〉と〈人の擬犬化〉とを往還することで、犬と人との関係をめぐる思索を両者の間に閉じ込めるのではなく、両者を取り巻く世界へと開き、そこに接続されたものとして理解することができるのではないだろうか。

このように犬と人の関係を、世界の連環の中で考えると、改めてなぜ「猫からみた人類史」ではなく、「犬からみた人類史」なのか、あるいは、なぜその存在論的価値において犬が特権化されるのかを考える意味が生じる。例えば、本書序論では犬をとりあげる理由のひとつに、「イヌは人の生活に深く入り込むだけでなく、認知的にも影響を及ぼしあうまでの仲となっている」ことがあげられる（本書5頁）。これに関して、犬が人の個体を識別すること、すなわち人を記憶することを、さらに掘り下げてみてはどうだろうか。なぜなら、人が犬の個体識別が可能であるように、犬も人の個体識別が可能だという前提のもと、犬と人に等価的な存在論的置換が可能になるからである。「三年の恩を三日で忘れる」と言われる猫では、そのような前提を認めることが難しい。7章で紹介されるバカ・ピグミーの老女による老犬のケアの例では、老犬はカモシカやカワイノシシを狩った若かりし頃の大活躍を覚えているかのようである。老女と老犬の関係が、互いの記憶を保持するという前提があるからこそ、両者の間に堆積する時間が、いわばこの二者が共有する「自分史」をつくり出した。個と個が歴史を共有するには、両者の間に積み重ねられる経験が物語として意味を持たなくてはならない。もちろん、ハチ公を扱った12章のようにイヌの記憶能力の問題を、犬の文化的表象の議論へと展開するのは重要だろう。その一方で、今日の脳神経科学から、犬の記憶能力に迫る議論があっても面白かっただろう。犬はなぜ吠えるのか、眼を通じて人とどのように情報を伝達するのかといった議論とあわせて、種としての人と犬の関係だけでなく、互いに個としての人と犬の関係を、さらに深く考える一助になったのではないだろうか。

このことを科学史の観点から考えれば、犬の記憶能力をめぐる研究が、実際の事例やその伝聞、記録に促されて進展したプロセス、そし

[1] 旭山動物園の園長を務めた小菅政夫によれば、自身を動物に擬えて考えることが、旭山動物園の動物展示のコンセプトである「行動展示」の根本にある。その代表例であるペンギン館の「空飛ぶペンギン」という展示コンセプトも、鳥のように翼を広げて空を自由に空を飛びたいという人の夢を、ペンギンに仮託したものである。Takashi Ito, 'Flying Penguins in Japan's Northernmost Zoo', in Tracy McDonald and Daniel Vandersommers (eds), *Zoo Studies: A New Humanities* (Montreal: McGill-Queen's University Press, 2019) pp.237-261.

てその成果が俗説を肯定、否定、修正しながら研究の展開にどう寄与したのかも重要なテーマとなる。自然科学による理解と文化的表象の構築との相互作用を探求し、いかにイヌと狗とを架橋するかという課題に挑むのも面白い。

最後に境界線の問題に言及し、締め括りたい。近藤（10章）は、内陸アラスカにおいて、なぜ犬に話しかけることが禁忌だったのかを分析した。そして、その理由として、人と犬があまりにも近しい存在であったために、両者を隔てる禁忌が必要だったのだと論じた。このことは人と犬の共生とは何かについて、大きな示唆を含んでいる。近藤は、「あまりにも似ているがゆえに分離せねばならない者たちの境界が不断の実践を通して保たれることで『ともに生きる』ことがはじめて可能になる」（本書250頁）と言う。この考察をひっくり返すと、近年は逆に両者の間の境界が固定されたからこそ、境界を流動的、越境可能なものと理解し、「境界侵犯」を起こす事例が理想的な分析材料になったということにもなる。とはいえ、人類史の非常に長い時間的変化において、人と犬の間の境界が明示的、安定的、固定的になったと考えるのは早計だろう。やはり、「現代において、犬と人の境界がますます分からなくなってきていること」（本書20頁）は、本書が紹介する様々な事例からも明らかである。犬に対する人の態度、そしておそらく人に対する犬の（想像上の）態度と同様に、人と犬との間の境界もまた、アンビバレンスを含むと理解すべきだろう。

さらに、人と犬のそれぞれの「内部」に引かれる境界線にも、十分注意を払わなければならない[2]。育種による犬種の分節化（13章）やセクシャル・マイノリティとしての動物性愛者（17章）といった具体的問題は、犬と人それぞれの集団内に境界線が引かれることを示している。もとより、人と犬は共生すべきという命題や、それはいかに達成可能かという課題は、異なる立場の人々の間に新たな境界線を引いていく。たとえば、1870年代以降のイギリスにおける生体解剖反対運動や、今日の商業捕鯨再開問題のように、動物権（動物の権利）の議論や活動家の諸実践は、人々の間に賛否を生み出し、複数の境界線を引いてきた[3]。本書には動物権の立場からの論考は収められていない。動物権の観点の不在は、むしろ狗類学と動物権論との間にある境界の存在を示しているということなのだろうか。

ところで、本書には世間一般でよく見られる、犬を人の幼児のように扱う態度への忌避が通底しているように見受けられた。このことは、本書に登場する人がほとんど成人という事実と関係するのだろうか。子どもという存在（生物学的な意味でも、比喩的用法の意味においても）を正面から取り上げた章がないことは、やや不思議である[4]。動物権や子どもの視点の不在は、それらの視点が本書のアプローチに適応できるのかという疑問をもたらす。たとえば、犬を人との関係性においてではなく、犬自身の道徳的地位において規定する動物権の立場（したがって、人は犬とどのような言葉で対話したらよいかという戸惑いは生じない）は、狗類学と共生しうるだろうか。ダナ・ハラウェイの言う「意味ある他者」としての犬と共生することと、犬を「かわいい化（cutification）」することとは本質的に相容れないことなのだろうか[5]。『犬からみた人類史』は、犬をめぐる他の立場性をいかに想定し、それとどのように向き合っていくのだろうか。

[2] 菅原和孝『動物の境界――現象学から展成の自然誌へ』（弘文堂、2017年）15頁。

[3] 伊東剛史「観察――ダーウィンとゾウの涙」伊東剛史、後藤はる美『痛みと感情のイギリス史』（東京外国語大学出版会、2017年）215-259頁。

[4] 一方、編者のひとりである大石は、別稿において子どものスケッチを用いて、人とゴリラの境界性に対する子どもの認知を考察している。大石高典「『人間ゴリラ』と『ゴリラ人間』」奥野克巳他（編）『人と動物の人類学』（春風社、2012年）114-115頁。

[5] Joshua Paul Dale, *et al*. (eds), *The Aesthetics and Affects of Cuteness* (New York: Routledge, 2016) pp.254-255.

◆編者からの応答 1 ◆

犬からみた「人類史」と「個体史」

“Human history” and “individual history” from dog’s perspective

大石　高典
OISHI TAKANORI

東京外国語大学現代アフリカ地域研究センター
Tokyo University of Foreign Studies, African Studies Center

キーワード
人と犬の関係　個体識別　発達　種を超えた歴史　犬の死と悲嘆

Keywords
human-dog relations; individual identfication; developmental change; history beyond species; dog death and grief

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.133-136.

500頁近い大部の『犬からみた人類史』（関係者通称「犬本」）を読み込み、丁寧なコメントと批評をくださった伊東剛史さん、村上正樹さん、松本朋華さんに感謝したい。お三方には、多くの論点を提示していただいたが、紙幅の都合で全部は取り上げられないことをあらかじめお断りしておく。以下、それぞれのコメントを受けて考えたことを書いていきたい。

伊東さんのコメントで特に心に残ったのは、人と犬はどのように「歴史」を共有できるのか、という問いかけである。本書は、タイトルに人類史を掲げており、伊東さんが評の冒頭で言及してくださっているように、第一部「犬革命」の数万年単位の進化的な時間の流れ、第二部「犬と人の社会史」の過去数百年の近現代、そして第三部「犬と人の未来学」では未来に向かう開放的な時間の流れをというように複層的に配置した。第一部を置いたのは、人と犬の関係をめぐる進化と文化の相互作用を描き出したい、という欲望があったからである。そして実際、序章にも書いたように犬への探究はおのずと分野横断的な思考を要求してくる。しかし、人が動物と作る歴史や社会についてより踏み込んでみていくには、人と犬の関係を異種間の関係としてみるだけではなく、個体どうしの相互作用に踏み込んで分析していく必要性があるだろう、という伊東さんの指摘は本書において不十分な点であり、その通りだと思った。

本書で犬の社会化・文化化の諸相を扱う第二部では、エスニック・グループや国民、狩猟者などある属性を持った人の集団と犬、あるいは犬種や職業犬のような犬の集団の関係が多く取り扱われている。そこでは、人の集団どうしの政治やアイデンティティの問題に犬が巻き込まれたり、近代的な世界システムの成立や近代化の中で犬の位置づけが変わっていく様子をつぶさに見て取ることができる。しかしその結果、人と犬の個体どうしの関係性についての記述は、近代化という大きな物語の中に埋没してしまったきらいがある。

第三部では、自らの犬の飼育経験を挟みつつ小説を題材にした菅原論文（第15章）や、ズーの人々と犬の親密な関係を描く濱野論文（第17章）、ダナ・ハラウェイやフリーダ・カーロと彼女たちの犬との間の関係に言及した池

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

田論文（第19章）で個人と「個犬」の関係が取り上げられている。しかし、文学作品や私的な逸話を越えて、人と犬の個体どうしのやりとりの全体像に観察者が肉薄するのは容易ではない。ともに他者である人と犬が生きる時間に、観察者が参与できるのはごくわずかな時間の切片に過ぎないからである。

人は犬を名づけ、犬は人を個体識別する。伊東さんは、人との関係における犬の特権的位置について考察する中で、犬が人を個体識別することの意味をもっと突き詰めて考えることを提案してくださっている。そこから、種を超えた歴史の可能性をめぐる記憶の問題が立ち上がる。私の論文（第7章）で紹介したバカ・ピグミーの老女が老犬を「ケア」する話に触れて、2個体が記憶の保持をもとに「自分史」を共有している可能性が提起される。老女とともに過ごした時間を、はたして老犬は記憶しているのか？　筆者の立場からは、老女と老犬の間に、語り以外にも観察者に両者に共有された連帯感のようなものがあったとしても、それがはたして共有された記憶に根ざすのか、それとも長期にわたる愛着の積み重ねの行動への表出がそう見えてしまうのかは分からない。記憶の問題については、犬と人の寿命や流れる時間の速さの違いも考慮する必要があるだろう。ご提案いただいたように、脳神経科学的なアプローチをまじえつつ人と犬の記憶の問題に切り込む方向性もありだと思う。もう一つは、行動学的なアプローチである。本書を編むなかで、動物を人類学する上での行動学の重要性を改めて学んだ。フィールドで撮影した映像を動物行動学者の藪田さん（第1章執筆）に見ていただいたところ、いろいろなことを教えていただいた。犬は言葉を持たないが、行動によって多くを語っている。まずは映像手段を用いて、個体どうしの相互作用を記録し、つぶさに行動を見ていくこと。そのうえで、フィールドにおいて犬について語り合うことをやってみたいと思っている。

様々な社会で人の子育てや養育についての研究がさかんになっているが、犬がどう育ち、老い、死ぬのかはつまびらかではない。犬の人口学的なデータもほとんどない。本書では、人側のジェンダーが成人男性に偏り、子ども、女性や老人の視点が弱い、というご指摘もいただいた。この点の克服も人と犬の個体どうしの関係を明らかにするうえで欠かせない課題になる。藪田論文（第1章）ではトレーニングを考えるうえでいかに発達段階が大事か書かれているが、人も犬も一生の中で発達とともに変化していく。その中での両者の関係性の変化をつぶさに明らかにすることによって、それぞれの社会における犬と人の関係について、安易な一般化をせずに理解を深めることができるだろう（図1）。

私は、ちょうど本書の企画と並行して、中央アフリカ共和国の森林地域に生きる女性4

【図1】バカ・ピグミーの子ども（男児）と幼犬。子どもは小さいときから犬と共に過ごし、遊ぶ。発達に伴って、どのように両者が相互作用しあいながら成長していくのかは興味深い課題である。（2019年9月、筆者撮影）

名のライフヒストリーを幼児期から老人期まで追っていく『アフリカの森の女たち』（原題：*Listen Here Is A Story*）という民族誌[1]の翻訳作業をおこなっていた。そこでは、一人一人の女性の日常生活についての語りや思い出話が積み上げられる中で、勝手に歴史という物語が立ち上がっていく。個々の語りが物語になる。伊東さんのコメントをいただいて、『犬からみた個体史』のような本を企画してみたくなった。実現すれば、それはとりとめもなく長ったらしいが飽きもせず読んでしまう、そんな本になるに違いない。

松本さんと村上さんは、動物の人類学と獣医学とアプローチは異なるものの、動物に関わる学問を志している。それぞれ犬好きと犬嫌いという対照的な立場から本書へのコメントをくださったが、その基礎づけになっているのもまた個人史の中での犬との出会いである。村上さんが繰り返し強調するのは、子ども時代に味わった野良犬の怖さである。そう言えば、執筆者の一人である菅原和孝さん（第15章）に本書の企画をもちかけた際、開口一番に「お前は犬に噛まれたことがあるか?」と尋ねられた[2]ことを思い出す。私は実は犬に噛まれた経験がない。中高生までを過ごした静岡の実家周辺では野犬はいなかったし、大学時代を過ごした京都では下宿の裏に広がっていた広大な寺の供え物を野犬の群れがやってきて荒らすという話を近所の人から聞いたくらいである。カメルーンの調査地で出会った犬たちは、番犬として吠えてくる個体はいたが、むしろキャンプの中では食事中に餌をねだってくるフレンドリーな存在だった。定住地ではどちらかというと人を恐れる犬が多いのは、「食事泥棒」のかどで制裁を受けることが多いからだろう。犬の人間化を憂い、犬とのけじめのある関係を訴える村上さんの主張は、文脈に応じて人が犬との関係をコントロールし、種間の秩序を維持しようとするカメルーンのハンターたちの犬との付き合い方とも通じる。

一方で、他称「犬好き」の松本さんと犬の距離は限りなく近い。親しみをこめて自分の関わった犬を「彼女」や「彼」と呼ぶ。そんな松本さんの犬への姿勢からは、私に大学院時代の研究室[3]の同僚たちで、通称「サル屋」と呼ばれる野外霊長類学者たちを想起した。サル屋たちは、ニホンザルやチンパンジーについて、そんな言葉遣いで語る。野外霊長類学者は、何十時間、何百時間もの時間をかけて「彼ら／彼女ら」と付き合い、研究室と往復しながら思考を重ねる。松本さんもまた、ご実家が獣医であるという環境の中で、小さいころから伊東さんの言う擬人法と擬獣法の往復を無意識のうちに繰り返されてきたに違いない。うらやましい。

松本さんは、狩猟採集社会における犬の死について、維持にコストがかかる犬をなぜ「簡単に」殺せるのかと問いかける。たしかに私が調べたバカ・ピグミーの飼っている犬の死因のトップは人による殺害であった（本書186頁：表4）。しかし、いずれの死も簡単な死などではない。まず、飼い主自身による殺害事例は、獲物の肉を丸ごと盗み食いした個体に対する1例を除けば、意図的な殺害ではなく狩猟活動中の過誤によるものだった。狩猟中の事故で猟犬が亡くなることは犬を使って狩猟をする地域であれば、どこでも珍しいことではない（第14章大道論文）。そして、狩猟中の事故で犬に怪我をさせたり亡くした猟師は、深い悲嘆にくれる（第8章合原論文）。これは日本とアフリカで私が出会ったハンターたちに共通しているし、松本さんがこれまでに犬を喪った際に味

[1] ボニー・ヒューレット著、服部志帆・大石高典・戸田美佳子共訳（印刷中）『アフリカの森の女たち──文化・進化・発達の人類学』春風社。

[2] たしか、京都人類学研究会の懇親会の場であった。

[3] 京都大学大学院理学研究科人類進化論研究室。人を研究する者は「ヒト屋」、霊長類を研究する者は「サル屋」と言われていた。

われたであろう感情と通じるものがあると私は信じる。また定住集落では、飼い主である狩猟採集民と隣接居住する農耕民の間のコンフリクトに犬が巻き込まれて、些細なことを理由に農耕民によって殺されてしまうことがある。人どうしの問題が、関係する動物への敵意や損害と言う形で現れるのは、アフリカの国立公園における野生動物に対する密猟問題[4]でもしばしば見られる構造である。人の代理で、動物が殺されるのである。とばっちりを食らう犬や野生動物にとっては不条理としか言いようがない。そんな「彼ら」は生存戦略として殺されているのではない。複雑な社会状況の中で社会的現実を人と犬が分かち合うということの帰結が犬の死をもたらしている、と私は考える。

動物権の立場から、こういった「未開社会」における犬の死を批判する立場はあり得るだろう。しかし、伊東さんからも指摘があったように、本書にはストレートに動物権を扱った章を入れなかった。狗類学は、「犬による、犬のための、犬自身による研究」を標榜する（本書あとがき）。池田が言明するように、近代的な人権思想を動物に敷衍するやり方で、動物をあたかも人であるかのように「格上げして」（本書437頁）何らかの権利を付与するやり方は極めて人間中心主義的である。そこからは「当事者」であるべき動物のエージェンシーはくみ取れないのである。

このように、犬の死一つをとりあげて考えてみても、むき出しの人間中心主義と向き合う作業になる。犬について思考することは、松本さんが繰り返し言うように、「わが身に降りかかってくる」。犬から人へ、人から犬へと再帰的な思考が導かれ、犬についてだけでなく人についても自明だと思っていたことが揺るがせにされる。まさにこれこそが「犬からみる」と言うことの力であり、可能性なのである。

[4] 例えば、山極（2008）は、コンゴ民主共和国のカフジ・ビエガ国立公園におけるゴリラの密猟が続いた原因について、国立公園化のなかで狩猟採集生活を禁じられ周縁化された狩猟採集民トゥワのなかで、国立公園管理にいち早く参加し職を得られた者とそうでない者の間の間に分断と不平等感が生じたことを指摘している。　山極寿一 , 2008.「野生動物とヒトとの関わりの現代史──霊長類学が変えた動物観と人間観」、林良博・森裕司・秋篠宮文仁・池谷和信・奥野卓司編『ヒトと動物の関係学第4巻 野生と環境』、岩波書店、pp.69-88.

◆編者からの応答２◆

犬の視点から語る／騙ること
―吠えなかった人類学者の応答―

On representing dog's perspective:
A response from the anthropologist who did not "bark"

近藤　祉秋
KONDO SHIAKI

北海道大学アイヌ・先住民研究センター
Hokkaido University, Center for Ainu and Indigenous Studies

キーワード
境界　コスト　犬の死　犬ぞり　語り／騙り

Keywords
boundary; cost; death of dogs; dog mashing; representation

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.137-140.

多忙な中、『犬からみた人類史』（以下、本書と表記する）を読み、書評を寄せてくれた３名の評者に共編者の一人として謝意を表したい。

伊東剛史氏による批判への応答から始めよう。禁忌を通じて犬との言語的な境界を積極的に作り出そうとしていた内陸アラスカ先住民のハビトゥスを論じた筆者（10章）は、逆に現代（日本）の「人と犬の間の境界が明示的、安定的、固定的になった」と捉えているのではないかという批判をもらった。続けて、伊東氏は本書の序章に言及し、現代においても「犬と人の境界がますます分からなくなってきている」（本書20頁）と考えるべきだとしている。

改めて確認するが、（過去にも境界の曖昧さは別の姿で存在していたが）現代においても「犬と人の境界がますます分からなくなってきている」という大きな見立てに筆者は賛同している。そもそも筆者は伊東氏が引き合いに出す序章の共著者でもあるのだが…。多様な時代・地域・主題を扱う本書全体で伝えたいメッセージとして、過去にも現代でも、そしておそらく未来においても揺らぎ続ける犬－人の境界という視点は重要なものだと筆者も考える。

しかし、伊東氏の言葉を借りれば、時代・地域ごとに「アンビバレンスを含む」、犬－人の境界の多様な揺らぎ方を真剣に受け取るならば、現代日本でヘゲモニックな位置を占める「かわいい（だけの）犬」言説に対してささやかな異議申し立てをすることも必要なのではないかと思う。筆者は、犬に話しかけるのを禁忌としたアラスカ先住民と比べて、「現代の私たちが犬と生きるあり方がいかに人間と動物の分断に基づいているかが逆に浮き彫りになる」（本書250頁）と書いた。そう書いたのは、現代日本においては「人と犬の間の境界が明示的、安定的、固定的になった」と理解しているからではなく、現在生じているとされる犬－人の境界の揺らぎ方を相対化する視点を獲得するために別の揺らぎ方を基準として考えてみればこう見えるのではないかという解釈を提示したかったからだ。

筆者が問題としているのは、過去にも現代にも、おそらく未来においても様々なやり方で揺らぎ続ける犬と人の間の境界に関して、ある種の揺らぎ方が当然視される中で、別の揺ら

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

ぎ方が「残酷」や「動物虐待」という言葉とともに抑圧されるような世界を私たちは生きていることだ。筆者は愛玩犬を溺愛する個々の人々を批判するつもりは毛頭ない。何せ、内陸アラスカ先住民の友人もチワワを飼っている（本書235頁）。あえて言おう、やはり「かわいいは正義だ」。ただ、筆者が（犬になり代わることなく）人間の言葉で一部の人々に伝えたいのは、様々な犬との付き合い方をする他者の世界へのささいな想像力を持つことが肝要だという単純なことである。

最近、狩猟は「残酷」で、犬ぞりは「動物虐待」にあたるという考え方を持った学生が少なからずいることを前提として大学での講義をしなければいけないことに驚愕した経験がある。「狩猟」や「犬ぞり」と一口に言っても、様々なバリエーション（スポーツ、生業、趣味…etc.）があるので、まずそうした違いから説明しなければならない。文化人類学専攻の学生への講義ではそのような経験は今のところないのだが、ある意味で現代日本における相当な少数派が集まってきているような気がする。

その点で獣医学を学ぶ学生の視点から「犬の人間化」に苦言を呈した村上氏の書評を読んで少し安心した。もちろん、獣医師業は（患畜のみならず）飼い主に対するサービス提供としての側面もあるから、最低限の接遇研修が必要だと考えるのはもっともであるが、獣医学の実技研修を「現代の踏み絵」と感じるという学生の告白に触れたのは新鮮であった。各地域・時代ごとに多様な形をとりうる「犬の人間化」は、単純な類型論ではなく、犬に向き合う人（および、人に向き合う犬）のハビトゥス養成という観点で考えるべきだと改めて感じた。この点は本書全体を通じて「子ども」の視点、つまり社会化の議論が不在であるという伊東氏の指摘ともあわせて検討するべきだろう。なお、部分的な展開にとどまっているが、筆者はマルチスピーシーズ人類学の観点から北方アサバスカン社会の子どもや仔犬の社会化を「共異身体化」という言葉を手掛かりに論じたことがある（近藤 2020）。今後この論点をより発展させていきたい。

松本氏の書評では、そり犬に対して殴ったり蹴ったりするとされたイヌイットの事例（菅原論文）に触れた上で、狩猟や運搬のために犬を使役する社会を扱った章を引き合いに出し、「犬の飼育にかかるコスト、あるいは愛情というコストを割きながら、なぜあっさりと犬たちを死なせてしまうのだろうか」という問いが提示されている。同じ節では、筆者の担当章（10章）も言及されているので、もしかしたら内陸アラスカでも本多勝一が描いたようなぞり犬への「虐待」とも取れるようなふるまいがなされているのではないかと思った人もいるかもしれない。誤解のないように言っておかなければいけないが、少なくとも筆者が滞在した時期（2010年代）の内陸アラスカ先住民社会における犬ぞりは、趣味・娯楽としての意味合いが強いこともあって、犬に言うことを聞かせるために暴力が用いられることはない。鞭も使用しない（本書245頁）。犬ぞりを利用した毛皮獣の罠猟が重要な生計手段であった時期（1910年代〜1960年代）には、内陸アラスカ先住民は「生存や生活の重要な部分を犬に頼っている」と言えそうだが、筆者はその時期に参与観察をしたわけではない。

松本氏の発した問いについて筆者個人の見通しを与えるとすれば、内陸アラスカでは犬の命を奪うことが彼／彼女に対する最低限の配慮の表現である場合も少なからずあったのではないかと思う（すべてがそうだと言いたいわけではない）。というのも、ニコライ村での調査中、村に居ついた白人の一家（D家）が村を去る時に飼い犬を鎖につないだまま置いていったことがあった。もともと、D家の評判は良いものではなく、何かの罪を犯し居場所がなくなり、村に流れ着いたのではないかと噂する者さえいた。D家の飼い犬放置事件は「これだから白人は…」という諦めに似た呟きとと

もに村人の関心を大いに集めた。ニコライ村では人々の見解は一致していた。「かわいそうに。誰かが楽にしてあげなきゃ」。この元・飼い犬が哀れな声で遠吠えを繰り返すようになった頃、銃声が聞こえ、村に静けさが戻ってきた。

もし本当にその犬が「かわいそう」だと思うのであれば、誰かが引き取ってやればよかったのではないか。そういう意見を持つ人もいるだろう。しかし、今でも決して食料事情が良いとは言えないこの村では、誰もその名を知らない犬（D家夫妻は村人とほとんど話をしなかった）を養いたいとは思わなかった。内陸アラスカ先住民の民族誌の中には、何らかの理由で飼えなくなった犬を殺す人の姿が描かれている（Nelson 1986）。その場合、飼い主は自分の手では引き金を引くことが忍びないので、他の村人に頼んでいたとされる。ニコライ村の村人がD家に対して強い怒りを覚えていたのは、どうしても飼い犬を飼い続けられなくなったのであれば、みずからの手で引き金を引くか、それとも事前に村人に頼むかするべきであり、放置して餓死させるというのはあまりにも無責任なことであるからだ。

生業の一環として「犬を使役する人々」を一括りにした上で、彼ら／彼女らが「あっさりと犬たちを死なせてしまう」という前提で問いを立てるのは、いささか危なっかしいまとめ方のように思われる。少なくとも筆者が現地調査の中で出会った内陸アラスカの人々は、誰も名を知らない犬の切実なる訴えに十分に心を悩ませていたように見える（D家を除く）。もちろん、悩んだ末に結局「あっさりと」殺したんでしょ、と言われればそれまでのことである。

最後に、伊東氏と松本氏が言及した「犬になって独白する」手法（19章）について私見を述べて、本稿を終えたい。端的に言えば、筆者は（犬の立場から独白した池田氏が）「擬人化の域を超越して本当に『犬になれた』のかという点には疑問が残る」という松本氏の見解に賛同する。この手の議論になると、「人間が動物の視点を十全な形で理解することは不可能であるからそのような表象の手法は独善的である」という良心的な人類学者による批判がすぐに飛んでくる。当日フロアからもそのような指摘があったのを記憶している。人間による動物の表象は常に「部分的な真実」（クリフォード 1996）にとどまると言えよう。

しかし、筆者は「他者の表象は可能か不可能か」の次元で論じるよりも、「その表象行為はどのような効果をもたらしたか」という観点から考えるべきだと思う。すべての「語り」は潜在的に「騙り」であると考えれば、シャーマニズム的実践としての他者表象を可能か不可能かの二択で論じるのはナンセンスである。ワタリガラスに「なって」踊る呪術師に「でも、君は人間だ!」と文句を言うのは清廉潔癖な宣教師くらいなものだ。むしろ、その実践が良いパフォーマンスであったかどうか、つまり、語り／騙りのパフォーマティブな効果を問うべきである。私は池田氏が犬になって語る／騙る手法をとるのであれば、さらに「犬化」を徹底させるべきだったと考える。19章の大部分は人間の視点から書かれたものであり、池田＝犬の独白は2頁に満たない。「読者も私も、その雄弁なメッセージに耳を傾けてみよう」（本書448頁）という前振りから、池田氏がショロ犬のずる剥けの首根っこをつかんで聴衆の面前に掲げた後、腹話術師の要領でしゃべるさまを思わず想像してしまった。犬（動物）の視点と人間の視点を読者が混乱するほど縦横無尽に交差させたり（cf. 多和田葉子『雪の練習生』2011年）、ショロ犬がダナ・ハラウェイを読むという設定で論文を綴ったりするという修辞法をとることもできたはずだ。筆者自身は犬（動物）の視点から文章を書いてみたいという欲望を感じることは今のところないが、エコクリティシズム（環境文学）とマルチスピーシーズ人類学の交差領域としての「動物の視点から語る／騙ること」を引き続き考えていきたい（cf. 山田×近藤 2019）。

【参考文献】

Nelson, Richard (1986) *Make Prayers to the Raven: A Koyukon View of the Northern Forest.* Chicago: University of Chicago Press.

クリフォード、ジェームズ（1996）「序論――部分的真実――」、クリフォード、ジェームズ＋ジョージ・マーカス（編）『文化を書く』春日直樹・足羽與志子・橋本和也・多和田裕司・西川麦子・和迩悦子訳、pp.1-50、紀伊之國屋書店。

近藤祉秋（2020）「赤肉団上に無量無辺の異人あり：デネの共異身体論」『たぐい』Vol.2, pp.28-39.

山田悠介×近藤祉秋（2019）「対談 1 マルチスピーシーズ人類学とエコクリティシズム」シンポジウム「モア・ザン・ヒューマン」（2019年12月7日）、立教大学。

東京外国語大学海外事情研究所，*Quadrante*, No.22, (2020)
Tokyo University of Foreign Studies, Institute for Global Area Studies, *Quadrante*, No.22, (2020)

◆編者からの応答３◆

３人のコメントにお応えして

Reply to three commentators

池田　光穂
IKEDA MITSUHO

大阪大学 CO デザイン研究センター
Osaka University, Center for the Study of CO* Design

キーワード
「ワンちゃん」　愛情の寄生虫　パースペクティヴィズム　人間と犬の存在論的置換　犬の擬人化

Keywords
“doggy”; amoral parasite; perspectivism; ontological turn from human to doggy; anthropomorphism of doggy

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.141-143.

はじめに、心温かいまたそれぞれ個性的なコメントをお寄せくださった松本朋華さん、村上正樹さん、伊東剛史さんのお三方に感謝を申し上げたい。それぞれ人間語で話されたので、まず三者を僕こと拙犬がどのように受け止めたのか、人間語でまとめてみたい（図１）。

最初は松本さん。ご実家が動物病院を経営されているということで、必然的に犬を含むさまざまな動物が実質的に家庭生活のなかに必然的存在として介入してきた経験から説き起こされている。松本さんの経験が濱野論文のズーのメンバーの人たちの犬との不思議な異種間（異種姦?）愛情の経験と比較されながら、松本さんなりに咀嚼解釈されてゆく。それは我々がペットに抱く愛情の様式とは根本的に異なり、そのことにより人間と動物の境界の位相がまるで異なった関係に見えるということなのである。これを皮切りに本書の他の論文との松本さんによる定点測量が始まる次第だ。

つぎに村上さん、獣医の卵として、動物に仕える必要から犬ではなく「ワンちゃん」とお呼びしなくてはならない事情と、郷里の瀬戸内海の沿岸の町で育った野良犬の逞しさと、そ

【図 1】筆者による、狗類学の調査中の一枚。本書出版後の2019年12月のある日、アルゼンチンの首都ブエノスアイレスの自然史博物館近くのセンテナリオ公園でみかけた紳士。私（池田）は『犬からみた人類史』を編集した一人なんですよ、と自己紹介したら喜んで撮影に同意してくれました。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

のような感情の飼い慣らしを遥かに凌駕する野良犬への恐ろしさが、両立できないと正直に述べられている。その犬への感情のアンビバレント（二重価値性）が、ご自身でいまだに克服できない途上にあり、本書への書評が依頼されたこと。そのような二重性を克服する意図のない状況で、松本さんのコメント同様、拙論の犬ではなく当の「人間」こそが、犬にとっての「愛情の寄生虫」に他ならないという主張に出会って「胸のすく思い」をされたとのこと。僕は別にウケ狙いをしたわけではなく、ちょっと気の利いたことを言ってやろうと何気に書いた拙文に、過分にお褒めの言葉をいただき、まったく著者犬冥利に尽きます。

そして、人間と動物の関係の文化史研究のプロたる伊東さん。もう十分に非常に精巧なコメント。僕たちが努力して掲載を熱望した、索引やクロスレファレンス、そしてウェブサイト用語集（これは第二刷より増ページされて本文に収載されています──お買い得!）が本書に「大いなる統一性」与える目論見であったことも、的確に見破られてしまった。さすがにこれまで多くの学術単著や編集本を世に出されてこられた伊東さんならではコメント。「ぢつわ」伊東さんって優秀な麻薬探知犬の生まれ変わりなんでしょうか？　こちとらとしても、犬の気持ちになって、まさに痒いところに「後ろ脚」が届くということはこういうことである。また、僕たちが提唱しつつある狗類学を「人間←→犬（狗）の存在論的置換」であると見事に喝破していただいた。また、それがパースペクティヴィズム（＝犬の視点から見てみる）と擬人法（＝犬に人間的性格をあたえる）という２つの方法論からなりたつ旨も指摘していただき、今度は僕らの「胸のすく＝感動の遠吠えの思い」であります。さらに、その方法論の限界を「人を動物に擬える、すなわち動物に特有の性格・能力を人にあたえる擬獣法（zoomorphism）を想定してもよいのではないだろうか」と新たに提案されていただいた。そして最後には、本書の論文に通底している、犬を権利主体として認め「犬を子供扱いしない」という視座の共有に触れて、本書の外側で頻繁におこっている「かわいい化（cutification）」現象と今後どのように折り合いをつけていくのか、という宿題もいただいた。

三者犬三様のご意見なので、それぞれ犬（＝「わん!」）パラグラフずつ、そこからの拙犬＝僕の感想を述べてみたい。

さて、松本さんが昔のご自身の経験から解き明かしておられるので、僕もまだ人間だった時代のことを話そう。僕の動物ペットの経験はそれに比べてそれほど豊かなものとは言えない。小さい時に鴨を父親がどこかからもらってきて専用の飼育小屋で育てられ、ある日それが鴨鍋に変わり、年少の妹が突然出奔したかのように「カモちゃんはどこにいったの?」と父親に質した。彼は後々になって妹の幼い口真似をして「カモちゃんはどこにいったの?」と冗談まじりに食卓ですることに、これまた幼い僕は、父親が妹をからかうようで、僕は犬なりにちょっとした反発というか、人間の大人の残忍さを覚えたことがある。その次は、母親の実家のそのまた知人からやってきた血統書つきの黒毛に茶のスポットが入ったラニーというダックスフンドだ。ラニーというのは母親の説明によるとインド王朝のお姫の名前だという。小学６年生から中学３年生まで僕のベッドの下で寝ていたが、いつも夜中になるとベッドの縁に胴長で尻尾を振って僕のベッドに上がろうとした。そのためいつも彼女と同衾することになった。彼女の困ったことは「月のもの」が時々やってくることである。さすが女性というべきか僕の母親は月経というものがどのように去来するのか、人間の性教育ならぬ犬の性教育として教えてくれて、その時は、妹の小さいときのパンツに彼女は尻尾を通す穴をあけて、月経帯をつけていた。血液の匂いや汚れなど僕はそこで体験したためだろうか、人間の女性の月経についても、その後なんのためらいもな

く「自然現象」として受け入れて、不用な忌避・嫌悪感をついぞ抱くことがなかった。後に医療人類学で月経の比較文化論を書いた経験もある[1]。僕が至極まっとうな医療人類学犬であるのもこのラニー姫のおかげであろう。その２年後、彼女は自動車にはねられて生涯子供を持つことなく昇天した。

次に村上さん。獣医師として将来患畜であり、ご自身の商売道具になる犬を「ワンちゃん」と呼ばなくてもいいではないかと勇気を持ってご提案さしあげたい。それは、伊東さんが僕たち編者犬に新規にご提案いただいた擬人法ならぬ擬獣法のマインドでお犬様に接してほしい。それはワンちゃんという呼称表現の濫用は、やはり伊東さんのいうところのなんとなく小馬鹿にする「かわいい化」の罠にハマった現象であるために、狗類の、狗類による、狗類のための（of the canine, by the canine, for the canine）の犬本位の姿に立ち戻るとすれば、患畜の家族たる人間が呼んでいる呼称をそのまま（例えば「タローちゃん」ならリスペクトして「タローさん」と）呼べばよろしいのではないかと思われる。できれば、ご卒業までに狗類語習得の研鑽に当たられ、日本どころか史上初の狗類語によるインフォームドコンセントを実践する立派な獣医師なられんことを！

そして最後に伊東さんに。〈犬の擬人化〉と〈人の擬犬化〉とを往還すること、大いに賛成である。大学院の卒業研究でトーマス・トウェイツさんは、トースターを個人が材料からすべて自作するとどのようになるかと物議をかもした「トースター・プロジェクト」を開始した。そして、その卒業制作の成果物は、なんと──サイエンスとアールナイフ（素人芸術）を架橋する！──そのおどろおどろしいゲテモノ美術品としてニューヨークの近代美術館（MOMA）に購入収集されたそうだ。そして、そのウェイツさんがヤギのように四足歩行できる人工装具を使ってヤギになりきる「ヤギ人間プロジェクト（GoatMan Project）」により、2016年イグ・ノーベル生物学賞を授与した[2]。彼は、その間、ヤギと同じまったく食生活を過ごし大量の若草をたべてお腹を壊しながらプロジェクトを続行したそうだ──これぞ存在論的置換を地で行く立派な研究である。誠にこちらのほうのお腹が痛くなるぐらい犬腹が締め付けられる話である。僕たちは、ぜひとも、類似の人類＝狗類置換大計画である「狗類人間プロジェクト（CanineHuman）」──Man は男性中心主義の残滓があるのでヒューマンとした──で202X年の同賞を伊東さんとともに目指そうではないか！と決意を新たにする次第である。

三者犬、三様で我ら三編集犬とも感涙と（かつてのご先祖様の敬服の念の表現たる）遠吠えを期せずして覚える次第なのである。うぉおおおおおおっおーーーーーーーーっ、うぉーーっ !!!

[1] この原稿は数奇な転生を三度繰り返す。最初は、出産（生活史小事典），週刊百科「世界の歴史」，第79号，pp.510-512，朝日新聞社，1990年6月として。二度目は同じ書肆から『世界史を読む事典』［共著］朝日新聞社編，朝日新聞社，（担当箇所：出産，pp.223-228），1994年1月として生まれ変わり、そして三度目は、単著として『看護人類学入門』265pp.，文化書房博文社，2010年の第４章「出産にまつわる文化」として、改稿のたびに変化を遂げてきた。出産も月経も僕が経験しない「遠い経験（experience distance）」であったのに初出から数えて30年間で僕には「近い経験（experience near）」──共にオーストリアの精神分析医ハインツ・コフートの言葉──になってしまった。これも愛犬ラニーのお陰かもしれません。

[2] ２冊の本とも翻訳家村井理子さんのお陰で、秀逸な訳文として読むことができるのは日本語利用者にとっては幸せである！トーマス・トウェイツ著『ゼロからトースターを作ってみた結果』村井理子訳，新潮社，2015年。ならびに、トーマス・トウェイツ著『人間をお休みしてヤギになってみた結果』村井理子訳，新潮社，2017年である。

◆コメント◆

『犬からみた人類史』編集からみえてきたもの

My findings through the editing process of *Human History from Dog's perspective*

福井　幸
FUKUI YUKI
編集者
Editor

キーワード
コミュニケーションと翻訳　書籍編集　人間中心主義　書籍タイトル　棚迷子

Keywords
communication and translation; book editing; anthropocentrism; book title; book genre categorization

原稿受理日：2020.1.31.
Quadrante, No.22 (2020), pp.145-147.

コストをかけずに簡単にテレビの視聴率を稼ぐためには「動物・子供・食べ物」である、という言説がある。その例にもれず、子犬がテレビに映っていれば必ずチャンネルをそのままにしてしまう。リビングには毎年欠かさず岩合光昭の日本の犬のカレンダーを飾っている。仕事場のパソコンのデスクトップはあるとき衝動的にサモエドの横顔にした。差し迫った状況に置かれると、とあるブリーダーがアップロードしている生後間もない子犬の動画を見る。胸が締め付けられる。

わたしは「犬好き」である。ただしいまだかつて犬を飼ったことはない。色々なご縁があり、本書の企画の編集担当となった。

もはや昨今の東京では、野良犬を見ることもなくなり、わたしは上に示したように、メディアが提供する愛玩の対象としての「かわいらしい」犬、「清潔」な犬を享受して飼い慣らされていた。

殺し合い、使役、性交渉、繁殖、供養……本書に示されている人と犬との関係性と向き合うにつけ、わたしは「犬好き」なのではなく、「愛玩の対象として表象された犬」という限定された対象が好きなのである、ということに気づくことになった。これはつまり、常に批判的に事象を読むことを教育されながら、犬と人間の関係という点においては、何一つ疑問を持つことなく、自分の目線には全く無自覚だったということである。

無自覚の人間中心主義を自覚したことは、他者理解をどのように展開していくのかという話とつながっていく。ここ最近、自分にとっての実際の問題として、ジェンダーのことを考える。非対称性が起こっていないか、さまざまな状況において、男女を入れ替えるテストをおこなうことが現時点のささやかなわたしの確認作業だが、人対人の関係性である以上、時々従来の価値観から外れることが難しくなる。

だが、アクセサリとしての犬、愛玩の対象としての犬、加虐の対象としての犬……そんな関係性を考えることは、不思議と雑念を取り除くことができ、さらにこの関係性を対人へ転用することで、他者理解へと応用していくことができる。そういった意味で本書を担当したことは、無自覚を自覚させるとともに、自己を内省することにつながったのである。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

＊　＊　＊

実際に本書の編集過程におけるエピソードを紹介したい。

どのようなタイトルがふさわしいか、という問題があった。書籍のタイトルは、実際の内容にアクセスするもっとも重要な動機となる。ネット書店での購入ともなればなおさらだ。

よいタイトルとされるものの条件は、本のジャンルに応じて、さまざまにあげることができるだろうが、大きくは以下の三点があげられる。

・書籍の内容を端的に示している、実際にその本が何について書かれているのかが明快（タイトルと中身が微妙にずれていることもあるが、少しでも読者を増やすための戦略的なケースである場合もある）
・同一タイトルの書籍が他にない（これはよいタイトルというよりは最低限の条件となる）
・キャッチーである

原稿が出そろった時点での編者側のタイトル案は『犬革命宣言』であった。もちろん、ダナ・ハラウェイの『コンパニオン・スピーシーズ宣言』[1]をもじったものである。しかし今だから白状するが、担当当初はあまりに文化人類学に無知であったため、『関白宣言』が頭から離れなくなってしまった。

本書は執筆者陣がかなり心を砕いてくださったことによって、さまざまな分野を横断した論文集でありながら、専門的知識を前提とせずとも、面白く読める内容になっている。だから、価格を少しでも抑え、できるだけ書店に流通する本にしたいと思った。

そのため、なんとしても「棚迷子」は避ける必要があった。書店にはジャンル毎に棚が作成され、本が仕分けられていく。「棚迷子」とは、意図したジャンルとは異なるジャンルに配架されてしまい、潜在的読者にリーチできないという状況を指す。例えば、歴史上の人物をテーマにしたビジネス書は、ビジネスジャンルの棚に置かれるべきであるが、タイトルによっては歴史ジャンルの棚に配架されてしまう……といったことがままある。書店には日々莫大な量の本が取次から届く。書店員たちが次々仕分けをしていくなかで、その目印となるのはやはりタイトルである。

本書が「かわいいワンちゃん特集」の棚に置かれるのか、自然の生物の棚に置かれるのか、人類史の棚に置かれるのか……。

一般読者への明快さを優先し、『犬革命宣言』は帯部分、序章にて見せることとし、さまざまなタイトル候補を吟味した。「わたしたちと犬」に寄せると、「犬ラブ本」「いぬのきもち本」を連想させてしまうし、「犬と人間の関係」を重視しすぎると、生物学や考古学など、さまざまな分野を横断していることが見えにくくなる。「人類史」に帰結させることの是非はあったが、本書のタイトルは『犬からみた人類史』とし、補足的なサブタイトルはむしろ幅を狭める懸念があるため、あえてつけないことにした。類書がないこともあり、営業的な側面を含めても、本書をどう名付けるかということがもっとも難しい局面であった。

だが、裏を返せばそのことが、人間という営みを考えたとき、「犬」がいかにさまざまなシーンに入り込んでいるのかの証左でもある。タイトルがうまくつけられないということそのものが、この関係性についてあまり考えられてこなかったという現在の状況を示しているともいえる。そういった意味で本書は非常に画期的な書籍といえよう。

＊　＊　＊

索引作成の作業からも本書の特殊性が垣間見えた。今回は各執筆者のピックアップした語句に、編集陣が補足し、完成した語句リストを

[1] ダナ・ハラウェイ、永野文香訳（2013）『伴侶種宣言：犬と人の「重要な他者性」』以文社。

もとに作業をおこなった。論文集の索引では、核となるテーマのもとに執筆していたとしても、中心的な語句以外は、ほぼ決まった論文ごとに語句がまとまって表れるのが通常であるが、本書の場合、多様なタームがかなりの頻度で他の複数の論文に出現した。編集の過程で執筆者に相互参照をお願いしたという事情があるのである程度予想されたのことではあるが、そういった箇所だけでなく、編者の意図しないところでも、想像を超えて、各論文が相互に関連し合っているのである。これは新たな驚きであった。犬というテーマは、分野・アプローチを問わず、さまざまなジャンルに重なる議論を生むのである。

＊　＊　＊

本書の刊行をうけて、関係各所から、猫から見た人類史も作ってくれ、というリクエストも多くあったが、企画として振り返ってみると、視点の多さという観点から人間にとって犬がいかに特別なのかということも見えてきた。

本書に関連して、書評会をはじめとしたさまざまイベントをおこなったが、会場からあがる犬についての質問は、実際にイベントにおいて話された内容に限らず、実体験をともなうもの、想像上のこと、尽きることはない。

本書に組み込めなかった問題は数多くある。ケアにおける犬、ロボット犬、表象される犬……カバーしきれていない年代・地域もある。

日本人だけが話題にすることかもしれないが、「猫と犬のどちらが好きなのか」という聞き方をよくされる。しかし、そういう時でも犬に無関心という選択肢は用意されていない。犬好きはもちろんのことであるが、犬嫌いも結局のところ犬とのおおきなつながり、かかわりの輪のなかに含められているのである。

本書を嚆矢として、犬と人間との関係を再考する書籍が多数刊行されることを期待したい。

論　文
Articles

1930年代逓信省電力行政の変遷
―中部電力・矢作水力間の紛争をめぐる革新官僚・大和田悌二の言説を中心に―

A Study of Monopoly of Power Supply in Japan in 1930's: Focusing on the Discourses of the Reform Bureaucrat Owada Teiji

内川　隆文
UCHIKAWA TAKAFUMI
東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

著者抄録
本稿は、1930年代の日本においてどのようなプロセスを経て電力会社の国営化に至ったかを、逓信省の官僚・大和田悌二の言説に焦点を当てながら明らかにする。大和田は逓信省電気局長として電力国営化を推進する以前、1934年から1936年にかけて名古屋逓信局長として勤務していた。この折に扱った最重要案件が、挙母町に新設予定の豊田自動車株式会社の工場への送電をめぐる中部電力株式会社と矢作水力株式会社との間の対立の調停であった。この紛争は改正電気事業法（以後、改正法）下で決定された「供給区域の独占」原則と関連していた。大和田と電力会社の社長らは数回交渉を続けたが、最終的には決裂した。これにより大和田は、国営・公営企業ではなく民営企業による送電を前提とする改正法に疑念を抱くようになった。この経験と疑念は大和田が電力国営化の実現を決心する重要な原因となった。

Summary
This paper discusses the process of the nationalization of the electric companies in Japan in 1930's, especially focusing on the discourse of OWADA Teiji who was the bureaucrat of the ministry of communications. OWADA had been the chief of the local commission in Nagoya city between 1934 and 1936 before he led the nationalization as a director of the Electricity Board. In his term in Nagoya, the most important agenda was to mediate the conflict between Chubu Electric Power (CO.) and Yahagi Water Power (CO.) in regard to the rights of the electric supply to Toyota Motor (CO.). This conflict was related to "the monopoly area of electric supply", which had been ruled by the 1931 Revised Electricity Business Act. OWADA and the presidents had several negotiations to decide which company should supply electricity to Toyota Motor (CO.) In the end, the negotiations broke down. As a result, OWADA entertained a doubt to the Revised Electricity Act which presupposed the policy that the electricity should have been supplied by the private company, not the national or public companies This doubt led OWADA to make up his mind to execute the nationalization of the electric companies.

キーワード
電力　供給区域独占　特定供給
Keywords
Power; Monopoly of Power Supply; Specific Supply;
原稿受理日：2020.3.1.
Quadrante, No.22 (2020), pp.151-177.

目　次

0. はじめに
　0-1. 本稿の課題
　0-2. 戦前・戦時期日本電力事業史を中心とした先行研究
　0-3. 大和田悌二の略歴と史料
1. 改正電気事業法と供給区域独占制
2. 満州事変以後の電力業の回復と産業発展
3. 矢作水力と中部電力間の係争とその経緯
　3-1. 日清レーヨン岡崎新工場への電力供給をめぐる両社の係争
　3-2. 豊田・挙母新工場への電力供給をめぐる両社の係争――「日記抄」を中心に
　3-3. 中部電力と矢作水力との間の2つの係争のまとめ
4. 大和田の民営電気事業に対する疑念の形成――1934年から1935年にかけて
　4-1. 1934年における大和田の言説

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

4-2. 1935 年における大和田の言説
4-3. 逓信省電気局長就任以後の大和田悌二の言説
5. むすび

0. はじめに

0-1. 本稿の課題

本稿の目的は改正電気事業法体制の大原則の1つである供給区域独占制の矛盾を、当時の中部地方を代表する電力会社である中部電力と矢作水力との間の係争を検討することで明らかにすることである。さらに、これに直面して電力行政を民営から国営中心へと主導した大和田悌二の言説を分析する。

大和田は1936年3月以降、当時電力業の監督官庁であった逓信省の電気局長として電力事業の国営化（電力国家管理）を主導した人物であった。従来の研究では、それまで民営事業を中心に営まれた電力業が国営化に至った背景として、当時の革新的雰囲気が背景にあると示されてきた。

本稿では、まず国営化が議論される以前に起きた中部電力と矢作水力という2つの電力会社間の係争を考察する。具体的には、1933年に発生した日清レーヨン所有の岡崎新工場をめぐる係争、および1935年に生じた豊田自動織機製作所（以降、豊田自動織機）が計画した挙母新工場をめぐる係争を検討する。これらの分析により、改正法を支える供給区域独占制が国営化以前に既に動揺していたことを明らかにする。

さらに挙母新工場問題の調停を担当した名古屋逓信局長時代の大和田が、この紛争の調停を通じて供給区域独占制をはじめとする民営を中心とした逓信省の電力行政に疑念を抱き、国営化を主導するまでの経緯を分析する。

0-2. 戦前・戦時期日本電力事業史を中心とした先行研究

戦前・戦時日本の電力業をめぐる体制は、大きく2つの時期に分けて捉えることができる。1つめは1931年に成立した改正電気事業法を中心とする民営電力会社中心の体制であり、2つめは1939年に成立する電力国家管理法（国管）を中心とする国営電力会社・日本発送電株式会社（以降、日発）を中心とする体制である。この電気事業をめぐる2つの体制間の「連続と断絶」に焦点を当てた研究についてはこれまで豊富な蓄積が存在する[1]。

連続説を主張する著名な議論としては梅本哲世の研究[2]が挙げられる。同氏は利害を異にするアクター（たとえば電力会社と電力需要家、あるいは電力業を所管する逓信省と内務・農林・商工といった他官庁）間の調停を行う上で改正法は有効に機能せず、このことが国家による電力業の国営化──国管──を準備したと指摘した。

反対に断絶説の立場を採る橘川武郎は、国管が掲げた「豊富低廉」な電力供給が改正法下において「電力業の公益性を自覚し、公的規制を受け入れ」た電力会社の経営者によって既に十分なレベルで達成されていたと主張する[3]。つまり、橘川は、完全ではないにせよ、改正法には一定以上の経済的合理性があり、

[1] 本稿では、橘川武郎と梅本哲世の研究を「連続と断絶」という分析視点から参考にしているが、その他にも日本電力事業史をめぐっては数多くの研究を挙げることができる。栗原東洋ほか（編）（1964）『電力』交詢社出版局；坂本雅子（1974）「電力国家管理と官僚統制」『季刊 現代史』（5）；通商産業省（編）（1979）『商工政策史 第24巻 電気・ガス事業』商工政策史刊行会；中瀬哲史（2004）『日本電気事業経営史：9 電力体制の時代』日本経済評論社；橋本寿朗（2004）『戦間期の産業発展と産業組織 II 重化学化と独占』東京大学出版会；堀真清（1978）「電力国家管理の思想と政策」早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究会編『日本のファシズム III──崩壊期の研究』早稲田大学出版部；松島春海（1976）「戦時経済体制の成立過程と産業政策──電力統制の展開を中心として」安藤良雄（編）『日本経済政策史論 下』東京大学出版会；同（1975）「日本発送電株式会社の成立過程──戦時電力統制と日本発送電株式会社の成立」埼玉大学『社会科学論集』35 号、など。

[2] 梅本哲世（2004a）「改正電気事業法への道──『臨時電気事業調査会特別委員会議事録』の分析」大阪市立大学経営学会『経営研究』55（2）；同（2004b）『戦前日本資本主義と電力』八朔社。

[3] 橘川武郎（1982）「電力連盟と電気委員会；電力業におけるカルテルと公益規制」社会経済史学会『社会経済史学』

これに続く国管は「国家主義的イデオロギーや全体主義的イデオロギーの台頭という、経済外的要因」[4]によりもたらされたと結論する。

このような「連続と断絶」論争を終結させる決定的な議論は未だ見られないが、近年は戦前・戦時期日本電力事業史をめぐる新たな研究動向が生まれている。逓信省の革新官僚[5]である大和田悌二と、彼が改正法下で手がけた東京電燈間が有する千葉県の電力供給区域（以降、千葉区域）の京成電気軌道への譲受問題を取り上げた嶋理人は、改正法から国管へといたる移行が省内の複雑な人間関係（ないしは権力関係）と同時並行で進展したことに着目した[6]。具体的には、改正法の作成に多大な影響を与えた平沢要と国管への移行を主導した大和田悌二の電力業に対する捉え方の相違を考察した。嶋は、電力業の私企業精神と公益性の両立に関し、平沢要[7]は民営事業を中心とした電気事業の構築を志向したのに対し、大和田は公益性一辺倒の思想の持ち主であったと結論付ける。千葉区域譲受問題というローカルかつ個別的な問題と、その後成立する国管という全国的問題の関係性に着目する嶋の分析視点は本稿においても引き継がれている。

0-3. 大和田悌二の略歴と史料

本稿の重要人物である大和田は、1888年に上之畑幸吉の二男として大分県に生まれ、その後回漕業を営む大和田久兵衛の養子となった。三高を経て1915年に京都帝国大学法科大学を卒業後、一時弁護士業を営んでいる。1916年に同学大学院に入学し、1922年まで在学した[8]。1917年には逓信省管船局管理課に入り、逓信省官僚としてのキャリアをスタートする。1920年と1925年に二度の欧州出張を経た後、1927年に札幌逓信局海事部長に就任した。その後、1927年7月に管船局海員課長、1929年に大臣官房文書課長、1933年には逓信大臣秘書官・官房秘書課長を兼任するなど、本省での役職を歴任した。1934年に名古屋逓信局（以降、名逓局）に任じ、地方局勤務を再び経験するが、1936年には本省へ戻り、同年1月に経理局長、3月には逓信省電気局長に就任した。同年6月に内閣調査局から『電力国策の結論』が世に出たことで電力国家管理論争[9]が勃発するが、革新官僚として大和田がもっとも力を発揮したのもこの時期からである。逓信省電気局長の大和田は政府側委員として各委員会で電力国家管理の必要を主張するに留まらず、新聞や雑誌、ラジオを通じた世論の形成にも力を尽くした[10]。1939年3月には逓信省事務次官

48（4）；同（1995）『日本電力業の発展と松永安左エ門』名古屋大学出版会；同（2004）『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。

[4] 橘川武郎（2004），159頁。

[5] 革新官僚とは、1930年代から1940年代にかけて活躍した官僚の一群であり、1935年5月に設置された内閣調査局を中心に統制経済や総動員計画の立案などを行った。代表的な人物としては、毛利英於兎（興亜院）や迫水久常（大蔵省）、柏原兵太郎（鉄道省）、奥村喜和男（逓信省）、和田博雄（農林省）、鈴木貞一（陸軍省）らを挙げることができる。以上の例に見られるように、革新官僚の出身省庁は多様であったがその多くは経済官僚であり、彼らの世界観はマルクス主義から多大な影響を受けていた。1939年には電力国家管理法が制定され、1940年の近衛新体制運動では財界と対立するなど大きな存在感を示したが、1941年の企画院事件によって勢力は後退した。「革新官僚」（米谷匡史），猪口孝ほか編（2000）『政治学事典』弘文堂，171頁；橋川文三（1965）「革新官僚」神島二郎（1965）『権力の思想』筑摩書房；古川隆久（1990）「革新官僚の思想と行動」『史学雑誌』99（4）。

[6] 嶋理人（2012）「1931年改正電気事業法体制の特徴と変質――京成電気軌道の東京電燈千葉区域譲受問題をめぐって」『歴史と経済』55（1）。

[7] 逓信省官僚の平沢要は、資本調達力が強大な株式会社による電力業の経営こそが最適であり、国営化は「私企業精神を全く麻痺せしむる」ゆえに事業発展の障害となりうることから避けるべきであると主張した。この平沢の方針は、改正法の内容に大きな影響を与え、民営中心主義的な逓信省の電力行政が展開する大きな要因となった。平沢要（1927）『電気事業経済講話』上巻，346頁。

[8] 秦郁彦（2002）『日本近現代人物履歴事典』，117頁。

[9] 内川隆文（2016）「「民有国営」を巡る経済論争の研究：向井鹿松と小島精一を中心に」『日本語・日本学研究』6。

[10] 電力国家管理を推進した官僚としては、奥村喜和男が有名であり、大和田の存在はその影に隠れがちである。しか

に就任するものの、1940年8月には退職し、1941年には日本曹達社長に就任した。戦後は公職追放を受けるが、1951年8月には解除された。その後日本曹達社長や日本電信電話公社経営委員などに就任し、1987年10月に没した。

大和田を取り上げた論文は、前述した嶋の論文以外、管見の限り存在しない。しかしながら、先行研究の寡少さに反し、大和田に関する各資料は豊富に残されている。

公刊された資料としては、各雑誌や新聞への大和田の投稿文や取材への回答のほか、交通経済雑誌社発行の『電力国家管理論集』、そして、大和田自身が私家版として世に出した『神性の発掘』を挙げることができる。その他の重要資料として東京大学大学院法学政治学研究科近代日本法政史料センター原資料部にマイクロフィルムとして所蔵された大和田の日記「日記抄」を挙げることができる。この内、1935 年の日記については東京都立大学（現：首都大学東京）法学部所属（当時）の御厨貴氏のゼミ生各氏が中心となり読解したものが資料として公刊されている[11]。

1. 改正電気事業法と供給区域独占制

日露戦争後の1911年に施行された電気事業法は、電力業の保護育成の必要に鑑み、複数の電力会社による大口需要家への電力供給（重複供給）を認めていた。

しかしながら、第一次世界大戦と関東大震災を経て産業電化が急速に進み、1919年には大規模な水力発電を有する卸売電力の設立が認められたことで重複供給区域は激烈な競争の舞台となった。その典型例が、1920年代後半に東邦電力や東京電燈を中心とする電力業間で発生した過当競争の「電力戦」であり、電力料金の低下というメリットをもたらした反面、過剰電力が発生したことで小売電力各社の経営が不安定化した[12]。

このことは同産業に融資していた財閥や当時の電力業監督官庁である逓信省にとっても重大問題であった。こうした状況下で1931年に行われた金輸出再禁止は電力各社の外債利払いの激増をもたらし、「5大電力」[13]を始めとする有力な電力会社の間で競争から協調へと舵を切る機運が一気に高まった。1931年4月に改正法が成立し、さらに同法に基づいて翌年の1932年に設置された電気委員会では官民の様々なアクターが集まり、電力行政に関わる事項が検討・決定されるようになった。また、同委員会が設置された同年4月、電力会社を中心としたカルテル組織である電力連盟も結成されている。

改正法下において電気委員会と電力連盟という官民の2つの組織は相互補完的な役割を果たした。前者が新規の重複供給権を認めな

しながら、奥村はもともと逓信省の無線分野を専門とする官僚であり、電力行政を直接担当したことはなかった。奥村の役割は、1935 年 5 月に逓信省から内閣調査局に調査官として出向して以降、電力国家管理の青写真を描くに留まった。奥村と大和田は電力国家管理を推進する上で同志的な関係によって結ばれており、その良好な関係は終生変わることはなかった。このことは大和田が奥村の追悼文を執筆したことからも伺える。奥村の著作と先行研究は、以下の通りである。奥村喜和男（1936a）『電力国営』国策研究会；同（1936b）『電力国策の全貌』日本講演通信社；同（1940）『変革期日本の政治経済』ささき書房；奥村勝子（1970）『追憶 奥村喜和男』。大和田悌二（1969）「時言──ああ心友・奥村喜和男君」『逓信協会雑誌』11 月（702）；橋川文三（1965）「革新官僚」神島二郎（編）『現代日本思想大系 10 権力の思想』筑摩書房；田中利憲（1978a）「1930 年代における日本資本主義と統制経済──「革新官僚」の経済思想の視角から」『社会経済研究』第 4 号；同（1978b）「『革新官僚』の経済思想（1）──奥村喜和男と電力国家管理問題」『社会経済研究』第 5 号；板橋佑己（2003）「統制の政治学──通信政策研究の視点から（奥村喜和男、『通信論叢』、交通研究社、1935 年）」『ァァドランテ』（5）。

[11] 大和田悌二日記研究会（1999）「【資料紹介】大和田悌二日記（一）──昭和一〇年〜一三年」東京都立大学法学会（編）『東京都立大学法学会雑誌』40巻1号。

[12] 橘川（2004），89頁および121頁。

[13]「5大電力」とは、1920年代から1930年代にかけて日本電力市場を独占した電力卸売・小売電力会社の総称である。東京電燈・東邦電力・大同電力・日本電力・宇治川電気は電力売買契約や市場分割協定を結ぶことで日本各地の電力消費地帯ごとに独占体を形成した。

い一方で、後者は認可済の重複供給権の行使を「凍結」した[14]。逓信省はこうして重複供給を抑制する一方、原則として1区域1会社による送電供給体制の確立に努めた。この制度は当時、供給区域独占制と称された。

しかしながら、ただちに独占体制を確立することで電力需給が不安定化することを危惧した逓信省は、ある特定の条件に限り区域外からの他社による電力供給を例外的に認めた。このような供給は特定供給と称され、その判断基準となる「特定供給許可基準」（以降、「基準」）が1933年1月19日開催の第2回電気委員会での附議の上、決定された。

「特定供給許可基準」[15]
（昭和8年1月第2回電気委員会に於て可決）

一、電気事業者に対する特定供給は電源の配置ならびに送電線路の統制上適当なる場合においてこれを認むること
二、電気需要者に対する特定供給は電線路の錯綜を伴はず且つ左の条件の一に適合する場合に限りこれを認むること
（一）供給者方面に理由の存するとき
イ、土地の状況上当該地域の供給業者に於て供給することが著しく不経済となるとき
ロ、当該地域の供給事業者に余力なく且設備の関係上該事業者を経て供給することが経済的ならざるとき
（二）需要者方面に理由の存するとき
イ、事業者が工事用又は附帯事業の用途に自己の電気を使用するとき但し電灯用のものに在りては特別の事情なき限り之を認めざること
ロ、特に将来の利用関係を尊重する要あるとき
ハ、確実又は低廉なる電力を特に必要とする事業に対し当該地域の供給事業者よりの供給が不適当なるとき

このように「基準」によって特定供給が認められるケースは「供給者方面に理由の存するとき」と「需要者方面に理由の存するとき」に限られるとされたが、実際に逓信省がこれらを認めた事例は少なかった[16]。

本稿が扱う中部電力と矢作水力間の送電をめぐる2件の係争もその例にもれず、特定供給の認可が最終的には認められなかった。その最大の理由は特定供給の認可が行き過ぎた場合に区域独占の原則が形骸化しかねないと逓信省が認識していたためである。そのため、同省電気局は特定供給を極力認めない方針を取り、電力各社間で係争が生じた場合は妥協を促進することで、回避し続けたのである。

供給区域独占制を始めとする諸原則[17]の上に立つ改正法は、「電力戦」の再来を防ぐための競争制限的な政策である一方で、民間電力会社の営利をも保障するという両義的性格を有していた。ここには、先行研究において既に指摘されているように、改正法の理論的基礎を形成した逓信省官僚である平沢要の電気事業観が反映されていた[18]。平沢は電力会社の既存の供給区域を制度的に保障する一方で、

[14] 橘川（2004），139頁。橘川（1982），42頁も参照。
[15] 逓信省電気局（編）『電気委員会（第2回）議事録』，4頁より引用。原文は旧字体・カタカナ表記であるが、引用においては新字体・ひらがな表記に改めた。以降も同じ。
[16] 通産省（編）（1979），130-131頁。
[17] 供給区域独占制と同様に、電気委員会で決定された料金認可制もまた、改正法体制を支える重要な制度の1つであった。料金認可制の狙いはサービス低下や料金の値上げといった独占の弊害を防ぐため、政府が電気料金の認可権を握ることでこれを抑制することにあった。同制度は原価主義を採用し、電力会社の発電コストを料金許可の基準にした点に特色があった。「電気料金認可基準」は、1933年7月10日と同月19日に開催された第3回と第4回の電気委員会で決定されたが、実施は1937年12月まで延期された。橘川（1982），44頁；嶋（2012），28頁；通商産業省（1979），137-140頁；中外商業新報社（1935）『中外商業パンフレット；第4編 電気事業の話：電気会社の見方』，30-38頁。
[18] 嶋（2012），40頁。

料金認可制を通じて電力価格の適正化を図る必要性を示した。そして、その料金には経営者と株主が負担した事業上のリスクに見合うだけの利潤が加味されるべきであるとした[19]。こうして平沢は電力業における私企業精神と公益性との両立を改正法によって果たそうとしたが、この理念は大和田が名逓局長だった折に、逓信省電気局長を務めていた清水順治にも共通する。清水は電気委員会が1932年に開かれた際に電気事業の専門知識を平沢から得るなど、平沢の強い影響下に置かれていた[20]。ただ、清水自身も改正法の制定後に独自の電力事業観を形成しており、それは当時の逓信省が目指す方向性を理解する上でも参考になると思われる。

清水の電力事業観の一端は、1934年12月に刊行された雑誌『ワット』に掲載された「電気と現代文化」[21]の中の記述から伺い知ることができる。まず清水は20世紀という時代が「スピードとシムプルをより多く要求する」[22]時代であると規定する。そしてこのような時代において「電信、電話、ラヂオ、トーキー、テレビジョン、電灯、電動力、電熱作用等は何れも現代文化の心髄」であり、これらに用いられる電気はエネルギーとして「他の追随を容さぬ卓越性を持つて居る」[23]とした。しかしながら、電気の機能作用は無限であっても「之を受け容るべき社会環境には自らなる限界がある」ことから、電気の需給には常に「ギヤップが生れ、或はダブったりローズ化され」[24]る。それゆえに、「其の歪曲を矯め、正しき軌道に乗らしめんとする所に事業当事者の、或は行政当路としての経済工作乃至は行政工作が存在する」と清水は主張する。

このような事業観に立つ清水が目指す電力政策の究極的目標は、電力需給の全国的調整であった。これは、当時の主力電源だった水力発電が分布する本州中央部や北陸、東北といった地域と、関東や中部、近畿、九州といった電力の需要地帯とが離れているという、日本の地理的特性を念頭に置いたものだった。実際、この地理的特性は、水力発電を有する卸売電力と供給区域を有する小売電力とが対峙するという「電力戦」の対立軸を形成する主要な要因となった。そのため清水が率いる逓信省は日本の地理的特性や企業間の対立、さらには時期によって変動する電力需給のギャップをも勘案することで全国的な調整を目指したのである。

なお、清水が逓信省電気局長を務めた任期中のもっとも有名な政策が公営電気事業の抑制である[25]。1934年2月19日に開催された第7回電気委員会では、青森県での電気事業の県営化問題が取り上げられたが、清水はこれを例外的に許可するものの、今後の電気事業の公営化は抑制する旨の発言をした。その上で清水は「我国の電気事業が、発送電部分に就ては固より、配電部分に就ても民営を主とする自然の発達に依つて」[26]発達した経緯に鑑み、「府県営事業は望ましき企業形態とは言へな

[19] 嶋（2012），29-31頁。

[20] 清水は、電気局長として改正法の制定に携わった際、貯金局長から異動して日が浅く電気行政に必ずしも精通した人物ではなかった。そのため、省内外で既に電気行政の専門家として認知されていた平沢要による補佐を必要とした。嶋（2012），40頁。

[21] 清水順治（1934）「電気と現代文化」ワット社『ワット』7（2），8-9頁。

[22] 同上。

[23] 同上。

[24] 同上。第一次世界大戦中に建設が始まった水力発電が戦後続々と竣工したことで過剰電力が発生し、1910年代から1920年代半ばにかけて電力の需給バランスは崩壊した。電力需給に「ギャツプがうまれ、或はダブったりローズ化」（ルーズか?）するという清水の発言は戦間期の電力業界の状況を念頭に置いていたものと思われる。

[25] たとえば橘川は第7回電気委員会で清水が示した表明やその後の通牒が「公営電気事業の広がりに歯止めをかけ、結果的に、民間主導体制を維持する役割をはたした」と評価している。橘川（2004），154-155頁。

[26] 逓信省電気局（編）（1934）『電気委員会（第七回）議事録』，8頁。

い」[27]との考えを示した。これは当時流行していた電力国営化・公営化論を牽制したものであるが、清水の後任として国管を推進する大和田の電気事業観とは真逆のものといえよう。

清水と平沢が主導した改正法下の電気行政は、明らかに民営を中心とする電気事業観に基づくものだった。こうした逓信省の努力は一定の経済的効果を示し、1930年代前半の電気事業において市場競争が抑制されたことで、電力料金は下げ止まる一方で電灯料金は上げ止まり、電気総合単価も安定的に推移することとなった[28]。また、この時期になると「5大電力」など有力な企業の経営から1920年代のような積極性が影を潜め、代わりに負債整理や自己資本の拡充に力を入れるなどの堅実策が採用されるようになる[29]。こうして電力会社は供給区域独占制によって競争から守られ、また逓信省の庇護によって公営化による事業の接収を免れたことで、安定した利益を享受する産業へと変貌したのである。

2. 満州事変以降の電力業の回復と産業発展

しかしながら、改正法の運用がいよいよ軌道に乗った後、1930年代に入り日本経済に新たな傾向が見えてくるようになると電力業界を取り巻く環境にも変化が生ずることとなった。

つまり、1931年9月18日に勃発した満州事変に端を発する軍需の拡大と昭和恐慌からの景気回復である。その兆候は1933年頃から既に見え始め、電力需要もこの時期に一転して急増する。このことは逓信省と電力会社にとっても予期できない事態であった[30]。1932年末までには、それまで電力各社を悩ませた過剰電力は一掃され、1934年に入ると不定時電力の定時化が常態化した。

このような電力需要の激増に応えたのは、これまで重視されてきた水力ではなく、火力発電だった。この背景には1933年夏の石炭単価の暴落や火力発電技術の向上がある。1931年末には201.8万キロワットであった発電力は、1936年に入ると426.0万キロワットに至り、5年間で約2倍に急増した。これにより1933年以降の景気回復に伴う旺盛な電力需要に対応したのである[31]。

満州事変以後の産業発展は、金属・化学・自動車工業など電力を大量に消費する部門によって牽引された。とりわけ人絹工業は名古屋や岡崎、豊橋といった地域で急速に発達し、1933年2月には日清紡の子会社である日清レーヨンの岡崎工場が設立されている[32]。もともとこれらの地域は、名古屋港の開港（1907年11月）による低い物流コストと木曽川水系からの豊富な発電水力を享受できる好立地であった[33]。第一次世界大戦中の1916年には、名古屋電灯の経営者である福澤桃介が余剰電力の消化のために木曽電気製鉄会社を設立し、1932年には同様の理由から、矢作水力が硫安や硫酸を生産する矢作工業株式会社を

---

[27] 電気委員会における上記の発言から1週間後の1934年2月26日に、清水は全国の地方長官宛に「府県営電気事業は事業統制上適当ならざる場合多きが故に濫に之を容認すべからざる旨」の通牒を発し、正式に公営電気事業の抑制方針を伝えた。「公共団体の電気事業経営に関する件」電業時代社（編）（1934）『電気委員会議事要覧．昭和9年版』，155頁。

[28] 橘川（2004），155頁。

[29] 通商産業省（編）（1979），121頁。

[30] 通商産業省（編）（1979），120-121頁。

[31] 同上，121頁。

[32] 人絹工業の利益率は、1926年から1937年上期まで常に製造工業における平均値を上回り、特に1929年上期から1931年下期にかけては製造業全業種中1位の座を維持した。このような高成長をうけ、1932年の暮以降になると日清レーヨンをはじめとする同業への新規企業の参入が活発化した。山崎広明（1975）『日本化繊産業発達史論』東京大学出版会，162-163頁。

[33] 浅野伸一（2015）「工業都市名古屋に見るモダン都市の形成と都市電化」近現代史研究会『年報近現代史』（7），48-49頁。

設立した[34]。満州事変以後の人絹産業の発達もこうした豊富な電力の使用が背景にあった。

その後も名古屋や岡崎、豊橋といった地域は工業の中心地となり、自動車産業や航空機産業が急速に拡大した。特に自動車産業は軍部のテコ入れによる国産メーカーの育成が1920年代から進められており、1931年5月には商工省が「自動車工業確立調査委員会」を設置するなど「国策」の様相を呈していた[35]。名古屋においても1930年から1932年にかけて「アツタ号」（日本車輌製造）や「キソコーチ号」（株式会社豊田織機）といった自動車やバスが開発されている[36]。

豊田自動織機も自動車産業に熱心であり、1933年9月には同社製作所内に「自動車部」を設置し、同年11月になると挙母町（現豊田市）を新自動車工場の用地として検討することとなる[37]。同年 12 月には用地買収が完了したが、車体ボディーの開発に手間取ったこと、および電力会社との交渉が難航したことで計画は一旦中断した[38]。その後、1937年にトヨタ自動車工業株式会社が誕生したことを画期とし、同社による戦時下の自動車生産が開始されることとなる。

人絹や自動車産業といった満州事変以来の新興産業の発展と電力需要の増大は、電力会社間の関係にも重大な影響を与えた。本稿では、これらの新興産業が勃興した名古屋を中心に分析し、特に中部地方で覇を競った2つの電力会社の係争に着目する。

係争当事者の一方は、1930年に設立された中部電力である。同社は「5大電力」の1つである東邦電力株式会社との関係が深い企業であり、当時は愛知県を中心に、静岡・岐阜を含めた3県 14 郡内に広がる 3市、41町、53村に電灯電力を供給していた。同社は、「5大電力」を除く地方電力会社の中では規模が大きく、昭和恐慌期に低迷していた経営状態は満州事変以後に回復しつつあった。その理由は同社の営業区域である岡崎・豊橋地方で繊維産業が勃興し、電力需要が著しく伸びたことにある。

分析の対象となるもう一方の企業は矢作水力である。同社は1919年に矢作川の電源開発を目的に設立された卸売電力会社である。中部電力が東邦電力の関連会社であった一方、矢作水力は大同電力との関係が深く、愛知県のほか岐阜、福井、長野の各県に供給区域を有していた。

両社の関係は満州事変を契機とする1933年以降の電力需要の回復を契機に悪化した。本稿ではまず、1933年2月に設立された日清レーヨンの岡崎新工場への電力供給をめぐる両社の係争に焦点をあてる。次に 1935年1月に起こった豊田自動織機による建設予定計画が持ち上がった挙母町の新工場への電力供給をめぐる両社の係争に着目する。

大和田が取り組んだのは1935年の挙母新工場問題であるが、これは岡崎新工場問題に続く両社の係争の第2ラウンドであった。そのため、本稿ではまず岡崎新工場問題から分析を開始し、両社間の供給区域独占制をめぐる係争の実態を明らかにする。次に挙母新工場をめぐり大和田が反・民営的な電気事業観を形成する過程を明らかにする。

3. 矢作水力と中部電力間の係争とその経緯

3-1. 日清レーヨン岡崎新工場への電力供給をめぐる両社の係争

日清レーヨンは日清紡株式会社が株式の7

[34] 塚本学ほか（編）（1982），266頁。

[35] 四宮正親（1998）『日本の自動車産業 企業者活動と競争力』日本経済評論社，33-36頁。

[36] 安保邦彦（2005）「中部地区の産業史（その 5）」『東邦学誌』第 34 巻第 1 号，62-66頁；青木鎌太郎「自動車『あつた号』生る」『中京財界五十年』中部経済新聞社，133-135頁。

[37] 安保邦彦（2005），71-72頁。

[38] 大和田日記研究会（1999），706頁。および大和田悌二「日記抄」，1935年5月9日付。

割を、残り3割を矢作水力が持つことで誕生した人絹工業を中心とする企業であり、1933年2月12日に創立総会が行われた[39]。

同年6月には、愛知県岡崎市に所在する同社の新工場に対する電力供給を矢作水力が行うこととなり、矢作水力は逓信省電気局に対して認可申請を行った。しかしながら、岡崎新工場は中部電力の供給区域内であったことから、この供給は「基準」の二（一）ロの「当該地域の供給事業者に余力なく且設備の関係上該事業者を経て供給することが経済的ならざるとき」に該当する可能性が濃厚であった。なお、特定供給の「基準」は1933年1月19日開催の第2回電力委員会で決議されている。

つまり、矢作水力から日清レーヨンへの送電計画は「特定供給許可基準規定運用のテストとなるべきもの」[40]であり、「電気事業法の試金石」[41]であった。当時のメディアは「改正電気事業法の大精神たる供給区域独占の反則に照らしてこの出願の許否は注目すべきである」[42]と伝えるなど、両社の係争は世論の注目を集めた。

中部電力は、矢作水力によって自社の供給区域が侵されたとして、逓信省に対して認可反対の運動を行い[43]、さらに「矢作と一戦を交へるために東邦と計つて発電所を建設」[44]しようとするなど強硬な態度で臨んだ。

係争の争点は、本件が「基準」の中で定められた特定供給認可の条件の1つである二（一）ロの「当該地域の供給事業者に余力なく且設備の関係上該事業者を経て供給することが経済的ならざるとき」に該当するか否かであった。本件において中部電力側に不利な点は、①矢作の送電線が岡崎新工場付近を通過していることと、②そもそも中部電力の電源の余力が少ないことでだった。一方、矢作水力の不利な点は、中部電力の猛烈な反対運動を押し切ってまで逓信省電気局が特定供給を認可するかが不確実だった点にある[45]。

また、矢作水力の送電計画が認可された場合、契約上の電力料金は1キロ時1銭5厘、負荷率85%とされており、これは当時の電力市場一般からみても異常に安価であった[46]。中部電力の矢作水力に対する反対声明は、以下の通りである。

岡崎新工場への矢作水力による送電に対する中部電力の反対声明（1933年2月）

「一、矢作水力が中部電力に一言の相談もなく全然区域外に所在せる日清レーヨン工場と新規給電契約を締結せるは中部に敵対行為を開始したのみならず折角統制に転向せる電力界を撹乱するものである

一、政府が電気事業法を改正実施したのは、斯業に対する政府の監督権並に発動権を拡大しその統制強化を趣旨としたものである

然るに政府にして若し矢作〔水力による〕今回の特定供給申請を許可するが如きことあつては改正新電業法の権威を失墜するのみならず政府自ら統制紊乱を助長する挙に出づるものと断ざるを得ない」[47]

（亀甲括弧内は引用者による補足）

39「注目される日清レーヨン 資金難で親会社は今秋中に払込徴収か」『中外財界』9（9）1934年9月15日，35頁。
40「電気事業法の試金石 矢作水力の特定供給計画逓信省認可なるか」『東京朝日新聞』1933年2月15日。
41 同上。
42 同上。
43「矢作水力の特定供給に中電の阻止運動」『新愛知』1933年2月18日。
44「（一）矢作水力の日清レヨン特定供給」電気経済研究所（編）（1933）『日本電気交通経済年史』第1輯（昭和8年前半期），72-73頁。
45 同上，72頁。
46 同上，73頁。
47 同上。

以上を理由として中部電力側から猛烈な反対が示されたため、逓信省は愛知電鉄社長の藍川清成を調停者に指名し、両社の和解を図った。しかし、矢作側もすでに「政府巨頭の完全なる諒解を得て居ることであるから妥協のため当方側が譲歩すべき寸毫の余地を認めず」[48] と強硬な態度に出た。両社の係争は中部側の背後には東邦電力が、矢作水力側の背後には大同電力が控えていたことから「5大電力」間の代理戦争としての側面を有していた。

日清レーヨン岡崎新工場をめぐる特定供給問題は、その後、電気委員会での審査を受けることとなった。電気委員会は、本件が1933年1月19日の「基準」決定後の最初の案件であるだけに慎重に取り扱い、最終的には本件を特定供給の問題として取り扱わず、「名義を中部として事実上中部が矢作の電力をこれに供給し、中部には付近の電力供給にある程度の優先権を与へる」[49] ことで妥協が成立した。藍川が両社の調停に立ち、さまざまな斡旋を行った後に 1933年6月28日に以下のような妥協案が調停されることとなった。

岡崎新工場への矢作水力による送電をめぐる中部電力・矢作水力間の妥協案

（1933年6月28日付）

「一、矢作水力は日清レーヨンに供給すべき電力を中部電力の変電所を通じてレーヨンに給電する

一、矢作、中部両電は相互に営業相手方に譲歩を挑み又は打撃を与ふるが如き行為をなさざることを協定する」[50]

これにより、矢作は既に逓信省に提出した岡崎新工場への給電許可申請書を取り下げ、改めて矢作水力・中部電力・日清レーヨンの間で電力需給契約を締結するべく、逓信省に再申請することとなった。

中部電力は自社の電力供給量の不足が矢作水力の岡崎新工場に対する特定供給の認可申請を招いたこともあり、1933年4月28日に第二富士電力社長の朝倉毎人との間で買電交渉を行なっている[51]。第二富士電力は、富士電力の子会社として 1928年12月に資本金1千万円で設立された。同社の水力発電は大井川上流の寸又川とその支流である大間川を利用するものであり、湯山発電所と大間発電所の建設が当時進められていた[52]。この両発電所から将来供給される膨大な電力の売り込み先として当時最有力候補と目されたのが中部電力であった[53]。

中部電力の第二富士電力への接近は、自社の供給能力の不足を理由に矢作水力から再び挑戦を受けることを恐れていたためであると思われる。そしてこの中部電力の恐れは現実のものとなった。いまだ中部電力と第二富士電力との間での買電契約がまとまらない1935 年初頭に、中分電力の供給独占区域である愛知県挙母町に豊田自動織機の自動車工場の建設が計画され、矢作水力が同工場への特定供給を逓信省に認可申請したのである。

以下では東京大学大学院法学政治学研究科近代日本法政史料センター原資料部が所蔵する「日記抄」[54] の記述を参照しつつ、挙母新工場への送電をめぐる両社の係争を考察する。

[48] 同上。

[49] 同上，72頁。

[50] 同上，73頁。

[51] 朝倉毎人（著）阿部武司（編）(1983b)『朝倉毎人日記』第2巻，山川出版社，6頁。

[52] ダイヤモンド社 (1935a)「第二富士電力の工事進む」『ダイヤモンド：経済雑誌』23 (9) 昭和10年3月21日, 61-62頁。

[53] ダイヤモンド社 (1934)「中部電力の需要激増」『ダイヤモンド：経済雑誌』22 (11) 臨時増刊，103-104頁。

[54] 日記の1935年の部分については主に大和田悌二日記研究会「大和田悌二日記（一）──昭和一〇年～一三年」から引用したが、誤字等が見られる箇所は東京大学大学院法学政治学研究科近代日本法政史料センター原資料部所蔵の「日記抄」を参照した上で修正した。

3-2. 豊田・挙母新工場への電力供給をめぐる両社の係争──「日記抄」を中心に

前述のように、豊田自動織機は 1934 年 11 月に愛知県挙母町の丘陵地帯を自動車工場の絶好地と定め、同年 12 月には同地の買収を完了した。翌 1935 年 1 月 11 日（金）に、名逓局長の大和田は豊田の社長である豊田利三郎に対し、同社の自動車国産化計画への「協力を約し、実行方激励す」[55] と、支持する姿勢をに示した。また、同日に、大和田は名古屋逓信局の小山電気課長から挙母新工場への電力供給をめぐる中部電力と矢作水力との間の係争について報告を受けている[56]。同年 1 月 15 日には、矢作水力は豊田への特定供給の申請書を名逓局に提出した[57]。したがって、「日記抄」の記述に基づけば 1935 年 1 月をもって両社の係争が本格化したとみてよいと思われる。

同年 2 月 18 日（月）に、大和田は中部電力社長の高石弁治の来局を求め、豊田に対する送電について将来の係争を招くことを避けるため、以下の提案を行なった。

挙母新工場問題をめぐる中部電力・高石社長に対する大和田の提案

（1935 年 2 月 18 日）

「一、矢作は現在仮屋［ママ］豊田工場に特定供給中なるが若し豊田自動車が仮屋［ママ］工場内に設けらるれば、特定供給の増量認めらるべきこと、高石氏肯定。

二、中部の供給余力は二千 K にて、本年約七千 K 増加には応じ得ざる現状（此の点工事中の第二富士電の供給を望む。）

三、豊田自動車の電炉用の料金は一銭五厘にて有利に非ず。

四、特定供給の現状につき、異議を述ぶるよりは矢作より買電して区域独占権保持に万全を期するが現状の実勢ならずや。」[58]

高石は大和田の提案に対し概ね同意を表明した上で、後日の回答を約束した[59]。これらの大和田の提案の中で、もっとも興味深いのは、中部電力に対し「矢作より買電して区域独占権保持に万全を期する」よう勧めた 4 つ目の提案である。これは 1933 年 6 月に日清レーヨン岡崎工場をめぐる両社の間で交わされた妥協案でも採用された解決策であった。翌 1936 年以降の大和田は革新官僚として国管を主導することになるが、この時点ではまだ改正法の大原則である供給区域独占制に配慮していたことがわかる。

1935 年 2 月 25 日（月）に、愛知電鉄の社長であり当時中部電力の会長でもあった藍川清成が名逓局を訪れた。藍川は前述の岡崎新工場問題でも仲介役を務めた人物であるとともに、大和田の三高時代の大先輩でもある。藍川は、2 月 18 日の大和田の提案に対し「親会社東邦電力の意見をきかぬと回答できぬ事情」[60] を説明した上で、改めて大和田の意見を聞きたいと述べた。藍川の回答を得た大和田は、藍川に対し次のように述べている。

藍川に対する大和田の回答

（1935 年 2 月 25 日）

「余。矢作は現在仮屋［ママ］工場（織機、自動車共）に二千 K、近く一〇〇〇 K 増加の予定、電炉用オフピーク電力一銭五ノ〔厘〕にて特定供給し居るが事実はピーク電力も供給し居れり、有利の供給と認め非ざるが、中部は区域なるも能力無く、而かも自動車

[55] 大和田悌二日記研究会（1999），693 頁。「日記抄」1935 年の目次を参照。
[56] 同上，695 頁。「日記抄」1935 年 1 月 11 日。
[57] 同上，695 頁。同上，1935 年 1 月 15 日。
[58] 同上，696-697 頁。同上，1935 年 2 月 18 日。
[59] 同上。
[60] 大和田悌二日記研究会（1999），697 頁。「日記抄」1935 年 2 月 25 日。

工業は国家的にも援助すべき事業として特定供給を認め来れるものなり。此度苅屋［ママ］より挙母に自動車部が移転計画なる所、中部が供給を確保し得るなら、**勿論原則通り区域独占を守るは当然**なるが、現に能力無く、計画の第二富士よりの送電順調に運ぶとして、殆ど特殊電力無く、信頼し難き実情なる故、中部に供給せしめば当然失ふべき矢作の三千Ｋを同社より購入して供給せば万事円満に解決すべし。此の場合問題は右購入電力料金の算定なるべく、両社間の話合に依るべきも、事業援助の旨からして、余としても介入する場合あることを留保すべし」[61]（太字部分は引用者による強調）

藍川は「矢作の１銭５ノ〔厘〕料金はダンピングなり」[62] と不服をもらしたが、親会社の東邦電力と協議した上で後日回答することを、大和田に約束した。

２月26日（火）には、矢作水力副社長の杉山栄が名逓局に来局し、同社が挙母新工場に対し直接供給することを控え、代わりに電源に余裕のない中部電力に挙母新工場のための電力を売却する旨の回答を示している[63]。

２月27日（水）、大和田は新愛知新聞の有吉記者の質問に対して係争を解決する方針を次のように語った。

新愛知新聞の取材に対する大和田の回答
（1935年２月27日）

「一、豊田挙母工場に対する電力供給につき区域者たる中部社長を招き状況調査せり。

一、**電力行政は、電気を**［ママ］**生産手段たる点を、電気事業自体より大切**とし、従って相手事業の重要性に準じ、**料金の如何によりては特定供給も考ゆ**［ママ］。単に供給能力の有無によらざる場合の特定供給もあり得べし、区域独占は絶対のものに在らず。

一、しかし**独占区域は原則なる故**、中部が矢作より買電し矢作同様の条件にて供給するなら、中部が当然供給し、特定供給の生ずる余地はあり得ず。」[64]
（太字部分は引用者による強調）

前述の通り、この当時に電気局長として改正法体制を率いた清水は、電気が「現代文化の心髄」[65] であるとみなしたが、その発達はあくまで民間電力事業者の自律と協調によって果たされるべきであると考えていた。それゆえ、清水は争いの原因になりやすく、認可を頻発すれば改正法全体を揺るがしかねない特定供給を極力認めない方針を貫いた。

一方、大和田にとっては、電気は「生産手段」であり、守るべきは電気事業者の利益ではなく電力を用いる事業の重要性だった。このとき大和田が守ろうとした利益とは、当時国策の中心に位置付けられ、かつ大量の電力を消費する自動車産業であった。ゆえに清水が消極的であった特定供給の認可についても、それが国策上の必要があれば認め得るという立場を大和田は採った。この大和田と清水の電気事業観の相違を確認することは重要であろう。なぜなら1936年３月23日に清水が電気局長を退任した後、後任者となったのが大和田であり、この人事の入れ替えが逓信省の電力政策の「転向」[66] に重大な影響を与えたからである。

[61] 同上。
[62] 同上。
[63] 大和田悌二日記研究会（1999），698頁。「日記抄」1935年２月26日。
[64] 同上。
[65] 清水順治（1934）前掲。
[66] 清水が電気局長に在職していた時期、逓信省は電力会社からの買電を促すために需要家による自家用発電建設を抑制した。これは当時の民営中心主義的な電力行政の典型例であったが、大和田が清水の後任として1936年３月に新たに電気局長に就任した後は、この方針は緩和された。これは当時のメディアから「電気行政の一転向」と指摘された。「特

1935年に名逓局長を務めていた大和田は、既存の法秩序である改正法とその大原則である供給区域独占制に配慮を示していたものの、上記回答の冒頭に表れているように、大和田の電力事業観には既に「革新」の色彩が見え始めていた。ただ、続く回答で「独占区域は原則」としていることから分かるように、いまだに改正法の枠内に留まる立場を保持していた。ここでの言説において大和田は「基準」で定義された（二）「需要者方面に理由の存するとき」の細目（ハ）「確実又は低廉なる電力を特に必要とする事業に対し当該地域の供給事業者よりの供給が不適当なるとき」という条文を念頭に置いていたと思われる。

3月2日（土）に、豊田利三郎が名逓局を訪れ、「自分は東邦電力の監査役として、子会社中部電力を扶け度きも、私情は棄つとも、事業のため安価の電力を受くる要あり」[67]と述べ、当時既に矢作水力から刈谷工場に供給されている特定供給についても、満足している旨を述べている。大和田はこれに対し、「自動車工業の独立化は、国策上輸入を防遏し、国防上も重大意義あり、是非成功あり度く、電力はその為の必要原料」[68]であるとした上で、豊富低廉な電力供給のためには協力を惜しまない旨を述べている。

3月5日（火）に、大和田は東京の逓信省電気局にて清水順治電気局長および藤井や森、立花、荒木といった同局の幹部を集めた会合に参加し、豊田挙母新工場に対する中部電力と矢作水力による供給について現状を報告した[69]。「日記抄」によれば、藤井と立花は大和田の報告に積極的に賛成し、係争解決の裁量が大和田に一任されるべきであると主張した。また、同日に大和田は挙母新工場をめぐる係争の措置について逓信省次官の大橋八郎にも報告している。

なお、挙母新工場問題と直接の関係はないものの、3月9日（土）に大和田が大橋と会食した際にも、大和田は各省に関係する電力行政は今後内閣調査局（以降、内調）を中心に行われるべきであり、「逓信省限りにては、実現困難」[70]との意見を述べている。この言葉は、大和田が名逓局時代から既に国策としての電力行政を視野に収めていたこと、そして内調をセンターに他官庁の官僚とも縦横に協力する姿勢を明確に打ち出していたことを示す点で重要な言説であるといえる。大和田が後年「革新官僚」と称されたゆえんはここにあり、清水順治や平沢要の言動が逓信省のみに制約されていたことと対照的と言えよう。1935年当時は、大和田の内調への異動も噂されており、「日記抄」1935年5月10日付の記載には「余の出馬説出づ」[71]と書かれている。しかしながら、大和田は「成可く若手の選手を各省よりすぐり、任務を完遂され度きものなり」[72]と誘いを断り、逓信省に留まることとなった。最終的には、国管論争でイデオローグ的役割を果たす奥村喜和男が逓信省から内調に異動している。

大和田は3月11日（月）と12日（火）に、地方紙『名古屋新聞』と『新愛知』の記者に対し挙母新工場問題についての自身の考えを述べた。この取材は逓信省電気局での会議を終え、名古屋に帰った後に行われたものである。

まず、裁定案は本省の意向に沿ったものであるかという記者の質問に対し、大和田は今回の上京では「関係首脳部に話しかつ意見を

殊工業に自家発電を認可 当局の転向と国営論の矛盾性」『時事新報』1936年8月24日。
[67] 大和田悌二日記研究会（1999），698-699頁。「日記抄」1935年3月2日。
[68] 同上，699頁。「日記抄」1935年3月2日。
[69] 同上，699頁。同上，1935年3月5日。
[70] 同上，700頁。同上，1935年3月9日。
[71] 同上，706頁。同上，1935年5月10日。
[72] 同上。

きいたのみ決定をみたなどといふことはない」[73]と否定した。その上で「地方問題で有る以上は地方官庁の立場において解決するのが当然」[74]と述べ、「若し地方官庁の解決方法が悪ければ、本省がこれを修正すればよい、だから豊田工場問題は名逓局がこれを解決する」[75]とした。さらに「世間には電気事業を一つの産業と心得てゐるものがあるが、それは見当違ひだ、電気事業は産業を助成する生産手段に過ぎない」[76]とし、「電気事業間の紛争も国家的産業の立場から解決すべきである」[77]と述べた。ただ、大和田は「如何に国家的産業の立場からといつても、電気業者が有する供給権を無視することはしない、これはどこまでも尊重する」[78]とした上で、「だから豊田工場問題にしても、中電が矢作が申請してゐる料金程度で供給するといふのであれば、矢作の特定供給はてんで問題にならない、また矢作としても需要家を争奪する手段として採算を無視した低率料金であるならば、これは妥当公正な料金とはいへないから問題にならない」[79]とした。

以上の発言は、これまでの経緯の中で大和田が掲げた方針とほとんど変わることはない。ただ、1点異なるのは東京の逓信省電気局長との会談を経てなお、改正法に基づく従来の方針ではなく名逓局長の大和田の裁量に委ねられるべきであると強調したことである。

このことは本係争が、単に電力事業者間の対立に留まらず、逓信本省と地方局である名逓局との間で展開した権力闘争であったことを示している。改正法の成立に係った平沢要は1930 年代の逓信省内で「電気行政のエキスパート」[80]と目されていたが、大和田はその民営中心の政策を快く思わなかったことから、「平沢イズムの打破」をかねてから構想していたのである[81]。

3月22日（金）に、中部電力の藍川会長と高石社長が名逓局を訪れ、「中部は、矢作より電気炉分三千 K を買電し、豊田に供給す」[82]とした上で「此場合多少の手数料を矢作より得度し」[83]と回答した。この中部電力側の回答に対し、名逓局の小山電気課長は「電気炉用電力料は、矢作としてぎりゞの所と考へられ、更に手数料を支払ふことは困難と察せらる」[84]と矢作水力側を擁護した。その上で小山は、中部電力が矢作水力から「動力用の分も買電し、手数料を受ける余地あるものを買入るゝは如何や」[85]と提案したところ、藍川は「此の程度でも、東邦より軟化と責められ、動力迄の買電は到底駄目」[86]と回答した。大和田は、豊田の自動車産業は国家的に重要産業であるため特定供給は認められるべきであること、そして既に決定された発送電予定計画も「一会社を目標とせず、一地方を目標とする故、個々会社への流用もあるべきものなることを了知すべき」[87]であることを述べた。その上で、改め

[73]「独占不可なれば特定供給を認可 矢作、中部の豊田紡供電問題 帰名の名逓局長談」『名古屋新聞』1935年3月11日。
[74]「電力業者よりも消費者重点 特定供給許可問題を大和田名逓局長語る」『新愛知』1935年3月13日。
[75] 同上。
[76] 同上。
[77] 同上。
[78] 同上。
[79] 同上。
[80] 吉田啓（1938）『電力管理案の側面史』交通経済出版部，95頁。
[81] 翌 1936年3月、頼母木逓信大臣から次期電気局長を誰にすべきか相談された際に、大和田は「平沢イズム打破が改新政策と考ゆる自分としては、平沢の電気局長は逆行にて断然不可なり」と述べている。「日記抄」1936年3月18日。
[82] 大和田悌二日記研究会（1999），702頁。「日記抄」1935年3月22日。
[83] 同上。
[84] 同上。
[85] 同上。
[86] 同上。
[87] 同上。

て両社による話合を要望した。

3月23日（土）に、矢作水力の副社長である杉山栄が名逓局を訪れた際、大和田は以下のような回答を示した。

矢作水力に対する大和田の談話
「余より、中部は矢作より買電して豊田へ供給し度き希望なり、依って手数料として何程か割引き売り渡せば、円満解決なり。又発送電予定計画の見地よりもブロック内の総括需給を見て各社を見ず、必要に応じ各社間の円満提携を要望する筋合にてあり」[88]

これに対し、杉山は同感の意を表しつつも「売電に際し、割引くことは、豊田に対し割かけ居りし形となり、今后に禍根を残す憾みなしとせず」[89]とし、その上で「妥当の割引料の発見が問題なり」[90]とした。さらに続けて、本係争は、結局のところ、矢作水力と東邦電力との間の問題であるとし、両社の間で融和が進めば矢作水力と中部電力との間の係争も解決される旨を大和田に対し述べている[91]。この日もまた具体的な解決を見ることなく、翌週に中部電力社長の高石と杉山との話し合いを名逓局内で持つことが約束された。

3月30日（土）に、中部電力の高石弁治社長と真野正雄、矢作水力の杉山栄副社長が名逓局に集い、協議をもった。中部電力側から「矢作より電気炉分3千K購入」[92]の申出があったものの、矢作水力側からは「電気炉分、丈では手数料支払余裕なし、動力用も一括購入」[93]することを中部電力側に要望し、これに小山電気課長も同調している。また、受電の場所について、矢作水力は刈谷でなく挙母町を望むとした一方、中部電力側は「挙母を避けし」[94]と反対した。両社は特定供給を避け、矢作水力側から中部電力側に送電する点では一致したが、手数料と受電場所の決定という新たな懸案が発生したことで交渉は再び行き詰まり、4月4日に再協議することが決まった。

4月4日（木）に行われた協議では、中部電力の高石社長から「仮屋［ママ］同様矢作の特定供給と誤解さるゝ惧れ」[95]があることから挙母町ではなく「全然新しき戸崎にて買電し度し」[96]との返答がなされた。大和田はこれに対し「理由なき懸念なること」[97]と述べた上で、「挙母にて受電し同地自動車工場に供給することが送電線もあり合理的」[98]であると主張した。高石は再考を約束した上で、協議は4月13日（土）に持ち越されることとなった。なお、13日を待たずして4月12日（金）に中部電力側は小山電気課長に対し、挙母町における矢作からの受電は困難であると回答している[99]。

4月13日（土）に再び行われた会議の席上で、矢作水力は「挙母受電は、中部の申出の如く譲る」[100]とし、その代わりに電力の供給を電炉に限定せず、さらに3千キロワットを一般価格にて売却することで、交渉が一段落した。裁定の細目については後日の協議において詰

[88] 大和田悌二日記研究会（1999），702頁。「日記抄」1935年3月23日。
[89] 同上，703頁。「日記抄」1935年3月23日。
[90] 同上。
[91] 同上。
[92] 同上，703頁。「日記抄」1935年3月30日。
[93] 同上。
[94] 同上。
[95] 同上，703頁。「日記抄」1935年4月4日。
[96] 同上。
[97] 同上。
[98] 大和田悌二日記研究会（1999），703-704頁。「日記抄」1935年4月4日。
[99] 同上，704頁。「日記抄」1935年4月12日。
[100] 同上，704頁。同上，1935年4月13日。

められることが約束された。

4月23日（火）に、中部電力の高石社長が名逓局を訪れ、2千キロワットを刈谷、1千キロワットを戸崎町にて矢作水力より買電する希望を述べた上で、料金は負荷率65% で1銭6厘に設定したいと主張した[101]。中部電力側の主張は、負荷率 65% で電力料金を1銭8厘としたい矢作水力側の要望と開きがあった。その後、矢作水力副社長の杉山栄の母が死去したため、協議は後日に持ち越されることとなった。

5月1日（水）に、大和田は矢作水力の杉山栄副社長の来局を求め、中部電力側の主張を伝えた上で両社間による直接折衝を行うことで合理的結論を導き出すことを希望した[102]。この席で杉山は大和田に対し、豊田側において両社の電力をめぐる係争に嫌気がさし、挙母新工場を断念する記事が出ていると報告している。

5月2日（木）に、矢作水力副社長の杉山栄は、大和田に対し、①本業である紡績織の経営が不調である矢先に自動車産業に進出する危険性と、②土地の獲得に問題があることから、豊田内で挙母新工場を建設することへの慎重案が台頭していることを告げた[103]。また、65%1銭6厘の料金を主張する電力料金について、杉山はこれが「全部オフピークなら兎も角、現状では応じ難し」[104]と回答している。大和田はこれに対し、以下のように回答した。

> 挙母新工場をめぐる、中部電力・杉山栄副社長に対する大和田の回答
>
> （1935年5月2日）
>
> 「余は本件は勿論重要なるが、目的は寧ろこれを機会とし、ブロック内の需給調整理論を確立せんとの考へなるが、豊田が、自動織機発明より、自動車エンヂン進出は、国家的に意義あることにて、是非差向採算を度外しても創業を希望し度きも、新旧勢力の激突は那辺にも存す、本件は、特定供給も可能の対象たるべし、等、腹蔵なく意見を交換す」[105]

5月9日（木）に、小山電気課長から大和田に対し「豊田挙母自動車工場は中止、刈谷にて試作作業続行後日を期することに決定」[106]との報告が寄せられた。その理由として、小山は豊田側と挙母町との間で用地取得や経営上の問題とともに、中部電力と矢作水力との間で紛糾が起きていることを挙げた。また大和田は以前、豊田利三郎が鋼材の問題について語ったことを付け加えている。

5月20日（月）には、矢作水力の杉山副社長が名逓局を訪問し、大和田に「豊田の挙母自動車工場は延期に決し、受電申請取下に決せり」[107]と報告した。6月3日（月）には、豊田側からも大和田に対し挙母町での受電申請取り下げの連絡が入った[108]。

これにより、挙母新工場の計画は一度白紙に戻った。しかし、2年後の1937年8月27日に株式会社豊田自動織機から分離独立した「自動車部」がトヨタ自動車工業株式会社として設立された。そして同年9月29日に挙母新工場の起工式が執り行われ、翌1938年11月3日に竣工している[109]。

結局のところ、本係争は豊田自動織機側が挙母新工場の建設計画を断念したことで終結

[101] 同上，704頁。同上，1935年4月23日。
[102] 同上，705頁。同上，1935年5月1日。
[103] 同上，705頁。同上，1935年5月2日。
[104] 同上。
[105] 同上。
[106] 大和田悌二日記研究会（1999），706頁。「日記抄」1935年5月9日。
[107] 同上，709頁。「日記抄」1935年5月20日。
[108] 同上，710頁。「日記抄」1935年6月3日。
[109] トヨタ自動車工業株式会社社史編集委員会（編）（1967）『トヨタ自動車30年史』，121頁。

した。なお、「日記抄」の記載によれば、挙母新工場をめぐり激しく争った中部電力と矢作水力は1937年6月に電力協定を締結した[110]。しかし、同年8月に中部電力が東邦電力に買収・統合されたことで、この契約も消滅することとなる。

3-3. 中部電力と矢作水力との間の2つの係争のまとめ

以上が1933年と1935年に中部電力と矢作水力との間で発生した日清レーヨン岡崎新工場および豊田の挙母新工場に対する送電供給をめぐる係争の概要である。前者は円満に解決したものの、後者では両社は料金と受電地点について合意に達することができなかった。その明暗を分けた原因については、資料不足のため、本稿では完全に明らかにすることができなかったが、少なくとも以下の点が明らかになったと思われる。

1点目は供給区域独占制の脆弱性である。自社区域に対する二度の侵攻を矢作水力から受けた中部電力の経験から分かるように、1企業による供給区域の独占は、他社による特定供給を通じて有名無実化される危険性を常に内包していた。ゆえに区域を保持する企業が区域外の企業から買電する形で妥協するのが一般的であったが、こうした曖昧な関係の上に同制度はかろうじてその実態を保持していたのである。

両係争の舞台となった岡崎市と挙母町は中部電力による単独の供給区域であったが、1931年の改正法以後電力連盟によって「凍結」されていた重複供給区域の事情は一層複雑だった。重複供給区域では特定の会社以外による供給が連盟により「凍結」されたことは前述したが、それは完全に無効化したわけではなかった。実際には自社による供給権を諦めた電力会社は、その代償として相当量の電力を区域を独占する会社に引き取らせていたのである[111]。以上のように、重複供給区域であれ単独の会社による供給区域であれ、供給区域独占制の建前は各社間の妥協の上にかろうじて成立していた脆弱な制度であった。

2点目は大和田が必ずしも国営ありきの人物ではなかったという事実である。「生産手段としての電気」を重視した大和田は、自動車産業への特定供給を認可しようとした。また、地方局長の立場でありながら、従来の逓信省の方針に背地するような電気事業観を示した。しかしながら、少なくとも1935年までの大和田は改正法の枠内で挙母新工場問題を解決しようと努めたのである。

たとえば、大和田は、1934 年1月22日に第6回電気委員会で決定された発送電予定計画を念頭に置いた上で 1935年 5月2日に「これ〔豊田新工場問題〕を機会とし、ブロック内の需給調整理論を確立する考へ」（亀甲括弧内は引用者）を、矢作水力副社長の杉山栄に語っている。結局、その「理論」が具体化される前に係争自体が収束するが、ともかくこの発言から名逓局長時代の大和田が既存の電力行政の枠に留まりつつも、独自色を出そうとした姿勢を知ることができよう。

3点目は裁定プロセスの相違である。岡崎新工場をめぐっては改正法により設置された電気委員会において審議され、決定された一方、挙母新工場をめぐっては地方局である名逓局を中心に解決が模索された。

後者の問題について地方局にすぎない名逓局が本省を差し置いて裁定に乗り出した理由の1つは、当時の局長である大和田個人のパーソナリティであるが、別の要因としては昭和恐慌と満州事変を経たことで地方政治に占める経済行政の領域が増大したことが挙げら

[110] 1937年6月23日に高橋正忠からの報告で「矢作と中部の電力協定成立」し「名古屋逓信局時代の努力漸く結実」したとの記載がある。「日記抄」1937年6月23日。

[111]「同一区域に二社の電力配給問題 一方の供給権は取消不能」『実業の世界』31（7）7月号 1934年7月1日，155-156頁。

れる[112]。これを背景に逓信省も各省庁と同様に1930年代以降の地方行政において存在感を発揮していくが[113]、実質的な裁量は中央（東京）よりも各地方局に委ねられていた[114]。大和田が自身の裁量で挙母新工場問題を処理できた根拠の1つはここにあると思われる。

4. 大和田の民営電気事業に対する疑念の形成
――1934年から1935年にかけて

さて、両係争を経て大和田の電気事業観はどのように変化したのだろうか。名逓局長として問題を解決する際、大和田は民営事業中心の電力業を前提とした改正法とその大原則である供給区域独占制に対して一定程度の配慮を払っていた。しかしながら、挙母新工場問題の調停が行き詰まる中で、大和田は民営事業中心の電力業に対して疑念を深めていく。本節では、1936年4月に私家出版された『神性の発掘』に収められた大和田の諸論文を手がかりに、挙母新工場問題の調停を通じて形成された大和田の反・民営的な電気事業観について明らかにする。

4-1.1934 年における大和田の言説

大和田はもともと京都大学で海商法を学び、逓信省への入省後も管船畑を中心にキャリアを積んだ人物であった。ゆえに名逓局長に就任した1934 年当時の大和田は、いまだに電力行政に触れてから日が浅かったのであるが、同年10月には既に民営事業中心の電気事業観について次のような言説を展開している。

「電気事業の使命」
（1934年10月26日 電気協会東海支部総会での講演）
「何業でもさうでありますが、殊に電気事業の如き重要なる事業におきましては、**事業者各位が自重をされて、さうして全体としての進歩発展をはかると云ふ**事でなければならぬと思ひます。〔中略〕更に私共監督方面の担当者としましても、単に事業経営上採算のみに注意して行くべきでないと考へて居るのであります。日本と云ふ国に対して絶大な使命を荷ふ事業であると云ふ意味において、全体的に健全なる発達を遂げて貰はねばならぬと云ふことが最も肝腎な所であります。勿論会社と致しまして、之は個々の場合におきましては、商売のことでありますから、駆引も必要であります。いろゝな問題も起りませう、然しながら例へば新なる需要を獲得しやうと云ふので不当な安価をして割込む、いろゝな策略を用ゐる、斯う云ふことをやつて、部分的に成功して見た処で、結局は其の会社が相当の会社になしますといふと、また新しい会社から同じ手をやり返される。巧くやつたと思つても、結局小競合や小股すくひは、所詮は大きな眼で見るとさう巧いことにはならないと思ふのであります。」[115]
（太字は引用者による強調）

上記の言説の背景には、既に述べたように満州事変以降の昭和恐慌期とは打って変わった過剰電力の登場と事業者間の競争再燃がある。そのため、大和田は「不当な安価」による

[112] 市川喜崇（2014）「日本における中央－地方関係の展開と福祉国家（特集：地方行財政から見た日本の社会保障の現状と課題）」『社会保障研究』1（4）104頁。

[113] 1929年以降、逓信省は自作農の創設と維持に対して簡易保険の積立金を提供することで、地方経済に対する関与の度合いを強めた。

[114] 特に1934年9月21日に発生した第一次室戸台風以後、各地方局から逓信省本省に対して「応急措置を為すには現在の逓信局長の権限微弱にして迅速に機宜の処置を為すこと困難なり」という不満と権限の移譲を求める声があがった。逓信省（1935）『電気課長打合会議事要録』，125頁。地方局の権限増大を背景に、大和田は清水が率いる逓信省本省とは異なる電気行政を展開したが、歴史の皮肉は大和田が電気局長となった後、自身も逓信省の地方局から反発を受けたことである。1939年9月3日付の「日記抄」には、当時の大阪逓信局長の小松茂が、渇水に端を発した電力不足は「逓信本省の過誤」であることを写真電報によって宣伝した経緯が書かれている。「日記抄」1939年9月3日。

[115] 大和田悌二（1936）『神性の発掘』40-41頁。

「部分的な成功」を目論む事業者に対し「自重」を訴え、「全体としての進歩発展をはかる」ことを説くなど競争制限的な言説を展開している。しかし、その一方で「商売のことでありますから、駆引も必要」と民営電気事業に対して一定の配慮を払っている。これは1936年以降に民営電気事業者を相手に電気事業の国営化を推進する大和田の主張と比較すると、相当抑制的な発言であると言える。しかしながら、1934年末に豊田の挙母新工場計画が持ち上がったことでこのような大和田の態度に変化が生ずることとなる。

「権力を後光に働く者の心」
（1934年12月11日）（初出不明）
「〔中略〕電気事業法が改正され、従来とは打つて変つて積極的に出ることになつたので、今更講釈めかす必要もない次第であるが、その料金の決定如何が、我生産方面の死命を扼することになるので、その死活の鍵を握つてゐる者としては、余程この判り切つた筋途も、時折、否な年中念頭に置いて、八方に目を配り、万が一に間違ひなく、遅滞もなく、万事宜ろしいといふ信念の下に、真剣に取計つて行かねばならぬことも痛切に感ずるのである。話が具体的に赴くことは避けるが、この頃電気会社の間に、料金の裁定が折々行はれる。大体自治的に纏つて行くことは結構であるが、統制官庁としては、何でも纏まりさへすればよいわで、抛つて置くことは出来ない。」[116]

1931年以降の改正法による競争制限的な環境下で、電力業が安定的な収益を享受する産業に変化したことは既に述べた。これは電力連盟を中心とする電力会社間の利害調停の結果であり、岡崎新工場への送電問題の解決もその一例であった。上記の発言はこのような当時の状況を背景にしており、大和田は電力各社が「自治的に纏つて行くことは結構」としたものの「何でも纏まりさへすればよいわで、抛つて置くことは出来ない」と釘を刺している。そして、続く箇所では民営電力会社を中心とした電力行政に疑問を抱き始める大和田の変化を知ることができる。

「最近のことである。名古屋市内にさる大紡績会社が、工場を置く計画を立てた。さる電力会社に何でも安い値段で供給方を申込んだことであるが、その電力会社では、この要求に応ずる為には、この頃の裁定料金から推して行くと、買入れた電気を、元値を切つた電力として売らねばならぬことになる。けれども、これが凡べての需要家の態度なのだから考へさせられると述懐してゐた。一方又電気会社のいふ通りにすると、結局生産の為買入れた電力料金以下で商品を売らねばならぬ場合が出来るといふ需要者側の声も考へねばならぬ。」[117]

「名古屋市内にさる大紡績会社」とあるが「日記抄」の内容と照らし合わせた限り、これは挙母市の豊田自動織機を指していると思われる。この大和田の発言からは、料金裁定をめぐる調停を行う上で苦心する姿を伺うことができる。実際、挙母新工場問題の例から分かるように、電力料金の決定は企業間の紛争が発展する要因になりやすかった。この問題の根本的な解決は、改正法の原則の1つである料金の認可制が実施される1937年12月を待たなければならない。

4-2.1935年における大和田の言説

中部電力と矢作水力との間の交渉が料金や受電地の設定をめぐって破綻した1935年6月3日以降、大和田の言説は反・民営的な色彩

[116] 同上，39-42頁。
[117] 同上，41頁

を一気に強めていくこととなる。農村工業化（或は農村電化）をめぐる文脈の中で供給区域独占制について大和田は以下のように述べている。

「我国農村振興策と逓信省」
（1935年6月14日）（初出不明）
「〔中略〕農村を工業化することは、農村に収入を与ふる丈でなく、其の事業の基礎を、経済的にも、技術的にも鞏固にする所以であると思ふ。そして、其の為に必要な小動力を安価に供給することを考へねばならぬが、これに付ても**一つ従来の電気事業に考へる様な完全な、理想的な、表向きな設計**から、全く考へ方や趣きを変へて、至極手軽な、米搗水車然たる発電機構を考察して、行政取締も全く最後的な急所々々丈押へて、大体自治でやらせる、若し余裕あらば農作上にも動力は非常な働きをするもの故、利用の途を考ふることにしたら、農村振興には大きな効果があると思ひます（**この問題は現在の電気事業者の供給区域独占問題とも関係が生じ、又経営形態も、公営、場合に依っては国営迄も考へられ新考察を必要とすることになるでせう**）」[118]
（太字傍線部は引用者による強調）

改正法の大原則である供給区域独占制は都市のみならず、農村における電力普及にも深刻な影響を与えていた。農村は、1930年代当時、都市に比べて高く設定された電力料金の使用に甘んじていたが、その理由は、①農村における電力需要が少なく、配電設備のコストが料金に上乗せされ易かったこと、②受電料金より安い価格で発電が可能な自家用発電を産業組合が建設することを逓信省が抑制的に禁止していたこと、さらに③供給区域独占制により区域外の他社からの購入が禁じられていたことにある。

大和田は、名逓局長時代に愛知県の自作農創設会議に参加するなど農村振興策にも関わっており、上記の発言はその文脈でのものである。だが、ここで重要な点は大和田が「公営、場合に依つては国営迄も考へられ」ると態度を明確化したことである。この発言は、1934 年2月19日に清水順治電気局長が逓信省の方針として示した電気事業公営の抑制方針に反するだけではなかった。場合によっては国営をも視野に入れる大和田の「新考察」は、「完全な、理想的な、表向きな設計」と彼が攻撃する既存の電力行政全体に対する重大な挑戦でもあった。大和田はここにおいて従来の逓信省の電力政策と異なる考えを表明し、かつそれは省内の権力関係を反映した行動でもあった。勿論、この大和田の態度表明の裏には挙母新工場問題における調停の失敗があることは言うまでもない。翌6月15日に行われた以下の演説においても大和田は清水順治と平沢要が主導する民営事業を中心に据えた電力行政を強く批判した。

「電気行政について申上ぐ」
（1935年6月15日）
「電気会社は新電気事業法に依る新行政を謳歌してゐと見て大体よいと思ふ、反面に電気需用者たる事業家は徒らに電力料を高からしめる統制なりと遠吠してゐる様に思はれます。そこへ農村工業化、農村救済之に伴ふ電気の問題が生じてゐるでせう、ぼやぼやしてゐると、この素人耳に入り易い雰囲気に押されて、電気行政の大道が曲がるかも知れぬ。**内審、内調を幸いに、此の際逓信省も態度方針に再吟味を加へて、一つ之を逓信省丈の統制の如く考へてゐる社会に対し、国策遂行なることを調査局を利用し確認せしむることが必要**で、これが為には先手を打つてこちらから提案することがよくはあるまいか、現に世間と申しましたが、逓信

[118] 同上，127 頁。

省の行政に対し内務系統との間にも種々の悩みがあり事毎に法規の競争等も一例ですが**国論を統一して堂々の行政を行ふべきであります。**」[119]
（太字傍線部は引用者による強調）

上記の引用において、大和田は改正法を中心としたそれまでの電力行政では供給者の利害が重視される一方、需要家が軽視されている状況を強く批判している。また、電力業の国営化にまでは踏み込んでいないものの「此の際逓信省も態度方針に再吟味を加へ」て内調を利用することで「国論を統一して堂々の行政を行ふべき」と強く主張している。ここで大和田が表明した方針は、思想と行動の両面において「革新」的であった。なぜなら大和田は内調や 1920 年代に水利開発をめぐり競合した内務省などの省外勢力とも連携することで、従来の電力行政を覆すことを目指したからである[120]。これは清水や平沢など従来の逓信省官僚であれば決して選ばない手段であった。

大和田が革新官僚として世論の注目を集めるのは、1936年3月23日に清水の後任として電気局長に就任した以降のことであるが、既に1935年6月の時点において革新官僚としての思想がほぼ固まったとみて良いと思われる。繰り返すが、大和田は二・二六事件以後の雰囲気の中で突如革新官僚として覚醒したのではなかった。名逓局長時代に中部電力と矢作水力の調停に失敗し、その中で供給区域独占制の矛盾に直面したことで、民営中心の電力行政に強い疑念を抱くようになったのである。次の引用にはこの点が一層表れている。

「大電気事業に対する対策としては大体今日の新業法が運用をあやまらず、且つ権威を保ち得れば適当のものと称し差支なからんも、稍一般には真の法意が解され居らぬ傾向あり、逓信省は単に電気会社と結んで需要者を第二として電気の隆盛のみを先にするやに解され居る如く、小生の干与せし矢作中部の問題は好機と考へ可なり正しき理解の材料に言論機関等をも利用し効果ありし様考へてゐます、今回の○○〔伏せ字〕区域問題の如きは更に其の尤なるものにて効験いやちとこ〔ママ〕敬服してゐます。運用振り、当務者の頭の考へ方にはまだまだ改良の余地はありませうけれど。〔中略〕次に供給区域独占の件ですが、**何の力の無いものが、個々独占区域ありとてのさばつてゐる事実があらば考へねばならぬ**、事実他社から融通されて供給するものならば、他の統制上の問題なき限り直接やらす方がよい場合もある、これは特定供給として個々の認定にてやれると云ふ理屈ですが、左様な例外措置でなく原則としてやらせてよい場合がありはせぬか、**電灯の独占は可として、一定の制限以上の動力の独占には再吟味の余地ありと考へます**、歴史は繰返すと云ひますが、所謂繰返された歴史は前後に於て形は兎も角必らず意味は相違してゐるべきです」[121]
（太字傍線部は引用者による強調）

また、大和田は挙母新工場問題を通じ、電力会社の間で改正法の「真の法意が解され居らぬ」と評価した。特に中部電力に対しては「何の力の無いものが、個々独占区域ありとてのさばつてゐる」と非難するなど、民営企業に対する強い反感を打ち出した。これらの言説に現れているように、大和田は中部電力と矢作水力間の係争の調停を通じて民営電気会社に対する疑念を抱いた。これは既に2つ

[119] 同上，129頁。
[120] 御厨貴（1984）「水利開発と戦前期政党政治──政党と官僚及び官僚相互の交錯」日本政治学会『日本政治学会年報政治学』35巻。一記者（1932）「改正電気事業法施行に関する経緯に付て」河川協会『水利と土木』5（12），33-40頁。
[121] 大和田悌二（1936）『神性の発掘』，129-131頁。

の係争の分析から示されたように、この疑念は供給区域独占制の欠陥を前提としていることから大和田の見方には一定以上の合理性があったのである。

そして、このような大和田の見解は平沢や清水率いる逓信省本省の民営中心主義的な電力行政とは相反するため、省内における権力闘争に繋がった[122]。とくに当時の平沢要は、大和田など自分より入省が古い官僚に先んじて逓信省事務次官のポストに就き、しかもその後は同郷（信州）出身の官僚を要職にあてることで省内での勢力拡大に努めていた。このような平沢の行動に対し、大和田は電力行政の方向性と省内人事という二重の理由から不満を募らせていた。

つまり、その後の 1930年代日本電気事業における「革新」とは民営から国営中心という逓信省電力行政の転換であると同時に、省内での権力の重心が平沢から大和田へ移行する側面をも有していたのである。

4-3. 逓信省電気局長就任以後の大和田悌二の言説

名逓局長時代の電力行政の中で形成された大和田の反・民営的な電気事業観は、1936年3月23日付での逓信省電気局長就任以降、大和田が東北振興電力と国管の成立に関わるなかで一層強化された。翌4月には、頼母木桂吉逓信大臣の指示により省内に電気事業調査会が設置され、電力国営化に向かう環境が整った[123]。

電気局長としての大和田の初仕事は、政府委員として参画した東北振興電力の設立であった。同社は内地では初となる電力の卸売を専門とする特殊会社[124]であり、後の国策電力会社・日本発送電株式会社の原型ともいえるものだった。1936年5月12日に同社の会社法案は第 69回帝国議会に上程され、両院各4日というスピードで可決された[125]。

そして、同年6月10日に内閣調査局による電力国営の素案「電力国策の結論」（内閣調査局案）が報道されたことで、電力国家管理をめぐる論争の幕が切って落とされた[126]。同年5月、逓信省電気局によって「電力国家管理概説」が発表され、7月3日には「電力国策要綱」と「電力国策要綱説明書」が発表された。10月に入ると初期の政府側国管案である「電力国家管理要綱」（頼母木案）が発表された。国管に向けた趨勢はいよいよ固まってきたものの、1937年1月23日に広田内閣が総辞職したことで一旦国管は頓挫し、次の林銑十郎内閣では国管案が撤回され、振り出しに戻ることとなった[127]。

頼母木の後任として逓信大臣を務めた永井柳太郎は引き続き大和田を起用し、官民の電気事業関係者を集めた審議会である臨時電力調査会を 1937年10月に設置した。臨時電力審議会は、第73回帝国議会を通過し、成立した電力国家管理法ほか 3法案の母体となった[128]。本委員会とは別に、一部の関係者に絞って集めた小委員会も開かれた。その第2回小委員会では、大和田の手による「幹事試案」が示され、そこでは、①主要新規水力発電設備・主要送電設備・主要火力発電設備を国家管理に移すこと、②電気庁と電力審議会を設置すること、③国家管理から外れる配電事業に対しても統制を強化すること、④電力の動員、農山漁村、家庭の電化を推進すること、といっ

122 電気河川新報社（編）（1936）「逓信省に於ける二大暗流」『電力国営問題の解剖と批判』, 49-51頁；吉田啓（1938）『電力管理案の側面史』交通経済社出版部，93-142頁；嶋理人（2012）前掲書，35頁などを参照。

123 中瀬（2005），66頁。

124 植民地下の台湾では、1919年に台湾電力株式会社が設立されている。

125 逓信省電気庁（編）（1942）『電力国家管理の顛末』，10-24頁。

126 東北振興電力（1942）『東北振興電力株式会社社史』，14頁。

127 中瀬（2005），68頁。

128 逓信省電気庁（編）（1942），115頁。

た事項が盛り込まれた[129]。大和田はこの「幹事案」について詳細な説明を行うが、そこには名逓局以来の反・民営的な電気事業観がより強化された形で現れていた。

以下では「幹事試案」の説明の中でも、もっとも過激に表現された箇所を抜粋しつつ、大和田の反・民営的電気事業観を確認する。

臨時電力調査会第２小委員会での大和田の説明における「電力の戦死」論

（1937年11月1日）

「なほ最後に思想的問題があつたのでありますが、今日の電気行政をさも消費者本位の行政であるといはれて居るのでありますが、今日の電気局は左様な考を持つて居りません。消費者本位といひ事業者本位といひ共にこれは偏り過ぎて居る。我々が考へて居りますのは、若し何本位かといふならば**日本本位、即ち日本の国体は一君万民全体本位に共に栄える**といふのが日本の政治であります。この電気に関する限りに於いても国家のために一つこの電気を最も理想的に動かしたい、かういふ考以外に何物も無いのでありまして、恰も国民精神を代表されて君国のために万歳を唱へて戦死される兵士の如く、産業全体の基礎としての兵士たる電力は全産業のため、全体のために万歳を唱へてこの際戦死をされたらどうか、かういふやうな心算で、言葉は甚だ穏かでありませんが、詰り営利を念としないで経営するといふことは**営利事業としての戦死**である。併しながらこれは名誉の戦死であります。国家全体の産業を繁栄せしむるための戦死である。」[130]

（太字傍線部は引用者による強調）

以上の発言は国管に反対する民営電気会社の経営者に対して向けられたものだが、ここには名逓局長時代の大和田に見られた民営事業への配慮はほとんど見られない。ここで示されたのは、清水前電気局長時代の民営中心主義を旨とする改正法の運用方針からもかけ離れた態度であった。名逓局長時代の大和田は「電気事業は産業を助成する生産手段に過ぎない」[131]と主張したが、ここではさらに踏み込み、電力会社は「営利事業として戦死」すべきであり「日本本位」に運営されるべきであると述べている。1939年4月設立の国策電力各社の日本発送電株式会社は、このような大和田の理念が具現化したものであるといえよう。

5. むすび

本稿では、まず中部電力と矢作水力の間で勃発した岡崎新工場問題と挙母新工場問題という２つの係争を対象とすることで、供給区域独占制が実際には動揺していたことを明らかにした。

供給区域独占制度は、両係争の過程で明らかになったように、電力各社の複雑な利害関係と妥協の上に成り立っており、制度として十分に機能していたわけではなかった。その原因は、皮肉なことに、立法時点の現実への制度の対応性を保証すべく組み込まれた特定供給にあった。特定供給は、そもそも供給区域内における需給を調節するとともに、料金の吊り上げやサービスの低下といった独占の弊害を予防するために、「基準」の中に組み込まれた制度であった。

しかしながら、中部電力が警戒したように、特定供給の認可が前例となり区域独占が形骸化する恐れは常に存在した。それは区域独占企業にとって本来得られたはずの収入を失うことでもあるため、区域外からの特定供給は極力避けたい選択であった。監督官庁である逓信省電気局にとっても事情は同様であり、特定

[129] 同上，135頁。
[130] 同上，149頁。
[131]「電力業者よりも消費者重点 特定供給許可問題を大和田名逓局長語る」『新愛知』1935年3月13日。

供給の濫用は、供給区域独占制の形骸化、ひいては改正法体制全体の動揺に繋がるとして、その認可は極力回避された。そこで通常選ばれる理想的な解決法は、区域内外の企業間で電力の卸売契約を締結することだった。これにより、区域内企業の独占的権利は保全される一方、区域外企業も直接供給を諦めることで売却先を得ることができる。実際、岡崎新工場問題はこのような形で妥協に至ったのである。

制度的には認められた特定供給であるが、実際に適用されるケースが少なかった背景には、このような電力会社と逓信省電気局双方の事情があったと推察できよう。

しかしながら、卸売電力の料金や受電先の設定が対立点として残ることはあり得た。この点を最後まで解決できなかったのが挙母新工場問題である。中部電力は矢作水力に対し自社の供給区域への送電を許す代償として「妥当の割引料」を要求したが、何をもって妥当かは当事者であれ逓信省であれ容易に決められなかった。結局、この問題の解決は 1937 年 12 月に開始する料金認可制を待たなくてはならなかった。

さらに本稿では、1936 年 3 月に逓信省電気局長に就任し国管を主導した大和田悌二が、名逓局長時代に挙母新工場問題を調停する過程でどのような電気事業観を形成したかを明らかにした。

逓信省は 1931 年に成立した改正法以降、民営事業を基礎とした電力政策を推進していた。供給区域独占制は同法の大原則であったが、大和田は挙母新工場問題の調停に当たるなかで前例と異なる原則を運用した。すなわち、大和田はこれまで逓信省電気局および電力会社が適用を控えていた区域独占の例外規定である特定供給を積極的に認めようとしたのである。特定供給は改正法の趣旨と電気事業の実態を橋渡しすることが目的であったが、その濫用は区域独占と改正法の形骸化をもたらす危険性が常に存在した。このような行動を大和田が選択した要因としていくつかの理由が考えられる。

1 点目として、大和田がもともと逓信省のキャリアを管船局から始めた人物であり、従来の電気行政を制約した理念から比較的自由であった点を挙げることができる。

2 点目は、大和田自身の電気事業観である。満州事変以来、自動車工業をはじめとする新興産業の育成が政府により「国策」とされたが、大和田の目的はこれらの産業をバックアップすることにあった。1935 年 2 月に挙母新工場に関し、大和田が「生産手段としての電気を重視する」と発言した背景にはこのような「時局」性があったと言える。

3 点目は、逓信省に対する地方局の独立性である。このことは異端の電気事業観を有した大和田のような人物が地方局長の座に就いたとき有利に働いた。実際にも挙母新工場問題では、大和田は、名逓局長の地位を利用しつつ、本省とは異なる方針で調停に当たった。地方局が独立性を発揮し得た理由としては、①地方政治において経済行政が占める割合が昭和恐慌を経て増大したこと、② 1931 年に改正法が成立し、内務省から逓信省に水利権や電力料金などの許認可行政が移管されたこと、③満州事変以後の急速な電気事業の回復・発達によって迅速な行政処理が要求されたことなどが挙げられる。挙母新工場問題で大和田が「地方問題で有る以上は地方官庁の立場において解決するのが当然」と強弁し、電気委員会ではなく名逓局で調停を行うことができた背景にはこのような事情があった。

大和田悌二は、1936 年の二・二六事件や 1937 年 7 月 7 日に勃発した日中戦争を期に突如として電力業の国営化を志す革新官僚へと変貌したのではなかった。大和田の反・民営的な電気事業観は、名逓局長時代に中部・矢作両社の係争を調停する過程で供給区域独占制の矛盾に直面したことを契機に形成されたの

である。さらにその後、大和田の不満の矛先は電力会社の営利性へと向けられた。

本稿では供給区域独占制の動揺とこれを中心とする言説に分析対象を絞ったが、これのみでは大和田が国管を主導した動機を説明することは困難である。今後の課題として、大和田が国管を推進する際に重要な論点として挙げた水力開発、そして農村電化をめぐる言説に焦点をあてた分析をする所存である。

【参考文献】

青木錬太郎（1951）『中部財界五十年』中部経済新聞社。

安保邦彦（2005）「中部地区の産業史（その 5）」『東邦学誌』第34巻第1号。

朝倉毎人（著）阿部武司（編）（1983a）『朝倉毎人日記』第1巻，山川出版社。

朝倉毎人（著）阿部武司（編）（1983b）『朝倉毎人日記』第2巻，山川出版社。

浅野伸一（2012）「木曽川の水力開発と電気製鉄製鋼事業──木曽電気製鉄から大同電力へ」経営史学会『経営史学』47（2）。

浅野伸一（2015）「工業都市名古屋に見るモダン都市の形成と都市電化」近現代史研究会『年報近現代史研究』第7号。

市川喜崇（2012）『日本の中央－地方関係』法律文化社。

市川喜崇（2014）「日本における中央－地方関係の展開と福祉国家（特集：地方行財政から見た日本の社会保障の現状と課題）」『社会保障研究』1（4）。

板橋祐己（2003）「統制の政治学──通信政策研究の視点から（奥村喜和男、『逓信論叢』、交通研究社、1935 年）」『クァドランテ』（5）。

伊藤隆・季武嘉也（編）（2004）『近現代日本人物史料辞典』吉川弘文館。

猪口孝ほか編（2000）『政治学事典』弘文堂。

内川隆文（2016）「「民有国営」を巡る経済論争の研究：向井鹿松と小島精一を中心に」『日本語・日本学研究』6。

梅本哲世（2000）『戦前日本資本主義と電力』八朔社。

梅本哲世（2004a）「改正電気事業法への道──『臨時電気事業調査会特別委員会議事要録』の分析」大阪市立大学経営学会『経営研究』55（2）。

梅本哲世（2004b）『戦前日本資本主義と電力』八朔社。

大和田悌二（1935a）「独占不可なれば特定供給を認可 矢作、中部の豊田紡供電問題 帰名の名逓局長談話」『名古屋新聞』1935年3月11日。

大和田悌二（1935b）「電力業者よりも消費者重点 特定供給許可問題を大和田名逓局長語る」『新愛知』1935年3月11日。

大和田悌二（1936）『神性の発掘』私家版。

大和田悌二（1940）『電力国家管理論集』交通経済出版部。

大和田悌二（1969）「時言──ああ心友・奥村喜和男君」『逓信協会雑誌』11月（702）

大和田悌二日記研究会（1999）「大和田悌二日記（一）──昭和一〇年～一三年」『東京都立法学会雑誌』40(1)。

奥村喜和男（1936a）『電力国営』国策研究会。
奥村喜和男（1936b）『電力国策の全貌』日本講演通信社。
奥村喜和男（1940）『変革期日本の政治経済』ささき書房。
奥村勝子（1970）『追憶 奥村喜和男』。
橘川武郎（1982）「電力連盟と電気委員会；電力業におけるカルテルと公益規制」社会経済史学会『社会経済史学』48（4）。
橘川武郎（1995）『日本電力業の発展と松永安左エ門』名古屋大学出版会。
橘川武郎（2004）『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。
栗原東洋（編）（1964）『現代日本産業発達史 3 電力』交詢社出版局。
坂本雅子（1974）「電力国家管理と官僚統制」『季刊 現代史』（5）
実業之世界社（1934a）「躍進又躍進の中部電力株式会社」『実業の世界』31（1）；一月特輯増大號。
実業之世界社（1934b）「同一区域に二社の電力配給問題 一方の供給権は取消不能」『実業の世界』31（7）。
嶋理人（2012）「1931 年改正電気事業法体制の特徴と変質：京成電気軌道の東京電灯千葉区域成就問題をめぐって」政治経済学・経済史学会『歴史と経済』55（1）。
清水順治（1934）「電気と現代文化」『ワット』7（2）。
杉浦英一（1986）『中京財界史』中部経済新聞社。
ダイヤモンド社（1934）「中部電力の需要激増」『ダイヤモンド：経済雑誌』22（11）臨時増刊。
ダイヤモンド社（1935a）「第二富士電力の工事進む」『ダイヤモンド：経済雑誌』23（9）昭和 10 年 3 月 21 日。
ダイヤモンド社（1935b）「矢作水力の底力 不動資産の活躍近づく 七部配当に余裕生ぜん」『ダイヤモンド：経済雑誌』23（30）昭和 10 年 10 月 11 日。
ダイヤモンド社（1936）『ダイヤモンド』23（30）昭和 11 年 3 月 11 日。
田中利憲（1978a）「1930 年代における日本資本主義と統制経済──「革新官僚」の視角から」『社会経済研究』4。
田中利憲（1978b）「『革新官僚』の経済思想（1）──奥村喜和男と電力国家管理問題」『社会経済研究』5。
中日新聞社経済部（編）（2014）『時流の先へ：中部財界物語』中日新聞社。
中外商業新報社（1934）「注目される日清レーヨン」『中外財界』9（9）。
塚本学・新井喜久夫（1977）『愛知県の歴史』山川出版社。
通商産業省（編）（1979）『商工政策史 第 24 巻 電気・ガス事業』商工政策史刊行会。
逓信省電気局（編）（1934）『電気委員会（第七回）議事録』。
逓信省電気庁（編）（1942）『電力国家管理問題の顛末』。
電気河川新報社（編）（1936）『電力国営問題の解剖と批判』。
電気新報社（1938）『電気年報（昭和 11 年版）』電気新報社。
電力政策研究会（編）（1965）『電気事業法制史』電力新報社。
東京朝日新聞（1933）「電気事業法の試金石 矢作水力の特定供給計画 逓信省認可するか」『東京朝日新聞』1933 年 2 月 15 日。
東北振興電力（1942）『東北振興電力株式会社社史』。
トヨタ自動車工業株式会社社史編集委員会（編）（1967）『トヨタ自動車 30 年史』。
中瀬哲史（2005）『日本電気事業経営史 9 電力体制の時代』日本経済評論社。
橋川文三（1965）「革新官僚」神島二郎（編）『現代日本思想大系 10 権力の思想』筑摩書房。
秦郁彦（編）（2002）『日本近代人物履歴辞典』東京大学出版会。

橋本寿朗（2004）『戦間期の産業発展と産業組織 II 重工業化と独占』東京大学出版会。
古川隆久（1990）「革新官僚の思想と行動」史学会『史学雑誌』99編4号。
平沢要（1927）『電気事業経済講話』上巻。
堀真清（1978）「電力国家管理の思想と政策」早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会（編）『日本のファシズム III──崩壊期の研究』早稲田大学出版部。
松島春海（1975）「日本発送電株式会社の成立過程──戦時電力統制と日本発送電株式会社法の成立」埼玉大学『社会科学論集』35。
松島春海（1976）「戦時経済体制の成立過程と産業政策──電力統制政策の展開を中心として」安藤良雄（編）『日本経済政策史論 下』東京大学出版会。
御厨貴（1984）「水利開発と戦前期政党政治──政党と官僚及び官僚相互の交錯」『日本政治学会年報政治学』35。
山崎広明（1975）『日本化繊産業発達史論』東京大学出版会。
吉田啓（1938）『電力管理案の側面史』交通経済社。
四宮正親（1998）『日本の自動車産業 企業者活動と競争力』日本経済評論社。
若月剛史（2007）「一九二〇年代における逓信省の変容──科学的管理法を中心に」『東京大学日本史学研究室紀要』第11号。
渡哲郎（1996）『戦前期のわが国電力独占体』晃洋書房。

【未刊行史料】

「大和田悌二関係文書」東京大学大学院法学政治学研究科近代法政史料センター原資料部。
「電気課長打合会議事要録」東京大学社会科学研究所図書室。

東京外国語大学海外事情研究所，*Quadrante*, No.22, (2020)
Tokyo University of Foreign Studies, Institute for Global Area Studies, *Quadrante*, No.22, (2020)

目取真俊「魂込め」における戦争記憶と〈現場〉

War Memories and the <On-Site-ness> in Shun Medoruma's "Mabuigumi"

黒沢　祐人
KUROSAWA MASATO
東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, master's student

著者抄録
本稿は、目取真俊の短編小説「魂込め」が、自律的自己に基づく人間中心的な共同性によっては把捉困難な〈現場〉を表象することにより、戦争記憶を抱える戦後沖縄の人々の、人間以外の存在との空間的な共生や、身体の弱さとケアによる共同の生を描いていることを明らかにする。まず、浜辺で戦争記憶を想起する主人公ウタと、人物を取り巻く「環境的なもの」とが、境界性の曖昧な空間的関係を構成することで〈現場〉が成立していること、次に、ウタによる記憶の想起や解釈の行為遂行性が、人間以外の存在と居合わせることによって描かれていることが指摘され、人間以外の存在との共同の解釈が〈分有〉の経験による「共－解釈」として読み取られる。また、「環境的なもの」と身体の弱さとの関係を考察することで、〈現場〉の物語が身体の弱さを条件としていることが示され、最後に、規範的な言説空間では交錯することのない存在を巻き込むことで「魂込め」がケアの〈現場〉を語りだしていることが、食と記憶における「消化不良」の議論を通じて明らかにされる。

Summary
This paper aims to reveal the <on-site-ness> of war memories in Shun Medoruma's short story, "Mabuigumi." It claims that the story represents spatial communality between human and nonhuman, rather than the stereotypical model of anthropocentristic communality based on autonomous subjectivity. It also discusses how the narrative holds care-related communality, which occurs between a vulnerable body and the care it needs.

In the 1st chapter, I discuss how the <on-site-ness> of this novel creates the spatial communality between the protagonist Uta, an Okinawan woman surviving the battle of Okinawa in 1945, and "the environmental things" surrounding Uta which makes their boundary become obscured when the war memories struck her on the beach. In the 2nd chapter, I consider the spatial performativity of Uta, who remembers and interprets nonhuman characters. In the 3rd chapter, I focus on the "co-interpretation," in which Uta and nonhuman simultaneously occur to the extent that they create ontological communality often referred as "co-participation." In the 4th chapter, I suggest the story of the <on-site-ness> needs a vulnerable body as its condition to be told. In the final chapter, I indicate that "Mabuigumi" represents the <on-site-ness> of war memories, as involving numerous beings, which would not intersect with each other under the normative system of discourse, through the discussion on two kinds of "indigestion" in this novel: food-related indigestion and traumatic-memory indigestion.

キーワード
沖縄文学　環境　戦争記憶　ケア

Keywords
Okinawan Literature; environment; war memory; care

原稿受理日：2020.1.17.
Quadrante, No.22 (2020), pp.179-196.

目　次

はじめに
1. 記憶の想起と「環境的なもの」
2. 人間以外の存在との〈現場〉における解釈
3.〈共同性〉の露呈と「共－解釈」
4. 異物化する「環境的なもの」と身体の弱さ
5. アーマンによるケアと〈病い〉
6. 記憶と環境の消化不良
結論

はじめに

目取真俊の「魂込め（まぶいぐみ）」（1998）[1] は、前年に発表され芥川賞を受賞した「水滴」（1997）と同様、沖縄戦の記憶をもつ戦争体験者を主

[1] 初出は『小説トリッパー』1998年夏季号、朝日新聞出版。本稿では、『目取真俊短篇小説選集２ 赤い椰子の木』（2013）に収録のテクストを参照・引用した。なお、本文からの引用文の頁数は、引用文のあとに〔頁数〕と記載することとする。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

人公とし、その記憶が戦後の生活にいかにして関わるのかを描く作品であるといえる。沖縄戦体験者の記憶が、国民国家の歴史叙述や沖縄共同体の集合的記憶によって抑圧されてきたとされる同時代状況において、これらの作品は、戦争非体験者や作品の読み手が、どのような形でその記憶の継承にかかわることが可能であるかを考えるための手がかりとして読まれてきた[2]。

「魂込め」に関する先行論の中でも特筆すべきは新城郁夫の論考であろう。多くの先行論と同様、この論考の中で新城は、浜辺で魂を落とし気を失ってしまった幸太郎の口内に潜むアーマン（巨大なヤドカリ）に対し戦争体験者の老婆ウタが提示する解釈に注目した。新城はこのウタの解釈を言語化以前の抑圧的段階まで詳細に分析することで、〈母を身籠る息子〉というジェンダー倒錯的な身体の存在を見出し、この身体から規範的言説の支配に抗う沖縄戦の記憶の現在性を読み取った（新城 2010）。

さらに、この新城の論に対し、仲井眞健一は他者を解釈することの暴力性をより明確に主題化している。仲井眞は、特定の解釈を前提とする新城の読みの持つ危険性を指摘し、読み手である新城の解釈と作中人物であるウタの解釈を区別する必要性を示した。その上で、ウタの解釈行為において重要なのは、「共同体が事物や出来事を把握する際に要請する安定的な認識枠」が、解釈の失敗を通じてより他者に開かれたものへと変容していく点にあると述べている。仲井眞の論は、解釈への否定性を安易に解消してしまう「読むこと・解釈すること」の構造を問い直しているのである（仲井眞 2017）。

以上のように、「魂込め」の先行論では、作中に描かれた記憶を、国民の歴史や沖縄共同体の集合的記憶といった既存の枠組みによっては理解できないものとして読む可能性が検討されてきている。また、「水滴」が特に記憶の「語り手」の問題を主題としていたのに対し、「魂込め」では「読み手／聴き手」の問題に主眼が当てられてきたとも言えるだろう。

しかしながら、既存の論考では、「表象・理解不可能な他者」の存在を受け入れることの重要性が言説中心的に論じられることによって、作品の様々な内容が捨象されてきてしまったように思われる。特に、これまで多くの先行論が理解や表象ができ**ない**という否定形の読みを通じて目取真作品を評価してきた一方で、そのような否定性を前提としたうえで露呈される〈共同性〉が**ある**ことは十分に論じられてこなかったのではないだろうか[3]。

ここでいう〈共同性〉とは、屋嘉比収がすでに「集団自決」の問題において指摘していた、個と共同体が合一化して拡大した「自己（共同体）の声」に亀裂を入れる「他者の声」と、それを聞きとることで生き延びた人々との間に露呈された特異なコミュニケーションに関わるものである。屋嘉比は、同一性による共同体と個との合一化と日本軍の上意下達の構造的強制が、沖縄の民衆を「集団自決」へと導いたと分析し、一方でそのような合一化を切断する「他者の声」とそれを聞き取った者たちの存在が一定の人々を（強制的な）自死から救ったことを指摘している（屋嘉比 2009：36-54）。

しかし、自己や共同体の同一性を不可能に

[2] 沖縄における歴史叙述の問題については屋嘉比収の著作を参照されたい（屋嘉比 2009）。同著において屋嘉比は沖縄戦の非体験者がいかにして記憶を継承することが可能かという問題を議論しており、この問題意識は新城郁夫をはじめとする多くの沖縄文学研究者の前提となっている。

[3] 例えば村上陽子は「記憶が不可避的にはらんでいる共有不可能性、表象不可能性を、『語られない』というかたちでくりかえし描きつづけているのが目取真俊という書き手である」として目取真作品の持つ否定性を評価している（村上 2015: 261）。また、目取真作品についての複数の論考を収録する『越境広場』第四号の特集が「目取真俊　野生の文学、〈否〉の風水」と題されてもいるように、目取真作品の議論では、これまでテクストの否定性がことさら強調されてきた。また、「野生」という言葉が彼の作品の特徴として指摘されながらも、作品中の自然環境が装飾的なものや沖縄的なものの象徴などとしてしか理解されてこなかった点も問題であろう。

する経験において〈共同性〉を見出すなどということが果たして可能なのだろうか。おそらく、そのような経験を理解するには「自己」や、その集合である「共同体」の前提とする規範的な人間像──近代主義的な自律的人間像──そのものの問い直しが必要とされるだろう。この論考では、このような問題意識のもと、同一性原理によらない戦争記憶をめぐる人々の〈共同性〉を捉えるために、〈現場〉を読むという新たな読解方法を提示・実践することを試みたい。

この〈現場〉は、同一性原理に基づかない〈共同性〉の問題を、目取真の作品読解において議論する際に現われる独特な空間性である。目取真は、〈共同性〉を人間同士の問題としてのみならず、自然環境や動植物といった「環境的なもの」や「人間以外の存在」をも含めて、空間的に捉えようとしている。また、〈共同性〉に深くかかわるものとして「身体の弱さとケア」の実践を語る点にも特徴がある。本稿では、戦争記憶を想起する登場人物と人間以外の存在との連関や、物語の軸となっている身体の弱さとケア、さらに食と記憶の「消化不良」の問題に着目して議論を展開することによって、戦後沖縄を生きる人々の〈現場〉を、目取真がどのような物語として提示しているのかを明らかにしたい。

1. 記憶の想起と「環境的なもの」

> ウタは浜に立ち、あたりを見まわした。浜潮木の葉がかすかに揺れ、あだんの茂みでアーマンの這う音がしている。木麻黄の防潮林が黒い壁になって海と集落を隔て、浜にいるのはウタ一人だった。急にいたたまれないほどの寂しさに襲われて浜をおりると、ウタは足首を波に洗われながら歩いた。足もとに海蛍が光っては消える。波はあたたかくやわらかだった。ウタは立ち止まり、海に向かい、手を合わせた。しかし、祈りはどこにも届かなかった。〔292-3〕

物語が幕を閉じるこの場面において、浜という空間をどのように読む必要があるだろうか。このような問いかけをしなければならないのは、「魂込め」における浜が、その中で登場人物が移動を繰り返す、単なる均質的で抽象的な舞台空間としては描かれていないように思われるからだ。

すなわち、「魂込め」における浜とは、木麻黄の防潮林にとりかこまれるところにある、あたたかい波のうねりとそこに生まれる音と光っては消える海蛍であり、潮をふくむ風の動きとにおいであり、足元の砂のやわらかさ、湿っぽさ、海亀の子の褐色の体を灼く乾いた砂の熱さ、その熱さとかかわりあう日差し、あるいは夜間、白い蕾のような月の放つ光の冷たさであり、その光を遮るものとしての浜潮木と、生い茂る葉の揺れるかすかな音、その木陰の静けさであり、そばに生えるあだんの茂みにわずかに聞こえる、アーマンをはじめとしたさまざまな生物の気配、それらが地を這うことに付随する忙しない音の動きである[4]。

このように、浜は、無数の「環境的なもの」に満ち溢れている。本稿が、「魂込め」という物語に読み取る〈共同性〉は、ひとまずこれらの存在と人物との空間的な共生のあり方である。これから分析するように、本稿において、この「環境的なもの」は、意識的な志向対象としては現れないまま人物を取り囲むように配座される空間表象を指す。「魂込め」という物

[4] また、それは西暦1945年のある時期には、あだんの茂みにひそむ人間の低く屈んだ身体、緊張と恐怖に満ちた吐息とそれを押し殺す口元のゆがみでもあり、銃声の長い残響音と、使用済み弾頭の焦げたにおい、汗みずくで憔悴した兵士たちが踏みつける血や涙、体液、それらを吸う砂の重たさ、冷えた骸を照らす月と太陽、絶命した一人の女性の砂にまみれた頭髪をなびかせる風や、血に濁った海水のゆらぎ、友人の死を目前にした人間の悲鳴をかき消す波の音であっただろう。

語は、戦争記憶の想起を、浜に遍在する以上のような「環境的なもの」と人間が、その場に居合わせることで生じるものとして語っている。

以下では、そのような浜を構成する砂や波、あだんの茂みといった存在がテクストにおいてどのように描かれ、位置づけられているかを分析し、そのような空間性と沖縄戦の記憶とがいかなる連関にあるのかを考察していこう[5]。

「魂込め」における人間身体は、内と外を明確に境界づけるものとしては描かれていない。とはいえ、ここでは、規範的なものによって引かれた境界の撹乱可能性を指摘するような、従来の言説主義的な議論に立ち入ることはしない。ここで追求したいのは、そのような撹乱性が、その解体を試みるがゆえにむしろ前提とせざるをえない内と外の二元的関係そのものを避けた読解の可能性である[6]。

本作に描かれた「環境的なもの」は、人間個人の身体と明確には区別されないものとして描かれていることによって、互いに編み込まれたかたちで物語空間を構成していく。そして、この空間的な〈共同性〉において記憶は想起されるのである。例えば、あだんの茂みの存在は、ウタの身体と同じ場を共有することにおいて、その聴覚にすでに編み込まれている。このことは、ウタによって想起される戦時中の次の場面から読み取ることができるだろう。

> 二人はゆっくりと後ずさり、あだんの茂みに隠れた。崖に沿って歩いてくる三名の人影が見えた。低く身を屈め、銃を手にして崖の陰を移動していく男たちの息遣いや鉄兜の木の葉をこする音が、異様に大きく聞こえる。砂に顎を埋め、息をこらして数メートル先を通っていく日本兵の姿を見つめた。〔280〕

身を隠すために潜り込んだあだんの茂みにおいて、周囲の音が異様なものとして自らの存在を主張し、物語に立ち現れる。それはまず危険の到来、すなわち日本兵の接近を隠れる者たちに伝えるものとして一応機能するだろう。しかし、あだんの茂みで体を隠すという行為は、そのようなある特定の目的のための手段として働くだけでなく、予期しない音との偶然の遭遇をも導いている。

> ふいに背後で聞こえた砂音に、思わず声を上げそうになった。腹ばいになった太腿にオミトがしがみつく。草の葉に砂をばらまくような音はくり返し聞こえている。それが日本兵の足音ではないと知り、汗まみれの顔についた砂をそっと落とすと、ウタはオミトを促して体勢を変え浜の方を見た。
>
> 月明かりの下、砂を飛ばし、一頭の海亀が穴を掘っていた。沖には数百隻のア

[5] 目取真の他の作品の先行論を見ると、例えば仲井眞による「風音」論では、戦争記憶をめぐる理解できないものの存在によって可能になる人間のネットワークの存在が示され、さらにその連関に人間以外の存在が密接にかかわる点をも指摘することで、作品の細部まで読み取る包括的な分析が達成されているといえる（仲井眞 2016）。本稿もこの論考と同様、環境的存在を含めたうえで記憶をめぐる人間たちの在り方を分析するが、仲井眞の論考のように人間以外の存在を、全く理解が出来ない絶対的他者として捉えるのでもなく、理解可能な客体として捉えることも避けたい。本稿の試みは、理解可能／不可能という観点では把捉することの出来ない関係として人間と環境との連関を新たに捉え直すことである。

[6] 本稿の読解は、ANT（Actor-network-theory）や「連関の社会学」と称される試みに類似しているといえる。その提唱者であるラトゥールは、規範的なものの構築性を指摘する脱構築的議論が、構築されていないものの存在を本質主義的に価値づけている点を批判したうえで、「それ自体が何ら『社会的』でない諸要素のあいだで新たな連関が（試行のもとで）生み出されているときに残る痕跡（trace）」を追うことを勧め、その際に、人間以外の存在を考慮することの重要性を指摘している（Latour 2005=2019: 26）。目取真俊の作品に対する先行論も脱構築的手法を用いた分析により、規範的なものの構築性を指摘し、そうした規範性を逸脱・拒絶するテクストの否定性（すなわち構築をまぬかれている何か）を評価するものが中心的であった。例えば、新城による読解に見られるように、テクストに規範性の攪乱を読む試みは、その規範性を支配的で現実的なものとするがゆえに、規範性を逸脱する存在は、現実化されず、宙づりの状態にとどまるものとして確認することしかできないという限界を有しているように思われる（新城 2010）。

メリカの軍艦が浮かび、連日島に砲撃を加えていた。そういう海を泳ぎ、産卵のために島に上がってきたその海亀が、何かこの世のものではないような気がした。ウタは戦争が始まる前の村に戻ったような不思議な感覚で、砂に体を埋めた黒い塊を見つめ、浜ひるがおの葉に落ちる砂の音を聞いた。〔280〕

この場面における遭遇とは、「砂の音」との遭遇であり、その音と連関する「海亀」との、「月明かり」の下における遭遇である。のちにウタは、戦後の浜において海亀と再会することによって、それまで記憶の底に抑圧されていたオミトの存在と触れ合うが、オミトをめぐる記憶は、海亀の存在のみにかかわるのではない。それは、上記の場面が示すように、あだんの茂み、砂とその音（を発生させる浜ひるがおの葉）、月明かりに照らされた光景との空間的な連関において成立している。

これらの一連の遭遇は、ウタ自身が制御し、選択できるものではない。また、砂の音や月明かりとの遭遇は、あるアクターが別のアクターと出会うという、個別の要素同士の結合を意味するものでもない。「環境的なもの」と身体との関係には、自律的主体性を原理とする個別的な人間像によっては捉えることのできない〈共同性〉があるのだ。

そしてここに現れた「環境的なもの」と身体の連関は、戦時中に限らず、戦後のウタの生活にも一貫して見られるものでもある。次の場面からは、魂を落とした幸太郎に対するウタの魂込めの過程において、砂の感触と波の音、そして月の光の存在が、現在時の彼女の周囲に広がる空間として描かれていることが確認できる。

男たちが酒を飲んで騒いでいる公民館から出ると、フミを家に送り、ウタは一人で浜に戻った。白い蕾のような月の明かりで、懐中電灯をつけなくても歩くのに不便はなかった。打ち寄せる波の音を聞きながらなめらかな砂の肌に足跡を刻み、ウタは浜潮木の所まできた。青みを帯びた淡い影の下で、幸太郎の魂は海を見つめている。その横に腰をおろすと、ウタも月の光が揺らめく海に目をやった。〔272〕

ウタによる沖縄戦の記憶の直接的な想起は、先述したように海亀の登場によって触発されるのだが、その再会は、砂と波、月の光といった「環境的なもの」によって編み込まれた現在のウタの居場所と空間的に連関していることがこの描写から推測できる。これを踏まえると、例えば、呼びかけに答えてくれない幸太郎の魂のそばで「掌から砂をこぼしながら黙って座っていた」〔269〕という一見些細なウタのしぐさなども、砂の感触と零れ落ちる砂の音を確かめつつ、その後の戦争記憶の想起の瞬間を前意識的に手繰り寄せる行為として見逃すことはできないだろう。

「魂込め」の物語のいたるところで執拗に語られるこの「砂」の存在は他の「環境的なもの」と比べても際立った存在感を示しており、単純にこの語の使用回数を調べると、のべ31回にも及ぶことが分かる。とくに、海亀との再会直前の場面から、直後の戦時中の回想シーンを含めた浜を舞台とする場面〔278-84〕では21回も「砂」が現れている。さらに、物語の最後、ウタが海に向かって祈りをささげる場面〔291-2〕においても6回使用されており、テクストに出現する頻度は高い。浜を中心とするウタの戦争記憶は、その浜を構成する「環境的なもの」である砂の存在なしに成立しないことが、こうした点からも指摘可能だろう。砂は戦争記憶をめぐるこの物語を根幹から支えている「環境的なもの」なのである。

もちろん、それは、物語の主人公でも、登場人物でもない。擬人化されているわけではないため、セリフも与えられておらず、当然、

登場人物たちと言語的なコミュニケーションを取り交わすこともない。また、先行論でほとんど着目されてこなかったことからもわかるように、解釈の対象として存在するものでもない。

しかし一方で、それは「魂込め」の物語を展開するためにとりあえず必要とされる便宜的な舞台空間でも、話の筋とは無関係な装飾物でもないのである。なぜなら、この作品における砂は、記憶と触れ合おうとする登場人物の皮膚や耳と連関して、すでに身体－環境に組み込まれており、物語の展開そのものに欠かせない存在として描かれているからだ。ウタが記憶に触れるという行為は、砂の感触なしに成立しない。その意味においてウタは砂と共に記憶に触れているといえるだろう。

いうまでもなく、ここでの「共に」は、共通の出自や目的のためにお互いが協力し合うという共同体の同一性原理とは異なる〈共同性〉を意味する。このような砂の性質を踏まえた上で、「魂込め」に描かれた「環境的なもの」を、物語の背景にも前景にも属さずに、それらの「あわい」において物語の空間性に関わっている存在である、とさしあたって表現することとしたい。

「環境的なもの」は、沖縄の環境特有のものでありながら、単なる沖縄的な表象として描かれているものではない。「魂込め」において、目取真は、この「環境的なもの」をあくまでも人々の戦後の生活のあわいに「ある」ものとして描出している。それゆえ、それらは単なる意味の連関ではなく、むしろ意味そのものを複数生み出しうる潜在性を有した空間の広がりとして読まれる必要があるのではないか。

これが目取真の小説における〈現場〉の語りの特徴的な手法である。目取真の語りは、記憶を想起する人間身体を、各々が自律的に存在しているのではなく、「環境的なもの」に空間的に依存した存在に他ならないことを明らかにするのである。

2. 人間以外の存在との〈現場〉における解釈

「魂込め」の物語においてウタは、幸太郎の魂、海亀、そしてアーマンといった人間以外の存在に対して何らかの解釈行為を行っている。「環境的なもの」との前意識的なあわいの関係とは異なり、以上の存在とのあいだには意識的な関係がある。一方で、これらの存在との間には、「個人」の間における意思疎通を図るような通常の言語的コミュニケーションが成立しない。このため、そこには独特の空間的な〈共同性〉が生じているように思われる。ここでは、幸太郎の魂と海亀に注目することでこの点について検討を加えたい。

例えば、次の場面では、ウタが幸太郎の魂の動きに注目して関係を取り合おうとしている。

> 浜のどこかから三線や掛け合いの歌声が聴こえてくるような気がして、ウタは胸の奥が痛んだ。夜、一人で浜に出てきたのは、いつ以来のことか思い出せなかった。清栄もオミトも勇吉も戦争で死んで、自分だけが歳をとり、こうして浜に座っていることが急に寂しくなって、ウタは幸太郎の魂に声をかけた。
>
> 「お前や何見よるか」
>
> 返事はなかった。月が雲に隠れ、光が弱まると幸太郎の姿も消えていくように思えた。
>
> 「帰らんな、幸太郎」
>
> ウタは立ち上がりながら言った。やわらかい風が吹いてくる海を見つめたまま幸太郎は、ほんの少し首をかしげたように見えた。葉影の揺らめきでそう見えたのかもしれないが、少しだけ自分の気持ちが通じたような気がして、ウタは手を合わせると浜を戻った。〔273〕

この場面で、ウタは、自らの声かけに対し魂が言葉で応じることがないため、相手の明確な意図が理解できない。一方で、不意に見せ

た首をかしげるという魂の仕草に何らかの交流がかろうじて達成されたことを感じている。このようなウタと幸太郎の魂との関係には、解釈が可能か不可能か、といった従来の論点によっては捉えることのできない〈現場〉の空間的なコミュニケーションの一端が垣間見えるように思われる。

とはいえ、そのようなコミュニケーションが解釈行為と全く関係がないわけではない。別の場面では海亀と幸太郎の魂の交錯が空間的にたどられることによって、ウタの解釈が新たに生み出されている。

> 月の光は何十年も何百年も変わらないと思う。砂を掘り、海に戻っていく海亀が、戦争のさなかに見たのと同じ亀であり、同時に、あのとき砂の中に残っていた卵が孵化し、成長したもののようにも思える。甲羅の砂を波が洗い落とす。滑るように海に入った海亀は首を反らすと浜の方を見た。幸太郎が海に向かってゆっくりと歩きだす。
>
> 「行ってはならんど。幸太郎。行ってはならんしが」
>
> ウタは叫んだ。幸太郎は一瞬立ち止まってウタを見た。しかし、すぐにまた、波間に頭をもたげて漂っている海亀に目を移し進み始める。ふと、その海亀がオミトの生まれ変わりのような気がした。〔283-4〕

浜の方へ首を反らせて振り返る海亀と、海亀の方を見つめ、海へと入っていく幸太郎の魂。「海亀＝オミト」という解釈は、この両者の姿勢の交錯を目撃することにおいて生じている。この解釈行為において重要なのは、そこで生じた解釈の内容が正しいか、誤っているかという点ではなく、解釈するというウタの行為が、ウタの周りに現れる海亀やアーマンといった人間以外の存在と居合わせることによって生じていることではないだろうか。

ウタの解釈は〈現場〉で居合わせた人間以外の存在なしには成立しない。その解釈は、常にすでに共同的に生み出されているものなのである。目取真は、「魂込め」において、記憶をめぐる解釈行為の際に露呈する、こうした人間以外の存在との空間的な共同性を〈現場〉として描いているように思われる。

人間以外の存在と共に解釈することの在り方を以上のように考えると、従来の研究において、しばしば村落共同体における伝統的物語を象徴する存在としてとらえられてきた「海亀」の作品上の位置づけも再考する必要があることがわかるだろう。なぜなら、海亀は〈現場〉でのウタとの身体的空間的交流において、その都度新たに意味づけをされ、様々な記憶と結びつく潜在性を有する存在として描かれているからである。

伝統的物語との連関は、海亀とウタの関係によって生じる可能性の一つに過ぎない。そのような伝統性とは関係のないオミトをめぐる戦争記憶の到来が、この海亀と〈現場〉に居合わせることによりはじめて可能となったという点からも、海亀を伝統的なものと短絡することによって、固定的な伝統的世界像に埋め込んでしまう読みの不十分さが指摘できるだろう。

そしてそのような戦争記憶の回帰のみならず、戦時中には戦前の村落を想起させるものとして〔280〕、また、浜での子亀たちとの戦後における邂逅では、次のようなウタ自身の原初的な触れ合いの記憶の想起をも可能にしていた。

> 汗疹ができた幼いウタを母親が海で水浴びさせ、父親が裸のウタを抱き上げて笑う。ふくらみはじめた胸が恥ずかしくて両腕で隠すと、木麻黄の下に立っていた清栄が走ってきて腕をどけ唇をつける。乳首をくすぐる舌の感触に笑い声を上げて身をよじり、浜を走った。浜の中央まで来ると、月明かりの下でオミトや勇吉や村

> の若い衆が車座になって歌い舞う姿が見え、波と風の音の間に三線の音がかすかに聞こえる。〔291〕

この回想においても、やはり浜という〈現場〉における人間と人間以外の存在との身体的交流が描かれている。それは足元の砂の感触や波と風、三線の音色に月明かりの下で取りまかれているというこの作品特有の空間性、すなわち前景化も背景化もされないあわいにある「環境的なもの」との交流を可能にする〈現場〉として、「魂込め」に繰り返し描かれる根本的なモチーフなのである。

3.〈共同性〉の露呈と「共－解釈」

幸太郎の魂や海亀との関係以上に、アーマンとウタとのあいだに生まれる解釈行為を通じた関係性を描く場面は、この作品において際立って印象的な場面であるといえよう。そのため、先行論においてもこの場面をめぐって様々な「解釈」が提示されてきた。ここでは、両者の関係に、〈現場〉の解釈行為を通じた〈共同性〉の露呈を読みなおすことを試みたい。

「魂込め」の中心的な存在であるアーマンをめぐっては、批評家、研究者らによって様々な解釈がすでに施されている。幸太郎の口内に侵入するアーマンを、沖縄内部に侵略する外部の存在として理解し、米軍基地や日本軍の象徴とする大澤真幸の解釈や、アーマンがそもそも土着の生物であることからそうした解釈を批判し、そこに、乳飲み子の頃に親を失った幸太郎にトラウマ的に到来する言語化できない親の記憶の存在を読み取るスーザン・ブーテレイの解釈、また、アーマンをめぐるグロテスクな物語が伝統的な表象体系や制度化された沖縄戦の語りに取り込むことのできない裂け目として描かれていることを指摘し、その結果として否定的に示される「語られぬもの」の存在の重要性を指摘する鈴木智之の論考もある。先述したように、新城は、作中に示された「アーマン＝オミト」という解釈を端緒として、制度化された規範的言説空間に取り込まれない身体の豊饒さをジェンダー／セクシュアリティの観点から論じ、仲井眞は読み手とウタの解釈行為を区別する必要性を指摘したうえで、アーマンの解釈が不可能であるという否定性を受け入れることによって、それまでの一貫した世界観が失われ、ウタがはじめてオミトの存在と向き合うことが可能になったと論じる（大澤 2002; ブーテレイ 2011; 鈴木 2013; 新城 2010; 仲井眞 2017）。

しかしながら、こうした読解は、いずれもアーマンを読みの対象として客体化し、それを何らかのコンテクストに配置する（あるいは、解釈困難な「裂け目」として配置する）ことで自らの解釈（あるいは、解釈不可能性）を提示するという方法をとっているために、物語空間に「ある」存在としてアーマンを扱う可能性が見失われてしまっているのではないか。前章で読み直した海亀同様、アーマンとは、何らかの象徴や寓意的記号、あるいはいかなる意味の確定をも拒絶する表象・理解不可能な対象などである以前に、登場人物たちとともに〈現場〉という空間性を生み出していく具体的存在にほかならないのである。

この視点を取り入れることによって、「アーマン＝オミト」というウタの解釈を支えるものとして、アーマンそのものの存在が現れてくる。しばしば引用される次の場面において注目すべきは、そのアーマンの身体的振る舞いである。

> 大きなハムくらいもあるやわらかな腹部に、鍬の刃が打ちおろされた。ブシュッという鈍い音とともに、生臭い液が飛び散る。腹部を両断されたアーマンは、それでもスコップの刃を離さない。そのはさみの根元にさらに鍬の刃が打ち込まれた。はさみが折れ、金城が引っくり返る。アーマンは脂光りするしなびた腹を引きずりながら残った足で壁まで這い、体を返してウ

タを見た。弱々しい目の光にふいに哀れみが湧いた。

「待てぃよ、弘」

そう叫んだが、振りおろしたスコップは止められなかった。背中の甲羅が砕け、濃い緑色の液が流れ出す。それでもまだアーマンは死ななかった。二つの目が自分を見つめている。そう思ったとき、突然浮かんだ考えにウタは胸を衝かれた。

このアーマンこそがオミトの生まれ変わりではなかったか……。興奮した金城がスコップを振りおろし、とどめをさした。〔289〕

アーマン退治のこの場面において、ウタは幸太郎の敵討ちというばかりに激しい敵意を示してその破壊を試みる。しかしながら、「体を返してウタを見」るアーマンの「弱々しい目の光」に触れると突然のためらいが生まれる。そして「二つの目が自分を見つめている」と感じたその瞬間、「アーマンこそがオミトの生まれ変わりではなかったか」という解釈に至るのであった。

例えば仲井眞は、この瞬間におけるアーマンの視線の照り返しを、相手を客体化する視線を無効にする否定性として読んでいる（仲井眞 2017: 60-1）。しかしながら、ここではこの視線のやりとりによってむしろ「アーマン＝オミト」という解釈が生じているのであるから、そのようにアーマンの視線を解釈の拒絶として理解することの妥当性には疑問が残る。とはいえ、「海亀＝オミト」という伝統的物語を利用したウタ自身の解釈に矛盾をきたすことから、この視線の交錯と解釈がメタ的な立場からアーマンを客体化し、ウタの世界観にとって都合のよい意味を与えるようなモメントであるともいえないことは確かである。

単なる解釈の拒絶でも、一方的な解釈でもないこの瞬間における経験を理解するには、おそらく〈分有〉という経験について今一度確認する必要がある。例えば、ジャン＝リュック・ナンシーが「共－出現」という概念を用いて説明する〈分有〉の在り方は、ここでのウタとアーマンとのあいだに生じた経験と密接に関係しているように思われる。ナンシーはこの「共－出現」を、個別の主体間に実在すると仮定される「絆」のような共同性と区別して次のように説明している。

> 共－出現の次元は絆の次元よりもさらに根源的である。それは、すでに与えられた諸主体（諸客体）の間に設定されるものでもなければ確立されるものでもなく、そこに浮上してくるものでもない。それは間そのものの出現なのである。つまり、君と私（われわれの間で）は、とが並置の価値をもつのではなく、露呈の価値をもっている定式である。共－出現のうちに露呈されているのは、可能なあらゆる結合にしたがって、「君（と）（は）（まったく別の）私」ということを、あるいはもっと簡単に、君が分有する私を読み取らねばならない、ということである。（Nancy 1986=2001: 53-4）

ウタとアーマンとは、先に引用した場面において、「共－出現」している。外敵であったはずのアーマンが、幸太郎の母オミトではないかと感じるという、それまでのウタの理解を超える解釈が生じるこの場面では、自分自身の自律的な行為として解釈を完結することができない。なぜなら、その（ウタにとって）不可能な解釈は、アーマンの存在なしには到来しなかったものであるからだ。

目取真が「魂込め」で描くのは、こうした〈共同性〉である。それは、個別の存在同士が、各々の間に「絆」とでも呼ぶべき倫理的関係を構築するという「個人」や「間主観性」をモデルとした共同性とは根本的に異なる。本作において〈共同性〉は、出来事を通じた〈共に

在る〉ことの露呈として語られているのである。それが「並置」としての二者関係でなく、あくまでも「露呈」であるというのは、「わたし－あなた」という二者関係が、〈共同性〉の生起と同じ瞬間に初めて成立するからだ。

このことを踏まえると、伝統的な物語の世界観を持つウタによって理解困難な「アーマン＝オミト」という解釈は、そもそもウタの解釈ではなかったと言えるだろう。また、それはアーマンの解釈でもないし、ウタとアーマンが協力した結果としての解釈であるとすら言えないのだ。その解釈は、あくまでも解釈行為の瞬間において生み出された、いわば〈アーマン－ウタ〉という共同存在によって可能になったものである。すなわち、その解釈は、ウタとアーマンの〈共同性〉そのものによって露呈した「共－解釈」なのである[7]。

4. 異物化する「環境的なもの」と身体の弱さ

しかし、なぜウタとアーマンの解釈行為の場面において、このような特別な経験が生じているのだろうか。注目すべき点は、先ほどの場面において、ウタがアーマンの「弱々しい目の光」に気づくことで「ふいに哀れみが湧いた」と語られている点であろう。このときウタはアーマンの身体が表出する「弱さ」をたしかに感受しているのだ。解釈を促しながらも、なおその解釈の固定化を困難にするアーマンの否定性は、解釈可能／不可能という従来の論点に還元されない、他者の弱さとそれに差し伸べられるケアの営みを踏まえることでより適切に理解できるのではないだろうか。目取真の語る〈共同性〉はしばしば「依存とケア」の関係にかかわるのである。

「環境的なもの」や人間以外の存在と同じ場に居合わせることによって、戦争記憶をめぐる想起や解釈が可能になった一方で、例えばアーマンと幸太郎の関係に見られるように、通常あわいにある「環境的なもの」が異物として前景化されることを通じて、登場人物たちは他者の弱さや自分自身の弱さと出会うこととなる。このようなとき、目取真作品においてしばしば描かれるのが「依存とケア」の関係である。弱さを抱えるものの生は他者のケアに依存し、ケアを必要とするものの呼びかけに応じて人はケアするものとなる。ここでは、「環境的なもの」による空間性が、弱さを抱える人間の生にとっていかなる意味を持つのかという問題について考えておきたい。

例えば、目取真の代表作ともいえる「水滴」という作品においても、異物化する「環境的なもの」とケア行為との関係は物語において重要なものであった。沖縄戦体験者であり、戦後は戦争体験の語り部をする主人公徳正は、足先が「冬瓜」という植物のように膨れ上がり、意識はあるが寝たきりになってしまうという不思議な体験をする。徳正の身体はこうして、妻であるウシや周りの人々からのケアに依存する存在となったのだ[8]。

一方、「魂込め」では、本来あだんの茂みなどに潜んでいる「環境的なもの」であるはずのアーマンが、魂を落として意識を失った幸太郎の口内に異物として現れる。弱さを抱えた身体の登場によって、ウタを中心とした村民たちの多くがケアするものとして次々と呼び出されていく。目取真作品に描かれる異物化した

[7] 例えば、本論と同じく屋嘉比の議論を参照している新城郁夫の「魂込め」論においても、このアーマン＝オミトという解釈は、伝統的共同体や国民国家の物語の根幹に据えられているジェンダー規範性によってそれまで排除されてきた存在たちとの共生の可能性を示すものとして理解されている（新城 2010）。しかし、ウタの解釈が持つ規範的なものへの攪乱性が詳細に分析される一方で、ウタとアーマンの〈共同性〉については分析されなかった。また、新城の論において「共生」は、あくまでも未来への祈りとしてその可能性を繰り延ばされる、現在時においては不可能なものとして理解されており、ケアや食といった作品がすでに語っているはずの共生の可能性については述べられていない。

[8]「依存とケア」という観点から「水滴」を読み直す試みについては、拙論「依存とケアの水　目取真俊「水滴」における記憶の現在性の再考」を参照されたい。この論考では、依存とケアの関係を分析することを通じて、従来の論考では記憶の分有から疎外されていると読まれてきた女性登場人物たちを、そのような分有の経験において重要な役割を果たしている存在として読み直し、作品に描かれた戦争記憶の現在性について再考を加えている（黒沢 2019）。

「環境的なもの」と人間とのかかわりにおいて、しばしば身体の弱さとケアの関係性が語られていることには注目すべきであろう。

しかしながら、妻のケアにより寝たきりの徳正が目覚めるという結末において、一応成功したかのように見える「水滴」におけるケア行為に対し、「魂込め」では幸太郎の死というかたちで明白なケアの失敗が語られている。この差異をどのように理解すればよいだろうか。

「水滴」に描かれるケア行為と「魂込め」のケア行為との間の差異としてここで挙げておく必要があるのは、「魂込め」における、ケアする対象との触れ合いの希薄さであろう。例えば「手当てをする」という言葉が示すように、現実のケア行為とはしばしば身体の接触を伴うものとしてある。「水滴」では徳正の身体を、その妻であるウシや、いとこの清裕が丁寧に介抱しており、徳正と戦死した石嶺の亡霊との関係において過剰といえるほどに強調されるのもまた身体的な接触であった。一方で、以下の場面から読み取ることができるように、「魂込め」におけるウタのケア行為は、幸太郎の「魂」という、触れることが著しく困難な対象をめぐる営みとして語られている。

> 祈りが終わると、ウタはTシャツを幸太郎の肩にかけて立ち上がらせようとした。しかし、水に触れるような感触が指先にかすかにあっただけで、幸太郎の魂は座ったままだった。今まで何百回も魂込めをしてきたが、ほとんどの魂は素直に言うことを聞いてくれた。海をみつめたまま動こうとしない幸太郎の魂にウタはとまどった。〔265-6〕

幸太郎の魂に唯一触れることができたこの一瞬も、かすかな水の感触程度しか得られない。このような経験は、「水滴」における徳正と石嶺との濃密な身体的な触れ合いには及ばないだろう。これは魂込めというケア行為が、あくまで「祈り」として実践されることが生む困難さであるかもしれない。

しかしながら、ウタによるケア行為について、それが単に祈りであるために失敗したと理解するだけでは、〈現場〉を描くこの作品の読みとしては不十分であるように思われる。なぜなら、その祈りは、決してウタの単独の行為としては語られておらず、むしろその行為自体がある種の〈共同性〉の発露のように思われるからだ。本作の最後の場面をもう一度確認したい。

> ウタは浜に立ち、あたりを見まわした。浜潮木の葉がかすかに揺れ、あだんの茂みでアーマンの這う音がしている。木麻黄の防潮林が黒い壁になって海と集落を隔て、浜にいるのはウタ一人だった。急にいたたまれないほどの寂しさに襲われて浜をおりると、ウタは足首を波に洗われながら歩いた。足もとに海蛍が光っては消える。波はあたたかくやわらかだった。ウタは立ち止まり、海に向かい、手を合わせた。しかし、祈りはどこにも届かなかった。〔292-3〕

「魂込め」が、「環境的なもの」と人間とが生み出す空間性によって語られていることはすでに述べてきた。砂や波との触れ合いが印象的に描かれているこの場面からは、幸太郎の死後、その死を抱えるウタが、そうした「環境的なもの」とともにこれからも生きていくことが予感されるのではないか。ウタは浜に立っている。物語の最後の場面はそのような〈現場〉に存在する希望――弱さを抱える人々がその弱さと向き合いながら生きることのできる空間――を描いたものとして読まれる必要があるはずだ。

また、さらにここで思い出しておきたいのは、そもそも魂込めという伝統的な儀礼行為こそ、当事者が魂を落とした現場で行われ、その場に転がる石を拾うといった空間的な行為を伴

うものであったという事実である。魂込めという儀式のこうした特徴は、本論がこれまで読み取ってきたこの作品の〈現場〉という主題と共鳴するといえよう。

「魂込め」と題されたこの作品における目取真の試みは、人間以外の存在をも含んだうえで〈現場〉の空間的な〈共同性〉を捉えることによって、伝統的儀式である魂込めの現在的意味を、単なる伝統性に短絡せずに新たに語りなおす試みであったのではないか。伝統的儀式である魂込めは〈現場〉の実践において必ずしも伝統的なものとのみ連関するのではない。その実践はすでに見てきたように、既成のコンテクストに回収することのできない様々な環境・人間・記憶の連関を生むことによって、新たな物語を語り出していたのである[9]。

5. アーマンによるケアと〈病い〉

前章で指摘したように、目取真は「触れ合うこと」をケア行為において重要なモメントとして作中で語っているように思われる。このことをふまえると、アーマンと幸太郎の関係性における過剰なまでの身体接触を、ケアに結びつけて解釈する可能性が浮かび上がるのではないだろうか。ウタが幸太郎の魂に向き合うさなか、幸太郎の身体をケアしていたのは、実のところアーマンなのではないだろうか。

アーマンが幸太郎の身体をケアしているとするこの解釈の妥当性は、テクストに描かれた、いくつかの点において示されうる。例えば、幸太郎の口にアーマンが無理やり潜り込んだために幸太郎が魂を落としたのではなく、すでに魂を落とし心身喪失していた幸太郎の口内を住処にしたのだとすれば、アーマンは幸太郎の身体を暴力的に占拠しているというよりも、むしろ魂が不在の身体を守るために幸太郎の口内に一時的に潜んでいるようにも見える。また、アーマンが口内に潜むことで周囲の村民によるケアを呼び寄せたがゆえに、幸太郎の魂の方は、身体の維持や瑣末な日常生活に煩わされず、自由に魂の赴くまま浜に佇んでいることができていたともいえる。さらに、幸太郎の死は、確かにアーマンを喉に詰まらせたことが原因であるが、そもそもそれは本土のジャーナリストがフラッシュを当てなければ生じなかった事故であり、アーマンが幸太郎に危害を与えようとしたことによるものではないはずだ。

このような点をふまえると、やはりアーマンは幸太郎の身体にとっての脅威であるというよりも、弱さを抱える身体に寄り添うことによって幸太郎をケアする存在であると解釈する必要があるように思われる。「魂込め」において、「環境的なもの」はたしかにときに異物化して人間身体の弱さを露呈させるのだが、異物化した存在は決してその身体を一方的に破壊するものとして描かれるのではない。魂を落とした幸太郎が、それまでの日常的な生活を送ることが不可能となったように、それはそれまでの生活の反復をたしかに困難にする。しかしそれと同時に、身体の弱さとケアの経験を土台とする新たな生の可能性も示しているのである。

とはいえ、幸太郎は命を落とす。このことを見逃さないまま、なおこの作品によって語られる様々な社会・環境の連関を捉えるために、ここでは人間の病いを個人のものではなく、共同的なものとして読む可能性を示しておきたい。「魂込め」の語る病いは、ケアを必要とする幸太郎と、ケアを試みるウタやそのほかの村民たち、さらに「環境的なもの」や人間以外の存在と、浜において居合わせることを通じて立ち現れた出来事の総体を意味しているのである。

[9] それゆえ、本作における魂込めという行為は、例えば新城が指摘するように、戦争記憶の回帰を抑圧してしまう、「共同体的規範の維持という使命において遂行される規律化」（新城 2010: 170）のための行為として読むのではなく、「環境的なもの」との関係性に編み込まれながら、戦争の記憶と向き合い生活する戦後沖縄の人々の〈現場〉を照射するためのモチーフとして読むことが必要とされる。

現象学的なアプローチを応用するケア論者である西村ユミが説明するように、病気という現象は、病んでいる個人の経験として限定されるものではなく、まずもって複数の具体的な他者たちのあいだで形成されるものである。そのような他者との交流において「〈病い〉はネガティブな経験としてのみ固定されず、ときに苦しみを実感させ、ときに日々の暮らしのなかに浸透し、またときに、他者とのつながりの経験として顕在化する」ものとしてある。また、〈病い〉は「ともにある」という現実の関係において「交流する身体」の間に生じるものであるとも述べられている（西村 2007: 233-42）[10]。

「魂込め」は、戦後沖縄における「魂落とし」を、この出来事としての〈病い〉として語ろうとするものなのである。「魂込め」において幸太郎をめぐる〈病い〉は、幸太郎の単独的な経験として描かれているのではない。なぜなら、それは、村民たちのケアを促すなかで、ウタの戦争記憶の想起を導き、そのことを通じて忘却・抑圧していた記憶を、自らの現在の苦しみとしてウタに実感させるものでもあったからである。

そしてそのような〈病い〉という共同の経験を通じて、現在の生を国家的・伝統的語りによって固定的に意味づけせずに、新たな他者との出会いの可能性へ向けて未来を開くという、新城や仲井眞らによる先行論で指摘されてきたような倫理的な生がはじめて可能となったのであった。ウタは、魂込めを通じて、アーマンや海亀、そして「浜に横たわるオミト」〔291〕と出会い直し、浜という〈現場〉において「他者とともにあること」に気づかされたのである[11]。

このように「魂込め」を〈病い〉を描く物語として読むと、祈りを届ける力を失い、浜辺に立ち尽くすウタの弱さも、その弱さに差し伸べられるさらなるケアの到来を潜在していると考えることができるはずだ。「祈りはどこにも届かなかった」というこの物語の最後の言葉は、先行論が総じて指摘するようなテクストの否定性を示すものである以上に、ウタの弱さを示すものとしてまず感受される必要があるのではないだろうか。

目取真は、戦後沖縄に生きることを、何らかの弱さを生の条件とすることであると捉えているように思われる。そして、彼はその弱さを単なる否定的なものとして捉えない。その弱さは新たな〈共同性〉の条件でもあるからだ。「魂込め」が語るのは、戦後沖縄を生きる人々の弱さを条件とする〈共同性〉の物語なのである。

6. 記憶と環境の消化不良

本稿で最後に確認したいのは、そのようなウタの弱さが「食」の困難を伴って描かれている点である。魂込めがうまくいかず、それが「三日、四日と重なるうちに、焦りが募ってきて、ウタは無力感と苛立ちで食事もろくにとれなくなった」〔273〕とあるように、物語のなかでウタは常に食欲不振に陥っている。また、熱い茶を飲むことからウタの朝がはじまるという冒頭の説明や、幸太郎の魂落としの件で村民が集まるたびにそこで食事がとられる場面が描かれるなど、「魂込め」では、物語の端々で「食」の営みが垣間見られる。そもそも戦時中にオミトが殺された原因も、洞窟で生活する飢えた人々に与える食料を手に入れようとしたことにあった。そして、アーマンを口にふくんだまま、それを消化できない幸太郎による「食の失敗」こそが物語の発端でもあるといってよい。

特にこの「食の失敗」のモチーフは、トラウマ記憶の議論においてすでに検討されてきて

[10]「魂込め」の先行論として「病」に注目した論がすでに小嶋洋輔によって提出されているが、小嶋の論は病というものが必然的に伴うはずのケアのモメントに言及してはいないため、作品の描く病の全体像を把握する試みとはなっていない（小嶋 2009）。

[11] 西村が述べるように、「私たちは、ひとびととともにある。他者の傍らに存在する者として存在している。他者との関係のなかで、その結び目としての経験を担いつつ、『他者とともにある』としてあることに気づかされる」（西村 2007: 240）。

いる重要なモチーフでもある。例えば新城郁夫は、このような記憶をめぐって、岡本恵徳の思想的営為を再考している。その中で新城は次のように述べている。

> 生者は死者の身体の痕跡を呑み込むという形で他者が生きた時間に係留され、そして他者に孕まれていたかもしれぬ記憶に連結されているのであり、このとき、死者は、岡本の言葉を借用するならば「意味の分からぬままに肉体化」され、残存し、肉体と肉体の間で乗り継がれることを通して、今を生きる者を「規制」するものとなる。（新城 2018: 90）

このような存在が、「呑み込んだモノを消化できずにいる存在者」（新城 2018: 90）とさらに表現されているように、ここでは、身体にとって記憶が「消化不良」の異物となり、現在を生きる人間の生に対して「規制」を与える可能性が捉えられようとしている。この時、「規制」という言葉は、主体の自律性を阻害するものとして否定的に使われているのではない。ここまでの本稿の議論と重ね合わせるならば、それは、むしろ様々な他者と共に〈現場〉を生きる人間の身体－記憶に露呈される〈共同性〉を示すものであると理解する必要があるだろう。

また、「魂込め」の物語が語るのは、人間身体というものが、決して自律的に存在しえず、常にすでに「環境的なもの」や人間以外の存在との〈共同性〉を生きていることであった。つまり、「規制」がかかわるのは、決して「人間」だけではないのである。消化不良の記憶は、物語の生み出す空間そのものに痕跡として残り、その痕跡が新たな〈現場〉を構成していくのだ。

本稿が、単に作品に語られた人間同士の〈共同性〉を読むのではなく、あくまでも〈現場〉を読むという試みを実践したのは、以上のような「環境的なもの」や人間以外の存在との空間的関係性を考慮した上で、記憶の分有の問題を議論する必要があると考えたためである。カイル・イケダも指摘しているように、戦後沖縄における戦争記憶の分有を考える場合、戦争体験者と戦後世代の人々が地理的に類似した環境に生きていることに注目する必要がある。「魂込め」においても、戦時中と状況は変わりながらも、ウタやその他の人物たちは、戦場であった浜と同じ浜に生きているのである（Ikeda 2012）[12]。

このことを踏まえると、オミトや清栄たちの戦中における死が、戦場での死体の喪失として語られていることも作品の重要な点として読み直すことができる。すなわち、死体は適切な手順で葬送されることなく、そのために腐敗し、分解され、浜のどこかに完全に砂塵と化して消えてしまわずに、今も骨となり取り残されている可能性があるのだ。

あるいは、彼らの死肉は浜に存在する雑食の生物である無数のヤドカリたちによって喰われたのかもしれない[13]。とくにヤシガニのような巨大なヤドカリは自らの生を維持するために、あだんの木の実や、海亀の卵、孵化したば

[12] 目取真俊のような戦争体験者の子世代は、戦争トラウマを抱える親や親戚と身近に接することによって二次的なトラウマ経験を受ける世代であるとされている。この点から目取真俊の創作活動について議論するイケダは、多くが故郷を離れて暮らすホロコースト体験者たちの子世代と異なり、沖縄戦体験者たちの子世代が戦場であった沖縄の土地に暮らしていることに注目し、戦争体験者と戦後世代の間におけるそのような地理的な状況の共有が持つ意味を目取真俊の創作を通じて考察している。

[13] 目取真俊は、初期の作品「風音」において、より直接的に人間（特攻隊員）の死体がカニやヤドカリなどの生物に喰われる場面を描いている。これについて彼は「……〔特攻隊員の〕遺体はカニやヤドカリに食い尽くされます。『海ゆかば水漬く屍』になるということは、そうやって肉体が損傷し、膨張し、腐乱して、サメや魚やカニ、ヤドカリに食われるということなのです。漂着した遺体の無残さを見れば、特攻を美化するイメージ操作が不可能になると思います」と説明し、戦場における現場の死に様を描くことがもつ、特攻隊の死のイメージの美化への対抗可能性を指摘している（目取真俊 2005: 81）。既存の支配的な表象に対する目取真作品の批判性は、殉国美談のようなステレオタイプの戦争表象には存在する余地のない「人間以外の存在」をも小説の対象として捉えようとする目取真特有の視点によって生み出されている。

かりの子亀を食べ、ときに浜に横たわる様々な生物の死体をあさることもあるという（藤田 2010）[14]。オミトと清栄の身体は、死後、無数のヤドカリの胃袋に収められ、喰ったヤドカリは二人を自らの栄養とし、生殖を繰り返す。そして、おそらくはその生殖の連鎖のどこかに現れた一匹のアーマンが、偶然幸太郎の口内に潜り込んでしまうのだ。そこに弱さを抱えた身体が現れ、ウタによるケア行為として魂込めが要請されたのだろう。

このような解釈は、「読み手」がメタ的な立場から行なった場合、戦死者たちを環境循環の普遍的物語へと安易に回収することで、その死の意味を問うことを避ける振る舞いであると批判されるべきであろう。しかしながら、ウタが海亀やアーマンをオミトの「生まれ変わり」であると解釈したように、その生活は、あくまでもそのような循環的な世界像に根差して繰り延べられているという事実を否定することはできないのではないか。

つまり、それが倫理的に正しいか否かという問題とは別に、そのような生活を送らざるを得ないという有限性がすでに存在するのである。読み手がウタの「弱さ」と向き合うためにも、こうした物事のうまくいかなさを前提としたうえで作品を読み直すことが必要とされるのではないか。「魂込め」は、言説規範の撹乱というラディカルな生の可能性を示す一方で、登場人物たちの生活の有限性も捉えようとしている。身体の弱さやケア、食といった主題は、脱構築的な生が、あくまでも日常生活を土台として可能となることを描くために必要とされたものだったのである。

一方で、この魂込めという実践を通じて、消化不良のまま忘却されていたオミトや清栄たちの記憶が再び想起され、再記憶化されたのも確かである。仲井眞も指摘するように、このことによって、ウタの世界観を支える物語自体が、既存の物語を組み直すという形で新たに再構成されようとしていることも確かであろう（仲井眞 2017: 60）。次の一節は、浜という〈現場〉における、伝統的物語のそのような組み直しの徴候として読み取ることができるはずだ。

> 海のそばの集落に生まれ、海に湧く生き物を食べて育ち、人間は海によって生かされ、死ねば海のかなたの世界に行くのだと教えられてきた。浜に横たわるオミトの黒い影が目に浮かんだ。〔291〕

海のそばに生きるものは、そこに生きるものたちを食べ、いずれは死に、海の彼方の世界へと運ばれる。しかし、あるものは食べられたあと、消え去らない骨を浜に埋め、あるいは消化されることを拒絶する記憶として他者に生きることで浜に残る。そしてその消化不良の記憶を生きる弱い身体が、まさにその記憶－身体の弱さを通じて浜に生きる無数の存在との空間的な〈共同性〉を広げていく。そのようにして人間と自然、死者と生者といった、規範化された言説空間においては本来交わり合うはずのない多様な存在を巻き込んだ物語を生み出す力を持つものが、「魂込め」の語り出す〈現場〉であったのだといえよう。

しかし一方で、そのような沖縄の〈現場〉が、この村落周辺を標的とした「ヤマトゥの企業が計画しているホテルの建設」〔270〕のような観光開発による土地の改変を被るとすれば、いかなる影響が生じるのだろうか[15]。

[14] 沖縄では、大型のヤドカリは食用とされることもあるが、一方でそれが「墓地」に頻繁に現れることから食べることを避ける場合があるともいうように、その存在は生物学的にも文化的にも死者と食と密接にかかわっている。このようなヤドカリの在り方をとってみても、目取真作品におけるアーマンのようないわゆる沖縄的なものを、単なる表象や象徴として扱うことはできないということが分かる。それは沖縄の物質的な現実である。なお尾西康充が「魂込め」を論じる中ですでに指摘しているように、「オオヤドカリ葬」と呼ばれる沖縄の伝統的葬法も存在するという（尾西 2017）。

[15] 例えば、ヤシガニの多くは海岸樹林付近に生息するが（戸田・岡慎・松崎 2014）、このような開発によって海岸の植生が変容することによってヤシガニのような大型のヤドカリ類が生息不可能となれば、「魂込め」の物語は、少なくとも作

本作の発表された1990年代は、国際的な環境保護の意識が特に高まりを見せる時期であり、例えば1992年6月にはブラジルのリオ・デ・ジャネイロで国連環境開発会議が開かれている。こうした状況のなか、沖縄では1993年4月25日に、即位後初めて天皇夫妻が来沖することとなる。これは、復帰20周年行事として催された「全国植樹祭」という環境保護を啓発するための催しに出席するためであった。さらに「気候変動枠組み条約第三回締約国会議（COP3）」にてヨーロッパや日本が先導し採択された1997年の「京都議定書」を経て、2000年7月には沖縄を開催地とするサミットが開かれ、ここでも環境問題に関する国際的な議論が行われている。一方で、このようなグローバルな環境保全の流れと並行して、「復帰」以来継続する本土主導による沖縄の観光・基地・公共事業（3K）の開発は依然としてとどまるところを知らず、沖縄への入域観光客数は「9・11テロ事件」や「東日本大震災」の年などを除いて右肩上がりに上昇していくこととなる（沖縄県 2018）。

「魂込め」における「浜」や、そこに存在する「環境的なもの」たちは、いわゆる環境保全的な態度が欲望する記号化された沖縄の「青い海、白い砂浜」のような「風景」、あるいは開発の視線にさらされる観光資源としてのそれではなく、あくまでも沖縄の〈現場〉として語られるものだった[16]。本作は、そのような〈現場〉を語ることを通じて、人間が保護・開発する対象として「環境」を扱う態度によって抑圧されてしまうような、人間と人間以外の存在を含めた様々な〈共同性〉を、弱さを抱える身体を取り巻く空間的な広がりとして捉え直すことを可能にしている。「魂込め」が語るのは、戦争記憶、身体、そして環境が複雑に連関することによって生みだされる〈現場〉というケア空間の物語であった。

結論

目取真俊「魂込め」は、表象不可能な戦争の記憶を、登場人物／読み手がどのように受け取ることができるかという問題を提起する作品であった。しかし従来の試みは、そのような形で提示される作中の記憶を、規範的な言説を撹乱する否定的な要素として読むことが多かった。このため、この作品が語る、身体の弱さとケアの営みを通じた空間的な〈共同性〉の物語を読むことができなかった。

そのため本稿では、この「魂込め」における〈共同性〉の在り方を、同一性原理を前提とした人間像によっては把握できない、〈現場〉の空間的・身体的問題として具体的に示すことを試みてきた。本作の描き出す沖縄戦の記憶の分有の可能性を捉えるためには、従来の研究のように、解釈されることを拒絶する他者の「否定性」を言説的な観点から読むだけでは不十分である。否定性を抱えた身体は、まずもって現実の「弱い身体」なのだ。「魂込め」において戦争記憶は、この身体の弱さとその弱さに差し伸べられるケアの関係を中心にして、人間と人間以外の存在や「環境的なもの」が空間的な広がりの中で連関していくことを通じて想起されている。

こうした試みは、〈現場〉の連関を可視化するというまさにその作用によって、ウタや、そのほかの人物、そして人間以外の存在たちとの連関をより開かれたものにするのではないだ

品に描かれたような形では成立しなかったといえる。

[16] 沖縄をめぐる表象のポリティクスを分析する奥田博子が述べるように「観光産業は、訪問者である観光客と移動先である観光地、観る側と観られる側の政治的および経済的な不均衡を前提とする」（奥田 2012: 184）。観られる側である沖縄は、自然豊かな「癒しの島」といった、本土のまなざしに都合の良い「風景」を与えられ、その「風景」の保護を名目とした本土資本による大規模な観光開発の対象となる。そして、このような「風景」の前景化によって、例えば「基地の島」である沖縄の戦争や占領の歴史、その継続である現在の様々な基地問題が後景化されてしまうと奥田は指摘し、さらにその米軍基地でさえも観光のまなざしを通じて脱政治化され得るという田中康博の指摘がある（田中 2010: 128）。権力を帯びた本土のまなざしの問題を明らかにするこのような分析の重要さを理解しつつ、本稿では新たに〈現場〉という論点を提示することによって、既存の「風景」論によっては議論しえない作品内容の分析を試みた。

ろうか。一連の出来事を経たのちのウタ、あるいはその物語を読み終えた読み手である「わたし」が生きる空間において、常にすでに様々な存在と居合わせているという現実の〈共同性〉を自覚すること――このことによって「ウタ／わたし」が、何によって生かされ、何を守るべきであるかもはじめて理解可能なものとなるように思われるからである。

「わたし」が、すでに人間や人間以外の存在を含む「わたしたち」という共同存在なのであるならば、環境を守ることは、あらかじめ美的に客体化された保全対象としての自然豊かな「風景」を守るという営みを意味しない。また、記憶を守り、受け継ぐという営みは、体験者である「個人」の記憶を、別の「個人」である非体験者に譲り渡すという、あらかじめ個別化された存在同士のコミュニケーションを意味するのではない。それらは、「環境的なもの」や人間以外の存在と共に〈現場〉に居合わせ、その空間の広がりを生きることそのものによって成立するものなのである。

目取真俊「魂込め」は、沖縄戦の記憶の分有をめぐる様々な問題や実践を、ケアの〈現場〉という空間的・身体的な視点から改めて問い直す可能性を示している。

【参考文献】

Ikeda, Kyle, 2012, “Geographically-Proximate Postmemory: Sites of War and the Enabling of Vicarious Narration in Medoruma Shun’s Fiction”, *International journal of Okinawan studies*, 3(2): 37-60.

大澤真幸，2002,『共同取材　見たくない思想的現実を見る』岩波書店.

沖縄県，2018,『観光要覧　沖縄県観光統計集　平成 29 年』.

奥田博子，2012,『沖縄の記憶　〈支配〉と〈抵抗〉の歴史』慶應義塾大学出版会.

尾西康充，2017,「「魂込め」論　地域における集権主義と〈嘘物言い〉」『民主文学』620: 125-133.

小嶋洋輔，2009,「目取真俊「魂込め」　癒されぬ「病」」『千葉大学人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書』184: 85-95.

黒沢祐人, 2019,「依存とケアの水　目取真俊「水滴」における記憶の現在性の再考」『言語態』言語態研究会，18: 215-234.

新城郁夫，2010,『沖縄を聞く』みすず書房.

――――，2018,『沖縄に連なる　思想と運動が出会うところ』岩波書店.

鈴木智之, 2013,『眼の奥に突き刺さる言葉の銛　目取真俊の〈文学〉と沖縄戦の記憶』晶文社.

田仲康博，2010,『風景の裂け目　沖縄，占領の今』せりか書房.

大門正克，2017,『語る歴史，聞く歴史　オーラル・ヒストリーの現場から』岩波書店.

戸田実・岡慎一郎・松崎章平，2014,「海洋博公園内のヤシガニ生息調査」『沖縄生物学会誌』52: 11-19.

仲井眞健一，2016,「目取真俊「風音（平成九年版）」論　弔い・断絶へ送る」『立教大学日本文学』116: 92-104.

――――，2017,「目取真俊「魂込め」論　新城郁夫／ウタ,「祈りは届かなかった」場所に佇むこと」『越境広場』越境広場刊行委員会，4: 54-65.

Nancy, Jean-Luc, 1986, La communauté désoeuvrée, Christian Bourgois.（＝ 2001, 西谷修・安原伸一朗訳 ,『無為の共同体』以文社.）
西村ユミ，2007,『交流する身体 〈ケア〉を捉えなおす』日本放送出版協会.
藤田喜久，2010,「ヤシガニと沖縄の人々の暮らし」『CANCER』19: 41-51.
ブーテレイ，スーザン，2011,『目取真俊の世界（オキナワ） 歴史・記憶・物語』影書房.
村上陽子，2015,『出来事の残響』インパクト出版会.
目取真俊，2005,『沖縄「戦後」ゼロ年』NHK 出版.
————，2013,『目取真俊短篇小説選集 2 赤い椰子の木』影書房.
屋嘉比収，2009,『沖縄戦，米軍占領史を学び直す 記憶をいかに継承するか』世織書房.
Latour, Bruno, 2005, *Reassembling the Social: An Introduction to Actor-network-theory*, Oxford University Press.（＝ 2019，伊藤嘉高訳,『社会的なものを組み直す アクターネットワーク理論入門』法政大学出版局.）

東京外国語大学海外事情研究所，*Quadrante*, No.22, (2020)
Tokyo University of Foreign Studies, Institute for Global Area Studies, *Quadrante*, No.22, (2020)

詩人尹東柱における故郷
―生まれ育った場所「北間島」を中心に―

The Homeland In the Poems of Yun-Dongju:
Focused on Homeland of “Bukgando”

金　雪梅
JIN XUEMEI
東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

著者抄録
尹東柱は1917年に当時「北間島」という現在の中国延辺朝鮮族自治州の龍井市明東村で生まれ、龍井、平壌、ソウル、東京、京都で学校に通い、1945年、第二次世界大戦が終わる半年前に福岡刑務所において、死因不明で没した詩人である。本稿は尹東柱の生まれ育った故郷「北間島」を中心に、彼にとって「北間島」はどのような場所で、彼の詩の中でどのように現れているのかを分析する。歴史的にも、地政学的にも複雑な「北間島」で生まれた尹東柱の故郷は「祖国・朝鮮」の喪失により、彼の故郷も喪失に至ったという民族的枠組みの研究によって無化されてしまう「北間島」を、彼の詩の言葉から再び立ち上げる。ここでは尹東柱がいた三つの地域「満洲」、「朝鮮」、そして日本のそれぞれの場所で書いた詩を各場所の視点から眺め直すことで、尹東柱の「北間島」という故郷について考察する。

Summary
Poet Yun Dongju was born in 1917 in the village of Myongdong Bukgando (now Longjing city, Yanbian Korean autonomous region, China). He attended schools in Longjing, Pyongyang, Seoul, Tokyo and Kyoto, and died six months before the end of World War in a Fukuoka prison. His cause of death is unknown.
This article examines Yun Dongju’s “homeland,” Bukgando, and explores his perception of this “homeland”—the place he was born and raised—and the ways in which it is represented in his poetry. This analysis will relocate from Dongju’s poetry Bukgando’s complex history and geopolitics—all of which become lost in the discursive ethnocentric framework that posits Dongju’s loss of Bukgando in parallel to his loss of Korea as national “homeland.” In this article, I will consider Yun Dongju’s homeland “Bukgando” from his literary works composed in Manchuria, Colonial Korea, and Japan, re-examining his work through his perception and experiences in each site.

キーワード
尹東柱　故郷　「北間島」　「満洲」　「朝鮮」
Keywords
Yun Dongju; Homeland; “Bukgando”; “Manchuria”; “Colonial Korea”
原稿受理日：2020.1.27.
Quadrante, No.22 (2020), pp.197-212.

目　次

はじめに
1.「北間島」の歴史と特徴
　1-1.「北間島」の特殊性
　1-2.「北間島」の民族教育とキリスト教
2. 故郷という意識の目覚め――平壌、「満洲」で歌う
3.〈自分探し〉の場所――朝鮮・「ソウル」で「呼ぶ」
4. 異国で懐かしむ――日本・東京で書く
おわりに

はじめに

尹東柱は1917年に「北間島・明東村」現在の中国吉林省龍井市に生まれ育ち、その後1938年に朝鮮の「延禧専門学校」（今の延世大学）に通い、1942年に日本の立教大学と同志社大学に留学するが、在学中に治安維持法で逮捕され、1945年戦争が終わる半年前に福岡刑務所で不確かな死因により没した詩人である。

27年という短い人生にも関わらず、彼の詩は韓国、日本、中国（主に朝鮮族）、そして北朝鮮でも愛され、そして関心を集めてきた。本稿が数ある朝鮮民族の詩人の中で、特に尹

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

東柱に着目した理由は、彼の生まれ育った「北間島」という地域が歴史的にも、地政学的にも複雑であり、この地を「故郷」とする尹東柱を考察することで、植民地－帝国に生きた人々の姿、そしてそのアイデンティティーの複雑性を解明する一助となるのではないかと考えるからである。

「朝鮮」から「間島」への移住や短期間生活していた作家は多いが、尹東柱のように「間島」で生まれ成長し、また遺骨もここに残っている作家は少ない。そうした意味において、尹東柱を他の朝鮮半島出身の朝鮮詩人たちと同じように考えてはならない。つまり尹東柱の詩にとって、故郷「北間島」という場所は、単に一言で済まされるような単純な地名ではない。その場所での彼の特殊、個別的な経験は、必ず検討されねばならないのである。

「間島」といえば、1885年清政府が封禁政策を解禁し、朝鮮人移民を許可した場所で、現在の中国延辺地域にあたる。そのような明確な場所であるにも関わらず、これまでの尹東柱研究では、彼の出生地については、ただ北間島と述べられるだけで、その場所と彼の詩作が結びつけられて検討されることがなかった。ともするとその「北間島」がどこにあるかわからないような、あるいは、どこであっても良いような、特色のない空白として軽視されてきた。

尹東柱の「故郷」についての研究がはじめて出されたのは1987年で、その後、呉養鎬によって、尹東柱の故郷という意識は「遊浪意識」[1]であるとされた。さらに呉は尹東柱は故郷を「喪失」したが、その苦痛や現実を嘆くのではなく、期待する故郷、まだ希望はある故郷だと分析した[2]。他にもまた彼の「失郷意識」[3]が詩に作用するという意見は多く、その議論の中では尹東柱は中国の「満洲」地域に生まれたが、そこは完全なる故郷ではなく、彼は民族共同体の元々の故郷、朝鮮を懐かしんだという見解が多かった。それは尹東柱の祖先が移住した地「北間島」という故郷の個別性を看過し、彼の故郷は「祖国・朝鮮」であると当然視した上で、その喪失を強調するという傾向がある。

尹東柱が最初に韓国で発見されて以降、彼に関する研究に変化があるとしたら、彼が「満洲国」出身であることが強調されてからだと言える[4]。近年彼の研究は、特に「ディアスポラ」や「移民」という観点から、国境なき詩人として彼を位置づけ、分析するような傾向があり、従来の抵抗詩人、民族詩人、愛国詩人、国民詩人としての位置からディアスポラ詩人、境界人として彼を評価しようとする。さらに尹東柱の「朝鮮」や民族意識を一方的に強調するのではなく、「満洲－北間島」のことを含め、正確に分析しようとする研究方向がある。だが、尹東柱の「故郷喪失」が前提になり、どちらにも属さない、帰属地がないものとして彼を捉えているところがあると考えられる。また尹東柱の「故郷」に関する研究は、中国でも行われ[5]、いずれも「故郷喪失」に焦点を当てており、韓国での研究範疇を超えていないと言わざるを得ない。

尹東柱が日本に留学していた時、叔父との会話の中で、「叔父：将来どこに住みたい?／東柱：私が生まれ育った明東」[6]と話したという逸話がある。この話からも分かるように「北間島・明東」は、ただ生まれた場所ではなく、

[1] ここでの「遊浪」は一定の居住地がなく、彷徨うことを意味する。
[2] 呉養鎬「尹東柱の詩に現れる故郷の意識」（韓国語文学会、1988）pp.89-93.
[3] 鄭漢模「尹東柱의　特質과 詩史的　意味」（「シムサン」1975・2）p.110.
[4] オ・ムンソク「尹東柱と多文化的主体性の文学」（韓国近代文学会、2012）
[5] 中国での尹東柱の「故郷」に関する研究は、リ・ミスク（2013）「尹東柱の詩に現れる場所と場所喪失」、張春植（2013）「尹東柱の詩の移民文化的性格」、キム・クァンウン（2013）「ディアスポラ詩人尹東柱の詩と北間島」などが挙げられる。
[6] 尹永春「明東から福岡まで」『ナラサラン（愛国）23号』、1976、p.108.

尹東柱が将来住みたい、長く居続けたい場所であることが分かる。このような想いを無視し、祖国──民族意識を基礎とした国家──の喪失だけを強調するのは、尹東柱の精神と地理の故郷に対してあまりに表面的ではないだろうか。

1880年代に尹東柱の祖父は朝鮮から「間島」に移住し、定着し、生活してきた。それは現在の中国朝鮮族の初期移住者の原形でもある。「北間島」に移住し、そこで生まれ育った朝鮮民族の一人として、故郷をどのように意識したのかは、彼が生まれ育った場所と「祖国・朝鮮」、そして帝国日本をどのように結びつけたのかという問題と深く関わってくる。尹東柱は現在、韓国、日本、中国そして北朝鮮（朝鮮人民民主主義共和国）で知られた詩人である。そのようなコスモポリタンなイメージのある詩人ではあるが、彼がどのように自身を位置付けたかという問題はまた別の次元にあるはずだ。「故郷」というものは「個人の人生のアイデンティティーと自己アイデンティティーの形成の基盤となる」[7]ため、彼の詩作における故郷表象の分析を通して、尹東柱のアイデンティティーと存在を明確にすることができると考える。

本稿は、尹東柱が生まれ育ち、また20年間住んでいた故郷「北間島」が彼にとってどのような場所で、また彼の詩の中でどのように現れているのかを分析する。尹東柱の詩に表象される「故郷」の分析を通して、彼の詩と彼の生まれ育った北間島という空間を有機的に結びつける。それはひいては尹東柱と同じ民族の祖先を持つ朝鮮族たちの「故郷」という意識を喚起させることにも繋がるだろう。

1.「北間島」の歴史と特徴

まず、「北間島」という場所はどういう場所であったのか。

1-1.「北間島」の特殊性

「「間島」とは今の中国延辺朝鮮族自治州とほぼ重なる地域で、中国吉林省東南部に位置し、朝鮮半島と国境を接する地域である」[8]。「間島」という言葉は文字通り、中国と「朝鮮」の間にある孤立によって島のような場所から名付けられた。元々豆満江の北を「間島」と呼んでいたが、後に鴨緑江の北を「西間島」とし、豆満江以北を「北間島」として、区別して呼ぶようになった[9]。国境が単に豆満江（中国側では図們江）によって隔てられたにすぎないため、この間島の帰属を巡っては、「清朝」と「朝鮮」との間では争いが絶えなかった。「1885年9月から11月まで乙酉勘界談判[10]、1887年3月から4月まで丁居勘界談判[11]が行われたが、国境を定めるに至らなかった」[12]。つまり、国境がまだ明確に区分されてない時期に、朝鮮の人は密かにまた様々な歴史的理由から止むを得ず「間島」に入り、開墾し、居住したのである。

朝鮮人の「間島」移住は19世紀中盤から始まり、1886年尹東柱の曽祖父尹在玉は家族を連れて「朝鮮」の咸鏡北道鍾城郡から近

[7] ジョン・クァンシク『故郷』文学と知性社、2010、p.28.

[8] 金珽実『満洲間島地域の朝鮮民族と日本語』花書院、2014、p.1.

[9] 宋友恵『空と風と星の詩人　尹東柱評伝』（ソジョン・シカク、2015）p.37.

[10]「乙酉勘界談判」は1885年9月、清朝両国は間島の領有権を巡って、会寧で行われた会議。交渉の内容としては1712年清政府と朝鮮との国境を画定するため、長白山の山頂に立てた「定界碑」の碑文を如何に解釈するのかが焦点であった。「図們江説」と「土門江説」を巡って、激しく対立し、最終的に実地調査の上で、交渉を再開することで合意した。白榮勛『東アジア政治・外交史研究──「間島協約」と裁判管轄権──』、大阪経済法律大学出版部、2005、p.17.

[11]「丁居勘界談判」は1887年4月に「乙酉勘界談判」の実地調査の結果を踏まえて行われた二回目の交渉である。朝鮮代表の清国側の「図們江説」に異議を示さなかったことにより、交渉の重点を図們江の源流一帯の境界確定問題にし、清国側の「石乙水」が源流の主張と朝鮮側の「定界碑」に近い「紅土水」が源流であると異を唱えたため、双方は再び対立して、物別れのままで終わった。白榮勛『東アジア政治・外交史研究──「間島協約」と裁判管轄権──』、大阪経済法律大学出版部、2005、p.17.

[12] 金珽実、前掲書、p.1.

い「間島」の琿春副都統寧遠堡開遠社の子洞に移住した。当時尹東柱の祖父尹夏鉉は11歳であった[13]。尹東柱一家は朝鮮人の「間島」移住の初期移住者に当たる。

金（2014）によると国境がまだ定まってない時期であるため、「朝鮮人」をめぐり、中国と日本の間で、管轄権の争奪があり、「北間島」をめぐる問題はその地理的な政治だけでなく、そこに居住する人間についてより複雑な政治の場所ともなった。特に日韓併合以後朝鮮は日本国の統治下に属することとなり、朝鮮人に日本の国籍を与えることにもなり、金（2014）によると1912年成立の中華民国は、「間島」地域内に住む朝鮮人が日本帝国主義の「満洲」進出の尖兵になることを恐れ、中華民国への帰化条件を無効にした。それにより数多くの朝鮮人は中華民国に帰化したため、二重の国籍問題が生じたのである[14]。

「間島」地域は朝鮮人が移住し始めた時から1932年にかけて、時代が「清朝」から中華民国（1912）に変わり、1932年には「満洲国」という新しい「国家」になった。また朝鮮では1910年に日本に併合されるため、「朝鮮人」は1910年以後「日本人」の中に組み込まれることとなる。もちろん平等な「臣民」ではなく、日本植民地に生きることを強制させられた人間としての臣民であった。元々地理的、歴史的特殊性を持っていた「間島」地域は、日本の植民地戦略により、さらに複雑になり、「間島移民」の朝鮮人たちは日本と中国の勢力に抑圧され、左右されたのである。

1-2.「北間島」の民族教育とキリスト教

「間島」地域における朝鮮人による朝鮮人への教育は、いわゆる民族教育とキリスト教教育の二つが中心であった。なぜなら、そこにいた教育者たちは朝鮮半島から移住した者であり、かつキリスト教徒であったからである。民族独立の揺籃地と呼ばれるほど、教育の中心地となったのが、尹東柱が通っていた明東小学校である。朴（2018）によればそこは朝鮮の独立運動家を育てる学校として、創設初期の教員では朝鮮国内から亡命してきた若い民族独立を願う人士が多く、また徹底的な民族教育を実施していたため、その小学校の名は広く知られ、「間島」はもちろん、ロシア沿海からも学生が集まり「北間島民族教育と独立運動の本拠地」となったという[15]。

明東小学校について、尹東柱より1歳年下の金禎宇の証言を見ると、

> 「明東小学校四年生の時、東柱はすでにソウルから少年少女のための月刊雑誌を購読していた。東柱の従兄で同じ歳の宋夢奎という友達がいた。彼もやはり文学少年だった。夢奎は『子供（어린이）』という雑誌を、東柱は『子供の生活（아이생활）』という雑誌をソウルから取り寄せて読んでいた。村の子供たちは彼らが全て読み終えた後で、それを借りて読んだ。二人の少年がソウルから月刊雑誌を購読して読むというのは、その当時の満洲のへんぴなところでは大きな事件というほかなかったし、それが村に大きな影響を与えて『三千里』のような月刊誌が青年たちの間に広く普及した。
>
> 五年生になると、東柱と夢奎の発議で月刊誌を謄写版刷りで出すことを決めた。原稿を集め編集を終えて雑誌の名を決めることになり、その当時我々の担任の先生で尊敬の的だった韓俊明牧師を訪ねて、相談に乗ってもらった。先生は我々を

[13] 李光仁『詩人尹東柱の人生の旅研究』、民族出版社、2015.
[14] 金珽実『満洲間島地域の朝鮮民族と日本語』（2014）、有限会社花書院、p.33.
[15] 朴金海「20世紀初間島地域キリス教系学校の成立と民族教育」『尹東柱とその時代』、延世大学国学研究員　延世学風研究所編、2018、p.18.

褒めて、『新しい明東』と名付けたらいいと言われ、その名前で何号か発行した。」[16]

ここからも学校の先生が牧師を務めていることがわかり、小学校の時からソウルの雑誌を購読し、また出版に至ることができたのは、明東小学校における自民族の言葉を重視し、大事にしようとすることと尹東柱の後の人生とが繋がると考える。

民族意識が高い場所で生まれ育った尹東柱は常に抗日運動の意識を保って日常的に実践もする周囲の人を通じて、「祖国・朝鮮」は占領されたが、自分には民族の根源地の「故郷」があることを自覚した。将来、朝鮮民族の心を保ちその言語を貫いた詩人になったことも明東学校と関わりが深いと言えよう。

明東小学校が設立された後、間島の教育事業を再建するという目的でソウルの鄭戴冕は「北間島」の教育団団長として派遣される。鄭戴冕はソウルにあるキリスト教系の「新学問」教育機関で学んだ敬虔なクリスチャンで、プロテスタント（長老派）の信者でもある[17]。彼は明東小学校で教監職に就任することを条件に、正規科目として、学生に聖書を教え、学生とともに礼拝をすることを要求した。つまり儒教思想を捨て[18]、キリスト教を信仰するように、学校に提案・主張したのである。「救国」の理念を持ってキリスト教を受け入れた金躍淵は後に平壌の神学校に通い、長老教会の牧師に任命される[19]。

金躍淵は尹東柱の母金龍の腹違いの兄で、尹東柱の叔父であり、普段近くに過ごしてきた親戚であったため、1910年、尹東柱一家がキリスト教を受け入れたのは金躍淵の影響があったと考えられる[20]。このように尹東柱が生まれた時、尹東柱の家族は皆キリスト教をすでに信仰するようになっており、彼も生まれてすぐ「幼児洗礼」[21]を受け、明東教会の一員として教会に出席をしていた。

「間島」地方のキリスト教は19世紀半ばから、アメリカ、カナダ、スコットランド、オーストラリアなどの国の宣教師たち（プロテスタント）によって伝えられた。1909年、アメリカ南部メソジスト教会とカナダ長老教会のあいだに北「間島」と江原道地域の相互委譲の問題が起こり、結局、「北間島」はカナダ長老教会（プロテスタント）が宣教するようになる[22]。元々明東村は儒教が伝統的な宗教で、祖先に祭祀を捧げることが伝統であったが、1909 年キリスト教が明東に入ってから、キリスト教が盛んな村になった。後に教会も建てられ、村の半分以上がキリスト教を受け入れるという状況になる。

しかしその後、1928年中国共産党の社会主義思想が「北間島」に入り、1929年には「北間島」で朝鮮人が経営している学校は全部県立学校に改組させられ、それにより明東小学校は「人民学校」になり[23]、後に、尹東柱と宋夢奎の一家は居住地を龍井に移した。

龍井に来た時尹東柱は恩真中学校に進学をするが、恩真は1920年カナダの宣教師によって創設された学校で、恩真という名も「神の恩恵を受ける」という意味である。当時恩真中学校は国と民族を救おうという救民思想を持っ

16 宋友恵『空と風と星の詩人　尹東柱評伝』、ソジョン・シカク、2015、p.88.
17 金珽実『満洲間島地域の朝鮮民族と日本語』、花書院、2014、p.84.
18 同上。
19 蔵田雅彦「韓国キリスト教が生んだキリスト教詩人・尹東柱」『新版　死ぬ日まで天を仰ぎ──キリスト者詩人・尹東柱』、日本キリスト教団出版局、2005、p.32.
20 同上、pp.58-59.
21 幼児に洗礼を施すこと。洗礼とはキリスト教徒となるために教会が執り行う儀式。
22 蔵田雅彦「韓国キリスト教が生んだキリスト教詩人・尹東柱」『新版　死ぬ日まで天を仰ぎ──キリスト者詩人・尹東柱』、日本キリスト教団出版局、2005、pp.36-37.
23 宋友恵『空と風と星の詩人　尹東柱評伝』（愛沢革訳）、藤原書店、2009、p.79.

た学生たちが多数であった学校でもあった[24]。

このように「北間島」の教育は常に民族運動とキリスト教が一緒になり、尹東柱も民族教育を受けながら、キリスト教教育を受け入れたはずである。小学校から大学まで一貫してキリスト教精神を基盤にしている学校に通ったのも事実であり、「安息日」（日曜日）には教会が運営する日曜学校に通い、賛美歌を歌いながら成長していった。そのような尹東柱は、聖書を通して、キリスト教の教理を深く獲得していったにちがいない。

中国の「北間島」を「故郷」として生まれた朝鮮民族のキリスト詩人尹東柱は、国境・土地・国籍・法律的帰属などがすべて不確かな時代において20年間「北間島」で過ごした。そしてその「北間島」の地で、民族を「故郷」とする教育を受け、キリスト教の理想を「故郷」とする教育を受けた。「北間島」という場所は地理的にも歴史的にも非常に特殊な場所であり、こうした複雑な要因から、彼の「故郷」は複層的な様相を帯びることになった。

ゆえに筆者は彼の中には以下の三つの故郷があると考える。一つはその人間が生まれ育ち、成長した実の故郷、即ち「北間島・明東」で、もう一つは民族、文化、言語、祖先の繋がりがある精神的な故郷である「朝鮮」、そして最後の一つはこの世には存在しない、人間の最終的に行く場所「神の国＝天国」という故郷である。

「生まれ育った故郷」とは単なる地理的な場所ではなく、現在私たちが読んでいる彼の詩の基盤となった場所であり、彼の民族思想とキリスト教思想を育んだ場所でもある。また、彼は一人の朝鮮人として、日本警察に逮捕され、刑務所に入り、亡くなったのであるから、祖国「朝鮮」は彼にとって非常に大きな意味を持っている。さらにキリスト教の家庭で生まれ育ち、一貫してミッション系の学校に通っていた彼は、人間が最終的に行く「天国」を信じていたはずである。本稿は、彼の三つの故郷のうち、「生まれ育った故郷」である北間島を中心に考察し、民族とキリスト教としての故郷は別稿に譲ることにする。尹東柱は生涯一つの場所に留まったのではなく、帰郷と離郷を反復した。ここでは彼が平壌、「満洲」、「ソウル」、そして日本のそれぞれの場所で書いた詩を各場所の視点から眺め直すことで、彼の生まれ育った故郷「北間島」を考える。それは民族的枠組みを重視する研究によって無化されてしまう「北間島」を、彼の詩の言葉から再び立ち上げることでもある。

また本稿の詩の日本語訳は、1955年に正音社で出版された詩集『空と風と星と詩』を底本として筆者が翻訳したものであるが、一部は1984年に出版された伊吹郷訳の『空と風と星と詩』と2012年岩波文庫から出た金時鐘訳の『尹東柱詩集　空と風と星と詩』を参考にした。その箇所は注釈で説明したい。

2. 故郷という意識の目覚め──平壌、「満洲」で歌う

「故郷」とは何か。ジョン・クアンシク『故郷』（2010）を見ると「故郷」という言葉は元々自分が生まれ育った場所のことを指す。そして、この概念は大きく四つの性格を持っている。それは、「時代性」（時間的に遡った場所）、「回想性」（追憶と童心に繋がる人生の空間）、「隠匿性（純粋性）」（都市のように表に出ているのではなく、隠れている領域）と「風景性」（幼い時に遊んでいた河、山、海がある場所）である。つまり「故郷」は単純な地域や場所というだけではない、個人の人格及び人生と繋がる空間でもある[25]。

1886年、尹東柱の曾祖父は故郷「朝鮮」咸鏡北道鍾城郡から「北間島」の子洞に移住し、1900年に龍井の明東に移り、尹東柱は

[24] 李光仁『詩人尹東柱の人生の旅研究』、民族出版社、2015、p.160.
[25] ジョン・クァンシク『故郷』、文学と知性社、2010、p.25.

時　期	題　名	関　連　語
1935 年 10 月	南の空	郷愁に乗り、南の空へ飛びまわるばかり──
1936 年 3 月 25 日	黄昏	北の空に翼を広げたい
1936 年 6 月 10 日	このような日	五色旗と太陽旗、「矛盾」
1936 年 6 月 26 日	陽だまり	地図取り遊び、誰の土地とも知らぬ

【表 1】延禧専門学校入学前に書かれた「北間島」と関わる詩
* 崇実中学校入学時期：1935 年 9 月～1936 年 3 月

1917年、明東で生まれた。

現在出版され、読まれている尹東柱の詩は全部で124篇[26]だが、そのうちもっとも知られて愛読されている詩のほとんどは京城（ソウル）と日本で書かれた詩である。しかし、実際には全詩作の三分の二を占める77篇は彼が延禧専門学校に入る前に書いたである。本節では、尹東柱が初めて故郷「北間島」を出て平壌に行き、延禧専門学校に入る前（1937年10月）に書かれた詩の中で、故郷や郷愁に関わる詩、主に「郷愁」、「北の空」、「地図」などのような関連語が登場する詩を選び、そこから見られる尹東柱の「満洲・北間島」という故郷への思いを考察する。

まず、専門学校に入学する前に書いた「北間島」という故郷が現れる詩を見ると、【表 1】の通りである。

南の空

つばめは二つの翼を持っている。
うら寂しい秋の日──

母のふところ[27]が懐かしい
霜が降りる夕方──
幼い魂は片翼の郷愁に乗り
南の空を飛びまわる──

1935・10・平壌にて

尹東柱は 1935年9月に平壌にある崇実中学校に入学し、後に神社参拝の問題[28]で退学するが、平壌への進学は尹東柱にとっては初めての離郷であり、当時17歳の彼にとって故郷を離れるというのは厳しい経験であっただろう。この「南の空」の第二節で分かるように、「母のふところ」とは母がいるところ、つまり当時の「満洲－龍井」が懐かしく、「幼い魂は片翼の郷愁に乗り／南の空を飛びまわる──」は、母のもとに帰りたいが、帰れないので、「満洲」より南にある平壌という場所の上空で、飛び回るしかないと語っていることが分かる。この詩を作った時期から、彼は故郷を離れてまだ一ヶ月であり、母と実家のことを日々忘れることができずにいたこと、まだ若く、環境によって感情が左右される時期にあったことが分かる。

この詩と関連して「黄昏」（1936）はある日の午後、カラスの北行を見て、自分も翼を広げて、北の空に行きたいという内容の詩である。上にも言ったように「満洲」は地理的に平壌の北に位置しているため、作者は故郷があるところ、つまり「満洲・北間島」に帰りたいと語っていると読み取れる。

黄昏

日差しは障子の隙間から
細長い日　一文字を書いて……消し……
カラスの群れが屋根の上へ

[26] 王信英、沈元燮 , 大村益夫、尹仁石共同出版『写真版・尹東柱自筆詩稿全集』、民音社、1999.
[27] 尹東柱『空と風と星と詩』（伊吹郷訳、影書房、1984）「南の空」の訳から「ふところ」という単語を引用。
[28] 尹東柱が通っていた崇実中学校は伝統的なキリスト教の学校であって、「内鮮一体」政策の下皇民化を図る総督府は、その柱として神社参拝を強要し、最初にキリスト教学校を対象に実施した。その時尹東柱は友人文益煥と自らの意思で退学をする。その後 1938年3月に崇実中学校は廃校となる。

ふたつ、ふたつ、みっつ、よつ、何度も
飛んで通る。
すくすく、くねくね北の空に、
おれこそ……
北の空に翼を広げたい。
1936・3・25　平壌にて

1936年3月まで平壌にいた尹東柱のこの詩は、「崇実学校」を退学し、「満洲」に帰る直前に書いた詩であり、郷愁の思いが色濃く、早く平壌を離れ、北の家に帰りたい感情が強く感じられる。「崇実学校」の神社参拝の問題で、通う学校がなくなるという不安な状況の中、まだ幼い尹東柱は、自分の家族がいるところ「満洲・北間島」に帰りたくなったのではないだろうか。「翼を広げたい」が、思う通りに広げられない彼がいた場所の現実状況を垣間見ることができる。このように、初めて故郷を離れた時の尹東柱にとって、「満洲・北間島」という場所は、彼の母を始めとする家族がいる場所、そして歴史的に被ってきた国際政治的、植民地的事情の中でも、安心・安住できる帰りたい場所、であることが分かる。

また、尹東柱は故郷「北間島・龍井」を離れて、親と家族がいない平壌で学問に専念している間、自分が生まれ育った地域の現状を意識するようになる。それは詩「このような日」を見ることによって分かる。

このような日

仲の良い正門の二つの石柱の端で
五色旗[29]と太陽旗が踊る日、
線を引いた地域の子供達が喜んでいる。

子供たちには一日の無味乾燥な学課で
もの憂い[30]倦怠が染み渡り
「矛盾」の二字を理解できぬほど
頭が単純だったのか。

このような日には
失われた頑固な兄を
呼びたい。
1936・6・10

「満洲国」が成立し、「民族協和」という上辺だけのスローガンを掲げながら、実際には帝国日本の統治下にあるということを自覚した尹東柱は、先行研究が言うような「北間島」が本当の故郷ではないと思った。というよりも、むしろこの場所も日本に統治されることになったのを意識し、「朝鮮」と「北間島」との心の葛藤を結び付けられるようになったと見るべきである。また「線を引いた地域の児らが喜ぶ」とは、自分が住んでいた場所がある日突然「満洲国」という新しい「国」になるが、実は日本が背後で「満洲」地域を支配下に置こうとする陰謀を知らずに、子供たちは無邪気に喜んでいる様子である。五色旗と太陽旗が門の前に掲げてあることの「矛盾」を知らない子供たちを見て「満洲」地域にいる人の無力さとその土地を奪おうとする日本の欲望についても感知していたことがわかる。

陽溜り[31]

むこうへ　黄土を載せたこの地の春風が
胡人の糸車のように廻って過ぎ去り

まだら模様をつくる四月の太陽のさしのべる手が
壁を背にした悲しい胸ごと　すみずみまで撫でる。

[29] 五色旗は「満洲国」の国旗である。
[30] 尹東柱『空と風と星と詩』（伊吹郷訳、影書房、1984）「このような日」の訳からこの箇所を引用。
[31] 伊吹郷訳『空と風と星と詩』（影書房、1984）

地図取り遊びに　誰の土地とも知らぬ児が二人
指幅の狭さを嘆くか

よせ！　そうでなくても浅い平和が
破れはしないか気がかりだ。

＊胡人　満洲族

1936・6・26

また「陽溜り」は尹東柱が平壌から龍井に戻って光明中学校に通った時に書いた詩で、自分と満洲族の人は同じ土地で暮らし、この地は「満洲国」になったことを自覚していることがわかる。「地図取り遊びに／誰の土地とも知らぬ児が二人」は「満洲」の土地をめぐって、奪い取る日本と中国（中華民国）の関係の中、「浅い平和が破れはしないか気がかりだ。」というのは、日本と中国の勢力争いの渦中におり、いつでも戦争になり得る状況の中、戦争になることを恐れる語り手の不安が感じられる。「朝鮮」は祖国で、祖先の故郷でもあるが、まだこれを自分の故郷として意識することができず、日本と中国の間にいる自分たち（朝鮮人移民）の立場を認識し、その中間で生きるしかない当時の間島「満洲移民」の立場、運命を表した詩でもある。

「間島」に根を下ろして生活する移民の子孫として生まれた尹東柱は、「民族教育」を通して、「祖国・朝鮮」に故郷があるということを教えられた。しかし、そこが本当に彼の故郷なのかを確かめるために「朝鮮」で学問をしたのかもしれない。

尹東柱は平壌の「崇実学校」に入って六ヶ月後には故郷に帰るが、このとき故郷「満洲・北間島」の地政学的な現実に目覚め、中国と日本の間に生きるしかない「間島移民」の立場と「北間島」という場所の特殊性についても認識するようになる。「満洲国」が成立する以前の「北間島・明東村」は日本の統治が緩く、家庭も経済的に裕福だった尹東柱はレベルの高い文化的・思想的教育と雰囲気の中で成長した[32]。上記のような朝鮮民族の移民史は外来の近代帝国植民地主義による政治が背景にあって始まったのは事実だが、移住者たちは常にその移民先の場所に、朝鮮民族らしくまた自分らしく根を張ろうとしていたのである。ゆえに、中国大陸東北移民の朝鮮人として尹東柱の人生と意識を「故郷喪失」・「遊浪」などの表面的な言葉で定義し、「受難」と「抵抗」のみの側面を繰り返す叙事化は、彼の心の内にある地理的故郷を分析するに単純すぎると考える。

3.〈自分探しの場所〉── 朝鮮・「ソウル」で「呼ぶ」

「ある場所への愛着ができるまでには時間が必要である。しかし単なる継続よりも、経験の特質と強さの方が重要である」[33]とイーフー・トゥアンも言うように尹東柱にとって「満洲・北間島」も単なる生まれ育った場所、両親がいるから自分もいるような場所ではなく、そこは、尹東柱が成長した経験、追憶、そして彼の詩創作の基本素材たる自然的、社会的環境を提供した。

尹東柱の故郷「北間島」に対する思いはソウルの「延禧専門学校」に来てからも見られ、その思いは卒業の三ヶ月前に強くなる。それが表れるのが以下の「星を数える夜」という詩である。この詩は故郷「北間島」のことを懐かしんだ最も代表的な詩で、ソウルにいながら、「北間島」にいる母に対する思い、子供の時一緒に遊んだ友人のことを懐かしむ詩でもある。

[32] 鄭雨澤「在満朝鮮人の混種的正體性と尹東柱」（『語文研究』、2009）
[33] イーフー・トゥアン『空間の経験──身体から都市へ』、ちくま学芸文庫、2009、p.352.

星を数える夜

季節が過ぎて行く[34] 空には
秋でいっぱい満ちています。

私は何の心配もなく
秋の中の星を全部数えられそうです。

心に一つ、二つ刻みつける星を
今、全部数えられないのは
間も無く朝が来るからであり、
明日もまた　夜が残っているからであり、
まだ私の青春が尽きていないからであります。

星一つに追憶と
星一つに愛と
星一つにわびしさと
星一つに詩と
星一つにお母さん、お母さん、

お母さん、私は星一つに美しい一言を呼んでみます。小学生の頃机を共にした子供達の名前と、佩、鏡、玉という異国の少女たちの名前とすでに赤ん坊の母になった乙女たちの名前と、貧しい隣人の名前と、鳩、子犬、ウサギ、ラバ、ノロ鹿、フランシス・ジャム、ライナー・マリア・リルケという詩人の名前を呼んでみます。

この人たちはとても遠くにいます。
星がとても遠いように、

お母さん、
そしてあなたは遠くの北「間島」にいます。

私は何か懐かしくて
この多くの星の光が落ちる丘の上に
私の名の文を書いてみて、
土で覆ってしまいました。

そういえば徹夜して泣いている虫は
恥ずかしい名前を悲しんでいるのです。

しかし冬が過ぎ　私の星にも春が来れば
墓の上に緑の芝が咲くように
私の名が埋められている丘の上にも
誇らしく草が茂るはずです。

1941・11・5

この詩は小学生の子供たち、異国少女、乙女、動物、そして詩人の名前が出てくるため、当時「朝鮮人」を対象に実施した「創氏改名」という歴史事実からこの詩は抵抗詩であるというのが最も一般的な解釈だが、本論文では違う角度から考えてみたい。ここでは、この詩を尹東柱が自分と関連がある「名前」を通して、「自分」という存在を探す過程であると考えたい。しかも、そのような名前を持った自分と関連があるものたちは、すべて故郷「北間島」にいるのである。

「故郷では個人の本質の規定及び実存的反省の側面が優先される」[35] つまりソウルにいながら彼は、母がいる場所「北間島」のことを思っていたが、それは追慕だけでなく、自分が生まれ育った場所を通して、自分はどこから来て、またどこへ行くべきなのかということを考え、その答えを彼の出生地、家族がいる「故郷」に探そうとしていた。「星を数える夜」の詩を書いた時期の前後を見ると、尹東柱はこの詩を書く前に、「道」という詩を書いており、またその後に「序詩」という詩を書いている。

道

失くしてしまいました

[34] 尹東柱『空と風と星と詩』（金時鐘編訳、岩波文庫、2012）「星を数える夜」の訳から「過ぎて行く」という言葉を引用。
[35] ジョン・クァンシク『故郷』、文学と知性社、2010、p.33.

何をどこで失くしたかわからないので
両手で袋を探りながら
道に出て行きます。

石と、石と、石が絶えなく繋いで
道は石垣に挟まれています。

石垣は錆びた門をしっかり閉め
道の上に長い影を落とし

道は朝から夕方まで
夕方から朝を通りました。

石垣に手探りしながら涙を流し
見上げると空は恥じ入るほど青いです。

草一株ないこの道を歩むのは
石垣の彼方に私が存在するからであり

私が生きているのは、ただ、
失くしたものを探すのです。

1941・9・31

詩人は何かを無くしたため、道にいるのである。何を無くしたのだろうか。元々あるはずのものを無くしてしまい、道を歩けば探せると信じている。そして、道に映された「影」は彼から分離した自分でもあり、鉄の門と石垣とを隔てて自分がいるところには行けず、涙を流す。結局、詩人は自分がこの道を歩むのは、まだ分離した自分が残っているためであり、生きているのは失くしたものを探しているからだと言っている。

「垣の彼方に私が存在するからであり」というところは「石垣で自分の姿は見えないが、この道を歩けば、必ず、自分が見つかる」というように解釈することもできる。尹東柱はこの時、自分が「自己」を無くしたと考えたのではないだろうか。そして、その後に「星を数える夜」という詩を書いて、自分と関連がある、幼少期の友人、「北間島」、「お母さん」、過去の詩人たちの名前を通じて、自分の存在を探そうとしているのである。なぜなら、人間の自己同一性を作る「故郷」は「人間実存の根底」[36]であるからである。

この時期の尹東柱は「自分は誰なのか」という質問を常に自分に投げかけていたと考えられる。「星一つに美しい名前を読んでみるが、それらは星のように遠くにいる」と尹東柱が考えていた「追憶」と「愛」と、さらに子供たちの名前、「鳩」、「子犬」、「フランシス・ジャム」のようなものたちはいつも自分の身近にいて、自分のものだと思っていた。しかしそれらは現在遠い場所にいて、今にも失われそうであり、それらがなくなる時、＜尹東柱＞という存在も失われるのではないかと考えたのであろう。

1941年、延禧専門学校で卒業を迎える尹東柱は、自分が進むべき道を見失っていた。そこで、自分が生まれ育った場所、友達、記憶、詩人など自分が大切にしていたものの名前を通して、自分を再確認し、これからの進むべき道を決めたかったのではないか。その後書かれた「序詩」の「星を歌う心で／すべての死んでいくものを愛さなければ／そして、私に与えられた道を／歩かなければ」という言葉から、彼は、自分に「与えられた道を歩む」ことを決めたことが分かる。

進むべき道を失った時、彼の心は常に故郷「北間島」に目を向けて、故郷に自分を戻し、そこから出発の道を決めようとする。故郷はいわゆる離郷の出発点でもあり、次の人生の始まりにもなる。そしてこの道をなくしたがゆえの、終わることのない〈自分探し〉の道は、詩「星を数える夜」に見て取れるようにその都度、地理としてのまた心にいつもある故郷「北間島」から始まるのである。

[36] ジョン・クァンシク『故郷』、文学と知性社、2010、p.31.

4. 異国で懐かしむ──日本・東京で書く

延禧専門学校を卒業した尹東柱は、従兄の宋夢奎と一緒に日本の京都帝国大学（現京都大学）に留学しようとしたが、その時、宋夢奎は合格し、尹東柱は不合格だったため、尹東柱は再び東京にあるキリスト教系の立教大学に進学することになり、宋夢奎は京都帝国大学に進学する。尹東柱自身は京都ではなく、東京で生活をすることになる。ここから、一人で生活しなければならない、東京にいくこととなったのであり、結果として、より寂しい場所に彼は閉じ籠ることになったと思われる。

そのような環境の東京で、詩人の言語はより研ぎ澄まされていくこととなる。この日本でも詩を書き続けた彼だが、現在、日本で書かれた詩は5篇しかないにもかかわらず、未完成の詩「春」以外の4篇には強い郷愁が見られる。その中で最も「北間島」という故郷についての思いが書かれた詩はこの「容易く書かれた詩」という詩である。

容易く書かれた詩

窓外に夜の雨が囁き
六畳のこの部屋は他人の国。

詩人というのは悲しい天命であると知っていても
一行の詩を書いてみようか。

汗の匂いと愛の匂いが　ほのぬくく漂う[37]
送ってくださった学費封筒を受け取り

大学ノートを脇に挟み
老いた教授の講義を聞きに行く。

考えてみれば幼い時の友達は
一人、二人と全て失い

私は何を望んで
私はただ、一人で沈潜するのだろうか？

人生は生きがたいと言われているのに
詩がこんなに容易く書かれるのは
恥ずかしいことだ。

この部屋は他人の国
窓外は夜の雨が囁いているのに、

灯火をともして　暗闇を少し追い出し、
時代のように来る朝を待つ最後の私、

私は自分に小さな手を伸ばし
涙と慰安で握る最初の握手。

1942・6・3

「他人の国」である日本に留学した尹東柱の故郷に対する強い郷愁がこの詩から感じられる。渡航するために、彼は名前を「平沼東柱」に変えたが、日本を「他人の国」だと考えた。雨の日のしかも異国の日本東京における生活の中の、ある日である。一人だけの孤独な部屋でこの詩は生まれた。ここで、六畳の部屋と雨の囁きは尹東柱が寂しい他人の国で、孤独の状態にいることが想像できる。彼のこの孤独の由来には二つのことがある。一つは異郷による疎外感[38]であり、ともう一つは「故郷」にいる家族と友達から離れたことによって生まれた孤独である。「六畳部屋」から始め、文化も習慣も違う異国で生活をしながら、心の深いところにある話を分かち合える友人を持てず、尚且日本帝国主義のもとの日本人を見て、尹東柱は疎外を感じていた。これらの詩がソウルにいる友人に書いた手紙の中に入っていたよ

[37] 尹東柱『空と風と星と詩』（金時鐘編訳、岩波文庫、2012）「容易く書かれた詩」の訳から「ほのぬくく漂う」という言葉を引用。

[38] 渡部治「尹東柱の詩と思想について」、『国際経営・文化研究　Vol.9 No.1』、2004.11.「六畳」という言葉の響きが、暗示の力を持って異郷における疎外の心根を否が応にも高めている。

うに、家族や友人との連絡は手紙を通さなくてはならなかった。

そのような孤独から、尹東柱は両親から送られてきた学費封筒を持って授業に行くかつての自分のことを描いている。そのとき同時に幼いころ一緒にいた友達のことを思いだし、ここにも地理と心の故郷たる「北間島」に眼線は向かっている。ただし眼の前の風景は帝国日本の首都に囲まれて、現実は今やかつての友人や親しいひとが誰もいない場所である。そこにただ一人で「沈澱」している自分を確認する。

尹東柱が東京の立教大学にいた時期は極めて短い。1942年4月に入学した尹東柱は7月に一回故郷「北間島」に戻り、その後の10月に京都にある同志社大学に転校した。同志社大学は今まで通っていた学校と同じくキリスト教系の学校でありながら、尹東柱が最もよく愛読していた詩人鄭芝溶が日本留学した時に通っていた学校でもある。立教大学を退学し、東北帝国大学（現在の東北大学）に進学しようともしていたが、京都の同志社大学を選択した理由の一つに、詩人鄭芝溶の影響があると言われている。ここでもまた、上の3節で述べたように、尹東柱は故郷「北間島」に帰って自己の存在を確認し、そこで次の進路を決めたのである。このとき彼は愛読した先輩詩人が通っていたキリスト教の学校を選択した。このことからも「北間島」は彼にとって、いつも出発点であり、「始まりの場所」であることが確認できる。

東京の「六畳のこの部屋」で、孤独と異言語・政治の場所、疎外感の中、「彼は慈愛に満ちた故郷の父母のことを思い、すべて去っていった旧友たちのことを思い、一人深い孤独の中に沈んでいるようだ」[39] 人生の中で最も孤独だった時間と空間にあって、彼は故郷にいる家族、自分の学業を支えるために懸命に働いている両親と幼い時に仲の良かった友人を懐かしみながら、ここにしか居場所の無い自分を慰めていた。

おわりに

絶えず移動する人生を生きた尹東柱の人生のルートを簡単に示せば「明東→龍井→平壌→龍井→ソウル→東京→京都→福岡『→龍井』」となり、彼は離郷と帰郷を反復していた。

1935年9月、尹東柱ははじめて故郷「北間島」を離れ、精神の故郷たる「朝鮮」の平壌で勉強し、その時から、彼に郷愁という感情が生まれ始めた。それが平壌に行って一ヶ月も経たないうちに書かれた「南の空」という詩に表れている。彼が平壌で書いた故郷「北間島」という場所は、まだ幼い少年として、母の懐が懐かしい、また心が安住、安心する家に戻りたい場所として現れた。しかし「北間島」を離れたからこそ見えた故郷の現実もある。それは「満洲」地域を巡って日本と中国の間の争いが視野に入り、自分が成長した場所の「特殊性」についても認識するようになる。「朝鮮」と「満洲・北間島」の両地域に対する彼の心の葛藤が見られた。

そして、二度目の離郷、「延禧専門学校」にいた時、「北間島」という場所は、最も親しい母がいる場所、幼い時の友達との追憶がある場所としても現れているが、それに加えて「北間島」は彼を育てた文化、環境、そして〈尹東柱〉という存在を探すルーツでもあった。卒業の前、進むべき道を見失った彼は、どこに行くべきなのかを考える際、自分のルーツである故郷「北間島」から、幼い時に遊んでいた自分の友達と、読んでいた詩人の名前など、自分と関連がある名前を通して、「自分」という存在を模索したと考える。また離郷と帰郷を反復する中、進むべき道を失った時、彼の心は常に故郷「北間島」に目を向けて、故郷に自分を戻し、そこから出発の道を決めようとする。つまり「北間島」は次の場所への出発する起点で、いつも自分の進む道を確認する場

[39] 宇治郷毅『詩人尹東柱への旅──私の韓国・朝鮮研究ノート』、緑蔭書房、2002.

所であり、次の道に進む方向を示してくれる場所でもあり、そして「終点」でもあった。

さらに、三度目に故郷を離れ、日本に留学した時期は、いわば「朝鮮」と「満洲」の植民地宗主国で生活しており、彼は故郷「北間島」にいる家族と幼い頃の日々を思いながら孤独の中にいる自分を慰めた。民族的教育とキリスト教教育を両方受けながら、思想がますます熟し、植民地期の朝鮮や日本という異郷での郷愁の中、彼を支えたのは、故郷の家族と家であった。

このように、彼は故郷から離れた全ての場所から故郷「満洲・北間島」、つまり生まれ育った場所、家族や友達がいる場所を懐かしんでいた。そこは母の懐がある場所、孤独の中で自分を慰める場所、また自己存在の根源地でもあった。尹東柱は「朝鮮」と日本に留学して以来、1943年の冬休みを除いて、休みの時はいつも「北間島」に戻った。体は「故郷」を離れていたが、心は常に家と家族に向いており、また最も帰りたい場所でもあった。「北間島」での暮らしについて、尹東柱より1歳年下の従弟はこのように証言した。

> 「春が来れば村山はツツジ・ゲサルグ花・サンエンヅ花・シャクヤク・ナリコト・オキナグサ・バンウルコトが競いながら咲き、 川辺に生い茂るバンチョンにはヤナギが満開して村は花と香りの中に埋め込まれた武陵桃園だった。…（中略）
>
> 冬の景色はさらに印象的だった。大雪が降る日には鹿の群れ・イノシシの群れが餌を探し村に降りてきて、その日には、町中が興奮の中で浮き立ったりした。シラカバのこま回し・橇滑り・スケート、鞭を持ってキジ狩りを見るために付いて歩くなど明東村の冬は消えない思い出だったはずである。」[40]

尹東柱にとっても生まれ育った「北間島」はツツジ、ライラック、タンポポ、海棠というような花が咲き（「花園に花が咲く」など）、空は青く、気持ちの良い風が吹き、犬、鳥、そして蝶々などがいる場所だった。

「満洲国」が成立した1932年までの明東は、朝鮮語は勿論、思想や教育に比較的自由であって、家も経済的に裕福だった彼は、他人を羨ましく思わず過ごせた。また、美しい自然やいつでも遊べる友人がいる場所には彼にとって忘れられない記憶が多くあったに違いない。ゆえに、尹東柱が日本にいた時、叔父に「将来私が生まれ育った明東に住みたい」と答えたのだと考える。

『尹東柱評伝』を書いた宋友恵は「北間島」明東村を「尹東柱の詩的感受性が形成された場所」[41] だと評価をしている。本論文筆者もこのような地理的故郷であり、実際に生まれ育った場所があるからこそ、尹東柱自身と彼の詩が生まれたのではないかと考える。「北間島・明東」という場所に対する親しみは彼が幼少期からそこで多くの経験をしたからであり、そこが彼にとっての本当の故郷である。人の心の底には、幸福をもたらしてくれる、思いを馳せる場所がある。尹東柱にとってのそのような場所は「北間島・明東」であろう。

1943年の7月14日に、尹東柱は京都で特高警察に逮捕された。尹東柱の弟尹一柱の証言によると、尹東柱は夏休みを控え、故郷にいる父親に「帰郷する旅費を送ってください。お金が到着次第、出発します」という手紙を書き、手紙を受けた父はすぐにお金を送ったが、すでに手遅れであった[42]。自身の身の危険を予感し、「故郷」に帰ろうとしたのかもしれないが、その帰郷の願いは実現できなかった。

[40] キム・ジョンウ「尹東柱の少年時代」『ナラサラン（愛国）23号』。
[41] 宋友恵『空と風と星の詩人　尹東柱評伝』、ソジョン・シカク、2015、p.74.
[42] 同上、p.370.

歴史的に「北間島」という場所は、中国に属し、1932年満洲国が造られてからは日本の領域になった。しかし民族の異郷（北間島）は、始めから彼にとって故郷であった。研究シーンは現在まで、「北間島」を異地として考え、日本の植民地支配により民族の故郷が奪われたとみなし、結果、安住する場所がなく移動し続けた「ディアスポラ」詩人として彼を記述してきた。しかしこのような「故郷喪失」の詩人として尹東柱を考えることについて、もう一回慎重に考えるべきではないだろうか。

尹東柱が福岡刑務所で亡くなったということが家族に伝わり、その時日本に確かめに行こうとした父親尹永錫を彼の祖父が止めたと言われている[43]。しかし、彼の父親は危険を冒してでも、日本へ息子の体を確かめに来た。灰は玄界灘に撒かれ、粉骨は「北間島・明東」に持ち帰られ、通っていた東山教会の墓地に埋められた。尹東柱の祖父が自分のために用意した墓碑を、先に他界した孫のために使うとは、祖父も含めて誰も想像しなかっただろう。生前、どこにいても故郷「北間島」のことを懐かしみ、最も帰りたい場所「明東」に尹東柱は生きて帰ることができなかった。

今までの尹東柱の「故郷」に関する研究は、尹東柱の「祖国・朝鮮」の喪失によって故郷喪失という事態に至り、また生まれた場所の特殊性により彼を故郷がない詩人として、この世に漂流し、常に移動し続けた「遊浪詩人」、ディアスポラ詩人、国境なき詩人として、彼を位置付けようとしてきた。これは、彼の民族としての故郷だけを強調し、「朝鮮」という民族的視点から彼を考えたからである。政治的力により、地理的、民族的「故郷」は法律上喪失したが、彼の中では「故郷喪失」という考えは見られなかった。それは心の中に故郷はいつも存在し続け、喪失したと考えていないと思ったからではないだろか。尹東柱は終始朝鮮語で詩を書いた朝鮮民族の詩人であるため、韓国または朝鮮で生まれるべきであった彼が、「北間島」という特殊な地域で生まれたため、故郷も特殊であり、つまり普通でない、と考えて来た。しかし、尹東柱は「北間島・明東」が彼の心に実在する故郷であり、しかもそこは生まれ育った故郷、民族と理想（キリスト教）という三つの「故郷」なのである。

これまで、特に韓国における研究に多いだが、「民族」や「朝鮮」からの視点からのみ、彼自身と彼の文学世界を考え、その文学世界の持つ意味を「民族」という範疇に閉じ込めて来た。尹東柱の詩が持つその他の場所、すなわちそこにおける言語という大切な可能性を探ることが少なかった。

ゆえに今後尹東柱研究が辿るべき方向性は、彼には故郷―「北間島」があるということを前提にした上で、そしてまた彼がいつも心に保っていた「北間島」を蔑ろにしない形で、詩人とその言語を考えることではないか。その時、今まで見られなかった尹東柱による文学表現の特徴と詩人尹東柱という存在に、新たな生命を見出す研究が生まれるのではないかと本論文筆者は考える。

[43] 同上、p447.

【参考文献】

尹東柱『天と風と星と詩』、正音社、1955。
尹東柱『空と風と星と詩』（伊吹郷訳、影書房）、1984。
尹東柱『空と風と星と詩』（金詩鐘訳、岩波文庫）、2012。
왕신영（王信英）・沈元燮・大村益夫・尹仁石共同出版『写真版・尹東柱自筆詩稿全集』、民音社、1999。
イーフー・トゥアン『空間の経験――身体から都市へ』、ちくま学芸文庫、2009。
宇治郷毅『詩人尹東柱への旅－私の韓国・朝鮮研究ノート』、緑蔭書房、2002。
金斑実『満洲間島地域の朝鮮民族と日本語』、花書院、2014。
蔵田雅彦「韓国キリスト教が生んだキリスト者詩人・尹東柱」、『新版　死ぬ日まで天を仰ぎ――キリスト者詩人・尹東柱』、日本基督教団出版局、2005。
渡部治「尹東柱の詩と思想について」、『国際経営・文化研究』Vol.9, No.1、2004。
宋友恵『空と風と星の詩人　尹東柱評伝』（愛沢革訳、藤原書店）、2009。
김관웅「디아스포라시인 윤동주의 시와 북간도」、『尹东柱文学论』、延辺人民出版社、2013。
김정우「윤동주의소년시절」、『나라사랑』23 호、1976。
리미숙「윤동주시에 드러난 장소와 장소상실」、『尹东柱文学论』、延辺人民出版社、2013。
박금해「20 세기 초 간도지역 기독교계 학교의 설립과 민족교육」、『윤동주와 그의 시대』、연세대학교 국학연구원 연세학풍연구소 편、2018。
송우혜『윤동주 평전』、서정시학、2015。
리광인『시인 윤동주 인생려정』、민족출판사、2015。
오문석「윤동주와 다문화적 주체성의 문학」、한국근대문학회、2012。
오양호「尹東柱 詩에 나타난 故郷의 의미」、조선어 문학회、1988。
윤영춘「명동촌에서 후쿠오카까지」、『나라사랑』－ 23 호、1976。
정한모「尹東柱의 特質과 詩史的 意味」、『심상』、1975. 2。
정우택「在朝鮮人の混種的正体性과 尹東柱」、『어문연구』、한국어문 교육연구회、2009。
장춘식「윤동주 시의 이민문학적성격」、『尹东柱文学论』、延辺人民出版社、2013。
전광식『고향』문학과지성사、2010。

書評論文
Review Articles

イタリア・フェミニズムにおける「母」をめぐる思想と実践 ―チェーザレ・カザリーノ、アンドレア・リーギ編『もう一人の「母」：ディオティマとイタリア・フェミニズムにおける象徴秩序』を読んで―

The Thought and Practice of the Concept of "Mother" in Italian Feminism: Reading *Another Mother: Diotima and The Symbolic Order of Italian Feminism* by Cesare Casarino and Andrea Righi (eds.)

潮屋　郁也
SHIOYA IKUYA

東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, master's student

原稿受理日：2020.2.26.
Quadrante, No.22 (2020), pp.215-226.

目　次

はじめに
1.「ディオティマ」とはなにか
　1-1.「普遍性」に抗うための「母」
　1-2. 本書の編者らによる「ディオティマ」の「母」解釈
　1-3. 本書の評価
2. 性的差異と母娘関係の思想と実践
　2-1. 思想としての「性的差異」
　2-2.「性的差異」のために実践するということ
おわりに

はじめに

本稿は、イタリア・フェミニズムにおいて、「母」や「母娘関係」についての思想がどのように展開されたか、またその思想を踏まえた「母娘関係」の実践が何を意味するかを提示することを目的とする。そのために、チェーザレ・カザリーノ、アンドレア・リーギ編『もう一人の母親：ディオティマとイタリア・フェミニズムにおける象徴秩序』[1] を取り上げる。同書はイタリアにおいてこのテーマに精力的に取り組んできた「ディオティマ」というコレクティヴの論考を英語圏へ紹介し、その思想の意義を検討している。

ディオティマは、1983年にイタリア・ヴェローナを拠点に設立されたグループで、「『女性であること、哲学的に思考すること』によって哲学的言説に内在している、想定されまた予期された普遍性や中立性を打ち砕くこと」を課題としている[2]。換言すれば既存の哲学・思想における男性中心主義的な傾向を糾弾し、女性の運動や思想を哲学と関連付けながら、従来とは異なるアプローチで哲学を探究している。その中心的なテーマの一つが「母」と「母娘関係」である。ディオティマの主要メンバーのルイザ・ムラーロ（Luisa Muraro）の主著『母の象徴秩序』の一節に、「私はずっと母に反抗

[1] Cesare Casarino and Andrea Righi (eds.), *Another Mother: Diotima and The Symbolic Order of Italian Feminism*, Minneapolis and London; University of Minnesota Press, 2018. 以下、本書の引用は括弧内に頁を示し、本文中に表記する。また本書を基本的に AM と表記するが、章や節の見出しや特別に言及が必要と思われる箇所においては本書と表記する。

[2] http://www.diotimafilosofe.it/presentazione/（2020年3月4日最終閲覧）当該ウェブページ上では「グループ」ではなく「普通名詞」であると自己規定しているが、本文では便宜上「グループ」または「コレクティヴ」とした。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

してきた」とある[3]。ムラーロは、自らが「論理的に考える」時に、常に「母」という始原の存在を無視してきたと語る。私たちは「母」から学んで初めてコミュニケーションを開始することができる。哲学的な問題群を思考する際に必要とされる「論理性」の名の下に始原の「母」という存在は常にこぼれ落ちる。これを「母娘関係」の系譜の構築という形で再び可視化し、男性中心主義的な秩序のオルタナティブを創造する。

ディオティマはこうした前提を共有しながら、「母娘関係」を象徴的に実践してきた。その際には、思想を構築することにもまして、実践それ自体が政治的な意味を持つと考えている。現秩序では否定されている女性の系譜や女性間関係を創造する試みの一環としての実践は、第二波フェミニズム以降のイタリア・フェミニズム全体に通底した対抗戦略であったが、ディオティマにおいては、水平性よりも垂直性に重点を置いた実践に特徴がある。

1980年代以降のイタリア・フェミニズムの大きな特徴の一つである社会－象徴秩序における「性的差異」[4]について、ディオティマは、現行の男性中心主義的な秩序に本来は回収されるべきではない「女性」という主体が自らを表象することができる状態、またそれを実現するための知の総体と捉えている。

社会－象徴秩序とは、ムラーロが家父長制を分析する際に使用する語彙であり、フランスの精神分析派フェミニズムの強い影響を示す。ジャック・ラカンの影響を受けたリュス・イリガライやジュリア・クリステヴァらは西欧社会や文化を根底から規定し、それを再生産するものを「象徴体制」（象徴秩序）と呼び、この「象徴体制」を問題化して初めて「社会体制」（社会秩序）をも変革することができると考えた。

ディオティマが特に参照しているのはイリガライである[5]。ディオティマにとって、現在の社会－象徴秩序は男性中心主義的である。この秩序の下での法的な「平等」は、男女の権力関係の総体としての家父長制を解決することはできないと考えている。なぜならそれは結局のところ「男性化」であり、女性の主体性を認めるものではないからである[6]。

男性中心主義的な秩序に対するオルタナティブとして想像されたのが「母」である。現在の社会－象徴秩序において存在を消され、無視されている「母」を復活させることによって、ディオティマは「父の法」とは異なる「母」に基づいた女性の象徴秩序を創造し、家父長制を転覆させようと、理論や思想を育み実践している。ディオティマにおける「母」は「性的差異」と密接に関係している。したがってAMはその点に言及する必要がある。

本書のタイトルである「Another Mother」には、現在の社会－象徴秩序における客体としての「母」とは異なる・もう一つの「母」を構想することが含意されている。「母」からことばを学ぶのであれば、言語は既に女性的であり、象徴秩序は常に本来は「母」から出発しなければならない。しかし男性中心主義的な秩序がそれを乗っ取る形で、「母」を貶めている[7]。こうした秩序により「母」と「娘」は、ムラーロの先の例のように、世代間で分裂し、この秩序の維持に関わっている。異なる・もう一つの「母」について語ることは、こうした

[3] Luisa Muraro, *L'ordine simbolico della madre*, Roma, Editori Riuniti, 2006, p.8. なお、この本の初版は1991年である。

[4] Paola Bono and Sandra Kemp (eds.), *Italian Feminist Thought: A Reader*, Oxford, Blackwell, 1991, pp.14-20. また、女性史を専門とするロッシ・ドーリアは、「差異の思想」が、1970年代の政治的な運動と比較しながら、80年代、90年代のイタリア・フェミニズムの特徴であると示唆している。Anna Rossi-Doria, “Ipotesi per una storia che verrà”, pp.2-3, in Teresa Bertilotti e Anna Scattigno (a cura di), *Il femminismo degli anni Settanta*, Roma, Viella, 2005.

[5] http://www.diotimafilosofe.it/presentazione/（2020年3月4日最終閲覧）このウェブサイトにおいて「イリガライを一つの参照点としている」と公言している。

[6] Renate Holub, “The Politics of “Diotima”, *Differentia: Review of Italian Thought (5)*, 1991, p.168.

[7] ロベルト・テッロージ、柱本元彦訳、『イタリアン・セオリーの現在』平凡社、2019年、346頁。

忘却から「母」を救い出し、分裂を乗り越え、世代間や女性同士の垂直関係の系譜を生み出すことを可能にする。この系譜によって女性による社会－象徴秩序を打ち立てようという転覆的な試みである。ディオティマはこの一連の流れを、実際にメンバーを「母」と「娘」に見立てて議論してきた。すべては「母」から始まるという主張を踏まえると、Another、つまり「異なる・もう一つの」というよりは、「本来は唯一の」秩序と形容する方が、ディオティマの思想をよく表現できるかもしれない。

本稿はイリガライとディオティマの思想的な系譜を念頭におき、AMの意義とその十分に整理することができていない点を指摘し、ディオティマの思想と実践の結びつきの意味を検討することを目的とする。AMの問題意識は、「世界的に展開される女性に対する暴力」（8）が増加していることにある。具体例として編者らが挙げるのは、2016年6月12日にアメリカ・オーランドのゲイのナイトクラブで発生した銃乱射事件と、同年7月3日に19人のヤジディ教徒の女性が、ISISの戦闘員に性交を迫られ拒否したことに対する罰として、生きたまま火あぶりにされた事件である。

両事件に共通する「家父長制文化に特有の、女性に結びついたものに対するミソジニーとフォビア」（7）を根本的に解決するのは、象徴秩序の「母」であると編者らは主張する。ディオティマの思想を引用しながら女性に対する「ミソジニックで、暴力的な」（8）ポストエディプス的秩序に対抗しうるものである「母」について語り、考えることが重要であると主張している。

編者らがディオティマの思想を重要視するのは、こうした「フォビア」が蔓延する家父長制に代わるオルタナティブを、十分に私たちが考えることができていないからである。ディオティマの議論が今なお色あせずに（ディオティマは現在も活動しているが）、私たちに家父長制を正確に捉える視点を与えているうことをAMは伝えている。本稿は、こうした編者らのディオティマに対する認識を共有した上で、AMの意義とその限界をディオティマの思想と実践の結びつきの一例を提示することで示したい。

本稿は以下の順で論を進める。第1章第1節ではディオティマの思想を紹介したAMの第1章から第3章までを要約し、男性中心主義的な秩序における「普遍性」とそれを解決する一つの方法としての「母」の関係を考察する。第2節では、ディオティマのメンバーではない編者らの論考である第4章に焦点を当て、それぞれの論考の内容とそれがディオティマを理解する上で、どのような点で重要であるのかを吟味する。第3節においてAMの具体的な意義とその限界を中心に、AMを評価する。第2章第1節は第1章における評価を踏まえた上で、「性的差異」概念の概要に触れ、第2節ではディオティマの具体的な「性的差異」の実践とその思想的な意味について論じる。

なおAMの構成は以下の通りである。

序章
第1章「メタファー、メトニミー、そして性的差異の政治学」
　イーダ・ドミニヤンニ[8]「接触の言葉」
　ルイザ・ムラーロ[9]「ニットかクロシェか：メタファーとメトニミー間の対立に関する言語的・政治的物語」
　ルイザ・ムラーロ「モノとコトバの関係：往来」
第2章「母なるものの象徴性とその言語」
　キアーラ・ザンボーニ[10]「制限と無限の開放の間にある母なる言語」
　ルイザ・ムラーロ「フェミニズムと精神分

[8] 政治理論、フェミニズム理論を専門とする哲学者でジャーナリスト。ローマ第三大学等で教えていた経験も持つ。
[9] ヴェローナ大学で長年教鞭を執っていた哲学者であり、「性的差異」概念の主要な理論家である。前述の「ミラノの女性の本屋」の共同創設者でもある。ディオティマの主要メンバーの一人。
[10] ヴェローナ大学准教授で、哲学理論を専門としている。

析：死んでいる母のコンプレックス」
第３章「母とネガティブなもの」
ディアナ・サルトーリ[11]「母の魂とともに」
イーダ・ドミニヤンニ「決定不可能な印」
第４章「ディオティマとともに考える」
アンヌ・エマニュエル・ベルジェ[12]「それでも彼女は話す！イタリア・フェミニズムと言語」
アンドレア・リーギ[13]「始まりと放縦：ルイザ・ムラーロとイーダ・ドミニヤンニにおける性的差異の思想、ポストフォード的精神病理学」
チェーザレ・カザリーノ[14]「零度もしくは始原の母：哲学に対するルイザ・ムラーロのフェミニスト的「不適正」のあとがき」

1.「ディオティマ」とはなにか

1-1.「普遍性」に抗うための「母」

AMは構成に見た通り、ディオティマの思想や活動を体系的に直接扱ったものではなく、ディオティマのメンバーや編者ら（ベルジェはそのどちらでもない）の論文のアンソロジーである。各々の論文を詳細に検討することはここではしない。

ディオティマのメンバーの論考は、テーマ別に分類されているが、「母」や「言語」を中心に据えている点では共通する。

ディオティマの議論は、まず「母」が現在の社会－象徴秩序において、「否定的なもの」として存在していることを前提としている（177）。家父長的秩序の中で「影」として割り当てられた「母」を象徴秩序に据える（216）、これがディオティマが目指していることであり、男性中心主義的な普遍性に取り込まれないための一つの方法である。

現在の社会－象徴秩序の分析対象としてディオティマが扱うテーマに、「メタファー」と「メトニミー」がある。ディオティマにおけるメタファーとは「コトバがモノを代替し、理論化、概念化、抽象化、置換、表象すること」（37、73）を指し、メトニミーは「組み合わせ、結びつけ、関係を見出し、一つの文脈からまた異なる文脈へと渡り、話を示唆し、伝えること」（37、70）である。ムラーロは、言語学者ローマン・ヤコブソンを引用しながら、現在の社会－象徴秩序はメタファー的な一元制へと還元されていると主張し、経験やマテリアルなものとの連関や結びつきをより反映しているメトニミーに注目する[15]。メタファーの危険性はこの一元制にある、とディオティマは主張する。経験や「物質的なつながり」（70）を無視し、普遍を自称するものの、結局は男性中心主義的な体制にあらゆる表象が還元されていくのである。

あらゆる表象において、ある一つの「モデル」（74）が想定されている「ハイパーメタフォリシティ」とも呼べる体制／秩序（92）の中で、「女性」について考えることは、メタフォリカルな普遍性にすべてが回収されることを意味する。こうした象徴秩序を変革することなく、普遍的な法を根拠に「平等」を目指すことにディオティマが反対する理由はここにある。それは「男性」の論理に従うことを意味するからである。男性中心主義的な表象に還元させずに、「女性」として語ることが新たな社会－象徴秩序を生み出し、抑圧的な家父長制の代わりとなる。こ

[11] ディオティマのメンバーの一人であり、ディオティマの雑誌『世界の愛のために』（Per amore del mondo）の編集委員を務める。

[12] パリ第８大学教授で、専門はフランス文学やジェンダー史、セクシュアリティ・スタディーズ。

[13] 本書の編者の一人であり、マイアミ大学准教授。イタリア語やイタリアン・スタディーズを教える。

[14] 本書の編者の一人であり、ミネソタ大学教授。カルチュラル・スタディーズや比較文学を専門としている。

[15] この脈絡を理解するには、以下のような整理が役立つだろう。美学研究者の樋口桂子はメタファー（隠喩）を「具体的な類似性から認識の抽象性の次元へと変えて行く」ものとし、メトニミー（換喩）を「何より事物の現実的な展相に執着し、ものの温もりと重みを我が目を以って見つめ、己が手を以って確かめようとする」ものと整理している。本書におけるメタファーとメトニミーもまた、このような認識の下、理解されている。樋口桂子『イソップのレトリック　メタファーからメトニミーへ』勁草書房、2004年、37-38頁を参照。

れがディオティマの目指す場所である。

男性中心主義的な象徴秩序（「父の法」）に対するオルタナティブとして、「母」が重要なタームとして登場する。ムラーロはそもそも「言語」は「母」によるものであると主張する[16]。私たちは生後、母から言語を教わり[17]、その言語が異なるコミュニティ（家族なども含めて）の言語への橋渡し役を担うものの、原始の言語である「母の言語」を私たちは話してはいない（133）、または奪われている。この認識の下で「母の言語」や「母」について語ること、語ろうとすることは、つまり「母の言語」の復活であり、奪回することである。そしてメタフォリカルな（男性中心主義的）象徴秩序を転覆することに繋がると想定している。

「母」を排除したポストエディプス的秩序の中で「母」を構想するのではなく、その秩序とは異なる秩序を構想する。「父の法」に抗う「母」による象徴秩序を創造することは「、性的差異」を実現するための非常に重要な手段である。ディオティマはこうした一連の流れを理論的に思考するのみならず、実際に象徴としての母、象徴としての娘を見立てて、実践している。

ディオティマがこの実践を重視しているのは、実際に象徴的な変化をもたらすと考えているからである。「母娘関係」は平等ではなく、そこに垂直的な関係があることを認めつつ象徴的に実践すれば、一つの系譜が創られることに寄与し、現状の象徴秩序を揺るがす契機となる。実践があってこそ、実際に秩序を転覆できるゆえに、実践はディオティマにとって重要なツールなのである。

思想や理論と並んで実践もディオティマが重視していることは、AM で紹介されている。しかし、実践が具体的にどのように行われ、それがどのような意味を持つのか判然としない。ディオティマの紹介を掲げるAM が、取りこぼすべきではなかった点であろう。具体的な実践例の一つは第２章で示す。

1-2. 本書の編者らによる「ディオティマ」の「母」解釈

第４章「ディオティマとともに考える」は上述のように、ディオティマのメンバーではない編者らによる論考である。アンヌ・エマニュエル・ベルジェ「それでも彼女は話す!イタリア・フェミニズムと言語」、アンドレア・リーギ「始まりと放縦：ルイザ・ムラーロとイーダ・ドミニヤンニにおける性的差異の思想、ポストフォード的精神病理学」、そしてチェーザレ・カザリーノ「零度もしくは始原の母：哲学に対するルイザ・ムラーロのフェミニスト的「不適正」のあとがき」の三つが収められている。これらの論考の共通点は、ムラーロの語りを元に論を展開していることであり、それゆえにムラーロの引用が非常に多い。本節では、各論考で言及されているムラーロの思想を取りあげ、編者らによるムラーロの位置づけを確認する。

ベルジェは、ムラーロの思想と「言語」や「母」の関係を手掛かりに、ラカンやクリステヴァらの論考と比較し、ムラーロのオリジナリティを浮き彫りにする。言語をその理論的支柱に置いたラカンは、主体が言語習得し、象徴界に参入するには「母」から断絶される必要があるとする。

ムラーロはこの断絶を問題視しする。「象徴界に参入する」ことが父のメタファーとしてのファルス的な「父のハイパーメタフォリシティ」

[16] ムラーロによるラカンやクリステヴァに対する批判は、AM 第４章のベルジェによる論考、また、Luisa Muraro, op.cit., pp.37-52 を参照。

[17] ジェンダー・スタディーズを専門とし、後述するようにディオティマと同じ「母」を研究テーマとしているアリソン・ストーンは、こうしたディオティマの思想における存在論的な側面を評価する一方で、この認識が性分業体制を基礎にしていることを問題視している。詳細は Alison Stone,"Foreword", in Luisa Muraro, Timothy Murphy (eds.), *The Symbolic Order of the Mother*, New York, State University of New York Press, 2018. なおこの書籍は上述の Luisa Muraro, *L'ordine simbolico della madre* の英語訳である。

（246）に直結し、その場合「母」はどのように語ることができるのだろうかと問う[18]。ムラーロにとって、ラカンが言うところの語る主体は、「母」を根源的に消し去ってしまっていて、「母」はもはや語ることを許されていない。クリステヴァもまた主体形成と「母」の関係を研究したが、ラカン理論を根底に据えている点で、ムラーロは彼女を批判する。クリステヴァは前エディプス期の〈子－母〉の関係を研究し、「母」を女性解放思想の根幹に据えた。象徴界への参入を主体形成の契機として位置づけているのは、「母」という存在を過去のものと見なしているからではないか。

ベルジェは、ムラーロのこうした批判を共有し、ムラーロおよびディオティマが、「母」による象徴秩序や象徴的権威[19]を創造したことの目新しさを指摘する。エディプス秩序を転覆可能な「母」の言語は、主体としての「母」を生み出すだけでなく、女性の「系譜」をも生み出し、これが「父の法」とは区別される新たな象徴秩序を生む。「象徴界に参入する」という主体形成に必要とされてきたプロセスとは異なるプロセスをムラーロは構想していると、ベルジェはいう。

しかしベルジェはムラーロに対する批判も展開しており、主に三点を挙げる。

一つ目は「自分が言語を所有せずに母に授けてもらったものだとするのであれば、その母もまた言語を所有しているとは言えないのではないか」ということ（264）。どのような人間も「母」から言葉を教えてもらったという立論だと、一体誰が教えていることになるだろうか。ベルジェはデリダを引用し、あらゆる言語は自然に所有されているものではないと述べ、言語の「コロニアリティ」を強調し、ムラーロが「母の言語」を神格化しているのではないかと疑問を呈する。

二つ目は、「ムラーロは『母』を “s” を抜いて単数形で表現しているが、それこそまさにムラーロ自身が批判しようとしているメタファー的な『母』ではないだろうか」（266）という点であり、三点目は「『母』による言語は性別役割分業を前提としているのではないか」（267）である。これらの批判は、ムラーロが現在の社会－象徴秩序を前提に、「母」という存在を規定していること、またムラーロが「母」というものを画一的なものとして捉えていることを的確に示している。

ベルジェ論文はムラーロの思想的系譜を読者に提供し、ムラーロひいてはディオティマの思想を哲学やフェミニズム理論と紐づけて論じる。ムラーロの思想がどのように読まれるべきなのかを提示するのみならず、1980年代のイタリア・フェミニズムの時代的な制約を超えて「母」や「母娘関係」などの理論が今日的な意味を発揮するためには、洗練が必要であると簡潔に示している。

リーギ論文は、主にラカン、スラヴォイ・ジジェクによる「性別化」（sexuation）のプロセスとディオティマが提出した疑義を取り上げる。ラカンとジジェクによる「女性なるもの」は、二つの異なったジェンダー様式を象徴的に表す以下の文章に要約される。「女性なるものは限界がないと同時に総合することができない。男性なるものは普遍的であり明確なものであるが、除外に基づいている（ファルス中心主義）」（283）。

ムラーロはこれを「公式」（282）と呼び、一見すると「女性」の超越的な立ち位置に隠された構造を問題視する。私たちは「母」から言語を教わっており、こうして教わっていることが主体形成に必要不可欠なはずにも関わ

[18] この部分において、「象徴界」は無意識を支配する確固たる〈法〉のように記述されているが、この象徴界をめぐるラカンの態度は、実際には時代を経るごとに変化している。「象徴界の衰退」をめぐるラカンやラカン派に関する簡潔な記述として、松本卓也『享楽社会論　現代ラカン派の展開』人文書院、2018年、35-40頁を参照。

[19] イタリア語では autorità と表記されるが、この言葉はディオティマの思想において特別な意味が付与されており、potere 権力とは区別されている。このことについては本稿第２章を参照されたい。

らず、ラカンやジジェクが抽象的な法則によってのみこれを説明しているとムラーロは指摘する。ムラーロは常に日常の生きた経験に基づいて（288）、「母」と「言語」の関係を考察している。私たちが生きている社会－象徴秩序という現実は実際に存在しているが、それはあくまで男性的な秩序から眺めた場合の特定のものの見え方であって、それがすべてではない。

ムラーロとムラーロを引用するリーギは「性的差異」概念にこうした男性中心主義的な社会－象徴秩序を揺るがす契機を賭し、この「性的差異」を実現する鍵がもう一人の「母」（Another Mother）であると考えている。「母の象徴秩序」の創造は、メタフォリックな男性中心主義的秩序に表象を絡めとられないための一義的な戦略である。

カザリーノ論文は、ムラーロ『母の象徴秩序』の第1章である「始めることの困難」（The Difficulty of Beginning）から、ムラーロの個人的な経験を下に「書き始めること」（303）が、なぜ彼女にとって問題になるのかを明らかにする。

ムラーロは「論理性」を追求する哲学やその発展を担う西洋の哲学者のスターティング・ポイントを極端に簡略化し、本来は考慮に入れるべき「所与の現実」（given reality）を消去していると主張する。現実はしばしば欺瞞的であり、それを正当化し、哲学を論じるその人自身がいつ、どこから出発しているのかを考慮せず、「普通に存在している」すべてを括弧に括って、思考の外に置いてしまっている。「論理的に書く」ことにムラーロが違和感を覚えたのは、自身が言語学を学ぶ学生の頃に指導教員に「一番最近の文学から読むべきだ。後で必要ならはじめの方（ソシュール）にいつでも戻ればよい」と言われた時であり、カザリーノはこの経験がムラーロを「母の言語」に向かわせる契機となったと指摘している（306）。

「『論理性』という名のもとに自分は『母』に対して反抗をしていた」と振り返るムラーロは、すべての始まりである「母」や「母の言語」を『母の象徴秩序』において探求している。カザリーノは、こうしたムラーロを西洋哲学を一新する存在として描き出し、哲学もまた家父長制とともにあることを浮かび上がらせる。

三つの論文は、クリステヴァ、ラカンやジジェク、イリガライらの精神分析家や哲学者と、ディオティマやムラーロと比較し、その思想史的な系譜を検討している。英語文献ではディオティマの活動や思想、ムラーロの思想などは紹介されてきたが、第4章のように他のフェミニズム理論や他の哲学者らとディオティマやムラーロを比較する試みはほとんどなく、貴重である。

AMはディオティマの思想を語る上では欠かすことができない論点やテーマを通じて、なぜ「母」の象徴秩序を考える必要があるのか、その「母」が置かれている状況はいったいどのようなものなのか、「母」と言語の問題など様々な角度から見たディオティマを読者に提示することに成功している。特に第4章は、編者らによるディオティマ理解や他の論者との比較が明確に示されており、ディオティマの思想を考える際に必須の論考と言って差し支えないだろう。

1-3. 本書の評価

本節では本書の意義と、本書では十分に語られているとは言えない点を指摘したい。

まず、本書の意義は大きく二点ある。

一つ目は、英語圏の読者や研究者にディオティマの思想やその論点を紹介した点である。編者らは「この本の目的の一つには、母親の問題に関して英語圏の世界における現在の議論とイタリアの哲学的学識の間の対話を促進すること」（26-27）と序章で書いているが、非常に意味のある試みと思われる。ディオティマについての英語論文はいくつか存在しているものの、このグループの思想を翻訳した書籍は今までない。ムラーロや、ディオティマの初

期メンバーであるアドリアナ・カヴァレーロの書籍や論文の翻訳などは存在しているが、本書で扱われたサルトーリやドミニヤンニらに関してはほとんどない。

編者らは「今『母』を問題にすることは時代遅れと思われるかもしれない」（2）とためらいを記しているが、今もなおフェミニズムにおいて大きなテーマである。オープン・アクセスの『スタディーズ・イン・ザ・マターナル』[20]は10年ほどの蓄積のある雑誌媒体であり、「母なるものの経験」や「母性とフェミニスト理論」などの分野の研究を牽引している。その編集委員であるリサ・バライトサー[21]やアリソン・ストーン[22]らによって、英語圏でも「母になること」や「母」そのものついての問いや、精神分析的アプローチによる「母」の主体性を創出する試みがなされている。

政治哲学者ドゥルシラ・コーネルは、自らの母の死に際して、「女らしさ」を女性に課す時代的制約によって夢見ることができなかった「イマジナリーな領域」[23]という概念を提示することで、母を追悼する。コーネルは、母の尊厳を夢想し、追悼したことこそが垂直関係である「母娘関係」を認識する契機になったと語る。さらに彼女は「母娘関係」を垂直関係のみならず、国籍や文化の異なる水平関係にある女性たちにも広げていった[24]。自らの「母」の社会的に置かれた状況を見て、こうした論を展開しているのだが、重要なのは「母娘関係」があらゆる女性同士の関係で中核を成していると主張している点である。

またケアの倫理の議論においても、常に「母」は、ケアという行為と結びついていた。ケア労働は、主に母、つまり女性が担ってきた。過小評価されてきたその労働を、本質主義的な言説に還元しないで、「母」や「母性」と結びつけて考えられるだろうか[25]。フェミニズム理論にケアの倫理を組み込んだキャロル・ギリガン以来、このような問いは、ケア労働の多くが母（女性）によって担われる傾向にある現状を鑑みても、家父長制下における「母」を問う有効な問いである。日本においても、社会構築主義的な立場から「母性神話」を解体する従来の母性研究とは異なる視点でケアの倫理と母性を接続しようとする試みがなされている[26]。「母」という論点は、精神分析やケアの倫理などの諸理論や実践と接続されることによって、フェミニズム全体における一つの大きなトピックとなってきた。こうした研究状況においてディオティマの思想は英語圏の読者や研究者に受容され、英語圏のみならずイタリアでの研究にも進展をもたらした。

第二の意義は、ディオティマの思想の読み方を様々な視点から現代的諸問題に結びつけた点である。編者らが心を痛めた銃乱射事件とヤジディ教徒女性の殺害の二つの事件は、今日の世界が男性と女性の間のヒエラルキーを正当化する総体としての家父長制によって支配されていることを示した。この家父長制の転覆のためには象徴秩序の「母」を確立する必要があると編者らは主張する。

「母」や「性的差異」について具体的に論

[20] 詳細は http://www.mamsie.bbk.ac.uk（2020年3月6日最終閲覧）を参考。

[21] Lisa Baraitser, *Maternal Encounters: The Ethics of Interruption*, London&New York, Columbia University Press, 2008.

[22] Alison Stone, F*eminism, Psychoanalysis, and Maternal Subjectivity*, London&New York, Routledge, 2012.

[23] コーネルはこの「イマジナリーな領域」を簡潔に「夢を見、自分が何者であるかを知る道徳的かつ精神的な空間」また、「自分がこうありたいという人格を想像し直し表現する心の空間」と説明している。コーネルから見ると、コーネルの母はこのような心的な空間を許されておらず、コーネルがフェミニズムの議論において「母」を題材とする動機はここにある。ドゥルシラ・コーネル、岡野八代・牟田和恵訳『女たちの絆』、みすず書房、2005年の「序」を参照。

[24] ドゥルシラ・コーネル、前掲書の全体の議論を参照。

[25] ファビエンヌ・ブルジェール、原山哲・山下りえ子訳『ケアの倫理――ネオリベラリズムへの反論』、白水社、2014年、21-30頁。

[26] 元橋利恵「戦略的母性主義の可能性：ケアの倫理と母性研究の接続のための整理」『年報人間科学』40号、2019年、73-86頁。

じ始められた1980年代には、ディオティマの議論はこうしたセクシュアル・マイノリティや宗教的マイノリティに対するフォビアを特に考慮に入れたものではなかったように思われる。編者らも、イタリアでは人種差別の問題が「文化的、社会的、政治的な問題として浮かび上がったのは比較的最近」（14）だと指摘している。本書がエスニシティ問題に触れるのは、銃乱射事件（被害者の多くはラティーノ、ラティーナである）もヤジディ教徒女性惨殺も、被害者がエスニック・マイノリティだったことが影響している。

編者らはディオティマの思想が女性解放のシナリオのみならず、異なるファクターにおけるマイノリティのための思想にも適応すると主張し、こうした差別は家父長制との関連が深いと指摘する（14）。あらゆる独占や抑圧、搾取のシステムを批評する要素として象徴秩序の「母」を提示することで、ディオティマの思想の射程もまた異なった角度から見ることができる。例えばディオティマは、象徴秩序における女性と「言語」の関係を問題として設定し、どのようにしてメタフォリックな普遍性に抗う「言語」を取り戻すかという提起をしているが、これを女性だけでなく、人種やエスニシティ、階級など社会的カテゴリーにおいて、下位のヒエラルキーに置かれる人についても言うことができるだろう。編者らはフェミニズムやジェンダーの研究領域を超越するディオティマの思想の読み方を読者に提供しているのである。

ディオティマに関する記述や、その紹介は評価できるが、ここでAMの問題点を二点指摘したい。

まず第一に、ディオティマの「性的差異」と「母」の関係を明確に伝えることができていない点である。「性的差異」はイタリア・フェミニズムにおいてディオティマに言及する際に頻出するキーワードである。AMでも随所にこの言葉が登場し、この言葉をタイトルにした章もあるが、「性的差異」と「母」がどのように繋がっているのかを具体的に説明しないまま、論が展開されていることに違和感を覚える。この関係を予め理解している読者でなければ、なぜディオティマが「母」にこだわるのか、十分にくみ取ることは難しいように思われる。

第二に、イリガライとディオティマの違いを実践という単語を用いて説明している箇所があるが、具体的にどのような実践があったのか、それがどのような意味を持っていたのかについての記述がほとんどない。上述の通り、ディオティマにとって思想と実践は両輪である。「ディオティマを紹介する」というスタンスを取るのであれば、思想や理論のみならず、実践に具体的に言及し、その上で思想とどのような関係を持つのかを明示する必要がある。そうしない限り、イリガライとの「差」という意味において、ディオティマのオリジナリティを描出できないであろう。

また、ムラーロを中心にして論を進めた第4章は特に、ディオティマのグループとしての実践に関する記述が少ないゆえに、AMがディオティマではなく、ムラーロを主体に据えているような印象である。ディオティマというコレクティヴについて論じるのであれば、女性間関係の構築を目指す実践について言及しない限り、こうした印象は拭えないだろう。

2. 性的差異と母娘関係の思想と実践

2-1. 思想としての「性的差異」

本章では、前章で指摘した二点を意識しながら、ディオティマの思想と実践の結びつきがどのような意味を持っているのかを論じる。

ディオティマの思想に大きな影響を与えたイリガライは、男女間の構造的なヒエラルキーを考えるためには、象徴秩序の分析が必要であると説いた。社会や文化を生産、再生産するこの秩序を理解するために、イリガライはギリシア神話や哲学の分析に取り組み、そこで西欧社会－象徴秩序の中で、「女」の存在を決定づける要素を探り当てる。プラトン哲学や

ギリシア神話では、「母」という存在が忘却されている。もしくは父－息子関係を確立するための役割をあてがわれている[27]。象徴秩序における「母」や「娘」の排除や母娘関係の断絶を研究対象に据え、この社会を根本から形作っている象徴秩序を見直す必要があると主張する。そのためのキーワードが「性的差異」である[28]。ここでイリガライの思想が明確な形で語られている文を引用する。

> 一でありただ一つである主体から同等の価値と尊厳を持つ二つの主体の存在へのこの歴史的な移行は、わたしには哲学ならびに政治のレベルで女たちにふさわしい任務の一つであると思われる。（中略）自己を他者として確立することから男を他者として承認することへの移行というこの革命に成功することは、人種、年齢、文化、宗教が何であれ、序列も特権も権威もなしに、他者のもつすべての他の形態の承認を支持することができる態度でもある。[29]

イリガライ（のみならずディオティマも）にとっての「性的差異」とは、この「一でありただ一つである主体から同等の価値と尊厳を持つ二つの主体の存在へのこの歴史的な移行」を成し遂げた状態であり、またそのための思想である。現在の家父長制（また社会－象徴秩序）は、男性中心主義的なファルス中心主義を基礎としている。往々にしてそれは「普遍性」を自称し、それを基準に「女」というものが定義されていることをイリガライは認識している。この状況の根本を成す象徴秩序とは異なる、女性の象徴秩序を創造するために必要なものが、母娘関係の再評価である[30]。家父長制では否定される女性同士の「身体性」を再評価し、女性が他の女性を参照できる関係を、女性自らが築く必要がある。母娘のような垂直的な関係についてイリガライが主張するのは、家父長制において女性が男性間の仲介（médiation）の役割を担わされており、そうした水平関係から脱するためである[31]。断絶され、忘却された母娘関係やその系譜を、家父長的な文化から救い出すことは、「性的差異」を実現するための重要なフェーズなのである。

ディオティマはこうしたイリガライの分析と思想を引き継いでいる。ディオティマにとっての「性的差異」は第一に、あらゆる表象を男性中心主義的な普遍性に回収されないための戦略である。「父の法」とは異なる「象徴的母」を創造しようと主張する[32]。女性が女性自身の事象を、女性自身の言葉で発することができるような象徴秩序がないままに、「平等派フェミニズム」が主張する法的に男女平等を解消していくことは、結局男性中心主義的な家父長制を転覆することには繋がらず、むしろそれを温存してしまう。「象徴的母」に基づく「性的差異」が実現して初めて家父長制を打倒する契機が生まれるのである。

2-2.「性的差異」のために実践するということ

AMでも指摘された通り、イリガライとは異なり、ディオティマはこの「象徴的母」を実践しようとしている。一例として「信用の実践」（アッフィダメント・pratica d'affidamento）

---

[27] 棚沢直子「イリガライの母娘関係論を読む　日本・西欧比較の方法に向けて」水田宗子・北田幸恵・長谷川啓編『母と娘のフェミニズム――近代家族を超えて』田畑書店、1996年における全体の議論を参考にして記述した。

[28] Luce Irigaray, Margaret Whitford (eds.), *The Irigaray Reader: Luce Irigaray*, Oxford, Blackwell, 1991, pp.23-33.

[29] リュス・イリガライ、浜名優美訳「他者の問題」、棚沢直子編『女たちのフランス思想』勁草書房、1998年、176-177頁。

[30] Patrizia Sambuco, *Corporeal Bonds: The Daughter-Mother Relationship in Twentieth-Century Italian Women's Writing*, Tronto, Buffalo and London, University of Tronto Press, pp.18-27.

[31] 棚沢直子「イリガライの母娘関係論を読む　日本・西欧比較の方法に向けて」、前掲書、56-57頁。

[32] Luisa Muraro, op.cit. における全体の議論やAMを参照。

がある[33]。イリガライとディオティマに共通するキー概念である「母娘関係」を模しながら、実際にグループ内で会話をする。イタリア・フェミニズム初期の重要な概念であったアウトコシェンツァは、女性間の関係が水平関係を志向していたが、アッフィダメントにおいては、会話をするもの同士の立場が垂直関係であることが重要である。

繰り返しになるが、ディオティマは母を「私たちに言語を与えてくれる最初の人間である」と捉えている。この関係を実際の会話にも反映させるのである。母（象徴としての母、母役とも言える）が語ることばを、娘（象徴としての娘、娘役）が受け取り、これを実際の母娘関係にも応用し、母娘関係の系譜[34]を経験として感じることがアッフィダメントの目指すところである。一見垂直関係にあり、母が権力を行使しているようにも見えるアッフィダメントであるが、相互に利益があるとディオティマは強調する。母はこの実践で「権威（autorità）」を得て、娘はことばを得る。母に与えられた「権威」は、家父長制下における「権力（potere）」とは区別される[35]。「権威」は、「権力」とは異なり、人を導くという意味が付与されている。母は、アッフィダメントがなかったら与えられることがなかったであろう「権威」を得て、娘や自分よりも経験のない女性の人生を、自らの知識や生きてきた経験によって、よりよい方向に導くことができる。母も、娘も、アッフィダメントにおいて相互に影響を与え合い、失われている母娘の系譜を実現させることができると、ディオティマは考える[36]。

またディオティマの実践における「権威」は必ずしも一方的なものではない。象徴的娘もまた、象徴的母に対して権威を持ちうるのである。こうした「母」と「娘」の相互関係としての「権威」は、一方的な垂直関係としての「権力」から差別化されることになり、家父長制における通俗的なシニフィエを攪乱させながら、象徴秩序に変革をもたらすのである。

こうした実践を通して、ディオティマは自らの思想を一つの経験として実感することを目指している。家父長的な社会－象徴秩序に絡めとられない母娘関係を象徴的に（実際の母娘関係においても）体感することによって、象徴秩序において失われた系譜を復活させることができる。ディオティマの活動の根幹にある考え方であり、ムラーロは「関係の思想なくして、性的差異の思想は存在しえない」と語る[37]。

「文脈」や「関係」の広がりを意識させる表象によって、メタファー的なヘゲモニーに対抗するという戦略は、この母娘関係を重要視する姿勢にも反映されているだろう。ディオティマの母娘関係の思想のみならず、こうした実践にもフォーカスすることで、ディオティマの活動をより理解ができるのではないかと考える。

様々な批判があるものの、象徴秩序を変えるためには、象徴秩序のみならず実際に実践を通して（社会秩序をも巻き込んで）行われるべきであるというディオティマの思想の核心がこのアッフィダメントに表れている。であるからこそ、AM では実践に付与された意味や方法を十分に論じてほしかった。

---

[33] Maurizio Viano, “Sexual Diffrence by the Milan Women’s Collective Bookstore”, *Differentia: Review of Italian Thought (8)*, 1999, pp.383-386.この論文は「ミラノの女性の本屋」の「性的差異」について論じたものであるが、ディオティマのメンバーの多くがミラノのこのグループにも所属し、ディオティマと同じような実践を行っていることから、この論文を参考にした。

[34] Luisa Muraro, “Female Genealogies”, in Carolyn Burke, Naomi Schor and Margaret Whitford (eds.), *Engaging with Irigaray: Feminist Philosophy and Modern European Thought*, New York, Columbia University Press, 1994, pp.317-333.

[35] AM15頁を参照。

[36] Adalgisa Giorgio, “Mother and Daughters in Italian Feminism: an Overview”, in Anna Bull, Hanna Diamond and Rosalind Marsh (eds.), *Feminisms and Women’s Movements in Contemporary Europe*, New York, St.Martin’s Press, 2000, pp.185-187.

[37] Luisa Muraro. *Tre Lezioni sulla differenza sessuale e altri scritti,* Napoli-Salerno, Orthotes Editrice, p.143.

おわりに

本書は、ディオティマがどのようなグループであり、どのような思想を展開しているか、また私たち読者がそれをどのように受容すべきなのかを、グループのメンバーらの論考を通じて提示している。さらにディオティマの思想はフェミニズムの文脈のみならず、様々な視座から論じることができることを示し、1980年代から続く議論に現在的な意味を与えた。ディオティマのメインテーマである「母の象徴秩序」が家父長制に対して持つ批判性を、十分に論じていると言える。

本書は、現在の社会－象徴秩序を組み変えようとするディオティマの思想について包括的に論じることに成功しており、英語圏の研究者や読者に新たな視座を提供した。とりわけ第4章で展開された編者らの論点は、ディオティマの思想を思想史やフェミニズム理論に位置づける役割を果たしており、この成果は英語圏のみならずイタリアでもまた貴重である。

フェミニズムにおける「母」概念は重要な論点であり続けている。本書はイタリア・フェミニズムに限定されることなく、フェミニズムを志向するあらゆる人にとって、参照すべき一冊である。

佐藤郡衛著『異文化間教育 ―文化間移動と子どもの教育―』を読む

Book review: *Intercultural education: Intercultural transfer and child education* by Sato Gunei

重松　香奈
SHIGEMATSU KANA
東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

原稿受理日：2020.1.6.
Quadrante, No.22 (2020), pp.227-236.

目　次

1. はじめに
2. 本書の構成と概要
　2-1. 異文化間教育学における課題
　2-2. 文化の捉え直し
　2-3. ロサンゼルスの ELD クラスにいる日本人生徒の人間関係とアイデンティティの関連性
　2-4. 異文化間教育と日本語教育の関連性
　2-5. 外国人の子どもの教育に関する今後の教育政策の課題
　2-6. 地域ネットワークの構築へ向けての課題
　2-7. 多文化共生を考える上でのこれからの課題
3. 多文化共生へ向けたこれからの実践課題
　3-1.「混淆的なアイデンティティ」の形成のための教育的実践
　3-2. 学校の多文化共生実践の試み
　3-3. 育成する人間像の転換
　3-4. 学校における協働体制への課題
4. 本書の意義とまとめ
5. おわりに

1. はじめに

本書は著者の佐藤郡衛が学校教育や子どもの教育を対象に異文化間教育学に関して発表した論文や著書をもとに2010年に再構成されたものである。異文化間教育は、日本では1980年代以降に研究が進められてきた分野で、二つ以上の相異なる文化の狭間で展開する教育や、人間形成の過程・活動を対象としている。具体的には、海外・帰国児童生徒教育、留学生教育、在日外国人児童生徒教育、マイノリティ教育、異文化間心理学、言語教育、異文化間コミュニケーション、国際理解教育などの領域を拡大させながら研究が進められてきた。

現代では、グローバル化の急激な進行により、海外で生活する日本人の子ども、海外から帰国した子ども、日本で暮らす外国人の子ども、外国人留学生らが急増し、文化間にまたがる教育現象が促進されている。このような現象の中、子どもたちの環境は多様化・複雑化し、多文化共生に関する諸問題が日々論じられていることから、「異文化間教育」は実践的にも研究上も関心の集まっている分野である。佐藤はこのような問題に対し、これまでの単一の文化で成長する人間モデルを前提とした国際教育や、海外・帰国子女教育研究を批判的に検討した上で、異文化間教育学として新しい関係性をつくる実践のあり方など外国につながる子どもたちの実態調査研究を１９８０年代から一貫して続け、異文化間教育の研究に尽力してきた。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

本書が出版され、約10年の月日がたっているが、「日本や海外で生活する『外国ルーツの子どもたち』は彼らを支える家族とともにどんな生き方が可能なのだろうか」といった課題や、「外国人生徒と日本人生徒はどのように日本の学校でともに学ぶことが可能なのだろうか」といった現代の私たちが抱える課題について、本書は丁寧に解説している。つまり、現在も課題となっている海外で孤立している日本人の子どもや、日本で育つ外国人の子どもの実態について、本書は、教育実現に関わる公的な学校の役割だけではなく、地域社会やコミュニティからの支援や学校や地域への参加を通し、結果として良好に働いたと思える活動事例にとどまらず、現場における様々な課題を挙げ、さらに踏み込んだ議論や解説を行なっている。

この書評を執筆中の2019年秋に、佐藤の新刊『多文化社会に生きる子どもの教育――外国人の子ども、海外で学ぶ子どもの現状と課題』が出版された。新書には、2010年以降に起きた、外国人の子どもに関する新たな課題や新しい教育法、研究法論についても述べられており、大変興味深い。しかしながら、これからの多文化共生へ向けた教育的実践を考えるにあたっては、本書に述べられている外国人児童・生徒の教育施策を踏まえた上で、これまでに行われてきた多文化共生教育や人権教育の実践においてどのような事例があり、どのような成果を上げ、また、どのような課題が残されてきたのかを、さかのぼって検証する必要があるだろう。今こそ本書を読み返す意義があるのではないだろうか。

2. 本書の構成と概要

本書は佐藤が異文化間教育学に関して発表した論文や著書を収録、再構成したものであり、全7章からなっている。各章の冒頭ではこれまでの研究成果を概観し、その章でのキーワードを定義づけ、専門的な知識を持たない読者にも理解しやすいよう、各論考の要点や前提となる知識を丁寧に解説している。

本書の重要な論点は三点である。一点目は異文化間教育学の研究に対する姿勢と実践との関わりの問い直しであり、異文化間教育学の研究は、調査や研究する側の価値や意識の変容を促すと同時に、対象者の変革をも促すものとして位置付けられなければならないと指摘している。二点目は異文化間視点の重要性である。佐藤は、これまでの異文化間教育学研究は一つの文化的な基準を基にした単一文化的な視点であった点を疑問視し、これからは、その枠組みを再構成する必要があると指摘している。三点目は人間形成の歩みをトータルに捉えていく必要性であり、子どもたちの過去と現在、さらには未来をどうつないでいくのか、つまり子どもたちの生活や学習の発達をどうトータルに捉えていくかを課題に挙げる。つまり、本書が読者に伝えようとしているメッセージを端的に表現するならば、日本社会の国際化、多文化化という現状に対し、多文化共生が思うように進んでいないことへのある種の警鐘と言うことができるだろう。そのような現状の中、異文化間教育学も変化しなければならない、という佐藤の強い意志が本書から伝わってくる。

本書の第1章と第2章では、これまでの異文化間教育が前提としてきた「日本」や「日本人」という枠組みを再考し、カテゴリーの問い直しを試みている。第3章から第6章では、これまでの調査や教育実践の報告を挙げながら、異文化間教育学における重要なテーマについて考察している。最終章の第 7 章では、学校を中心とした多文化共生の取り組みにおける問題点を挙げ、今後の課題を示す。各章の概要は以下の通りである。

2-1. 異文化間教育学における課題

第 1 章「日本における異文化間教育の展開」では、異文化間教育の概念整理や異文化間教育学のこれまでの成果を踏まえつつ、異文化

間教育学の独自性について、理論的枠組みや方法論構築の模索が続く問題意識を提示している。

異文化間教育学は1990年代から、外国人の子どもを主要な対象として実態調査や教材開発、日本語指導などの実践的な研究を多く蓄積してきた。その一方で、社会学や心理学、文化人類学などの学問分野においても同様に、外国人の子どもにアプローチするようになり、それぞれの学問の枠組みと方法を駆使した研究成果が蓄積されるようになった。つまり、これまで異文化間教育が主要対象としてきた「外国人の子ども」が研究対象として独占できなくなり、学問としての存在を問われることとなったのである。

佐藤は「異文化間教育学が何を専門にしているのかが曖昧である」との批判を受けていることを認めながらも、その曖昧さを生かして、異なった文化をもつ人との関わりの中で現実の課題を解決することが異文化間教育研究の目的である、と訴えた。つまり、複合的な事象を把握するには、既存の学問の枠組みを前提にするのではなく、まず現実を踏まえその実態を的確に捉えることが必要であり、その方法として、文化を複合的な文脈に位置付けることが重要だと指摘している。また、カルチュラル・スタディーズの概念を取り入れ、文化を「国家文化」「民族文化」だけに限定しない視点や、一つの国家や民族内部の多様な下位文化にも着目する視点などを、異文化間教育でも積極的に取り込む必要があると述べている。

2-2. 文化の捉え直し

第2章「異文化間におけるカテゴリーの問い直し」では、「海外子女教育」を事例に、これまで前提にしてきた「日本」や「日本人」という枠組みの再考を試みている。これまでの異文化間教育学は、文化間にまたがる人間形成や発達を分析の対象としてきたため、文化を社会で期待される行動様式、思考様式、習慣、道徳など人間形成や発達を規定するものとして捉えてきた。その一方で、文化間の関係性にも目を向けていたため、その関係を通して文化が生成・変容するという視点を本来持っていたにも関わらず、いつのまにか文化を民族・国家・社会に固有のものとして固定的に捉える傾向があるという。その後、異文化間教育学は「異」という恣意的なカテゴリーを持ち込み、その枠をもとに二項対立的にものを捉えたり、そのカテゴリーにすべての解釈を委ねてしまったりするという問題を抱えるようになった、と佐藤は説明する。

そこで佐藤は、文化を自明のものとして語るのではなく、「差異の場の中で文化が捏造されたり、あるいは文化の境界線が引き直されたり、そこから異文化が他者として発見されていったり、その反作用として自分化のアイデンティティが作り出されていったり、それがまた組みなおされていったりという、そうした関係性を通して生成・変化するもの」（吉見，2001，p.42）として、異文化間教育学における文化概念の捉え直しを図っている。つまり、これまでの異文化間教育の単位となる「文化」がしばしば既存の固定的な枠組みに捉えられ、研究や調査をする側が社会的につくられた固定的なカテゴリーに自分の解釈を委ねてきたことに反省を促し、「日本」や「日本人」といったカテゴリーそのものの問い直しを試みているのである。

2-3. ロサンゼルスの ELD クラスにいる日本人生徒の人間関係とアイデンティティの関連性

第3章の「異文化間教育とアイデンティティ」では、異文化間教育学において重要な主題であるエスニシティとアイデンティティに焦点を当て、異文化間教育学におけるアイデンティティ研究を概観し、エスニシティとアイデンティティの関連についてアメリカに住む日本人生徒の調査を取り上げている。

ロサンゼルスの学校には英語力が十分でない子どもに対して ELD（English language

development）というクラスが設置されており、メインストリームへの編入を目指した英語教育が行われ、このクラスには日本人の生徒も多く在籍している。一般的に日本人は同じ民族や言語グループで固まる傾向があることが知られているが、佐藤が行ったA校での調査においても、日本人はいくつかの細かなグループに分かれて固まっていたという。そして、それぞれのグループの関係性を相関図にし、日本人生徒がどのような位置取りをし、他者を位置付けているのかを観察した。

その結果、大きな影響力を持つものとして「英語力」と「発音の流暢さ」が挙げられている。中でも「英語力」は自分たちの位置取りをする際の大きな手がかりとなっているようだ。例えば「白人」を優位に捉えたり、日本人同士で一緒にいると英語力が上がらないことを理由に一緒にいることに罪悪感を持ったり、アメリカ人と友達にならなければいけないという意識が高いという傾向などに影響が見られたという。

また、ELDの日本人生徒は日本人という枠を受け入れつつも、それを固定化せずに、その時々の文脈に応じて使い分けている。この多様に意味づけられた「日本人」を手がかりに、自らのアイデンティティを再構成していることを示唆している。さらに、ELDにおける位置取りは学校への適応にもつながっているという。例えば、ELDの日本人生徒は、「典型的日本人」「ジャプス」といったように表象され、劣位に位置付けられるため、自分の居場所を確保するために他者を差異化し、自分よりも劣位に置くような位置取りをするという主体的な戦略を取っていた。その一方で、現地校では英語力に優れ白人の友達もいる子どもであっても、補習授業校では逆に日本語力でその優位性が逆転する。その結果、日本語を向上させることが、自分の立場を守ることであり、日本語の学習へと向かわせる傾向が見られたという。つまり、他者を差異化し、自分よりも劣位に置くような位置取りをするという主体的な戦略を取ることで、学校に適応し、アイデンティティを保持しているのではないかと佐藤は考察している。

2-4. 異文化間教育と日本語教育の関連性

第4章「異文化間教育と日本語教育」では、第二言語としての日本語に焦点を当て、異文化間教育学と日本語教育との関連について子どものバイリンガリズムという視点から考察している。

異文化間教育学は長年、子どもの日本語教育に関心を払い、学校の学習に必要な日本語の力をどのように育成するかを課題にしてきたことから、現在でも「年少者日本語教育」の領域との関連が強い。本来異文化間教育学は人間の成長・発達を対象にしているものであるため、言語習得は、認知発達や社会性の発達と関連付けられ、しかもそれらは関連性の広がりの中で発達していくというように捉えられている。つまり、言語は学校や地域への参加を通して習得していくものであり、かつ言語の習得と認知発達やパーソナリティの発達をあわせて考えるという視点である。

したがって、子どもたちの言語の問題を考えるのであれば、言葉のみを切り離して論じることは現実的ではなく、子どもたちが置かれている文化的・社会的文脈にも目を向けながら、その関係性を変えるといった点を視野に入れる必要があり、文化的背景や適応、さらには関係性の分析やその組み替え、生活をともにする地域社会のあり方なども視野に入れる必要がある。

具体的には、日本語学習がどのような関係の中で行われているか関心を向ける必要があるという。子どもたちは関係性の中で日本語を学んでおり、その関係性が差別といった固定したものであれば、子どもの成長はゆがんだものになる。「マイノリティ」や「弱者」というようなカテゴリーに埋め込まれた中で日本語教育を行うのではなく、そうした関係性を変えてい

くことが必要である。つまり、子どもの日本語教育では、現状の枠での学習に入れ込むのではなく、子どもの置かれている場や状況をつくり変える必要性を指摘している。

2-5. 外国人の子どもの教育に関する今後の教育政策の課題

第５章の「異文化間教育と外国人の教育政策」では、国レベルの学校教育を中心にした外国人に関わる教育政策のこれまでの歩みを批判的に検討し、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障するためには立法措置が欠かせないという今後の教育政策の課題を示している。

1990年以降、日本の学校では、急速に多国籍化・多民族化・多文化化が進行し、これまでにない課題に直面することになった。中でも教育の現場に大きな課題を提起したのが、日本語力が十分でない外国人の子どもの増加である。外国人の子どもたちの日本語教育については、「国語科」だけでは対応できないことから、「日本語」を教育課程に位置付け、教科・領域として独立させていくことが不可欠になった。そして「日本語」を正規の教科として位置付けていくためには学習指導要領や教育職員免許法などの改正も必要となることから、学習指導要領の弾力的運用や実質的な教育課程編成権を自治体や学校に委ねる措置を講じていくことが必要であると指摘する。そのような立法措置を講じることで、外国人の子どもの受け入れ方針が明確化し、受け入れ態勢への整備へとつながっていくということが示唆されている。

2-6. 地域ネットワークの構築へ向けての課題

第６章「異文化間教育と地域ネットワーキング」では、地域における外国人の子どもの学力保障の多様な試みについて検討し、誰のための支援か、何のための支援か、さらにはこうした多様な支援活動を通して、個人と組織の関係のあり方や組織間の関係のあり方について問いかけている。

異文化間教育学では、これまで地域における外国人住民やその子どもへの支援や連携について取り上げてきた一方で、「ネットワーク」という形態のみに着目しがちであったという。しかし、これからの支援や連携を考える上では「何のための、誰のための支援、連携か」に注目することが重要であると指摘している。なぜなら、子どもたちには多様な支援が必要ではあるものの、ともすると一方的な支援に陥る危険があり、結果としてその支援がマイナスに働くこともあるからである。それを防ぐためには当事者の側から「誰のための支援か」と改めて考察し、探ることが課題である。

また、地域で展開されている支援活動では、支援する側にとってどのような意味を持つかを検討する必要があるという。なぜなら、支援する人たちは、一方的に支援をする存在ではなく、活動への参加や交流を通して、それまでの固定した関係性が流動化する可能性があるからである。また、具体的な地域ネットワークの構築に向けては「恒常的なシステムづくり」を展開していくことが必要であるとし、佐藤は６つの必要な視点を挙げている。①固定した役割を前提にした連携は必ずしも十分に機能しないこと。②まず連携ありきではなく、目の前の子どもの抱える課題から出発すべきこと。③その課題解決に向け対話がなされ、課題解決のために情報の共有化が必要なこと。④その共有化の中で新しい課題を見出し、その解決のために新しい連携をはかること。⑤課題や情報の共有化などをコーディネートする人間が必要であること。⑥行政との連携のもと、活動のための何らかの予算化がなされること。つまり、学校、行政、地域のボランティアやNPOの共同責任のもとで、子どもたちの学習を保証し、学力を向上させていくための取り組みが必要であり、地域の特性に応じて共同活動をいかに組織し、展開していくかがこれから

の課題であることを示唆している。

2-7. 多文化共生を考える上でのこれからの課題

第7章「異文化間教育と多文化共生の取り組み」では、学校の多国籍化、多民族化、多文化という状況を踏まえた多文化共生への取り組みの問題点と今後の課題を示している。

学校での多文化共生の取り組みは必ずしも進んでいない。その要因を佐藤は五つ挙げる。①学校の教育課題や実践課題の設定の仕方が、一般的で、抽象度の高い教育課題から出発することが多く、個々の学校の置かれている具体の課題を背後に追いやり、見えにくくしていること。②子どもたちの社会的な差異を際立たせるのは「平等」に反するという考えが根強いこと。学校では社会的な差異を考慮し、子どもたちを全員平等に扱うことが強調され、これが強く学校や教師を規定していること。③多文化共生という課題を特定の子ども、例えば海外から帰国した子ども、外国人の子どもといった子どもの問題として限定的に捉えていること。それにより、「外国人対日本人」という二項対立のもと、「外国人」というステレオタイプが作られて、「外国人」という枠だけを浮かびあがらせ、差異が強調されている。④多文化に関わる課題を副次的に位置付けていること。学校で早急に解決が迫られる課題が多くあることで、多文化にかかわる課題にまで関心が行かず、共通の課題として共有されていない。⑤学力向上という圧力。特に高校受験という枠組みによって、多文化共生の取り組みは大きく阻まれている。

また佐藤は、学校の多文化共生の取り組みの中で育成するべきである能力を五つ挙げる。①批判的思考力：適切な基準をもとに自分なりの判断を下せる力や不合理な規則や規制の枠組みを疑ってかかる態度。②自分なりに知識を構成する力：知識・技能を現実場面で使えるような力。③人と関わる力：異なった文化的背景を持つ人と関わっていくと、当然葛藤や対立があるが、それらを乗り越えて関係をつくりだしていていく力。④違いを認め、差異を受容する力：自分と合わない人の存在を認め、そうした人とも付き合っていく寛容なコミュニケーションの能力。⑤自律性：社会や政治の枠組みそのものを想像していくことができる能力。

その上で多文化共生の取り組みを実践に移すためには、個々の教師の実践にとどまってはうまくいかず、教師の実践をいかに組織的な対応へと広げていくことができるかが最大の課題であるという。具体的には、チームワーク力、個々の教師の具体的指針となるビジョンの共有、学級の子どもの人間関係の全体像の把握、そこから解決に向けて話し合うこと、生活・学習習慣の確立を目指して家庭と連携すること、安心して学べる学校環境づくりが必要であり、それらの実践には学校全体の取り組みが欠かせず、学校のあり方を変革していくことでもある、と指摘している。

次章では佐藤の示した重要な論点を抽出し、複言語で育つ子どもの「ことばの教育」に主眼を置く在外教育施設教員という評者の立場からの論考を加えて示していきたい。

3. 多文化共生へ向けたこれからの実践課題

3-1.「混淆的なアイデンティティ」の形成のための教育的実践

佐藤は、第7章で学校での多文化共生が進んでいない問題を取り上げ、これからは「ナショナルアイデンティティや一般化された個人的資質の育成ではなく、混淆的なアイデンティティの形成を目指す必要がある」（p.200）と主張しているが、佐藤の言う「混淆的なアイデンティティ」とはどのようなアイデンティティを指しているのであろうか。

2-1で触れたように、「カルチュラル・スタディーズ」からの影響を踏まえれば、固定的なものではなく、文化と同様に生成・変容するものと捉えていると考えられる。また、2008年

に出版された佐藤の著書『アメリカで育つ日本の子どもたち―バイリンガルの光と影』では、境界を越え様々な経験を持ち、多様な背景を持つ子どもたちのことを「第三の文化を持つ子ども（Third Culture Kids）」と捉えると提起していることから、「混淆的なアイデンティティ」というのは、これまでの枠組みで捉えることのできない「新しい」「日本人」という記述概念であると考える。

ではどのように「混淆的なアイデンティティ」の形成を目指せばいいのか。それは容易ではないという。佐藤は、「混淆的なアイデンティティに身を置くことは困難を伴うことが多く、それに耐える力や自尊感情、さらには寛容性といった資質が必要となる」（p.201）と述べる。同様に、小澤恵理子は、異文化を担う者同士が、互いのズレを認めあい、受容していく過程においては、ズレに基づく誤解や偏見や拒絶という葛藤を互いが抱え込む場合があると述べ、相互を理解するためには、自分と他者の間のズレによって発生する葛藤に直面しながら、葛藤による苦痛に耐え、自分と他者との間の相互理解の可能性を信じることが重要であると主張している（小澤, 2001, p.201）。ここでいう相互理解の可能性とは、それぞれの固有性を認め合うことであり、小澤はこのような異なる文化を受容することを寛容さと捉えて、葛藤に耐える力と寛容さのことを「異文化間トレランス」と呼ぶ。佐藤は、混淆的なアイデンティティの形成には、このような「異文化間トレランス」もあわせて育成していく必要性があると述べている。

3-2. 学校の多文化共生実践の試み

子どもたちがお互いの違いを認め、それぞれの固有性を認め合えるような具体的な実践について、佐藤は「子どもたちの自尊感情や自己肯定感を大切に育てる」（p.200）ために、「子どもたちが自分たちの経験を語る場を設定したり、役割モデルになるような意味ある他者とのかかわりの場をつくったりする」（p.203）という実践例を挙げている。

以前、評者は中学生に「私と日本語」というテーマで作文を書いてもらい、それをクラスで読み合うという活動を行った経験がある。そのクラスは、多文化的な背景を持つ子どもたちが多く在籍する在外教育施設であり、評者は当時中学生の担任を務めていた。普段は中学生という年ごろのためだろうか仲の良い人以外とは話すことがなく、お互いのことをよく知らない子どもたちも多かった。しかし、作文を読み合うという活動がお互いを知るきっかけとなり、アイデンティティの揺れや葛藤など、同じ悩みを持っている仲間がいることや、日本語に対しての向き合い方の共通点や相違点などに気づき、違いを肯定的に受け止め、自然に認めることが自覚できるようになった様子が見られた。これが、佐藤の言う「これまでの体験を自分なりに意味づけし、積極的にとらえなおす実践」と言えるかは明らかではないが、多文化的な背景を持つ子どもの教育に携わる教員は「バイリンガル・バイカルチュラルの人材を育成する」という共通認識を持った上で、子どもたちにもお互いの違いを認め、それぞれの固有性を認め合えるような認識を育てていく、という意識を持ちながら教育活動に従事する必要があるのではないだろうか。

3-3. 育成する人間像の転換

昨今、大学をはじめとした教育機関では、政府と経済界の先導のもと、グローバル化した社会で必要とされる人材の養成に努めているが、「グローバル社会で活躍する人材」とはいったいどのような人物を指し、どのような育成を目指しているのであろうか。2011年、文部科学省はグローバル人材像を次のように定義した。「世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越え

て関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間を育てる」（文部科学省, 2011）。

これを読み、評者はグローバル人材育成に「日本人としてのアイデンティティ」は必要不可欠なものなのだろうか、という疑問が湧いた。この点は、佐藤の目指す「混淆的なアイデンティティ」とも矛盾する。佐藤はこれまでの国際理解教育は、国際社会の中で日本人としての自覚を持ち主体的に生きていく上での必要な資質や能力を育成することや我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成するといった、伝統文化やナショナルアイデンティティと結びついた教育として展開されることが多く、既存の枠組みを固定したままの共生や本質化した「日本人」を前提にした資質が強調されてきたと振り返っている。その上で、これからの多文化共生を考えるにあたっては、混淆的なアイデンティティの形成を目指す必要があると主張し、育成する人間像についても転換を図る必要があると主張している。

3-4. 学校における協働体制への課題

多文化共生の取り組みを阻む要因のひとつとして、佐藤は教師の課題認識を挙げ、次のように述べている。「これからの多文化共生の実践にあたっては教師が現実の子どもの実態を把握し、それをいかに実践的課題として再構成できるか、という教師の主体的な契機や論理が欠かせず、また、そのような課題に対して、教師は自分なりに受け止め、継続的に実践的課題として再構築していくことも必要である。その上で、個々の教師の実践にとどまってはうまくいかず、組織的な取り組みへと広げていくことも必要である」（p.197）。しかし、評者は学校現場に勤めた経験から、そのような実践は極めて困難であると考えた。その一因は校長を頭とした日本のトップダウン型の構造が根強く残っていることである。

第５章で佐藤は「日本の教育は国の枠組みが強固であり、教育現場での新しい課題に対応しづらい」と指摘しているが、評者がいた海外の現場においても、多様化する子どもたちに対応した教育を考えるにあたり、「今までの枠組みや概念からの脱却」をはかることは思いのほか困難な状況であった。なぜなら、一教員がこれまでの教育観からの転換をはかり、佐藤の言う「混淆型」や「ハイブリッド型」を認め、寛容に子どもたちを育てていこうという教育観を目指そうとしても、強固な「既存の概念」や「既存の枠組み」との対立が避けられず、上の立場の人間との意識が合わない場合は下の者は上に従うという、日本の古い慣習が日系の学校には根強く残っており、そのような環境の中、「個々の教師の実践から組織的に行う」ことは不可能と感じるからである。

何かを変えるには現場にいるスタッフや教員が対等な立場で話し合う環境が必要であり、そのためには、学校の人事評価や、人事構造の変革も必要になるだろう。例えば外国の会社や学校では、下の立場の者が上司の評価をしたり、学生が教師の評価をしたりすることが、よく行われているが、このような双方向の評価システムは、トップダウン構造に変化をもたらし、その先に新しい関係性が作られることが期待できるのではないだろうか。

4. 本書の意義とまとめ

これまでの多文化共生に向けた教育では、多文化が共存する公正な社会をどのように構築するかという課題を追及してきた。人種・民族だけでなく、ジェンダー、障害の有無、年齢など、様々なカテゴリーが共存する多様な文化を尊重し、より公平な社会的処遇を求めながら、既存の枠組みを固定したままの共生や、「日本人」を前提にした人間モデルが前提となっていた。国際教育についても、日本に住む「外国ルーツの子どもたち」が学ぶ日本語の

教育を、より効果的に実現するために理解すべき視点・課題という観点で捉えられることが多かった。しかし佐藤は、異文化間教育がそこで生きる子どもたちを理解しようとするのならば、それだけでは十分ではないと異議を唱えた。つまり、これからは従来の異文化間研究の限界を乗り越え、文化の可変性、越境性や混淆性に着目する視点が重要である、と主張したのである。

本書の大きな貢献のひとつは、異文化間教育研究が前提としてきた文化間の関係を、多様なカテゴリー（階級、性、世代、地域、宗教など）に介在するもろもろの権力関係から解き明かした上で、様々な概念やカテゴリーを問い直し、その関係性を組み替えることで、そこに生きる子どもたちを理解しようとした点にあるだろう。著者が指摘する通り、従来の研究においては、異文化間教育の単位となる「文化」がしばしば固定的に捉えられ、文化の混淆性や越境性を隠ぺいしてしまう現象が起きていた。そのような現象は、中華系、マレー系、インド系、その他の四つの民族カテゴリーに分類しながら「多様性の統一」を目指すシンガポールなどの多民族国家にも当てはまることであり、多様性の尊重に注目した点は従来の研究からの新たな転換である。さらに、混淆的なアイデンティティの形成を目指すという著者の主張は、新たな教育観としてインパクトを与えるものであり、新しい社会づくりへの方向性も示唆していると言えるだろう。

近年の急激なグローバル化により、海外で生まれる日本人の子どもや日本の小学校で学ぶ外国人の子どもケースが何も珍しくなくなってきていることは、教育に携わる者でなくとも少なからず感じているだろう。しかし、異なる言語、文化を持つ人々が出会い、相互に交流するグローバル化した社会においては、自己とは異なる価値観を持った他者との出会いは避けられない。そのような場面でどのように相互を理解することが可能なのであろうか。その問いに対する明確な方針を示すことは不可能であるが、多文化が共存・共生できるような社会のあり方を探るという目的を持つ異文化間教育学が果たす役割は大きい。本書は、多文化が共存する新しい社会づくりを考えるにあたって多くの示唆を与えてくれるであろう。

5. おわりに

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」（以下、日本語教育推進法）が可決・成立した。これまで含まれていなかった外国人や海外にルーツを持つ子どもたちも日本語教育の支援対象とし、国と自治体がその責任を持つことを示したものである。第5章で佐藤は、立法措置を講じることは外国人の子どもの受け入れ方針を明確化し、受け入れ態勢の整備につながることから、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障するために立法措置が必要であると主張しているが、本書が出版され10年が経って、ようやく外国人や海外にルーツを持つ子どもたちの日本語の教育を保障した立法が成立したことになる。

佐藤は30年以上にわたり外国につながる子どもたちの実態調査研究を続けてきた。その長年の研究によって裏付けられた理論と自分自身の思いや考えを含めた豊かな記述からは、海外で孤立する日本人や日本で育つ外国人の子どもたちを温かく包み、サポートしたいという著者のやさしさとともに、これからの多文化共生社会の実現へ向けた熱い思いが伝わってくる。また、佐藤が豊かな現地調査を追体験する過程は、異文化接触・異文化適応における読み手の教育観を振り返るきっかけともなり、これからの多文化共生における実践を展開する上での指針となる。「文化間移動と子どもの教育」を子どもたちが生きている場から理解しようと考える読者にとって、新たな一歩を踏み出すための道標となるような一冊であることは間違いないだろう。

先に触れた通り、2019年9月には、佐藤

の新刊が出版された。本書で挙げられた課題が新書でどのように扱われているのか、今後、比較考察していきたい。

【参考文献】

石井恵理子，2007，「JSL の子どもの言語教育に対する親の意識――ポルトガル語及び中国語母語家庭の言語選択――」『異文化間教育』26, 27-39.

小澤理恵子，2001，「異文化間トレランスの耐性と寛容さについて」『異文化間教育』15 号，31-51.

佐藤郡衛，1996，「海外子女教育研究と異文化間教育」『異文化間教育』10 号，27-43.

佐藤郡衛ほか編，2008，『アメリカで育つ日本の子どもたち――バイリンガルの光と影』

渋谷真樹, 2008,「異文化間教育におけるカルチュラル・スタディーズへの有効性」, 小島勝編著『異文化間教育学の研究』ナカニシヤ出版，281-297.

内閣府，2018，「平成29年度版　子ども・若者白書（第一節グローバル社会で活躍する人材の育成）」，（https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h29honpen/s6_1.html, 2019.9.18）.

文化庁，2019,「日本語教育の推進に関する法律の施行について（通知）」，（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/1418260.html, 2019.9.18）.

文部科学省，2011，「産学官によるグローバル人材育成のための戦略（産学連携によるグローバル人材育成推進会議）（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2011/06/01/1301460_1.pdf, 2019.9.18）.

文部科学省，2019，「CLARINET,（補習授業学校の性格）」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/003/002/001.html, 2019.10.15）.

吉見俊哉編，2001，『カルチュラル・スタディーズ』講談社

研究ノート
Research Notes

中国における「生涯教育」から「生涯学習」への転換
―民間教育訓練産業の視座から―

Transition from “Lifelong Education” to “Lifelong Learning” in China:
The perspective of the private education training industry

賴　瑜瑩
LAI YUYING

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of the Foreign Studies, Doctoral Student

原稿受理日：2020.1.6.
Quadrante, No.22 (2020), pp.239-251.

目　次

はじめに
1. 先行研究
2. 中国の生涯学習
　2-1. 中国における生涯学習の歴史概観と分析
　2-2. 中国における生涯学習の現状
　2-3. 中国における生涯学習の問題点
3. 中国の民間教育訓練産業
　3-1. 民間教育訓練機構の誕生
　3-2. 中国における語学民教機構の現状
　3-3. 民教産業に関する立法
おわりに

はじめに

本稿は中国における「生涯教育」及び「生涯学習」の発展過程、関連政策の変化を紹介したうえで、両者の違いと関係性を示す。また、民間教育訓練産業（以下、民教産業と略称する）の発展を考察し、市場経済の影響の下で、民間教育訓練機構の発展は「生涯教育」から「生涯学習」への転換をどのように反映しているかを検討する。

生涯教育とは、生涯にわたる学習を支援する教育システムである。1960年代中期、ユネスコによって、生涯教育論は重要な教育理念として提唱され世界各国に普及している。その後、「生涯教育」は徐々に「生涯学習」へ変化している。生涯学習とは、各人が自発的に学習の機会を求め、生涯を通じて自己の充実と生活向上を実現することである。この変化は国家・政府が主体となる「教育」から学習意識・学習者を主体とする「学習」への転換と見なされる。

中国では、生涯教育は先進諸国より約20年遅れ、1980年代初期から受容され始めた。1990年に、日本は法整備を通じて生涯学習を定義し、その後、1994年に世界生涯学習会議が欧州で行われた。1995年3月18日に公布された『中華人民共和国教育法』（以下「教育法」と略称する）で、初めて生涯教育の国民教育に及ぼす影響とその位置づけが明確にされた。先進諸国より遅れているが、中国福建省は2005年に「福建省生涯教育促進条例」（以下、「条例」と略称する）を施行した。「条例」は中国で初めての生涯教育に関する地方立法であり、福建省は中国で初めて立法を通じて生涯教育を推進した省である。

生涯教育理念が導入されてから現在まで約38年が経過した。中国では中央政府による政策や民間の教育活動や経済構造などのさまざまな側面において、「生涯教育」から「生涯学習」への転換が確認できる。生涯学習は「い

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

つでも」「どこでも」「誰でも」を理念とする学習権に支えられる概念であり、その実現を目指すことは教育の平等、教育格差の是正に直接的にアプローチする政策であるとも言える。

中国では「生涯教育」（中国語原文は「終身教育」）という表現が幅広く使われている。そのため、本稿では歴史上の事実及び中国語の政策と学術文献で説明する際のみ「生涯教育」という用語を用いて、ほかの部分では「生涯学習」を使用する。

1. 先行研究

まず、「生涯教育」と「生涯学習」の関係について先行研究をまとめた。

「生涯教育」と「生涯学習」の定義と相違点は世界中で幅広く討論されている。日本の場合には、佐々木によると、「生涯教育」は国民の「教育を受ける権利」を生涯にわたり保障するという考え方である[1]。つまり、教育は権利であり、学習は義務であるという伝統的な考え方だった。しかし、「システムとしての生涯教育」が個々人の生涯学習の全部に関わることは原理的に不可能であると佐々木は述べている。

2006年12月に改正された日本教育基本法によると、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」[2]。この条文に対する佐々木の解読によると、生涯学習は強制的なものではなく、国民一人一人が生涯学習できる社会的環境を生み出すことを社会に対して強く求めるものである。

中国では、中国生涯教育研究第一人者の呉遵民氏が生涯教育の定義を分析したうえで、「生涯教育」と「生涯学習」の違いを詳しく分析した。呉によると、生涯教育という概念は1960年代末期に出現し、生涯学習は生涯教育及びそれに関する理念の普及により徐々に形成された[3]。生涯教育の概念規定をめぐる学説は多いが、科学的な概念規定はまだなされていない[4]。その理由について、二つの点があげられた。①意見・見解の段階に止まる論述が多く、体系性・普遍性に欠ける、②生涯教育論が内包している領域の「広範性」と「曖昧性」が根本的な原因である。②について呉はさらにこのように説明した。生涯教育論の最初の提唱者であるポール・ラングラン本人も述べているように、「適切かつ満足な定義をつくることができなかった」という事情がある[5]。また、生涯教育と生涯学習の相違点について、呉によると、前者が教育サービスを供給する側に力点を置き、後者は学習者の側に力点を置いている[6]。つまり、生涯教育が強調しているのは教育サービスの提供であり、生涯学習が強調しているのは学習者の主体性である。

欧米では、ハイランドが「生涯学習はイギリス労働党政府が新しい管理体制において、教育と学習訓練の価値及び政策を宣伝・普及するために創ったスローガンである」と述べた[7]。また、ブリークレイは、ハッチンス[8]の「学習社会論」が生涯教育から生涯学習に転換する契

[1] 佐々木英和（2008）「生涯教育と生涯学習」『よくわかる生涯学習』ミネルヴァ書房 p.28.
[2] 同上 p.29.
[3] 呉遵民（2010）『現代国際終身教育論』中国人民大学出版社 p.26.
[4] 呉遵民（2007）『現代中国の生涯教育』明石書店 p.227.
[5] 同上 p.227.
[6] 呉遵民（2003）『現代中国終身教育論』上海教育出版社 p.44.
[7] Terry Hyland (1999) Changing Conceptions of Lifelong Learning, *Journal of Philosophy of Education*, Jul. 1999 Vol.33, Issue 2.
[8] Robert M. Hutchins は 20 世紀の教育哲学家で、永遠主義者だと評価される。

機となったと述べた[9]。ハッチンスの「学習社会論」は学習性を重視した生涯学習論の理論形成に強い影響をあたえた[10]。ハッチンスの『学習社会』は1968年に出版され、その理念は1972年にユネスコ国際教育委員会によってまとめられた報告書『Learning To Be: the World Of Education Today And Tomorrow』の中にも反映された[11]。ユネスコは1976年11月に開催された第19回総会で「成人学習及び成人教育に関する勧告」（以下、「勧告」と略称する）を発表し、ここで初めて生涯学習という理念が正式に提唱された。

つまり、生涯学習は生涯教育の理念を基礎として発展した概念であり、二つの概念の間には密接な関係があると言える。生涯教育は公的機関が主体となって実施する教育であり、生涯学習は生涯教育が一定の段階に達した時に人々の自発的な学習を喚起し、民間主導の教育が行われるようになるというものである。

次に、中国における生涯学習について先行研究をまとめた。

生涯教育[12]の基盤は1920年代の中華民国の初期に一応形成されている。当時の生涯教育の内容は職業教育・平民教育・民衆教育などを含んでいる[13]。呉遵民は中国では生涯教育理念が先進諸国より約20年遅れて、1980年代初期から多くの研究者や官僚の努力により受容され始めた、としている。「学習型社会」（Learning society）の形成を目指し、中国において生涯教育は「終身教育」と呼ばれ定着するようになった[14]。1995年に制定された「教育法」において「国家は多様な形式の成人教育[15]の発展を励まし、公民に適切な形式の政治、経済、文化、科学、技術、業務上の教育と生涯教育を受けさせる」と規定された[16]。国策として「教育法」（1995年）の中で規定されて以降、その体系化の論議も出始めた。呉遵民は中国生涯教育の体系化に関する構想や提案などをまとめるために、いくつかの代表的な議論を提示した[17]。呉遵民は、まず呉福生と董の構想について、両者とも生涯教育の法整備を重視しているが、呉福生は法整備を何よりも基本的な課題とし、これを優先的に実施しなければならないと評価したのである。

しかし、呉福生の構想をみると、校外の民教産業について言及していない。また、董は構想の中で「生涯教育＝成人教育」を主張し、「職場訓練制度・現代企業教育制度・社区文化教養教育制度」[18]などの整備を強調しているが、制度と教育訓練産業との連携を提示していないのである。また、家庭・学校・社会の教育連携という普遍的な観念を表したほか、董が提案した構想には「政府・企業・組織・民間団体及び個人が財政を支持する責任を明確にする必要がある」と主張されている。企業・組織・民間団体の重要性があげられるが、董の提案では学校内の生涯教育体系においての影響と位置づけについて明確に述べておらず、学校外の教育領域にどのように生涯教育を展開するのかを明確にしてない。

---

[9] Alan Bleakley (2001) From Lifelong Learning to Lifelong Teaching:Teaching as a Call to Style, *Teaching in Higher Education*, Jan. 2001 Vol.6, Issue 1.

[10] 呉遵民（2010）p.26.

[11] 同上 p.26.

[12] 中国における生涯学習に関する研究は「生涯教育」という用語を使用しているので、この節において「生涯学習」ではなく、「生涯教育」で説明した。

[13] 呉遵民（2007）『現代中国の生涯教育』明石書店 p.22.

[14] 呉遵民（2007）『現代国際終身教育論』中国人民大学出版社 p.347.

[15] 当時の「生涯教育」に対する中国語の呼び方は「成人教育」であった。

[16] 新海英行・松田武雄（2016）『世界の生涯学習（現状と課題）』大学教育出版 p.161.

[17] 呉遵民（2007）p.28.

[18] 社区とは、もともとは英語の「コミュニティ」の中国語訳であり、社会学上の学術用語であったが、近年では中華人民共和国における都市部の基礎的な行政区画の単位を指す語として用いられる。

一方、理念性が高く実効性のある方策として「上海グループ」の構想が例示されている。だが、この構想について「あくまで地域的で都市型の性格が強いので、農村や辺境地区など全国的に広範な地域に適応できる生涯教育体系構築論としては課題が残る」と呉遵民が提示した[19]。以上の体系化構想は生涯教育の定義が定着されていないため、中国のすべての地域に適用できないと考えられる。加えて、呉は中国の国民の間で生涯教育に対する認識について、いくつかの誤解が生じていることをあげた。①生涯教育はすなわち成人教育。②生涯教育は職業技能教育と同じ。③生涯教育は生涯学校教育とみなされる。④政府は生涯教育の主体となる。⑤国民教育体系と生涯教育体系は異なるシステムに属している[20]。以上の誤解から、国民はまだ生涯教育の定義を理解していないこと及び政府の生涯教育についての宣伝力が不足であることが分かった。

そのほか、生涯教育体系化の過程で、民間団体の役割及びその機能に関する検討は一つの重要な課題である[21]。呉は生涯教育の組織化の過程については、国家の力量＝公権力と民間の力量を同様に重視し、さらに両者の共同的参加と協力を実現していくというヨーロッパの伝統的モデルを提唱した[22]。また、近年になると、生涯学習理念の発展とともに、「学習型社会の形成を促進する」というスローガンが中国の十年教育改革方針『国家中長期教育の改革及び発展計画概要（2010－2020年）』（以下、『教育計画概要』と略称する）に掲げられた。しかし、馬によると学習型社会が発展しているが、「単位バンク」は「立交橋」の役割を果たしていないという問題点があった[23]。「立交橋」[24]とは『教育計画概要』から引用した概念である。つまり、公立学校であろうと、民間、団体や個人出資によって設立された学校・教育機構であろうと、異なる形式の学校からさまざまな教育機会を架橋させ、学習内容と成果の認証を統合する「立体交差橋（立体橋）」モデルが構想されている。また、2011年に初めて単位バンク制度を制度化したのは北京市の西城区である[25]。単位バンクの社区教育における実用化について、王国輝は広東省モデルの単位バンク建設の過程・目標・原則・方式・管理流れなどを詳しく述べた[26]。

最後に、中国における民教産業について先行研究をまとめた。中国の民教産業に関する先行研究は主に以下の3点となる。

1点目は民教産業が発展してきた背景である。呉によると、中国「改革開放」政策実施に伴う民間活力を利用して成人教育を行う、いわゆる「社会力量弁学」の活動が、沿海都市を中心に急速に活発化している[27]。改革開放は中国に市場経済体制を導入した結果である。福田は生涯学習には、自由な市場原理というもう一つの顔が隠されていると述べた。市場原理が生涯学習へ参入することを、福田は次

[19] 同上 p.28.

[20] 呉遵民（2010）p.26.

[21] 呉遵民（2007）『現代中国の生涯教育』明石書店 p.39.

[22] 同上 p.39.

[23] 馬麗華（2017）「中国の生涯学習・この1年：2016～2017年」『東アジア社会教育研究』東京・沖縄・東アジア社会教育研究会 第22号 pp.104-108.

[24]「立交橋」とは『教育計画概要』に挙げられた「生涯学習の立体交差橋」という学習型社会構築の支援体制である。各レベル各種の教育の縦の接続と横への横断を促進し、多くの選択の機会を提供し、個人の多様化する学習と発展の必要を満たす。入りやすく出にくい健全な学習制度として開放大学を上手に経営し、高等教育独学試験制度を改革し完全なものにする。継続教育の単位累積と互換制度を確立し、異なる類型の学習成果の認証と接続を実現させる。」新海英行 / 松田武雄（2016）『世界の生涯学習（現状と課題）』大学教育出版 p.153.

[25]「北京西城居民学習獲得積分享受買菜優惠」人民網 2012年10月29日
http://politics.people.com.cn/n/2012/1029/c14562-19417590.html

[26] 王国輝／李光先（2017）「学習型社会の構築における広東開放大学の設立と展開」『東アジア社会教育研究』東京・沖縄・東アジア社会教育研究会第22号 p.111.

[27] 呉遵民（2007）『現代中国の生涯教育』明石書店 p.40.

のような新しい概念で述べた。教育は個人の私的な投資行為であり、個人的な資金により、国家の介入を限定して（私的に）供給されるものである、という教育観である[28]。また、市場原理による言語教育の商品化について、瀬尾匡輝は学習者の需要を意識した言語教育の商品化は特に生涯教育において多く見られると指摘した[29]。以上の指摘より、市場経済原理を導入した現代中国では民教産業という新興産業が出現し、民教産業が中国の生涯学習発展に役割を果たすと考えられる。

2点目は民教産業の現状である。中国教育学会は2016年末に『中国補習教育業界及び補習機構教師現状の調査報告』（以下、「調査報告」と略称する）を公表した。『調査報告』によれば、中国では小学生・中学生に教育補習指導サービスを提供する校外教育補習業界は巨大な市場に発展した。2016年に教育補習業界の市場規模は8,000億人民元を超え、補習に参加する生徒は1.37億人以上に達し、教育補習機構の教師は700万～850万人である[30]。『調査報告』に対して評論を発表した新華網は、このような膨大な市場に対して民教機構における教育の質及び管理体制の構築がまだ追いついていないと評価を下した。特に「民弁教育促進法[31]」の修正案（以下、「修正案」と略称する）を公布した後に、民教機構は厳格な規範の下で積極的に発展できるのかという課題を述べた。また、北京師範大学中国教育政策研究院教授の薛二勇によると、「およそ95%の市場シェアは中小型の民教機構に占められ、大手民教機構のシェアは5%以下しかない。薛氏はこのような現状の中、小機構を管理するのは比較的困難であり、行政管理部門の一つの大きな課題である」と述べた[32]。

3点目は民教産業の問題点である。中国の主要な新聞誌『人民日報』によると、管理上の問題点として、民教機構の経営登録をする部署は工商部であるので、問題が発生した際、教育部もしくは工商部のいずれが責任を持つのかと疑問を発した。北京師範大学中国民弁教育研究院院長周海涛氏は「現在の民教機構は修正案に従い、営利性あるいは非営利性を再選択すべきであるのかという問題に直面している。また、民教機構が義務教育段階での校外補習を行うことによって、教育秩序に対する効果をどのように発揮するのか」という問題点を挙げた。周氏はこの問題が発生する原因は、民教機構の「定義」と「位置づけ」が曖昧であるからと解釈した[33]。

本稿では中国における「生涯教育」と「生涯学習」の発展を検討し、それに関する政策を整理し、両者の違いと関連性を明らかにする。また、民教産業発展の視点から、「生涯教育」から「生涯学習」への転換モデルについて考察を行う。

2. 中国の生涯学習

2-1. 中国における生涯学習の歴史概観と分析

生涯学習という概念は古代から現代まで、世界中の各宗教理念においても、中国の民間俗語においても、絶えず広く伝わっている。ところが、現代において生涯教育は、第二次世界大戦後に知識型社会の形成及び経済発展が、教育への需要と国民の学習権利を保障するものであると定義された[34]。ここではまず、現

[28] 福田誠治（2008）「グローバリズムと学力の国際戦略」『教育学研究』第75巻2号 pp.192-203.

[29] 瀬尾匡輝・瀬尾悠希子・米本 和弘（2015）「日本語教師はどのように教育の商品化を経験しているのか」『言語文化教育研究』第13巻 pp.83-96.

[30] 中国教育学会『中国補習教育業界及び補習機構教師現状の調査報告』新華網
http://www.xinhuanet.com/2018-01/25/c_1122312518.htm

[31]「民弁」は中国語の表現である。その意味は民間の個人や団体より成立及び運営することとなる。

[32] 人民日報「対症下薬、規範民弁教育訓練機構」2018/01/25 新華網
http://www.xinhuanet.com/2018-01/25/c_1122312518.htm

[33] 同上

[34] 呉遵民（2014）「中国終身教育体系為何難以構建」『現代遠程教育研究』129号 p.27.

代社会以前の歴史を遡り、生涯学習の歴史を見てみよう。呉遵民によると、中国における生涯学習の歴史的展開の時期区分は以下のように三段階に分けられる[35]。

第1段階（1912年～1949年）

この段階は中華人民共和国が成立する前の時期である。当時は中華民国政府と共産党の二つの党派が存在していたので、異なる形式で学校外教育を組織していた。中華民国政府は職業教育・平民教育・民衆教育などを中心として学校外教育を組織した。これらの学校外教育の特徴は実用的・実利的であり、国民の日常生活と密接していた民生系である。これに対し、共産党側は革命根拠地あるいは解放区で識字教育・労農教育・幹部教育などを中心とする学校外教育を組織した。こちらの学校外教育は大衆的・啓蒙的で、政治闘争・階級闘争の道具としても使われていたという闘争系の特徴を持っている。

第2段階（1949年～1976年）

この段階は内戦が終わり、共産党政権の中華人民共和国が成立した後の時期である。中国における生涯教育の「変化期」といえる。新政権と旧制度との入れ替わりの特殊な時期にあるので、学校外教育は政権を強固するための道具となった。共産党は戦時から実施していた「農村から都市を囲む」という方針を新しい中国の建設に用い、旧民国時代に残された民生系の教育体制を徹底的に闘争系に改造した。さらに、「文化大革命」の時期に、ほとんどの教育が破壊され、政治の「道具」に成り果てた一部の学校外教育において、極端で異常な教育が行われた。

第3段階（1976年～現在）

この段階は「文化大革命」が終わり、鄧小平の「改革開放」経済政策を迎える時期である。国家建設の重点は経済発展に依存し、実用的技術を有する人材を求めるようになった。また、国民の自発的学習意欲は改革開放の深化と共に高まった。この時期の学校外教育は成人教育という統一的な仕組みでまとめた。さらに、学校外教育は職業訓練・技術教育といった実用的な方向に展開していった。そこで、民国時代に流行した実利主義思想が再評価され、中国における現代の生涯教育政策に取り込まれた。

ここまで中国における生涯学習の歴史的展開をまとめた。第3段階は現在まで続き、「生涯学習」はさらに政府と国民に重視されるようになった。改革開放以来、生涯学習概念の学術的導入とそれにまつわる政策上の進展も見られた。呉によると、改革開放以降の生涯学習の法制的展開の時期区分は以下のように三段階に分けられる[36]。

第1段階（1979年～1993年）

改革開放以後、政治と経済の情勢は好転し、社会秩序の安定及び対外交流の開放を背景とし、現代生涯学習の思想が中国に導入できるようになった。学術の面では、1975年5月に人民教育出版社は『業余教育的制定和措施』（和訳：『余暇教育の制定と実施』）を出版した。この著作に収められた「終身教育：一個値得関注的思潮」（和訳：「生涯教育：注目する価値のある思想」）という文章は、中国で生涯教育を紹介する初めての論文と言われる。その後、学者たちは海外の生涯教育に関する重要な作品を翻訳して中国に導入した。例えば、ユネスコの『Learning to be: the world of education today and tomorrow』、ポール・

[35] 以下は呉遵民（2007）『現代中国の生涯教育』をもとにまとめた内容である。

[36] 呉遵民・国卉男・趙華（2017）「三十年中国終身教育政策的歴史回顧与展望」江蘇省終身教育研究会をもとにまとめた内容である。

ラングランの『生涯教育入門』、持田栄一の『生涯教育論』などである。

民間の動向をみると、1983年9月に山東省赤十字会により、済南市に中国で初めての老年大学（日本の「老人大学」に相当）が創立された。1988年12月に、「全国老年大学協会」という民間の高齢者教育組織が成立された。法整備の面では、中央政府は90年代に『識字教育実施条例』を改正した。『識字教育実施条例』により、識字教育の対象と範囲が拡大された。また同時に、中央政府は学習者が識字教育を受けた後、業余小学校や他の教育活動に参加する必要があるという規定を決めた。この段階では、「生涯教育」はまだ教育関係の法律や政策に明文化されていないが、その理念の影響を確認できる。

1993年2月に中央政府は『中国教育改革和発展綱要』（和訳：『中国教育改革及び発展綱要』）を公布した。「生涯教育」はここで初めて重要な教育政策に盛り込まれた。「成人教育は伝統学校教育から生涯教育へ発展していく新型教育制度である。全民族の素質を向上すること、経済と社会発展に促進することに対し、重要な役割を果たしている。」[37]という要領は、生涯教育が理念から政策にたどり着くような転換を表している。

第2段階（1994年～1999年）

1995年に中央政府は生涯教育に関する基本法規を『中華人民共和国教育法』に国策として規定した。1998年12月に教育部（日本の文部科学省に相当）が『面向21世紀教育振興行動計画』（和訳：『21世紀に向けて教育振興の行動計画』）を公布した。この計画の中で、「生涯学習」体系を構築することは三回言及されている。したがって、この時に「生涯教育」から「生涯学習」への政策上の転換が見られる。生涯学習は理念から政策の実現まで20年ほどかかった。

1999年6月に中央政府は『関於深化教育改革、全面推進素質教育的決定』（和訳：『教育改革を徹底すること、全面的に素質教育を推進することについての決定』）を公布した。この決定の中で、生涯学習体系を改善することだけではなく、現代遠隔教育システムを運用することにより、インターネットを利用し、生涯学習の機会を提供することも強調された。さらに、初めて「教師の生涯学習への自覚性を向上させる」という職場継続教育の内容も挙げられた。

以上の法制度からみると、「生涯教育」から「生涯学習」への転換、つまり中国の生涯教育の発展が政策に反映されているが、その政策の内容はまだ抽象的なままであり、実施のための具体性が不足しているという欠点があると韓が批判した。例えば、生涯学習を推進するために、責任部署の設置や教育施設の建設等の具体的な案はまだできていない[38]。

第3段階（2000年～現在）

この段階は生涯学習政策の普及と法制化の拡大である。中国の立法過程は「地方から中央へ」という特徴があるので、この段階において、各地方の政策を比較検討し、生涯学習の地方政策を改善することおよび法制化の遅れている地方へ普及することに重点を置くべきである。また、中央政府は各地方の政策と経験を聞き取り、最終的に生涯学習の法規を充実化させるべきであろう。

2002年11月に中国共産党第十六次代表大会で「生涯教育体系を構築し、全民学習と生涯学習に適用する学習型社会を形成する」という内容が強調された。ここでは「生涯学習」体系ではなく「生涯教育」体系がもう一度言

[37] 原文：成人教育是传统学校教育向终身教育发展的一种新型教育制度，对不断提高全民族素质，促进经济和社会发展具有重要作用。

[38] 韓民（2017）「基調報告―中国生涯教育体系の歩みと展望」『東アジア社会教育研究』東京・沖縄・東アジア社会教育研究会 第22号 pp.68-71

及されたが、学習型社会という新しい概念が出現した。2003年10月に公布された『中共中央関於完善社会主義市場経済体制若干問題的決定』（和訳：『中央政府により社会主義市場経済体制にある問題点を改善することについての決定』）によると、教育体制改革を強化することが重点に置かれた。「生涯教育体系を構築し、学習型社会を形成させる」ということを強調したうえで、教育体制改革の結果を国民の就職能力と結び付けた。この変化の原因は、中国経済社会は産業構造改革に直面していることである。グローバル化により、第一次産業と第二次産業が弱化していくと同時に、第三次産業が急速に発展している。第一次産業と第二次産業に働いている人々の失業のリスクが上昇している。表1によると、2001～2006年の失業人口は半分以上が中卒及びそれ以下の学歴しか持っていない。

したがって、この時期に中央政府が生涯学習政策を失業率低減という目標と連動させたことを理解できないではないが、この政策が生涯学習の理念から乖離している懸念がある。国民が自発的に学習を望む主な要因はその後の活動を有利にすすめることにあるから、政府のこの方針は「生涯教育体系」に是正されたのではないか。産業構造の変化に従って人々の教育への要求と学習に対する需要にも変化が生じた。中国の政策は国民の動向次第で変わっていくので、学習型社会の提起と生涯学習体系の曖昧化はこの段階のもう一つの特徴である。生涯学習と生涯教育の発展の交替性は発展途上国としての中国において生涯学習が発展するときの一つの傾向である。しかし、生涯学習の発展がこの段階に長期間留まれば、「生涯学習」が「生涯教育」に後退してしまう可能性がある。

つまり、教育法規の制定は国の経済発展と緊密に関係している。表2によると、各段階

表1：2001～2006年の中国での失業人口の教育構造の特徴

年度	失業比例（%）		
	中卒及び中卒以下	高卒	専門大学以上
2001	57.5	36.4	6.1
2002	58.9	35.2	5.9
2003	57.3	36.1	6.6
2004	56.6	34.9	8.5
2005	57.8	32.2	10.0
2006	53.7	33.7	12.6

出典：黄乾（2009）「中国的産業結構変動、多様化与失業」『中国人口科学』2009年第1期 pp.22-31.

表2：中国における教育に関する国家法規と公布年

公布年	法規名
1986	義務教育法
1987	成人教育の改革と発展に関する決定
1995	教育法
1996	職業教育法
1997	社会力量弁学条例
1998	高等教育法
2006	義務教育法（改正）
2013	民弁教育促進法 （社会力量弁学条例廃止）

出典：新海英行・松田武雄（2016）『世界の生涯学習：現状と課題』pp.156-157の内容に基づき、筆者が作成した。

の国家レベルの教育法規は当時の経済発展状況と国民の需要と関わっている。特に、2013年の『民弁教育促進法』（以下、『促進法』と略称する）は中央政府が民教産業の発展と規範を改善するために公布した。この『促進法』は民教産業が中国で急速に発展してきたという現象を反映している。

2-2. 中国における生涯学習の現状

2002年11月、中国共産党第十六回全国代表大会の報告の教育発展戦略において初めて「生涯教育体系の構築」と「比較的に完全な現代国民教育体系の形成」が発展目標として現れた[39]。また、2010年の中国共産党第十七回全国代表大会では、「教育の発展を優先し、人材資源の強国を建設する」という主旨に基

[39] 呉遵民・謝海燕（2004）「当代終身学習概念的本質特徴及其理論発展的国際動向」『継続教育研究』ハルピン師範大学 第3期 pp.31-36.

づき、『教育計画概要』が公布された[40]。『教育計画概要』は2010～2020年までの10年の教育方針・目標を明示している。「教育大国から教育強国へ、人力資源の大国から人力資源の強国へ前進する」というスローガンが打ち出された。つまり、かつての中国は人口13億の人力資源の大国であり、教育を受ける人口から見れば「教育大国」でもあった。これからは教育の質を重視し、数で勝つ「大」だけではなく、質で勝てる「強」に転換していく方針が打ち出された。

また、『教育計画概要』により、生涯教育の発展方針に生涯学習という概念がもう一度出現した[41]。生涯学習の定義について、南海は中国現代の生涯学習を具体的に定義した。しかし、国家権威部署（科学研究機構）による生涯学習に対する定義がまだ存在しておらず、中国の法律と政府文書に生涯学習システムに対する規定あるいは説明もない[42]。

ところが、生涯学習の定義は明確にされていないが、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学習できるという理念が既に普及されている。この理念に沿い、「広範的に都市と農村の社区教育を展開し、各種類の学習型組織の建設を加速し、全員学習、生涯学習の学習型社会の基礎を形成する」という目標が『教育計画概要』第八章「継続教育」の方針に示されている。継続教育とは「学校教育後のすべての社会人に向けた教育活動である。特に成人教育活動は生涯学習体系の重要な構成部分である」[43]。『教育計画概要』は「生涯教育」を単独的に項目として記入していないが、その代わりに、「継続教育」を重要であると位置付けた。また、「学校教育後のあらゆる社会構成員に向けた教育活動であり、特に成人教育の取り組みであり、生涯学習体系の重要な構成要素である」と規定し、具体的な方法について次のことが掲げられている。「非学歴継続教育を大いに発展させつつ、漸進的に学歴継続教育を発展させる。高齢者教育を重視し、国民全体の教育活動を唱道する」[44]。ここでは、継続教育は学歴教育だけではなく、非学歴教育や高齢者教育、社区教育なども含まれていると述べている。しかし、実際に現在の中国生涯学習は依然として学歴教育を比較的重視し、非学歴教育、特に社区教育において実用的ではない学習がそれほど重要視されない[45]。以上の『教育計画概要』は中央政府が統括した方針及び目標である。中央政府は改革開放以降に教育立法を推進している。

一方、成人教育に関する法律について議論を続けてきたものの、今日にいたるまで実現していない[46]。その理由について、韓は学校教育と比べて「その包括的性格の故に、設置形態の複雑性、教育形式と内容の多様性、学習者の多様性を持ち、学校成人教育から各種非正規の学習まで極めて多様な教育活動を一つの法律の中で規定することは技術的に難しい」と述べた[47]。そのほか、各地方政府では地域の特徴と実情に応じて個別の計画目標を策定している。表3のように2005年に福建省で全国初となる『生涯教育促進条例』が制定された後、上海、山西省太原市、河北省などの地方政府も地域の経済発展と教育普及の程度

[40]『国家中長期教育の改革及び発展計画概要（2010－2020年）』
http://www.gov.cn/jrzg/2010-07/29/content_1667143.htm

[41]「国家中長期教育改革と発展企画綱要（2010－2020年）」第八章。生涯教育の原文は「継続教育」である。生涯学習の原文は「終身学習」である。

[42] 南海（2015）「論中国特色現代終身学習体系及其構建策略」『当代継続教育』2015年8月 第33巻 第185期。

[43]『国家中長期教育の改革及び発展計画概要（2010－2020年）』第二部分 第八章

[44] 新海英行・松田武雄（2016）pp.152-153.

[45] 韓民（2017）pp.68-71.

[46] 新海英行・松田武雄（2016）p.156.

[47] 韓民（1997）「中国における教育法制の進展―成人教育法制を中心に―」『東アジア社会教育研究』東京・沖縄・東アジア社会教育研究会 No.2 1997年9月。

に基づき、同条例を制定した。制定していない省でも地方政府内で議論している[48]。王智新は、「地方立法は国家立法に比べて『時機性・具体性・指針性・先行性と特殊性を持つ』と考えられ、地元の実情に応じて多くの教育法規が着々と制定されていた」と述べた[49]。中国の立法過程の特徴として、このように地方が先に法制化を進め、実験区を設定し、実施状況を観察し、それに対して、中央政府は実験の結果を比較した後に法律を制定するということが挙げられる。これに対し、上田は「こうした地方の先行事例の蓄積を待って、国家法制の制定に進むものと思われる」と評価した[50]。

21世紀に入り、中国における生涯学習は社区教育、成人教育、継続教育、職業教育など多様な形式で展開していく。上田の紹介によると、中央政府は生涯学習の思想を普及させ、「学び続ける」という意識を人々に定着させるための宣伝活動も行ってきた。その代表的な取り組みが「全国民生涯学習活動ウイーク」である。この活動が2005年10月から開催され始めた際には、10都市が参加した[51]。

2-3. 中国における生涯学習の問題点

先行研究と現状分析を踏まえた上で中国における生涯学習の問題点を以下のようにまとめた。

①社区教育において非学歴教育より学歴教育を重視する。

②生涯学習の地方の法整備はまだ充実していない。

③単位バンクの実施は依然として地方政策の実験段階に留まっている。

④福建省における生涯学習の公開学習ウェブサイト[52]は形式的なものであり、実際に利用しているユーザーが少ない、地方のウェブサイトには空洞化の懸念がある。

表3：「生涯教育促進条例」を制定した地方と年

公布年	地方名
2005	福建省
2011	上海市
2012	山西省太原市
2014	河北省
2015	浙江省寧波市

出典：新海英行・松田武雄（2016）『世界の生涯学習：現状と課題』の内容に基づき、筆者が作成した。

以上で中国における生涯学習の歴史的発展及び現状を調べてまとめた。また、現状から生涯学習発展の問題点をあげた。本節で述べた内容は、本研究のために歴史的背景及び法制に関する情報を提供する。

3. 中国の民間教育訓練産業

本節では中国における民教産業の発展及び変容を述べる。現在、民教産業は中国人にとって聞きなれた言葉である。しかし、80年代前後の中国は計画経済の末端において、第一次産業を重視し、第三次産業を軽視していた事実があるため、教育が産業という枠にまだ入っていない。その原因を考察するために民教産業の現状及び課題をあげる。主要な論点は民教産業が生涯学習の発展とともに、どのような変化があったのかについて述べる。

第三次産業の教育サービスとは教育が提供するサービス及び教育に連動するサービスである。民教産業である教育訓練機構が、市場にサービスを提供し、消費者がそのサービスを購入できる時に、教育サービスが市場に存在

[48] 上田孝典（2016）「中国における教育の普及と生涯学習の展開 ― 学習型都市の建設に向けた改革 ― 」『世界の生涯学習：現状と課題』大学教育出版 p.156.

[49] 王智新（2004）『現代中国の教育』明石書店 pp.52-53.

[50] 上田孝典(2016)「中国における教育の普及と生涯学習の展開―学習型都市の建設に向けた改革―」『世界の生涯学習：現状と課題』大学教育出版 pp.156-157.

[51] 同上 pp.156-157.

[52] 福建終身学習在線 http://fjradio-gather-gateway.sdp.101.com/

すると言えよう[53]。しかし、朱興徳は、民教産業が存在しているのか及び提唱されているのかという疑問は2004年当時まだ明らかになっていないと述べた。しかし、実は民教産業は当時存在していたと言える。中国生涯学習誌『継続教育情報』では、2005年に教育サービス業は中国の「新興産業」と呼ばれた。民教産業の発展は中国の人材開発、人口高齢化、また新しい科学技術がもたらした失業問題に対し、重要な役割を果たすと考えることができる。

3-1. 民間教育訓練機構の誕生

篠原は教育の市場化政策の変化を三つの段階に分けた。第1段階は「回復・起歩期」(1978～1991年）における民営学校の再生と奨励である。第2段階は「迅速発展期」（1992～1996年）における教育の産業化である。第3段階は「依法管理期」（1997年以降）における学校の民営化管理である。

民間教育訓練機構（以下、民教機構と略称する）は第1段階の「回復・起歩期」に発展し始めた。この期間の民営学校は都市部において非学歴教育、特に職業養成・研修を目的とする社会教育機関が多く、その数は1991年時点で3万校を越えたが、逆に民営の小・中学校は全国で1,199校と少なかった[54]。ここでの「社会教育機関」は民教機構のことを指していると考える。したがって、当時の民教機構の発展は民営の小・中学校より迅速であった。しかし、当時の発展において問題点が多く残った。篠原によると、当時の民教機構は個人による設置が多く、校舎や教学施設が借用であり、設備が不十分で、資金難などの問題があった[55]。

第2段階になると、中央政府は初めて教育が「第三次産業」であることを主張した。この背景には、教育サービスの性質に関する理論的な展開があった。その結果、「教育は巨大な外部公益性をもつ準公共産品である」という教育の産業化の基本原則が誕生したといえる[56]。この時期において、民教機構は第三次産業に当てはまる。しかし、民教機構に対する定義の討論はまだなかった。その原因として、教育の市場化に対する「公」と「私」の範囲について、中央政府の定義が曖昧であり、結果として、不法経営の民教機構に生存する空間が開かれた。例えば、ある民教機構は私営会社として、職業訓練や語学教育などを行っている。90年代の語学教育では、経済力がある親が自分の子供を英語教師の家に英語の勉強に行かせた例が少なくない。また、市場経済の発展がまだ成熟していないという原因も考えられる。

第3段階では、市場経済が進むとともに、中央政府は立法を通じ教育の市場化を促進した。1997年に「社会力量学校運営条例」が公布され、民営学校の性質・目標・方針などを規定したうえで、学校が所有している資産と資産の再分配の原則を定めた。これによると、「公」と「私」の範囲を明確化され、不法経営の民教機構に対する管理及び整頓がますます厳しくなっていく。つまり、これからは民教機構が不正利用できるグレーゾンが少なくなり、経営・教学及び市場環境が整うようになると考えられる。序章で提示したように、中小型の民教機構は95％の市場シェアを占めているので、行政管理部門がこれら小機構を管理することは容易ではないと考えられる。トラブルが起きた時に、責任部署は国の教育局にあるのか、営業許可書を発行する工商局にあるのかまだ明らかにされていない。したがって、民教機構の定義は国家的教育体系における教育

[53] 朱興徳（2004）「関於加快発展上海教育服務業的対策研究」『教育発展研究』2004年 第11号
[54] 篠原清昭（2006）「中国の教育の市場化にみる社会主義的教育政策の転換」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第55巻 第1号 p.173.
[55] 同上 p.173.
[56] 同上 p.174.

訓練産業にあるのか、第三次産業における教育サービス業に当てはまるのか、明確にしなければならないと考える。

以上により、民教産業の発展を歴史的概観でまとめて分析した。改革開放以降、市場経済原理を中国経済市場に導入することにより、民間団体・資本を主体として運営する民教機構が国民のニーズに応じ、発展してきた。学習者の生涯学習に対する選択肢が増加してきた。したがって、強制的に教育を受ける状態から、比較的自由に勉強したい内容・場所・形式が選択できるより開放的な状態になった。

3-2. 中国における語学民教機構の現状

改革開放がもたらしたグローバリゼーションは中国人の学習意欲の方向を変化させた。1987年の全国大学英語等級試験開始後、中国では外国語教育訓練機構が増大した[57]。外国語教育訓練に関しては民間外国語教育訓練機構、放送外国語教育訓練機構、インターネットオンライン外国語教育機構という三つの類型に分けられる。民間外国語教育訓練機構は本研究の研究対象として扱われ、民間の投資で単一あるいは複数の外国語の教育・訓練を実施する機構を指している。

外国語教育機構の中では、英語の語学民教機構が一番多い。英語は世界の共通語として使われているので、英語の語学民教機構が最初に出現した。民教機構の英語教育の質は大学の英語専攻と異なり、専門性がより低くとなっている。しかし、大学の外国語専攻は誰でも入学できるわけでない。教育部が公布した「2017年全国教育事業発展統計公報」[58]によると、中国の高等教育（機関）在学人数は3,779万人で、進学率は45.7％であった。1978年の228万人の2.7％の進学率と比べると、現在の中国の大学の進学率は43％ほど大幅に高くなっているが、国民全員が自身の興味のあることを勉強できるわけではない。したがって、語学民教機構は外国語を勉強したいと考える国民の語学教育を担っている。

英語語学民教機構を例とすると、英語教育が他の言語より歴史が長いので、様々な英語教育訓練課程を形成した。形成の原因は学習者が異なる目的を持っているためである。その目的は留学、学歴向上、職業訓練、興味である。その中で職業訓練は中国の経済発展及び開放程度によって多くの分類が形成されている。例えば、旅行英語、ホテル英語、医療英語、金融英語、国際貿易英語、IT英語、法律英語などがある[59]。市場のニーズに応じ、中国では各国際英語能力試験が認めるようになった。したがって、特定の英語能力を求める人々は大学や職業専門学校ではなく、入りやすい語学民教機構を選択する。

中国が国際貿易に進出するとともに、多言語人材に対する企業の需要が高まっている。中国では地理的及び歴史的要因で、学習者が二番目に多い言語は日本語である。大学の専攻設置から見ると、スペイン語専攻のある大学が約50校とフランス語専攻のある大学が約110校に対し、日本語専攻のある大学が370校もある[60]。したがって、語学民教機構市場において日本語教育訓練は英語教育訓練の次である。

3-3. 民教産業に関する立法

改革開放以降、中国の教育改革及び教育の

[57] Erin Michele Greenwalt (2012) [Factors Influencing Chinese Consumer choice of English Training Schools] Thesis for the Degree master in the Graduate School of The Ohio State University.

[58] 中華人民共和国教育部ウェブサイト
http://www.moe.gov.cn/jyb_sjzl/sjzl_fztjgb/201807/t20180719_343508.html

[59] 中投顧問産業研究『2016-2020年中国英語教育訓練市場投資分析及び予測報告』
https://wenku.baidu.com/view/5a4a53468762caaedc33d486.html

[60]「中国多言語教育訓練市場分析報告」Jiemodui 教育研究情報ウェブサイト
https://www.jiemodui.com/N/51409.html

市場化政策により、民教産業が発展するようになった。新しい時期の生産力に応じるために、中国社会全体で多様な教育に対する需要が高まった。多様な学校は昔から存在しているが、存在する理由は各時期によって異なる。中国の学校成立史において、「広大な人口と経済の低迷で、小・中学校教育を完全には国家が掌握できず、『都市居民』、『（国営）鉱工業企業』、『機関』、『団体』、『院校』及び『合作社』等により、多種多様な学校設置の形態を採らざるを得なかった」[61]という歴史的事情がある。

中央政府が計画経済から市場経済への転換を始めた後、「消費を拡大し、内需を振興する」という経済政策を背景とし、教育も商品として「流動」するようになった。ここの「流動」は普通の商品のように地理的な移動ではなく、教育を行う主体は「公」から「民」への転換が認められるようになった。1987年に「関於社会力量学校運営的若干規定」が公布された。この規定に基づき、「社会力量」とは「法人資格を持つ国家企業事業組織、民主党派、人民団体、集体経済組織、社会団体、学術組織及び国家の承認を経た私人の学校設置者」と明確に定義した[62]。したがって、改革開放以降の学校の多様化は、形態だけではなく、設置者の属性からカリキュラムの設定まで、深刻な改革を踏まえて進められた。

おわりに

本稿では、中国における「生涯教育」と「生涯学習」の発展を時期ごとに分析した。「生涯教育」は理念の導入から教育政策の形成までの過程を考察した。また、その過程では生涯学習理念は「生涯教育」から「生涯学習」への転換したことが確認できた。生涯学習政策の分析により、国は経済発展の傾向に合致するように「生涯教育」と「生涯学習」の推進方式を政策上で調整していることが分かった。一方、無視できないのは人々の学習ニーズに応じて急速に発展してきた民教産業である。民教産業の発展が中国の教育政策にもたらした影響も確認できた。

現代中国では生涯学習が人々の生活にとってますます重要になるようになった。以上の分析において中国における生涯学習の定義の不足を補完できたと考える[63]。生涯学習とは生涯教育を土台として発展してきた学習理念である。つまり、生涯教育の発展により国民の学習意識を育成した後に、国民が自分のニーズに応じて自発的に学習リソースを利用し、創造することである。さらに、国民として自分の学習権利を求めることに対し、誰でも学習リソースを手に入れられる環境を確保する義務もあると考える。したがって、「生涯学習」の定義について、「教育は権利であり、学習は義務である」という伝統的な考え方にとどまらず、「生涯学習」には人権としての学習権利があり、この権利が実現できる社会環境を国民自ら創造し、守る義務もある。本研究において民教産業は国民が生涯学習を実現するために形成されたものであると言えるであろう。

今後の課題について、グローバル化により国民の学習意識の高まりは中国の生涯学習発展を促進するのか。また、政策の変化はどのように民教産業の発展に影響をもたらすのか。さらに、「生涯教育」から「生涯学習」への転換期にどのようなモデルで生涯学習を支援するのかという問題を検討する必要があると考える。

[61] 劉慶華（1955）「試論私立学校的定位教育立法問題」『雲南教育学院学報』第11巻 p.66.

[62] 篠原清昭（2006）「中国の教育の市場化にみる社会主義的教育政策の転換」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第55巻 第1号 p.173.

[63] 同上

史料紹介
Historical Materials

東京外国語大学海外事情研究所，*Quadrante*, No.22, (2020)
Tokyo University of Foreign Studies, Institute for Global Area Studies, *Quadrante*, No.22, (2020)

占領地からのラブレター
―ベルギー人少女からドイツ人兵士への手紙 (1)―

Love Letters from the Occupied Territory:
Letters from a Belgian Girl to a German Soldier (1)

（翻訳）小野寺　拓也
ONODERA TAKUYA
東京外国語大学 世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Center

（翻訳）西山　暁義
NISHIYAMA AKIYOSHI
共立女子大学 国際学部
Kyoritsu Women's University, Faculty of International Studies

原稿受理日：2019.9.29.
Quadrante, No.22 (2020), pp.255-278.

目　次

訳者解題
史料（史料 1～14）

訳者解題

今回紹介する史料は、第二次大戦中にドイツに占領されていたベルギーのフランデレン地方に位置する、北海に面したヴェンドゥイネ（Wenduyne）に住んでいた少女、マリー＝テレーズ（1924-1990）から、ドイツ兵クルト（1919-　フランクフルト出身、工兵部隊に所属）に宛てられた19通の手紙の一部である（ベルリン・コミュニケーション博物館野戦郵便アルヒーフ所蔵、史料番号：MSPT-3.2014.2083）。手紙の原文はフランス語で書かれており、すべてオリジナルの状態で残されている。一方、クルトが戦後（1950年）になってからドイツ語に翻訳してタイプした原稿もあり、翻訳の精度はかなり高い。今回は小野寺がそれを日本語に翻訳した上で、西山がフランス語原文との照合作業を行った。

なお、当時クルトはフランス語で返事を書いていた（クルトは学校ですでに８年間フランス語を学んでおり、マリー＝テレーズとの会話もフランス語で行っている）が、その手紙は現存しない[1]。

1940年５月、ドイツ軍のＢ軍集団はオランダ・ベルギーに侵攻する一方、Ａ軍集団がアルデンヌの森林を突破してソンム河口＝イギリス海峡に向かった。そうしたなかでヴェンドゥイネに進駐してきたドイツ兵クルトが出会ったのが、ベルギー人少女マリー＝テレーズであった。好奇心旺盛なマリー＝テレーズは、両親

[1] 唯一、1941年10月13日付けでクルトが書いた手紙が残されているが、この手紙が実際に送られたのかどうか、現時点では判断することはできない。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

の制止を振り切って外出し、ドイツ軍が陣地を構えている砂丘で偶然クルトに出会う。その後二人は毎日のように会って会話を交わし、史料からもうかがえるように政治的なテーマについて激論を戦わせるなかで、短期間（おそらく一週間程度）で恋に落ちる[2]。しかし6月4日に移動命令が下り、マリー＝テレーズに別れを告げる暇もないまま、クルトはヴェンドゥイネを急遽離れることになる。クルトはドイツ軍陣地にマリー＝テレーズへの置き手紙を残し、それを発見した彼女が手紙をクルトに送ることで、二人による手紙のやりとりが始まった。その後クルトはフランスへとむかい、対仏戦終了後休暇を与えられたのち、今度は東プロイセンのティルジットへの移動を命じられて、1941年6月22日、独ソ戦に参加することとなる。

なおベルギー国王レオポルト3世は5月28日に降伏文書に署名し捕虜となる一方、政府はロンドンに亡命して戦争を継続した。そしてベルギーには、フォン・ファルケンハウゼン軍政長官のもと、北フランスとともに軍政が敷かれ、中央政府はその指揮下に置かれた。

本史料の背景として一定程度必要になるのが、フランデレン地方の歴史的な位置づけへの理解であろう。よく知られているようにベルギーは、フラマン語（オランダ語）を話す人々が暮らす北部のフランデレン地方と、フランス語を話す人びとが暮らす南部のワロン地方（さらにドイツ語を話す東部の少数民族）からなる。独立当初は公用語がフランス語とされたことから、フランデレンの人びとによるオランダ語復興運動（フランデレン復興運動）が生じた。その後、司法、行政、教育でのオランダ語の使用許可を認めさせるなど要求を実現させていったが、彼らの不満は根強く、第一次世界大戦でドイツ軍に占領されると、フランデレン民族がドイツ人と同じゲルマン民族であることを背景に、フランデレンの自治や独立を主張する活動家たちが登場した。1930年代になるとふたたびフランデレンの分離主義運動が活発になり、第二次世界大戦でドイツ軍の占領を受けると、フランデレン人民同盟はドイツ軍に協力し、フランデレンと北フランス、オランダを統一する国家の樹立をめざすことになる[3]。

本史料は、そうしたフランデレン地方に住む少女（ただし彼女自身はブリュッセル出身でフランス語を話す）とドイツ兵との、占領地における「出会い」を、少女の視点から生き生きと描き出すものとなっている。第二次世界大戦のドイツ占領地における男女の「性的出会い」については、終戦時のナショナリズムの高揚や、戦後の「対独協力」の政治的、道徳的断罪によって、長らくタブー視され、沈黙が支配してきた。ドイツ兵と交際したフランス人女性が解放時に広場で「丸刈り」にされる姿は写真や映像にも残っているが[4]、その経験は当該の女性やその家族にとって──彼女たちとドイツ兵の間に生まれた子どもたちを含め──、消すことのできないトラウマと葛藤をもたらすことになった[5]。その一方で、（とくにフランスの）文学作品とその映像化においても、第二次世界大戦の記憶はしばしば占領者たるドイツ兵と現地の若い女性の関係性において表象されてきた。その代表的なものとして、ヴェルコールの『海の沈黙』（1942年、映画化は1949年、2004年）やイレーヌ・ネミロフスキーの『フランス組曲』（著者が1942年にアウシュ

[2] クルトが1940年晩夏にフランスで記したという自伝的小説には、彼がヴェンドゥイネを発つ直前、二人が会ったさいにキスをしたという記述が出てくる。Kurt, *"Eine Flamin"*, S.102-103.（史料番号は、手紙と同一）

[3] 松尾秀哉『物語ベルギーの歴史──ヨーロッパの十字路』中央公論新社、2014年、113頁。

[4] このドイツ兵と関係を持った女性に対する「象徴的公開処刑」としての「丸刈り」は、すでに第一次世界大戦終戦時においても、フランスやベルギーにおいて行われていた。参照、Debruyne, Emmanuel, *"Femmes à Boches". Occupation du corps féminin dans la France et la Belgique de la Grande Guerre*, Bruxelles, 2018. その一方での、ドイツ兵による女性に対する暴行と、連合国によるそのネガティブ・キャンペーンについては、Horne, John/ Kramer, Alan, *German Atrocities, 1914 : A History of Denial*, New Haven, 2001.

[5] 藤森晶子『丸刈りにされた女たち──「ドイツ兵の恋人」の戦後をたどる旅』岩波書店、2016年。

ヴィッツで死去したために未完、死後62年後の2004年に刊行、映画化は2015年）、そして2009年から2017年にかけて７シーズンにわたって放映された大河ドラマ『フランスの村』が挙げられよう[6]。これらに登場する（女性主人公の家庭、職場に宿営する）ドイツ兵は、粗野で傲岸な他のドイツ兵に対し、フランス文化に対する理解や憧れを持ち、音楽に素養を持つ存在として描かれている。これに対し、フランス人女性は、内面に葛藤を抱きつつも、別れの場面の「アデュー」の一言まで対話を拒絶するジャンヌ（『海の沈黙』）から、恋愛感情、関係をもちつつもレジスタンスに身を投じることになるリュシール（『フランス組曲』）、ドイツ兵との子どもを身ごもり、中絶に失敗したのち出産するリュシエンヌ（『フランスの村』）にいたるまで、その描かれ方は大きく変化している。この関係性の描写の変化とその受容は、ナショナルな英雄主義史観的記憶の後退に（時間差を伴いながらも）連動したものといってよいであろう[7]。

他方、こうした記憶文化の変化に並行して、近年戦争と性に関する歴史研究が蓄積されているが[8]、それらが共通して指摘するのは、戦場や占領地における男女間の権力関係の不均衡である。男性は武器を持ち、軍・当局という権力を背後につけている。さらに男性は相対的に経済力も有している。そのため男性は、女性に対して直接暴力を振るうこともできるし（性暴力）、権力や経済力を背景に女性を利用することもできる（取引としての性）。しかし、権力の不均衡がつねに暴力や性的搾取を生むわけではない。男性は、女性を保護するために武器や権力を利用することもあるし、経済的な不均衡のなかでも合意の上での関係は可能であった。男女間に不均衡な権力関係があることを前提としつつも、そこにはエイジェンシー（行為主体性）が可能であったという主張が、近年の研究ではほぼ一致してなされている[9]。と同時に女性は、敵国の兵士と親密な関係になることで、しばしば孤立感を味わわなければいけなかった。本史料にもあるように、マリー＝テレーズは家族にも親密な関係をひた隠しにしており、クルトからの郵便は「郵便局留め」にすることで、直接家に届かないようにしていた[10]。

さらに本史料には、さまざまに注目すべき点がある。敵の兵士と親密な関係をもつことへの葛藤、空爆のような戦争暴力への認識、戦時下での生活のありよう、ナチ・ドイツの「民族共同体」観念の受容、女性の「名誉」をめぐる問題、フランスとベルギーとの微妙な距離

6『フランスの村』については、剣持久木「映像の中での公共史──「フランスの村」にみる戦況期表象の現在」同編『越境する歴史認識──ヨーロッパにおける「公共史」の試み』岩波書店、2018年、23-51頁。映像作品におけるフランスの戦時占領期の表象全般については、Atack, Margaret/ Lloyd, Christopher(eds.), *Framing Narratives of the Second World War and Occupation in France 1939-2009. New Readings*, Manchester, 2012 を参照。

7 一方で、ドイツにおいても、戦争末期ソ連軍が近付く東プロイセンの地主貴族の女性を主人公とするテレビ映画『逃避行 *Die Flucht*』（2007年）では、幼馴染の婚約者をもつ主人公がフランス人の戦争捕虜と恋に落ち、一度別れたのちに戦後連合軍の一員として再会するというストーリーが展開し、「男性的ドイツ」と「女性的フランス」という従来の典型的な描かれ方とは異なるものとなっている。『フランスの村』と『逃避行』を記憶文化の変化の例として論じるものとして、以下を参照。Gilzmer, Mechthild, “Neue Bilder für eine alte Beziehung. Oder über alte Leidenschaften im neuen Gewand”, in: dies. u.a. (Hg.), *50 Jahre Elysée-Vertrag (1963-2013). Traditionen, Herausforderungen, Perspektiven*, Bielefeld 2014, S.65-78.

8 代表的なものとして、以下を参照。メアリー・ルイーズ・ロバーツ、佐藤文香・西川美樹訳『兵士とセックス──第二次世界大戦下のフランスで米兵は何をしたのか?』（明石書店、2015年）；レギーナ・ミュールホイザー、姫岡とし子監訳『戦場の性──独ソ戦下のドイツ兵と女性たち』（岩波書店、2015年）；茶園敏美『パンパンとは誰なのか──キャッチという占領期の性暴力とGIとの親密性』（インパクト出版、2014年）；Röger, Maren, *Intimität, Gewalt und Prostitution im besetzten Polen 1939 bis 1945*, Frankfurt a.M., 2015.

9 参照、小野寺拓也「『戦場の性』翻訳を終えて」『西洋近現代史研究会会報』第31号（2016年）、35-38頁。

10 なお、クルトにとってもベルギー人女性との文通はリスクがなかったわけではないようで、東プロイセンのティルジットにいた1941年5月、中隊長に呼び出され、この文通によって情報を外国人に漏らしたのではないかと、ゲシュタポからスパイの嫌疑がかけられていることを告げられ、叱責を受けている。Kurt, *a.a.O.*, S.164ff. この場で中隊長から、彼女との文通を即座に止めるよう警告を受けており、彼も文通停止を約束している。その後（終戦後に再開するまで）文通が途絶えたのはこれが原因である。

感など、本史料から知りうる事柄は多い。また、そうした歴史的な史料としてだけではなく、『アンネの日記』と共通するような、家族との距離感、「友人」とは何か、男女間の駆け引きといった、思春期の少女のみずみずしい思索も、ここからは読み取ることができる。そうした意味で本史料は、歴史を知る史料としても、そうした「普遍的」なドキュメントとしても価値が高い。

さらに付け加えれば、先述の通り、近年ジェンダー、セクシュアリティの視点から研究が活発になる一方で、当事者の当時の認識、感情を示す史料は極めて限定的にしか存在していない、という点を考慮しなければならない。かりに存在していたとしても、彼女ら、彼らが終戦時、戦後置かれた状況を考えれば、日の目を見ることなく破棄、あるいは隠匿されたものが少なくなかったことは容易に想像できよう。そのため、研究においては、オーラルヒストリーや回想録に依拠するところが大きくなる[11]。これらの史料はそれ自体貴重であるが、同時に当時を忠実に再現したものではないこともまた事実である。さらに、この手紙が女性側の視点から書かれた史料であるという点も強調したい。戦時郵便で取り上げられるのは多くの場合兵士を書き手とするものであり[12]、兵士が受け取った手紙、ましてや占領国の女性から送られたものが分析の対象となることはまれである。こうした女性視点の「同時代史料」は、ステレオタイプの受容と逸脱を検証するうえでも貴重なものと言えるであろう。

そして最後に強調しておきたいのは、今回の史料はあくまでベルギー人少女の視点からのものではあるものの、そこにはベルギーとドイツという二つの視点のなかで葛藤する彼女の姿勢がつねに見られ、その意味で「複眼的視点」を一つの史料のなかで体感できる、という点である。したがって、本史料はたんに研究者が過去を研究するうえで一次史料として用いることができるだけでなく、教育現場（大学ないし高校）で適切な「問い」を提示しながら用いることで、戦争という出来事を一人称の視点で身近に、自分の問題として考えつつ、「複眼的視点」を意識することができるのではないかと、訳者二人は考えた。今回『クァドランテ』誌上での翻訳を行う意義も、そこにある。つまり、貴重な一次史料を紹介することで歴史研究の刺激となるだけでなく、教育での史料の活用という、現在のところあまり（とくに西洋史領域では）進んでいない試みを促進するということが、訳者たちの願いである。

したがって今回はまず戦時中の手紙を取り上げ、次回は戦後にマリー＝テレーズからクルト宛に送られた手紙を紹介する（なお、両者の文通はマリー＝テレーズの死まで続いた）。そのうえで第三回には、この手紙を教育現場で史料としてどのように活かせるのかということについて、小野寺と西山が共著論文で考察する予定である[13]。

なお、史料中の亀甲括弧は訳者による補遺である。また個人情報保護のため、姓は（脚注における史料の出典も含めて）すべて伏せた。

---

[11] フランスに遅れつつも、近年第二次世界大戦時のドイツ兵とベルギー人女性の関係、そして彼らの間に生まれた子どもの研究が進められている。Swillen, Gerlinda, *Der Zweite Weltkrieg ist unsere Wiege. Eine ostbelgische Geschichte. Mit Zeitzeugenberichten von Wehrmacht- und GI-Kriegskindern*, Eupen, 2019.（著者は研究者であると同時に、テーマとなる国防軍兵士とベルギー人女性の間に生まれた子どもの一人である）。また、終戦時制裁を受けたベルギー人女性の回想録として、Schulmeister, Valentine, *J'ai failli être tondue*, Boulleret, 2014. ドイツ兵の恋人の姓を仮名とする著者は、すでに半世紀前の 1964 年に回想録を死後に出版することを条件に知人に預けていたという。

[12] たとえば、フランスに滞在したドイツ兵の野戦郵便や日記を集めたアンソロジーにおいて、フランス人女性との交際に言及したものが二点掲載されているが、そこには、こうした恋愛関係の証言は稀であるとの編者の注記がある。Luneau, Aurélie/ Guérout, Jeanne/ Martens, Stefan, *Comme un Allemand en France. Lettres inédites sous l'Occupation 1940-1944*, Paris, 2016, pp.156-7.

[13] 理論的な準備考察として、参照。西山暁義「外国史教育における複眼的史料集の可能性──ドイツの歴史教育と近現代史の例から考える」『共立女子大学・短期大学総合文化研究所紀要』26（2020年）刊行予定。

【史料】

〈史料 1〉

ヴェンドゥイネ　1940年6月4日
夕方6時（ドイツ時間）

親愛なるクルト

私がこれほどあなたのことが気にかかっていたなんて、わからなかった。今あなたがいなくなって、そのことが自分でもわかったの。陽の光はあまりに熱すぎるし、風は私の邪魔をしてくるし、海は冷たすぎるし、砂丘は高すぎる。そして今、あなたはいない。ああ、わが友、Chateau Solitüde（閑静宮）[14]には悲しいほどに誰もいないわ。

昨日の夜、私が家に戻ってくると、兵士はみんなヴェンドゥイネから出発したって、お父さんが話してくれた。私はそれを信じたくなかったし、私はもう外に出ることができなかったから、それが本当かどうかあなたに尋ねることもできなかった。明日の朝きっと会えるんじゃないかって思ったから。でも、なんということ！昨日の夜の9時半、兵士全員がヴェンドゥイネから出発した。だから私は、もうこれでおしまいだわ、あなたにはもう長いこと会えないと自分に言い聞かせた。夜の間ずっとバルコニーにいて、あなたをもう一度見つけられるんじゃないかと願ってた。そして私は正しかった。あなたは最後のグループと一緒に、最後の一人としてやってきた。私はあなたに挨拶したし、あなたは私に答えてくれた。でもすごく暗かったから、私のこと見つけられたかしら?あなたは戦友たちと一緒に教会の向こう側までいってしまって、私はもうあなたたちを見られなかった。そのあと私はベッドに横たわって、長いこと泣いた。下で大きな車が通り過ぎる音が聞こえたわ。

今日の朝私が一番最初にやったことといえば、あなたがちょうど立ち去ったばかりの「閑静宮」に自転車で行くこと。でもそこであなたの手紙を発見して、私はとてもうれしかった。そこには、いろいろあるけどあなたは私のことをちょっとは愛してくれているって書いてあった。あなたは〔手紙の中で〕書いてたけど、私はもう一回泣いた。だって、とってもうれしかったから。でも、すぐその気持ちも終わった。あなたは行ってしまったのだし、なによりあなたが戦争へと引っ張られたのだから。ええ、自分の祖国のために戦えるっていうのは、とても素晴らしいことだし、あなたに説明したように、私だって自分の祖国のためなら喜んで戦いに赴くわ。でも残念なことに少女なので私は戦いに参加できないの。

親愛なるクルト、戦争が終わったらまた来てくれることを願っているわ。ええ、危険がどういうものかあなたはすでに知っているし、あなたはそれを乗り越えた。これからもきっと乗り越えていけると思う。あなたは、自分がクリスチャンだって話してくれたわね。だから、私は毎日神様に、あなたや私の友達全員がこの戦争で殺されたりしないようお祈りするつもり。ええ、あなたは私にとって私の親友の一人。クルト、ジョゼ、アンドレ……。みんな同じよ。みんな愛してる。あなたたちはみな私の兄弟なの。どこで生まれたかなんて、どうだっていいことよ。

今日の朝、私はいっぱい泣いたし、お母さんがそれを見てた。どうしたのって聞いてくるから、砂が目に入っただけって私は答えた。午後には仲の良い女友達[15]と2時間、閑静宮にいた。上にはまだ誰もいなかった。彼女は、そこがかなり遠いと思ったみたい。私はそこ、砂丘のてっぺんで昼寝した。そこで思ったのは、あなたが私の隣にいたならってこと。でも私が目覚めると、現実はそうじゃないってことに気

[14] 砂丘にドイツ軍がつくった陣地跡のこと。クルトによれば、この陣地を「閑静宮」と名付けたのは彼自身である。Kurt, *a.a.O.*, S.29.

[15] マリー＝テレーズの親友であるウージェニーのこと。参照、*Ebd.*, S.117-8.

づいた。ほかのドイツ人が戻ってくるまで、毎日私たちのお城〔閑静宮〕に戻ってこようと思う。それから森に行って、あなたについて考えごとをするつもり。

親愛なるクルト、短い時間だけでもあなたのことを幸せにできて、とてもうれしかった。全世界のことを幸せにできるなら、喜んでそうするつもりよ。世界ではなぜ、人間が兄弟のように愛し合うんじゃなくて、いつも争わなければいけないのかしら。そうすれば、人生って本当に素晴らしいものになるのに。戦争もなく、いたるところで喜びや平和、幸せがあればいいのに。ああ。あるのはいつも嫉妬ばかりよ。

最愛の人、私約束するわ。どんなことがこれから起ころうとも、あなたのことを決して忘れないって。だからあなたも、あなたの小さな〔かわいい〕女友達をすぐに忘れないでね。時間があったら、手紙を頻繁に書いてね。写真はもってないからあなたに送れないけど、いいのが手に入ったらあなたに送るわ。あなたは今どこにいるかと、自問自答してる。たぶんフランスね。そうじゃないといいんだけれど。そこであなたは戦わなくちゃいけないから。ああ！あなたがここ、あなたの「閑静宮」に戻ってこれたら、私たちどんなに幸せなことか。でもすべては過ぎ去っていくし、すべてには終わりがある。それが運命よ。あなたはいなくなったけど、あなたはきっと戻ってくるわ。

私がすごく悩んでいるのは、ちょっと別のこと。たぶんあなたがこの手紙を受け取ることはないわ。だって、私はあなたの住所がもうわからないんだもの。あなたの〔野戦郵便〕番号をなくしちゃったの。その番号は写真に書いてあったんだけれど、その写真はマツの森のなかで見失ってしまった。それを見つけられなかったし、それ以外にどこにもメモしてなかったから、手紙がどうやったらあなたに届くか自問自答したわ。あなたが手紙を受け取れないと、私があなたのこと忘れちゃったんじゃないか、もしくは私があなたのことをからかってるんだと思うでしょうね。そして私に対してすごく腹を立てると思う。

昨日あなたの手紙を砂丘で見つけたとき、あなたは自分の番号をそこに書いてあるのだとばかり思ったわ。でも不幸なことに、住所はまったく書いてなかった。私の記憶をずっとたどっていくと、番号の中に「9」という数字があったということを思い出した。閑静宮に行ってみると、一枚の絵はがきの断片があって、そこには「8916」っていう数字があった。一文字目は読めなかったけど、それは「1」だったと思う[16]。でもそれがあなたの番号なのか、ヴィルヘルム〔クルトの戦友〕の番号なのかはわからない。あなたの番号だといいんだけれど。

親愛なるクルト。手紙を中断しなくてはいけないわ。今日は1940年6月5日。「閑静宮」から書いているわ。〔略〕今日天気はすごくいい。そこにあなたがいないっていうのは、すごく残念。絵はがきの断片をさらに探したけれど、ほとんど見つからなかった。あなたがそれをビリビリに破いたのは残念だったわ。だって、その絵はがきがあなたのものかどうか、番号が正しいかどうか私にはわからないんだもの。もし再びヴェンドゥイネに行くことがあったら、ドイツ兵に手紙を渡そうと思う。あなたが受け取ってくれることを、心から願っているわ。でも、手紙を受け取ったらすぐに返事を書いてね。字が汚くてごめんなさい。ペンがよくなくて、しかも膝の上で書いたから。じゃあね、最愛の人。あなたのこと、優しく抱きしめているから。

あなたの小さな〔かわいい〕ベルギーの友人、マリー＝テレーズより。

[16]「18916」は当時、第52工兵大隊第1中隊に割り当てられていた野戦郵便番号。

〈史料 2〉

ヴェンドゥイネ　1940年8月14日

親愛なるクルト

あなた、おそらく思ったでしょう。私があなたのこと忘れたって。だって、あなたに前に書いてからかなり時間が経っているから。でもそうじゃないわ。毎晩寝る前、私はバルコニーに出て、フランスの方角を見ているし、「おやすみ」ってあなたに言っているわ。そして昼間にコーク[17]の方角〔西〕へ散歩をするときには、閑静宮まで行って、あなたについてちょっと考え事をするの。かわいそうな閑静宮！元の姿はほとんど何も残っていないわ。あなたがいなくなった月曜の夜、私は寝られなかった。泣いてたから。火曜の朝、私は自転車に乗って、自分が夢でも見たんじゃないのかと確認しにいった。ええ、事実だった。あなたがもうそこにいないことは明らかだった。でも、ああ！だれもいない。手紙だけ。私はそれをむさぼるように読んだ。すごく悲しくなって、すぐに家に戻った。気晴らしをするためにラジオをつけたけど、「Alone!」という曲が始まったばかりだった[18]。あなたがメロディを知っているかどうかわからないけど。すっごくきれいなの。でも私の悩みが消えるどころか、歌のせいでさらに悲しくなったわ。

一週間以上わたしはさまよい歩いた。途方にくれてさまよったわ。そしてすべての自由時間は閑静宮で過ごした。毎日花をそこまでもっていって、水につけた。携帯用のガソリン・タンクの中なんだけれど。ある夜、すごく強い嵐があって、次の朝に行ってみると、陣地には何も残っていなかった。木の枝や砂嚢がごちゃごちゃに積み上がっていて、砂がそこに吹き付けてた。砂丘も形が変わってしまっていた。そこで私は片付けをして、マツの枝や砂嚢を掘り出して、地下壕を露出させた。次の朝はシャベルを持って行って、砂をかきだした。何日間も作業して、この小枝をたばねて、すべてをひもで結わえた。でも一週間後、また嵐が来て壊れてしまい……。すべてが新たに壊された。私は自分につぶやいたわ。おしまいね。もう十分。私たちの愛する閑静宮で残っているのは、何本かの枝だけ。でもよく私はここに戻ってきて、何時間か過ごすの。たぶんいつの日か、私たちは一緒にそこに戻ってこれるわ。その日を待ち焦がれているわ！

じゃあちょっと別の話題。あなたが出発してすぐあと、6月11日に私の祖母が亡くなったの。私たちの兄弟の一人はまだフランスにいる、モンペリエ近郊のクレルモン＝レローってところ（非占領地）。そこで彼は兵士としての生活を送っていて、家に戻れる日を辛抱強く待っているの。彼からの便りをよく受け取るわ。彼にももう一度会いたい。かわいそうな彼は、そこでは何も食べるものがないそうよ。

そしてあなたはどう？　健康状態はどう？私と同じくらい順調？　わたしはまだ痩せてないわ。でも冬のことは心配。だってすでに今の段階でも、バターもマーガリンも油脂も、そういったものはほとんど手に入らないから。でもジャムだけはまだあるのよ。

親愛なる友。私があなたにあまり手紙を書かなかったのは、あなたの住所を知らなかったから。写真と一緒に住所もなくしちゃった。閑静宮で絵はがきとともに一つの番号をみつけたとき、それはあなたのものか、もしくはヴィルヘルムのものだろうと思ったし、念のためにその住所宛で手紙を送ったの。そしてあなたはそれを受け取った。私って探偵としても悪くないんじゃないかって思うわ。それが本当にあなたの番号だったんだもの。でもあなたに手紙を書く勇気が、いつもなかった。だって、

[17] ヴェンドゥイネ近郊にある、同じく北海に面したベルギーの町、デ・ハーンのこと。ヴェンドゥイネから西に数キロ行ったところにある。

[18] おそらく、1935年のハリウッド映画『オペラは踊る *A Night at the Opera*』に登場する曲だと思われる。

手紙が途中でなくなるかもしれないって怖かったから。それに、あなたから手紙は全然来なかったし。私がコーク〔の郵便局〕に行っても、郵便は届いていなかった。そして、列車が再び動くようになるまで、局留めの手紙は輸送されないっていう話を聞いた。がっかりしたわ。

7月の終わり、私はヘントに電車で行った。そしておとどい、もう一回コークに行こうと決心したの。郵便局で私宛の二通の手紙を見つけたときの私の喜びがどれくらい大きかったか、あなたには想像もできないでしょうね。カウンターの向こうにいる太った女性を抱きしめたくなったくらいよ。そのあと自転車で閑静宮まで行って、そこであなたの手紙をむさぼるように読んだわ。

親愛なるクルト。フランスでの戦争が終わったというのは、とてもうれしいわ。だって、あなたのことを心配していたから。戦闘で負傷したり、もっとひどいことになったりしなければいいって思ってた。そんな胸苦しさからようやく解放されたし、あなたがイギリスに行くことになったりしないよう願っているわ。最愛のあなた、あなたはもう十分戦ったでしょう。フランスでゆっくり休んで。あなたがそこ〔フランス〕にとどまっていれば（私からは遠いところだけれど）いいんだけれど。イギリスには行かないで。あなたのこと、こんなに心配しているのよ。でも、あなたの帰還を私が望んでないなんて思わないでね！　戦争の残りの期間、あなたがここに戻ってくることをどんなに望んでいることか。これからどうなるかなんて、誰にもわからない。たぶんあなたは私たちの海岸に戻ってくるわね。だって、いまここにいる〔ドイツ〕兵たち（砲兵）はディジョンから来ているというし。フランスのかなり内陸部よね。

あなたの手紙から、あなたがバニュー〔パリ西部近郊のコミューン〕にいたことがわかったわ。パリ近郊ね。あなたはそのあたりにいるの？　あなたの旅行のお供ができないのが残念だわ。フランスも見てみたいし、あなたと一緒に自然の素晴らしさにため息をついたりしてみたいものね。あなたたちがフランスよりもベルギーで良い振る舞いをしたっていうことを知っても、まったく満足なんかしていないわ。何て恥ずべきこと。親愛なる友。あなたがフランス兵捕虜を監視しなければいけないときは、黒人であろうとそうではない人びとであろうと、私に対してと同じよう親切にしてね。そうしてくれる？　だって、あなただってわかると思うけれど、彼らだって同じ人間で、私たちと同じように感じたり苦しんだりするの。〔略〕

我が友。私は閑静宮にいます。私たち、政治についてたくさんお話をしたけど、勝利にもかかわらず私の考えは変わっていないし、圧倒的な最終的勝利をまだ信じているわ、結局のところ。わかる？　あなたがもう二度と、決して戦わなくていいって知ってうれしかったし、そのことは忘れてはいないけれど、それにもかかわらず私の考えは決して変わらないし、あなたの国籍に対して私がけっして誇りに思わないだろうっていうことも分かってもらいたいって、私は願っています。ええ。あなたの兵士としての立派な態度については素晴らしいと思っているけれど、まったく同じように自分の義務を果たしたあなたの捕虜についてもそれは同じだわ。そして、神様もこの点では私と同じように考えているって、私は確信してる。でもストップ！　私たちの手紙のなかで政治についてお話しするのはやめましょう。私はあなたを愛している。それが全てよ！〔略〕

あなたがどこに宿営しているか、すごく興味がある。だって、そうすれば頭の中であなたと一緒に旅行している気分になれるから。私の女友達には手紙を書かなくていいわよ。「ベルギー、コーク＝シュル＝メール　郵便局留め」でちゃんと届くから〔略〕。

たぶん私の長いおしゃべりで、きっとあなたを退屈させてしまったことでしょうね。最愛の人。6月3日の月曜日と同じように、私はあな

たのことを愛しています。でも、あなたのために私が変わると言うことは決してありません。いいえ。あなたが言っていたように、今は私たちの国籍について考えないようにしましょう。いいえ。私たちは一生涯の兄弟・姉妹なのです。そしてあなたなしで幸せになることはないでしょう。

あなたの小さな〔愛しい〕マリー・テレーズ
XXX
（二度と「君のド〔イツ人〕の友 Ton ami All.... より」なんてサインしないで。腹が立つから）

〈史料 3〉

ヴェンドゥイネ　1940年9月30日

9月29日、あなたの 6月28日の手紙を喜びとともに受け取りました。ちょっぴり遅いとは思いました。私と同じくらい長く待たなきゃいけないとすると、あなたはいつも古い手紙を受け取ることになるわね。まあしょうがないんだけれど。私があなたの手紙を受け取ったときの喜びといったら、あなたには想像できないでしょうね。私があなたから受け取った三通目の手紙よ。写真も入っていたわ。すごくうれしかった。姉が撮ってくれた最初の写真も送ります。あなたが私の一通目の手紙を受け取ったとわかって、すごくうれしい。あなたに届かないんじゃないかと恐れていたから。あれ以来、私は手紙を二通と絵はがきを二通書いてます。これらも届くといいんだけれど。8月には、6月初頭の手紙一通、7月20日の手紙一つ、そして今 6月の手紙を受け取ったというわけ。

わが最愛の人。私が泣いたからって、あなたが良心の呵責に苦しむ必要はないわ。すべてはいつか報われるに違いないんですから。今ようやく私がわかったのは、私があなたと一緒にいるときどんなに幸せだったのかということ。この月曜日の午後には、自分の幸せをまだ理解していなかった。今や、すべては手遅れ……。でも将来に希望をつなぐわ。たぶんいつの日か再会できるし、幸運も私たちにいつか微笑むと思う。だって私はいつも愛しているから。これから私の身に何が起ころうとも。あなたはずっと、私のクルト兄さんでいるわ。だってあなたは単なる友達以上の存在だから。だって〔ただの〕友達なら私たちのことをすぐ忘れてしまうでしょうし。互いに会ったりしているときには繋がっていても、10日もいなくなるともう忘れてしまって、ほかの女の子たちと付き合っちゃうものよ。

最愛の人。あなたに感謝してます。だって、

あなたは私のことまだ愛しているって信じているから。だって、あなたが手紙で書いてくれたように、私はあなたのこと信頼しているから。そして、私たちは離れていても、あなたのことをずっと信頼できるって私は思ってる。私にはたくさん友達がいるけど、信頼できるって信じられるのはあなただけだと思う。それは、昔みたいにあなたが楽しんじゃいけないって意味じゃないの。いいえ、あなたは自由。だって、私は自由を心の底から崇拝しているから。私に何か命令してくれればいいの。私は逆のことをやるから。おわかりのように、私には〔ベルギー人としての〕欠点があります。私たちが知り合った数日間、あなたはそのことにきっと気づいたに違いありません。でも私はあなたをおしゃべりで退屈させちゃうのよね。許してね、親愛なるお兄さん（変な言い方だけど）。

あなたが健康で無事に「フランスの戦い」から戻ってきたことを、とてもうれしく思います。戦争が終わったあとも、あなたが自分の家を去ったときと同じように健康で家に帰れるよう、毎日祈ってます。あなたたちは橋を架けたと書いてくれましたね。とってもいいことね。だって、民間人にも軍人にも役に立つものだから。でも、あなたが英仏海峡の間に橋を架けるのは嫌だわ。だってあそこは幅が広いし、深いし、橋は何の役にも立たないから。ええ、家にお戻りなさい。そして戦場から離れて休息を取り、私のことも時々考えてね。

あなたは年をとったと、書いてくれたわね。そう思うわ。ヴェンドゥイネであなたと知り合ったとき、あなたが送ってくれた写真よりもずっと男らしい顔つきだった。すっごく若く見えた。――あなたがフランスにいるフランス人にもベルギー人にも親切だったこと、感謝しているわ、我が友。すっごく、すっごくいいこと。だから、長いキスを送ってあげる。あなたがかつて素晴らしいことを言ってくれたわね。わたしたちはみな人間、つまり兄弟なのだと。私の友達のところに行くことがあったら、親切にしてね。残酷なことはしないで。私のためだと思って。約束して！

あなたが私のことをよい天使だと思ってくれているのなら、私とてもうれしい。だって、私はおてんば娘（ずる賢い女）だってみんな言うんですもの。〔略〕

本当ならあなたに毎日手紙を書きたいんだけれど、無理なの。だってそうしたら、さらにあなたを退屈させちゃうから。でも次の手紙では、イギリス軍の空爆（ここ一週間、ここには来てないけど）とヴェンドゥイネでのドイツ兵の生活について書くつもり。あなたのところのドイツ兵とはどう違うかしら。〔略〕

〈史料 4〉

ヴェンドゥイネ　1940年10月15日

わが親愛なるクルト

おととい、ドイツからのあなたの手紙を受け取りました。本当にありがとう。とくに写真は、すごくうれしかった。ご親切にどうも。〔略〕

あなたが私に送ってくれた写真、とてもうれしかったです。あなたは民間人の服を着ているよりも、軍服姿のほうが好きだわ。民間人の服だと、ほとんど子どもみたい。いちばん気に入ったのは、砂丘にいるところの写真。だってそこは、私が犬と一緒に平地から〔砂丘へと〕よじ登っていったとき、はじめてあなたと出会った場所だから。そしてあなたは私に対して上機嫌に「ハロー」と挨拶してくれた。あなたが私と知り合いになったのは、この呼びかけのおかげ。だってそれがなかったら、私はあなたの方を見なかったと思うから。でも「ハロー」はドイツ語でもなければフラマン語でもなく、フランス語でもなく、つまり……。堡塁の写真はとてもきれいだし、砂丘や海の写真もきれい。私にとっては、1940年の戦争とあなたへの本当に美しい記憶だわ。あなたの言う通り、私は写真ですっごいしかめっつらをしているわね。あなたがなにをしでかすかって、ちょうど考え込んでたのよ、お兄ちゃん。カメラを一台手に入れたわ。写真を撮ってもらって、あなたに送るわ。

〔中略〕見て！　イギリスの機体があそこを飛んでる！　それに向けて砲撃が。あれはおそらくザウテ〔ヴェンドゥイネから約 20 キロ東にある北海沿岸の町〕のあたりね。

「グッド・イブニング、マイ・ボーイ」。今日の夜、あなたの爆撃で私のベッドに何も落とさないでね。ちゃんと眠りたいから。

〈史料 5〉

1940年10月16日

〔略〕親愛なる、大きな（大きすぎるってわけじゃないけど）お兄さん。あなたが来られないのは残念だわ。だって、あなたに話さなきゃいけないことたくさんあるんだもの。とくに、今何が不可能なのかってことについて、ぜひ議論したいわ。〔略〕

あなたは兄として模範よ。だって私に親切にしてくれるんだもの。あなたからぶたれたり足で蹴られたことはないわ。実の兄弟とは違って。あなたが彼らみたいに私のことをからかったり、キャンディや香水の瓶を私から盗んだりするとは思わない。彼らはそういうことをするのが好きなの。ええ、あなたはそんなことはしないと思う。でも政治という点では、彼らよりあなたのほうが私をいらだたせます。でもそれについては、どうすることもできない。あなたの性格には欠点があるけれど、私の愛する兄としてあなたを受け入れるわ。

あなたがフランスにいるわたしの同胞に対してしてくれたことについて、もう一度感謝します。フランス人とベルギー人の関係については、私も長いこと知っています。フランスが降伏した一週間後、彼らは私たちを北からのB…〔Boches、ドイツ野郎〕呼ばわりしました[19]。一緒になったフランス人全員に、それがどういう意味なのか質問しました。彼らはそれについて私を信じようとせず、私たち〔ベルギー人〕はつねに彼らの友であると言っていました。そうなのは〔私たちベルギー人のことを見下したり、差別しているのは〕北のフランス人である。彼らもつねに私たちに好意を持っているのだが、残念なことに、私たちのところにも、彼らのところにも裏切り者がいる。問題はこういう連中なのだと。だから、私は彼らみん

[19] 第一次世界大戦において、ベルギーからの難民が北フランスの住民とともに進攻するドイツ軍から逃れてきた際、当初は歓迎されたものの、その後戦争が長期化するなかで、避難民やその出身地の住民に対する不信や不満が高まり、"Boches du Nord"（「北のドイツ野郎」）と呼ばれることもあった。とくにベルギーの場合、フラマン語圏の住民に対して、このような疑念や偏見が強く向けられた。

なを許しました。そういうこと。ところでフランスにいた私の友達が言うには、彼ら〔私の友達〕が歓迎された街もあるとのこと（残念ながら、そうではない人たちもいたとのこと）。だから、わかるでしょ！　まあ、あなたじゃなくて、わたしがこういう不愉快な質問をしたフランス人だけに関係することだけれど。

フランス人が恥知らずだっていうのは、私も知ってるけど、誰だって欠点はあるものよ。でもそのことについては、これくらいでいいわね。ええ。私もフランスにいつか旅行して、あの美しい国土を見たり、私のフランス語を完璧なものにしたいわ。

またね、愛する人。また明日。

〈史料 6〉

1940年10月17日

あなたが機嫌よく、私みたいに順調にいっていることを願っているわ。昨日の夜、トミー〔イギリス軍〕がブランケンベルヘ〔ヴェンドゥイネから数キロ東に行ったところにある港湾都市〕に、爆弾を何発か投下したけれど、大した損害はなかったわ。あの時は堤防沿いの三つの邸宅が朝の4時から10時にかけて燃えた。夜の炎というのは素晴らしかったわ。昨日トミーは10時頃に上空を通過したけど、もう一度来ることはなかったわ。11時半から次の朝の7時25分まで寝たわ。イギリス艦隊がダンケルクにむかってすごい砲撃を加えて、一時間以上ドイツとイタリアの航空機がロンドンに向かって飛んでいったけど（不幸な街ね）、私には何も聞こえなかった。〔略〕

想像してよ！　私がそこ〔閑静宮〕に行くといつも、（ドイツ人）労働者のリーダーが姿を現すの。彼は通りの向こう側で地下壕を建設していて、褐色の服を着ていて、カギ十字の腕章をつけてる。そして私にくだらないことを話しかけてきて、しつこくつきまとうの。──すごく卑猥で手荒だから、ある日ものすごく頭にきちゃったの。彼に噛みついて、引っ掻いて、ビンタを食らわせてやったわ。彼がその近くで働いている限り、もう二度とお城〔閑静宮〕には行かないつもり。もっと遠くで仕事をしてほしいものだわ。

それこそまさに、私がドイツ人の性格で醜いと思うところ（ああ、親愛なるあなたとか、あなたと同じような人びとはそうじゃないわ。でもあなたの同胞の半分はたぶんそうよ）。若い娘に対して、あまりにも態度があつかましいの。道徳的にひどいわ。ここ数日、一人で外出しようっていう気にならなかった。──でも心配しないで。私に何かしでかすまでには至ってないから。私はあらゆる言語で叫んでやった。そうしたら彼は私に手を出してこなかったわ。そうい

うことは、私の友達やフランス人、ワロン人〔ベルギー南部のフランス語系の人びと〕ならしなかったでしょうね。だからより一層あなたのことを愛してるし、私のそばで私のことを守ってくれればと願ったわ。

最愛の人。もしあなたが来てくれるなら、全部お話しするわ。だって、私はあなたにいっさい隠し事しちゃいけないって思ってるから。一つだけお願いしておくけれど、この手紙は保管しないでね。でもあなたに誓って言うけれど、私は不正なことはいっさいしなかったし、あなたがいた6月からというもの、あなたを他の誰よりも優先してる。そして、私の名誉にかんすることなら、私は恐ろしくなれるし、ライオンよりも暴力的で、ひどくなれるってこと、私はいつもそれ〔名誉〕を傷つけられないようにするてこと、あなたは知らなくちゃいけないわ。ああ、できれば死にたい！

このはしたなくて恐ろしい話はおしまいにしましょう。現在は、コークまで簡単に行くことができる。でも想像してよ！　あなたの最新の手紙を取りに行ったとき言われたんだけれど、局留め郵便を取りに来るには、私は若すぎるんですって。18歳以上じゃないと、って。あーあ！でも、あなたからの知らせ、もっと受け取りたいんですもん！　――これからも同じ住所で送ってね。あなたが私のことちょっとだけ愛してくれるなら、困難も乗り越えていくから。親愛なるお兄さん。お休み、最愛の人。また明日。できることなら。

〈史料 7〉

1940年10月18日

グッド・モーニング、マイ・ディア・ブラザー。

すっごくよく寝た。トミーは昨晩来なかったと思う。今日はすっごくいい天気だし、大声で歌うわ。「幸せであるために、まだほかに何が必要?」でも私が待っているものといえば、戦争が終わることと、そしてあなた。今日の朝は田舎に行かなきゃいけないの。またあとでね。

〔略〕親愛なる友。あなたに手紙を書くとき、あんまりあれこれ考えたりはしないし、あなたには何も隠したくないから、ちょっと書きすぎていると思う。でも、嘘をついたり何かを隠そうとするのは無意味だと思う。だって私たちは兄弟・姉妹なんだし、お互いにすごくよく理解し合っているんだもの（政治の話を除けばね）。

私の9月末の手紙〔史料 3〕はすごく意地が悪かったと思う。許してね、私のクルト。でもすごく心が痛かったし、あの時は考えが千々に乱れていたの。私があなたのことを疑ったこと、許してね。でも長い間あなたのこと疑ってたわけじゃない。だって、あなたは私と同じような誠実な人間だって、わかってるから。でもあなたもわかると思うけど、家ではみんな私に対して怒ってるの。ずっと私の悪口ばっかりで、私は完全に絶望している。みんな私について陰口をたたいていて、嫌っているんだって想像してる。今そんな状態。私の性格がどんなに悪いかって、あなた分かるでしょ！〔略〕

最愛の人。戦争の終わりと勝利が待ちきれないわ。でも、あなたは死んじゃだめ。ダメよ。そんなことは望んでない。あなたが誇りに思う自分の祖国のために戦って。そうするべきよ。ああ、私も一緒に戦うことができればいいのに！でも、悪いことや残酷なことはしないで。だって、〔彼ら＝敵だって〕母親もいれば、子どももいれば、婚約者もいるんだから。そういう人たちが待っているんだっていうことを忘れない

で。ああ、この戦争が終わって平和が訪れて、私たちが一つになりますよう！　私たちはみなきょうだい、互いに愛し合うべきだっていうあなたの意見は正しいわ。でも戦争が終わったら何があっても、ヴェンドゥイネに戻ってきてね。ずっとあなたのことを待っているわ。とにかく私はあなたのことを愛しているから。わが親愛なるお兄さん。〔略〕

〈史料 8〉

ヴェンドゥイネ　1940年11月13日

〔略〕ここ〔我が家〕では基本的に誰も私のことをわかってないの。私の両親はいつもいくぶん距離を置いていて、私のことをまったくわかってない。自分の考えをしゃべったことは、一度もないわ。彼らは私のことまったく理解できない。わたしはとても現代的な考えを持っているのに対し、彼らはすでにかなりの歳なの。お父さんは64歳で、私たちが考えていることに関心なんかない。ママは53歳で、祖母にすごく厳しく育てられた。舞踏会にいったことが一度もないの。想像してみてよ！　彼女にとっては、16歳の少女が若い男に話しかけようとするのは、悪い振る舞いなの。でも私たちが生きているのは1940年で、1905年じゃない。もうずっと昔の話よ。

基本的に両親は私のことをとても愛してくれるけれど、でも両親なりのやり方でなの。私が悲しいとき、心のこもった言葉をかけてくれたことなんて一度もない。優しさとか、愛情のこもった言葉なんて一度もないわ。そしてもう手遅れなの。彼らに自分の心を開く気はないわ。私の中で何が起こっているのか、彼らは何にも知らない。ええ、わが親愛なるお兄さん。あなたは他の誰よりも、長いこと私のことを知っているわ。私の兄シャルルは31歳で、彼のことはそんなに見かけることがない。一年のうち多分一ヶ月くらい。いつも彼は海に出てるの。今彼は通訳として、あなたの国にいるわ。彼は、私たちとは違う考えをもっている、家族ではただ一人の人間。彼にとっての祖国は世界。私にとってはそれはベルギー。どうすることもできないわ。彼はいつも自分のやりたいことをやってきたし、あまりに長いこと家にいなかった。彼も自分なりのやり方で私のことを愛してくれてる。私、彼のお気に入りだとすら思う。でも基本的に彼は兄弟姉妹とはそれほど近くない。

ジョ〔ルジュ〕はいつもよく勉強してるし、私に腹を立ててる。だって、私はそうじゃないから（私の数多くある欠点の一つが、勉強が嫌いってこと。地理学の一部は例外で、いつも一番成績がよかった）。私がずっと嫌いだったフラマン語はそうじゃ〔地理学みたいにきちんと勉強し〕なかった。今となれば、それがわかるわ。私がバカだったの。でも、取り戻すのに遅すぎるってことはないわ。──今彼は結婚する予定。今月の27日。考えられる限りの幸せを願っているし、彼の奥さんを私のように苛立たせることのないよう願っているわ。人をからかうのが、彼のもっとも醜い欠点。

クリスティアンヌはすっごく行儀のよい少女で、修道院に入ること以外何も夢見ていないの。彼女から見れば、私は地上でもっとも常軌を逸した、最悪の生き物ってとこね。だから私は彼女に、私の性格が変わるよう祈ってもらってるの。彼女も私のことは決して理解できない。でも彼女とちゃんと折り合ってはいる。でも三人との間にはあまりにも大きすぎる年齢差がある。〔それぞれ〕15歳、12歳、そして10歳。あまりに大きな差よ。

だから残りは私のちっちゃな妹〔ギャビー〕だけ。彼女ともわかりあうことは不可能よ。彼女はたぶん私より多くの才能を持っているんだけれど、私には我慢できない性格の欠点があるの。逆上しちゃう。彼女は、告げ口したり物事を悪化させる天才。ほんとにチクり魔なの。誰に対してもいちばんひどいことが言える。そんなこと私にはできないけれど、〔正直〕ときどきは私もそういうところがある。

私の女友達について何か話したことは、一度もなかったわね。彼女たちは好きなようにやってるし、それは私も同じ。そして、私にはいつもたくさんの女友達がいたって誓って言えるわ。でも私は都市を離れたし、お母さんは村の若い女の子のしつけが十分になっていないと思っている。私だってそれ（彼女たちのしつけ）に我慢がならない。あまりにもいい家庭に生まれたのが、私の間違いなのかしら？[20] 自分の両親が洗濯屋であるか、商人か、あるいは飲食店の主人であるかなんて、子どもに選べることじゃない。そんなことはどうでもよくて、ただ私に親切にしてくれればいいの。友達は多ければ多いほどいいって思う。だって、人間はときおり、「自分よりも小さな人間を必要とするから」[21]。あと、私は高慢な人間だと思われたくない。だから私はいつでも、労働者でも店員でも仕立屋でもちゃんと話をするし、ゲントならソロリュス Soloyus 男爵夫人ともX伯爵夫人とも同じように話をするわ。私にとってはどちらも同じこと。それ〔高慢であること〕は我慢できない。だって、私は他の人と変わるところがないんだから。〔略〕

[20] クルトによれば、マリー＝テレーズの家族の先祖はベルギーの貴族であり、かつては多くの土地を所有していたという。Kurt, *a.a.O.*, S.1-2. また、彼らの本来の住所はブリュッセルであり、ヴェンドゥイネはいくつかある別宅のうちのひとつであったという（S.187）。

[21] ラ・フォンテーヌの寓話『ライオンとネズミ *Le Lion et le Rat*』からの引用。

〈史料 9〉

1940年11月16日

〔略〕昨日の夜、トミーがやってきて、ブランケンベルヘとオーストエンデ〔ヴェンドゥイネから十数キロ南西に行ったところにある、港湾都市〕を爆撃した。私は寝ていて、なにも聞こえなかった。かなり激しかったようだけど。昨日の夜寝る前、四階に上がっていって、演劇〔空襲の様子〕を見た。いつもと同じだった。数多くの投光器、赤い花火、白と緑、小さなカノン砲〔高射砲〕。すっごくきれいで、楽しかった。ときどき、大きなカノン砲も混ざるの。まるで、星が地獄のような音とともに破裂しているみたい。窓ガラスは揺れているけれど、でもそれだけ。嵐がない夜には、そういう公演が毎晩行われている。一年に二回以上は花火が見られない平時とは違う状況ね。

その夜はさらに波乱に富んでた。イギリスの艦隊がゼーブルッヘ〔ブランケンベルヘからさらに数キロ東に行ったところにある、港湾都市〕のかなり沖合で発見されたようだった。すべての大砲が活動を始めた。ああ、なんという轟音。でもそれこそが私を興奮させるの。別の日には、投光器に照らされたトミーを一機みたわ。ちょうど家の上空だった。かなり速く飛んでた。それを見たときは……私も狂ったようになったわ。今のところ大きなカノン砲も混ざってるけど、〔敵に〕命中してない。一度、ゼーブルッヘ上空で撃墜された飛行機をみたことがある。緑の星が、海へと落ちていった。別の時はオーストエンデ上空で〔急〕降下してきて、地面すれすれまできたときに爆弾を投下、ぷいっとまた海の上を飛んでいった。爆弾は砂浜の上に落ちた。もうかなり昔の話だけど。今ではもはや８時以降には外出できない。

私たちに対する爆撃はあなたたちに対する敵愾心を煽っていると思う？　そんなことはないわ。私たちにとっては単なる気晴らしよ。いえ、正直に言うと、多くの人びとは不安を感じていて、自分の地下室で身をかがめてる。私はそんなことしないんだけれど。だって、死ぬってなったら、地下室にいようと三階にいようと爆弾は当たるんだし。私はイギリス軍にはなんの不安も抱いていないわ。彼らは民間人のことは爆撃しないっていう印象をもってる。彼らがその気になったら、ヴェンドゥイネを存在しなくすることだってできるはずだわ。投下すべき場所を、きちんと見てる。だから、この危険に対して腹を立てないでね。戦争の時代には、ほかにももっと危険なことはいろいろあるわ。今日まで私はずっと幸運だった。これからもずっとそうであってほしい。だって前にも話したように、〔運がなければ〕あなたが〔こちらに〕来る前に、私が爆撃で死んでしまうってこともあるかもね。でも、やーめ！　もう政治について話すのはやめましょう。私はあなたをとても愛しているし、この嫌な雲が私たちの間に壁を作ることなんて望んでいない。

あなたに言ったように、軍服姿のあなたのほうが好き。あなたと知り合ったとき、愛するようになったときその格好をしていたからっていうだけなんだけれど、わが最愛の人。私のためだと思って、きちんと身ぎれいに着こなしてくれる？（あなたがだらしなく、汚らしく民間人の服を着ているとは思いたくないけれど。絶対ダメ。そんなの大嫌いよ）でもあなたを見かける前に、他の兵士もみたことがあります。彼らもまた英雄だけれど、誓って言うけれど、あなたと比べて全然はつらつとしてなかった。もっとも、前線や戦闘から戻ってくると、真っ白な顔で（私は日焼けした方が好き）きちんとひげをそっている兵士っていうのはあんまりいないんだけれど。清潔な手、申し分なく香水をつけた服、ピカピカのブーツなんていう兵士も。ああ、ありえない。ちゃんとした兵士の外見はそういうものじゃない。自分が生き残るために他の人たちを死へと追いやる人たちにとっては、それでいいの。そう、あなたも勇敢な兵士のタイプだったわね。国籍なんて関係ないわ。英雄はみな同じよ。

私は当時、あなたが大嫌いだった。私はあの瞬間、あなたをズタズタにしてしまうことにバカバカしい喜びを感じていたかもしれないし（もし私が若い娘じゃなくてライオンだったら）、あの時私の心は猛り狂っていた。そして私は自分の思っていることをすべてあなたに話した。あなたがそれを理解してくれたのは、大きな喜びだった。それから私は自分自身にこう言ったわ。「若気の至りね。なんという愚かなことを私はしたの!」。もしあなたがお望みだったのなら、私は歌うために雲にだって昇るわ。あなたはとっても人が悪そうな表情をしているし、あなたがもっている武器のせいで、信頼に足る人間には見えなかったの。翌日道すがら、私はかなり不安だったけど、それ以降はもはや不安は感じなかった。そして月曜日、あなたが私にこう言ってくれたとき、私は大笑いしたわ。あなたもまた、私のことあまり信頼してないってね。その時から、私たちは人間同士として信頼し合えるって理解したの。だってあなたは、こんなに意地の悪いベルギー人の少女にやさしくしてくれたんですもの。そして私は、あなたに嫌なことをしようとは少しも思わなかった。今はあなたの国の同胞に対してもそれほど敵対的ではないし、彼らの挨拶にも返事をするわ。だって、全体としては彼らはいい人たちなんですもの（もちろん、あなたほどじゃないけれど）。もっとも、彼らの挨拶に返事をしないと、彼らはその人を嘲ってくるの。だから私は返事をする。敵を持つより友人を持つ方が、はるかに価値のあることよ。

でもだからといって私の政治的意見は変わらないわ。そしてもし彼らがそれを〔言えと〕要求するなら、私もそれを隠しはしない。そうすれば、彼らは私を放っておいてくれる。

〈史料 10〉
〔ヒトラーが 1939年9月1日、対ポーランド戦開戦にさいして行った演説を、フランス語に翻訳してマリー＝テレーズに送付〕

ヴェンドゥイネ　1940年11月18日

私の1940年11月11日の手紙を受け取っているといいんだけれど。私に書いてくれたすべての手紙に感謝してます。だって、あなたが長い手紙をフランス語で書いてくれたこと、ごく自然なことだと最初は思ってたの。でも、それってあなたにはすごく大変だったんだって、ようやくわかったの。だって、あなたが最後の手紙で言ってるように、私がもし英語で書かなきゃいけないってなったら、果てしない時間がかかるわ。私の英語よりあなたのフランス語のほうがずっと上手だし、あなたはかなり進歩したわ。あなたが考えていること、とてもよく理解できます。私、もう授業は受けてないから英語は忘れちゃった。私はもうそれ〔英語〕が話されているのをほとんど聞いたことがない。読むのはたしかにかなり簡単だけれど。

今のところ何とか、ドイツ語とフラマン語のようなものをしゃべってみようと努力はしている。でもあんまりうまくいってない。ドイツ語で書くのは無理そう。

政治について私に関心を持ってくれてありがとう。それを私に送ってくれて翻訳してくれたのがあなただから、そのためにあなたがすっごく苦労したからこそ、私はそれを読むけど、それはあなたを喜ばせるため、そしてわたしはあなたには従う気がある（あなただけよ）ってことを示すためだけよ。そうじゃなかったら、それを私に読ませようってするのが他の誰かだったら、翻訳を手に取って火の中に投げ込むでしょうね。だって不幸なことに、それはあなたにとって真実に見えるのよね。かわいそうな最愛の人。嘘以外の何物でもないのに。ああ、あなたはいつになったら目を開くのかしら、親

愛なる目くらさん[22]？　いいえ。安心して。このこと誰にも話さないし、決して誰にも見せないわ。あなたとのことは、私たち二人以外には誰にもわからない〔略〕。

でも私たちの問題に戻りましょう。ええ、戦争が終わって私たちが再会するとき（あなたが私のことを忘れていなければ）、このことについて議論しましょう。そしてすべてのことについて、私はあなたに話すつもり。５月、６月に、私の考えていることをすべて話した、あの時のように（ああ、あなたは素晴らしい話を聞くことになるでしょうね）。

いいえ、私のクルト。この前のあなたの手紙は私を傷つけたりしていません。私がただ思ったのは、あなたは私のこと少し好きじゃなくなったんじゃないかってこと。だって、遅かれ早かれそういうことになるだろうし、数年後にふとあなたのベルギーの愛おしい〔小さい〕妹を思い出すことになる〔程度のこと〕でしょうから。その子はあなたのこと決して忘れないのに。そして私は再び忘却の彼方に沈んでしまうの。〔略〕

将来については考えないようにしましょう。ああ、将来っていうのははるか先だわ。それまでに、いろいろなことが起こるでしょうね。戦争が終わるまでにひょっとしたら私も死んでいるかもしれない。だって今のところ私たちはまだ生きているけど、あなたも私も同じような危険のなかにいる。飛行士とか船員の話をしているんじゃないのよ。でもあなたが船でイギリスに行かない限り、私もあなたも同じくらい危険な状態にあるわ。だってイギリスに関して言えば海岸は最前線だし、だから私たちのことを彼らはほとんど毎晩爆撃している。ベッドに横たわるとき、次の朝目覚められるかどうか、私にはわからない。そんなことがありえないってわけじゃない。だって一ヶ月前、コークである家族が全員邸宅の中で死んだんだもの（それほど遠くないところに投光器があった）。ここでも、私の家から投光器はそんなに離れてない。鳥がひゅんとひとっ飛びするくらいの距離。もしくは、軍用地で散歩したら射殺されてしまうかもしれない（どっちの方向に行っても同じで、軍用地しかないから）。もしくは、自分の考えていることを言ったという理由で〔射殺されてしまうかもしれない〕。〔略〕

私はあなたを愛しているし、あなたは私を愛している。それ以外のことは忘れましょう。将来はまだずっと先。

でもあなたは私よりずっと賢いわ。私が誤りから目を覚まさないことを、あなたは望んでいないでしょう。私のお兄さん。将来のことを考えるには私はまだ若すぎるし、あなただってそう。あとであなたはそのための時間がたっぷりあるでしょう。今のところ、私はあなたの小さな友人、あるいはそれ以上の、妹っていう存在。そしてあなたのことをとても情愛をこめて愛してる。それ以上のものは必要ない。そして時間がたてば、たぶんあなたは私のことをほとんど愛さなくなる。そんなものよね。それが人生っていうもの。すべては過ぎ去っていくの。もしあなたが将来大学生になりたいんだったら、ときどきは、あなたのことを心からずっと愛しているあなたのベルギーの妹を思い出してね。大学生になるとたくさん勉強するんだろうけど、気晴らしも必要よ。どんどん楽しんだり、笑ったりする。若者はみな同じだし、それは正しいことよ。だって、若さは一度きりなんだもの。そしてあなたは私のことを退屈だと思うようになるでしょうね。私はつねにあなたの妹でいつづけるつもりだし、あなたが大学で持つような（戦友ではなく）よい仲間の一人でいるわ。そしてもしあなたが人生の伴侶を選んだら、私があなたの遠く離れたところにいる友人でいつづけてくれることを望んでくれるのを願っているわ。そして私たちの若い頃の友情を

[22] 史料の表現をそのまま表記している。

しっかりと保つために、祝日には絵はがきを書いてくれることも。そうすれば、あなたに約束したように、あなたの忠実な友達でいつづけることを約束するわ。〔略〕

でも、あなたがフランス人女性について書いたことが、私には信じられません。いいえ。それは事実ではありません。〔身持ちの〕悪い女性はどこにでもいますが、〔そういう女性は〕良家の出身ではありません。それはありえないわ。フランス人は性格的に気楽ですごく束縛を嫌うけれど、性悪ってことはありません。上の階級になればなるほど、彼らは冷淡で物静かになるわ。でも表面的な物静かさをそのまま信じちゃだめ。ふつうそれは猫かぶりであり、おぞましいことよ。私はそういう人間ではないし、〔誰かに〕そうされることもない。私は自由で、誰にも従わない。とくにこの点については。〔略〕

ええ、わが最愛の人。私は戦争を嫌悪するし、すぐに終わることを望んでいるわ。だって私はもはや５月の時のような悪い子じゃないから！あなたたちはみな人間よ。イギリス人であろうと、ベルギー人、フランス人、ドイツ人、ノルウェー人、中国人、セネガル人などなどであろうと、それが何だというの。みんなあなたがたのことを〔故郷で〕待ちわびているんだし、しばしば泣いたり、不安に思ったりしてる。あなたがたはみな母親をもつ息子なの。人種や肌の色が何だっていうの？〔略〕

〈史料 11〉

ヴェンドゥイネ　1940年12月15日

わが親愛なるお兄さん

クリスマスが近づいてきたわ。一年で一番うつくしい祝祭ね。ああ、この美しい日に、不幸なことにあなたは自分の「ホーム」から遠いところにいるのね。でも、楽しいクリスマスのお祝いを願っているわ。この日にあなたが戦友たちとちゃんと楽しめるといいわね。

〔略〕私が閑静宮に行ったとき、地雷が二つあった。両端に一つずつ。それでも私は一時間そこにいたし、どちらも爆発しなかった。これからもうしょっちゅうは閑静宮に行かないつもり。だって、指揮官が浜辺や堤防、砂丘への民間人の立ち入りを禁止したから。来週まだ通りに行くことができるのかしら。私の一番親しい親友である海や砂丘に行けないのが私にとっては耐えがたいことだっていうのは、理解してね。

だから、よきベルギー人である私は、私なりのやり方で〔命令に〕従うわ。でも想像して。私が閑静宮に行ったり、通りの片側を歩いているといつも、マツでうまく偽装されていて、有刺鉄線で囲まれた宿営地にいる兵士たちがやってきて、そこから降りろと命令するの。周囲で起こっていることを見るのは禁じられているって。でも、彼らは有刺鉄線の外に出ることができないから、〔それをいいことに〕私は彼らを〔土手の?〕上からあざけって、そしてとても友好的に挨拶するの。でも、この意地悪な人たちがいつか出てきて、閑静宮に行くのを禁止するんじゃないかって心配。今はもう通りの片側に行くことはしてなくて、浜辺の脇を通ってる。許可を求めたわけじゃないけど、そうしたっていいでしょう。だって……。

私たちは待ちきれぬ思いで、（私が望んでいるように）これらの禁止令を撤廃してくれる新しい指揮官を待ち望んでいます。そうならないのなら、「身分証明書」を申請することになる

でしょう。私は漁師になりたいわ。だって、食べるものが何もないんですもの。でも、もう少し待ってみます。今海に行くには、あまりにも寒すぎる。

最愛の人。あなたが私の最後の絵はがきを受け取ったとき、おそらく驚いたでしょう。でも聞いて。前の手紙で書いたように、私はゲントにいたの。そのときあなたの手紙を私は持ってて、肌身離さず持ち歩いた。私が〔ゲントに〕滞在した一昨日の夜、私は一番上のお姉さんと一緒に寝なくてはいけなかったの。そのとき私は手紙をこっそりと、休暇の時の昔からの友達の手紙の後ろに隠したの。そのとき、私つらかった。だって想像してほしいんだけれど、次の日姉さんが私の鞄を調べて、私から手紙をだまし取ったの。ヴェンドゥイネに帰ってきてから鞄をひっくり返してみた。でも手紙はどこ？どんなに腹が立ったか、あなたわからないんじゃないかしら。だって、ドイツが私の手紙を検閲するってだけでもう十分なのに、私の家族がさらにそれに追加で検閲する権利なんてどこにあるというの。三日間神経をすり減らしたあと、私の新しい義理の姉のところにいって、自分の思いをぶちまけたの（手紙がドイツ人宛てのものだっていうことは彼女には言わなかった[23]）。ええ、わがもっとも忠節なる友。できる限りのことはするって、彼女は約束してくれた。別の日に、姉が私の手紙を持っているってこと、彼女がたくさんの手紙を読んだってこと、それを私に戻す気はないってことを知らせてきた。だから私は彼女の部屋をしらみつぶしに探して、やったわ、ある素晴らしい朝にそれを見つけたの。そして幸いなことに、ものすごい意地悪さん〔姉〕は手紙を開封していなかったの。私は手紙を手に取って、すぐに郵便箱に投函したわ。だから、手紙はこんなに遅れたってわけ。

〔略〕姉さんは今でも、私が手紙のやりとりをしている相手はベルギー人相手だって思っているし、手紙を私に返さなければ私をいらだたせることができるって思ってる。

ここではすべて順調よ。前線についてはなにも報告することがないわ（マジノ線についてフランス人がよく言っていたようにね）。でもときどき「トミー」がやってくるわ。もう慣れたけど。ただ私が気に入らないのは、夜にベッドで目が覚めたり、朝８時半に起きたりすると、決まっていつでも航空機のエンジンが轟音をたてたり、大砲が連射されたりする音が鈍く響いているってこと。うんざりだわ。仕事を一生懸命やりすぎなんじゃないかしら。すべてが終わるまで、ベッドから起き上がろうとは思わない。お母さんはすごく怒ってるけど、「トミー」がそこにいる限り、「おねんね」するには最適な時間だと私は思うわ。もっとも、ドイツ時間で10時（ベルギー時間だと８時）になるまでは、まだ明るくないの。一日はあまりにも長く、生活は単調よ……。〔略〕

[23] この文面からは、おそらくクルトから送られた手紙と、クルトにこれから送る手紙の両方が姉によって隠されたことが推測できる。

〈史料 12〉

ヴェンドゥイネ　1941年1月4日

今日の午後、あなたの手紙を受け取ったわ。どれだけそれが私を喜ばせたか、あなたには想像できないでしょうね。だって、あなたから最後の知らせを受け取ってから、もう何ヶ月も経つんですもの（たぶん10月以来ね）。もちろん、一週間ごとに手紙を書いてなんて言わないわ。いいえ。でも、たとえば2ヶ月に一回くらいは。それなら大変じゃないでしょ。ちょっとした絵はがきでいいの。そうすれば、あなたがまだ生きていて、十分健康に暮らしているってことがわかるんだから。そうでないと、私はありとあらゆることを想像しちゃう。〔略〕

〈史料 13〉

1941年3月10日

1941年2月16日のあなたの手紙がどれくらい嬉しかったか、あなたには想像できないでしょうね。これほど心のこもった手紙を受け取ったのは、どれくらいぶりかしら。あなたは、私の元を去った時と変わっていないわね。私の思い込みが正しいのかどうか、私にはわからないんだけれど。とにかく、ありがとう。あと、写真もありがとう。本当に以前と全然変わってないわね。〔略〕

家で家族たちは、私は頭がおかしくなったって思っている。あのね、最近いちばん上の姉と言い争いしたの。彼女が主張するには、人間は大いなる苦痛よりも大きな喜びによって死ぬ可能性が高いっていうの。私はその正反対を主張した。人間が死ぬ理由は、大いなる苦悩によるものだと私は思う。あなたはどう思う？あなたに会えるのが嬉しいあまり、あなたの腕のなかで死んでいる私のこと、想像できる？ありえないと思うわ。あまりにも奇妙な話じゃないかしら。

でも、もうちょっとまじめな話をするわね。私の送った写真で喜んでもらえて、とても幸せよ。あとでまた別の写真送るわね。私の手紙を喜んでくれたのも、とてもうれしい。でも私だって同じよ。あなたの手紙が私にとってどれくらい喜びの源泉であるか、あなたには想像もできないでしょうね。郵便局の〔嫌な〕奴の邪険な態度や、そのせいでいつも（どんな天気でも）営業時間が終わるまで5～6回はコークの郵便局まで往復させられることだって、どうってことはないわ。そしてついに、優しい太った女性が……あなたの手紙を（あればの話だけれど）私に渡してくれる。そうすると、私はすべてを忘れて、大急ぎで砂浜の狭間で横になり、あなたの才気に満ちた言葉を読むの。それから目を閉じて、私たち二人がマツの木の下に潜り込んで一緒に過ごした、あの日を

思い出すの。そして、あなたがその場にいると想像する。私は頭をもたれかけたあなたの肩を感じるの。するとあなたは私にキスをする。でもそれは素晴らしい幻影にすぎなくて、私は悲しい現実に引き戻される。私はひとりぼっち。私の声が発するこだま、私の影、美しい自然、マツ、鳥、そして波がつくりだす単調な歌に囲まれて、私はひとりぼっち。

でも、あなたはどこにいるの？　私がただ一人本当に愛する、あなた。私から遠く離れた、フランスの奥深くにいても、あなたはときどき、私のことを考えてくれてるわね。でもあなたはまた戻ってくるわ。私はそれを望んでる。あなたはまた戻ってこなきゃいけない。いや、あなたが戻ってくるうえでの全ての障害は取り除かなければいけないわ。まあ、あなたが、フランスにいる限り、あなたの暮らしについては何も心配していないんだけど。ええそうよ、かわいいフランス人女性のことよ！　でもあなたのことを信頼しているわ。そもそも、あなたが何をしようと自由なのではないかしら。そして、私もやきもち焼いたりしたくないし。いいえ。私はこの〔嫉妬という〕重大で恐ろしい欠点を、私の心から死滅させたと思う。人を愛するのならば、偉大なる友の幸せを望むべきよね。だから、あなたは楽しんで。心配事や悲しいことも忘れて。でも、少しは私のことも考えてね。

でもあなたはちゃんと私のこと考えてくれているわよね。バカなこと書いたわ。ごめんなさい。ええ、あなたは疲れているし、あなたを邪魔する戦友もいるけれど、こんな素敵な手紙を書いてくれたように、私のことをまだ愛してくれている。〔略〕

親愛なるクルト、去年の5月よりは確実に多くのことを私は理解するようになっています。でも私の原則、私の根本的な考えは変わっていませんし、ますます勝利を確信するようになっています。

こんなによく議論できるのに、あなたから遠く離れているというのは不幸なことね。〔ともあれ〕それらすべてにかかわらず、私がかなり譲歩したということも、あなたにはわかるでしょう。とくに私が感嘆するのは、あなたがた〔ドイツ人の〕規律、誠実な戦友意識、そしてあらゆる身分の違いの撤廃です。だってここ〔ベルギー〕では、すべてが昔のままなんですもの。変化することが必要だわ。たとえば想像してみてほしいんだけれど、お母さんはここで女の子の友達をつくることを私に禁じているの。あの子たちはあまり洗練されていないし、いいところの家の出身じゃないからって。でも、私はそれを聞いて怒ったわ。いいえ、私が彼女たちより優れた人間だなんてことはないし、ゲント出身で最上級の貴族出身の女の子を私も知ってるけど、労働者の女の子よりも道徳的に優れているなんてことはないわ。だから、こんなこともやめるべきだし、あなたがたの政府が優れているのはその点よ。ほかにもいい点に気づいたわ。それは簡素さ。ほとんどのベルギー人やフランス人の一部すらも、そのことを完全に忘れていると思う。「スノッブ」なのよ。この英語、フランス語に定着した英語の表現をあなたも理解できると思うけど。〔略〕そしてあなたたちの国では、ここベルギーでは決してありえないような規律があるのよね。それにたいしてここ〔ベルギー〕には、規律がないし、反抗的よ。

誓って言うけど、私は自分の人種のとても気品のある代表なの。私にあれこれ禁止する人間には、災いが起こればいいわ。私は、それ〔禁止されたこと〕の正反対をやってやるんだから。ときには私も従うけれど、でもそのために必要なことは、私に助言してくれようとしてくれる人をとっても愛しているっていうこと。そして私は命令は決して受け入れないわ。私があなたに従うのは、あなたは私に命令したりはしないからよ。〔略〕

〔この後、クルトは独ソ戦に備えて東部地域に移動し、（東プロイセンのティルジット〔現ロシア領ソヴィェツク〕）、しばらく文通が途絶える。〕

〈史料 14〉

ヴェンドゥイネ　1941年5月29日

ええ、最愛の人、私があなたに出会った素晴らしいあの日から、一年が経ったわ。この一年、毎晩毎朝あなたのことを考えていた。一日の最初と最後は、あなたに想いを捧げてきたわ。この一年、あなたは偉大なお兄さん、いや私にとって一番大切な存在だわ。あなたに比べれば、いままでの私の友人〔男友達?〕も最近の友人も色あせたものだし、あなた以上に大切なものなんて存在しない。あなたは手紙の中で、あなたが私の友達の一人だってこと、私があなたのことを信頼できるということは幸せなことだって書いてくれたわね。いいえ、あなたは単なる友達じゃないわ。あなたはそれ以上の存在よ。あなたは私にとって最高の人。私がいままで出会ってきた人たちのなかで、国籍を問わずいちばん私が信頼するに値する人よ。国籍なんて関係ないわ。国民 Nation がなんだっていうの。私がとても愛しているこの国であっても、若者はみんなあまりにもスノッブだし、軽薄よ。でも、みんながそうだって言いたいわけじゃないのよ。あなたはあくまで通例の中での例外だと思う。だってあなたの同胞は恐ろしいほど軽薄なんですもの。彼らは若い女の子たちと楽しそうにべちゃくちゃ話しているし、彼らの言うことなんて信用できないわ。その点気をつけなくちゃね。でもどの国でも状況は同じだと私は思う。結局私たちは弱い人間でしかないのよ。

でも運命が私に明らかにしようとしてくれたことがある。それは、ここでの人間としての暮らしもすべてがよくないというわけじゃないってこと。そして、私が人間の価値に対して絶望したりすることも、運命は望んでいない。だからこそ私はあなたに出会ったのよ。ああ、あの時はあまりにも素晴らしかったわ。あなたのそばにいられて、あまりにも幸せだった。でもその絶頂にいたのに、あなたがいなくなって初めて、

自分が幸せの頂点にいたってことに気づいたの。それから私はずっと、自分がいかに愛想がなかったか、悪意ある態度をとっていたかについて後悔してきた。あなたや、あなたの仲間たちに対してひどい態度をとったわよね。でも、どうしようもないわよね。私はピリピリしていて、自分の神経を抑えることができなかった。何かあればすぐに頭に来るっていう状態で、自分自身へのコントロールも失ってた。私ができることといえば、あなたと出会ったことについて神様に感謝することくらい。もし出会ってなければ、私はいったいどうなってたんでしょうね。でもある面では、必ずしも悪いことだとは思ってないの。だってそのおかげで、あなたは欠点も含めて私の性格についてきちんと知ることができたんですもの。だから、あなたは私に対して一度も幻想を抱いたことはないでしょ。だってあなたと一緒にいると、私は心から自然体でいられるんですもの。もはや、数ヶ月前までみたいなスノッブなベルギー娘じゃないわ。まあ、ときどきは気取ったり、軽率だったり、子供じみたこともするけれど。でも、どうしようもないのよ。ベルギーでうまくやっていこうと思えば、そうするしかないの。そうしたくはないけど、戦争中はできる限りシンプルにやっているわ。都会に戻ったら、私の同級生や女友達は、私のことをまるで野蛮人であるかのような目で見てくるかもしれないし、私のことを笑いものにしようとするかもしれない。でももしかしたら、彼らだって自然である方がずっとましだってことが、やっと分かるかもしれない。いままでやってきたように、イギリス人やフランス人の猿まねをする必要はないんだってね。まあ、彼女たちも今まで通りベルギー人であることには変わりないんだけれど。私たちはほかの国民と同じくらい、価値ある存在なのよ。〔略〕

〔あなたは〕どこにいるの？　私にはわからないけれど、あなたはまだ元気にやってるわよね、ダーリン！　私がどれくらい不安に思っているか、あなたにはわからないわよね。あなたから知らせがこなくなって、もう3ヶ月も経つのよ……、2月から。何日間も、不安で心が張り裂けそうで、病気になりそうだった。それが4月の19日。この日は私はぎょっとするほど敏感で、ギリシアではたくさんの死者が出たっていう話をラジオで聞いた[24]。そのことで私は頭がいっぱいになって、すさまじく感傷的な厭世観に襲われたわ。悲しい音楽を聴いて、一晩中泣いた。次の朝はひどい咳が出た。咳込んで、私の目や鼻は噴水みたいだったわ。雨が降っていたし、だから偏頭痛と微熱を口実にしたの。そこで突然聞こえてきたのが、「待ちましょう」[25]だった。それがあなたの答えなんじゃないかと思った。また希望がわいてきたの。そして今私は待っているし、希望を持っているし、願いを持っているわ！　健康な状態のあなたに再会したいものね。あなたのことを守ってねと、毎日神様にお祈りしてる。親愛なる人！　あなたにはきっと何も起こらないわ。愛する人！　手紙書いてね。私、そんな感じでとても不安なの。〔略〕

〔この後、7月1日付けのマリー＝テレーズからの絵はがきを最後に、戦時中は文通が途絶える〕

[24] この時期は、枢軸軍によるギリシア侵攻の最終局面にあたる。ギリシア軍司令部は、4月24日に降伏した。

[25] “J’attendrai”。リナ・ケティがディノ・オルヴィエーリのカンツォーネ「Tornerai」（君は帰って来るだろう）をフランスのシャンソンに変えて歌ってヒットした。

文献紹介
Book Review

文献紹介：Carmine Crocco Donatelli『私は如何にしてブリガンテになったか』*“Come divenni brigante”*
―イタリア統一期に活動した「山賊」の自伝―

亀崎　洋太
KAMEZAKI YOTA
東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, master’s student

原稿受理日：2020.1.8.
Quadrante, No.22 (2020), pp.281-283.

1861年、イタリアは統一を成し遂げた。その頃、南部地域において大規模な動乱が発生していた。ブリガンテ（brigante）「山賊」と呼ばれた人々の集団が町や村を襲い、略奪、放火、殺人などの犯罪行為を繰り返し行っていた。誕生したばかりのイタリア政府はこの動乱をブリガンタッジョ（Brigantaggio）「山賊大反乱」と呼び鎮圧を試みたが、それにはおよそ10年もの歳月がかかったと言われている。

統一国家が出来たばかりの頃にこの未曽有の大事件を引き起こした「山賊」達の多くは農民であった。19世紀の中頃、イタリア南部の農民は地元のブルジョアジーとの関係において、常に搾取される立場にあった。彼らは貧しく、そこから生まれた社会への不満、怒りは長い年月にわたって農民たちの間に蓄積されていった。通説として、ブリガンタッジョの原因の一つはそうした農民たちのフラストレーションであり、それが国家統一という政治的インパクトをきかっけに爆発したのだと言われている。

しかしながら、ブリガンタッジョをそうした単なる農民蜂起のようなものであると簡単に言い切ることはできない。もし仮にそうであるならば、長い間イタリア政府を苦しめた大事件にはなり得なかっただろう。反乱が大規模で持続的なものになった理由の一つとして、イタリア南北の政治的対立があると言われている。イタリアの統一は、サルデーニャ王国による他国の併合という形で達成された。よって当然ながら、それに同意しない国も存在しており、特に南部の両シチリア王国とローマ教皇領は統一に強く反対していた。両者は秘密裏に農民たちに蜂起を促し、彼らに武器などを密かに与えていたと言われている。ブリガンテはイタリア統一を支持するブルジョアジーを狙って襲撃を行うことが多かったとされているが、それは正にブリガンテの活動の裏に政治的対立が存在していたことの表れでもある。

文字通り国を揺るがすほどの大事件であったブリガンタッジョは、当時においては言わずもがな、また後の時代においても人々の強い関心の的であった。これまでにおいて、ブリガンタッジョに関する研究は数多くなされている。

しかし、ブリガンタッジョ研究はある一つの困難な問題を抱えている。それは史料の偏りである。ブリガンタッジョに関する史料の多くは、政府の関係文書や地方自治体の残したブリガンタッジョの活動に関する記録であり、ブリガンテらが自ら残したものではない。ブリガンテであった人々の多くが読み書きのできない農民であったという事実がある以上、史料の偏りはあるものの、そうした問題を克服しない限りはブリガンテ達に肉迫していくことはできない。

史料に偏りがあるとはいっても、ブリガンテ自身が残した史料が一つもないというわけではない。本稿において紹介する文献は、ブリガンテの集団のリーダーとして活動したカルミ

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

ネ・クロッコ（Carmine Crocco）の自伝である。彼は1861年頃よりブリガンテとして活動を始め、1864年に政府軍の手によって捉えられるまでバジリカータ州を中心に町や村に多くの被害をもたらした[1]。逮捕された後、ポルトフェッラーイオ（Portoferraio）の刑務所において終身刑となった彼は、1889年から自伝を書きはじめた。クロッコは初等教育を受けていた為に文字を書くことができたが、彼が書き残した文章はエウジェニオ・マッサ（generale Eugenio Massa）という人物によって修正が加えられ、その後に『私は如何にしてブリガンテになったか』*“Come divenni brigante”*というタイトルの本として1903年に世に出されることとなった。本書は現在でもペーパーバック版、電子書籍版など様々な形で出版されており、筆者が実際に手にしているものは2015年に Createspace Independent Pub から出版されたものである。編者による序文がついているが、内容自体は電子書籍などの他の版と比較するに、特別な変更はなされてはいないとみられる。

自伝は全八章で構成され、それぞれ「幼少期」（L’infanzia）、「最初の罪」（Il primo delitto）、「政治的ブリガンテ」（Brigante politico）、「ブリガンテの将軍」（Generale dei briganti）、「ボルヘスと共に」（Con Borjès）、「孤立した攻撃」（Attacchi isolati）、「逃亡と監獄」（La fuga e la prigionia）、「結末」（Conclusione）とタイトルがつけられている。以下では各章の概要を述べる。

まず第一章「幼少期」では彼が幼かった頃の家族との思い出が語られ、そして彼の人格形成に大きな影響を与えたとされる二つのトラウマ的事件――母の精神病と無実の罪による父親の監獄への収監――が述べられている。

第二章ではクロッコの青年期が語られている。彼は19歳の時にブルボン軍に徴兵されるも、「妹の名誉」を貶めた人間を殺めたことにより軍から脱走する。その後、数名の仲間と共に彼はバジリカータ地方において、統一反対派のブルジョワジーなどから支援を受けながら、ブリガンテとしての活動を始める。

第三章と第四章では彼がブリガンテとして戦った数々の戦や襲撃した町で救世主として熱烈な歓迎を受けたことなどの他に、彼らブリガンテの衣食住についてもかなり詳細に記されている。

第五章の「ボルヘスと共に」では、1861年10月にラゴペーゾレの森で出会ったスペイン人正統主義者、ヨーゼフ・ボルヘス（José Borjès）との出会いや彼との共闘が語られている[2]。

第六章の「孤立した攻撃」では、彼が次第にイタリア政府軍によって追い詰められていく過程が述べられている。この章は前章までとは違い、日付などの記述があいまいで、一年単位で話が飛んでいる箇所も散見される。出来事に関する叙述に軽重があるのは、自伝の史料としての特性として仕方のないことであろう。

第七章ではついに彼が戦いをあきらめ、政府軍に部下たちと降伏する。彼は数えきれないほどの罪状を抱えていたにも関わらず、死刑ではなく、終身刑に処され、1905年まで監獄の中で生き延び続けることとなった。彼が死刑にならなかった理由の一つとして、元ブルボン政府や教皇庁の働きかけがあったと言われており、そうした事柄についてもクロッコはこの章において言及している。最終章ではクロッコがこれまでの行いを総括し、ある種の後悔の言葉で彼の自伝を締めくくっている。

近年、ブリガンタッジョは国民国家にかかわ

[1] Crocco Carmine Donatelli, *Come divenni brigante*, Createspace Independent Pub, 2015 p.109. 彼が犯した罪は少なくとも75人の殺人と120万リラの損害であり、その他にも多くの余罪があるとみられている。

[2] Ibid., p.65. クロッコはボルヘスに対して当初より嫌悪感を抱いており、実際共闘していた期間は非常に短かった。ブリガンテであるクロッコと、ブルボン政府再興を目指す軍人ボルヘスとでは、戦いの目的が違った。このことは、ブリガンテの性格を考えるうえで非常に重要と思われる。

る問題として捉えられるようになってきている。イタリアが一つの国家として統一されようとする、まさにその時発生したブリガンタッジョという大規模な動乱は、確かに国家が内に抱える対立、矛盾を表していると言うことができる。事実、最近のイタリアではブリガンタッジョを研究することによる、国家統一過程の見直しが活発にされるようになってきている。

イタリアの国家統一といえば、ガリバルディの千人隊やオーストリアに対する勝利など、華やかな場面が強調されることが多い。しかしブリガンタッジョは、いうなればイタリア統一の影の部分であり、その部分を見つめなおすことでイタリア統一をより深いレベルで捉えることが出来るだろう。

統一を成し遂げたばかりのイタリア政府は、ブリガンタッジョを国の秩序を乱し危機をもたらすものとして、徹底的に弾圧した。イタリア政府が同じ「国民」であるはずの南部の人間に銃を向けたということは、どういった意味を持つのか。最近では統一を進める政府が南部地方出身の兵士なども動員しながらブリガンテ達を厳しく弾圧したことをイタリアにおける「内戦」（guerra civille）として理解しようとする試みも出てきている。

近代史における国民国家の問題としてブリガンタッジョを捉えた時、クロッコの自伝はより一層重要度を増すことになるだろう。彼の自伝から南部の人間のイタリア国家に対するイメージや考えをすくい出し、統一を進める北部政府の思惑と並べて比較することは、イタリア統一が抱えた矛盾や対立を理解することにつながる。

自伝の中からクロッコの文章を一つ、具体例として引用する。彼は対峙したイタリア政府の将軍に対して「あのピエモンテの将軍と彼の部下は我々南部の人間をなんと低俗な存在であると捉えているのか。私たちが皆悪人であると考え、敵意を持って向かってきている。」[3] という思いを抱いていた。前述したようにクロッコは殺人を犯したことにより正規軍を離れ、その後にブリガンテになったのであり、当初より彼のブリガンテとしての目的がイタリア政府の打倒ひいては両シチリア王国の再興であったわけではない。しかし引用した文に見るように、彼は南部の人間としてイタリア政府や北部の人間を敵視していたのである。

クロッコのように北部のイタリア政府に対して否定的な感情を抱いていた人間は南部地域には多かったといわれている。自分たちの生活していた地に突如として侵入してきた「外」の人間に対して南部の人間が抱いた反感は、19世紀後半においてもイタリア「統一国家」という概念が必ずしも自明のものではないということを明らかにしている。

このブリガンタッジョという歴史的事件にみられる国民国家の問題は、現代にも通ずる問題であろう。今日でも世界各地において国家という枠組みにおける排除、統合といった問題は非常に重要なものとして取り扱われている。

クロッコの自伝を読み、当時の歴史的状況を想起することは、イタリア史の理解を進めることにも、現代おいても存在する普遍的な問題について考察することにもつながる。

[3] Ibid., p.51.

Our Beloved Kin: A New History of King Philip's War. By Lisa Brooks. New Haven: Yale University Press, 2018.

Tsukada Hiroyuki
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral student

Quadrante, No.22 (2020), pp.285-286.

American historians long ago dismissed the frontier thesis of Frederick Jackson Turner, which posited the dichotomy of civilization versus savagery and was chiefly concerned with the former's westward expansion. Current researchers have labeled this region of the United States the "borderlands," a region where different groups of people interact with one another. In addition, Robert F. Berkhofer, Jr.'s "New Indian History," which puts Indians at its center, and Daniel K. Richter's perspective in *Facing East from Indian Country* have been established as foundational to the new historical stance on European westward expansion. This trend is also evident among Japanese scholars of Native American history (see *Rikkyo American Studies* in 2007). Early Americanists have increasingly turned their gaze toward Native Americans, and Lisa Brooks gave birth to a work that epitomizes this shift.

Lisa Brooks, one of the two winners of the 2019 Bancroft Prize and Professor of English and American Studies at Amherst College, wrote *Our Beloved Kin: A New History of King Philip's War.* King Philip's War occurred in New England in the 1670s, and Brooks' book contains new perspectives on different aspects of the war, including detailed writings about the land deals as a cause of the war (ch. 3), battles on the northern front (chs. 6, 9), and Mary Rowlandson's captivity narrative (ch. 7). As regards the battles on the northern front, Brooks opposes the dominant interpretation of King Philip's War as a defeat of New England Indians. This view has been maintained by separating the war from the northern front, which would continue intermittently for one hundred years. At that time, the English were unable to overcome the Maine area Indians, and the Casco Bay Treaty of 1678 articulated that the English inhabitants in Indian territory must pay tribute to Indian leaders.

Moreover, from the perspective of the New Indian History, Brooks focused on two Indians: Weetamoo, the female leader of Pocasset, and James Printer, a member of the leading family of the Nipmuc praying town (chs. 1-2). These two figures have not been featured by other researchers, but are important in Indian history because they succeeded in defending their lands and communities, that is, their beloved kin. Weetamoo, in particular, adapted to the English notion of land transactions. She "understood that in the colonial system, planting lands that belonged to an individual man would be respected more than those that belonged to a collective of women" (p. 70). In negotiations, she established a male owner to protect her territory.

In describing Indian resistance, Brooks offered a bold new perspective on King Philip's War, emphasizing trans-tribal kinship networks among the Indians of Southern New England. For example, because of their kinship with the Wampanoags, the Narragansetts sheltered the Indian refugees. This action was against the agreement with the English and gradually brought them nearer to the side of

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/

King Philip (pp. 203-7). Thus, regarding the name of the war, Brooks was in favor of Mohegan leader Owaneco's "the Warres with the Generall Nations of Indians," because this alternate name represents the kinship networks. However, "King Philip's War" has probably been used to describe this conflict since 1716, when Thomas Church published the memoir of his father Benjamin, who led a march against King Philip (pp. 7-8).

Previous studies on King Philip's War (e.g., Pulsipher's *Subjects unto the Same King*) have elucidated two aspects of the war: the ethnic conflict and the Indians' political choice. The former has emphasized the difference between the Indians and the English, and the latter has paid attention to the fact that many Indians supported the English. Those studies have often criticized each other. Brooks seemed to support the positions of those emphasizing the ethnic conflict, because she adopted Owaneco's name and stood by the current studies of settler colonialism, which have analyzed settler violence against the indigenous people. In reality, however, her focus on the kinship networks of "the Generall Nations of Indians," which had both an ethnic and a political nature, enables the two aspects to fuse. In this book, Brooks challenged the historians' analytical frameworks and vividly depicted the Indian resistance in light of Indian culture—thus, she aptly calls her work a "New History" of King Philip's War.

研究業績
List of Works

東京外国語大学海外事情研究所，*Quadrante*, No.22, (2020)
Tokyo University of Foreign Studies, Institute for Global Area Studies, *Quadrante*, No.22, (2020)

史料との出会い

On Reading Historical Sources

佐々木　孝弘
SASAKI TAKAHIRO
東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

Quadrante, No.22 (2020), pp.289-293.

退職を前にしてこれまでの研究業績一覧表と簡単なエッセイを書くようにとの編集委員会から依頼を受けて、これまで自分が行なってきた研究を現在の時点からもう一度ふりかえる機会を得ました。以下、ごく簡単にどんなことを考えて研究を続けてきたのかまとめてみたいと思います。

私はもともと人種差別がなぜ起こるのかを歴史の中で検証したいという関心からアメリカ合衆国南部の歴史を研究し始めました。歴史家として最初に取り組んだ大きなテーマはジョージア州におけるポピュリスト運動の中でアフリカ系アメリカ人やユダヤ人に対する差別や偏見がどのように生成してくるのかを「人種」や「ジェンダー」の視点から検討してみるというものでした。この検討作業を通じて白人男性の心理の中で女性の「セクシュアリティ」をめぐる不安が予想以上に強かったことを確認した私は、次にリンチ事件やレイプ犯罪の問題に関心をもつようになり、ノースカロライナ州の法廷に残されていたレイプ裁判の記録を丹念に読むようになりました。

その後、私の関心は工業化が進展して賃金労働が増えていく中で家族の中の政治力学がどのように変化していったのかという問題に移り、その観点からノースカロライナ州の離婚や既婚女性の財産管理権の問題を法律の改正や訴訟から考察するというテーマに取り組みました。また、ノースカロライナ州アラマンス郡にある綿紡績工場の記録を読み、この工場で働く従業員家族について、家族内の政治力学がどのように変化していったのかを考察しました。そして、最近の10年間ほどは、奴隷制度廃止前後という社会秩序が大きく変わる時期に、白人およびアフリカ系アメリカ人の家族がどのように変化したのか、奴隷所有者やその家族と奴隷とされていた人たちとの間の関係がどう変化したのかという問題を追及しています。

このように、追及してきたテーマは40年間の時の推移とともに変化してきていますが、史料に向き合うときの私の姿勢は変化しませんでした。それは、記録を残した人がどんな人で、記録したときにその人がどのような状況に置かれていたのかということを十分に調査した上で、記述を読んでいくという姿勢です。これは当然のことのように聞こえるかもしれませんが、実際にはリサーチの効率との兼ね合いでなかなか実現するのが難しいことです。単なる情報をピックアップするのとは異なり、時には史料には書かれていないことを読まなければならなくなるからです。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

ひとつ、具体的な例を挙げましょう。2001年から2004年にかけて、私はジョージア州アトランタの鉛筆工場で働いていた当時13歳の白人少女メアリー・フェイガンの殺害事件について集中的なリサーチを行ないました。2003年から2004年にかけて1年間文部科学省の在外研修でノースカロライナ大学に滞在することができたので、この滞在期間中何度もジョージア州へ足を運び調査を行ないました。今でも強く記憶に残っているのは、2003年10月に1913年当時にメアリーの住んでいた家のあった地点から彼女が勤務していた鉛筆工場のあった地点まで徒歩で歩くということを3回にわたって実行したことです。1913年から2003年までの90年間にアトランタの状況は大きく変わっていました。高速道路（ハイウェイ）の建設など都市の再開発に伴い、かつての道路は寸断され徒歩での移動が簡単ではなくなっていたからです。それでも、1910年当時の地図と2000年に発行された現状の地図のふたつを携えて、3度この地域をくまなく歩きました。

私の目的は、メアリー・フェイガンが通勤に使っていた路面電車を利用しないで歩くことによって片道の運賃10セントを自分のポケットに入れることが可能だったことを確認するためでした。3回の現地調査の結果、メアリーが当時運行していた路面電車の路線通りに歩いたとしても恐らくは40分か45分で、近道をしたとすれば35分ほどの時間でたどり着くことができたことが判明しました。これならば、メアリーはその気になれば通勤に使う片道10セントを自分のポケットに入れて歩き、このようにして貯めた現金を使って、仕事のあとに映画を見て帰るということが可能だったことになります。このことに関して、メアリーの母親は、娘は良い子で「給料袋を自分では開けずにそのまま私に渡す」と証言していました。他方で、彼女の夫（メアリーの継父）は「娘は仕事が終わったあと映画を見に行くことがよくあった」と警察の取り調べに答えています。この一見矛盾する親たちの証言は、どのように解釈したらよいのでしょうか。映画を見るのにかかる費用（1回10セント）をどのようにメアリーは工面していたのでしょうか。職場まで歩いていくという方策は、私のこのような疑問に対するひとつの解答になり得るものでした。

もちろん、メアリー・フェイガンが実際に徒歩で通勤することによって浮いたお金を映画を見るというような自分の楽しみのために使っていたということを示す積極的な証拠は何もありません。ただ、娘が親に見せている姿と彼女の現実の姿の間には、大きな乖離があるかもしれないことを示唆しています。

私はこの自分の追体験を契機に、警察の取り調べや法廷の審理の記録を丹念に読み直してみました。その結果、大人が信じたいと思っている少女たちの姿と実際に工場で働いている少女たちの実像の間にはとても大きな距離があることが分かりました。それと同時に、メアリー・フェイガンの虚像が大人たちの都合から意図的に作り上げられていったプロセスが明らかになり、これまで他の歴史家が見逃してきた新しい解釈を展開することができました。（より詳しいことについては、以下の研究業績 II-7 を参照してください。）

歴史家にとって史料と出会うことは、他に代えがたいほどの喜びをもたらしてくれるものです。史料との出会いを通じて歴史家は自分の想像の翼を拡げることができるからです。退職後も、現在のコロナウィルス（COVID-19）をめぐる混乱が収束すれば、ときどきはノースカロライナへ戻り、また史料の海の中に身を浸す喜びを感じることになるかもしれません。

研　究　業　績

佐々木　孝弘

I. 著書（全て共著）

1.「産業化に直面した南部農業社会──トム・ワトソンの黒人認識の転換──」本田創造編『アメリカ社会史の世界』三省堂，1989年，pp.143-170.

2.「文化が社会の変化に抵抗するとき──ジョージア州ポピュリスト運動の生成要因とその性格をめぐって──」遠藤泰夫・金井光太朗・佐々木孝弘他『常識のアメリカ・歴史のアメリカ──歴史の新たな胎動──』木鐸社，1993年，pp.193-244.

3.「アメリカ合衆国南部社会におけるリンチ事件の考察──伝統コミュニティの揺らぐ家父長制とジェンダー──」下村由一・南塚信吾共編著『マイノリティと近代史』彩流社，1996年，pp.197-219.

4.「脱走兵とジェンダー──南北戦争期のノースカロライナ州の事例から──」立石博高・篠原琢共編著『国民国家と市民──包摂と排除の諸相──』山川出版社，2009年，pp.92-115.

5.「離婚訴訟に見る婚姻の意味とその変化（1814年−1933年）──ノースカロライナ州の場合──」金井光太朗編著『アメリカの愛国心とアイデンティティ──自由の国の記憶・ジェンダー・人種──』彩流社，2009 年，pp.87-110.

6.「外に向かって開かれた家族とコミュニティ──1900 年、ノースキャロライナ州ダーラム市のアフリカ系アメリカ人たち──」樋口映美編著『流動する〈黒人〉コミュニティ──アメリカ史を問う──』彩流社，2012年，pp.43-70.

7.「メアリー・フェイガンの墓──墓碑に刻まれた嘘とその意味するもの──」吉田ゆり子・八尾師誠・千葉敏之編著『画像史料論──世界史の読み方──』東京外国語大学出版会，2014 年，pp.176-180.

8.「『サンボ』」という表象とその意味するもの──『奴隷とされた人たち』が生きた世界──」長谷部美佳・受田宏之・青山亨編著『多文化社会読本──多様なる世界、多様なる日本──』東京外国語大学出版会，2016年，pp.169-180.

9.「エリザベス・ミード・イングラムの日記を読む」樋口映美編著『歴史のなかの人びと──出会い・喚起・共感──』彩流社，2020年，pp.113-126.

II. 論文

1. “The ‘Tempest in a Teapot’: The South and Its Reaction to the Roosevelt-Washington Dinner at the White House in October, 1901,”『アメリカ研究』，20号，1986年，pp.48-67.

2. “American Periodicals and the Rise of Japan to a World Power, 1890-1920,” J*ournal of the College of Arts and Sciences*, Chiba University, B-23, 1990, pp. 67-84.

3. “Social Origins of Intolerance in the American South,” *Journal of the College of Arts and Sciences*, Chiba University, B-24, 1991, pp. 65-70.

4.「南部社会における家父長制とジェンダー──白人女性のレイプ事件を読み解く文脈を求めて──」『アメリカ史研究』20 号，1997 年，pp.3-9.

5.「黒人男性が白人女性をレイプするとき──アメリカ合衆国南部社会における人種，階級，ジェンダーの構築過程（1820年−1920年）──」『東京大学アメリカン・スタディーズ』3号，1998年，pp.75-93.

6.「アメリカ合衆国旧南部社会の基本構造（1820年－1865年）」『ポストコロニアル状況における地域研究 (2)』文部省特定研究報告 No.22，1998年，東京外国語大学海外事情研究所，pp.101-113.
7.「殺された少女とその家族の表象──メアリー・フェイガン殺害事件とレオ・フランクのリンチ事件再考（1913年－1915年）──」『クァドランテ』5号，2003年，pp.191-206.
8.「ノースカロライナの農場からコトン・ミルへ──移住に伴う家族内の権力関係の変化──」『アメリカ史研究』26号，2003年，pp.35-52.
9.「アメリカ合衆国南部社会における黒人家族の成立過程と暴力──再建期ノースカロライナ州ピードモント地域の人種、階級、ジェンダー──」『アメリカ研究』40号，2006年，pp.1-17.
10. “Gender and the American Civil War: Some Episodes in North Carolina during the Civil War and Reconstruction,”『クァドランテ』10号，2008年，pp.67-76.
11.「財産管理権獲得をめぐる女性の闘い──1868年ノースカロライナ州憲法の制定とその意義──」『アメリカ史研究』34号，2011年，pp.36-52.

III. 学会動向、書評、解説コラム記事、エッセイなど

1.「書評 長田豊臣『南北戦争と国家』」『歴史学研究』659号，1994年，pp.72-74.
2.「近代世界の相対化とアメリカ例外主義の克服──『常識のアメリカ・歴史のアメリカ』執筆の意図と今後に残された課題──」『アメリカ史研究』17号，1994年，pp.31-34.
3.「日本におけるアメリカ史研究の現状と問題点──アメリカ史研究会の創立 20 周年に寄せて──」『アメリカ史研究』18号，1995年，pp.25-29.
4.「1996年の歴史学界 回顧と展望 アメリカ（北アメリカ）」『史学雑誌』第106編5号，1997年5月，pp.391-395.
5.「書評 辻内鏡人著『アメリカの奴隷制と自由主義』」『史学雑誌』第108編1号，1999年1月，pp.109-115.
6.「書評 上杉忍著『公民権運動への道──アメリカ南部農村における黒人のたたかい──』」『歴史学研究』，735号，2000年3月，pp.57-60.
7.「書評 和田光弘著『紫煙と帝国──アメリカ南部タバコ植民地の社会と経済──」『アメリカ史研究』，24号，2001年，pp.102-105.
8.「本田創造先生の思い出」『毅然として』ゴトー印刷，2001年，pp.160-162.
9.「辻内鏡人さんにはじめてお会いしたときのこと」辻内鏡人追悼文集編集委員会編『言葉──辻内鏡人追悼文集──』光陽印刷，2001年，pp.71-72.
10. “Summary of Discussion,” Proceedings of the Kyoto American Studies Summer Seminar, July 25-July 27, 2002.
11.「2007年の歴史学界 回顧と展望 アメリカ（北アメリカ）」『史学雑誌』第117編5号，2008年5月，pp.389-392.
12.「コラム アメリカ合衆国南部社会におけるリンチ事件とジェンダー」石川照子・高橋裕子共編著『家族と教育』（ジェンダー史叢書2 巻），明石書店，2011年，pp.303-304.
13.「コラム 1『ダーラムの理髪師』ジョン・メリックとリンカン病院の建設」樋口映美編著『流動する〈黒人〉コミュニティ──アメリカ史を問う──』彩流社，2012年，pp.71-74.

IV. 翻訳

1. ニール・R・ピアス，ジェリー・ハグストローム著，中屋健一監訳『ザ・ブック・オブ・アメリカ』実業之日本社，1985年．共訳書．本書のうち、バーモント州（pp.195-203）とノースカロ

ライナ州（pp.359-377）を分担.

2. ジョン•ホープ•フランクリン著, 本田創造監訳『人種と歴史──黒人歴史家のみたアメリカ社会──』岩波書店, 1993年. 共訳書. 本書のうち、第5章（pp.101-132）と第7章（pp.151-179）を分担.
3. ヴィッキー・ルイス編著, 和泉邦子・勝方恵子・佐々木孝弘・松本悠子共訳『差異に生きる姉妹たち──アメリカ女性史における人種・階級・ジェンダー──』世織書房, 1996年. 本書のうち、第3章「顔をつくる──化粧品産業とジェンダーの文化的構築、1890年－1930年──」（pp.89-134）を担当.
4. 荒このみ編, 『史料で読むアメリカ文化史 2──独立から南北戦争まで──1770年代－1850年代』東京大学出版会, 2005年. 共訳書.「南部プランターの世界観──ジョージ•フィッツヒュー『南部社会論』──」（pp.264-273）を担当. 原典史料の翻訳と解説.

V. 事典の項目執筆

1.『歴史学事典 第3巻 かたちとしるし』弘文堂, 1995年. 担当項目:「アンクル•サム」,「サンボ」.
2.『歴史学事典 第4巻 民衆と変革』弘文堂, 1996年. 担当項目：「アフリカ帰還運動」,「クウ・クラックス・クラン（KKK）」,「黒人差別」,「ジェシー・ジェームズ」.
3.『歴史学事典 第5巻 歴史家とその作品』弘文堂, 1997年. 担当項目：「ウッドワード」,「ホフスタッター」.
4. アメリカ学会編『アメリカ文化事典』丸善出版, 2018年. 担当項目：「クウ・クラックス・クラン（KKK）」.

執筆者一覧
List of Authors

編集後記
Ediorial Notes

執筆者一覧　（名字五十音順）

池田光穂	大阪大学 CO デザイン研究センター
伊東剛史	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
岩崎稔	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
上原こずえ	東京外国語大学世界言語社会教育センター
内川隆文	東京外国語大学大学院博士後期課程
大石高典	東京外国語大学現代アフリカ地域研究センター
小野寺拓也（翻訳）	東京外国語大学世界言語社会教育センター
亀崎洋太	東京外国語大学大学院博士前期課程
金雪梅	東京外国語大学大学院博士後期課程
金富子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
倉田明子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
黒沢祐人	東京外国語大学大学院博士前期課程
近藤祉秋	北海道大学アイヌ・先住民研究センター
逆井聡人	東京外国語大学世界言語社会教育センター
佐々木孝弘	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
潮屋郁也	東京外国語大学大学院博士前期課程
重松香奈	東京外国語大学大学院博士後期課程
篠原琢	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
宋恵媛	大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター
孫春日	延辺大学人文科学学院
巽由樹子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
塚田浩幸	東京外国語大学大学院博士後期課程
西山暁義（翻訳）	共立女子大学国際学部
野本京子	東京外国語大学名誉教授
福井幸	編集者
松本朋華	東京外国語大学大学院博士前期課程
村上正樹	日本獣医生命科学大学獣医学部
吉見義明	中央大学名誉教授
賴瑜榮	東京外国語大学大学院博士後期課程
李東振	慶北大学社会学科
渡辺祐子	明治学院大学教養教育センター

編集後記

クァドランテ 22 号をお届けします。今号の特集は、とりわけ、海外事情研究所所員それぞれの常日頃の学問活動の成果を世に広く問うものであると同時に、その成果をめぐる、それぞれの現場でのやりとりを記録したものにもなっています。

翻ってみれば、博士前期課程・博士後期課程に属する院生が書かれた論文そのほかもまた、それぞれの探求者にとっての常日頃の活動「現場」からの報告ではあるのでしょう。

今号からはじまった小野寺所員と西山暁義氏による史料紹介も、お二人が構想される複眼的な史料読解の現場報告でもありましょう。また、退職される佐々木孝弘先生（!）が寄せてくださった「史料との出会い」も、歴史家にとっての「いま」という現場がどのようなものであるかを教えてくださいました。

それぞれの「現場」の活動がどれほどの人たちの「見える手」によって支えられているかということもまた――と同時に、自らの「現場」が他の「現場」を足蹴にしているかもしれないと懐疑しつつ――、「常日頃」そのものが危うくなるようなときにこそ、確かめなおしたいものです。

（『クァドランテ』編集長　大川正彦）

編　集　規　定

1.『Quadrante クァドランテ』は、東京外国語大学海外事情研究所の研究活動の成果を発表するために、同研究所の責任において編集・発行される。尚、著者により異議が申し立てられない限り、本誌掲載の論考は東京外国語大学によって電子化・公開される。

2.『Quadrante クァドランテ』は、原則として各年度ごとに1号を発刊する。

3. 海外事情研究所は、『Quadrante クァドランテ』の発行のために編集委員会を置く。編集委員会は所長、所長代理、編集幹事および若干の所員より構成される。

4. 編集委員会は、同研究所の所員ならびに研究所の研究活動に積極的に参画した者、および必要に応じて外部の者に寄稿を求めることができる。

5.『Quadrante クァドランテ』に掲載される論文等については、編集委員会の責任において査読者を選定し査読審査をおこなう。

6. その他編集上の細則については、編集委員会が適宜これを定める。

Quadrante

クァドランテ［四分儀］
地域・文化・位置のための総合雑誌
Areas, Cultures and Positions
No.22
発行：2020年3月31日
（第2版：2020年7月31日）

編集委員
大川正彦（委員長）　小川英文　小田原琳
蒲生慶一　島田志津夫　古川高子

発行所：東京外国語大学海外事情研究所
〒183-8534　東京都府中市朝日町 3-11-1
電話：042-330-5405

～*～*～*～*～*～*～*～
表紙デザイン：桂川　潤